大正元年九月一日發行（每月一回一日發行）三十一日印刷納本
明治四十四年三月廿八日第三種郵便物認可

新日本

伯爵大隈重信主宰

明治聖代號

第拾版

第貳卷第九號　東京冨山房發行

謹告

先帝陛下崩御に付敬悼の意を表せんが爲め、『新日本』第二巻第九號を「**明治聖代號**」と爲し發行仕り候**本號**は紙數其他凡て平素の倍數に上り**定價金五拾貳錢郵稅四錢五厘**にて發賣仕候に付月極讀者諸彥の前金中一時に二冊分引去り候事に相成候間此儀御諒承被下度此段謹告仕候

東京神田 **富山房雜誌部**
(振替口座東京五〇一番)

追て右の次第に付十月分まで前金御送りの諸君は凡て本月にて前金切と相成候間引續き御拂込被下度願上候

國哀葵衷

穹昊、雲傷みて、亢陽、光を斂め、黄壤風悲みて、玄泉、聲を呑む。鳳駕上賓して、臣庶哀惶す、天に籲び地に號ぶも、曷ぞ殞裂に堪ん。伏して惟ふ、

大行天皇、天授神襄、允文允武、謹儉、上に持し、黽勉、下に示す、德は六合を涵し、威は五洲に宣ぶ。其登極の初に當り、國步未だ安からず、皇化未だ洽からず、聖猷爰に立ち、鴻業聿に成り、王道中興して、山河、色を改む、既にして、潢池、氛息み、海疆、武揚る。外は則ち、黄龍、頭を垂れ、蒼鷲、翼を戢め、南、臺灣を開き、北、滿韓を撫す、輿圖の廣きは、前代を超え、旭旗の光は、後世を籠む。內は則ち、憲政始めて布き、法典畢めて備り、賢愚を鑑別し、黜陟を嚴明にし、民權を重んじ、衆利を護り、教育は都鄙に普く、拓殖は遐邇に覃ぶ、鐵路電線、以て交通を獎け、貨制穀准以て財用を裕にす。是に於て、群臣抃舞し、庶民鼓腹し、普率熙熙として、昭代の洪澤に謳歌し、國恩の萬一に酬んことを期せざる無し。此時俄然、山裂け海涸れ、石破れ天驚き、宮車晏駕して、奄に萬有を棄つ、誰か五內摧けて、雙目瞑せざらん。然れども、

儲皇聖統を繼承し、天日依然として、寰宇を光被す、明治の宏謨は、大正に入りて愈振ひ、憲政の前途は、愈坦に愈完く、外交の道も、同盟の約も愈福利を增進せん、是亦

大行天皇の餘惠遺澤なり。草莽の微臣等、虔みて寸管を執り、新日本を編するに當り、滿腔の丹血を披瀝して、在天の

皇靈を遙拜し、國哀の葵衷を表す。

新日本第貳卷第九號

明治聖代號

大正元年九月一日發行

目次

明治大業史

挿畫

御束帯を召させられし明治大帝

天皇陛下

皇后陛下

皇太后陛下

明治大帝御物(一)

御冠

(紫の掛緒は専ら至尊の用ゐさせらるゝものと承る)

(田中伯爵秘蔵)

明治大帝の大演習御統監

（明治大帝最近の御尊影）

久留米廣川村の御野立

（御説明申上ぐるは中村侍従武官長）

（明治四十四年十月）

皇儲殿下

光宮殿下

泰宮聰子内親王殿下

淳宮殿下

竹田宮妃昌子内親王殿下

北白川宮妃房子内親王殿下

朝香宮妃允子内親王殿下

明治大帝御物(二)

黄櫨染の御袍(元始祭に用ゐさせらる)

御手細工の朱欒の煙草入

御袴

羽二重の御寝着

大葬使總裁伏見宮貞愛親王、同妃利子殿下

(伏見宮御邸)

有栖川宮威仁親王、同妃慰子殿下

(有栖川宮御邸)

御大葬御名代閑院宮載仁親王、同妃智恵子殿下

(閑院宮御邸)

東伏見宮依仁親王、同妃周子殿下

（東伏見宮御邸）

今般當行出張所を新嘉坡ロビンソン街百番に設置し來る九月二日より爲替其他一般業務を開始致候

大正元年八月

臺灣臺北
株式會社 **臺灣銀行**

支店出張所所在地

臺灣　基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿緱、花蓮港、澎湖島

支那及南洋　上海、福州、厦門、汕頭、香港、廣東、新嘉坡、

內地　神戶、大阪、東京

日本橋區吳服町壹番地
東京出張所　支配人　山成喬六

國力發展の指針

法學士 特地六三郎先生著

臺灣殖民政策

忽再版

菊判全一冊 五百九十四頁
定價壹圓八十錢
送料內地十二錢 臺灣樺太卅錢 鮮清二十五錢

人口の增加は富の不平等を來し、失職窮迫の徒を生じて、社會幾多の弊害を釀すそを防遏し併せて富源を開拓し、以て國力の發展を謀らんには殖民を以て專一となす。此れ世界各國競うて殖民政策に腐心する所以なり。特に人口剩多にして、幸に新領土の頓に膨大せる我國に取りては最も急務なるを感ず。本書は先づ二十年來實施經營せる臺灣殖民政策の本質と精神とを闡發し、爲政者及斯學者の資に供せんことを期し、著者が十年間要路に當りたる實驗と該博なる學識とを以て、公私の文書精確なる材料を參考として編著せられたるもの也。其序文に曰く『本書述作の動機は全く十年勤務の報恩として臺灣統治の爲に涓埃の貢獻を効さんと欲するの微衷に出づ』と。以て其熱誠忠實の著たるを知るべし。斯くて本書は單に將來臺灣統治の木鐸たるのみならず、朝鮮樺太其他の殖民政策の良指針たり、亦斯學攷究者の唯一の參考たるべき也。

發行所　東京神田（電振 本替 四一五 一〇〇 三三一 〇六番）　富山房

桃山より巨椋池を隔てゝ宇治を望む

（今尾翔翠謹寫）

東京御遷幸の圖

其三東京府京橋之図

□都遷の詔（明治元年戊辰七月十八日）

朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す江戸は東國第一の鎭四方輻湊の地宜しく親臨以て其政を視るべし因て自今江戸を東京とせん是　朕の海内一家東西同親する所以なり衆庶此意を體せよ

同副書

慶長年間幕府を江戸に開きしより府下日々繁榮に赴き候は全く天下の勢斯に的し貨財隨て聚り候事に候然るに今度幕府を被廢候に付ては府下億萬の人口頓に活計に苦み候者も有之哉と不便に被思召候處近來世界各國通信之時態に相成候ては專ら全國の力を平均し皇國御保護の目途不被爲立候ては不相叶御事に付屢々東西御巡幸萬民之疾苦をも被爲問度深き　叡慮を以て御詔文の旨被仰出候執れも篤と御趣意を奉戴し遂に奢侈之風習に慣れ再前日の繁榮に立戻り候希望し一家一身の覺悟致候ては遂に活計を失候事に付向後銘々相當職業を營み諸品精巧物盛に成り行き自然永久榮を不失樣格段之心懸爲肝要事

内容の完備装釘の善美挿畫の壯觀天下獨歩也

世界の政事的經濟的社會的發展の激甚と共に西洋全史の必要ますます切實なとれり

本書の體裁――舶來附圖索引共全五册――紙數二千六百餘頁

陸軍大學校教授 學習院教授 兼

文學博士 瀬川秀雄先生著

西洋全史

曩に本書の公にせらるゝや邦文世界史の巨擘、振古未曾有の大著作として、二萬餘の購讀を集中し、出版界讀書界を驚動せしめたるは讀者諸君の記憶に永く印せる處なるべし。當時公評の一班を再掲すれば

萬朝報 吾等は此書を得て我國初めて創建的西洋全史のあるを誇り得る、西洋史の教訓は想像以上のものがあるから、此書弘通後の國民の思想には非常の變化が見られるとだらうと思ふ。

讀賣新聞 ―記事の説明を助くるに木版寫眞版六百有餘を挿入したる外、着色版五十有餘を以てし之を光彩陸離此大著述を飾るゝ共に本邦製版及び印刷術の進歩を語り、地圖亦精密にして鮮明錦上花を添ふるの感あり、内容既に此の如し、大聲疾呼して之を江湖に紹介するも誰か好む所に私すと謂はんや。

大坂毎日新聞 最近吾人の案頭に落ち來つた富山房出版の西洋全史の如き纔かに四十三年後半の出版界に異彩を放つべきものである

國民新聞 ……『西洋全史』に至つて初めて其詳と精とを盡したる完全なる大著述を得たりと云ふべし……用意周到にして何處を捉へても精粗の差別なく大勢史なるかと思へば個人傳あり堂々たる正面觀ありと思へば犀利なる側面觀あり……

報知新聞 行文の流暢にして多趣味なるは勿論、博士が史眼の燃犀なる、いかなる瑣末の事物、微小なる人物と雖も必ず一種の徹底的批評と敘述とを費したり。

やまと新聞 史實材料の豐富に於て未だ曾て比肩すべき底の西洋史の出版せられたるを聞かず。

大阪朝日新聞 ……國民一般に世界歴史の知識を與へて現代文明の由つて來る所を知らしめ現代に處する所以を知らしむる書物として最も好都合に出來て居ると云つて決して溢美でない。況んや其代價の低廉なるに於てをやである。

時事新報 本書の價値は正に動なき所敢て世の讀書子に薦むるに吝ならざるを言明し置く。

かくて、特賣撤回後も需要は各方面に亘り、日に益々多きを加ふ。由つて、更に繙讀の便を諜て五册に分布して、装釘を改良し、左の特價規定を以て希望諸君に頒つ。

三千部限特價提供

特價金拾圓 (正價拾參圓)

送料(内地四十四錢、鮮支一圓五錢、臺樺九十錢)

發行所 東京神田 合資會社 富山房 (電本四一三〇一〇三六) 振替五〇一番

地圖の特色――著者獨特の考案に成り當時の光景一目炳焉

本書は其の切要に應ぜん爲め、装釘全五册に改め繙讀至便の形を備へて、更に天下に見ゆ

明治大帝御一代棟梁の臣

太政大臣三條實美公

山縣有朋公（第三、第九次内閣の首相）

桂太郎公（第十二、第十三次内閣の首相）

西園寺公望侯（第十一、第十四次内閣の首相）

明治大帝御創業輔弼の功臣（その一）

北白川宮能久親王　有栖川宮熾仁親王　小松宮彰仁親王

三條實美公　岩倉具視公

明治大帝御創業輔弼の功臣（その二）

西郷隆盛

木戸孝允　大久保利通

明治宇御最後の内閣大臣

内閣總理大臣　西園寺公望侯

内務大臣　原敬氏
司法大臣　松田正久氏

遞信大臣　林董伯
農商務大臣　牧野伸顯子

上列向つて右より(一)故伊藤公(二)有栖川宮威仁親王殿下(三)李王世子垠殿下(四)今上陛下(五)李完用伯(六)侍從武官李秉武氏　前より第二列向つて右より(一)趙重應子(二)宋秉畯子(三)桂公(七)東郷伯　其他東郷大將の背後に故岩倉宮内大臣其の背後に曾禰荒助子李秉武氏の背後に佐藤洋男　陛下の背後に長谷川大將　左端に村田淳氏

(明治四十年十月御渡鮮の砌京城景福宮慶會樓前に於て御撮影)

明治御宇最後の宮内大官

前内大臣　徳大寺實則公

東宮大夫　波多野敬直男

御歌所長官心得　久我通久侯

明治御宇最後の遣外使臣

（駐佛大使　石井菊次郎男）

（駐獨大使　杉村虎一氏）

駐伊大使　林權助男

駐英大使　加藤高明男

前駐清公使　伊集院彦吉氏

駐墺大使　秋月左都夫氏

宮城の今昔

明治初年の二重橋と最終年の二重橋

明治聖代號

新日本第貳巻第九號

大正元年九月一日發行

謹んで明治大帝を追懐す

主宰伯爵　大隈重信

一、日本の全歷史と明治四十五年

神武創業以來今日迄二千五百七十二年である。此樣な古い歷史を持つた國は日本以外に無い。此事は既に一度ならず二度ならず說いた事であるが、此建國以來殆んど三千年に垂んたる歷史と　先帝の四十五年の歷史とを比較するに、年の長さより言へば凡そ六十分の一にしか當らぬ。誠に短い時期であるが、然かし其短き時期に於て、內容から言へば、恐らく其前二千五百餘年の歷史以上に大なる歷史を作らせられたのである。只其大なるのみではない、更に複雜に、又其影響が只島帝國にのみでなく、亞細亞全洲に及んで居る。否、全世界に及んで居る。そして帝國は所有る方面に殆んど限なき發展をして居る。疑もなく其前二千五百有餘年の歷史よりは此方が遙に大なるものである、啻に日本の歷史として大なるのみではなく、直に世界歷史として大なるものである。

何となれば二千五百餘年は如何に時の上から長いといつても場所が限られて居る、日本內地丈の事である。思想も感情も、生活狀態も、社會狀態も、皆此狹い嶋國內の事である。國際といふは殆んど無く。僅に朝鮮や支那に多少の關係があつた丈で、それとて、誠に單純なものに過ぎぬ。二千五百有餘年の歷史は即ち此單純な歷史を繰返しつゝ來た迄で、內容は只內亂があるばかり、それも亦狹い範圍に止まつて能く一國の生命に影響する程のものはない。國際關係そのものも、また國民の感情、思想に大變化を及ぼす程に至らなかつた。そして內亂は單に武將が自己の慾望、自己の權力の强盛を競ふに止まり、思想の上にも風俗の上にも宗敎の上にも大した變化を與へない。好し其變化が多少あつたとしても、根本的の變化なしに來て居る歷史である。言へば先づ國內に猶ほ王化に浴せざるものがあるから王化を進めて漸次に僻遠に及ばした。中に或は王化に服せざるものがあるから征服した。從つて王化が盛になつた。次には外戚や皇族が互に勢力爭奪をやる。其中に支那文明が入り、佛敎が入つて文化が進む、即ち皇族、貴族を中心として進んで居たのであるが、次第に其權力は衰へて豪族に移り行き、遂に保元、平治の亂に至つて

[illegible]制御し、相爭ひ、其他戰國と爲り、人[illegible]織田、豐臣と爲り、又德川となつた。是丈の事だ。甚だ單純のものである。初め支那文明が入つて來て思想上に影響を與へたが、其れが始終續くかといふに左樣で無くして止んだから、二千五百有餘年の長歷史も僅に　先帝四十五年間の御治世の歷史に比すれば內容が貧弱なのである。實にこの四十五年間の其變化は殆んど計るべからざるものである、そして今日尙は其變化中に在つて進んで居るのである。支那に勝ち露西亞を挫き、濁を併せ朝鮮を收め、樺太を取る。此が皆世界に反響せる大事實であるのだ。即ち日本歷史の規模は世界的になつて來た。斯樣な事が僅々　先帝の御治世中に出來たといふは、固より　陛下の御盛德、天授の御才略に因る事とはいへ。又實は國家が三千年間蘊蓄し來つた力が世界の文明に觸れて忽焉として發作したものである。然かし如何に國民の素養があつても、これを率ふるに其人を以てせざれば、決して其力を十分に發揮することはできぬ。國民をしてその三千年の蘊蓄を傾盡さするに遺憾なからしめ得たるは　陛下の御盛德である。

それ、非常の時には、非常の英雄が生れる。わが　先帝陛下の御出現は實に國初以來の大國難の生じた時であつた。當時の我文明は尙未だ幼稚にして、到底かの泰西文明に對抗するに足らぬ。當時の我文明を以て泰西文明に對抗せんとす[illegible]が如くである。かの喜望峰の航路の開通、新大陸の發見、火藥の發明、此等泰西文明の力の駸々として向ふ所、歐羅巴以外の國々は皆力を失つて仕舞つた。そして蒸氣力、電氣力の發見以來其壓迫は愈よ猛烈を極め、能く之を沮止するものが無い。此に於てか彼等歐米人は、彼等と共力して文明の促進に盡した國以外には、能く之に對抗する力あるものはないと假定した。そして言ふ迄もなく日本も亦此假定の中に入れられたのだから堪らぬ。甚だ危險であつた。蓋し如何に强い國民も此物質文明の力には到底反抗出來ない。如何に意氣が旺盛であつても、甲冑を着けて軍艦の前に立つ事は難い。刀槍を提げて巨砲の口に向ふ事は出來ぬ。それ故實は恨を呑んで屈辱的條約にも調印せなければならなかつた。樺太も千島と交換といふ名の下に露西亞に讓らなければならなかつた。是には如何なる愛國者も施すの術なく、恨を呑んで傍觀するより外なかつた。海を超えては何一つ爲し得なかつた。一時は對馬も露西亞の呑噬に任し、僅に英國の好意に依て其日本海に對する大切な領嶋を保全し得たのである。此儘で進めば、遂には印度の覆轍を免れぬ。即ち日本は國初以來の國難に遭遇したのである。此未曾有の國難に際し、能くそれに堪え、禍を轉じて福とする天才が、我國家の必要に應じて現れなかつたなら國歩は如何になつたであらう。幸に皇祖皇宗の遺靈によつて茲に　先帝が御出現になり、三千年以來の國力を指導して、大なる歷史を作られたのである。

間の慾望を抑えてあつたから銘々それに安んじて居つた。即ち生活が簡易なだけに飢えるものも大してなかつたが、それと同時に又富むものもない。富めばその君主が脅制して、その金を絞取つて仕舞ふ、斯かる有様だから凡ての物が沈滯した。

宗教も亦政治の權力に結び付き、大僧正以下王侯を凌ぐの勢力あるものが少くなかつた。殿堂は概ね國費で作り、それに附屬の領地を持つて大僧正となると出入王者の如く人を拂ふ。即ち警蹕を唱ふるのである。由緒のある者、即ち皇族、五攝家等に關係ある所は門跡若くは准門跡と稱して皇族同様の待遇を受くる。著るものにも勿論階級があり、大僧正は如何様な法衣、次の僧正は如何様な法衣など、色々規定がある、そしてその間に多少勢力の競爭もあつたが、多くは權力に阿付する碌々たる徒輩に過ぎなかつた。神官も僧侶程ではないけれども頗る羽振りが宜かつた。併し神官の階級は僧侶に比すれば餘程下つたもので、かの別當とか座主とかいふ者に隨伴して居つた。例へば、叡山の如き、其處に山王即ち日吉神社といふ大社があるが、その神主は即ち天台の座主で日吉の神主は其命令の下に御祭をした。又春日大明神は南都の興福寺といふ大寺の僧侶が支配した。八幡宮の如きも皆僧侶の手に支配したもので神主は常に僧侶の下に在る。僅に佛敎の勢力の無い所といへば伊勢の神宮位のものである。それも一時神宮寺と稱した事があつた。併しこれは僅の間でしかなかつた。

睦仁

明治十一年十一月の御親筆

二、時代は英雄を生ず

我輩が之を誇張するでも何でもない。我輩は新舊兩社會を經過し、新舊兩思想の間に生れて其實際を觀察して來て居るが、我國の過去四十五年には、著しい變化がある。維新以前に於ては、先づ風俗から言つても、男子は頭の頂邊を剃つて丁字髷を結び、武士は兩刀を帶し、平民は丸腰で、人格とては認められず、封建の壓制の下に產業をのみ營んで居たが、その產業さへ、自由を與へられず、更に移轉の自由もなければ交通の自由もない、即ち旅行の自由さへもない。そして代官若くは其手附のものに頭を下げ、何事にも只命是れ從ふの實狀であつた。產業といふも農業以外に見るべきものなく。[illegible]人

仰の生命は少ない。只[illegible]

朧及び自己の身體の莊嚴を計る。即ち七條の袈裟を著る。錦、金襴等で色々人の目を眩惑する様な事をやる。其外には何もない。僅に一般の無學に乘じて加持、祈禱をし、此等迷信的の事のみで辛うじて信仰を繫いで居た。先帝の前迄が左様であつた。假へば宮中にでも御不豫の事があると、典藥の行く前に先づ御祈禱がある。其祈禱は誰がやるかといへば僧侶がやる。宮中に内道場を設け、其處に眞言とか天台とかの僧侶が集り觀音や不動を祭つて御祈禱をする。其祈り方にも法があり、一日に何度行つて如何するとか仲々六かしい。そして其御祈禱が何處でも誰にでもやれるかといふに左様でない。勅命が下らなければ出來ぬ。勅命の有つた少數の寺院少數の僧侶のみがやる丈の事である。そして典藥頭は其次になるので。將軍も之を眞似れば大名も

[illegible]

十中百中であるが[illegible]

國に四十萬といふ武士があり、其他は十分な人格を認められて居なかつた。皆奴隷であつた。否、四十萬の武士といふけれども、其中相當の地位あるものは四十分の一しかない、即ち一萬人である。其他は皆薄給なもので、藩々の少し地位あるものに對して頭が上らぬ。家老、用人などいふものに向つては絶對に頭が上らぬ。其號令鬼神の如くであるのに對して怒に觸れてはならなかつた。戰々競々として只命に違はざらんことを勉めて居る。が、慣習の久しき何等の不滿なく現狀に滿足して居た。若し夫れ平民の如き、武士に對して無禮をすれば切捨て御免であつた。殆んど人間扱ひをしなかつたものだ。此狀態は過去二千五百年間同じ風に繼續して來て居るので、何等の變化もなかつた。又此思想を動かし陋習を破る學說も起らない。四書や五經を漢

初めて御洋裝を召させられたる大帝陛下

學者とか國學者とかが色々に解釋するけれども、只解釋が多少違うだけで矢張り四書五經は四書五經である。かの西洋人がバイブルを讀むと同樣である。一のバイブル、一の古典のみを繰返してゐて、それで人間の進步が出來る譯のものでない。爰に於てか歐洲の思想界には、かのルーソーの如き人物が出で丶自然に歸れと絕叫した。我國に於ても人心の古典に捉はる丶や久しく、外國の文明に觸れて、初めて愕然として目醒めたのであるが、幕末までは全く此有樣で續いた。

如斯き日本が突然として西洋文明に觸れたのである。君臣上下皆狼狽した。驚愕した。驚愕して何等爲す所を知らぬ。殆んど自暴自棄に陷らざるを得なかつた。文明の程度の低い國が其高い國に接觸すれば皆亡滅する。其亡滅せぬ迄も日日に衰へ行くのが常である。日本は前述の如き狀態の下に十九世紀の西洋文明に面り接觸したのである。夢想もせざる蒸氣船を持つて來た。夢想もせざるライフルを持つて來た。百五十封度の大砲を持つて來た。此驚愕は大なるものであつた。が、是と同時に日本人は考へた。一時驚いたが今度は考へた。餘程是は我國に優れたものである。之に反抗せんとするなら是非彼等の爲す所を學ばなければならぬと考へた。なァに兵器の力である。個人の力は同一なのだ。彼等と我等とに變つた所はないが、只彼等の兵器には敵はぬ。そこで大に兵器の製造、軍艦の操縱、軍艦の製造等を學んだ。學べば出來る。そして熟練する。是は何から來るか。即ち一の學問なのだ。學んで見れば西洋人のする事だとて分る。科學も分る。政治も分る。法律も分る。哲學、宗教も分る、文學藝術も皆分る、其處で政治、文學、藝術、宗教、百科の研究が皆一時に蔚然として起つた。即ち一旦は驚愕したが、直に之に反抗する道を考へ。學んで成らぬ事はない。西洋人の爲す所を我も必ず爲すとの大なる自信を以て研究を始めた。是が抑も二千五百年間皇祖皇宗の力で撫育されて來た國民だからである。そして此非常の困難に反抗して世界の文明と競爭しやうとする國民の現はれた如くに、又聰明叡智なる　先帝陛下が御出現になつた。國亂れて英雄現はると云ふのが、これだ。これが所謂君臣の際會で、斯くして僅々半世紀の間に日本は世界歷史に比類なき進步發展を遂げたのである。蓋し英雄豪傑の一時名を現はしたものはある。所謂大帝若くは大王などといはる丶ものは是である、が此等は多く戰勝の餘威に依て、左樣に稱せらる丶ので繼續的に其名聲が發揮されつ丶あるのではない。アレキサンドル大王の如き、シャーレマン大帝の如き、近くは拿破翁一世の如き、一時は赫々たる名聲を世界に馳たけれども死後には消えた。之に比すると、先帝の御事業は遙かに繼續的で、その性質は前者の破壞的なるに比して建設的である。從て等しく大帝と申上ぐるも、その御名聲の如きは、かのアレキサンダー大王、シャーレマン大帝、ナポレオン大帝のそれに異なり、實に千載不磨である。年と共に光輝を發しつ丶ある。即ち一人の力で時の勢を制して現はれたものだ[illegible]を人類に與へたかといふに、何等の與へた所がないといはねばならぬ。然るに文明の大勢に乘じ、その大勢と丶もに進む者は永久に榮える。是が大に違う所がある。

三、目覺ましき庶政の改革

第一に七百年來王權衰へて武斷政治を繼續して來た結果、王室は敬遠されて只上天の神の如く、宗教的には尊ばれたが政治的には殆んど力がなかつた。其事は明に大政維新の御誓文に附いた御宸翰に表はれて居る。即ち中葉朝政衰へてより、武家權を專にし、表には朝廷を崇尊して、實は敬して遠け、億兆の父母として、絕て赤子の情を知ること能はざる樣計りなし、遂に億兆の君主たるも唯名のみに成り果て、其が爲に今日朝廷の尊重は古に倍せしが如くにて朝威は倍々衰へ上下離る丶事宵壤の如し、か丶る形勢にて何を以て天下に君臨せんや。と御慨嘆になつて居るが、幸にして此武斷政治。階級政治が破られて全國の臣民は盡く　陛下の赤子となるを得た。これ實に日本歷史上の一大事實と云ふべく、從來は武士といふ階級が君臣の交通を妨げてゐたのが、爰に至て天皇は直接その億兆に君臨し、億兆は赤子の其父を慕ふが如く、天皇を敬愛し奉り、初めて君臣一體となるといふことになつた。其處が詔勅にも朕の赤子とあるが、この御精神は直に教育にも現はれて居れば、法律にも現はれて居る。以前は階級によつて刑も違つたものだ。貴族には大抵肉刑が省かれて居たのだが、それを改革して法の上には貴賤貧富の差を認めない。刑[illegible]といふ事になつた。此刑法一つ丈でも餘程四民平等になり、富や位に何等の力の無い事になつた。教育の如きも昔は貴族の教育、武士の教育、平民の教育と皆それ〲階級に應じて違つて居たのだが、之を改革して、王公も平民も差別はない。學習院の生徒から下谷の萬年學校の生徒に至る迄皆同一の教育を受くる樣になつた。仲々御一新前迄は斯樣なものでなかつた。普通一般に教育されるなどいふ事はなかつた。僅に武士の階級。それも上級のものだけが學問したといふに過ぎなかつた。顧れば將軍の大政返上を聞こし召して天子御親政となり、自ら庶政を統御遊ばされた時が、新日本の誕生しかけた時である。

けれども大政は奉還せられたが、まだ封建が殘つて居る、其處で版籍奉還となり、廢藩置縣となり、漸を以て封建は廢滅し、そして郡縣が起つた。此に於て中央の行政から市町村の行政に至る迄脈絡全く貫通し、王權衰へて武門の手に歸し、久しく分裂して居た政治を玆に復び立派に統一する事が出來たのである。蓋し階級政治なるものは何によつて起つたかといふに將軍政治の爲であつた。封建政治の爲であつた。王朝時代にもそれは有るには有つたが、其著しきに至つたのは概して幕府政治の爲である。階級制の行はれた時には國には少數の貴族があつて國家の政務に任ずる、其他の人民は任じない。否自らは任ぜんと欲しても、任じさせてくれない。人格が無いのである。また護國の任務の如きも、少數の武士に委ねられてあつた。平民以下は與らぬのである。が、等しく國家

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ
朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レス
故ニ卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ
以テ朕ノ德義ヲ磨クアラ
ントス然ルニ卿カ道ヲ講スル
日猶淺クシテ朕未タ其教
ヲ學フ能ハス比日來卿病
蓐ニ在テ久ク進講ヲ欠ク
仄ニ聞ク卿侍講ノ職ヲ辭シ
テ山ニ入ラントスト朕之ヲ聞
此ニ至ルヤ朕道ヲ聞キ學
ヲ勉ム豈一二年ニ止マランヤ將
ニ畢生ノ力ヲ竭サントス卿亦
宜ク朕ヲ誨ヘテ倦ムコト勿ル
ヘシ職ヲ辭シ山ニ入ルカ如キハ
朕肯テ許サヽル所ナリ更ニ
望ム時々講說朕ヲ贊ケテ
晩成ヲ遂ケシメヨ

これ明治十二年故副島種臣伯が侍講の職に在りし時畏くも先帝陛下親ら御執筆遊ばされたるところ實に一御[illegible]の御宸翰として伯爵家に珍藏せらる。文辭優渥拜讀して功臣を遇したまふ聖慮の篤き深きを仰がしむ。

の重きに任ずる事が出來なくては眞の愛國の精神の起るものでない。全體の國民の精神が其處に向ふのでなくては獨り愛國の精神のみをそれに望んでも駄目である。愛國の精神は少數の外にない事となる。是ではいけぬ。此に於てか大政維新の後にはこの階級制度を破壞し、一面兵制を改めて徵兵制度を採用し、國民を擧つて皆兵とした。即ちそれ迄は少數の武士に限られてあつた護國の名譽を普く國民に分配し、何人をも國家の干城とするといふ、即ち國民皆兵の考が起つた。それと同樣に他面に教育に於ても昔は少數の外に學問の要なく又學問せんとしても之を禁じて居たのが、今度は國民を擧つて盡く學ばせる事とした。明治五年學制發布の際、それに添へて陛下の下し玉ふた御沙汰書を拜見すると、その精神が能く表はれてゐる。其要に曰く「人々自ら其身を立て、其產を治め、其業を昌にして以て其生を遂ぐる所以のものは他なし、身を修め智を開き、才藝を長ずるによるなり。されば學問は身を立つるの材本といふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民(華士族農工商及婦女子)をして邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す」と。如斯き變化は實に驚くべき變化である。歐米でも今日は驚くべく教育に力を用ひて居るが、是は前世紀以來の事である。即ち最も盛になつたのが十九世紀の事である。然るに日本は

[illegible]甚だ曖昧[illegible]事でないか。

王朝時代には淳和、奬學の兩院とか勸學院とかいふものがあり。中央には大學の設け國々には國學の設けがあつて貴族の子弟だけは教育を受けたけれども其外にはない。降つて鎌倉、室町に至つても學校はあつたが矢張り平民的の學校なるものはなかつた。德川に至つて家康が大に學問を奬勵したけれども矢張り貴族的であつた。武士のみが學問した。只其間に宗教が起つて僧侶が平民的教育の普及者となつた。即ち武士の階級以來に寺子屋なるものがあつた。此傾向は自然のものと見えて、西洋でも中古以來僧侶が教育に携はり、學問を奬勵した、それが今日に至る迄も彼方の教育の上に與つて大に力がある。が、日本の狀態は西洋とは違ふ。寺子屋はあつたけれども教うる所のものは宗教でない。少しは宗教をも硏究したか知れぬけれども根本は讀み書きそろばんの如き通俗のものである。で御一新になつて教育制度を立つる時に餘程議論があつた。然るに遂にそれには頓着なく、教育は教育で全く宗教より獨立させたが識者の間には隨分議論の有つた事だ。實際それだけの卓見があつたか如何か知らぬけれども、兎に角結局は宗教を入るゝ必要がない。人間を教うる道は自ら他に在る。それは只自己の信仰によるべきであるといふ事になつた。是が偶然にも眞理に叶つた譯で、歐洲ですら尙ほ此教育對宗教の問題に苦んで居り、宗教より教育を分離せし

めんと最近に於て勉めてゐるのであるのに。日本は初から此難問題を解決して仕舞つてある。一體西洋は風俗からして宗教を根本にして出來て居る。日本で今七曜日を用ひるけれども、何も宗教的意味のあるでなく、日曜日に皆が休むだけの事だ。が、それは元々宗教的意味から出た風俗で、西洋では日曜は休む爲のものでない。各々殿堂に集つて神に祈を捧ぐるのである。それからして早や違つて居る。然かしこれは當時の人の先見を誇るべきでなく、其思想は實は支那の古典が助けたのである。日本には在來の佛教がある。が、それをすら猶ほ且つ容るゝ事が出來ぬ、況んや新來の基督教を容るゝ事は尚以て出來ぬ、つまり勢が已むを得ず左樣したのである。陛下も其通り宗教的に御教育を御受けになつて居らぬ。歐羅巴は之に反して皆宗教的の教育がある。生るゝや直に命名式が僧侶の手に行はれる。長じて婚姻をすれば又僧侶の手を煩す。宗教的に生れて宗教的に婚姻する。盡く宗教的儀式である。家庭にも亦日常左樣いふ風の事が有り來つて居るが、我先帝陛下に左樣な事はない。即ち　陛下の天授の意識に少しも左樣いふものが無かつたと思ふ。婦人の方々には或はあつたらしいけれども、　陛下にだけは無かつたのである。即ち　陛下の思召も群臣の考も、立法者の意思も盡く一致したので、遂に新しき教育の制度が定められたのであつた。其間に多少の不滿、紛議があつたとしても、それは財政に關する事である。教育にも金が要る。其處に反對衝突もあつたらうけれども、教育制度の改革そのものには何等の反抗はなかつた。そして西洋の先進國ですら苦んで居る問題に對し、我國には其苦痛なきを得た。

次に行はれたのは國家の統一といふ上から地方行政の改革それから警察制度であつた。是も必要のものである。此の無かつた時は支那程でなかつたけれども盜賊が餘程多かつた。それから又懶惰の者が勤勉な者の金を奪ふ。是が或は乞食となり或は無賴漢となつて良民を苦むる。或は博徒となり、親分は何千人といふ多數の子分を持ち、そして自分等に何等生産する所なくして他の生産したものを奪ひ取る。是が博奕をする。此に於て乞食を嚴禁し、博奕を嚴禁し、其情實に頼る所なくして憐むべきものにだけは、別に仁恤を行ふ事となつた。此等の事は地方行政の手に委せられて居る。又昔は地方行政と裁判とが一つであつたものを、裁判だけを獨立さする事となつた。是等を通觀しても分る。憲法的準備は早く維新の當時からあり、それが先づ勅書に見え、漸次法文に現はれて來たのである。即ち八年に元老院及び大審院を置き、十一年に府縣令、二十一年に市町村制を布き、地方自治の基を定め、十四年には爾後十年を期して憲法を實施するといふ勅書となり、行政の組織も裁判の組織も全然改革されて各々其所管の權限を明確にした。行政も府縣制、市町村制が施行され、府縣制は半ば自治、半ば官治のものとなり、市町村制だけは純自治となつた。

それに必要なものは刑法である。初に刑法が無いではない。新律綱領、改定律例といふ樣なものはあつたが甚だ不完全で

あつた。それ故今度佛蘭西刑法を基にしてすつかり作り變へた。此刑法に於て初めて家を基礎とせず、個人を認むる事となつた、蓋し古い刑法では家を認めたものだ、それ故連坐、財産の沒收等の事があり。妻が何か法に觸れて罪せらるれば夫が連坐するのである。親が罪人になると子がそれに連座する。凡て家を基礎とした。それが今では其樣な事なく、妻に罪あれば妻一人だけが刑に服し、父に罪あれば父一人だけこれを罰せられ、累を家族に及ぼさない。即ち今日では個人を認むる事となつた。又昔は地位のあるものは法廷に於ても區別し、地位なき者は本當の牢獄に入り、又笞杖刑等の肉刑があるのだけれども、地位のあるものには閏刑と稱へて刑を金に代ふる事が出來た。審問も普通のものは白洲といつて、砂利を敷き詰めた場所に引据ゑるのだが、身分のあるものは其處に据ゑず床の上に上る事が出來た。然し新しく出來た刑法には此樣な階級的區別は一つもない。四民平等となつて昔の陋習は一掃されて仕舞つた。

此思想は兵制にも現はれた。前述べた如く四民平等とした以上、護國の名譽はこれを一階級にのみ獨占せしむべきでない。爰に於て武士の特權を廢した。既に武士が獨り國家を護るといふ特權を奪つて仕舞へば武士に佩刀の必要はない。獨り國を護るの特權なくして猶ほ刀を帶ぶるの理由はあるべきでない。此に於て廢刀の令が下り、彼等が武士の魂として暫くも離すを肯んじなかつた物をば無理に奪ひ取つて仕舞つた。斯くして在來の武士はなくなり、日本國民は皆武士となつた、陛下に直隷することゝなつたのである。特に其迄　陛下の兵隊といふものはなかつたのを今度新に設ける事となつた。其前迄は薩摩の兵とか長州の兵とか土佐の兵とかいふものを擧げて御親兵と稱へ、禁衛の任に當らせて居たが、御親兵とはいふものゝ所謂諸侯の齋桓晉文的の兵で眞に　陛下の兵隊とはいへなかつたのである。此徵兵制度は歐羅巴でも極めて近代のものである。彼の有名な三十年戰爭の時にも迄徵兵制度の行はれた國はなかつたのだ。僅に拿破翁の戰爭以後の事である。即ち拿破翁の鐵蹄歐洲の天地を蹂躙し、普魯西其他の獨逸諸邦が將に亡國の禍を見んとする時の、其國難の際に於て考へ付いた制度であつて、僅か百年來獨逸に發達したものが全歐に波及し實施さるゝに至つたのである。英米の如きは尙未だ行はれないのである。然るに東西其文明の源を異にし、特に世界の文化より遠く離れて東洋の孤島に睡つて居た日本帝國が、一度び目醒むるや否や直に此徵兵制度を採用したのである。

斯樣な次第で陸海軍は新に編制されたのだが、實はまだ内心に危んで居たのである。百姓町人で組織した兵隊が果して役に立つであらうかとは一種の疑問となつて居た。其時に佐賀の亂がある。長州の亂がある。熊本の神風連の亂がある。續いては臺灣の遠征もあつた。此等は皆農工商から新に組織した兵で戰つたのである。是迄算盤、鍬鎌の外に何等の經驗ない兵で戰つて兎に角、功を收めたのであつたが、まだ人の疑團は解けなかつた。すると天爰に機會を下し此兵を以て大

に薩摩と戰はしめた。丁度八ヶ月に亘つた。敵は日本の軍人中にも勝れた武將の揃ひで、それが明治の元勳として、武名赫々たる大西郷を推し、勇敢なる薩摩の兵を率ゐて起つたのである。迚も百姓町人等の兵で征討する事は難い。只さへ難いのに特に西郷といふ名將に對するのであるからとは一般に思はれたらしい。處が戰つて見ると、意外に勇敢なる薩摩の軍隊が百姓町人の兵に追ひ捲くられて仕舞つたのである。西郷側の人達も初は百姓町人何するものぞと思つたのであらう。併し是が大間違であつた。百姓町人も亦た勇敢なる日本國民なり。氣の毒な事に西郷は遂に城山に籠り敢なき最後を見たのである。此に於て初めて徴兵制度の有効な事が保守的の人達にも確實に分つたのである。そして其訓練を經た力が日清戰役に現れ、次いで日露戰爭に於て大に現はれ、過去一世紀間全歐の覇權を握つて居た强國が粉碎されたのである。大政維新の理想が我が事實の上に現はれたのである。

更に産業の上にも、また改革が行はれた。在來の日本の産業はいふに足らぬ。何んとしても歐米のそれに傚はねばならぬ。先づ國富まずんば兵强きを得ず。乃ち西洋の文明的産業を奬勵する爲に先づ工業學校を作り、模範的工藝品を造つて見せる。器械で工藝品を作つて見せる。製紙所も造る。今日盛に起つて居る紡績事業にも政府で澤山金を使つた。只金を貸した。一方西郷亂の時から共進會を催し、全國の工藝品を陳列させて互に優劣を競はせた、即ち實物の上から互に勵まされて競爭し合つた。各府縣にも亦其小さなものを作つた。其中に維納博覽會の開設を見るや、我國から百人ばかりの商工業者を送つた。大工でも左官でも織物師でも生絲操るものでも、畫工でも彫刻師でも其他色々のものを澤山送つた。費用も掛るが仕方ない、ドシ〳〵やつた。到頭油繪書き迄やつた。そしてそれ等を英吉利、佛蘭西、獨逸、亞米利加、扨ては殖民地の濠洲迄も廻らせた。國を富ます爲に産業の奬勵には力を惜まなかつた。國を富ましてそれから兵を强くする。即ち富國强兵が理想で、其理想の實現に掛つたのであつた。それ等の結果が漸次に今日に至つて現はれて居るのである。顧れば目醒しき改革であつた。

四、御盛德と泰西文明の壓力

少し話は變るが是が私の話の根本である。それは日本は如何して如斯く目覺め、世界に比類なき改革を遂げたかといふ事である。長く島帝國に眠つて居たものが突然西洋文明に接觸するや、群議百出、遂には内亂が起る。國として統一を缺いたのである。國運が實に危かつたのである。幕府は爲す所を知らなかつた。かの寛永の鎖國令以來の鎖國の制度を其儘に守ることも出來なければ又それを破つて如何するといふ事も出來ぬ。何人も任に當つて之を能くするものがない。其處で慶喜公を立たせて見たけれども是も亦遂に能くする事が出來ぬ。此に至つて已むなく大政返上となり、藩籍奉還となり、國民皆兵となり、等しく國難に當ることゝなつたが、これは實に驚くべき大變化である。が此大變化は抑も何によつて起つたかといふ[illegible]外國の勢力の壓迫に因るのである。即ち忽然として歐洲の文明が、猛烈なる勢を以て我國に押寄せた。その壓迫が我國の長夜の惰眠を破つたのである。我國は殆んど二百五十年間歐洲文明と隔絶して居たので、その經濟組織も、またその行政組織も、とても歐米諸國のそれに及ばぬ。遙かに幼稚なものであつたが、それが忽然として此激烈なる壓迫を被つた。うかとして居れば滅亡を免がれなかつたのである。歐、亞の諸邦を見るに文明の程度の低い國々は皆その壓力の下に亡びて居る。偶ま然らざるものも亡びんとして亡びず、最早や二たび起つ能はざるの狀態で居る。其僅に餘命を保つ所以のものは只列强の權力平均の爲である。波斯の存在の如きがそれである。土耳其の存在の如きがそれである。支那も亦それである。それさへなくば滅亡を免かれぬかも知れぬ。支那の西洋文明に接觸するや頗る早いのであるが、如何せん其文明を採つて自らの短を補ふ事が出來ない。[illegible]所以も思ふや、日本も長い鎖國の後に俄に此泰西文明に觸れたのだから、矢張り支那同樣に思はれたのであらう。西洋以外の國に斯る偉大なる力ある國民があらうとは彼等歐米人の思はなかつた所であらう。否日本人の多くも亦實は自ら意識せずに居つたのであらう。けれど一たび此恐るべき文明の壓力に觸れて撓まず、敢て之に反抗せんとして努力したのは素より國民に他國の文明を消化し、これを採用して自己の短所を補ふ氣力あるが爲である。そして遂に世界の文明諸國の人間に少しも讓らぬ力の存在する事を事實の上に證明するに至つた。而して此困難に當り、如斯き氣力を發揮し、禍を轉じて福となし得たるは、實に聰明睿智なる　先帝の御號令その宜敷きを得たると、それと共に國初以來養はれ潛まり來つた偉大なる國民性の鬱勃として現はれた事である。世界の競爭に對立するには優等なる文明の力を用ひなければならぬ。此上は物質的に

貴影一覽

大帝陛下ともに記念せらるべき明治の功臣

も精神的にも驚くべき改革が必要であると決心した。人間には誰にも一部分保守的の性質がある樣で、又一部分改革的の性質のあるものだ。何事も國の爲である。この精神を以て奮勵した。恐多くも　先帝に置かせられても、或は洋服を厭と思召したが知れぬが、仕方が無い、國の爲だといつては御着になつたのであらう。如何に英明なる君主に在らせられても、深く高い雲の上に育つた方が、西洋人と交際なさるは餘り心地好く在らせられまいと推察し奉るけれども、仕方がない。國の爲だからとて御交りになる。語も能く通せない。通辭によつて御話になるのである。如何かすると御陪食とて何の面白い事があらう。一所に御會食になつても、　陛下の御側に、即ち右の脇に外人の坐る事がある。特に婦人と一所に御會食なさるなどいふ事は、是迄の御慣習として餘り御快い方ではなかつたらうが、之をも御忍びになる。何の爲かといへば國の爲である。既に御宸翰にも「一身の艱難辛苦を問はず」とある如く、如何なる事をも御忍びになる。大演習の時にも御野立遊ばして風雨にも堪え給ふ。何であるかといへば皆國の爲である。決して外國に負けまいとの思召からである。それが爲には臣下より御巡幸遊ばせと申上げれば宜いと仰せになる。先づ明治十一年には三個月程も御巡幸になつた。其時私も御供をした。其次には明治十四年にも亦二ケ月半程御巡幸になつた。それにも亦御供をした。二度とも私は御供をしたが。或は穢い所へも御出になる。地方の人は十分に注意し、成るべく立派な所、綺麗な所と心配するのであらうけれど。御普段が宮中の立派な所に御出になるから、それに比べれば御不自由な事が多い。が、それにも御構ひない。否、成るべく金を遣はせぬ様にとの仰せがあつた。夏の暑い折をも厭はず地方の有志を御呼び寄せになつて色々御下問になつたのも矢張り國の爲である。列國の文明と競爭して之に負けまいとの爲である。之に負けまいとするには日本が強くならなければ駄目だ。それには又國を富まさなければならぬ。其處で教育、殖産、工業何にでも叡慮を注がせられた。殊に學校といふ學校には、御自身御出でになり、または侍從を御遣しになつて奬勵せられ、殖産興業に功勞ある人には必ず褒賞を賜はつた。國の爲なら、何でもするといふ事が、實に　陛下の御精神であつた。平日御出御の時にも軍服で在らせらるる、夏の暑い盛でも御構ひない。　陛下の御意思は御強い。我慢強く在らせらるる。一寸もつらいと仰せられぬ。是も國の爲である。國の爲なら何でも御忍びになるのである。餘り政治に御干渉はなさらぬ。其代り人を選んで御遣ひになる。近頃は何うか知らぬが、私共の承知して居る時代、　陛下は一旦人を選んで責任を御持たせになる以上、決して局外者の容喙に御耳を傾け給はなかつた。兎もすると誰か側から口を容るゝ事もあるけれども　陛下は御聽きにならぬ。「政治の事は何某に責任を執らせたのであるから汝等は口を着けてならぬ」と御叱りになる。大分叱られたものもあつた。此節はなかつたか知らぬけれど元は有つた。といふと悉皆大臣に御放任かと思はれやうが左様でない。仲々細かい事を御尋ねになる。御自分の御諒解になる迄御尋ねになるが。分れば宜いといつてドシ／＼御やらせになる。此精神一貫遊ばす所が矢

して同じ所迄早く進みたいといふ思召からなのである。其中に西郷の征韓論とか續ては其謀叛とか、色々内部に衝突があり、變化があり、時には餘りに進み過ぎて反動の起る事もあつたが、それはほんの小波瀾に過ぎぬ。漸次に御理想は實現されて來た。何處迄も外國の長所を取り此國の基を固くせなければならぬといふ御考であつた。其御國是の根本は五個條の御誓文とそれに附いた御宸翰とに明かである。是が中心となつて實現したのである。即ち叡慮の在る所は初めは國政を統一して、それから國外に向て發展するといふことであつた。何故に政治の統一が必要かといふに國内に對してでなく世界に對してである。何故に兵權を　陛下が統べさせられたかといふに、是は内亂に備ふる所以ではない。海外に對する必要からである。兵備には富が要る。すれば産業を盛にせなければならぬとて産業を御奬勵遊ばし。産業も兵備も根本は國民を教育するに在るとて一方又教育も御進めになる。又藝術をも御奬勵になつた。即ち文部省に美術審査員を置き、展覽會を開いて御奬勵になり、そして始終侍從をやつて其中から御買上になる。時としては　陛下と皇后陛下と共に御買上になる。が宮中には大して御必要はないので只奬勵の爲である。漆器、彫刻、繪畫、其他の器物を皆御買上になる。何に遊ばすかといふに普段は御仕舞になつて居り、偶ま臣下に下さりものなどの時に御遣ひになる迄である。つまり奬勵の爲に御買上になるのである。斯樣いふ事は始終ある。何々展覽會、何々博覽會といふと皆御買上品がある。それは即ち産業なれば、自然に興味も出で、趣味も御持ちになる筈である。別に是ぞといふ御樂みはない。　陛下の御樂みと申せば御歌と御馬位なものである。けれど近來は馬は御召にならぬ。御身體の御具合からであらう。が、時々木馬に御乘になる。是は近頃まであつた樣である。犬も亦大好きであらせらるる。

大體大功を成した君主といふものは必ず傲慢になるものである、其上名譽心が盛になると得て我儘が起り自己の快樂を縱にする等の事のあるものだ。然るに我宮中では　先帝御踐祚以來其最も皇室の衰へて居た時より極盛至治の今日に至るまでといふもの、自己の快樂の爲に金を御遣ひになつた事が無い。臣下から色々斯うも遊ばしたらと申上ぐる事があつても其必要ないと仰せらるゝ。離宮を御建てになつたらといつても自分は行かぬから必要は無い。けれども皇后や皇太子が健康のため用があるなら作れ、が、成るべく質素にせよと仰せらるゝ、御言行が常に是で一貫あらせらるゝ。日本も今日に於ては日露戰爭後大國の一に加はり。同盟各國から全權大使を送る程になつた。お若い時は兎に角も御年を召してからは何か御慾望が有り相なものだけれども、　陛下の思召ではまだ爲すべき事が多い。も少し國に盛にせなければならぬと、始終將來に希望を御持ちになつて居たから別に何の御慾望も起らぬ。始終一貫して在らせられた一旦成功すると君主は必ず傲慢になる。傲慢になれば必ず浪費する。是は世界の歴史に昭々たる事例である。特に支那に於て多いのだが、此邊に於て全く　陛下は御天才である。異數であらせらるる。

五、總結

上來述べ來つた如く過去四十五年の御治世を顧ると、凡そ物は必要よりして生ずるものである。困難よりして生ずるものである。即ち日本が暫く眠つて居る間に。歐羅巴の文明は驚くべき發達をした。昔とは雲泥の差がある。此の如き大變化をして居る間に、日本は穩かに眠つて居つた。亞米利加の獨立も知らず、佛蘭西の大革命も知らず、此大革命は全歐羅巴の思想に又大革命を起し、海を隔てた英國迄も其影響を受けたが薩張り知らぬ。獨逸聯邦の成立も墺太利の孤立も、佛蘭西に於ける其後の變亂。拿破烈翁の現れて又破れた事も薩張知らぬ。只昏睡を續けた。更にそれのみでなく、蒸汽の發明も電氣の發明も知らぬ。産業の革命も知らぬ、從つて經濟政策が變化して、自由主義の勝利となつた事も知らぬ。それが忽然として目覺めたから初は大に驚愕した。が直にそれから如何に爲すべきかを考へ、據なく、彼の文明を學ぶに如かぬとし、それより學び出して今日も猶は學びつゝある。そして我國にもなほ物質文明を開き。初めて世界の歴史に顯はるるに至つた。一番初に何に其力が現れたかといふに、幕府の訂結した條約に妨げられて屈辱を忍んで居た治外法權である。我國に於ける外人の犯罪を我國の法律で處罰する事が出來ぬといふのは、如何にも國家の獨立、君主の威嚴を傷けることであるから、是より免れやうとしたのである。即ち是より免れて西洋文明諸國の班に入らんとしたのが、我諸般の改重なる原因は此條約改正に在つたのである。此目的は遂に達するを得、そして西洋文明諸國の班に入つたのみならず、其一雄邦となつて歐洲の近世史を一變して仕舞つた。日本の明治以前二千五百有餘年の歴史は殆んど世界に關係なく、有るも僅に支那、朝鮮に止まつたのだが、之に反して明治の四十五年の歴史は直に世界の上に大影響を及ぼし、耶蘇教國の仲間に入つて讓る所なく遂に强大なる武國を破つて直に一等國の列に入つた。即ち近世史上に日本帝國といふ世界に大關係ある一國を現はしたものである。

是が即ち明治天皇の御事業は曾て世界史上に大王若くは大帝といはれたもののそれにも讓らぬ御大事業だと思ふ所以である。是は獨り日本臣民のみの呈する贊辭ではない。世界各國皆其樣に思つて居る。已に此意味に於て英國でも哀悼の意を表し、上院も下院も一致して其決議をした。或は獨逸も或は亞米利加も、其臣民が皆我々と共に悲を分つに至つた。此感動は甚だ大であるから、歐米人が筆を取つて歴史を書く時には必ず先帝を稱し奉つて大帝といふであらう。實に明治天皇の御功業は只戰に御勝になつたのみではなく、それによつて東洋の平和の端緒が此半世紀の間に開き、且又た東西文明を巧に調和し、憲法國として東洋を指導するといふ、實に世界に類例を見難い大業であつた。世界多數の人類に大なる影響を與へた此の如き御功業が、決して一時に消え去るべきでない。

陛下は崩御になつても後に殘る忠良なる國民の心が一致し、新皇帝に對し力を盡すに於ては其御遺業は愈發展するに相違ない、

明治天皇尊影

明治大帝御一代記

一　御降誕の事

維日何の日ぞや、鴨の河風吹きなごみて瀬を越す波の音も緩く、大比叡小比叡日色麗かに、瑞靄淡く禁苑を罩む。嘉永五年九月二十二日（陽暦十一月三日）正未（午後二時）の刻を以て、明治大帝は京都石薬師御門内なる中山大納言忠能卿の邸に御降誕あらせらる、御父は孝明天皇にして其第二の皇子に座しまし、御母は忠能卿の女慶子、後に中山一位局と申奉る方にておはす。父の帝痛く喜ばせ給ひ、御幼字も御祖父孝格天皇のそれを其まゝ祐宮とぞ授けさせ給ひける。其御産湯の井を「祐井」となん申すは畏くも此御幼字に因めるものにて、今も宛ら京都御苑内に在り、白河石の井筒苔蒸して深く刻める「祐井」の二文字僅に明なり。中山亞相の邸地は御所の艮位に方り、交番所の東手三百坪ばかりを鐵柵にて圍める處是なり。

御産湯の井――祐井

二　御生立の事

御養育掛には外祖父中山忠能卿と御生母中山慶子とが拜命せられ、御乳の人には初め伏屋美能子奉仕したるも僅に一年、故ありて罷り、土御門家に御占はせありて、代りに元粟田青蓮院及び華頂宮に仕へまつれる儒者木村緯殿之助の妻木村羅伊子を洛西下嵯峨より召出さる、次いで祐宮御三歳の折御添乳として梶井家に奉仕せる入谷容子召出さる。羅伊子には其年生れし三男禎之助のある事とて、中[illegible]て生立つまに〱大帝の御遊がたきにぞ參らせぬ。羅伊子は安政六年七月迄仕へまつり、御用濟の砌に又禎之助を率てまかれり。

[illegible]つて御活潑の御氣象に渡らせられ、大抵の御玩具は一二度御用ひになるばかり、三度目には飾つて御遊びになるよりも投げつけて御遊の事多く、殆ど打毀れぬものは無い位でムいました。宮中の御局部屋即ち對屋と申す處に中山局が居らせられ、それと御襖一つ隔つた處が陛下の御居間でムいました。その御部屋の前の御庭に御なぐさみの金魚鉢が据えてありましたが、自分は小供心の無邪氣さ、雲深き竹の園生とも辨へず、或日金魚鉢へグッと手を差込んで掴み出し〱して餘念なく遊んで居りますと、何時の間にか陛下が御越しになり、だしぬけに後ろから横面をポカリと御撲ち遊ばしました。それは拳骨の御見舞は毎度の事で、上から御泉水に浮べてあつた剝木作りの玩具の船を、上からグッと押へて沈めたり浮べたりして居ました時も頭へポカリと頂戴した事を覺えて居ります。又、襖、障子に御落書は申すに及ばず、樣々の御惡戯は隨分御盛でムいました。恐れ多い事乍ら私も其御後へ跟いて矢張り色んな亂暴を働きました。御平常から御馬が頗る御氣に召して御玩具にも御馬が多くムいました。木馬を廊下へ曳出して　陛下を御乘せ申し、私がハイ〱と口を取つた事もあり、又恐多くも私が乘せて頂いて　陛下から御曳き願つた事もあります。母は始終御守で御背負ひ申して居りましたが、母の首筋に黑子が御座いまして、それを　陛下が御普段御掴みになります爲御暇を載いた時に疣程に高くなつて居りました。陛下の御幼少の頃は皇子と申上げて居りました。夜分は母が　陛下を御抱き申して眠に就き、私は別に下し置かれた一室で乳母と寢ました。私の三つか四つの時と思ひますが、陛下の御相手を致した御所の傍を流れて居る小川の側で遊んで居ります中、如何した譯からでしたか、陛下が私をお追ひになり、私は一生懸命逃げ廻ると足が滑つて小川へはまり、ワア〱泣き叫びます。すると　陛下も御驚き[illegible]事がムいました。當時は僅か十萬石の御料で、それで一切遊ばすのですから、自然朝夕の御膳部も大した御馳走もあらせられぬやに洩れ承つて居りました、御殘りはいつも御側のものが頂戴いたす例で、必ず眞先に私が頂いたものでありました。魚肉が何よりの御好みであらせられました。」（木村禎之助謹話）

「木村らい子さんといふ方があつて息子さんを連れて上つて居られましたが、其息子さんが先帝と同じ樣に、隨分手荒い事をして居られましたのを御見受けした事がムいます。或時　先帝の御相手をし乍ら御廊下を通り、急に御庭前へ小便をして、陛下に「待つて居て下さい」など申します、すると　陛下は只「ウム好し〱」と御仰せでムいました。只今でも實に難有い御氣象と覺えて居ります。」（中野菊崎刀自謹話）

御幼少の御筆
（乳母の名を書し給ふ）

三　御生立の事（その二）

安政二年御色直式あり、此年四月六日皇宮炎上、畏くも父の帝に伴はせられ、初は下加茂社に御避難、それより聖護院宮へと移らせられたるが、御英邁の御氣質忠能卿に抱かれて露變らせらるゝ御氣色なく座せしとぞ、それより更に今出川御門内なる中山家へ御移り遊ばされ、安政三年、御年五歳の時初めて仙洞御所に隣る親王御殿の造營成り、其處に渡らせらる。中山家に御座します頃より已に御物學びせさせられ、忠能卿、一位局冊きまゐらせて有栖川宮殿下より習字の御指南ありしが、更に此御殿に移らせられ

てより後には、正親町大納言實德卿御傅役として奉仕し、御學問を勸め奉り、習字の御手本ども差上げ參らせき。至尊の御書風は古より宸翰流といふを定めとし給へれば、大帝の御手本も元よりそれなりと洩れ承る。されど一切摺本を用ひさせられず、必ず肉筆を勸むる掟なれば、其間にも、人々によりて多少の變遷は免れざらんかし。御學友には、穗浪武麿、豐岡久麿などの諸氏初に奉仕せらる。大帝中山邸に御降誕の後は同邸に御所侍四五名宛御警護に附添ひ、御參内の折には之を隨へて御板輿に召し給ひしも、親王御殿に御移りの後には三町許りの御廊下の下とて、直に木馬に召し、女官に口取らせて朝な〳〵御父帝並に英照皇太后の天機奉伺に成せられ、其都度「御父さま御機嫌よく、御目覺頂戴」と仰せらるるを常としければ、兩陛下の御覺え譬へん樣なく、必ず御菓子を賜はらせらるゝ御例なりしとかや。

「宮樣の御四つの時にはまだ中山家に御預りでありましたが、御生母は御身體が御弱いので初中終御養生の爲中山家へ御下りになりました。其頃御生母は「權典侍」と申しましたが宮樣は「かう〳〵」とのみ仰せられました。御歌は御五歳から御稽古になりました、御七つの頃かと思ひます。中山新在所の御局、御局は凡て上、中、下段の御三室で、御室は僅か十疊敷でありましたでせう。宮樣は其御局で御養育になりました、其頃は朝の六時半頃に御目覺め [illegible]

と上臈達が御髮を上げられます。此間に御讀書の御稽古であります。御髮は御稚兒髷でありますが、此又御稚兒髷が仲々六ケしいもの、それを御生母が遊ばさるとそれは〳〵美事な御格好になるのであります。さて御讀書が濟みまするとお手習が始ります。其御手習の御草紙は大五帖で一枚の紙に大抵二三度御書き遊ばす、御手習の御墨は私共が交る〳〵チヤンと前から磨つて置くのです。併し御墨は大きな御硯に毎日三杯宛御入れなさるのです。私供が力を入れて十分御磨り申しまして御墨壺に入れ置き。御硯の墨がない樣になると御墨壺から御移しなさるので大きい御墨が三日目に一挺宛入ります。若し御墨の磨り方が足りませぬと御手習の紙に鈍染みますから、御生母樣が御試しなさつて、今日の墨は誰が磨つたかとお叱りになります。それ故皆々一生懸命に磨りますのでムいます。」御手習が濟むと、今度は御父帝へ御機嫌伺に御出ましになります。それには私供が御供いたして申すの口迄參りますと、それから御奧には又それ〳〵御役の方が居られまして御常御殿に御參りになるのであります、夫が濟みますと御別の間で御歌の御稽古が始まり升。御題は毎日郭公とか秋月とかいふ風のものを三つ四つ、廣蓋の上に載せて御與へになるので、それを宮樣には元より御附のものを思ひ〳〵に拾ひ取り、詠みまゐらするので、宮樣には一日二首は必ず御詠進になりました。仲々お早くあらせられ御題を手に遊ばすと一寸御考かと拜し奉る。すぐ御筆を執らせられます。それには皆も恐縮致しました。さて御淸書遊ばしてそれを有栖川の宮樣へ御渡しになります、有栖川の宮樣の御點が掛りますと、それを更に御父帝に御覽に入れるのであります。御父帝が御覽になりますと御側の典侍が一々拜見せられ、色々御噂が出ます。そして御父帝が此撥ね口は立派であ [illegible]

あ、此點には力があろ、人が御所が手を取つたであらうなど仰せの事もありましたが、或日宮樣の御淸書最中に御父帝近侍の女官が見えまして、初めて宮樣御自らの御手振を拜し、御生母樣に御父帝の御噂の次第を御傳へになりましたので、御生母樣には「何の私が御淸書に御手を入れますものか」と仰せられた事もムいます。此一つを以て、宮樣が御幼少の御時から御手習に御熟達遊ばした事が分ります。それから又元の御局へお還りになりますれば更に色々御遊戯も遊ばし、日によつては御湯を召し、大抵八時迄に御寢になります。御寢の御室は無論上段の御室でムいます。」（御四つの時より中山家に陛下の御傅役として奉仕せる北小路盛子謹話）

「御機嫌伺に參内の御都度、御輿が御嫌であつたから、御供廻りの用意萬端整うても御幼少の陛下には御むづかり遊ばして仲々御出御になりませぬ、冬の寒い時などにも一刻も二刻も今の時間でいへば三四時間御玄關に御待ちしても御機嫌が進ませられず、身分低い私共に委しい樣子は知れませぬけれど、中山家では御機嫌取りに大變御骨折の御樣子、果ては忠能卿が御自身四つ這ひに　陛下御好みの御馬を眞似させられ、陛下を御乘せになつて御玄關迄御伴申さるゝのを度々拜しました。その爲、何時となく　陛下は忠能卿の御背の上を非常に御好みになつて「爺い馬ハイ〳〵」と御呼ばせなつて御乘りになつて居りました。斯樣に御活潑の御氣質でありましたから大宮御所内の親王御殿内に御移りになつた後も、御障子には破れ穴があき幾度御張替になつても何時も穴の無い御障子は無い位でありました。」（元御所侍奉仕陸軍一等主計服部保親謹話）

「先帝御幼年の頃御苑内猿が辻の前に有栖川宮樣の御殿が御座いました。其

[illegible] 簡に松の木が鶴首として…つて居りました。或夜それから梟の鳴聲が致しましたのを祐宮樣が御耳に止めさせ給ひ、御生母新在所にあの聲は何かと問はせられましたら、ハイ彼れは梟と申しますと仰せらるゝ、すると何、梟となあ、面白い名である見たしとのたまはせたが、其後有栖川宮の御見えの砌、御忘れなく此御話が出、有栖川宮樣がそれは私の邸の松に巢ひ、予迄居ると仰せになつたので一層の御所望、是非に見たいとある、有栖川宮樣は早速御家の侍に取らせて御覽に御入れになりましたから、宮樣は大層の御喜び、色々魚類の腹などを梟に與へ樣となさいましたが、梟は晝は目が見えませんから知らぬ顏で居ります。又鳴きも致しません、併し夜になつたら鳴くであらうとお樂みになつて居ましたが日が暮れても矢張り鳴きません。それで翌朝になると可愛相故放せとの仰せがありました。聽で仰せ通りに致しますと、直ぐ其晩から有栖川宮樣の御邸で啼き出しました。宮樣はそれを毎夜聞き乍ら御寢になりました。」（元京都御所奉侍の一老女謹話）

御生母中山一位局

中山忠能卿

四　御生立の事（その三）

大帝御幼少の頃は左迄御强壯に拜せられず、寧ろ御羸弱の方にておはせしも、其後次第に御健かに生立たせられしと承はる。されど御心ばへは極めて御爽かにましまし、色々可笑しき事ども多く傳へられぬ。一日父帝の御前にまだ能うは廻らせられぬ御舌もて頻に「トーフイ〳〵」と呼ばせ給ふに、父

帝訴り給ひ、何をいふやらむと侍臣に御下問あり、其由を聞き知り給ひて大に笑はせ給ひしとなん、こは皇居御炎上の御折暫く中山家に渡らせられし御事あり、同家の御物見八疊ばかり敷くらむ下を、朝な夕な物賣るもの丶往き交ふに、奇しく聞咎め給へるをば斯くなんまねび出でさせ給ふにはありける、其後愈よ此御物眞似の亢じたりしかば、遂には此御物見御成りを止め申されしとぞ。

安政五年御皇妹富貴宮御生誕あらせらる丶其翌六年六月大帝御八歳の御時、孝明天皇は觀兵の大儀を初めて日の御門前なる廣場に擧げさせ給ふ。頃は尊王攘夷の論所々に湧き王政復古を唱ふる聲々愈高かりければ、孝明天皇には之を以て敢て皇威を耀かし給はんとの御下心にぞおはしける。今日ぞ上覽に入れ奉る。弓矢取るもの丶一世の譽と競ひ立つ藩々の將卒、兜の前立、鎧の草摺、旗差物の色々を烈日に照り榮えさせて待ちにぞ待ちし辰の上刻（午前八時）、孝明天皇の、祐宮を初め奉り、各皇族文武百官を召具して、正面なる菊花御紋章附紫縮緬の縵幕打つたる御棧敷へと出御あるや、忽ち轟く一發の砲聲、それを合圖に大鼓、貝鉦。千軍萬馬の直に開く大活動、實にや源平合戰の繪卷物を宛らに、眼前に展べしとや言はん。天皇は言ふも更なり、祐宮にも一向に棧敷の前面に乘出で給ひていと興がり給ふ御折しも、午近くなるや一陣の天風颯と吹き下りて一片の雲脚急に四方に擴がると見るや、俄に到る大雷雨耳を聾せんばかり。闇黑の天地を間なく劈く電光凄し、斯かる折にも御樣如何にと見上ぐれば、愈よ雄心や振り起し給ひけん御けはひ、御簾を高く掲げさせて、端近う現はれ給へば、赤地の御振袖に菊花の御長袴いとも優なる御姿の誰が眼にも爽やかに拜せられぬる畏こさ。その日の總大將を承はれる蜂須賀阿波守遙に之を見奉りて「あはれ此君の御勇ましさよ」と感嘆暫しは得止まざりしとなむ。

此年御皇妹壽滿宮又御降誕あらせらる。

（御幼時の御玩具のいろいろ）

五　立太子の

萬延元年三月御深曾木の御式（御髮置の式）あり、二十八日御紐直しの事あり

京都御所

御所御常御殿

七月十日皇太子に定めさせられ、九月二十九日に親王の御宣下あり、御名を睦仁と賜ひぬ。此御頃の御慰みには雙六、百人一首の歌加留多等女兒同樣なる御優しき事のみ多かりしも御氣象はいと猛く雄々しくましましぬ。斯かる中にも御馬のみは非常の御嗜好にて、時々木馬に跨りては「業平東下り」など丶興がらせ給ひしとか。

[illegible]まぜられましたので、その御喜びは一方でなく、之を侍臣等に曳かせ愛らしき御稚兒姿にて御跨になり、日々御勇ましく御遊びあらせられた。所が或日此御馬が破損致しましたので同樣のものをとの御意がありましたから、京中隈なく求めましたけれど遂見當りませぬ、據なく前の御馬を修復致す事となりましたが、修復には隨分日數がかゝりました爲、其間待遠しく思召し、度々御催促になります事故御側のものも何とか致して慰め奉らんと心遣ひし私が遂御馬代りを勤むる事となりました、其處で緋縮緬の紐を三綱代りと致し、堀内もり子刀自（今の藤崎刀自）が御口取役を仰付けられ、さて陛下には御袴の御股立高く私の背に御跨がりになりまして

斯うして毎朝御上樣の御機嫌伺に大御所に御參殿になりまし

仙洞御所御庭

（御幼時のおいた）

中山家に在せし九歳のころ御勘定役福井給治翁の姿を書かせらるしもの。沓は大帝御自身の御沓の形をまねび給へるなり。（福井氏女文子刀自藏）

右——大帝を拜診し參らせたる青山博士 中央——大帝御壯年の御學友たりし岩倉具定公 右——大帝を拜診し參らせたる三浦博士

た。そして曲り角に掛ると「ヒヒンといへ」と仰せられますから、其通りに「ヒヒン」と申しまして丁度調馬師がする樣の事を御足で遊ばします。誠に無邪氣で御活潑に入らせられました。それに御幼小の御時から御憐みが深うあらせられ、御局へ御歸り遊ばして權典侍（一位局の事）松（其頃の菊崎刀自の名）に何か遣はせと仰せられ、毎日必ず御菓子にもあれ何にもあれ御下げがありました。又或る時は權典侍、松に着物を遣はせとあり、唯今は御間に合ひませぬ故左樣仕立てて明日にも遣はしますと申上げられますと、それなら之をやるとの御語で、御玩具などをさへ下さる事があります。其後御馬の御修復が整ひましたので、御役を免ぜられましたが、其節　天皇には松の事は忘れぬと離有い御語が厶りました。」（中野菊崎刀自謹話）

[illegible]

御年が漸く十五歳で厶りましたが、白[illegible]宮様の御側に侍られました、宮様は御庭に咲いた赤、紫、白などの朝顔の花を手づから摘まれて片手に握らせ給ひ、つか〳〵と上﨟の傍へ進ませられ、其朝顔の花の汁で着物へ「やち」と大きく御書き遊ばしました、おやち様は御年も若し、上﨟に上らせられてから日も淺い事ではあり、御代りの御召物も有るではないから顔を赤うして居られました、すると宮様は御言葉優しく何なりとやちに代りの着物を取らせよとあつたので、御附の老女より早速御着せ申した事もありました、此御やち様が後の紅梅典侍となられました方です。宮様の御活潑の御戯れは毎度御座りました。或日の事御叔父君に當らせ給ふ正親町中納言が白の裝束で御參内なされたのを御覽遊ばして此方を向けとの仰に中納言は何心なく向かせらるゝと、宮様は御手習の筆にタツプリ墨を御附け遊ばし中納言の御背中へ「一」の字を太く大きく御書き遊ばされました。此「一」の字の御裝束は洗ひ落さず今もそつくり大切に取つてある相であります。御幼時から至つて河魚を御好み遊ばしました、中にも鮎、鮒、鰻、鯉等が御好みで、小芋と鱧の子との炊合せたのを特別御好で厶りました、又太い胡羅蔔の煮たのと頭芋の丸煮なども御好みであつたと覺えて居ります」（菊崎刀自謹話）

「陛下は御幼少の頃より其御着想餘程御奇拔にあらせられ、彼の家茂將軍に御降嫁遊ばした和宮様の御腹に出られた權典侍觀行院は玉の樣な御美貌であらせられましたが、如何した事か始終御顔に御痙攣があらせられました、之を　陛下には幼心にも非常に不思議に思召されたと見え、或る夏の日の事、御夕餉を召上られました後、打水清き御庭を前に多くの女官達と御涼みなされ、彼方の空に宵の明星の煌々と輝くを御覽せられ、左右を顧み「あれ、あれを見よ觀行院の顔に似て居る」と仰せであげました。

[illegible]には、松陰、お前の顔は[illegible]様だ」と卑のない御戯謔を仰せでした。又梨本の宮の家令の娘の入谷容子と申す方が御添乳に上られましたが四十五歳の折に流行の痲疹に罹り、七十五日の御暇を頂戴し、里に下つて居りまして、全快して又御殿に出まし所、際立つて頭の毛が薄くなつて居ました。それを陛下は御覽になり、「てる（宮中にての呼び名）其方の髮は薄いから濃くしてやる」と、筆に墨を含ませ乍らてるの頭に黑々とおなすり遊ばした事もありました。」（北大路もり子刀目謹話）

六　御講書始の事

文久元年御皇妹壽滿宮御薨去ましましぬ、翌二年御講書始あり、此前年よりして裏松良光卿御學友として奉仕せらる、岩倉八千丸卿（前公爵具定）も同じ頃にやあるらんと覺ゆ、共に御學友として御側近う召され給ひぬ。翌三年六月晦建春門前にて再び諸藩の調練御覽ぜらる、此年三月七日德川十四代

御幼時のおいた

將軍家茂入洛參朝し、孝明天皇より賜饌あり、御席には天皇並に英照皇太后及び當時太子にませる大帝とおはせしのみ、軈て十八種の盛饌各御前に供へられけるが、家茂將軍如何に思ひけん箸を得取らず、孝明天皇怪み給ひて其由問はせ給へば、答へて申さるゝ樣「臣食事を取る必ず老中の言を待つ習はしにて侍る、今其事なき故に控へまつるなむ」と、天皇初めて扨ては食に毒やあると疑へるかと御氣附かせ給ひ、さらば朕、最愛の太子に先づ毒見せしめんと仰せて、大帝をして先づ御箸を執らせ給ひければ、將軍初めて箸を執り、さては種々御奏問を遂げ、仕舞をも御覽に入れ奉りて罷出られしとなん申す。

「會津桑名の兩藩建春門外に於て發火演習天覽に奉供せしは名高き咄にて今尙ほ世に知る人も多からん、余も亦之を實見したりしなり。又當時之を催せしは公家等が攘夷々々と妄に口にするも、其人々は未だ嘗て目に旌旗の色を見ず、耳に金鼓の音を聞かず、囂々せるぞ心憎し、故に其膽を挫きやらんとて、故らに每時より多量の合藥用ゐしといふ、此時は建春門外二重の棧舖を構架し、上層には孝明帝と先帝と御覽になり、下層には公卿諸侯陪覽を許されたり。大小銃砲の響の激しきに、陪覽者の中には色を變せし人もありしかど、遒に天皇、皇太子には從容自若平氣泰然として御座せし由にて、近侍の人皆恐服せりと傳へたり、是れ亦當時予の傳聞せし所今尙ほ記臆す。(男爵北畠治房氏書簡中の一節)

七　御踐祚の事

慶應二年孝明天皇痘瘡を患ひて崩御ましまし、翌年正月九

[illegible]

[illegible]

の事とて、御歯は染めさせられず、御冠も用ゐさせられず、御髻は御童部潑化粧にて出御あり、前には桐唐草を畫きたる檜扇玉座の左には木地螺鈿の御太刀を差置かれ、悠然として著座あらせられたる御姿の氣高さ神々しさ。申すも畏れ多き事乍ら、爾來四十有六年を經た今日にも猶ほ忘れかねます。御式は内侍所より神璽寶劍を捧げて　陛下の御前に直し　陛下は恭しく神器に向つて御拜になりました。」(山科伯爵謹話)

八　大阪御親征の事

明治元年正月三日德川慶喜會桑二藩及び麾下の兵を率ゐて入京せんとするや。薩長の兵之を沮止して遂に鳥羽、伏見の會戰とこそなりつれ、四日仁和寺宮征討大將軍となりて追討の命を拜せられ、此月十四日　陛下御元服あり、翌二月二十八日德川慶喜御親征の由を詔らせ給ひ、新に有栖川宮熾仁親王を以

條忠香公の長女美子姬女御に決定あらせらる。十月二十九日宣命使を孝明天皇陵に遣はし、大政復古の御奉告あらせらる。謹んで　陛下當時の御起居の樣を拜承するがまゝに記さんに、父帝御崩御の前迄は前に述べたる親王御殿に座し、近習には正親町一位卿を首席として德大寺侯、久我侯等次々に座しき、御學友としては更に三室戶子爵など奉仕せられ、和學は初より外祖父忠能公講義をまゐらせられ、御歌道は有栖川宮殿下並に三條西季知卿を初め奉り、近衞、飛鳥井、冷泉の諸公卿御指導ありつれど、この頃は旨と漢學を學ばせ給ひ、八條隆祐、伏原宣諭、桑原維政の諸氏、後には菅家の末なる高辻修長氏等の御講義まゐらするあり、又御復讀には勘解由小路資正卿奉仕し給ひける。漢籍といふも先づ四書五經の類を出でざるはいふ迄もあらず。此前後の事にや有りつべし、大帝の御仁慈の逸話ぞ世には傳へられぬる。某の宮より獻せられたる金柑の一本に、黃金なる實の處狹く枝もたわゝに付きたるを、何より　陛下は愛で給ひける。されば園守は一入心盡して、秋の夕、冬の晨。一向らに培ひ居たりけるが、何時とも知れず、葉隱の下枝の方よりぞ日に日に一つ二つと數は減りまさり、遂に際やかに眼に立つ程にもなりければ、園守の驚き一方ならず、「誰やらん斯ゝる業するは」など女官に尋ね試れど甲斐なく、する樣もなく果ては恐る〳〵　陛下に聞こえ上げたるに「よい〳〵それは鼠が引いたのぢや」と打笑みて仰せられしに、園守は此御語漸う我心に歸りたりと

大阪御親征古圖

を記さむに、御行列は眞先に洋服姿美しく白毛を散せし帽を戴き、劍を佩ける軍樂隊が横笛、大鼓、大太鼓などにて樂を奏で洋服に陣羽織の警護の武士、諸公卿、薩長土肥其他の諸大名、騎馬直垂にて引續かれ、京都宮家出入の角力、草花、花の鉾、兜形などいふもの數多、同じく太刀を佩き、袴を着け、赤地に日月の錦の御旗二流れを恭しう捧げまつれば、大帝には白木造のいと淸き鳳輦に召させられぬ、龍顏を拜しまつらむは畏し、切めて御輦なり見上げんものと打つとふ男女御道筋の左右に山を築き、何れも土下座してそ迎へたりけるとなり。大帝は行在所を北御堂津村の別院に定めさせられ、二十六日天保山に御臨幸あり、大阪灣上に佛蘭西軍艦の海軍操練を天覽し給ひぬ。之を海をも、亦軍艦をも繫

明治十一年大帝北陸巡幸當時出版せられたる「御巡行列並御供奉官員附」

御途中御行列之図

此馬車に岩倉公大隈井上參議等陪乘

はせられし御初めなりとしとぞ洩れ承る。それより四

に行幸あり、閏四月一日に難彼別院に御臨幸あり、英國公使パークス以下一行十名に拜謁仰せ出されぬ。之を亦大帝外臣に謁を賜はせらるゝの初とかや承る。大阪にても亦諸藩兵の調練御天覽あり、贈正三位楠正成の祠宇を湊川に營ましめられ金千兩の御下賜あり、斯くて八日京都に還御あらせらる。六月二十六日宣命使を神宮及び熱田に遣はし、大政復古を奉告せしめられ、八月二十七日紫宸殿に御し御即位式を行はせらる、御儀式の當日には曩に水戸藩より奉献せる二間大の地球儀を紫宸殿の階下に引出さしめ、御束帯凜々しく群臣百官の朝賀を受けさせ給ひし後、天津日嗣の高御位には世界を脚下に踏みて即かんとの御諚あり、つかつかと玉座を離れて右の御沓を大地球儀の上に加へさせられ給ひて御式を終らせられしとい

住吉行幸（中央に在すが先帝陛下）

大帝鳳輦

御あり、其月二十八日美子女御年十

紫宸殿全景及び表門（御即位の場所）

を召出され、扇子に揮毫せさせ給ひて御讃の御製を賜はるなどいふ事も珍らかならず、時々に御親ら花鳥をものし給ふ事

大政官・內務省・警視局・警視廳・大藏省・陸軍省・工部省・宮內省の供奉員

○供奉官員　●ハ御先發　△ハ御用掛

太政官
右大臣　從一位岩倉具視　一等月給六百圓
○參議　兼大藏卿　正四位大隈重信　同 五百圓
兼工部卿　從四位井上馨
○少書記官　△從六位谷森眞男　六等月給百圓
兼內務少書記官　△從六位櫻井能監
○二等屬　△佐藤誠　△中嶋行孝　●川村正平　九等月給五十圓
○六等屬　△井出香卿　十三等月給三十圓　等外三人

內務省
○少輔　●正五位林友幸　三等月給三百圓
○大書記官　從五位品川弥二郎　四等月給二百圓
○權少書記官　●正七位西村捨三　五等月給百五十圓
○一等屬　驛遞　五島孝継　八等月給六十圓
○二等屬　廣警　日比重知　九等月給五十圓
○五等屬　廣警●淺井新一　十二等月給三十五圓
○八等屬　村田昌覚　內●村木良三　十五等月給二十圓
○九等屬　驛遞●望月武俊　驛遞●中村旭　十六等月給十五圓
○十等屬　山崎周敬　土木●小川守一　十七等月給十二圓　等外一人

警視局
○大警視　兼陸軍少將　正五位川路利良　三等月給三百圓
[illegible]

[illegible]
○少警部　兼陸軍[illegible]　梶川[illegible]　久木村治休　十四等月給二十五圓
○權少警部　高崎親章　同　大浦兼武　同　樋口正八郎　十五等月給二十圓
○警部補　兼同　田村五郎　兼同　橋口驂次郎　十六等月給十五圓
　山口高尚　坂口実行　田野豐之輔　伊丹親恒　喜田正直　新保利貞　米沢元子　貞柄直温　同　香塚武盛　門　飾栄幸　金丸実　帖佐貞千　戸枝利誠　中村吉雄　厚地兼義　伊藤武彦　伊藤好之毅　師岡一雄　増山一雄　洪川真輔　平田武雄　桶脇[illegible]
○警部補　管井山英　部賀田茂穂　松下兼清　有村武昌　木佐貫十郎　小和瀬復礼　前田壽志　高橋為清
○二等警視屬　九等月給五十圓
○四等同　岡田豐　十一等月給四十圓
○十一等出仕　岡孝悳　四十圓
○六等警視屬　十三等月給三十圓　醫　萩野恒徳
○七等同　十四等月給二十五圓　蒲義一
○八等同　太田孝敬　十五等月給二十圓　近藤直一
○十六等出仕　十六等月給十五圓　木直智　醫　稅所深助
近衛二百四十五人　等外五人　巡査[illegible]二人

大藏省
○卿　參議正四位大隈重信　一等官
○少書記官　検査正六位橋本安治　六等月給百圓
○權少書記官　正七位佐伯惟馨　七等月給八十圓
○二等屬　金子謙　八等月給六十圓
○四等屬　出納局　松本信方　十一等月給四十圓
○六等屬　検査局　藤井尚　十三等月給三十圓
　堀忠喬　田中平八　南熊雄

も少からざりしとか、されば大阪御親征の砌にも北御堂の行在所にて怪しき額面どもの天覽に止まりては恐れ多かるべしとて、故らに取り外し置きたるに、[illegible]

る長押の釘を許らせ給ひ、扨は「何とて左はしつる早や〳〵持ち參れ」と仰せあり、新法主明如上人恐懼措かず、直樣有りし儘に掛けつくろひ天覽に供し奉りしに、「かゝる面白きものあるを何故左は計らひつるぞ」と笑ましげに打寛がせ給ひしとぞ。

京都御所內侍所

九　東京御遷幸の事

明治二年先づ大政官を東京に遷され三月七日鳳輦京都を立たせて二十八日東京に着御あり、是より東京を以て長く皇居と定め給ひ。三月英、佛、蘭、伊、米、普等の諸公使に拜謁を賜はりぬ。此年國學には平田鐵胤、漢籍には長沼良藏を侍講に仰付けられ、次いで平田延胤及び本居豐穎を國學の侍講として召さる。

「何しろ無學の上四十年も昔の事でありますから、當時の御模樣は只夢の樣に茫つと致しますが、何でも肩代りとも輿丁の總數五十二人、其中今日まだ生き存へて居りますものは私の外 今も宮內省に仕へて居りますもの一人あるばかりで厶ります。京都御所御出門は明治二年三月七日の早朝二十二日の御旅路を恙なく東京へ御着、西の丸の御城へ御入りになつたのですが、御途筋は申す迄もなく舊東海道筋で、途中の御立寄は伊勢の御大廟のみでした。御道中の御召物は白無垢の御衣に緋の袴であらせられましたが、[illegible]

陸軍省
○少輔　[illegible]
陸軍少將　[illegible]
○大尉　[illegible]
○中尉　[illegible]
近衛歩兵　○少尉　[illegible]

工部省
○卿　參議　從四位[illegible]
[illegible]

宮內省
○大輔　[illegible]
○大書記官　[illegible]
[illegible]

[illegible]な隨へさせられ大御前の神鈴を清々しう御振り遊ばして暫く御祈念の御姿を、恐れ乍ら遙かの此方で伏拜致しました。御旅程は一日大抵六里位で、御旅館御發輦は五時、一番大鼓に供奉員一同起床、七時の二番大鼓に御供揃ひの準備を整へ十時の三番大鼓に御輿を參らせ、即時に出ましとなるのであります、輿丁は八人宛でしたが、懸聲等は一つもしてはなりません、それに少しでも搖らす事は尙なりません、それ故輿丁の骨の折れる事は並々でなく徐行で歩調を揃へる事にのみ注意して居りますが、更に阪道にかゝります時には一入で、前の者と後の者と御互に勾配を考へればなりませんから、轅を差上げたり身を屈めたり致します、恐れ多い御事には 陛下ははしたなき私共風情にも御情を垂れさせ給ひ、此樣を憐れと覺してか日阪驛から後は少しの阪道に掛つても直ぐ侍從に「馬を牽け」と仰せ下さります、そして御馬上豐に四邊の景色を御覽になりながら靜々と打たせられます。景色の好い所に陛下には御小憩みがありましたが、其都度御輿の扉を開かせられて地名、由緒等の御下問ある御樣子でした。偲びまつるも恐れ多いのは、御たゞ心が只それのみに止らせられず、折々侍從の御手を經て私共風情にまで御菓子を賜はつた事で厶ります。其後御巡幸の折にも御供仕りましたが、御馬車が出來ると共に御板輿には自然御用が無くなりました。」（輿丁丑之助謹話）

御巡幸御行列並御供官員

宮內省伺濟
坂井友五郎編輯

至尊の御入城

明治元年十月十三日の御入城にて此時は西丸に渡り御遷
幸にて桜田御門より二重橋に掛かりしを和田倉御門つたひしを以て御行
列の図は当に其時のものなり

長谷川深造氏　『實見畫錄』

邏卒の市中巡邏

十　初めて御洋服を召されし事

明治三年大帝の御服を洋服と改めさせ給ひぬ、當時の宮中は尚ほ保守主義者のみ多く進歩主義者いと少かりしかば、兩論者の間に大議論のありけるを、副島種臣伯「趙の武靈王は胡服して胡を征すといへり、今我國が洋服を用ふとは武靈王の心を以て心とするなり」との説を勸められ、西郷隆盛傍より之を賛して遂に左は定られしなりき。其後大帝には絶へず洋服をのみ召させられ、儼然としておはしければ、左るにても餘り御苦しからむ、御散朝の後御便殿などにましまさん限には便服こそ然るべけれと、左右のもの謀り奉り、或日大久保公よりして其由聞え上げられしに、大帝御機嫌麗しからず、今日の時勢、これならではと申す儘になしつる、何とて早や斯くは申すぞ、宴安に便ならずとのみにて之を脱くべきかはと仰せ給ひけりとなむ。

十一　御修養の事

四年十一月十五日夜より十八日に至り大嘗會を行はせられ總て古制に則らせ給ふ。二十一日横須賀に御行幸あり、造船所を天覽せさせ給ひ、二十三日御還幸あり。當時大久保利通、木戸孝允、西郷隆盛等大帝に親近し奉り、先づ宮内省の大改革を行ひ、西郷は其親友にして忠良硬直なる吉井友實を進め、侍講には副島種臣、元田永孚等、侍從には山岡鐵太郎、高島鞆之助、村田新八、島義勇、米田虎雄、堤正誼、瀬古格太郎

[illegible]
[illegible]、大帝[illegible]
ましき事のみ好ませ給へば、侍臣の御前角力も[illegible]しかるよ、
折には大帝自ら下り立たせて誰彼を選び角觝ひたまふ事さへありつ。此頃は早や逝れの御體格、それに相應しき御力量、誰とて誠に得叶はずやありけむ、皆打負けてまかるを、此樣を見たる山岡の剛直、故らめく負業は御爲却て惡しかりなむ。斯る假初の事よりぞ得て君主の御驕謾は亢ぶるものぞと思ひ亘れる折しもあれ、或日今日は山岡と組まんとの仰せに、山岡は畏かれども辭まず起上りて、角觝ひまゐらせしが、今日はと思ひ設けし事故渾身の力を振り起して。おほけなくも玉體を打投げてぞ參らせける。其折のみは　陛下にも龍顏少しく曇りて見え給ひければ山岡恐惶し、直樣進退伺に及ばれけるに、實にや日月の蝕の如く、天機早や御常に異ならず、勝負は時の運なり。左爲すべき樣やはあると宣はせて止みしとぞ、山岡氏の性格は常に此の如く、大帝御壯年の頃は頗る御酒量強く、折に觸れては御佩刀など拔き放ち給ふ事もありけん由なりしも、山岡屹となりて直諫憚らず、扨は　陛下も「朕には善き臣あり」とて一向に悦ばせられしとも聞く。御賢明なる御天資洩れ承はるだに難有き心地せらる。加藤弘之の侍講に召されしも此頃にやありけむ、洋學を擔任して法政及び西洋の地理歷史を御進講申上げぬ。生理衞生學は是より以後にて佐藤尙中(當時舜海といふ)より進講し奉りぬ。

ご老西郷といへば思ひ出す事がある。確か明治四年の頃西郷が近衞都督であつた頃 陛下御自身劍を拔きて兵を指揮し給ひ、宮城より習志野迄御出になつた事がある。元來大元帥が軍隊を指揮せらるゝに行軍に移つて迄拔劍あらせらるゝなどいふ方式は何處の國でも聞かぬ、併しそんな事は分らないから陛下には始終御拔劍で遂に宮城から習志野まで馬を飛ばせられた。こんな堂々たる大元師の御英姿は再び拜せられぬのである。近衞都督の大西郷は大兵肥滿の人であるから騎馬が叶はず、徒歩拔劍で習志野込御供したのだ、獻聖なる 陛下の儼然たる御風丰と忠良なる西郷がコト〳〵御供する有樣と形式の整はぬ處に何となく味があるでないか。」(高島鞆之助子謹話)

十二 學制頒布の事

五年五月二十三日車駕西巡此日海路御發輦、伊勢神宮に詣でさせられ、二十八日大阪に御着輦、晦日京都に入らせられ六月四日大阪に還御あり、行在所は前と同じく北御堂に定めさせられぬ、七月學制を發布せられ、同時に聖諭を賜はりぬ、是は維新政府の敎育方針を闡明したるものなれば其要を左に記さむ。

「人々自ら其身を立て其產を治め、其業を昌にして、以て其生を遂ぐる所以のものは他なし、身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり、されば學問は身を立つるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや、然るに從來學問を以て士人以上の事となし、農工商及び婦女子を擧げて之を度外に置けり、又士人以上稀に學ぶ者ありと雖も、或は詞章記誦の末に趨り、或は空理虛談の途に陷りて身に行ひ事を施すこと能はざる者少からず、是即沿襲の習弊にして文明普からず、才藝の長ぜずして破產喪家の位多き所以なり、今般文部省に於て學制を定め、追々敎則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民(華士族農工商及婦女子)をして均し

但從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲にすと唱ふるを以て學費及び其衣食の用に至る迄多く官に依賴し、之を給するにあらずんば、學はざる事に思ひ、一生を自棄するもの少からず、是皆惑へるの甚しきものなり。自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を拋ち自ら奮つて必學に從事せしむべき樣心得べき事。」

十三 征韓論御裁斷の事

六年四月十五日鎌倉に行幸あり、野營演習を天覽あらせらる、之を大演習行幸の初となす。五月五日皇居炎上し赤阪離宮を假皇居と定めさせらる。八月三日箱根宮の下溫泉に行幸あり、三十一日に還御あらせらる。當時岩倉大使一行外遊の留守に於て征韓可否の論盛に起り、功臣二派に分れて互に確執したりければ、三條大政大臣何れとも定め兼ね。箱根まで參りて聖斷を請はれけるに、岩倉等の歸朝迄待てとの叡旨ありて罷られぬ。凡そ此の如く 大帝には只雲の御上深く籠りましまし、大小の事一に大臣左右のものに御任せある如き事はあらず、事ある時には常に畏き聖慮を示し給へりと覺し。征韓論と前後して征臺の議又起り、六月副島種臣を特命全權大使として諸國に差遣し給へる事ありしが、超えて十年八月參議大久保利直を全權辨理大使として復た淸國に遣し給ふ。其折淸國の暴狀を憤り、隨員の高崎男は頻に談判の破裂を主張したりしに、大久保は竊に御宸翰を取出して高崎に示されける、それには「平和に解決せよ」との文字ありしとぞ。因にいふ御宸翰は其數甚だ少く、此外には副島種臣伯に賜はりし[illegible]

[illegible]かやゝ之を除きては故伊藤公、並に山縣公等に二三通ある程ならむといふ。

十四 習志野原の事

此年初めて御斷髮あらせらる。大帝の御理髮は決して下樣の如く、佛のと米のと時流を追うて他國ぶりを學ばせらるゝ樣の事あらず、永き間綾小路有良子爵奉命しけるが、是なん御眞影の面に拜しまつる儘の御形なる。同子爵薨去の後は更に某老女官に仰せられしとか、御理髮は一週每、龍顏は日ませに剃らせ給ひしとぞ、五月下總大和田驛なる原の地に行幸あり、諸兵連台の大演習を臠はせ給ひしが、當日の指揮官は名にし負ふ、陸軍少將篠原國幹にて、軍容いふばかりなく目覺しくありつるより、大帝には例ならぬ御滿足あり、少將を召して自今此處を「習志野」と名くべしとの畏き詞ありしとぞ。此年又橫濱の競馬場

習志野原

大帝の御親筆

明治六年第五月十三日徳大
寺宮内卿ヲ以テ陸軍少将
篠原國幹ヲ被為
召下總國千葉郡之内原之
地ヲ習志野ノ原ト被稱陸軍
調練場ト被相定候旨別紙
御筆ヲ以テ兩渡相成候事

習志野原御命名御沙汰書

に西郷隆盛等を從へて行幸ありき。　大帝の御馬に於ける御嗜好の深き己に御幼少の御時よりの事なるが、元來宮中に御馬所なるものなく、是あるは初めて孝明天皇の御代にてありき。即ち今の仙洞御所裏手の松並木に沿へる所に御造營ましましけるにて、　大帝立太子の御前後よりぞ、目賀田、矢野などいふ大坪流の馬術指南者、北面の武士中より選ばれて奉仕し、　大帝にも木馬などにて略ぼ十七流の馬術を習はせ給ひぬ。それより早く生ける馬に乘り試みたしとの御諚ありしまゝ、織田兵部少輔の五歳なる栗毛馬を上らしめて御實習ありき。其御試乘初めの御有様は、馬背に見事なる金蒔繪の鞍を置き、　大帝は白綸子の御衣に緋の御袴の御打扮にてまします。三條、岩倉の二卿は御乘馬拜見として參らる。　大帝は何となく躊躇し給ひ、冊きまゐらせる戸田子爵に「戸田先づ乘つて見せよ」とあり、御諚を畏み戸田子爵一鞭凛々しくあてて御覽に入れ奉れば　陛下も遂に「乘つて見やう」との御聲を掛けさせられ、それより萬里小路通房卿御馬の口を取り、戸田子爵は畏くも玉體を背後より助け參らせ、左手にて御腰を、右手にて御右脚を押へまつるに、　陛下は數多度「大丈夫か〳〵」と繰返させられつゝ、左右の御手に手綱を執らせ給ふ。それより、萬里小路卿が口を取つて前進せしめ、かくて約五丁の距離を十四五回も往復し給ひぬ。當日はそれにて止め、自後習日より日々午後に一時間宛御前庭にて御稽古遊ばされしが、御熱心の功日にけに現れ、現るゝ儘に御興味も愈よ添はり、一時間が一時間半、二時間ともなれるより、御口取の役は萬里小路と大原の二卿承りたるも遂には疲れて得仕らず、岩倉卿進み出でて之に代り馬丁の役を奉仕して駈け廻らるゝ事も屢次ありきとなむ。

習志野原地名の記

すべて世の中にあるものいづれのものか其能なかるべきことにすぐれて其能あり其用あるものは人なりこの人あまたあつまりたるこれを國といふ其の國其人を保護愛育して其用能を全うせしむるこれを人君の職とすこゝにいま紀元二千五百三十三年明治六年四月二十九日わが
天皇みづから近衞の兵隊を指揮引率して下總國千葉郡なる廣野に行幸ましまし練兵露營二泊にして五月一日還幸し給ひぬこの廣野は名に高きこゝが原なるつゞきにして大和田といふ里にとなりたる所にていまだ其の名もあらざりければ今かくのごとく兵を講習したまいし事によりて
天皇かしこくもならし野の原と名づけ給ひ永く講武の地となすべきむねみことのり給へり
抑かくのごとく
天皇みづから兵を講じ武を修したまい專ら海陸軍をはげましたまふことを今の人なにとか見侍りぬらむ嗚呼國中の人民中世以來不幸にして王政の大德を見ずまた武道の本意をしらず士を貯へ武をはげます人を其身其家を保護するの具とし又兵卒たるものも其主其城を保護するに過ざるものとせりこれをこれ衰世中のありさまとしるべきなりそれ文教[illegible]を開きて人を樂地にあらしめ武道は亂賊を除して[illegible]
[illegible]
[illegible]民を妨害するものを懲し人民をやすはし國土をまもり給ふの事業にしてかの中世士を貯へ武を養ひしの類にあらさること明らけし人もしこの儀に感ぜずむは國恩の大なるもしらさるに同かるへしかしこくも
天皇の尊きをもつて兵士と共に廣野に露營したまひことに其時は風雨甚しかりしをも厭はせたまはざりしは豈感泣せざらむや又この野にかくのごとく地名をくだし給ひ永く練習の地としたまふこゝりの用能具備し萬物の長たるあめのます人を保護愛育したまふ所即ち
天皇の大職を盡したまふ道にして感するにもあまりありあふくにもあまりありと云ふへし又かゝる聖世にあひし萬民も又大幸の甚しきと云ふへくなむゆゑに謹て其事由をしるし侍りぬ

明治第六年五月十三日

從四位　福羽美靜

福羽子爵

「明治二年の事諸大名中の或ものが宮家には惡馬を乘廻す程の武士はあるま[illegible]

に丁へぬ悍馬を奉つた、馬丁が七人して御献上に及んだのであるが、斯くと聞召された　陛下には殊の外の御逆鱗、直に信直を御傍近く召されて「そち此馬に乘つて見よ」との御下命、信直恐れ入つて折角の御下命なれど只今轡を持參しませぬ程に、急ぎ取り參つてと申上ぐると、心急ぎ給ふ　陛下はそれを許し給はず、轡がなくば朕が取らすと言い様、ヒラリと御佩刀の小柄を拔かせ給ひ、さと許り御椽の前に生い茂れる寒竹を二本程の長さに御切り遊[illegible]

[illegible]乘り出したので、陛下の御喜び御譬へんものなく御椽側に伸上り〳〵掛けし、果ては御盃の御下賜さへあり、侍從日野西資生卿には「あなかしこ　竹の鞭をうつなべに節よく走る駒の足なみ」と詠ぜさせられ、之を叡覽に入れた後直に信直に下さつた。」（藤木信直乘馬の話）

十五　離宮造營、御儉德の事

七年青山御所御造營あり、八年又芝離宮の御造營あり、　陛下の御儉德は世に著き所、されば離宮など諸所に造りまゐらせんことを左右より時には勸めまつる事あるも、朕には其用なし、皇后皇太子の爲に營むとあらばそれも可けれど、成るべく質素にせよと其都度仰せあり、夏の眞盛りなど御疲勞もやと氣遣ひて御轉地など勸めまつる事ありても「臣民は皆然するか」と宣らせ給ひ、「中以下は致し侍らず」と申すに左らば朕獨り其要あるべからずとて沮み給ひぬとぞ。此年四月二十日地方官會議に御親臨あらせらる。

十六　高崎御歌所長官と御歌語の事

九年六月東北行幸あり。八月皇女梅宮薨去あり、二十六日還幸あらせらる。此行幸の御折日光の行在所を出でさせられ中禪寺湖畔の中宮祠に詣で、社務所に御駐輦の御時村民より生ける大鹿を獻じまつるあり、　天皇には御感斜ならず、かづけ物など多く取らせ給ひしかば、必定御悦びの事と推しま

つり今宵の供御に奉らむと皆々其心構へしけるに、　天皇には侍従を召され、さはなくて「此鹿放て」との御下命ありき。德禽獸に及ぶとや申さん。

十年一月車駕又た海路西巡京都にて向はせられたるが、其二十五日御召艦遠州洋に掛るや風波俄に荒れ狂ひ、急に鳥羽港に御避難あらせられき、用意なき所に不意の行幸とて町民の驚愕一方ならず、常安寺の書院を俄の行在所と定めまつれるもいぶせさ言ふばかりもあらざりけり。某武官が天皇旗を捧げてやをら上陸せんとせし時、拜觀の群集中よりツカ／＼と進み出でて「その旗をお持ち申しませう」と言ひしものあり、叱咤し去られしといふ一奇話も此折の事とぞ。

二月五日に京都大阪間鐵道開通式に臨幸あり、その六日鹿兒島亂の變報至り、九日奈良に行幸、十一日神武陵に詣でさせられ、十六日京都に還御、大本營を此處に定めて熾仁親王を征討總督となし給ひ、七月二十八日神戸より海路東京に還御あらせられぬ。その折にも亦一佳話ぞありける　天皇には海天麗かなる彼方に白扇倒懸の富士の雄姿を認めさせられて三首の御製あり、之を傍に侍る高崎正風男に示し給ひけるに、正風男拜批して中なる御製なん最も優れて侍ると申せしかば、聖意と合はず、それより兎や角の御下問に、峯直を旨と心得る高崎男怯るゝ色なく其由を答へまつりたれば、　天皇は嘆息し給ひて「和歌は六かしきものよな」と仰せらる。その御詞尻を畏くも捉へまゐらせて「左程六かしきものに侍る[illegible]

ば言下に詠み試みよと仰せらるゝも男は又躊躇して捗々しう振舞はず、　天皇は更に重ねて六かしからぬ由を申せと宣ひしかば、そは已に貫之も申しての事と返しまつる。　天皇は、何？貫之とよ。何に爾申せると宣はす、さればなり、古今集にこそと又申す。愈よ首肯き給はず、朕古今の序を讀む事數百回なれども左る節あるを知らずと詰らせ給ふ。此に於てか高崎男は古今の序を暗誦し、斯う／＼云々／＼なむ侍ると詳に進講し奉りしかば、　天皇初めて御滿足に思召され、御氣色直りて、ともあれ今趣を與へんといふに何故詠まざりしぞと仰せあり、男畏みて「さればに侍る、敷島の道は自然の聲を吐くもの、さるを御題賜はらむとある故辭みまつれるなり。無理に技を爭ふは武骨なる薩摩隼人の能くする所にては侍らず」と推し切りて申上げたるまゝ、御感斜ならず御强記の天皇には尙々何やかや諸家の歌を暗誦して語らせられ、續いて四五十首の御製をも御示しになり、船中の御清興似るものなかりき、還御の後改めて高崎男に御歌掛を命ぜられけるに、高崎男は一たび歌道を以て仕うまつるの自信侍らずとて辭みたるも許し給はず、汝の齡は朕に倍せり、必ず其道の經驗にも富みつらむ、知りたる限りを言ふて可なりと仰せあり、此に於て男は、此三條を御許しあらばとて、「第一、御政務極めて御多端なれば御熱心の餘り歌道にのみ耽り給はぬ事、第二、田舍武士を命じ給ふからは臣の奏する所或は不敬に亘らむ事ありとも御許し給はるべき事、第三、御製は御詠草の儘御保[illegible]

ら、[illegible]條西季知卿其掛たり、後改めて侍從職に移させられしが、明治二年より毎年皇族並に在朝の有位有爵者及び高給女官等の詠歌を召され、斯くて高崎男の三條西卿に代らせらるゝ事ともなりて十九年には御歌所を設け、男其長となるに迄至りしなり。　天皇の斯くも御歌を好ませ給ふより、東北巡幸の砌、純樸なる沿道の臣民歡喜して、覺束なき言の葉草を或は半切れ或は塵紙にまでものし、それを又御用卓の掛帛の下、壁の隙間などに潜め、何とかして畏きあたりの御目に觸れしめむとするを、　陛下は却て興ある事に思し、毎夜高崎男をして一々それを奉らしめられけるに、中には「ほいと（澤山）鮭でものぼりこよかし」などいふ念の入つたる方言どもも少からざりしとぞ。九月二十二日皇子建宮降誕あらせられ。二十四日西南平定しき。

十七　全國御巡行の事

十一年七月二十六日建宮薨去あり、八月三十日東山北陸兩道に向つて巡幸あらせられ、十五日京都に御駐輦、十一月九日東京に還御あらせらる。　天皇の御仁德は左る事乍ら此巡幸の折にも鳳輦越後の境に入るや、故は知らねど、眼を病むもの歯薄拜觀の群集中にいと多きを目ざとくも認めさせられ、軈て新潟の行在所に入らせ給ふや侍醫伊東方成に仰せて

[illegible]

十三年六月十六日御發輦、山梨、三重、京都へ巡幸あり、七月十一日車駕函山に駐り、兩日間大阪、名古屋兩鎭臺兵の對抗運動を天覽あらせらる、十四日京都に着御、二十一日神戸より扶桑艦に召し、二十三日東京に還幸あらせらる。此年地方官に御陪食仰付けられの事ありき。

「對抗演習御統監の折り上山村に御臨幸になりました時、畏れ多くも我家に行在所を設けられました。私の父は立岡長兵衞と申して隨分大きな家屋に住んで居りました。午後五時　陛下は御板輿に召し厳かな御行列で御着になりました。御附の面々には岩倉右大臣、品川内務大書記官、大隈參議、德大寺宮内卿等多く入らせられました。大玄關より玉座に進ませ給ふ御床にはモール製象眼入上手附の薬鑵に枇杷、早松、西瓜を盛り、之を長州式に琉球卓に載せて御勸め致しましたが、玉座の庭には大きな池があつて幾百となく龜が居りましたのを深く面白く思召したらしく、お附の人から薬鑵に盛つた西瓜を献上致しまして、其皮もて御手すさびに龜の形を刻ませられ、池の中に御浮べなりました。處がその形眞に迫つて居りますので、岩倉右大臣を初め並み居る方に誰とて御器用の程を稱へぬものは有りませんでした。それが只今迄も我家の至寶として斯樣に取つてあるのであります。」（當時江州甲賀郡北上山村肖七十二番地豪農立岡繁三郎謹話）

十八　國風を重んぜさせ給ひし事

大帝の日本風を好ませ給へる事に付又一佳話あり、辨慶義經の物語により音に名高き京都五條の橋が、一時明治十年の架替の折、歐化主義に走れる時の府知事槇村正直により、

義經の下駄の齒形ありなど言ひ傳へらるゝ擬寶珠欄干も取拂はれ、西洋風ペンキ塗の橋と變りたるを、此年の行幸に大帝御父君の陵を拜せんとて泉涌寺に出で立たす途すがら、之を怪み給ひ、「五條の橋は早や無くなりしか」との御下問あり、近侍の人今過ぎつるにとぞと申せば、尚ほ御不審の御顔晴やらず、「さてはあの擬寶珠を如何しつらん」との重ねての御意ありき、折しも奉侍せる槇村知事流汗背に洽く直に復舊の企をなしきとかや。

札幌御巡幸記念

第十九 憲政御勅諭の事

十四年武藏八王子驛に御獵あり、三月布哇國皇帝を延見あらせられ、四月二十六日初めて吹上御苑に列國の使臣を招き觀櫻の御宴を催させらる。六月府中驛に御騎乘あり、七月三十日御發輦、山形、秋田二縣及び北海道御巡幸あらせられ、九月四日[illegible]着御、全島上人に金を[illegible]

日明治二十三年を期して國會を開くとの御勅諭を賜はりぬ。皇宮の御造營も亦成りぬ。

第二十 陸海軍人に勅諭の事

開拓使廳舍

十五年一月四日陸海軍人に左の勅諭五ヶ條を賜りぬ。

一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし

一、軍人は禮儀を正しくすべし

一、軍人は武勇を尚ぶべし

一、軍人は信義を重んず[illegible]

御巡幸時代の北海道

皇居炎上後御造營圖(明治二十二年の錦繪)

[illegible]御前入口に[illegible]を造へ、古式に則り、土俵の上なる水引幕には紅白の綸子を用ひ、七五三を張り、四本柱をも亦紅白の絹を以て卷き、東西の花道には青竹の四目垣を結い廻し、勝力士に其花一つ宛を授くることとせりき。

「忘れもせぬ明治十七年三月十日の天覽相撲は、嬉しさ難有さに前夜はマンヂリともせず、夜の明けぬ中に起きて身を清め、熨斗目、麻裃を着て延遼館へ行きました。恐る／＼先帝を拜し奉ると玉座と土俵とは僅か四間程しか離れて居ません。先帝は嚴しい御軍服を召させられ、前に卓子を置かせていと御熱心に御覽あり、力の入る角觝には玉體を前に御乘出しになり、御手を以て卓子を叩かせられたのを拜しました。自分は若島(當時楯山)に勝つた後更に御好みとあつて大達と取組みましたが、大達は當時前頭二枚目で三役に入らうとする日の出の勢ですから如何かして私を打破らうとする。此方は又無前の光榮を荷ふ晴の場、殊には横綱張初めといふ日でありますから、如何あつても負けられないといふ考、双方眞劍になり、立合ひましたが勝負が付かず、其内水が入る。それから又双方で飽迄勝身に行つたが矢張り勝負が付きません處、檢査役も陛下の御前ですから如何にか勝負を付けさせ樣といふので、又水を入れました、二度水を入れるなどは前例にないとです、私も如何思つても最う勝てませんでしたが大達も亦同樣疲れ切つて勝に來ませぬ。すると先帝には御側に居られた相撲係の五條殿に「もう宜い、十分だ」との御言葉が下り、それで引分になりました」(當時の梅ヶ谷、今の雷權太夫謹話)

二十二 今上陛下御教育の事

十八年七月廿六日車駕宮城を發せられ山陽道に御巡幸あ

見真

大帝御親筆

り、八月十二日還幸ましましぬ。二十年　今上に立太子の御宣下あり。大帝が今上に對せらるゝ御仁愛の程は言はずもがな、特に其御養育に就いての御注意いと深く密やかにましまし、常に優れたるを外國に取るとも飽く迄日本國粹の美を忘るべからずといふを以て戒とせられきとなん申す、今上は御幼少より早く近衞忠煕公に就いていろはを敎はり給ひしが、更に十八年御八歳の御時より湯本武比古氏東宮御敎育掛の命を拜して朝は七時より夕は六時迄御側近う仕りまつる事となり、十九年御年九歳の御時よりぞ學習院には通はせ給へる。その後御壯年にましましてより、毎土曜日必ず御參内あり、午前　大帝表御座所出御中は其御側に侍して御親政の樣を御學びあり、此折は臣下は一人も御側に侍らず、御父子御二方のみにておはしきとなむ、御幼時物にむづからせ給ふ御時など、侍臣より「左樣な事を宣はゞ、思ふ樣に奏上致しますか

二十三　憲法發布の事

二十一年九月卅日昌子内親王御降誕あり、二十二年一月十一日赤坂離宮より新皇居に遷御あらせ給ひ、二月十一日帝國憲法發布の大典を行はせられ、終りて青山練兵場に行幸あり、更に十二日　兩陛下上野公園へ行幸啓ありき。

二十四　敎育勅語發布の事

二十三年一月廿八日皇女房子内親王御生誕あり、三月陸軍大演習あり、春とはいへど殘寒猶は未だ去り盡さぬ尾參の平野に、大帝には大元帥として出で立たせらる。東西兩軍合せて三萬有餘といふを御統監あるにて、日々千軍萬馬と共に野まれ山まれ榛莽を鐵蹄に掛けての御跋渉なりしが、一日豪雨颯到して暴風さへ吹き加はり、木曾山颪肌を劈くばかりなるより、軍人は左てもあるべし、供奉の人々何れも堪へ難てに見えけるを　先帝には名馬金華山に跨らせて、露左り氣の御氣色もあらで、御手套しとどに濡れて雫の滴るを、屢次搾らせ給へるまゝ、戰鬪開始より四時間の長き風雨に玉體を曝させ給ひしとぞ。十月三十日敎育勅語下りぬ、十二月廿五日始めて帝國議會の開院式あり親臨あらせらる。

二十五　清國に宣戰布告の事

二十四年八月七日允子内親王御生誕あり、五月京都に行幸大津に遭難せられし露國皇太子御慰問の爲、更に神戸に幸せ

[illegible]

なり、大帝には大纛を廣島に進めさせられ、親ら全軍を統率して痛く軍國の爲に御焦慮遊ばされしかば、皇軍向ふ處敵なく、其形勢によりて翌卅八年二月大本營を又京都に移させらる、四月十一日清國遂に屈して玆に講和條約成り、二十一日に講和の詔勅下りぬ。かくて御稜威は八紘に振ひ我國運大發展の第一歩をなせしも、如何せん露、佛、獨三國の思はぬ干涉來りて十分戰勝の價を得る能はざりしより、國民誰いふとなく皆臥薪嘗膽を思ふと共に、大帝は宸念を勞せさせ給ふ事亦尋常ならず。戰後には宮中の御慰み事を弗に廢せさせ給ひ、鬮の御遊び、雪中の寶探しなどに至る迄も凡て止めさせられ、戰爭前には天長、紀元の兩佳節に、表立ちたる御祝宴は言はでもなり、別に夜に入りて賑はしき御内宴もありつるものを盡く廢せられしのみか、更に木土の兩日洋風の御陪食に女官全體を召集ひたまひしものを、さる事も弗と止みたるなど、聖詞に表はして其事とは仰せ給はぬも、一面此頃の事とぞ覺ゆる、地方官等に御陪食を賜はりし折、具さに馬匹改良の軍國の急需なる由を宣ひて、彼等に御料の馬を示し給

大帝御常用の御食器

[illegible]

る日本風の建物を何ぞと知る、そは振天府と稱ふるにて、其傍には有光亭と名け、丁如昌が威海衞の役に我海軍の夜襲隊を惱ませし防材を引上げ來り建築せるもの、以上は日清役を記念すべき大帝の御志にて階上には陸海軍の戰病沒負傷將校の寫眞並に下士卒幾萬人の姓名を一人殘さず記し收め給へるになん。其後三十三年の北清役には懷遠府、三十七八年の日露役には建安府等を建て増されたるも皆同じ叡慮に出るぞ辱き。

更に次第なく漏れ聞く儘に記し止めんに、斯かる處に廣島大本營の狹苦しさ一室に起臥し給ひしころは、日々つゆ倦ませ給ふ御氣色なきのみか、晝夜を分たず櫛の齒を引く情報に一々御目を勞せさせ給ひ、御寢の後とても奏上とあれば直に御起床あり地圖引比べて兎角按じ給へりと

ぞ此折の御紀念として今も尚ほ御府の中に藏せさせらるゝ四瓶といふ花瓶あり、鐙を臺とし、これに砲彈の信管を載せ、水を堪へて花を挿む所に充て、更に小銃の槊杖と野戰電信用の銅線を以て吊せるもの、即ち歩、騎、砲、工の四兵を紀念せさせ給ふ叡慮なりとぞ洩れ承る。

二十六　英照皇太后崩御の事

二十九年五月十一日皇女聰子内親王御生誕、三十年皇女貞宮御生誕あり。此年一月十一日の夜、兼て病床に在らせ給へる英照皇太后、御惱愈よ重らせ給ひ、早く御危篤の由九重に聞えけるが折惡しくも　大帝、皇后兩陛下並びまして御不豫の折とて、侍醫より御孝道は左る事乍ら金玉の御身をいたはらせ給へと勸めまつるをも、「御母后の御病あつしくおはすといふに、朕が身の聊かの恙何かせん、な止めひ」と宣はせて十一日の午前十時三十分御發輦仰せ出だされしに、更に七時にいよ〳〵危くますとの報知。鹵簿の準備のまだ整はぬを驚き立たせし　兩陛下には、出御を早めさせ給ひ、御對顏ありで御見舞の御語ありしに皇太后は微かに御目開かせ給ひしが、只一言の御答ありしまゝ幽明忽ち處を隔てましぬる悲しさ　兩陛下の御心や如何なりけん。御大葬ありて四月京都に行幸仰出され、皇太后陵の御起工あり、八月は還御ありぬ。陛下御孝[illegible]

給ひし爲、宮中の御費用何くれとなく御節減あり、施いて後宮、東宮に迄及びしが、只皇祖皇宗の御祭祀及び歷代の御陵の費途、並に皇太后の御料は一切減ずべからずとの嚴勅ありき、夫を聞召したる皇太后には心安くはおはさず、宮の大夫をして御自らの供御をも減ずべき代奏せさせ給ひけるに　陛下は斯計りの事に大御心の勿體なさよと驚かせ給ひて、強いてそれのみは御聽入れなかりしとなん。

二十七　攝河泉の演習御統監の事

三十一年攝河泉大演習に御統監として行幸あり、三十二年皇女貞宮薨去あらせらる。

「私は第二回の拜謁を三十二年米國に歸らうとする前に致しました、私はパークス公使と參内し、應接室に通り、戸田伯や長崎式部官の居らるゝので共に十分程話して居ましたが、謁見室の入口がまだ開かれぬ中に、戸田伯が今日は　陛下の御機嫌殊に美はしく、私に握手を賜はるといふ事を伺つた、そは定められた儀式により、公使は私より二三歩前に立ち、兩人とも敷居の際と其少し先と、丈から愈　陛下の直前に出た時と、都合三度腰を屈めて辭儀をし乍ら入りましたが　陛下は此室の向の端に近い處に立つて居られました、先づ通譯を介してパークス公使に三度御尋ねあり、格別御念入りで、大佐の御健康の御下問あり、次いで昨日の大風で公使館の建物や木立に損害はなかつたかと問はせられました、是も濟んで後私の番になつた時　陛下は打解けて御手を延べさせられ、握手を賜はりました、次には私の日本に來た事や出發の日取などに就いて御尋ねがあり、私に御會ひになつて喜ばせらるゝ事や、私の此國でした事業も滿足に思召さるゝ事など仰せられ、最後に何時か面會[illegible]

二十八　[illegible]の事

三十[illegible]年[illegible]月十日皇太子殿下九條節子姫と御成婚あらせらる、五月北清事變あり、此歳茨城縣に陸軍大演習あり　陛下御統監として行幸あらせらる、此折の事なり、宇都宮の行在所に座しける時土地の舊家須田某より秋景山水の三幅對を叡覽に供へつるに、無落款なりしを　大帝は敏くも筆意より推し量り給ひ、故らに德大寺侍從長其他に何人の筆と思ふぞと宣はん、何れも首振りて確には申上兼ぬる由申せば　大帝は笑ましげに、是は雪舟なるべしとありけるより、後筆者を持主に問ひしに果して然りき、斯かる事は毎々にて、いつぞや島津公爵家に秘藏せる寒山拾得の無落款の畫幅を召寄せて御一覽あらせられ、それ迄或は柳里恭、或は探幽など人々の定め惑へるを　陛下は事もなげに直に是は應擧ぞと宣はす、斯くて應擧の墨色、筆勢など細かに特點を擧げ給へる後米田侍從をして御物の中なる應擧の七賢人の大幅を取出し、對照せしめ給へるに御鑑識露違はざりきとなり。何事にも至り強き御性質にてましましけり。

二十九　三十七八戰役の事

三十四年第一皇孫迪宮御生誕。此歳又東北陸軍大演習ありて行幸あらせられ、全軍を御統監させ給ふ。三十五年第二皇孫淳宮御生誕あり、此歳又九州陸軍大演習あり、同じく御統監[illegible]

[illegible]く宸襟を惱まし奉れるも[illegible]き、實にや乾坤一擲空前にして或は絶後なるべき此一大難役なりければ、　大帝と臣民と實に一國の運命を賭けでは叶はず。左れど天の冥護は常に皇軍に在り、連戰連勝御稜威愈々上に揚れるまゝに遂に九月を以てポーツマスの私約を訂結しき。後に洩れ承るは　陛下此時の御大患の源なる糖尿病は卅八年此日露役當時に萌せるにて、當時侍醫其他の重臣より京都に御轉地然るべき由上奏したるも、　陛下は一日も政務を怠りて自己の一身を安んぜんやとてつゆ首肯ひ給ふみけしきなかりき、此君あればこそ國旗の向ふ處に常に光榮はあるなれ。

三十　英國皇帝より勳章御贈與の事

三十九年四月青山練兵場にて凱旋大觀兵式擧行あり、親臨あらせらる、此歳英國皇帝陛下　大帝に對しガーター勳章の贈呈あり、アーサー・コンノート殿下之を捧持して來朝ありき、元來此勳章は最も高貴のものにして歐洲にても此贈呈を得たる君主は僅に二三に過ぎざれば況して東洋にあるべきにはあらず、實に唯だ　大帝を嚆矢となす。

此歳又日露戰役の當時我國にて巨額の外債を起すに當り、與りて大に力ありけるロスチャイルド家に對し、日本銀行副總裁高橋是清男を通じて、其家長ロスチャイルド卿に勳位下

賜の内意を傳へられしが、同卿は聖恩の無窮なるに感佩し更に思召の程は難有けれど、迚もの事には勳章よりも陛下の御眞影を賜はらん、朝夕それを拜し奉らんこそ一門無上の光榮なれとありしまゝ、一私人に對する御眞影の下賜は先例なき事乍ら、特別の御詮議にて許し給はりぬとぞ。

三十二　中山一位局薨去の事

四十年十月五日御生母中山一位局薨去あらせらる、是より前九月局には恙の由にて鹽原に轉地あり、大帝よりも優しき御詞と共に種々の見舞の品物を近侍を遣はして賜はせけるが、一旦は怠らせられ、二十五日に歸京、廿八日午後一時卅分といふに御禮乍らの參内あり、常ならば二時間位の御物語にて罷らるゝを、是をや蟲の知らすともいふめる。例ならず六時頃までも退り出づる機會も得ずに語り續けられけるが、兎角に濕り勝なる御節々。「外國迄も輝き擴ごる大御稜威の、先帝への御土産に此嫗の持ち參らば如何に御感あらせられん」と樣の事のみ多かり、大帝の「今は病癒えたる身に何事いふや」など咎め給ふ程にてありけり。其夜容體急に變りて急性肺炎とならせられ、侍醫の數に手を盡せども絕えて驗なく篤しくのみなりまさり給ふに、御名代として皇后陛下青山なる局の邸に行啓あらせられ「是は御上より賜はりの牛乳、是れ飲みて疾く御本復又の參内を待つとの御沙汰ぞ」と仰せあ言上あり、今宵一夜もお六かしと醫師の言ふ由をも添へさせ給へば、實にや貴き賤き變りなきは血を受けし身の情なりけり、龍眼怪しの露に曇らせ給ひ、其後は三十分每に、「容體は如何に電話にて聞け」と仰せ續けられ、扨は「あはれ回春の術なきものか、今一度び名殘り惜みたけれ」と慨かせ給ふも宜なり。大内山の秋の夜更けて何時もならば夙に大殿籠らせん時刻を恐れ多くも其事はなく、扨て十二時、一時、二時、三時、尙ほ霄の儘の御衣にて露まどろまでおはする御姿、見る目に痛ましとも痛ましけれど何しに慰めまつらむ樣もなくある中、陛下は南青山の空のみ打眺めてぞ刻々の御容體を聽き取らせられけるが、四時三十分「口惜しくも早や萬事…」との侍臣の奏上に「オ、……」とのみ御息苦しく、やがて御衣の袖を龍顏に忍ばせ給ひぬ。此朝は遂に供御の物を御口にし給はざりしとかや、其昔中山邸に座せし頃、團扇執りて「煽いでやる」と仰せられし日の今は却て慕はしくも亦口惜しき極みにぞ思しけりけん。

三十一　昌子内親王御慶事の事

四十一年昌子内親王御年廿一歲にて竹田宮と御成婚あり、大帝の御愉悅勝れさせ給へる、御婚儀係の侍臣より豐明殿大宴會の儀勅許を請ひまつりしに、容易に御許しの御沙汰なく結婚は其式を莊嚴ならしむれば足れりと宣はせられ、御婚儀旬日の中に近づくも何等の御沙汰なく、漸く一週日前に至り

[illegible]

シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マザルベシ

抑々我神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我ガ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我ガ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕ガ旨ヲ體セヨ

明治四十一年十月十三日

帝國憲政の府（上段右は火災前の舊貴族院玉座、下段左は同衆議院議席）

三十三　韓國併合詔勅の事

四十二年外孫竹田宮恒德王御降誕あり。此歲房子内親王御年廿歲にて北白河宮に御成婚あり、栃木に陸軍大演習ありて朝行幸あらせらる翌四十三年五月の允子内親王御年廿歲にて朝香宮と御成婚あり、八月左の韓國併合詔勅煥發せらる。

朕東洋の平和を永遠に維持し帝國の安全を將來に保障する必要なるを念ひ又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み曩に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ韓國を帝國の保護の下に置き以て禍源を杜絕し平和を確保せむことを期せり爾來時を經ること四年有餘其の間朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其成績亦見るへきものありと雖も韓國の現制は尙ほ未治安の保持を完むるに足らず、疑懼の念每に國內に充溢し民其堵に安せす公共の安寧を維持し民衆の福利を增進せん爲に革新を現制に加ふるの避く可からざること瞭然たるに至れり朕は韓國皇帝陛下と與に此事態に鑑み韓國を擧て日本帝國に併合し以て時勢の要求に應ずるの已むを得さるものあるを念ひ茲に永久に韓國を併合することとせり

韓國皇帝陛下及其の皇室各員は併合の後と雖も相當の優遇を受くへく民

衆は直接朕が綏撫の下に立ちて其幸福を增進すへく産業及貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るへし而して東洋の平和は之に依りて愈よ其基礎を强固にすべきは朕の信して疑はさる所なり朕は特に朝鮮總督を置き之をして朕の命を承けて陸海軍を統卒し諸般の政務を總轄せしむ百官有司善く朕が意を體して事に從ひ施設の緩急其宜きを得以て衆庶をして永く治平の慶に頼らしむることを期せよ。

三十四　施藥救療の事

四十四年施藥救療の詔あり、內帑金百五十萬圓を下し賜はり、之を基とし此篤き聖旨を奉じて彼の濟生會は成りぬ。

施藥救療の詔

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレバ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ敎ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ゲシムヘシ若シ夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セズ天壽ヲ終ルコト能ハザルハ朕ガ最モ軫念シテ措カザル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス玆ニ內帑ノ金ヲ出ダシ其資ニ充テシム卿克ク朕ガ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ賴ル所アラシムルコトヲ期セヨ

明治四十四年二月十一日

十一月九州に陸軍大演習の爲行幸あらせられしが、其初日の演習を御統監あらせられての御野立に、六師團の步兵第十三聯隊に屬する名もなき兵卒二名を召させて種々疾苦を御下問あり、扨ては彼等が携帶の糧食を迄取寄せ、二個の大握飯と二片の魚肉とを繙はして、兎や角く御尋ね遊ばされたりと承りては、叡慮の畏しさ何にか比へん。

日帝國大學の臨幸を最終として諸所の學校に臨幸多く、十四日より御不例なりしも、十五日の臨時樞密院會議には出御ありて九日の午前も猶ほ海軍軍事參議官會議の模樣などを聞召されしが、同日午後六時頃より急に御發熱あり、只ならぬあつしき御病洩れ聞く七千餘萬の赤子は恐愕憂愁例へんにものなく、近きは二重橋門外に人の海を漂はせて濕やかに皇城を拜し、至誠の限りを傾けて天神地祇に祈り續けたるも其甲斐なく、三十日午前零時四十三分を以て我大帝は遂に白玉樓上紫雲靉く處に玉座を變へ給へるぞ已む事なき。思へば昨年桂公の闕下に骸骨を請はるゝや、中に微臣痛く老衰して大任を全うする能はずとの語ありしを、大帝はいと御不興の御氣色にて、「そちは何歲ぞ」と仰せらる、公は六十六歲なる由を申されたるに、六十五歲にて老衰とや、朕も既に六十なれど自ら決して老いたりとは思はず、六十は仕事の仕盛りなり、朕は政務を見る事一日も怠りたるに非ずやとの御語あり、公は恐懼して罷れりと聞けるが、當時　大帝に何とて今日あるを思ひ給ふべしや、又德大寺實則公の是も老軀重任に堪えざるの由を以て職を免ぜさせ給へと請ひまつるや、　大帝には、「朕は永久に辭職する能はざるに非ずや、汝も亦朕と同じく身を以て國家に任せざるべからず」と仰せられしとぞ、御激勵の聖旨は左る事乍ら、「朕は永久に辭職する事能はざるに非ずや」の御一語、中に無量の感慨あり。國步未だ平かなるを得ずとはいへ、國運是より愈々隆々たらむとするに當り、宵衣[illegible]

三十五　御製六十一首

いにしへのふみ見るたびにおもふかな
　おのかをさむる國はいかにと

君と臣の道あきらけき日の本の
　國はうこかしよろつよまでも

山の奥しまのはてまて尋ね見む
　世に知られさる人もありやと

大空に聳えて見ゆる高ねにも
　のほれはのほる道はありけり

思ふこと貫かむ世をまつほとの
　月日はなかきものにそありける

あさみとりすみわたりたる大空の
　ひろきをおのか心ともかな

いふせしとおもふ中にもえらひなは
　くすりとならむ草もこそあれ

四方の海みなはらからとおもふ世に
　なと波風のたちさわくらむ

くもりなき人のこゝろを千早振
　神はさやかにてらし見るらむ

さしのほる朝日のことくさわやかに
　もたまほしきは心なりけり

兒等はみないくさのにはに出ではてて
　翁やひとり山田守るらむ

如何ならむくすりすゝめて國のため
　いかておひくる身をはすくさむ

池水に小舟うかへて遊ひつる
　むかし戀しきふるさとの庭

そのもりやひとり見るらむ昔わか
　あつめし庭の秋草の花

落鮎の流るゝ見えてかつら川
　すみまさり行く水の色かな

まとのうちに扇取りてもあつき日に
　照る日をうけて小草かる見ゆ

燕とふ影のみ見えて田植時
　家に人なき小山田の里

賤の男がひとりひき行く小車の
　重荷の上につもる雪かな

あかたもり心盡しのほと見えて
　わらやの烟たちまさりけり

重荷ひく車の音そきこえける
　てる日のあつさ堪へ難き日に

目に見えぬ神のこゝろに通ふこそ
人の心のまことなりけれ

桐火桶かきなでながら思ふかな
すきまおほかる賤が伏屋を

あつしとも言はれざりけり煮えかへる
水田に立てるしづをおもへば

おもほへて夜を更かしけり國のため
たふれし人の物語りして

夏の夜もねさめがちにぞ明しける
世のためおもふ事多くして

政事いでてきくまは斯くはかり
あつき日とも思はざりしを

行く水はてる日に涸れていさゝ川
風になみよるすゝきかるかや

暫くはをさな心にかへりけり
讀みならひにしふみを開きて

つかさ人さゝぐるふみは多かれど
花見るほどのひまはありけり

枯蔓もいまだ拂はぬ朝顔の
かきねゆすりて秋風の吹く

おく露の光になりて更けにけり
花野の末の秋の夜の月

端居して月見るほども戰の
にはのありさま思ひやりつゝ

たらちねのおやのみまへにあると見し
夢のをしくもさめにけるかな

足乳根のみおやのをしへ新玉の
としふるまゝに身にぞしみける

さゞれさへ行く心地して山川の
淺瀬の水の早くもあるかな

瓜畑におりたつ人の見ゆるかな
しづが垣根の夏の夜の月

世と共に語り傳へよ國のため
命をすてし人のいさをは

取るさをの心長くも漕ぎ寄せむ
あしまの小舟さはりありとも

時計るうつはの針もともすれば
狂ひがちなる世にこそありけれ

國たみの一つ心につかふるも
みおやの神のみめぐみにして

いその上ふるきためしを尋ねつゝ
あたらしき世の事もさだめむ

あかつきの寐さめしづかにおもふかな
我まつりごといかゞあらむと

[illegible]
いとまなき世の[illegible]

雨たりにくぼみし軒の石見ても
からきわざとて思ひすてめや

思ふ事思ひ定めて後にこそ
人にも斯くといふべかりけれ

世の中は高きいやしきほどほどに
身をつくすこそつとめなりけれ

もろともにたすけかはしつゝ國たみの
むつびあふ世ぞたのしかりける

すゑつひにならざらめやは國のため
民の爲にとわがおもふこと

鬼神も泣かするものは世の中の
人のこゝろのまことなりけり

夢さめて先づこそおもへいくさ人
向ひしかたのたよりいかにと

折々に思ひぞいづる國のため
心くだきし人のむかしを

むら肝のこゝろをたねのをしへ草
生いしげらせむ大和しまねに

庭草に水そゝがせて月をまつ
夏の夕はおもふ事なし

つゝみ行く人影見えてすみぞめの
夕霧くらし寺島のさと

たらちねの庭のをしへはせばけれど
廣き世にたつもとゐとはなれ

したはしとおもふ心や通ひけん
むかしの人ぞゆめに見えたる

*　*　*

御製六十一首

御製謹話

彌富濱雄

一 陛下と御歌所長官

高崎御歌所長官、未だ侍從番長の職にありし頃、先帝の西國御巡幸に供奉し、『富士』の御製を拜見して、其の所存を僞らず言上し、竟に
陛下の御明察に遇ひ奉りし事は、能く人の知れる所、爾後御製は、長官一人にて拜見仰せ付けらるゝ事となり、今春迄實に總計九萬餘首の御詠出ありきと承る。其の中に

しるへする人を嬉しく見出てけり　わが言の葉の道の行くてに

しるへする人なかりせはいかにして　わか心さす道に入るへき

などあるは、全く長官を思召しての御製なるべし、長官數年前大病に犯され、辛うして癒えたりと雖も、身體やゝ不自由、精力大に衰耗し、如何とも大任に堪へざらむ事を慮りて、其の職を辭し奉らむとせしこと、實に一再に止らず、
陛下はいつも「日々出仕するに及ばず、身を閑地[illegible]

若し無からむ後は、朕が歌は他に見せじ」とさへ仰せられて、御聽許あらせられざりきとかや、如何に長官を御信任あらし事の厚かりしかを見るべし、長官逝きて、未だ數月を出でざるに、
陛下又かくならせ給ひ、げにも御製拜見は翁の外には許させ給はぬ事となり、崩後僅かに一句を隔てゝ猪熊夏樹翁の訃を傳ふ。翁は例年一人にて御講書始に國書講演の榮を荷ひ、極めて思召深かりし人、しかも午前零時四十三分、畏くも
陛下と時を同じくして逝けりと聞く。是れ等偶然の結果なるか、そもそも又因果關係の由て然らしむる所なるか、吾人は轉た迷はざるを得ず。

二 悠然歌を召させ給ふ

長官は單に歌人たるのみならず、又武を以て自ら任じ、弓術馬術の妙をも極められたり。嘗て御前にて金的に立ち對ひ、無上の名譽を射獲たるが如き、又絕えず
陛下の御乘馬の相手を仕れるが如き、皆有名なる語種なり。當時の御料馬「市成」と長官の愛馬「御感」(月毛)とは、當時の[illegible]

[illegible]官[illegible]後れてさて手綱を緩べたり。叱聲一呼、[illegible]然[illegible]を驅くる駿馬の足、何れも目にとまらぬ駛さなり、鞭聲肅々決勝點に近くや「御感」「市成」に及びぬと見る間に、「市成」の首だけ殘して勝ち背あり、「御感」負く。
陛下はゝゑませられて、直に「市成與御感爭勝負」との御題を賜りて、「高崎歌を」と召させ給ふ。其の御態度、いかにも、悠々としておはしましぬ。翁は、かく勝負に夢中になりて、前後も辨へ得ぬ程の、急迫の間に、歌など思召す
陛下の、御襟度の廣大無邊なるに、先づ、驚き奉りて、躊躇逡巡、額に汗して、え仕うまつるべくもあらず、辛うじて、氣をおし鎭め、

夕立の空さりげなく、と申し奉らむ程、悠々としておはしましぬ。

一度は御馬に勝をゆつりけりこゝろありあけの月毛なるかな

と書して奉りければ「高崎はいづこ迄も負けじ魂の男なるよ」と仰せられきと。

三 御製は大方御實詠なり

陛下は大方の歌人の如く、几上に題を探りて、空想的に歌を作ると、大に趣を異にし給ひて、多くは實事に當りて、[illegible]

ひしものなりとぞ。かゝればこそ[illegible]畏けれど、悉く御製の情味津々として、拜誦者の肺肝に泌み入るを覺えしむるなれ。

教育

かのいさをある人の教の親としておほしたてなむ大和なてしこ

猪熊夏樹翁

御題は「教育」とのみあれど、實は、此の御製は、乃木大將、日露戰爭に、二愛子を失ひても、只莞爾として、君國の事のみこれ想ひ、粉骨碎身、以て竟に赫々たる武勳を樹てゝ凱旋し、さて、幾何もなくして、學習院々長に補せられたる當時に、下させ給ひし由なり。此の事、大將聞き傳へて忽ち長官に、拜寫乞はれきとの事なれば、必ず大將のことを御心に置かれての御製なるべきが如き、其の他

老人

老人か昔かたりを聞きにけり我れはおほえぬ幼な心を

手習

竹馬に心の乘りて手習におこたりし日を今思ふかな

の如きは、中山一位局薨去前後に下させ給ひしものなれば、局の御事より何かと當時の事を思ぼし出でさせ給ひての御製

御製―神代よりうけしたからをまもりにてをさめきにけりひのもとの國

故高崎御歌所長官謹書

如く拜察せらると此れ又恩師高崎翁の謹話なり。されば「忍」といふ御題にて

位山高ねしめたる貴人もたゞへ忍ぶべき事を忘るな

又「行」といふ御題にて

世の中の人の司となる人の身のおこなひはたゞしからなむ

の御製の如きは、固より御題詠にはあらざるを知るべく、さて大御心を能く恐察し奉るべくなむ

四　御苦作の結果

我が先帝陛下の政治的御威勵は今更申す迄もなき事なれど、又單に歌人としての御見識御技量も、亦内外人の齊しく仰ぎ讃しまつる所なり。固より陛下の御歌才は、天稟におはしますことなれど、一は御精勵の結果なることを恐察し奉らざるべからず

ぬは玉のよるこそ書は讀むへけれあたし事には心うつさて

と仰せられ、又

言の葉につらねられぬそ口惜しき心に思ふことはあれとも

と嘆かせられ、又

なるべしといふが如き、又

名所松

嵯峨山の千代ノ古道あとゝはん老木の松をしるへにはして

侍從侍講などを老木の松には例へさせ給ひしなるべしといふ

と申され、其の外

言の葉の數よみしてもみつるかなわか政事いとまある日に

など〻漏らさせ給へるを察し奉るべし。實は畏き極みなれど、日清戰爭當時迄は、いまだ御製は悉く金玉の響とのみは申され難く、却て同時に下させ給ふ御歌の方にぞ加點の多き事もありし、かゝる事屢ありしかば、或人の如きは點者高崎長官に密かに注意する所もありしかど、長官僞を以て君に仕ふるは忠ならずとて、猶も朱筆を抂ぐる所なかりき。かゝる事も御刺戟となりしにや、其の後引き續きて、一日に數首、多くは數十首づゝの御詠出あり、餘りの御事に長官は、御政務多端におはせらるゝ上に、萬一に玉體にも障らせ給ふが如き事ありてはと、機を見て御注意言上したるに、「さては夜間にのみ限りてむ」と仰せられきと。かくて十年一日の如く、御試作ありし結果、日露戰爭頃に至らせ給ひては、漸次御進歩あらせられ、意に聖境に入らせ給ひぬ。長官※

五　御批評眼

或る夜、御徒然に、夜のおとゞの近侍の歌人某に仰せらるらく、貫之の

思ひかね妹がり行けは冬の夜の川風寒く千鳥鳴くなり

と、眞淵の

鎌倉のよるの山おろし寒けれはみなのせ川に千鳥鳴くなり

と、景樹の

神山の夜半の木枯音冴えてみたらし川に千鳥鳴くなり

との三首、何れもめでたき歌なるべけれど、就中何れを一と定むべきぞ、思ふがまゝを言ひ試みよ、と仰せらる、其の人、突然の御下問にて、胸さわがせ、幾度か繰り返し、打ち吟じつゝ考へ見たれど、さすがに古來の名歌たるに恥ぢず、何れにも感ずべきふしありて、引ぞ煩ふ花菖蒲、何れを何れとことわり申すべき事を知らず、さりとて奉答せぬも畏しとて、彼の貫之のこそ、と申す、「否とよ」と仰せらる、「さて

寒夜千鳥―神山の夜半の木枯音冴えてみたらし川にちとり鳴也（香川景樹）

は眞淵に候か、」猶首を振らせ給ふ。其人恐懼、え答へまゐらせぬ由を奏ゆれば、打笑ませ給ひて、されば朕が考をいふべし。景樹のを以て第一と定むべきか、其は他の二首が、「行けば」とか「寒み」とか「寒ければ」とか、ことわりたるに、此れは只「音冴えて」と、調べ上げたる所を味ひみよ、無限の妙趣あるにあらずや。歌はかゝる所ぞ主眼なるべき、と説かせ給ひきとぞ、如例に御批評眼の優させ給へるかは、此の一事にても推し奉るべきなり。げにや貫之、眞淵の歌、決して凡なりとにはあらねど、千鳥の鳴く原因を説明せるに反して、景樹のは「神山」「木枯冴ゆ」「みたらし川」などいふ、すぐりにすぐりたる美辭を連ねて、讀者をして身心の引きしまるが如き、感を催さしめむとせし所、實に一段の傑色あり、即ち一は因果關係を以て説明す、故に其は智に訴へて情淺く、他は事實を其の儘に直寫す、故に情に共鳴を起して、其の感深し、今日世より許されたる在野の歌人も、此の境界を知れるものは稀なるに、畏くも　陛下は、御經驗の上より既に此のとはりを極めさせ給へりし　歌聖としてもたゝへまつるも宜なるかな。賢所奉仕某の談なり、とて嘗て聞きし事あり、三伏盛夏の頃、正裝して御神殿に奉仕すれば、流汗衣を濕して、坐に堪へざる事屢あり、かゝる時、景樹の「神山」の夜半の木枯」の名吟を、一心に繰り返し〳〵默吟すれば、清風兩腋に起る感ありて、汗自ら消ゆるが如く覺ゆ、と梅實の酸きを語りて、兵士の渴を止めたる大將の奇計もありと云へば、此れ亦空言とのみは聞くべからじ、さても「神山」の歌は

明治改元紀念館行幸の錦繪

▲明治の嘉號

御一新の初に如何樣な意味で命けたのか我輩は知らぬ。が今となつて考へて見るに明治といふは大層好い年號だ。先づ明の一字に就いて考へて見ても、聰明の明である。明君の明である。明德の明である。大學には明明德とある。即欲明明德於天下先治其國とある如く誠に結構な文字である。そして君主の明德が天下に行はれれば其國は必ず治まつて行く。治といふ字一つに就いて見ても、天照大神が三種の神器を皇孫に賜ひ、「豐葦原の千五百秋の瑞穗の國は吾子孫の王たるべき地なり。汝皇孫往いて治めよ」とあるが。此往いて治めよは即ち宇內を統括し明德を天下に行はする事である。此樣に治も亦明の字に附いて相應はしい好文字である。特に此度の如き先帝卒然の御登遐の後に於て考へて見ると、誠に其御聖德御人格が此明と治の二文字の中に顯著に表はれて居ると思ふ。漢の董仲舒の語に生爲明君、死爲明神とあるが、先帝は正に其如く生きて明君に御座しました共に死して明神で御座しますと思ふ。明神、神明などといひ共に此文字は神に用ひられる。何々大明神といひ又何處々々の神明といふ。が日本では神明といふのは天照大神のみ拜し奉り、其他には用ひぬ。芝の神明高田の神明といふも皆大神宮である。八幡樣や春日樣には其樣に言はぬ。即ち大神宮以外の神々には神明を遞稱して明神といつて居る。それは兎もあれ、斯樣いふ譯から我輩は明治の年號を凡てに於て誠に好く出來たものと思ふ。

（大隈伯爵談）

聖德御追懷錄

僕が　先帝の侍讀を辱くしたる時の記憶

法學博士男爵　文學博士　本誌編輯顧問　加藤弘之

□明治初年の憲法御前會議

この記憶を語るに就いては、少しく僕が政府出仕の始めに溯つて話をしないと分からぬが、僕は明治元年學校議事取調係といふ役を仰せ付かつた。同僚は山內容堂侯を頭としてその下に五六名、重立つた連中が居た。役柄は、學校議事といつても、學校のことを議するといふ意味ではない、學校のこと、議事法即ち教育と、議事、即ち議事法を取り調べるといふのである。その後、議事といふ方は、制度局となつて獨立し、學校の方の取調べとは別であつた。この制度局はちよつと今日の法制局に似て、更に一段の權力を有つてゐたものである。する中、明治三年になつて更に、國法御會議といふものが設けられた。これは憲法制定を議

列席し、會日は毎月二、七の日と定め、

改築前の桃山停車場（×印のある邊に御陵墓は遠かるべし）

聖上も臨御あらせられて會議を御聽聞遊ばされた、この會議が二三ヶ月もつづいたであらうか。何にせよ明治三年、百事草創、不整頓を極めてゐた際でも僅かあるから、憲法制定の相談などをして勿論まとまるはずはなかつたのである。

□法制の侍讀を申上ぐ

それでそのころ、聖上もかやうな會議に臨御遊ばされ、いろいろ皆の者の申し上ぐる意見を御聽聞になつて、多少、御發明あらせらるることもあつたであらうが、しかし何分にもそれだけのことでは不十分であるといふので、僕が侍讀を拜命することになつたのである。勿論外に國學や漢學の侍讀もあつた。僕は西洋學――といふわけでもないが、西洋の憲法其他種々法律に關することを申し上ぐることになつた。それで一週に二度三度侍讀を申上げることになつたのであるが、それにはまづ西洋の書物を飜譯して申し上げねばならぬ。これが歴史か何かの書

出來てゐるから、それを本にして申し上げることも出來たが、法律制度とかいふ方面の本になると、飜譯書が更に無い。依つて原書から飜譯をなしこれを教科書にして申上げねばならぬ。しかし聖上も當時はまだお十八歳といふ弱年に渡らせられるのでかういふ御教授を申し上げるのは仲々難かしかつた。憲法なぞに就いては、西洋の書から譯して『國法汎論』（後に文部省で出版）といふ書を作り、その大意を申し上げることにしたのである。

□原書を學ばせらる

その中に、一部の人々の間に、聖上も飜譯書に依つて西洋の御學問をなさるだけでなく、この際ほんとうに西洋の學問を遊ばされて、直接原書をお讀みになるやうにしたらどうであるかといふ議論が起こつた。そしてそれには獨逸學が一番宜しからうといふことなつて、獨逸學をお始めになつた。

□政務御多端御研學

しかしこれが東宮にゐらせられる中ならば兎に角、陛下の御身分では仲々御政務が忙しくてゆつくり御學問などをなさる暇もない。御侍讀申し上げてゐる最中にも、太政大臣その他の大官がしきりなしに萬般の政務について御裁可を仰ぎに來るのである。かういふわけで到頭、洋學も中途でおやめになる外はなかつた。それでその頃、木戸參議が、宮内省顧問といふので、この人に相談した結果、今のやうな政務御多端に渡らせられては、迚も御學問の暇はない、やはり前通り飜譯書に依つて申し上げるより仕方があるまいといふことになつて、結局　陛下は一通り獨逸語の初歩をお學びになつただけではお止めになつた。それでも一旦、語學をおはじめになつた時は、一方御繁務の上に、和漢學の御稽古もあり、夏は七時より冬は八時より御學問所に成らせられ、いかにも御忙しいことであつたと今思ふても恐懼に耐えぬ次第である。

□寡默にして綿密の御性質

かやうにして御侍讀申し上げたのは明治三年から八年まで、前後五六年の間のことであるが、陛下もこの間は熱心に御勉强遊ばされた。一體に寡默に渡らせられるから、無用のお口をお利きにはならぬが、物を考へる事は殊に深くわたらせられたお方であつたから、御分かりにならせられぬ [illegible] はいろいろ僕の申し上げ [illegible] 突込んでお質ねになるので、その場に御即答申し上ぐることもならず、取調べて翌日言上するといふやうなこともあつたのである。

□憲法の趣旨を御會得あらせらる

かやうにして、明治三年から八年まで侍讀申し上げること五年に及んだが、八年に元老院が出來て、僕もその議員に任ぜられることになつた。元老院も仲々繁務で兩方兼ねるわけにも行かないので、侍讀の方は止めて、西村茂樹、西周等の人々が代つた。それで侍讀を辱うした前後五六年の間に、何分御政務御多端なので多くのことも申し上げられなかつたが、まづ憲法の大體から憲法の道理、立法司法行政等に關することも大體はお分かりになつた。幾ら英明であつても明治八年に漸と二十三といふお歳であるから、御會得もなかなか御困難であつたらうと拜 [illegible]

これは直接自分が與つて知つてゐることではないが、序でながら付け加へて置く。日清戰爭の時分であつた。廣島に大本營を置かれて、師團のなかに行在所が出來た。何分兵士の數の多いところへ、狹い場所であるから、陛下の御座所といつてもわづか二十疊ほどの座敷一間しかない。其中に御寢臺もあり、机もあり、又御食事もみなこの一間で遊ばされた。大臣や元帥大將其他の人々がいろいろお伺ひに出るところもその一間であつて跡は侍從杯の控所であつた。それで、政府はあまり畏多いことに思つて、建増しのことを言上すると、陛下にはたゞ『滿洲に出征し居る將卒共の難儀はいかばかりであらう。朕の室の狹い位いふに足らぬことである』と仰せられて決しておきゝ入れにならなかつた。誠にありがたい思し召しではあるが、いかにも畏多いことであると思つて、その後も度々申し上げて見たが、いつかなおゆるしは出なかつた。然るに後に皇后陛下が廣島に成らせられることになつたから、もはや何とも仕方がない、必要にせまられて漸く建増しのことをおゆるしになつたといふことである。これは德大寺侍從長の直話であるから、確實と信じて國定教科書の中にも入れさせた。

□簡素を極めたる宮中の御生活

[illegible] せられず、お座所なども粗末なる絨氈を敷きつめ、外に華美な裝飾もない、そこらの華族や成金の徒の方が、幾倍の贅澤を盡してゐるか分からぬ位である。先日宮中で、御尊骸に拜訣式を行はせられた時、自分もこの御式に與かることをゆるされた。その折始めて奧の御座所の模樣を拜見して今更ながらその質素な有樣に恐懼した次第である。世間では宮中の御生活といふものを、よほど立派なもののやうに考へてゐる、が、陛下の御座所などは十八九疊との七八疊位の二間の至つて御粗末なものである。そしてお次ぎの間には女官等が詰めてはゐるが、大抵御座所の中の御用は人手を借らず、陛下御自身に辨せさせられたといふことである。

□我慢强く渡らせらる

一體我慢强い、意志の强いお方であつた。從つて御病氣などのことも少々位のことでは何とも口に出

しては仰しやらぬ。今度の御大患でも、とうからお惱みがあつたにちがひはないが、十日の大學行幸にも、十五日の樞密院會議の臨御にも御苦惱を推して、何ともお洩らしはなかつた。平生國家國民といふ御觀念が強く、御一身の苦樂などはあまり御心にかけされなかつたのは眞に畏多いきはみである。又故高崎御歌所長の話でも、何萬といふ御製の大概は、道理の詰めた治國安民の御歌が多く、花鳥風月の閑文字は至つて少なかつたといふことである。

□昔は痩せておいでであつた

陛下は近年ことの外、御肥滿であつたが、自分が昔侍讀を申し上げた頃には大分痩せておいでになつた。今回の御大患でひどくおやつれになつたと聽いたが先日拜訣式の折玉體を拜見して、昔の痩せておいでになつたころの面影を偲びまゐらせて泣いた。御肥滿の甚だしかつたのが、何よりも玉體を苦め參つたのであると思ふと恐懼に耐えぬ。

□明治神宮は質素に造らへ奉れ

設せんとする計畫談が盛になつて、僕も甚だ贊成するとではあるけれども、併し多くの人人の考では莫大なる金をかけて善盡し美盡した神社を建てたいといふのは神慮に叶ふことではなく、却て大に聖德を汚すこと思ふ。前述の如く先帝は一に安民の事のみに御心を勞せられ御自身の事は極めて質素をお守り遊ばされたことであれば、僕の考では神社は一に伊勢神宮に倣ひ質樸なる白木造として、唯清淨を上々とし且つ餘り多くの費用をかけずして建設することが最も神慮に叶ふことと思ふ。

然るに多くの人人が巨費を用ひ善盡し美盡した神社を建設したいと思ふのは、一旦は甚だ感ずべきことであるけれども、それは却て先帝の御平生を知らぬ所から出ることで實に畏れ多いことであると思ふ。日光東照宮の如きは、天下に將軍の威嚴を示すの必要から此の如き立派なものを建てたのであるけれども、先帝の御威嚴は、左樣なことをせずとも既に具つて居るのであるから、日光に倣ふなどいふことは甚だ間違つたことである。

のみならずそれは國民各個の獻金杯ではならぬ。必ず國費で以て議會の建議に出ることでなくてはならぬと思ふ。尤もそのために別に國稅をかけるといふことも宜しからうが、兎に角此邊の事は十分考へて貰いたいと思ふ。

先帝陛下の聖德を大成し奉れる師傳

德富猪一郎氏謹撰

今朝（明治四年八月一日）女官總免職…是迄數百年來の女權、唯一日に打消し愉快極りなし。彌 皇運隆興の時節到來歟と密に不堪恐懼なり。

とは、是れ吉井の日記の一節也。此の如くして、陛下の左右には、島義勇、米田虎雄、高島鞆之助、村田經八、山岡鐵太[illegible]

□

（前略）吾人は西郷、大久保等が、夙に君德の養成の國本を鞏固ならしむる所以たるに著眼したるを稱せざるを得ず。而して宮內省の改革が、彼等によりて最初に著手せられたるを嘉せざるを得ず。西郷は其の親友にして、忠慤無比の吉井友實[illegible]

[illegible]にて、實に[illegible]御中に御座候。[illegible]被爲在候義至て御嫌ひにて、朝より晩迄、始終御表に出御被爲在、和漢洋の御學問次に、侍從中にて、御會讀も被爲在、御寸暇不被爲在、御修行而已に被爲在候、次第にて、中々是迄の大名抔よりは、一般御輕裝の御事にて、中人よりも御修業の御勉勵は、格別に候然る處昔日の主上にては、今日は不被爲在、餘程御振替被遊候段、三條岩倉の兩卿さへ、申し居られ候仕合に御座候。一體英邁の御質にて、至極御壯健近來は餘程樣之御壯健之主上は不被爲在と公卿方被申居候次第に御座候。……是よりは一ヶ月に三度も、御前にて、政府は勿論、諸省の長官被召出候て、御政事の得失等討論し、且つ研究可被遊段御內定に相成申候。……變革中之一大好事は、此

[illegible]西郷南洲が、明治四年[illegible]月[illegible]にある其の叔父椎原國幹に與へて、中京の近事を報じたる一節也。此れを讀めば當時 陛下の御生活の御模樣は、宛然として眼前に髣髴たり。陛下は實に此の如き境遇の間に於て、其の天縱の德と力とを、御成就あらせられたり。

元田永孚翁

[illegible]陛下の[illegible]に離れた[illegible]る一大勢力たりき。但だ彼の忠純國を慮りて、一點の野望なく、篤誠君に奉じて、半箇の偏私なきが爲めに身政治の樞機に參したる者の外、殆んど元田の何者たるをも知らずして、看過したるは、寧ろ當然にして、元田に取りては、闇然不見の素志を達したるに庶幾しさはあれ 陛下に於せられては、陛下の英邁、剛健の御天稟を輔導し奉るに、此の純粹、光明、渾厚、忠穆にして、而して內外の事情に通曉したる醇儒を以てす。副島曰く、明治第一の功臣は元田也、何となれば彼は君德の大を成すに與りて最も力ありし也と。然も吾人は、吉井、佐々木、高島、土方、山岡、米田其他が彼と相ひ前後して、聖德を大成すろに、其力を致したることを記憶するを要す。

□

吾人の所見を、忌憚なく吐露すれば、陛下は元田に於て、殆んど理想的の師を見出し給へり。元田の宮

□

恐れながら 陛下の御生れなら英邁にて任せしとは、南洲の活眼、既に之を洞見し奉れり。而して其は元田の如きも、

皇上陛下の天資を伺ふに、英武にして

威嚴あり、曾て文弱輕佻の態なし、時に春秋十八歲（按ずるに日本流にて申せば寶算二十歲）
是れ彼が明治四年、初めて謁見したる際の印象を、直ちに手記したるもの也。而して又た

皇上天資英武に在らせられ玉ひて、威嚴犯すべからざる御氣象あり。善く規律を守らせ玉ひて、御言行必らず敬信なり。望み奉る所は更に寛仁大度の御德量なり。

と云ひ、更らに　陛下に向て、

古より明君に貴ぶ處は、己れの智を智とせずして、人の智を智とし。己れの力を力とせずして、人の力を力とするにあり。之を寛仁大度と云ふ。寛仁ならずんば何を以てか、億兆を愛せん。大度ならずんば何を以てか、四海を容れんや。然れども天性寛容仁柔にして人言を納るゝは易く、英毅剛強にして人言を用ひるは最難く最貴しとす。今竊に聖德を窺ひ奉るに、英武嚴明に在らせ玉ひて、而して善く侍補耳に逆ふ

効毋謹て之を稱讚し、更に將來の御進德を望み奉る。

と言上したり。是れ明年十一年にして、陛下寶算二十七歲の時と爲す。其の他日伊藤、山縣、松方、大隈、桂、西園寺等の諸首相を歷使し、文武諸元老、有司を御任用あらせ給ふ、一として元田の進言の如くならざるはなし。吾人は　陛下の聖德が、年と與に倍々其の大を加へ、高を加へ、且つ厚を加へたるを見て　陛下御進境の底止する所なきを驚嘆せずんばあらず。

□

汝が嘆美する人を告げよ、然らば汝の何者たるか知るを得むとは、西哲の格言也。吾人は恐れながら陛下の御人格を仰望するに就き、陛下の御理想の師表は何人にて御在すやと、推度し奉るを禁ずる能はず何となれば一切の管鍵此に存すれば也。

皇上聖德の長進亦此際（明治八年）より其跡益々効あり曾て國史を講ずるに因て永孚問を發して曰く凡そ書を讀むには古の聖賢を標準として希慕せざれば其志實ならず　陛下今　烈祖に對して孰れの帝を以て親ら希慕し玉へる乎皇上曰　神武天皇及景行天皇なる乎　永孚謹みて對て曰今中興の大業未だ央ならず內は以て大に地方の治績を盛にし外[illegible]に求め玉ふ所は孰れの人を得んと欲し玉ふ乎

皇上曰可　美眞手命乎　謹て對て曰可美眞手命は申食國政大夫と爲て、禁衛を司る。乃今の　大久保內務卿と西鄕近衞都督とを合せたるが如し　陛下宜しく大久保　西鄕を一にして之を用ひば則今の可美眞手命なりと

皇上之を嘉納し玉ふ

明治八年は、如何なる場合ぞ。當時帝國の形勢は、內未だ封建の餘習を脫せず、外動もすれば鎖國の陋態に捉へられ、內岌々乎として、是れ危かりし也。乃ち岩倉大久保の如き、大經世家も、未だ夢にだも帝國主義を想ふの餘裕あらざりし也。然るに我が　陛下は、當時に於て、既に一百二十代の天皇中に於て、特に國家統一、遠駕長駅の　神武、景行二天皇を以て、其の師表となし給ふ。其の後日に於て、二十七八年役、三十三年役、三十七八年役を歷過して、我が帝國を、東洋第一の大帝國たらしめ給ひたる、雄圖、豐功、豈に偶然ならんや。

惟ふに　陛下は天縱の大主にて在はせしと同時に、其の平生御遭遇の一切を擧げて、悉く之を吾が學問となし給ひたる、御心掛の等閑ならざりしや、拜察し奉るに、餘りあり。乃ち　陛下御一代の盛德大業か、神武景行、二天皇に比して、更に灼の大光を見るもの實に　陛下御志望の事實に發現せられたる結果のみ。

（『國民新聞』より抄錄）

大帝陛下御高德の數々

侍…　下田歌子女史謹話

明治五年の冬より十二年の冬に至る、殆んど七年の久しき間、至尊の御邊近く仕へ奉つた自分の感懷は、此の場合何と申してよいか、言葉に絕えて唯涙に暮るるのみ。

下田歌子女史

□崇高なる御人格

陛下の御性格は畏れながら極めて御眞面目に渡らせられ、常に浮華便佞を忌ませ給ひて、其の御居常も御起床より御就寢まで、終日威容端正、實に畏れ多きまで御嚴格に渡らせられた。然も　陛下は斯くの如く謹嚴苟くも爲れざりし一面には國民を憶はせらるゝ御憐愍の御心敦く、只管聖慮を萬民の上に注がせられて御身を[illegible]せ給ふ大御心の程誠に拜察するだに畏き極みである。

□陛下の御至孝

先帝陛下の御孝心深き次第は等しく萬民の拜察し奉る所であるが、英照皇太后の御在世の砌御奉養に大御心を注がせ給ふ畏さは幾度か恐惶參らせし所であつた。皇太后陛下の御奉伺ある時は御支障を御差繰りの上、必らず御出でを御待受ありて常に御心の數々、御歡待の限りを盡させられ、御氣色の殊の外、麗しきを拜察し奉つたのである。

□陛下の御聰明

陛下の御聰明は今更に申上ぐ可き次第でもないのであるが、特に能く諫言を御嘉納あらせられ釋然として御咎め無かりし御襟度の程は誠に恐惶に堪えぬ、嘗て　陛下の御壯年に渡らせ給ひし頃、稀れに飲酒の量を過させられたるを、玉體に萬一の御障ありてはとて時の宮內書記官山岡子爵が諫言して御諫め申上げた、

□下民を恤ませ給ふ

或る夏、暑さ堪え難かりし折、避暑の御出でを奏請したるに　陛下は侍臣に向せられ『城外の路上を見よ車挽く老夫は如何にぞ』とて終ひに御避暑の御議に及ばせられず、又旱魃の際など、農民の心を汲ませられ、痛く大御心を惱ませ給ふなど、風の日、雨の晨、大君の叡慮は須臾も、下萬民の上より離れ給はず、天災などありて叡聞に達したる時は一々巨細に狀況を聞召されたりと傳へらる。

□軍事に大御心を勞し給ふ

日清、日露の兩戰役共に　陛下の叡慮を惱ませられた次第は他の見る目には畏れ多き事であつたが、曾て岡澤侍從武官長の談に、時々刻々に到着する戰報は夜中と雖も必らず奏上せよとの御諚あり。されど深更御熟眠の折柄など、夢を驚かし奉るは、餘りに畏れ多ければといふので、時に奏上を延期し、未明に及ぶ場合

などは龍顔毎に麗はしからざる様、拜察された。其れ以來時の定めなく、急き叡聞に達する事に致した相である、そして勝利の奏聞申上ぐる毎に、先づ將卒の死傷を質し給ひ、死傷多き折は如何にも御憂悶の情に堪えさせざるが如く、若し之れに反して將卒の死傷少なき由を申上げたる時は『爾うか』とさも御満足の御有様にて微笑し給ひつゝ殊の外御氣色麗はしきを拜し參らせたとの事である。

□陛下の御沈勇

今より二十年許り前に習志野に陸軍の大演習を行はせられ陛下親しく行幸あらせ東西兩軍を統率あらせられた當時の事である。折からの暴風雨に兩軍交戰の狀凄慘を極めた中を、陛下は毅然として御野立の儘風雨の玉衣を打つに任せらるゝ有様に、供奉員は恐惶措く處を知らず、早速天幕を作り參らする迄御衣替を御進め申上げると陛下は唯一言『兵士等も着替るや』と仰せられしのみにて終に立御の儘一歩も移し給はなかつた相である。其後演習終りて衣を替え奉りしに御内濡れ絆まで絞るばかりに濡ほひ居たと聞き及び士卒と共に苦艱を共に給ふ、畏れ多さに感泣したことである。

聖徳より得たる余が生涯の感激

男爵 石黒忠悳氏謹話

□御偉業を表彰せよ

石黒忠悳男

先帝陛下の御偉徳並びに無前の御治蹟に就ては種々の人々から充分御話しのある事と思ふ。私は此際何とかして先帝陛下の御偉業を表彰申上げる事が必要であつて、例令ば誰れか特志な人達が主唱となつて『色々と先帝陛下に關する名士の追懐談を申上げ、多數の國民に拜聽せしむる事としたら、精神教育の上に及ぼす効果は非常なものであると信ずる。其れには土方伯とか、大隈伯とか、我[illegible]奉つた事のあるものが直接感じた御懿徳に關する話、若しくは陛下よりの御直話を國民に傳ふる事が出來たら、宛かも慈父の如く慕ひ參らする先帝陛下の御高徳の程も拜察せられ更らに感激發奮して愈々先帝の叡慮に副ひ奉らうとするに違ひ無い。

私が至尊に咫尺し奉つて最も深く感激し今に忘るゝ事の出來ない話がある。

□余が終生の感激

明治十年三月、西南役の際、余が大阪に設置せられる陸軍臨時病院長として傷病患者の治療に當つてゐる際陛下には傷病兵慰問の爲めに病院に御臨幸遊ばされた時の事である。陛下が畏れ多くも一々各室を御慰問遊ばされると一人の傷兵が敬禮申上ぐる爲めに半身を擡げ樣として痛た相に顔を顰めた、最も其の傷兵は餘程の重患であつたから全く痛かつたであらうが、陛下には早くもそれを御覽ぜられ、特に私を御召しになつて『朕が慰問に答禮する爲めに態と痛み[illegible]

大帝の臨時病院を慰問させ給ふ（五姓田芳柳謹寫）

中央寢臺に立たせ給ふが大帝陛下、その右が木戸孝允公、四條隆謌子、これに面せるが石黒男なり。（靖國神社奉納額）

の勇氣を振つて辛ふじて傳達する事を得たのであるがそれと共に私は如何なることがあらうとも一身を粉にしても終生陛下御仁徳の爲めに捧げやう……と決心の臍を堅めたのである。現に靖國神社へ奉納してある

大帝陛下の御性行

伯爵 田中光顯氏謹話

□振天府の事

田中伯爵

先帝陛下が平生軍事に大御心を注がせ給ふたことは今更改めて語るまでもないことである。たゞその一例までに今宮城の内に在る振天府の由來を一言述べて見よう。

二十七八年戰役の際、支那より種々の戰利品を得たが、これを續々各師團や旅團から陛下のお手許へ獻上してくる、多くは武器に屬するもので、その中には我軍の大砲なり小銃なりが敵陣中で破裂をし、命中した痕の歷々と見ゆるものがあつたり、彼等が我軍に對して抵抗した苦戰の痕の明らかに見ゆるものもあつて何れか好個の戰役紀念たらざるものはなかつた。陛下は平生軍事に深く御心を寄せ給ふ上に、殊にわが歷史あつて以來の大戰爭の紀念を永久に保存したまはんとの思召に依り、振天府を三角櫓に作らせらるゝことになつたのである。これは陛下が御自身御造作遊ばされた唯一の紀念物といつてもよいので、設計はすべて陛下の御意匠に成り、當時の侍從武官長であつた故岡澤大將が陛下の御旨を奉じて工事を監督し、陛下の御指圖

岡澤大將

に従つて陳列もした。而して戰役で戰歿若しくは病歿した將校兵士の寫眞若くは油繪等をお集めになつて卷物に製せられこれも同じく振天府に陳列せられた、この卷物の方は特に資格のある者に拜見を允されたのであるがいつも、これが案内の役に當るのは岡澤武官長であつて、人々のこれを拜見して感激した樣子などを實見しては逐一　陛下に申し上げられた。

□御寡欲なりし事

二十七八年戰役の際には二億萬兩といふ償金を得たのに、その一部分を帝室に納めることにした。それは戰功に依つて、將校より下士卒に至るまで、或は勳[illegible]

大隈伯その志を繼ぎ、山縣公に至つてはじめて其を實行する運びとなつたのである。しかるに　陛下は決してこの金を御受納にならない、普通ならば御自身のおなぐさみに用ゐられても然るべきところであるが、決して金はお納めにならず、錆びた銃砲や刀劍をおとりになつただけで、金は全部宮内省に下附せられ、その利子一百萬圓は當時の宮内省の費用三百萬圓の中の不足に宛てさせられたのである。

その後三十八年戰役の時には、再びいろ〳〵の戰利品があつた。これも別に建築物を造つてお納めになるお召であつたが、未だ果されずして神逝りましたのである。

□美術の御奬勵あらせられし事

かやうに　陛下には寡欲儉素に渡らせられ、必要の外は僅かの金子をもうけさせられなかつたが、たゞ國難に殉すると、か、其他すべてその事柄の紀念すべきものに對しては、その者がいかに賤しいものであらうと、深くその功勞を思し召されてその紀念物は大切に保存せられたのである。さういふわけで、宮中には右の[illegible]

内省の豫算は毎年　陛下の御裁可を經る例であるが、いつも必要以外の冗費はおゆるしにならぬ。たゞいさゝか必要品以外と見なすべきものでは美術の展覽會などで美術工藝品をお買ひ上げになる費用だけはおゆるしになるが、それも全く斯道奬勵の思召に出るのであつて敢て御自身のため贅澤品裝飾品といふものをお求めになるわけではないのである。

□御手細工に御器用なりし事

かやうに　先帝陛下は常に國家國民の上に大御心を注がせられ、嘗つて御自身の逸樂に耽り給ふこともなかつたから、御道樂といふものも全くなかつたが、たゞ一つ御政務のひまには御手細工が御器用で、いろいろの品をお作りになつた。自分の珍藏してゐる品は陛下がまだ赤阪離宮に在らせられた頃、故佐々木高行侯が、土佐の朱欒を獻上せられた、陛下にはこれを生のまゝ召し上つてのち、その皮を吊し、中に木灰を入れて乾し固めて、煙草入に造らせられた始終お用ゐになつてゐた。これを三十四五のことゝ思ふが自分は拜領して永く家寶として秘藏することになつたの[illegible]

崩御の夜

——宮内省より新聞社——

土岐哀果 記

七月二十九日。今夜は愈よ宮内省で徹夜をしなければならない。

二十日の午前に愕くべき御大患の事が公表されて以來、社からは、毎日五回、交代に人力車で宮内省へ往復する。そして、午前六時の發表を待つには、前夜九時から宮内省に詰めて徹夜をしなければならないのである。

不平などは言つてゐられない。イヤ、全く、この十日ばかりは、何が何だか譯がわからない。朝は七時までに出社して、炎天を東西に走まはつて、そして、家へ歸るのは毎晩十二時を過ぎる。しかし、家へ歸れるのはまだいゝので、中には、毎晩編輯室へゴロ寢のものもある。晝も夜もよくなつた。どんなナマケモノも、どんなブツブツやも、今度といふ今度は、みな、同じやうに、上を下へと働いてゐる。

だが、宮内省の徹夜は、とにかく閉口らしい。N君S君、K君、M君、いづれも、この道の先進であるが、いづれも、あの記者室の蒸し暑いこと、蚊のひどいこと、眠るにも椅子の足りないこと、そのほか、何一つ碌なことは口にされない。いやにドツシリと岩丈で、天井の高さや柱の太さが日本人の大きさにツリ合はないで、新しい頭を厭するやうな、クラシカルな、洋式の建物、その中に漲るお役所的な重たい空氣、名刺を出して會いたいといつてもオイソレとは會はぬ官吏の顏——それらにも、よほど慣れたが、やはり、そこへ行くと、自由な呼吸をさまたげられるやうに感じる。

それにしても、夜は何時に明けるか知らん……

明るい編輯局は、一人も社を歸らぬので、沸えるやうにいきれる。誰の顏にも眼ばかり光つてゐる。尖つた話し聲、文選場の唱ふやうな抑揚。——輪轉機がゴロゴロと遠雷のやうに響いて、第三版を刷りはじめた。

午後八時十分。

使方が、たのんだチヤルメラとビスケットとを買つて來た。チヤルメラは口寂しくなつた時にしやぶるため、ビスケットは朝飯をくふまでの腹しのぎ。この二つを地方新聞にくるんで、帽子まで冠つたが、代りのN君が宮内省から歸つて來ない。電話で訊かせると、九時の發表を待つて歸りますといふ。この日は午前四時、同六時三十分、同九時三十分、その各の發表が、一回毎に御危險に近づき、午後一時のは『御脈細微にして[illegible]

[illegible]遲れるのは、御容體が益す重いのだと、[illegible]のがある。と、七百一番がチリチリと慌しく鳴つた。

——

『今二十九日午後七時、カツコ、岡、青山、三浦……』とH君が聞きながら書きとる『……午後三時拜診の時より御病勢益す御增進あらせらる。』

パツタリ靜かだつた編輯室が、まだザワついて、ワヮウといふ聲に充たされる。

ふいと思ひついて、鷄卵を三つ買はせる。兩方のポケットへ入れてみたが、いやに膨れるので、一つだけ飮む。

N君が歸つて來ない。十時になり十時十分になる。まだ歸つて來ない。また電話でG君に訊くと、N君はもうさつき歸つたといふ。どこにグツグツしてゐるのだらう。こつちから行かうにも、門鑑がないので、N君に逢はなければ入れない。

兩方のポケットに手を入れて、スベスベして鷄卵の肌を快く撫でながら『どうすればいゝのだ?』と思ひながら、ドツカリとソフアに凭りかゝると、そこに使方が來て、『Nさんが門で待つてゐます。』といふ。『ウン、さうか、門にゐるのか。電話をかけてくれゝばいいのに!』と呟くと、隣にスボリとなつてゐたS君が、

『ウフン、』と鼻を鳴らした。
急いで人力車を走らせる。大根河岸から鍛治橋を入つて、府廳の前の凱旋道路へ――こゝを、かうして いくたび往復することだらう。ゾロゾロと、まるで宵のやうに人が通る。いつもは不氣味な位淋しいこの邊が、戸迷ひをしたやうにざわめいてゐる。二重橋の方を見ると、ボーッと赤く蒸すやうに明るんで、何萬人の『至誠』が、物凄いばかりに凝つて搖がない。
人垣の前を飛ぶやうに通つて、坂下門に人力車を捨てる。警手にチラリと門鑑を見せてコツコツと砂礫の上を行くと、妙に心臟が痙攣を起して、一歩一歩、大事件に近づくやうな氣がする。
玄關側の小さな記者室を覗くと、十五六人、皆、青黄ろく疲勞して、低い椅子に腰をかけるやら、壁に凭れるやら、眠さうに、話もしない。煙草の香がムッとする。七時から來て、やはり徹夜の同じ社の、運動係のK君に、いつでも野球のことは忘れないといふやうな肩つきをして、窓際にゐた。『チャルメラ!』といつて、新聞の包みを卓子の上に投げると、『ホウ?』といつて、すぐ明けかける。
『また發表するさうだよ。』といつて、K君はチャルメラを一つ口に入れる。
隅にゐたT新報のA君が、『一つ。』といつ

崩御當夜の正殿、各皇族宮殿下及元老、國務大臣の圖と稱し

ういふ注意がありましたよ。どうか、今度發表するまでは、御危篤などいふ文字を使はないやうに、十分愼重の態度をとつてもらひたい、と。それですから、どうも……。』
廊下へ出ると、同じ社のT君が、扇をひろげて、ヌッソリと立つてゐた。
『オイ、宮内省から注意があつたといふが、知つてゐるか?』と訊くと、
『イヤ知らんよ。』と、ピリリと癖の眉をあげる。
『こんどの發表までに、新聞で御危篤などと傳へてはならんといふのださうな。』
『Kはそれを社へ掛けたらうか。』
『掛けなきやなるまい。』
G君がK君に、掛けたかと訊くと、いや、掛けないといふ。
『それア掛けなきアいかん!』
G君の肥えた體はうす暗い廊下の角をツイと曲つた。
もう發表にはりさうなものだ。――一同は言ひあはしたやうに、ゾロゾロと廊下を左へ、靜まり返つた各寮室の前を通つて、正面玄關の階段から上つて、いつもの室へ入る。ダヾ大きな室に、電燈が一つしかないので、顏がやつとわかる位のものである。窓から覗くと、すぐ下の、噴水が、銀のやうに光つて、ハサハサ、碎ける。黑い木立の間に青白いアーク

[illegible]
見ると、靴下[illegible]から蟻が喰ひ込んでゐる。[illegible]
なるほど痛い蟻だ。たゝきつぶすと、赤い血が指にへばりつく。思ひだして、ポケットの鷄卵を隅の唾壺の上でわると、グッ!と深く指が入つて、黄味が散つてゐる。押しつぶしたのか、亂れてゐたのか、わからないが、とにかく啜る氣にはなれないので、殼のまゝ投げ入れてしまふ。まだ一つあるが、もう、わるのがイヤだ。さうかといつて、このまゝポケットに入れておいたら、發表の時の押しあひに、つぶれるに違ひない。厄介なものを持つて來たと思ひながら、ソロソロと廊下へ出ると、正面の大きな圓い時計が、午前零時十五分を指してゐる。左の方を見ると、窓際に、G君が立つてゐる。側へ行くと、
『まだか?』と投げつけるやうにいふ。
コツリ、コツリと、かたい靴の音が後にする。二人が、ふり向くと、軍服の寺内總督が、サアベルを杖のやうに握りながら、すこしうつ向いて、歩いて來た。尖つた三角の頭が金のやうに、周圍のうす闇の中に、淋しく浮く。
それを見送つた後、G君が、
『あすこを右に曲つたところが樞密顧問官の室だ。――内閣を知つとるか?』といふ。

[illegible]はるる寫眞畵斯の如し。また後日の一紀念たらんか

[illegible]
てあるのが見える。その隣の食堂には、葡萄酒の壜やハムらしい皿などが、半夜の卓上に、キチンと据ゑ捨てられてゐる。
『みんな大奥へ行つとるのぢやらう。』
『おれを書かう。――オイ、鷄卵を飲まんか。』と、歩きながらG君に出すと『こりアいゝ。』とG君はそれを大きな掌にうけとる。
階段の欄の上に原稿紙をのせて、今の情景を書きかけてゐると、急に四邊がドヤドヤとして發表だと知らせる。
一同が室に入ると、五六人の給仕が重たい扉を閉める。書記官が二三人で刷物を持つてくると、一同はソレ!とばかりに押しよせ。
『[illegible]!』
『そんなにしちやいかん!』
『破ぶれゝばもう無いのですよ。』
『あぶない。あぶない。あぶない!』
『そ。そ。そ。そ。』
ガタピシ、ガタピシと、一室は、喧嘩のやうにさわがしい。
僕は逸早く○書記官の手から一枚うけとつて、すこし隔れて讀みはじめたが、コンニャ

ンキが、恐ろしいほどクッキリとしてゐる。——

『天皇陛下今三十日午前零時四十三分崩御あらせらる。右官報號外を以て宮内大臣、内閣總理大臣連署にて告示』

その時、一同が、どんな顏をしてゐたか、今すこしも記憶にない。僕は、たゞ、ボンヤリつゝ立つたまゝ頭のなかでゴチャゴチャといろんなことを考へてゐたらしい。

刷物が渡りをはつたので、給仕が扉を明けやうとする。

『それから……』〇書記官のとりすました聲が聞えた。扉の方へ折りかゝさなつた一同が、まだ崩れると、〇書記官は、五六歩前を見いりながら、

「天皇陛下には愈ょ崩御になりました。寔に恐れ多い事でございます。それで、尙ほ、皆さんに、ちよつとお知らせすることは、只今——午前一時に、新帝の踐祚式が行はれて、續いて劍璽渡御——御劍と御璽の、渡御は渡る御——の式が行はれました。それでは——」

と挨拶して行きかける。

『御臨終の御模樣を伺ひたいのですが——』と誰かゞ後でいふ。

『御臨終の御模樣については、一切公表たいされません。宮内省から時々刻々に拜診の結果を發表しました最後のものが、つまり之れなのですから……』

『それでは、踐祚式と劍璽渡御式の御模樣を?』と、こんどは違つた聲が訊く。

元老大官の御見舞

れません。』

一同は、『モノにならん』といふやうな顏をして、〇書記官を捨てる。扉が明く。ドカドカ!と先きを爭つて雪崩れる。階段を辷るやうに下りる。

社の使力がスタートの姿勢で廊下に。それに渡す。ホツト息をつく。

記者室へ行くと、G君がもう社へ電話をかけてゐる。——

『……御昏睡の御狀態は……』

底力のある、キパリキパリした聲が、空氣を顫はす。一語一語が、いかにも悲痛に聞える。G君の後には他社が五六人ノシかゝつて、電話の明くのを待ちかまへてゐる。

G君は社へ歸るといふので、さつきの原稿を書きつづけて托す。

K君が來たので、

『これから外を見て來る。何か發表があつたらたのむよ。』

坂下門を出ると、しつとりとした中に、何か大きな力が潛んでゐるやうに感じられる。人がすこし減つたやうだ。『崩御を知つてるのか知ら?』と心に思ひながら、砂礫を踏んで行く。

『みな崩御を知つてるか知らん?』

天下に、自分だけが、崩御といふ大事實を知つてゐるやうな氣がする。巡査の白服に近づいて、

『みな崩御を知つてるのですか?』と訊いてみる。

ク版がすべて、讀みにくい。一字一字、鉛筆で拾つてゆく。——

『昨二十九日午後八時頃より御病狀漸次增惡し……遂に……遂に今三十日午後零時四十三分崩御——。』

思はず鉛筆で、その『崩御』の二字をこすつた。崩御、崩御、崩御——。

『君、崩御だ!』

K君の聲が頭の上から陷ちた。

『ウン、崩御だ!』

しばらく呆然と顏を見あはせた。室内は急にシンとなつた。

記者室へ歸ると、サイダを拔きかけたK君が、

『今、社から電話で、外は別に人が行つたさうだ。』といふ。

『また發表だ!』

一同が色めく。

ドカドカ、ゾロゾロと階上の室へ行くと、見かけないフロツクの宮内官が來て、

『踐祚式と劍璽渡御式の事は、今年の二月十一日の官報にあるが、念のため、その式の次第をお話しする。』と、うすい印刷物を拔く。

一同は、原稿紙と鉛筆をとりだす。

『踐祚式は賢所にて三日間之を行ふ、踐祚の第一日は皇帝崩御の時直に行ふものにて……』

讀みやうがステキに早い。聞きとれぬ所は拔かして書きとる。マゴマゴするたびに、その宮内官の靴の、澤や澤やした形のいゝのが、ちらちらと眼に映る。

・ともかく、すつかり書きとつて、記者室にもどり、社へ電話をかける。

『踐祚式の次第——』

と讀みあげると、

『センス?センス?』

と聞きとれぬらしい。

『踐祚……踐祚式。』

『H君を呼んでください!』

H君が出たので、踐祚式の次第が分つてるかと訊くと、分つてないといふ。では讀みあげるといふと、すまないが歸つてくれといふ。

『K君、では僕はちよいと歸るから。』

坂下門を走るやうに出て、人力車を飛ばす。

編輯室に入ると、カンカンと書のやうな中に、皆セツセと働いてゐる。

書きとつたまゝの原稿をH君の机に投げるやうにおくと、H君は油ぎつた顏をあげて、

『ヤ、』と、慰めるやうに、すばやく挨拶して、『それから、御臨終の模樣と崩御後の宮中とを書いてくれたまへ。ちよいとでいゝ。十行でも十五行でも。』

『あゝ、書かう。』

給仕に原稿紙を持つてこさせると、編輯長が、

『T君、この字は何ですか?』

萬年筆のサヤをケツにはめながら、机の傍へ行つて、

『ア、それは御鈴の儀。——』

『ウン、鈴か。』

御臨終の模樣を書きあげて、H君の机におく。

『崩御後の宮中』を、頭のなかで探してゐると、

『T君、この字は?』と、また編輯長が呼ぶ。

行つてみると、『正殿の椅子。』

『椅子?さうか。椅子。この椅はムリだねえ。』

崩御後の宮中もトニカク書きをはつて、ドツカリと隅のソファに倚る。時計をみると、午前四時十分。

『この分だと、版の下りるのが六時になるさうだ。』と理事のI氏の實直な聲がする。『さうすると、配達の出るのは、どうしても七時半になる。』

『それは困るね。』と、主筆の背廣の後姿がスラリと立つてゐる。

『どこの新聞も今朝は遲れますよ。』と、S君のキンキン聲がいふ。

『それア遲れる。きつと遲れる。』

『だが、我社の號外は實に早かつたなア。』

『芝署では、あの號外に愕いてね、もし事實でなか

◆宮城前に於ける巡査の疲勞

つたら捕縛するぞ、と配達人に言つたさうだ。』

『全く早かつたなア。』

いろんな聲がする。

やがて、主筆は編輯の机にのしかゝつて、

『あんまり遲れても困るが、大ていのところで〆切つてはどうだらう？』

編輯の連中は、やはりセッセと仕事をつゞけてゐる。

『T君、崩御前後の光景はどうだつたツ！』と、主筆が隣へ來て腰を下ろす。

左のポケットから、初めにうけとつた文字のうすい發表の刷物を出して、ざつとその時の模樣を話す。

『さうか。』と、主筆は感に入つたらしい。そして『これは記念にとつとかうではないか』と、その刷物を丁寧に、いくつかに折つた。

寢たいが、ベッドが皆ふさがつてゐるので、窓際の机の上にゴロリとなると、S給仕が、側へ來て、『もう夜が明けますねえ。』と、ガラス扉に兩手をかける。

『さうか、もう夜が明けるのかい。夜明けの空はどんなものかなア！』

眼をあげて外を見ると、蒼暗らい空にうつすり白い影が漂つて、どこかしみじみしてゐる。前の川の水が、濁つたまゝ明るまうとしてゐる。

『もう社の門に旗が出てゐますよ。』と、しばらくしてS給仕がいふ。黑い布がついてね。』

カラッポになつたやうな頭のなかで、僕は、ボンヤリと、日本の皇帝、當世、系　などいふこと、思つて[illegible]

先帝崩御の際

讀賣新聞編輯室にて　法學士　金崎　賢講記

七月二十九日の午後には　先帝陛下の御容體甚だ御險惡にましまし、御四肢の末端に暗紫色を呈せられたことの著明なるを發表せられた、

暗紫色といふに至つて、自分はハッとした。今更ながら胸がドキドキした。此處に記すも如何ながら自分の妻が此五月に死んだ時も例のシヤイネストック型呼吸に陷ゐりて最早愈臨終近しと宣言せられてから絶命の三四時間前に手足の爪に暗紫色を呈したをマザマザと思ひ出した。其時には自分は最早呼吸きも悲しみも通り越してしまつた時である。醫藥の力は最早毛程の効を擧げることも出來ないことが確になつて、只病人の苦しげな息つかひも漸次に弱り行くのを力なく見守るより外せん方のない時であつた。暗紫色の字を見た時には自分は畏れながら崩御の三四時間乃至五六時間に迫つて居ることを感ぜざるを得なかつた、

先帝陛下の御重患も發表になつた七月二十日以來三十回に至るまで自分は全く帶を解いて六寢るひまが無かつた。一夜と雖も自宅に引取ることが出來ずして社に儲て編輯室に急設せられた輕便ベッドにごろねし夜をあけた、それもホンの一時間乃至二時間中のことで[illegible]

籌は延びたまゝ、湯に入ることもメッタに出來ない。食事も其の時間其の分量其の質に於て頗る不規則なものであつた。然して神經はかりで昂ぶつて何ごとにも氣がイライラして居た、電話の鈴が鳴ると給仕の出るのが、マドロカシくつて自分でとび出しノヽした。

電車の響きが遠方から聞えて來ると號外々々と叫ぶが如くに聞えノヽした。當時は全く自分の眼色が變つて居たとのことだ。

只さへ此の有樣であつたのが御四肢末端暗紫色の御容體を承はつてからは尙更心氣が昂奮して足も地につかぬ樣な氣持がして居た。

然るに夕方になつて宮内省からの情報によれば多少御輕快に赴かれたとのことでいくらか落着いた。それはかうである。午前に一度　皇太子殿下始め各宮殿下御參内御退出ありしが午後に至いて再び御參内あり、元老大官亦午前に皆々參内退出したる拘らず午後に至りて續て參内し一宮中頗る只ならざる有樣であつた、然れども夜に入りて元老大官續々退出するものあり、宮樣方の中に御退出相成る方々もあつた。これは　陛下が稍御輕快に赴かせられたからだとの事、退出した[illegible]

[illegible]

に[illegible]はなかつたからである。そこで早速某伯と某伯とを訪問して眞相を確めて貰ふことにした。其の間に他方面からの情報が來た。華族會館方面での噂では　陛下は御昏睡より覺めさせられアイスクリームを一ヒきこし召された、岡侍醫頭に對して御言葉を賜はつたとかで宮中にても御全快の曙光を認めた如くに女官達が悅んで居るとのことであつた。某伯を訪問した人の出先からの電話では「陛下には一時御險惡の御模樣であつたが靑山三浦兩博士以下御治療申上げた結果頗る御輕快に赴かせられ暗紫色も減退し目下御熟睡中であるから各宮方を始め我々も安心して引取つた次第である」との話であつたといふ。某伯を訪問した人よりの電話では伯は只今歸宅せられたが直に臥床に入られた。又何時御召になるか知れない故であると取次の者が語つたといふ。して見るとどうやら輕快に赴かれたのが事實らしい。併し暗紫色が一時薄らいだことは自分の妻もさうであつたことを思ひ出した。燈火の滅する前に一寸明るくなるといふことはよくいふことで、臨終の前にはどうもよくある例らしい。陛下のも或はそれでなからうかとの心配はどうしても拭ひ去るとが出來なかつた。靑山・三浦兩博士は未だ退出しない。西園寺首相各大臣は大奥に詰めたきりとの情報も來た。

又間もなく宮内省からの情報によれば臥床に入つたと聞いた某伯は只今又參内した。其他續々大官の參内[illegible]

[illegible]乍ら種々の仕事に忙殺せられて十二時近くになつたので一先づ大多數の人には歸宅して貰ひ只四五人だけ殘つて貰ふことにした。

重つ苦しい感じの中に二十九日も經つて記念すべき七月三十日の午前になつた。新聞の版も一通り出來上つて最早紙型場に廻さうか、今二十分ばかりも待たうかと思ふて居ると電話のベルがけたゝましく鳴り響いた。すわこそと自分が驅け附けた。すぐにH君が筆と紙とを持つて飛んで來た。

案の如く宮内省よりの電話である。

昨二十九日午後八時頃より………

と先方で讀むやつを自分が鸚鵡返しに讀み上げると自分がそれを筆記するのである。筆記する場所が可なり離れて居るので隨分大きな聲を出さねばならぬ。

御脈次第に微弱………

より讀み續けると追々文句がヘンになつて來る。

遂に………

といふ文句に至つた時にハッと胸を衝いた。

心臟痲痺により

に至つては最早自分の聲は四途路になつた。

零時四十三分に至り崩御

「崩御」と自分は繰返した。自分の足が床を離れてスウッと上に昇るやうな氣持がした。「崩御」の聲で別室聞ききて耳を立てて居たらしい主筆が飛び出して來た。

[illegible]遇して居る[illegible]た。茫然自失などいふのんきなことも出來なかつた。號外發行の手柄はこれを主筆に委任して自分は矢庭に新聞の改版の準備に取りかゝつた。全く出來て居る新聞を此の新事實たる大事件の爲めに殆んど全部を變更せねばならぬのである。全紙に黑棒を附けねばならぬ。御眞影を入れねばならぬ。新しい文を作らねばならぬ。前からの文を或は捨て或は改作せねばならぬ。全體の按排を考へねばならぬ。そこで第一に急使を遣つて記者の或人と職工の或人とを呼ぶ。而して徐ろに紙面の計畫を立て初める。

これからあとは丸で戰場である。各自車輪の働らき各部署を守つて朝の五時半夜のしらじらと白み渡る頃に新聞は出來た。摺り上つた全紙黑枠附の新聞、第一面に黑枠附の

陛下の御眞影を拜する新聞を手にした時に、更に自分が重大なる事件に遭遇したことを今一度改めて感ぜざるを得なかつた。

二階の窓から外を見れば黑布を附けた弔旗が朝風に飜へつて居る。街には早くから澤山人が出て來てザワついて居る。何れも不安な目つき足つきで行つたり來たりして居る。行き交ふ電車の中の人は何れも寢足らぬ樣な顏をして窓から我社の前に帖り出した崩御の知らせを眺めて行く。

明治天皇陛下を悼み奉る

佐佐木信綱

天地の聖のおほきみ 日の本の大き帝は神さりましぬ
眞かがやく黄金の文字に國の歴史 よそひ書かしし我が大君はも
神やまと神のみことのさだめまし、國をあらたにひらかし、陛下
日は終日夜は終夜に萬民身もたな 知らず祈りてありしを
月くらききみほりのもとにひれふしてなげきさもらふ千萬民は
大八洲憂へにひたり萬民歎きさまよふ天を仰ぎて
天地もいたみかなしみ日の光くらくさびしき此あしたかも
山さけびわたつみむせぶ雲がくり 御光消えじ此月此日
國民のなげきの狹霧天に滿ち 天つ日影もとの曇りせり
久方の天つ日くらし 現神むかへまつらふ
[illegible]
[illegible]千年[illegible]たり
生れきまして いくかもあらぬにあめりかの
ペルリは船のともづなときし
かりこものみだれをさめて天地の 神にのらし、五つの誓ごと
御手により國つみ憲法の花にほひ 國つ議會の門ひらかれぬ

天によび地に展轉し國民のなげく涙は雨と降りきぬ
我大君神あがりますす天つ道 清むとならし雨頻りふる
諒闇の第一の夜の悲しくも 物の音なき雨のやちまた
國つ御民ひゞきしづめて 大君の大みおもひにこもる此頃
かしこしや大き帝の諒闇に 山河草木皆うなだるゝ
新らしき天つよさしをもたらして 國つくらしし我か大君はも
ひむがしの海に匂へる富士のねの高く尊とき我が大君はも
大かしのかたくをゝしくさくら花うるはしかりし大御性質はも
千五百秋うごかぬ國の礎に 天つ高殿きづきましつる
國といふ國の大君國の臣みながらい
[illegible]
天がけり國かけりつゝ雄々し御靈さきはひまさむ我が日本を
高光る日つぎの皇子にすめ國に 幸あらせ給へみ靈ちはひて
山清み水遠じろき桃山に さだめましつる常宮どころ

轜車を曳き奉るべき八頭の牛の内

誄歌十一首

金子薫園

空の如き大御心をうしなひし 青人草は聲はなち泣く
天つ日の光りかくろひ十方の 世界はしばし深闇に落つ
世を擧げて哀しむこゝろに秋來り 颪いたましく大空を吹く
聲のかぎりおらび叫べど昇天の 御蹤はあはれ還りまさぬかも
帝王のあらゆる德をそなへまし、我が大君はあゝ神さりましぬ
み民らは胸の喪章のくらき日をしをしとして送りむかふる
路にして顔と顏とが行きあへば知る知らぬ皆なみだ眼にあり
たぐひなきひじりの御代に生れあひて大御光りを仰ぎしかしこさ
大御歌おろがめば遠きおもひせりものさびしくもなれる天地
興國の大御いさをと大御歌 光りかがやくよろづ代までも
いにしへ今あら人神と讃ふべきみかどの中の大みかどかな

明治元年東京御還幸の折召させられし鳳輦

東京帝國大學最後の行幸の鳳輦

三皇孫殿下の御見舞

[illegible]

御腸胃症に爲留、翌十五日より小々御嗜眠の傾向あらせられ十八日…[illegible]增加御食氣減少、昨十日午後より後精神少しく恍惚の御狀態にて御脳…[illegible]御尿殊に甚しく減少し蛋白質著しく增加同日夕刻より突然御體溫四十度五分に昇騰脈百四。御呼吸三十八回に渡らせれたる也、▲皇后陛下には、直ちに柳原典侍、園姉小路兩權典侍等を御召の上、親しく帝の御座所なる御病室に入御、御手づから氷囊を取らせ、御介抱在らせらる。▲陛下の御容態輕からざるより、德大寺侍從長、渡邊宮相、香川皇后宮大夫、岡侍醫頭、米田侍從、其の他近侍の各官徹夜宮中に詰切る。▲御拜診は岡侍醫頭及侍醫の外、特に青山三浦兩大學教授を御召しあり。宮内省にては、今後毎日午前七時、同十一時、午後九時の三回に御容態書きを發表すること。▲日露の新默契に對し、倫敦の諸新聞は滿足の意を表したるが、露國のノーボエ・ウレーミヤ、ジーズニ紙は「日露同盟破壞」と題し、吾人は日本と提携すべき何等の必要を認めずと說く。

○七月廿一日(日曜日)——▲聖上御容態依然頁しからず、午後三時半、御熱四十度三分、御呼吸廿八回、御脈八十四、御嗜眠少く、喃々譫語を發せらる、時に上級に攣縮を呈し御腹部鼓張狀を呈せらる。▲腎臟炎、尿毒症には、西瓜の汁が妙藥なりと近侍のものの勸めにより相談の上侍醫局にては西瓜の絞汁三升を煮詰めて聖上の御病床に差上げたりと承はる。▲各國の皇帝皇族を初め官民著名の人々より御見舞の電報引きも切らず、御平癒祈禱全國各地の寺院神社學校等にて催され上下哀愁に滿つ。▲桂後藤氏一行は午後五時露都着、直に我國大使館に入る。日露協約愈々成立し、兩國は第三國より攻擊を加へらるる場合には、共に滿洲及び蒙古の防備に當る事となりと倫敦タイムス露京通信員は報ず。

○七月廿二日(月曜日)——▲御容態拜診の結果は少しく御良好、午後七時半御體溫卅七度五分、御脈八十二にして不整少く且つ力あり、御呼吸二十四回時々御安眠なされ御尿利御宜しとあり。▲英國にては皇帝及び皇后陛下を始め、外相グレー其

宮城前不動尊像に祈願す

他の名士陛下の御容態を尋問せられ、又大使館に馬車を驅る貴族大使等日々引きも切らず、一般に深甚なる同情を表せり。▲二重橋前に拜跪して祈願するもの老幼男女日々幾千人、國民の至情を汲ませられ、從來毎日三回の御容態書發表を本日より五回に改めらる。▲劇場寄席は閉ぢたるもの多く、歌舞音曲停止し、市中靜肅を極む。

○七月廿三日(火曜日)――▲正午の御體溫卅七度五分、御脈搏八十、御呼吸二十四、極めて御靜穩の御模樣とあり。午後三時半、同七時半の御發表によれば略同樣、御容態は稍々御良好なれども、御安心申上ぐべきにはあらず。午後七時半の御容態書中には「御

と北京來電に見ゆ。▲獨逸の海軍計劃に對し、英國は來るべき五年間に、ド級戰鬪艦十七隻の代り、廿一隻を建造すべしと、海相チャーチルは聲明す。▲本年の稻作は昨年よりも遙に優るとは全國各農事試驗場の豫想なりと。

は江間市會議長西澤同副議長と共に參內、二百萬市民を代表して天機を奉伺す。▲從來天機奉伺は資格ある者の外取付けられざりしが、今回一般國民は勿論、外人と雖も天機を奉伺するを得るやう取計はれ、天機奉伺の新例開けたり。▲漢字新聞の多くは日露協約說の傳はると同時に、是を以て何れも支那の滅亡近けりと絕叫し、號外を發行して盛んに人心を煽動しつゝあり

宮城前老女の祈願

始めて御參內、聖上陛下へ御拜顏の上、親しく御見舞言上あらせられたり。▲御容態稍々御不良となり、聊か喜色ありたる臣子は再び憂愁に充つ。午後七時の御容態書によれば、御體溫卅八度二分、御脈は不整にして大凡百〇五を算す。御呼吸不規則にして其數大凡卅七回、御總體に於て少しく御疲勞の度を加へさせられ、稍々御安靜ならざる御狀態にあらせらるとあり。▲袁世凱は、敎育に范源廉を、農林に陳振先を、工商に蔣作賓を、司法に許世英を、交通に朱啓鈐を財政に周學熙を何れも總長として推薦し、參議院の協贊を求む。▲英外相は滿洲蒙古に關する日露協約に對する質問に答へて曰く、該地方に於ける開放主義に背き、若くは英國の商業に害を及すが如き協約成立せりと信ぜず。若くは成立すべしと想像すべき理由を有せずと。

宮城前父子三人の熱禱

宮城前の士官學校生徒の遙拜

○七月廿五日(木曜日)――▲聖上陛下には依然として心痛すべき御容態にあらせられ、其後五回の御容態書は、御體溫の降下せるも御脈搏の百五乃至百十等を算し稍御安靜ならざる御容態にあらせらるゝを示す。▲村雲尼公は午前九時御入京、午後天機奉伺の爲め參內せられたり。▲東京市役所にては、一般市民の誠意を遺憾なからしめんとて、何人にても市役所に出頭天機奉伺簿に氏名を記入し得るやうにし、市長は毎日市民を代表して、是を宮中に捧呈する事となしたり。▲渡邊宮相は、午後四時三十分河村次官等を召集して宮內省に秘密會議を開く。▲大阪市に於ては燒跡電路問題に關し、管督官廳と折合はず、植村市長は兼ねて辭表提出中の處內務省より認可と共に、市長候補者三名の選擧を命ぜらる。▲東京市の電燈計劃即ち四

宮城前盲人團の祈願

新聞號外に接し、市民は爲めに色を失ふ。▲樞相首相宮相は午前宮內大臣官房に鼎坐會議す。▲北京參議院に於て、袁總統推薦に係る六部總長の投票あり。工商總長の蔣作賓を除き他は凡て當選す。▲新米空前の暴騰を來して、來月十五日渡しの賣込にて廿一圓六十錢ならば何程にても賣手ありとの入電に對し、買進み者なし。

○七月廿七日(土曜日)――▲昨日よりは稍御

宮城前津輕艦海兵の遙拜

朝鮮李王の御見舞使入京

入度七分御脈不整微弱にして大凡百三十を算す御呼吸の御困難は前日と同樣、御危險の御狀態は依然として御打續遊さる。午後零時御體溫は卅七度の一分御脈微細にして御心臟の御鼓動大凡百四十六を算す。御呼吸御困難、御四肢の末端暗紫色著明なりとあり。▲朝來より皇后陛下皇太子殿下皇太子孫殿下各宮殿下等徹宵御看切り、御看護遊ばさる。元老大臣もまた徹夜御病床に伺候せり。▲愁雲大内山を鎖ひて、全市は新聞號外の呼び聲に其の寂寞を破らるゝのみ。幾萬の群集は深更に至るまで二重橋前を去らで飽くまでも御平癒の祈願を爲す。

○七月卅日(火曜日)――▲六千萬赤子の熱誠も天に通せず、聖上陛下には、益々御重態に陷らせ給ひ、終に午前零時四十三分を以て崩御あらせらる。▲皇太子嘉仁親王殿下には、天皇陛下御登遐と共に皇位を繼承せられ、午前一時宮中賢所に於て踐祚式を行はせられたり。▲踐祚式と同時に、皇靈殿、神殿に於て劍璽渡御の式を行はせらる。▲皇太子妃殿下には皇太子殿下皇位を御繼承遊ばされしにつき立皇后式を行ひ陛下と稱し奉り、皇后陛下は皇太后と稱し奉る。▲卅一日より五日間及び御大葬當日は廢朝あらせらるゝ旨仰出さる。▲改元に關し卅日早朝樞密院に御諮詢あり同院にては大政、稱德等三樣の案に就き審議の末大正とするに決定、午後六時御裁可あり、即日官報號外を以て發表さる。大正とは公羊傳に君子大居正又た易經に大亨以正天之道也とあるに依て也。▲內務省は地方長官に[illegible]

宮城前深夜の祈願

老婆人に扶けられて祈願す

差上げたる處、少しく御緩和遊ばされたるも、尙御重態にあらせらると。▲皇后陛下の御起請にて、深更宮中振天府脇に新御祭壇を設けさせられ、遙かに伊勢神宮を拜し、聖上御平癒の大祈禱式を行はせられ、皇后陛下は御玉串を捧げ給ふ。▲午後四時元老首相等緊急會議開かれ、次で閣員の招集會議となり、夜に入りて宮內內務陸軍等の聯合會議となる。▲東宮殿下には午前十時卅分御參內ありしが、聖上御危險の御兆候となるや、午後三時四十分再度御參內あり、始終御病床の傍にあらせられ、徹夜御看護あらせられたり。▲桂公後藤男一行より、歸朝に決し最近線路を取り廿八日立つとの電報某所に達す。

○七月廿九日(月曜日)――▲愈々御危險の御[illegible]

[illegible]

○七月卅一日(水曜日)――▲[illegible]文武百官を宮中正殿に召して謁を賜ひ、朝見の盛儀を行はせ給ひ、天皇陛下には玉音朗らかに左記の勅語を賜ふ。

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。

顧フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ內治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文敎茲ニ敷キ武備茲ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛德鴻業萬民其ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ。

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ政治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦折衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ奬順セヨ

官報 號外
皇室令
印刷局
御名 御璽
新日本編輯局

御崩と改元の官報號外
(消印は改元第一年第一日のもの)

▲次で齋藤海軍大臣上原陸軍大臣を宮中に召され左の勅語を賜ふ。

朕茲ニ大統ヲ嗣ギ列聖ノ遺烈ヲ受ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕ガ親愛ナル陸海軍人ニ告グ惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五個條ヲ訓諭シ[illegible]光威ヲ顯彰シ億兆[illegible]等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ患難ノ選ヲ愼ミ宇內ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各々其本分ヲ竭シ朕ガ股肱タルノ實ヲ擧ゲ以テ皇謨ヲ扶翼セン事ヲ期セヨ。

[illegible]艦隊に於ける勅諭奉讀式

▲午後五時殯屋に於て天皇皇后陛下を初め奉り皇族諸

河内甲板上の勅諭奉讀式

東京灣第一艦隊の弔砲

先帝の御盛德、御鴻業に對しあらゆる頌辭を呈したり。

○八月一日(木曜日)——▲午前十時宮中西溜の間に於て大喪使第一回會議開催せらる。▲大行天皇御陵地は京都伏見桃山御料地と内定あらせられたるにつき、閑院宮殿下には山口諸陵頭片山内匠頭等を從へさせられ、午後七時御料地下檢分に御出發相成る。▲伏見大喪使總裁宮殿下には大行天皇御事歴の調査を股野事務官に命ぜらる。▲卅一日英國上院にてはクリウ侯爵の發議ランスダウン卿の賛成により、下院にては首相アスキスの發議反對黨首領ボナー、ロー氏の賛成により我大行天皇陛下崩御に關し表弔の決議案を可決せりと。▲大行天皇御陵墓は已に桃山に御内定相成りしにつき、東京府下に御守護の一大神社を建設し奉り、

淺草公園遊覽場の弔意

以て敬慕崇敬の熱誠を捧げたしとの希望の熾んなり。

○八月二日(金曜日)——▲伏見桃山に出張相成りたる閑院宮殿下には、本日御檢分あらせられたるが、大行天皇御陵として使用の目的に係る分は十餘町歩なりと。▲御大葬場は青山と内定、鐵道院は今朝來吏員を派して停車場の地所、引込線の敷設につき既に調査を始めたり。▲公爵鷹司熈通氏は大喪使祭官長に、[illegible]

殿下は永き御拜謁の御式を行はせらる。八時四十分御船の御蓋は閉ぢられ御納棺を終らせらる。▲大喪使職員の任命發表あり、大喪使總裁には貞愛親王殿下同副總裁には宮内大臣渡邊千秋子仰付られ、南内閣書記官長以下五十三名に同事務官を仰付らる。▲政友國民中央の三政黨は午前中に代議士會を開き哀悼文を決議し、岡内重俊男、箕浦勝人、肥田景之の三氏各黨を代表として參内之を捧呈す。▲皇室令第六號により侍從長は當分の内二人とし一人は東宮大夫をして是を兼ねしむる [illegible]

○八月三日([illegible])—— [illegible] れば卅の後はその議に及ばずと仰せあり。行幸御道筋

御大葬式場青山の原

を變更あって狹隘なる道路を御通り相成る事となれり▲臨時議會を召集せらるは閣議に於て内定せりと。

○八月四日(日曜日)——▲大喪式場たる青山練兵場にあつては本日より地均らし工事に着手せらる。▲宮内省より發表ありたる大喪の喪期左の如し。

一、喪期は七月卅日より起り大正二年七月廿九日に終る

[illegible] 正二年七月廿九日

▲大行天皇崩御につき國定教科書に訂正の要すべき箇所多く既に是が事業に着手せりと▲大行天皇御靈柩を格乘し奉るべき車輛及び御葬具を搭載する車輛は新調に決定、用材は木曾の檜を用ひ、白木の儘のボギー車を作るべしと▲三日の米國上院は外交委員ロッヂ氏の提出せる『外國公共團體が米大陸の港灣其他の地點を有する時は事實上外國政府の監領する所となり合衆國の交通を妨げ安全を傷くる恐あるを以て、斯の如き會社等の占有に對しては合衆國政府は拱手傍觀する能はず』との決議案を可決せりと。是れモンロー主義の擴張として注目せらる。

○八月五日(月曜日)——▲桃山御料地御檢分の爲め御西下相成りたる閑院宮殿下には午前九時御歸京直ちに御參内巨細御復命あり、天皇皇后皇太后三陛下より御滿足の御諚あり乃ち大喪使に對し御陵御裁可の旨御傳達相成りたり。▲先帝崩御に關し締盟各國元首を始め其他にて行へる宮中喪並に半旗弔禮左の如し

宮中喪は、英國三週間△獨逸一週間△西班牙三週間△瑞典三週間△和蘭二週間△露國二週間

半旗弔禮△智利三日△支那二十七日△亞爾然丁一日

「むらた念紀の日後たま想像圖ふる偉間坊式入御中」

議士皆有罪となる。▲獨逸ツェッペリン飛行船ハンザ號は一時間八十四基米(五十二哩)の平均速力を以てフ

ニコライ會堂に於ける奉悼式

リードリヒハーフエン漢堡間四百二十哩を飛行し從來の飛行船の最高速力を作る。▲獨逸にては近々佛露間に海軍協約成立すべしと噂せらる。▲大喪につき特典を以て範圍を限り陸海軍人の懲罰を免除せらるる旨發表あり。

○八月六日(火曜日)――▲來九月十三日十四日十五日大行天皇の大葬儀を行はせられ、御陵所は京都紀伊郡堀內村大字堀內字古城山に定めせらるる旨發表あり。▲御大葬順序は左の如し。一、九月十三日午後七時青山式場に於て大葬式擧行、一、大葬式擧行後即十四日午前一時青山停車場御着發柩、一、十四日午後六時桃山停車場御着柩同午後七時御埋柩式擧行、一、十五日御陵御祭典。▲官報號外を以て八月廿一日臨時議會召集の詔書を發せらる。▲臨時閣議開かれ臨時議會召集の件及び大赦の件につき凝議す。▲八月四日の滿洲日々新聞は、先帝と新帝の御束帶の御尊影を入違ひ同日は發賣禁止、五日より三日間發行を停止せらる。

○八月七日(水曜日)――▲岡野法制小山刑事田中法務等の各官長は法制局に參集凝議する處あり、大赦に關する各目所管の細目につき打合せ、是れにて大赦の準備調査結了す。▲近々英國內閣の更迭あるべしとの風說盛にして是は勿論十月の議會閉會前ならんと察せらるてふ電報見ゆ。▲ルーズベルト派は六日大會を開きたるが新綱領中には英國蔵相の養老及び疾病保險に倣ひたる同一の保險案ありと。▲井上侯邸に日佛銀行關係者の會合開かれ細末の點迄確定見る。▲猪熊夏樹翁逝く。

○八月八日(木曜日)――▲大行天皇御十日祭を御櫬殿に御執行。▲東京各區の正副議長は聯合協議

[illegible]

▲又西園寺首相を御召の上左の勅語を賜ふ

朕新ニ大統ヲ繼ギ門外多事ノ日ニ方リ夙夜忠誠先帝ノ遺業ヲ曠クセザランコトヲ思フ宮中府中宜シク協力相裨輔シ以テ朕カ事ヲ贊襄スベシ卿輔國ノ任ニ膺リ克ク此意ヲ體シ諸大臣ニ傳フル所アレ

▲午前十一時親任式を行はせられ、公爵桂太郎氏は內大臣兼侍從長となり、德大寺實則氏は依願免官となる。

▲今上陛下には德大寺公に對し優渥なる勅語及び特に大臣の禮遇を賜りたり。▲桂公侍從長に親任の結果大正元年皇室令第六號廢止の件を公布せらる即ち二名の侍從制度は一名は舊制に復し、波多野氏は兼任を解かれ東宮大夫專任となる。▲御大喪式には英國よりアーサー、カンノート親王殿下、獨逸よりは獨逸皇弟ハインリツヒ親王何れも帝王御名代として御參列の事に決定。

○八月十四日(水曜日)――▲午前九時殯宮翌日祭御擧行。▲大喪儀當日青山葬場殿迄御途中、青山より桃山陵所斂葬を了る迄、斂葬翌日山陵祭、五十日祭には天皇陛下御名代として閑院宮載仁親王殿下に、桃山陵所斂葬の儀、斂葬翌日山陵祭、山陵五十日祭には皇后陛下御名代として閑院宮妃智惠子殿下に皇太后陛下御名代として東伏見宮依仁親王妃周子殿下に、何れも御名代仰付らる。▲井上勝之助氏は臨時宮內省御用掛となる。▲明治神宮建設委員會、衆議院の各派交渉會など開かる。▲英商の子にして政黨に關係なきウイ

役は添田壽一、グンツベルト、齋藤恂、井上辰九郎、渡邊千冬の五氏と內定す。▲獨逸帝國議會副議長パーシャー氏は夫人同伴にて來朝、目的は僅々五十年間に一等國となれる不思議の國を視察するにありと。▲袁世凱は國際法顧問として我有賀博士を招聘せんと交涉中なりと。▲大阪市は電路問題に關し、市の名譽職が警察に召喚尋問せらるる等高壓手段を取られつゝありて市民の激昂甚しく市民大會の開催を急ぎつゝあり。

○八月九日(金曜日)――▲首相官邸に兩院各派の懇談會あり、首相は臨時議會に對する希望を述べ議會は豫算の查定に對しては可成愼重審議の上即決する形式を採るに申合す。▲午前東京商業會議所に實業家、市府會議員、東京市選出代議士聯合の明治神宮に關する相談會開かれ、主要の問題たる場所及金高に就ては委員八名を擧げて是に一任したり。▲南阿總督ミルナー卿の秘書官たりしジヨツフレイ、ロビンソン氏は倫敦タイムスの主筆となる。▲伊土講和說盛なり。

○八月十日(土曜日)――▲青山大葬式場建築物設計細目御決定發表せらる。▲轜車の曳牛七頭京都より新橋に着す。▲日佛銀行の重役は總裁ゲルノー氏副總裁添田壽一氏專務取締役渡邊千冬氏取締役グンツブルグ氏、ブスケー氏、フキナリー氏、ラパシー氏、フルツー氏、豐孝之丞氏、井上辰九郎氏、齋藤恂氏に決定せりといふ。▲教育總監淺田中將は陸軍大將に陞任せり。▲東京帝國大學總長濱尾新氏は兼ねて噂の如く、又同教授穗積八束博士も依願免官となり本日發表せらる。

○八月十一日(日曜日)――▲米國大統領タフ

[illegible]

會は、[illegible]大允實案作成に先ち豫め[illegible]したり▲村公[illegible]關し世論囂し、十四日の東京朝日新聞は頭山滿氏の談話を掲げて發賣を禁止せらる▲大阪市は電路問題に關し知事の批政を鳴らして世論沸騰しつゝあり▲宮中顧問官兼貴族院議員揖取素彥男逝去▲タクシー自働車會社により東京に初めて辻待自働車開始せらる。

○八月十六日(金曜日)――▲九月十三日殯宮葬場殿間鹵簿內奉送を命ぜられたるもの、葬場殿に參集を命ぜられたるもの、桃山停車場陵所間鹵簿內奉送を命ぜられたるもの何れも宮內省より發表せらる▲佛國よりは我陸軍の教官なりしルボン中將、墺國よりはチヤールス、アルフリツト公爵、瑞典よりは現本邦駐劄の公使を特使として御大葬に參列せしむべしと▲東京市衞生課、赤十字東京支部、警視廳衞生課は聯合にて大葬當日御道筋に十六ヶ所の救護所を設くるに決す▲臺灣土人三名同島土人の總代として天機奉伺及び大葬參列の爲め米船神戶に着す▲有名なる佛國作曲家マスネー逝く▲巴奈馬運河法案は兩院協議會にて成立す

○八月十七日(土曜日)――▲大葬儀に參列する各締盟國特派使節の接伴事務委員は、戶田式部長官、齋藤帝室會計審査局長、伊藤式部次官、河村宮內次官、岡陸軍次官、財部海軍次官、倉知外務次官、稻葉式部官、井上御用掛、大島外務書記官の諸氏に任命せらる▲義和宮殿下は李王殿下の御名代として大葬に參列する

院の無所屬團は午前衆議院內圖書館に協議會を開き舊議員十一名新議員八名出席したるが、加瀨代議士の發議になる新團體組織は滿場一致之を可決せり、新團體は大正俱樂部と命名すべしと。▲午前六時桂公爵後藤男爵歸京。▲米國船は全部免稅せらるべき巴奈馬運河通過法案上院を通過す。

○八月十二日(月曜日)――▲伏見宮殿下に對し、天皇陛下より親しく御喪主仰付けられ、喪主宮は大葬當日宮城より青山式場まで御徒步、靈柩に隨從の上更らに桃山御陵まで御送葬の筈。▲御大葬御行列次第、青山大葬式場に於ける斂葬の議次第其の他各禮式は兼ねて大喪使總裁宮殿下より上奏中の處本日御裁可あり。▲陸軍儀仗兵は近衞師團全部、第一師團全部、已上兩師團所屬隊全部全國師團及朝鮮駐劄軍、滿洲駐屯軍、臺灣、樺太兩守備隊代表團體約一千名と決定。▲櫻井理科大學長東京帝國大學總長事務取扱を命ぜらる。▲鑛業家にして政論家たりし工學博士長川芳之助氏逝く。▲左記の五氏は文部省にて頭書の學位を授與せられたり。△工學博士、小野鑑正、山口修一、△醫學博士、吉本清太郎、山之內半作、△農學博士石渡敏胤

○八月十三日(火曜日)――▲大行天皇御尊骸を御櫬殿より正殿なる殯宮に移御あらせらる。▲午前十一時伏見宮貞愛親王殿下を御召の上左の勅語を賜はる

卿累世ノ懿親ヲ以テ多年力ヲ國家ニ致シ德望共ニ隆シ朕猝ニ大喪ニ遭ヒ菲德ヲ以テ大統ヲ繼キ夙夜淬勵先帝ノ遺德ヲ宣揚センコトヲ期ス卿宜シク輔左スル所アリ以テ朕カ志ヲ成就セシムヘシ

[illegible]

○八月十八日(日曜日)――▲[illegible]日祭執行▲大行天皇御陵[illegible]桃山陵[illegible]▲朝鮮[illegible]師團增設は計劃確定するに至れりと傳へらる▲大阪市は昨日市民大會開催の筈にて一方今次の事件關係深き瓦斯會社に對するボイコツト甚しく市長は藤田男を推すもの多しと▲數日前土耳古に大地震あり死者三千人に上る▲臺灣總督更迭說あり。

○八月十九日(月曜日)先帝陛下御大患中拜診仰付けられたる青山、三浦兩博士と、及び外科の佐藤三吉博士共に宮內省御用掛仰付けらる。

宮內省御用掛を仰付けられたる醫學博士佐藤三吉氏

○八月二十日(火曜日)▲大阪市民大會開かれ高津九條線電路問題に關し當局の許可を强請する事、植村前市長を再選することを決議す。

○八月二十一日(水曜日)――▲御大葬費協贊を求むるため總選擧初めての臨時帝國議會開かれ大岡前議長議長に再選關直彥氏副議長に新選せり。

明治天皇陛下の二大觀兵式

憲法發布當日觀兵式（當日の錦繪）

三十七八年戰役凱旋觀兵式

先帝崩御と世界の輿論

七月卅日　我が明治天皇陛下崩御の報世界各國に傳はるや、十五億民人の心を奪ひ、或は議會の表弔となり、或は新聞雜誌の言論となれるが、何れも先帝陛下に對して稱讃の辭を致し、その御大德御大業を稱へざるはなかりき。先づ我同盟國たるを見るに、

△英國

七月卅一日彼の下院には、我先帝表弔に關する上奏案提出せられたるが、首相アスキス氏が爲したる演説は左の如かりき。

日本天皇陛下の崩御は近世史上最も記憶すべき治世の終りを劃す。二千年來の皇統を履みたる陛下は、一代にして茲に東西未聞の大改革を成就せられ、舊慣を打破し、立憲君主として直接人民の指針となり、之を導きて政治、文學、工藝等の社會萬般の發達を遂げられ、其間に於て日本は一躍して世界國家の伴侶に列し、大軍國となりしのみならず、其他の點に於ても亦能く近世文明と相伴へり。吾人は世界史上臣民のため、又人類のため斯る偉大なる進歩を助けられたる君主あるを知らず。吾人は之に對し全文明國[illegible]きしいなり。[illegible]十年前、日本が其同盟[illegible]同盟は二回の改締と實驗とを經て、今や鞏固にして且永遠不動の基礎の上に立つに至れり。該同盟の目的とする處は挑發にあらず、又侵略にあらず、人類共通の利益を擁護し、吾人理想の發達を助け、殊に世界の平和を保障し、且維持せんとするにあり。吾人は本院に於て我同盟友邦たる日本今回の不幸に對し、滿腔の同情を表すると同時に、彼等の喪ひたる大君主に對し、不朽の紀念を捧ぐ。

是れに對し、反對黨たる統一黨首領ボーナー、ロー氏は、續いて賛成演説をなし、首相の演説に全然同感の意を表し、陛下の御偉業を頌したる後、同盟の價値に言及し、日本に對する深厚なる同情を表せり。

上院にありてはクリユー卿（政府黨首領）上奏案を提出するに當り、我陛下崩御の報に接し、全英國民が深厚なる哀悼の念に打たれたるを述べ、

君主一代の間に國家が斯る勃興をなしたるは多く比儔を見ず。遠くはアルフレッド大王、近くは獨逸の[illegible]人は陛下の御偉業を讃揚したるが、

保守黨首領ランスダウン卿は之につき賛成演説をなし、同じく哀悼の意を述べたる後、過去數年間における日英の接近に言及し、

斯る短日月の間に二個の國家が斯る親誼を結びたるは、史上絶えて比類なく、右の親交にして歐洲における二國間に生じたりとするも、尚珍しき事なるべし。況んや地理上、政治上斯も遠隔せし日英兩國間に於てをや。今や兩國間の關係は互に其不幸を分たざるべからざるの程度に達せり

といひ、終りに陛下の御偉業を激賞せり。右英國議院に於る表弔に關する上奏案演説に對し、『タイムス』は八月一日の紙上にて、大要左の如き論說を掲げたり。

昨日兩院における上奏案の通過は、日本及び其帝室が英國官民の心中に於て高く且特殊の位地を占むることを表するに餘あり。言までもなく滿場一致にて可決せられたる該案は、實に海の内外における全英國民の眞情を表彰するものなり。吾人は日本國民の悲哀甚だ切なるものあるを知り、議會と共に吾人が

満腔の同情を日本國民に寄すること、及び日本と共に吾人が崩御せられたる大君主の不朽の紀念を重んずるものなることを、日本國民の善信せんことを欲するものなり。吾人は悲哀の情を日本國民と共に分つものなるも、君主の神聖なる事に對する觀念を、時世變遷の影響以外に保存したる日本國民の痛嘆は思ふに吾人の思想を以て測り得ざるものあるべく、東洋第一の進歩的國民の間に、溢るる斯る忠君の熱誠は、實に全亞細亞における君主々義の城壁にして、又た一國の根柢なり。初め陛下は高く雲上に在せしも、進んで盤根錯節を凌いで東洋における最強の君主となり、近代文明國の統率者となり、大戰役の勝利者となり、大英國の尊重信頼すべき同盟者となられたり。其間先帝が勵精國政を裁理せられ、嘗て聖斷を誤られたる事なかりしは、感嘆の外なし。思ふに世界史上先帝の如き眼識を有められたる君主は鮮[illegible]主はなかるべし。先帝は實に大時世における大帝王にして、先帝の御名は永遠人類の記録に留るべく、吾人は先帝の崩御を哀悼する事他國民に比し一層深し。大英國は日英同盟を訂結せられたる皇帝を、決して忘るゝ能はざるなり。

また宮城門外に於ける國民の熱禱を評しては曰く、

陛下の崩御の報道は夜遅かつたに拘らず新聞號外を以て遍く全市に傳播された。直に新帝の踐祚がある筈である。正式の即位式は多分一年以内に擧行せらるゝならん。此夜も宮城の前は陛下の御平愈を熱禱する數萬の群集を以て埋められた、而も嚴然たる秩序が保たれて木履の砂利を嚙む音と低き祈禱の聲との外は何等の雜音も無かつた。一人の少女が終夜を斷つて御平愈を祈願したと云ふ報道が聽て此際に於ける總ての日本人の情緒を語るものである。嘗て外人間に日本人の天皇崇拜は一種の形式に過ぎぬと云ふ議論があつたが、宮城前に於ける此俛首熱禱する人の海を瞥見した人は蓋し思中に過るものあらう。その人の海の中にも多數の基督教徒も混じて居た（七月卅日『倫敦タイムス』）

れの國の新聞雜誌も、是を述ぶる丈けの充分なる知識を有せずして、是を叙するは多少の困難を感じたりと見えける中、**『タイムス』は論説に、先帝陛下に關する豐富なる記事を掲げたるが、殊に帝を以て歌人と爲し曰く、**

外人が帝の歌より窺ひ知る點は、聖情の濃かなると、民の辛苦を憫み給ふ御同情心と、戰場に在る兵士の

元老大官の敬弔（一）
弔旗を掲げたる山縣公邸

元老大官の敬弔（二）
井上侯邸

艱苦を憫察せらるゝとにあり。此の如きは眞に崇高なる觀念より出たる御感情より生ずるものならずんばあらず。

と同紙は更に附記して曰く

日本人は克く先帝の此の御同情心に富み給ひし御性質を知悉し居れるが故に、御崩御に際し其の哀愁の念は頗る痛切なるものあり。而して帝の御治世中遺し給ひし事業の、到る所其の證蹟を止め、萬人の崇拜を受くべし

元老大官の敬弔（三）
松方侯邸

[illegible]か、[illegible]

日本皇帝陛下の[illegible]國民的時代を抱容せるものにして、其發展は世界の歴史にも其類例を見ざる程急速にして且目覺しきものなり

といひ、『ウエストミンスター、ガゼット』は『**極東に於ける偉大なる君主の崩御**』と題し、

日本皇帝陛下は疑ふまでもなく近世の歴史中最も著明なる人物なり。陛下の治世に於ては日本は未だ世界に知られざりし蕞爾たる一小國より、一躍して極東の最大優勢國となれり。かくして歐洲諸國をして爭つて日本と親交を修めしむるに至れり

と述べ、『イブニング、スタンダード』は、

日本皇帝陛下の崩御は茲に一度世界の歴史中最も驚くべき事蹟を回顧せしむ。古今東西の歴史を按ずるに、各國の元首中日本皇帝陛下の如く、一治世の下に其國民の爲め、かくも偉大なる事業を遂行せられたる元首あるを知らず

と論ぜり。『パーマー、ガゼット』は曰く、

崩御在せられたる日本皇帝は世界に於ける[illegible]

[illegible]の餘して[illegible]本天皇の最大なるものは今よつて[illegible]その治世は未だ眞に終結せしに非ず。陛下は其の國民の間に遺せし深甚なる印象は永く彼等を驅つて勇氣と確信とを以て其眞運命の開拓に努力せしむるであらう。陛下は公儀に於ては西洋の慣例に據らせられたりと雖も、私に於て決して日本固有の神髓及び風俗習慣を捨て給はざりき。又陛下も質素勤儉、常に力行して放肆虚飾を避け以て範を國民に垂れたるは聽て四十年間に於ける日本急速の進歩の秘密を語るものである。陛下は功を群臣に歸して自ら少しも

元老大官の敬弔(五)桂公邸

驕淫矜誇する處無かりしは眞の王者たりしことを證するもので、而して我等の記せざる可からざるは陛下が常に此國(英國)に對して感謝深き友人であつたことである。

皇帝崩御に際して日本國民が如何に深甚痛切なる悲哀の情に打たれて居るかを知らんが爲には敢て遙々東京迄出掛けて行く必要はない。唯纔かに倫敦に於

た異郷に在つて此悲報に接し慟哭措く處を知らざる彼等悲痛の狀を目擊すれば眞に胸迫る心地がする。倫敦には約四百人許の日本人街があつて平常でも其は靜肅な且上品な外國人街である。元來ならば白衣を纏ふ處だらうが彼等は今吾人の習俗に從つて皆一樣に黑の喪章を着て居る。大葬の當日には特別の儀式なして哀悼の想を表し度い希望らしいが氣の毒にも當地には日本の寺院が一つも無い

と、而して『デーリー、メール』が、

日本皇帝陛下の御治世は日本の歷史中最も特筆すべきものにして、而も日本の此英雄的時代は、陛下の崩御と共に終を告げたりといひ、又自由主義の實行者たりし陛下の崩御と共に日本は歷史上最も不思議なる時代の、而かも其の時代たるや神代に始まり、一躍して二十世紀に達したるが如く不思議なる時代に終焉を告ぐることゝなりたるなり

と論ぜる如きも、勿論先帝陛下の御大業を賞讃するの意に外ならずと解すべし。而して尙同紙は曰く、

陛下は實に眞の力にして、又國民努力の焦點たりしなり。封建制度を打壞し給ひたる御勇斷と御光輝とは、剛邁なる君主に於て獨り始めて之を見ることを得べきなり云々

と。

史學者はシヤレーマン大帝の如く又は古今を通じて大帝國創立の偉業を擧げたる他

といへるは、『デーリー、ミラー』なるが、同紙はなほ

陛下が露國に戰を宣し終に之に打ち勝たれ給ひたる爲め、世界は陛下を以て武威赫々たる戰勝家の隨一に置くと雖も、而も陛下が日夕御詠の詩歌の民間に傳はりたるものを拜誦せば、陛下は實に平和を愛させ給ふ御方なり。御詠の多くは窮者に對する溫き御同情を示さざるはなし

と論じたり。『グラヒック』また、

陛下の御代を回想すれば記錄として殆ど奇蹟にあらざるなく、其一場の夢にあらずして眞實の成行なりと知覺すること誠に困難を感ずる程なり。吾等の君主が、斯る曠世の偉人と同盟を結ばれたる事を思へば、吾等の誇りは何物にも喩へ難し

といへり。

元老大官の敬弔(六)西園寺首相

明治大業史

小松宮彰仁親王　西鄕從道侯　野津道貫伯　井上良馨子

(明治初年以來元帥府に列せられし人々)

御製

とこしへに民安かれと祈るなる
わか世をまもれ伊勢の大神

明治大業史序論

永井柳太郎

詔 體太乙而登位 膺景命以改元 洵聖代之典型 而萬世之標準也 朕雖否德 幸賴祖宗之靈 祇承鴻緒 躬親萬機之政 乃改元 欲與海内億兆更始一新 其改慶應四年 爲明治元年 自今以後 革易舊制 一世一元 以爲永式 主者施行

慶應四年九月八日改元

議政官　輔相　岩倉右兵衛督　議定　中山儀同　正親町三條前大納言　德大寺大納言　中御門大納言　越前中納言　參與　宇和島宰相　三岡四位　福岡四位

明治改元

第一節　新舊歴史の一轉機

七千萬同胞の痛切なる祈禱もその甲斐なく、叡聖文武なる我明治大帝は遂に紫雲に駕して神去り給ひぬ。玆に虔んで其御宇四十五年の御治世を按ずるに、單に尋常なる王政復古の文字を以て賛し奉るべきに非ず、實に過去二千五百有餘年の歴史を一轉して、全然新なる生命を有する歴史の初頁に移れるものなるを見る。王權地に墜つる七百年、武臣權を恣にして爰に封建の制を創め、少數の貴族四方に割據し、大なるものは二三國、小なるものに至つては殆んど一郡一邑に世襲專制の君權を振ふ。其上に幕府ありて之れを統一するといふも其制度文物隨所に相異なるを致し、政治の弛張寬猛固より同じからず、堯舜の民、桀紂の民と隣るが如き、少しも珍とするに足らざりき。如斯にして何くんぞ國力を增進し、皇基を振起するを得ん。是れ元より改めざるべからざるの弊制なりと雖も、過去の日本に禍せしものは封建制度よりも寧ろ階級制度の陋習に在つて存したり。上御一人はやんごとなしと雖ども、其下に將軍あり其下に又大小名あり、大小名の下に更に多くの士人あり、而して其士人又幾多の階級あり。此弊神官僧侶より百姓町人にも及び、階級の中更に幾多の階級ありて、遞至して其の極まる所を知らざらんとす。而して一般士人より以下は殆んど人格をも認められず、殆んど生存の自由をすら有せざりき。從て時には苛察に泣き、時には[illegible]

[illegible]

し僅に階級的權力を以て[illegible]を率ゐて何んぞ能く列强對峙の間に介在して富國强兵の實を競ふを得んや。個人の人格、個人の權利、個人の自由の全く認められ、人々各々その天分、その才力の限度を盡して皇謨を翼賛し、また國政をも與り聽くを得てこそ、天下は初めて天下の天下となり、その油然として起る奉公の赤誠、愛國の精神は、從來の傳習的內容の極めて空虛なるものと其選を異にし水火を蹈むも辭せざる底の牢乎たるものとなるべけれ。而して明治維新の大政は實に此陋習の打破を根柢より試みて遂に大成するを得たりしものなれば、此意味に於て　先帝陛下四十五年の御政治は我國に在つては誠に未曾有の大業と稱し奉るべく、而して其御精神は已に所謂五條の御誓文に於て顯然たり。

明治元年正月太政官代を二條城に置き、二月天皇太政官代に行幸あり、新政の令を布き三月南殿に御して公卿諸侯を率ゐ、天神地祇を祭りて五事を誓約せらる、曰く

一、廣く會議を起し、萬機公論に決すべし。

一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。

一、官武一途庶民に至る迄各志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

一、舊來の陋習を破り、天地の公道に本くべし。

一、知識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

朕、我國未曾有の變革を爲さんと、躬を以て衆に先ん
じ天地神明に誓ひ、大に斯の國是を定め、萬民保全の道を立てむとす、亦此旨趣に基き、協心戮力せよ。

と、此日また臣民をして聖旨を奉體せしめんがため、更に御宸翰を下し給ひたるが、その一節に曰く、

竊に考ふるに中葉朝政衰へてより武家權を專にし、表には朝廷を推尊して、實は敬して是

神祇官　知事　鷹司前右大臣　判事　植松少將　福羽五位
會計官　知事　萬里小路中納言　判事　池田五位
軍務官　副知事　有馬中務大輔　三等陸軍將　坊城侍從
外國官　副知事　肥前少將　判事　海江田五位
刑法官　知事　大原中納言　中嶋五位

五辻彈正大弼　西四辻少將　秋月右京亮　田中五位

詔書草稿

を遂け、億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能はざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも唯名のみに成り果てそれがために今日朝廷の尊重は古に倍せしが如くにて、却て朝威は倍衰へ、上下相離るゝこと霄壤の如し。かゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや。今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其所を得さるときは、皆朕が罪なれば今日の事朕自ら身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ始めて天職を奉して億兆の君たる所に背かざるべし。

と。以て　先帝陛下の維新に對する大御心の何處に存したるかを伺ふに足らん。即ち内は武門の跋扈を制して直接その億兆を愛撫し、外は知識を世界に求めて國基の振起を計らんとの聖慮は炳乎たり。只それ時に可不可あり、勢に緩急あり、往々にして一進一退を免れずと雖も、爾來大小一切の施設、即ち以下將に述べんとするの諸項は皆此大旨より孕まれざるなし。此五條の御誓文と御宸翰とこそは我過去二千五百有餘年の歴史を移して全然それを異なれる方向に向はしめたる一轉機を劃するものにあらずして何ぞや。

八月天皇即位式を紫宸殿に擧げ、大禮盡く古典を復す。九月改元して明治となし、十月車駕東京に幸し、江戸城を以て皇居となす。

第二節　王政復古時代

明治元年正月、中央政府の職制を改め、總裁、議定、參與[illegible]の八局となし、總裁局に正副總裁、輔弼、顧問、辨事、史官を置き、議定をして七局を分督し、參與をして之を分掌せしめしが、閏四月、此三職八局を廢して新たに太政官を分ち、議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官となし、始めて立法、行政、司法の三權鼎立の端緒を啓きぬ。即議政官は立法府にして上下兩局に分ち、上局は議定、參與を以て組織し、政體の創立、法律の制定、條約の吟味、和戰を決する等の事を掌り、下局には議長、議員ありて上局の命を受け租税、驛遞の章程を定め、貨幣を造り、權量を定め、外國と新約を結び、内外通商の章程、拓疆、宣戰、媾和、水陸補拿、招兵聚糧、兵賦を定め、城砦武庫を築き、諸藩の訟事を議する等のことに當る。行政官には輔相、辨事を置く。輔相は天皇を補佐し、議事を奏宣し、國内の事務を督し、宮中の庶務を統制するを職とす。其他五官には各正副知事、正權判事を置く、神祇、會計、軍務、外國等の四官は其名に因つて其職限を推想すべし。而して刑法官は執法、守衞、監察、紀律、捕亡、斷獄等を司る。所謂司法官なり。二年七月又官制を改め、行政官を太政官とし、左右大臣、大納言、參議を置き、議政以下刑法に至るの五官を廢し、神祇官及び民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省、待詔、集議二院、大學校、彈正臺、海陸軍、留守官、宣教、開拓、按察三使を置きぬ。是れ大寶の舊制を宗として多少增損せしもの、後慶次諸官省司の改正あり、三年九月工部省を置き、四年七月刑部[illegible]大官、機務を議するの處と[illegible]八月[illegible]官制を[illegible]を本官とし、諸省を分官とし、寮司を支官と爲す等の事あり。[illegible]納言、樞密史を廢して再び左右大臣、大少内外史を置きぬ、五年二月兵部省を分ちて陸海軍の二省となし、三月教部省を廢して内務の一局とす。六年十一月内務省を置き、十四年四月、農商務省を置き、十月參事院を太政官に置く。

明治元年四月前將軍徳川慶喜の降るや舊幕府の領土を收めて朝廷の直轄となし、之を八府二十一縣に分ち、府に知府事縣に縣知事を置きて治む。此に於て幕政亡び、諸侯は朝廷に直隷して大權は皇室に復歸せりと雖も、封建の制度は尚ほ依然たるものあり。諸侯皆封土人民を私有せしかば、二年正月薩摩、長州、佐賀、高知の四藩版籍奉還を請へるに濫觴し、其年六月遂に全國に令して之を斷行したるが、藩主を知藩事となして藩治を存する事は依然たりき。此に於て四年七月遂に詔を發し廢藩置縣を決行す、同年十一月諸府縣を廢合して三府七十二縣となし、知縣事を縣令と改稱す。是に於て地方制度統一し、土地兵馬の大權盡く朝廷に收まるを致すと共に之に因つて財政の紊亂も漸く整理の緒に就き、明治六年全國の地租を統一して租税制度を確立するに至りぬ。

四民平等は新政の大旨の存する所、從て諸般の改革は、凡てこの精神を以て一貫せられたり。刑法の如きも亦固より然り[illegible]の者[illegible]刑[illegible]せしめ、三年十二月に至りて新律綱領成る。[illegible]の兩刑あり、正刑には死、流、徒、杖、笞の五刑あり、閏刑には謹愼、閉門、禁錮、邊戍、自裁の五種ありて官吏、華、士族、僧侶の犯罪のみに之を科し、過誤、失錯の行爲にして情状憫諒すべきもの、若くは老幼婦女等に對しては特に贖罪を許す等。刑の寛きは之あるも舊法の陋弊に捉はれし處猶は甚だ多し、其泰西の諸法を參照して磔刑を廢し、梟首を改めて斬とし、笞杖、徒、流を罷めて懲役とするに至りしものは、六年六月頒布せられたる改定律令となす。其士族の閏刑は禁錮を以てし舊律に比して大差ある處なり、代書、代言人規則、身代限處分法、監獄則を設けられしも亦此時として、更に十三年に刑法、治罪法を新定するに及び、全く西洋に法り、從來の法意存するもの殆んど稀なり。特に注意すべきは從來の刑法が家を基礎とし、一人罪を犯すあれば、その一族をして之に連座せしめたるを廢し、罰をその犯人のみに限り、個人を以て基礎となすに至れることなりとす。如斯く刑法に於て四民平等の思想を發揮したるのみならず、尚ほ他方に於て階級制度の陋習を去らんがため、三年九月、庶人の氏を公稱するを公許

し、其翌四年士民に散髪、脱刀、立禮を許し、猶は平民の路上乘馬を許す、四年八月穢多、非人の名稱を止めらる。五年四月庄屋、名主、年寄等の稱を止め、正副村長を置く、又諸寺院の御所、門跡、院家、院室等の稱を用ふるを禁じ、勅會を廢せられ、僧侶の肉食、妻帶、蓄髪等の禁令を解き、及び僧位僧官を止め、皆姓氏を稱して民籍に就かしむ、祠官、社人は叙爵を停め、世襲に由らず才德を拔く、或は僕婢、娼妓等には年期を限り、人身賣買に類似するものは盡く解放しぬ。六年より太陽暦を用ゐ、其三月邦人の外人と婚姻するを許す

征韓論沸騰

當時の錦繪

教育も從來は統一せられし學制なく、僅かに貴族の士弟に四書五經を講したるに過ぎず、平[illegible]弟に至ては所在の師匠に就きて、讀書算術の簡易なるものを學ぶに過ぎざりしと雖ども、明治五年七月新に學制を定め全國を分ちて八大學區となし、毎區に大學を設け、又大學區を分ちて各三十二中學區となし、毎區に中學を置き、更に中學區を分ちて各二百十小學區となし、毎區に小學を起し、主として佛蘭西の制に倣ひ、士族平民の別なく男女滿六才以上の者はこれを教育せんことを期したり。この學制發布に臨み、特に御沙汰書を賜ふ。其要に曰く

學問は身を立つるの財本とも云ふへきものにして、人たる者誰か學はすして可ならんや。然るに從來は學問を以て士人以上の事となし、農工商及び婦女子を擧けて之を度外に置けり。今文部省に於て學制を定め、追々教則をも改正し布告に及ぶべきに付、今より一般の人民をして均しく學に就かしめ、邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す。

と。以て維新當時の教育方針が那邊に存したるかを知るべきなり。また兵制も、當時は各藩の武士のみを以て組織し、殆んど統一を有せざりしが、三年には常備兵を定め、海軍は英國式、陸軍は佛國式を用ひ、府藩縣に令して萬石毎に兵五人を出ださしめ、士、卒、平民を論せず合格者を採ることを令し、五年に至りてめ改て徴兵の制を立て、常備、後備、國民の三軍を定めぬ。蓋し護國の任務は、前述の如く、從來の武士のみに屬し、平民は全然これに關係なかりしも、如斯[illegible]全國民をして護國の大任に當るの名譽を分擔せしむることゝなれるなり。

從て同年を以て廢刀令の發布あり、武士のみ刀劍を帶するを禁じたりき。

幕府の顚覆を招致したる最大の原因は外交の艱難なり。大政維新も、押詰めて見れば、實に外國文明の壓迫が之を然らしめたるに過ぎず。而して其初め勤王の志士をして血湧き肉躍らしめたるものはかの攘夷論なりと雖も、元治慶應に至るに及んでは最早や時の勢、開國の已むべからざるを認むるに至り、遂に王政復古とゝもに國是を改めて開國進取の勅書を公表せらるゝに至れり。此に於てか問題は最早や攘夷に非ず[illegible]感得するに至れり。佐幕府は安政五年に米、英、佛、露、蘭と通商條約を締結するや、尚未だ國論定らず、從てその内容は一に米國使節の草案に從ひしを以て、我國に不利なる點甚だ多かりき。而かも其後、葡萄牙、普魯西、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹、瑞典、那威、西班牙、墺地利等の諸國も亦等しく條約を締結するに至りしが、皆前の條約に均霑せり。而して其不利の最も甚しきは領事裁判權、及び海關税の不公平等に在りき。故に明治元年正月の詔勅にも其條約中不利の點を改締すべきを命せられ、爾後內外の施設皆此意を離れず、機を見ては之を以て締盟諸國に迫ると雖も、皆肯んせず。明治五年は安政五年より已に十四年三ヶ月を歷、約の如く改締の期に當るを以て、我より進みて諸國に大使を派し、其政府に交涉せんと欲し、四年十月外務卿岩倉具視を右大臣兼特命全權大使となし、木戸公、大久保公等を副使となして、各國を歷訪し、其事を謀らしめしも議容られらずして遂に成らず、一行は具さに其文物制度を視察して以て他日の地を爲すの計に出で、六年九月を以て空しく歸朝せり。

樺太境界問題も亦、幕末に於ける外交上の未決問題として明治に殘されたるものなり。安政元年に露國と締結して樺太を以て兩國民雜居の地としたるが、同六年に至り、露國は新

に樺太全島を以て其領土なりと主張す。幕府肯せずして外國奉行竹內保德等を露に遣はし、論難の結果遂に北緯五十度線を以て兩國の境界と決し、明年委員を兩國より派して實地を踏査せしむる事としたり。然るに國內多事の爲幕府約を履む能はず慶應二年に至り幕府再び使を遣はして之を謀らしめんとするや、彼れ我食言を責めて新に全島盡く其領土なりと主張す。明治五年外務卿副島種臣五十度以外買收の策を建てしも彼れ肯んせず、遂に黑田淸隆の建議を採用し、七年駐露公使榎本武揚をして交涉を開始し八年五月遂に千島全島と交換するの名を以て樺太全島を露に與へ八月其批准交換を了す。

朝鮮は古來我國に朝聘せしを、將軍家齊の治世以來又來り通せず、維新の後王政復古を告げて之を促せしも亦應ぜず、却て亡狀多きにより、六年に遂に征韓の議あり、西鄉隆盛、副島種臣、後藤象次郞、板垣退助、江藤新平等皆其熱心なる主張者なりしも、岩倉大使の一行歸朝して大久保利通、木戶孝允等と共に大に其非を論ず。遂に衆議を仰ぎて征韓の事沮廢するや、西鄉、福島、江藤、板垣、後藤等の征韓論者は相盡ゐて辭去し、物情騷然たり、之を機として一部の攘夷論者にして國是の豹變を憤るの徒、或は封建の舊制を慕ふの徒と所在に事端を激成するあり。遂に佐賀、萩、熊本の小亂、鹿兒島の大亂を見るに至りぬ。其後朝鮮に廿八年に江華灣事件あり、九年二月條約十二條を交換し、朝鮮を以て獨立國と認め、新に二港を開くを約し、謝書を收めしが、其後十七年二[illegible]

三月伊藤博文を特派全權大使、西鄉從道を副使となして淸國に赴かしめしに、所謂天津條約なるものを會商して歸りぬ。而かも爾後淸國獨り暴威を八道に振ひ、日本の勢力地に墜つる事甚しく、早く廿七八年役の禍因を藏するに至りき。

第三節　憲政運動時代

前節に說ける官制の變遷に就いてこれを見るも、維新以來わが國民の間に憲政的精神の勃發しつゝありしは明かなり。而かも政府の內狀を察するに、廟堂の上自ら各藩勢力の一消一長あるを免れず、天下は何となく薩長土肥の勢力を說くに至りしが、それも一時。更に再轉して征韓論當時に至つては天下只薩長政府をのみ說くに及び、天下の大政は殆んど二強藩の意に決し、他の勢力は次第に微弱ならんとするの徵ありき。如斯くんば萬機を公論に決すべしとなす勅書の主旨、又何の日にか成るべき。爰に於てか征韓論の不平者副島、板垣後藤、江藤の諸氏、此等偏重の勢力を破るべき輿論政治の必要を看取し、七年一月連署して民選議院を起さんことを建議し、天下翕然として之に向ひ、世論囂々たり、されど加藤弘之等は我國民度の低級なるに輿論政治を起すごときあらば、そは衆愚政治たるを免れずとの主旨を以て、之を拒みて尙早說を唱ふ。朝議は之に傾き、徐々に制を立てて民智の發達を待たんとするに一致す。八年四月左右兩院を廢し、元老院、大審院を置き、六月地方官會議を東京に設け、地方の長官と[illegible]

[illegible]を異にするもの[illegible]して民間には急進を主張するもの多く、政府の施政に滿足する能はず。從て處士の橫議は盛んなりき。時に板垣はかの西鄉一派と、その見を異にする處あり、武力を以て政府と爭ふよりも寧言論を以て之を動かすを可なりとなし、民選議院の建白をなせし後、鄉里高知に赴いて民權論を主張し、佛蘭西のそれに倣ひ、自由、平等、博愛を標榜して愛國社を興し、極端なる急進主義を唱へ、其黨河野廣中、杉田定一等をして四方に遊說せしめ、廣く熱情ある同志を得、十二年十一月大に諸國の社員を大坂に會し國會開設請願を議決す。翌十三年三月遂に愛國社は二府二十二縣の有志八万餘人の連署を以て國會開設を請願するあり、政論民間に沸騰し、所在に演說會あり、新聞紙にも亦自由民權の說盛に唱道せられ、又徐々として官吏のそれに混ずるを見る。政府之に苦み、八年官吏の政談演說を嚴禁し、新聞紙條例及び讒謗律を制定して、これを厲行し、又新に集會條例を設け、警吏を會場に臨監せしめて治安に害あるものは直に解散を命ぜしむ。されど此國會開設論の勢力は滔々として天下に漲り、廟堂の上も亦有力なる同意者を生ず。即ち參議大隈重信あり。大勢の趨向を洞察し、明治十六年を期して國會を開設するの議を宮廷に奏請せんとせしが、事洩れて擧朝震駭し、十四年十月十一日遂に御前會議を開きて大隈を政府より追ふ。而かも政府は永久に此

[illegible]する許可を取消したり。

茲に於てか板垣は新に自由黨を組織し、超えて十五年大隈もまた同志を糾合して改進黨を組織し、此二黨に對して更に福知源一郞、丸山作樂等政府の御用黨、即ち立憲帝政黨を組織す。

第四節　憲政準備時代

此に於てか政府も憲政の準備に銳意し、先づ憲法の制定に着手せんと欲して十五年三月伊藤博文を歐洲に派遣し、各國の制度典禮及び憲法政治の實況を視察せしむ。十六年八月博文歸朝して十七年三月新に制度取調局を宮中に設け、博文を其長官とし、憲法及び諸制度の起草に着手せしめたりき。斯くて十七年七月先づ華族令を定め五等の爵を分ち、舊華族の外新に社家寺家の門地なるもの陪臣萬石以上の大祿者及び建武中興の忠臣の子孫と維新の諸功臣とを選みて敍爵せらる。廿一年に市町村制の發布あり。二十二年二月紀元節を以て天皇は親王大臣其他群臣百僚を會して帝國憲法を發布せらる。憲法は凡て七章七十六條より成り　天皇の大權臣民の權利義務及び立法、司法、行政、會計等に關する大綱を規定し、君臣の分義を明かにす。即ち第一條に於て「大日本帝國、は萬世一系の天皇、之を統治することを宣言し、次に「天皇は國家の元首にして、憲法の條規に依り、統治權を總攬すべ

きを規定す、更に臣民の權利義務を列記し、日本臣民は法律命令の定むる資格に應じ、均しく文武官に任ぜられ、また其他の公務に就くを得ること、所有權を保障せられ、法律の範圍内に於て居住、移轉、信教、言論、著作、印行、集會、結社等の自由を有すること、法律に依るにあらずして逮捕、監禁、審問、處罰を受けず、また法律の定規たる裁判を受くるの權利あることなどを規定す。而して之と共に皇室典範の制定を見たるのみならず。また國會開設に必要なる議院法、貴族院令、衆議院議員選擧法等の諸法規も公布せられたり。即ち貴議院は皇族、華族及び功勞學識による勅選議員、各府縣に於て互選する多額納税議員を以て組織せられ、その任期は皇族、公侯爵の終身なる外、凡て七箇年たり。衆議院は各府縣人民の互選に依る議員より成り、その任期を四箇年となす。

依然として殘れる條約改正の難問題には、大隈新に其衝に當りて努力する所あり、[illegible]

教育勅語（明治二十三年十月三十日）

朕惟フニ我ガ　皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ　皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス　朕汝臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

人の我國に居住するものなき墨西其と交渉を開始し、我大審院に約後十年を限りて外人法官を任命し、外人に關する事件に陪席せしむるの一事を譲歩して、日墨條約を調印し、尋いで米獨露等に及ぼし二十三年二月を以て、實施の期限と爲し英國も亦之に倣はんとせしに、俄然要路の抗爭と、民間の反抗と並び起りて其條約の非對等を難じ、大隈は爲に兇徒の一擊に遭ひて隻脚を失ひ條約改正の事中廢し、黑田内閣も亦瓦解の運命に陷れり、之に代りて二十三年の内閣を拜命せしものと山縣有朋と爲す。

第五節　憲法實施時代

二十三年七月一日を以て衆議員議員の第一回選擧を行ひ、其年十月教育勅語を喚賜せらる、是より先、十九年森有禮文部大臣たりし時小學校令、師範學校令、中學校令、帝國大學令を發布し、同時に諸學校規則を定め、大に我教育の基礎を確立したりしが、二十二年憲法發布の當日、森遂に兇手に斃る。其動機は森の教育主義が我國體に背反すといふに在りて森の方針は由來我學者間にも頗る議論あり、爲に世論の不統一を來せしを以て此歳即ち芳川顯正文部大臣たるの時會に此勅語を見るに及び、校に我國教育の[illegible]

由、[illegible]

り、山縣[illegible]

期の議會に行政整理、税制整理を條約して無事に閉會を告げたり。されど山縣は此約束履行の難きに苦み、次期の議會に先ち、卑怯にも責任を松方内閣に譲りて挂冠し去れり。第二議會開會の年は人妖天災並び至り、露國皇太子の大津遭難あり、濃尾の强震死者一萬を上るあり、只さへ出費の多きに軍艦製造、砲臺建築、製鋼所設置、鐵道國有等の新計畫に歳計六百五十萬圓を増加し、之を以て而かも初より議會に强要する覺悟を持したる事とて、議會の査定案の著しき削減に遭ふや、直に上奏解散を乞ひぬ。是を以て二十三年度の豫算は遂に不成立に了り、已むなく前年度の豫算を踏襲する事となりぬ。此に於てか松方内閣は非常なる蠻勇を奮ひて、選擧の干渉を試み、人を殺し、家を燒くの大慘劇を演出せしも、民黨は依然多數を占め、第三議會にも元老並に閣僚の之を非難するあり、政府に處決を促すの決議案を通過したるに加へて、内閣の劈頭その痛擊を受け、松方内閣遂に瓦解し、伊藤内閣再び組織せられぬ。されど第四議會も又官民の確執甚しく、議會は依然として政府の豫算に大削減を式みしが、渡邊藏相は固く執て動かず、一錢一厘も削減すべからずと爭ふ。其極議會は上奏案を議決し、議長星亨參内して之を陛下に奉呈したるが、越えて一日大詔は議會と内閣とに向つて渙發し、更に豫算費目審議に附せしめ、製艦は一日も緩くすべからず、後六年の間内帑三千萬圓を下附すへく、また文武官の俸給十分の一を納れしめ、以て其補足を爲さんとの勅令あり。官民恐惶、局面一變して無事に議會を終れり。第五第六議會も亦民軍旺盛、對外硬を主張し、條約改正の勵行を迫りて解散に逢ひぬ。第七第八議會は日清役の戰時に屬し、所謂擧國一致にて何等の紛爭なかりき。

此間に於て陸奥宗光二十五年四月伊藤内閣の外務大臣たりしより以來條約改正の事に從ひ、英國公使青木周藏と共に先づ英國に對して改正條約折衝功を奏し、初めて對等條約を締結するを得。爾後日清役に我國威の揚れるに從ひ、米國を初とし、伊太利、秘露、露西亞、丁抹、獨逸、瑞典、那威、白耳義、和蘭[illegible]

三十二年七月より佛、獨は八月實施せられ、初めて税權の恢復、治外法權の撤去を遂げたり。是より先き政府は已に墨西其、布哇と對等條約を結べるが、廿七八年役後には更に清國と新條約を結び、其後更に伯剌爾、暹羅、希臘等とも、等しく對等條約を締結せり。一方此の如き好果を收めたりと雖も、而かも他面に於て露佛獨の三國干渉に遭ひ、僅に臺灣及び澎湖列島を清國より得たるのみにて折角收めたる遼東半島の割地を還附するの已むなきに至り、痛く輿論の非難を蒙れり。されど第九議會に於ては政府と自由黨との提携成り、民黨軍は之に敵する能はず、諸議案皆無事に通過を見、歳出一億五千萬圓の要求も議會の協贊を得たり。

二十九年九月第二次伊藤内閣辭職し松隈内閣之に代る。松隈内閣は第十議會に臨み新聞紙條例改正案を可決して發行停止を全廢し、銀貨制度を改めて金貨本位となす等有功なる施設多かりしと雖ども、三十年十一月六日大隈議合はずして辭任せしかば、十一議會に

は政府反對者多く、劈頭不信任案を通過して解散せられ、同時に松方内閣も瓦解したり。これより先き松方の大隈を誘ふて相共に内閣を組織せんとするや、大隈は三箇の條件を提出して、これが承諾を求む。第一は内閣の議會に對する責任を明かにし、輿論政治の實蹟を全ふせんことなり。第二は廣く民間の人材を登庸して、官僚政治の弊風を一掃せんことなり。第三は新聞紙の發行停止を廢し、言論の自由を保障せんことなり。然るに松方の優柔不斷なる其初はこの要求を容れんことを承諾し、以て大隈を入閣せしめたるに拘らず、中途にして意挫け、第三條はこれを實行したりと雖ども、第一條及び第二條に至てはこれを斷行するを得ざりき。爰に於てか大隈は決然その職を辭したるなり。後繼の伊藤内閣第十二議會に臨み、選擧法改正案を提出して、大選區制を取り、被選人の財産資格の制限を廢し、選擧人の納税資格を低減し、人口十萬に一名の代議士、人口五十に一名の選擧人を見る事とし、一旦下院を通過したれど、三千六十餘萬圓の増税案が議會の協賛を得る能はず、遂に議會を解散したる爲選擧法改正案も其儘中止となりぬ。間もなく自由黨と進歩黨とは合併して憲政黨を組織するに至り、伊藤は遂に内閣組織の責任を大隈に讓りて辭去す。爰に於てか憲政黨内閣成る。これを我國に於ける政黨内閣組織の嚆矢となす。雖然藩閥の徒固より如斯き内閣の成立を嫉視すること甚敷く、偶々憲政黨中に意見の衝突あるに乘じ、盛んに中傷離間を試み、その結果、板垣は大隈に對し其戈を倒にするに至り、遂に文部大臣尾崎行雄の失言を導火線として内閣は其内より解體したり。十三議會には山縣有朋後繼内閣を組織して臨みしが、多く前内閣の立案を蹈襲したるが爲豫算は無事に協賛を得たり。十三議會を終るや、幾もなく文官任用令を改正し、勅任官は親任式を以て選敍するもの又は別に任用の規定を設くるものの外、總て勅任文官には高等官三等以上の官職に在り若くは在りたるものの中より任用する事とせり。同時に又文官分限令及び文官懲戒令を發布しぬ。爰に於てか行政官の身分は恰かも司法官の如きものとなり、官僚政治の弊風復び勃起す。間もなく伊藤博文政黨の改革を標榜とし立憲政友會を組織し、議會に多數の黨員を有したるより、山縣内閣辭職し、伊藤博文後

[illegible]

役に轉用し、而して鐵道債は公債支辨[illegible]

題に原因する衆議院の不容文事件にて解散、續いて第二十、二十一の兩議會共に、日露開戰中に屬し、比較的に無事なりき。三十七年二月の接伏以來日本は連戰皆勝ちしより、米國大統領ルウズベルトの仲裁により其國ポーツマスに於て三十八年九月日露兩國和議を講じ、所謂ポーツマス條約を締結したるが、結果日本は露國より僅に關東州の租借權、長春、旅順間の東清鐵道本支線すべて及び樺太の北緯五十度以南の地を割讓せしめたる過ぎず、償金としては一厘の得る處なかりしより、與論沸騰して痛く政府の無能を攻撃し、遂に日比谷の燒打事件を演出するに至れり。雖然、此條約の結果、我國は韓國を我藥籠に納むるのみならず、また南滿洲に我殖民的勢力を樹立するの端緒を開き得たり、此和約と前後して日英同盟は前同盟協約の範圍を擴張し、更に印度にまで其効力を及ぼすと、もに英國は我國の韓國に於ける優越權を認むる事となれり。三十八年十一月伊藤博文韓國に赴き、韓國を我保護國となすの條約を締結す。從て十二月伊藤は新に統監に命ぜられ、超ゑて一月我京城公使館を閉鎖し、二月統監府を開き、京城、仁川、釜山、元山、鎭南浦、本浦、馬山等に理事廳を置き韓國の庶政皆我より指導す。九月統監府の官制を改めて副統監を置き、曾禰荒助を以て之に任ず。これより先き、第二十二議會は三十八年十二月二十五日を以て開かる。即ち平和克復後の第一議會なり。然かも桂内閣は民心の去れるを察し、倘未だ議會の開けざるに先ち、内閣を西園寺公望に引渡して去りぬ。然るに之を受けし第一次西園寺内閣は首相の外、原、松田の政友會領袖を入れしのみにて、他は盡く官僚派の代表者を以て組織す。それ戰後の急務は財政の整理に在り、國民は十有餘億の軍事公債を負ひ一億六千萬の非常特別税を忍びぬ。まさに大に減税を斷行して民力の休養を計るべきに拘らず、政府は戰後經營の急要は毫も戰時に讓らずと稱し、非常特別税を永久税となし、其他一切の政策擧げて前内閣の立案を蹈襲したりき。蓋し桂内閣の政黨を待つや論理を以てせずして政略を以てしたり。是れ疾既に膏肓に入りたる政黨に對する好個の

砂糖税等の増税諸案を提出し、下院の協賛を得たるも、貴族院の猛烈なる攻撃に遭ひ、僅に大詔の煥發によつて無事通過を見たりき。されど諸法案を實行したる結果増收額僅に七百萬圓、單に同年度の北清事件費見積額に比するも一千七百萬圓の不足を生ずるの有樣なるより、此難關に處するの問題に就き内閣に動搖を生し、渡邊藏相の非募債、事業繰延説が他の閣員の反對を受け閣議不調和の結果、遂に瓦解に至り元老會議の結果、桂太郎後繼内閣を組織す。

新内閣にては當面の急務として、前内閣より繼承したる公債支辨事業の始末をなすべく、軍事公債五千萬圓を米國シンヂケートに賣却するの談判を開始したりしも成らず、已むなく遣繰計算を爲し、結局二千五百萬圓を豫金部に引受けしめ一千四百七十萬圓を償金部に繰替へしめ、殘額千四百萬圓は三十四年度の歳入剩餘金を以てこれに充つることとし、斯くて其豫算は無事に議會の協賛を得たり。三十五年二月十二日、日英兩國同盟協約の成立を發表す。

第十七議會は政府、海軍擴張と地

[illegible]

や。桂及西園寺兩内閣時代を經て、政黨は[illegible]

第二十三議會に於ては政府は積極方針を[illegible]し、豫算[illegible]にして歳出六億に餘らしめしも、昏睡したる議會はこれを通過せしめたり。二十四議會には鐵道國有問題に付いて政府内に藏相阪谷芳郎と遞相山縣伊三郎との確執あり、二人共に辭職せり、豫算案は兎も角事業繰延を斷行し酒造税、砂糖消費税の引上げ、石油税の新税、烟草專賣の收入等によりて無事議會を通過し得るも、更に四十三年度の豫算編製に成算なきより、四十一年七月三日西園寺内閣は瓦解したり。

後繼の第二次桂内閣は財政整理を標榜し、西園寺内閣の六年計畫を十一年計畫に改めて事業の繰延を行ひ、公債償還額を増加して、經常歳出五百萬圓を節約し、是を以て二十五議會に臨みて無事に協賛を經たり。四十二年六月伊藤博文韓國統監を罷め、樞密院議長となり、曾禰副統監之に代る。其年十月十四日伊藤大磯を發して滿洲に渡り、更に哈爾賓にて露相ココツオフと會見すべく二十六日目的地に着するや、兇漢安重根の爲に銃殺の厄に遭ひぬ。

二十六議會は政府の諸案又無事に通過し、税制整理は地方經濟の狀況により實行を見ず、次期迄宿題として殘さる。四十三年四月曾禰統監辭任し、寺内正毅之に代り、八月二十九日遂に日韓併合成る。次で七月日露新協約成る。九月長野縣明科製材所にて幸德秋水等無政府主義者の陰謀暴露與黨一擧に捕獲せらる。

四十四年國定小學修身教科書に就いて南北朝正閏問題起り、四月以降現行條約の事業着々功を收め、日米を最先に日英、日佛、日獨、日諾等の諸條約皆批准を了するを得たり。七月日英同盟條約改定せられ、八月桂内閣は「功成り名遂げて」總辭職をなし、内閣は豫約の如く、再び西園寺の手に落て西園寺内閣は新に山本藏相を擧げ、今回財政方針に消極主義を唱へ、而かも五億七千二百八十九萬餘圓の巨額の豫算案を以て二十八議會に臨み、行政整理、税制整理を次期に確約して之を無事に通過せしめたり。

以上憲政發達を中心として、大體を敍述し、各方面の發達は專門史に讓れり。

明治の政黨

伯爵　大隈重信

一　十四年以前の政黨

「朋黨は勢なり、聖人の意に非るなり」とは柳宗元の言へる處、予は其語を[illegible]と欲す。曰く「政黨は勢なり」と、支那と日本と、古來共に朋黨比周の弊を論じて是が抑壓に勉めたりと雖も、蓋し朋黨は勢なり、人力の能く沮止すべきに非るなり。人心の同じからざる其面の如し、各其志の等しき處、其情の好む所に趣いて合す。之を聖人の意に非すとするも、勢なり。避くべきに非るなり。能く水を治むるものは、其性に從つて治む。朋黨を制するも亦又此の如し。勢に逆つて之を强壓すれば、却て之を激成し秩序に潰亂を來すなきを保せざるも、其勢に順つて巧に之を善導せんか、大に國運の進歩に資するを得べきなり。

德川幕府の末年、鎖國長夜の夢忽然として江戸灣の邊警に驚かさるゝや、國論沸騰、處士の横議を來し、一は開國を唱へ一は攘夷を論じ、一は佐幕を説けば一は勤王を語る。幕府は外交の衝に當り、親しく開國の已むべからざるを知るを以て、元より開國論者たり。然れども皇室は久しく政權と離れて九重の奥深く坐しませしが故に、天下の事情に精通し給はず、從つて思想は攘夷に傾きぬ。此に於てか佐幕論者は即ち開國論者たり、勤王論者は即ち攘夷論者たり。今日の所謂政黨なるものに非ずと雖も自ら一種の朋黨を成し兩々相軋りて已まず。遂に將軍をして大政返上の斷に出で[illegible]

立憲政體の詔

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ顧フニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スベキ[illegible]官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト共ニ其慶ニ頼ラント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ルヽコト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能ク朕ガ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ

[illegible]佐幕黨は敗れて、勤王黨は勝ちぬ。即ち又開國黨の敗れて佐幕黨の勝ちしものならずんばあらずと雖も、之をば君子の豹變と謂つべきか。一たび討幕の初志を貫徹したる勤王黨は、忽ち從來の旗幟を撤回して開國の國是を定め、「廣く知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」の御誓文」となりて國民に發表せらるゝに至りぬ。此に於てか共に事を謀り來れる多數の攘夷黨は、之れ我等を賣るものとして激怒せざるを得ず。乃ち王政維新の曉に又兩黨を生じぬ。一は王政維新黨にして是れ進歩黨なり、一は王政復古黨にして是れ保守黨なり。此保守黨は他の保守黨、即ち四十萬の武士中の不平家にして封建の舊制を慕ふ、所謂封建黨なるものと結合して、次第に禍心を包藏し、現はれては萩の亂となり、或は熊本の亂となり。或は佐賀の亂となり、或は鹿兒島の亂となりぬ。佐賀の亂は江藤新平其首魁たるも江藤は決して短見者流に非ず。唯それ彼は奇策縱横の人、當時の廟堂には自ら一種の閥族政治を助長し、薩長次第に根幹を固うして輿論政治の防害たるべき兆あるを察し、之を早きに於て根絶せんと欲するの急なるや、先づ勇者なる薩摩に與して智者なる長州閥を倒さんとするの計に出でしも、唯事志と違ひて、薩摩、土佐と皆起たず、江藤は獨り自滅を急ぐに至れるのみ。薩摩の亂は西郷之を率ゐ、攻戰八ヶ月に亘れる難役なりしが、西郷も亦爾く固陋の頭腦を有するに非ず。唯硬直の性人に推され易く、遂に一派の不平連に奉せられて此大亂を起したるのみ、此時に於て所在の保守黨相呼應せんとするの形勢あり、一時甚だ危險を感ぜしめしも倖にして事平ぐを得たり。西郷や江藤や皆是れ維新の元勳にして共に廟堂の上に坐し國政の樞機によりし人。此等の人にして前後相繼いで此の如きの擧に出づ、廟堂の狀勢又以て概見すべし。

初め明治政府の起るや廣く人才を諸藩より招きしも、權力は有爲の人物に集る。何時しか自然の陶汰を經て薩長土肥の人物最も多く力を廟堂に有するに至りしが、勢は如何に推移しけん

明治四五年の頃に至るや、更に薩長人最も雄を稱するを致しぬ。此に於てか、天下は薩長の專有に非ずとの非難の聲、次第に高まり、遂に征韓論の誘因に觸れて大爆發は、西郷、板垣、副島、後藤、江藤、五大臣連袂して野に下るを致しぬ。程なく西郷は腹心の徒を率ゐて暫く故山に歸臥したるが、後に殘れる板垣、後藤、江藤、副島の徒は如何の計にか出でたる。藩閥の專權を防ぐには、已に御誓文の文字に昭々たる、「廣く會議を興し、萬機公論に決す」の聖旨に基き、民選議院を興して輿論の監視を求めざるべからずとなし、此處に同志

馬場辰猪

連署して民選議院設立の建白を爲しぬ。此に於てか一方に國會開設尚早論起り、議論紛糾して歸一する所あらず。其間に江藤は蹶起して仆れ、政府はそれ等不平家の心を收めて人心を安んぜんと欲し、八年元老院、大審院を設け、憲政に一歩を近くると同時に、板垣を入閣せしめ副島、後藤を元老院に擧げぬ。然れども板垣は又不平を抱いて去り、之に續いて幾多薩長系以外の大臣、不平を抱くものは皆去りぬ。即ち薩長の勢力を憤るの結果は却て薩長の勢力を長ずるの矛盾を致したるが、兎角する中十年に至りて遂に西郷の蹶起を見ぬ。此に於てか、此大勢に激して西郷を拯ひ、明治政府を根柢より滅盡せんと策するもの少からず、陸奥宗光、若くは土佐の林有造の如き是なり或は羅織の手を嚴にせば、後藤、板垣の徒も連座を免れざりしや亦知るべからざりしも、西郷亂の終局は、政府寬大の處置に出でゝ嚴探するに至らざりき。

薩長の勢力といふも、其勢力の中心は木戸と大久保とに在りしが、木戸は西郷亂中京都に客死し、大久保は其翌年非命の刄に斃れたるを以て、廟堂俄に棟梁を缺ぎ、全國の人心明治政府の鼎の輕重を問ふに至り、此機に乘じて國會開設を迫

河野敏鎌

最初の内閣

(明治十八年)

○憲法發布の告文（明治二十二年二月十一日）

皇朕れ謹み畏み
皇祖
皇宗の神靈に誥けて白さく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ惟神の寶祚を承繼し舊圖を保持して敢て失墜する無し顧みるに世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ宜く
皇祖
皇宗の遺訓を明徴にし典憲を成立し條章を昭示し内は以て子孫の率由する所と爲し外は以て臣民翼贊の道を廣め永遠に遵行せしめ益々國家の丕基を鞏固にし八洲民生の慶福を増進すへし茲に皇室典範及憲法を制定す惟ふに此れ皆
皇祖
皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならす而して朕か躬に逮て時と倶に擧行することを得るは洵に
皇祖
[illegible]
[illegible]
皇祖
皇宗及
皇考の神祐を禱り併せて朕か現在及將來に臣民に率先して此の憲章を履行して愆らさらむことを誓ふ庶幾くは神靈此れを鑒みたまへ

るの聲愈多きを致し十一年より十二年十三年に亘りて此思想全國に普及し、遂に國會期成同盟會なる團體各地に起るを致しぬ。即ち玆に初めて、國民的大運動を現出したるなり。政黨といふ完全なる形式を備へざるは固より然るも、此の如きは是れ政黨に向つて進むの漸ならずんばあらず。

一方に税法の改正より人心の動搖あり、動もすれば禍亂の惹起するなきを保せず。彼等は之に乘じて愈よ運動を盛にするより、一二の内閣員も亦猛省する所あり、憲法を制定して早く國會に參政權を與ふるの可なるを説くものあるに至りしと雖も、此進歩派あれば又之に對する保守派あるを免れず。從つて内外呼應して其機運を促進するには遠かりき。

一方國民教育の日々に進歩し來ると共に、新知識は次第に上下に廣まり、民間には政治若くは學術上の集會、或は演説會、討論會等頻々として起り、時々官吏のそれに混ずる事も少からず、而して又一方官立學校若くは私立學校、即ち福澤諭吉の慶應義塾、中村正直の同人社等より新知識を修めて出で來れるもの、相率ゐて新聞雜誌を起し、筆を政論に執りて急激の改革を要求するあり、政府は又防禦策として巨資を投じ新聞を起し、應戰を試みたれば保守と進歩の二黨は紙上に於ても亦盛なる衝突を來しぬ。

斯くて十四年に至るや其七月偶ま北海道官有物拂下事件の生ずるあり、物論紛起して時の開拓使長官黑田清隆を攻擊し、引いて政府の總攻擊となるあり、而して政府部内にも亦異論者少

○憲法發布の勅語（明治二十二年二月十一日）

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕か祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す

惟ふに我か祖我か宗は臣民祖先の協力輔翼に倚り我か帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我か神聖なる祖宗の威德と竝に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光[illegible]成跡を貽したるな[illegible]民は即ち祖宗の忠[illegible]

第一次政黨内閣

（上段右より）大藏大臣松田正久氏　陸軍大臣桂太郎公　海軍大臣山本權兵衛伯
中段　内閣總理大臣兼外務大臣大隈重信伯　内務大臣板垣退助伯
[illegible]司法大臣大東義徹氏　文部大臣尾崎行雄氏　農商務大臣大石正已氏　遞信大臣林有造氏

明治の政黨

子孫なるを回想し其の朕か意を奉體し朕か事を奬順し相與に和衷協同し益々我か帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を別つに堪ふることを疑はさるなり

○大日本憲法發布の詔勅

（明治二十二年二月十一日）

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕か親愛する所の臣民は即ち祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を增進し其の懿德良能を發達せしめんことを願ひ又其の翼贊に依り與に倶に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕か率由する所を示し朕か後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕か之を祖[illegible]

[illegible]

[illegible]我か臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有效ならしむるの期とすへし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らは朕及朕か繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕か子孫及臣民は敢て之か紛更を試みることを得さるへし

朕か在廷の大臣は朕か爲に此の憲法を施行するの責に任すへく朕か現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふへし

横を根絶するは國會開設に在りと斷じ、民間の輿論と呼應して明治十六年を期し國會を開くべきの議を宮廷に上奏せんとしたるに、擧朝震駭し、十月十一日聖駕の東北より還幸あるを迎へ即夜大臣參議の御前會議となり、一方北海道官有物拂下の件の取消となると共に、翌日國會急設論者の我輩に旨を諭して官を免じぬ。されど是と同時に遂に明治廿三年を期して國會を開設すべしとの詔勅の發布を見たりき。此時我輩と共に野に下れるもの、農商務卿河野敏謙、驛遞總監前島密、判事北畠治房を初め、矢野文雄、犬養毅、島田三郎、尾崎行雄、小野梓、沼間守一、藤田茂吉、牟田口元學、春木義彰、中野武營等あり、大隈系の人才は忽焉として影を官界に斂むるに至れり。此に於てか政府は板垣以外、民間黨の一巨魁に更に政府の事情に通せる我輩を加へたれば、之と對抗して大に戰はざるべからざるを覺知し、伊藤、井上、山縣、黑田、松方、西鄕の諸氏一致協力して、薩長の聯合は愈よ鞏固を來し、斯くて一面國會開設の準備に着手すると共に、之を以て民間に於ける政府反對黨の成立を防がんとせり。

二　憲政準備時代の政黨

是より先板垣は夫の民選議院設立建白の年に於て愛國公黨を組織し同志を糾合したるが、間もなく之を解散して、古澤滋と共に郷里高知に赴き、愛國公黨の宣言に基きて立志社を起し、更に十一年に至り、愛國公黨再興の[illegible]全國に[illegible]

[illegible]

[illegible]體するに[illegible]領を具有せる一政黨を組織し、仍ほ自由黨の前稱を襲ぎ、盟約及び規則を定めたり、而して板垣を總理に中島信行を副總理に、後藤象次郎、馬場辰猪、末廣重恭、大石正巳の諸名士を其常議員に擧げぬ。之を我國に於ける始めて組織的に成立せし政黨の創始となす。次いで同年畿内の自由主義者大阪に立憲政黨を組織し、中島信行を請うて總裁とす、又十五年三月九州にても改進黨を組織したるが、同月十五日東京にて我輩に呼應したる嚶鳴社東洋議政會の諸團體、及び我輩と進退を共にしたる河野敏謙、前島密、北畠治房、沼間守一、矢野文雄、藤田茂吉、小野梓、島田三郎、尾崎行雄、犬養毅の諸氏相集りて立憲改進黨を組織し、我輩を總理に、河野を副總理に擧げぬ、其主義綱領頗る具體的にして大に同黨の特色を見るに足る。此に於てか此等兩黨に對し、福知源一郎、水野寅次郎、丸山作樂氏等保守主義を唱道し、立憲帝政黨を組織して同月十八日其黨議綱領を公にしつ、隠然政府黨

後藤象次郎

を以て自ら任じたり、此年四月板垣諸方に遊說して岐阜に至るや愛知縣人相原尙褧の刺す所となる。匕首一閃相原叫んで曰く、「己れつ國賊」と、板垣之に應じて曰く、「板垣死すとも自由は死せず」と、此警語の偶ま以て同志の心を勵ましたりし事幾干なるかを知らず。

由來自由黨と改進黨とは其主義其目的に於て共に甚しき背馳あらず、即ち共に政府に反抗して起り共に完全なる憲法の制定を望むものなれども、唯一は稍急激なるに反し他は稍々穩和なるの差あり。一は極端に選擧權を擴張せんと望み他は國民の進步に應じて擴張せんといひ、一は重に外に向つて國權を張らんといふに對して他は先づ內治を急にして而して漸次に外に及ばさんといふ。當時の亢進せる人情に於ては動もすれば穩和派の忌まれて此急激派の迎へられし傾なきを保せざりしも、而かも少しく躁擧せず、思慮あり、學問あり、地位あるものは頗る改進黨を歡迎したりしなり。小異は左る事乍ら、當時の勢此等の小異を捨てゝ相一致し協力して可なるべかりしも、人生意の如くならず其處には感情の問題あり。其乖離よりして時々相衝突あるを免れず、左れど又此間に大に政黨的訓練の副產物なきにしもあらず、斯くして政黨の勢次第に盛大を來すべき氣運に向ひたりしに、政府は集會政社法等を發布して之を妨げ、是が爲に十七年十月自由黨先づ解散し、其前年九月立憲帝政黨も亦解黨し十八年五月に至りて九州改進黨も亦解黨す。此間殘存せるもの唯一の改進黨ありと雖も、斯かる條例下に政黨を組織し、黨員名簿を定め置くの啻に要なきのみならず、却つて黨勢の擴張に障害ありとて、之を廢し、總理の我輩も副總理の河野も無形の間に協力するを便として亦黨籍を脱せり。

中島信行
（第一議會の議長）

大なる抑壓の下には必ず大なる反撥あり、政府は此集會條例の勵行と共に又、八年に發布せ[illegible]

[illegible]の冤罪あり、大井憲太郎等の[illegible]ありて

品川彌二郎

十八年十二月舊制を變じて大政官を內閣と改めたるが伊藤博文其總理となり井上馨其外務大臣となりぬ、井上は此時從來の宿題たる條約改正を議會開會前に成功せんと欲し十九年五月一日初て外務省に條約改正會議を開き、翌年四月迄諸外國公使と合同會議數十回に及びたるに外人立會裁判制を許すの一條忽ち朝野の間に大反對を惹起するあり、而して此條約改正を遂ぐるの手段として取れる極端の歐化主義が又頗る大反動を生じて民論鼎沸、遂に條約改正は中止となり、井上は其九月を以て辭職しぬ。

政府は曩に强壓を試みたる結果、政黨衰殘の狀態を見て小康を得たりとせしに、此際後藤象次郎の板垣、我輩以外に蹶起して、今は兄弟鬩牆の時に非ず、大同を取つて小異を棄てよ、專制政府の如きは一蹴して倒さんのみと、大聲大同團結を呼號し廻るや、改進黨の一部は舊自由黨員と共に、相携へて其幕下に投じ、時の政府の歐化主義に慊らざる保守派の人々迄加はりたれば、玆に厖然たる新團體を成立し、此力を以て盛に政府の包圍攻擊を試みたり。左れど、此國民的大運動は已に憲法發布に程なかりし事とて二年を經ざる間に蹉跌し了れるも、一時政府の恐慌は言ふばかりなく、保安條例を發布して、危險人物を盡く東京府外三里の地に放逐しぬ。されど條約改正の頓挫よりして威信を中外に失ひたるの觀あり。伊藤は遂に總理大臣を辭し、黑田淸隆之に代り、我輩は入りて外務大臣となりぬ。此內閣の更迭を見て一時人心は緩和し、同時に政治運動の沈滯を見たるが、此時即ち明治廿二年二月十一日紀元節を以て　天皇文武百官及び歐米各國の全權公使を率ゐ、豐明殿前に勅書の御朗讀ありて憲法を發布せらる。

政黨の態度は此時よりして當に一變せざるべからず、何となれば從來の政黨は一面口に筆に

大に民論を喚起して他面に政府に忠言を與ふるを其職責となし、それ以外何等の實際的權能を有せざりしと雖も、今は然らず、議會其者が直に國民的勢力を集注すべき場所、行政を監督すべき場所なるが故に、此機關によつて國民的運動は開始せらるべく、而して黨派的運動の甚だ有力となるべければなり。

黑田内閣は頗る人心の緩和に意を用ひ、我輩を外務大臣に擧ぐる一面に、又後藤を引いて遞信大臣となせしかば其結果大同團結は分裂して大同倶樂部及び大同協和會の二となり、民間の政治界は再び十七年自由黨解黨當時の小黨分立の狀況に立戻りぬ。此時に當り我輩は井上前大臣の失敗の餘を受け一方には强硬に從來の條約を勵行して外人に其不利を痛切に感ぜしむると共に一方には合同會議に窘められたる前任者の經驗に鑑み、國別談判の方法を取り、著く步を進めたりしも、中に外人法官を用ふるの條項ある事の『ロンドンタイムス』紙上に※現れたるより、内地雜居に反對せし谷子爵等を初め大同派、自由黨等協同して我輩の案も亦對等條約に非ずとの反抗の聲を擧げ、之に對して改進黨は極力我輩の案に賛成し抗戰倦まざりしも、其極遂に一兇漢を出して我輩大負傷を爲し、斯の如くして憲法發布の詔勅に副署の榮を荷ひし黑田内閣は議會の召集を見るに至らずして瓦解せり。後繼内閣の組織は頗る行惱み、内大臣三條實美一時總理大臣となり、十二月内務大臣山縣有朋總理大臣に任せらる、之を第一次の山縣内閣となす。

貴族院議長
蜂須賀茂韶侯
（二十四年以後）

三　政黨内閣出現前の議會

衆議院議員の第一回選擧は、二十三年七月一日を以て行はれたるが、之が[illegible]

[illegible]異分子は[illegible]の狀あり、[illegible]由黨は殆んど分離獨立せんとするに傾く、而して他の分身たる大同協和會は再興自由黨の標號を襲ぎ、板垣は之と大同倶樂部との調停を試み、二十二年十一月大阪大會に臨み、再興自由黨との合同を計りしも成らず、已むなく翌年一月自ら起つて愛國公黨を組織し、一時大同倶樂部及び再興自由黨と鼎足の姿を爲せり、外に九州進步主義者の團體九州同志會あり、政黨に屬せざる吏黨、又は保守主義の團體等あり、而して總選擧は、實に此小黨分立の間に行はれたりしものなり。此形勢の儘にして直に議會に臨まんか、政府に何等對戰の焦慮なかりしならんも、一度選擧の終るや各黨自ら顧み、此小黨對峙の觀を維持して政府に當るを不利なりと信じ、自由黨は遂に再び形成せられ、天下を風靡するの勢を以て全國の舊自由黨員を糾合しぬ。改進黨も、此際當に九州改進黨と合して大政黨となるべかりしを、九州改進黨は別に思ふ所あり、大合同の名の下に政府反對者を併合せんとの計を案じたりしが、將に成るに垂々として改進黨の一部に紛議を生じ、志を果すを得ず、此に於て獨り改進黨を疎外して一大有力なる政黨を現出しぬ。之を立憲自由黨となす。此の如くして形の上に立憲自由と改進と相合する所なきも、精神的には政府反對黨として合同する處あり。斯くして第一期の議會を迎へたるなり。

第一議會は明治二十三年十一月二十九日を以て開會し、二十四年三月八日を以て閉會したる

星亨
（第三・四議會の議長）

が、山縣内閣は此一大民黨軍の精鋭に向つて大に驅け惱まされ、僅に柔能く剛を制するの溫和的態度を持し、六百五十餘萬圓の豫算の削減を讓歩し、尙ほ明年度の行政整理と經費節減とを約して此難關を通過せり。第一期議會は兎に角民黨軍の爲に凱歌を奏せざるべからず、勝ち誇りたる民黨軍は更に颯爽たる英姿を以て第二議會に臨み、山縣内閣が能く其約を實にするや否やを見んと欲せしに、山縣は病の故を以て職を辭し、松方を總理大臣とし品川を内務大臣としたる後繼内閣現れぬ。此内閣は前政府とは態度を一變し、行政整理、經費節減を履行せざるのみか、曩に民黨が迫りて節約せしめたる剩餘金より數百萬圓を岐阜、愛知の震災救助に支出し又其議案を見れば此剩餘金をば尙盡く新事業費に充つるの方針を取る、更に永久工事の費用を其議會に謀るべき時日の存するに拘らず故意に開會前に支出して憚らざるあり、細大の事盡く民黨に向つて戰鬪を挑發するの態度を現じぬ。此政府の態度は開會前早くもその*

*機關紙によりて洞察せられたれば、民黨軍も大に臍を固むる所あり、此年三月立憲自由黨は單に自由黨と改稱し、板垣を其總理に擧げしが、自由改進黨の前期以來の結合は其儘繼續せられて政府の反對黨たるに一致し、板垣我龍兩首領の會見となり、又民黨の大懇親會となり、兩黨は固く聯合の實を擧げぬ。此に於てか政府對民黨等の議場に於ける衝突は甚だ猛烈を極め、時の海軍大臣樺山資紀の議場に於ける用語の頗る粗剛なるものあるや、議員は直に往きて彼を演壇より引卸すの大珍事を演出し、剩へ此の如き内閣に信任を繼ぐ能はずとて上奏案を議決するの勢を成しぬ。此時早く遂に議會は解散となりたるが、次いで來る風雲は如何、内務大臣品川彌二郎、次官白根專一を中心として地方官に内命し、玆に有名なる選擧大干涉となり、前古未曾有の大紛亂を釀出して其慘毒を今日迄も及ぼしぬ。即ち選擧に、金を散じ、[illegible]るに至れり。而かも斯の如く[illegible]凡そ人力には制限あり、後の政事に從ふもの永く之を以て[illegible]とせざるべからず。

選擧干涉の物論は天下に湧くが如く、閣外の元老又之を喜ばざるものあり、政府は已むなく品川を免じ、樞密院議長副島種臣を後任となし、以て第三議會に臨みしも、劈頭第一選擧干涉問題に關する決議案の通過あり、副島は政府と議會との調和を謀りしも爲らずして去り、議會閉會後河野敏鎌更に其後を襲ぎしも、遂に内閣の統一を保つ能はず、八月八日總辭職となりぬ。此に於て第二次伊藤内閣起りて之に代りぬ。

第二次伊藤内閣は即ち所謂元勳内閣なるものにして伊藤、山縣、井上、大山、黑田の諸元老盡く入閣し、*

*陸奧宗光、外務大臣の椅子に凭りしが、民軍は之に對しても嘗て鋒鋩を緩めず、而して別働隊として、此自由改進兩黨以外に、別に政府反對議員の組織せる同盟倶樂部なるものあり、少數乍らも其主張頗る强硬なりき、只一新現象とすべきは前期議會に前政府の庇護によりて當選出現したる議員連を網羅し、國家主義を主として國權の擴張、軍備の擴張を綱領とせる國民協會の現出是なり、西鄕從道、品川彌二郎其首領たりき。されど頭數に於て固よりいふに足らず。即ち依然として强勢なる此民黨軍は直に伊藤内閣に向つても肉薄し、政府の豫算に大削減を加へしに政府は之を承認せず、其極又も上奏案を通過したるが伊藤は老練なる政治家とて敢て議會を解散せず、又内閣總辭職の擧にも出でず、別策を取りて遂に大詔の煥發を見るに至りぬ。此大詔は内閣と議會との何れにも降れるものにて、それが爲に議會は無事に結了するを得たり。

榊本正隆
（第五・六・七議會の議長）

鳩山和夫
（第七・八議會の議長）

第三議會には黨派の形勢一變の兆候現れぬ、當時の衆議院議長星亨は自由黨の領袖なりしが取引所問題に關して醜聞あり、衆議院は先づ彼に議長辭任を勸告し、次いで議席より除名するに至りしが、是より自由黨内に星派非星派の分裂を見、非星派は遂に去つて同志倶樂部を組織しぬ。而して前議會迄同一歩調を取り來れる自由、改進、同盟倶樂部の中、星に率ゐらるゝ自由黨は改進黨と同行するを喜ばずして漸次政府に接近するの徴候あり。之に反して國民協會は前期議會以來却て公然伊藤内閣に叛旗を飜し來り、其現行條約勵行を怠るに對し、茲に改進、同盟倶樂部、國民協會、同志倶樂部等は相合して政府に反對し、再度停會の後第五議會は又も解散せられぬ。

第六議會には同盟同志兩倶樂部と聯合新に立憲革新黨を組織し改進黨國民協會と歩調を一にして對外強硬主義の責任内閣完成を大綱として盛に政府に反對せり、*

貴族院議長
近衞篤麿公
（二十九年以後）

*百二十八の多數を有する自由黨は、頗る態度を異にせるあるも、依然政府反對黨は多數を占め、其極又も解散に遇ひぬ、伊藤は此第三回の解散の結果、又も總選擧に於て民黨軍の多數を見ば即ち挂冠せんと決心せしを、端なく朝鮮東學黨の事より日清釁を開くに至るや、議會は擧國一致の態度を取りし爲、伊藤内閣は不思議の運命を保ちて第七第八の兩議會は極めて無事に了りぬ、されど三國干渉の爲に戰局を有利に結ぶ能はずして輿論反抗を買ひたる一面、戰後の經營を完成せざるべからず。爲に我輩との調和を策したるも成らず。此に於てか陸奧宗光の平素自由黨員に親交あるを利して遂に自由黨と相提携せしが、此時國民協會も亦豹變して政府黨となりしが爲に、改進黨は革新黨其他の民軍を合するも遂に政府黨の多きに及ばざるを致せり、之を議會開設以來政府黨の優勢なる嚆矢となす。此に於てか政府反對黨も亦大合同の必要を感じ、從前の諸黨諸派盡く自ら解散して更に一黨を組織せり、之を[illegible]

[illegible]

されど伊藤は[illegible]

して[illegible]

其結果伊藤は内閣を松方に讓りて辭去し、斯くして松隈内閣は成立しぬ。此に於てか自由黨は飜つて政府反對黨となり、進步黨代りて政府黨となるの奇變を呈せり。

されど松方と我輩とには主義の根柢に於て何處にか相融和せざる處あり、我輩の初に彼に提示し確約したる三條件の中、僅に新聞紙條例の改正を實行したる以外、他は決行を見る能はざりしにより、居る事一年有餘にして我輩は遂に辭去し殘れる松方内閣は徒に蠻勇内閣の名を負ひ、民黨聯合軍の攻擊に得堪へずして、議會の解散を命ずると共に自らも總辭職をなせり、伊藤内閣是に代れるが、是亦反對黨の攻擊に逢ひて又も議會の解散を命ずるに至り*

片岡健吉
（第十一―十六議會の議長）

*ぬ、而かも此第十二議會に於ける解散は痛くも民間黨を刺激し、進步、自由兩黨一致合同の氣運茲に開けて解散旬日ならざるに、兩黨は早くも解黨の決議をなして新に相合し、憲政黨を組織して板垣、我輩の兩首領も公然加入するを致し、勢破竹の如くなりしかば、伊藤は大勢を察し、遂に我輩の内閣を奏請して骸骨を請ひぬ。

四　政黨内閣出現後の議會

此に於てか我輩總理大臣となりて外務大臣を兼ね、板垣内務大臣となりて遂に憲政黨内閣を組織し、茲に純然たる政黨内閣の創始を見ぬ、而して總選擧の結果、憲政黨は三分の二以上の大多數を占めたるに拘らず、如何せん閣僚中未だ十分意志の疏通せざるに乘じ、藩閥の一味の中傷を試るものあり、夫の尾崎の共和演説を導火線として禍端蕭牆に起り、自由、進步兩黨分

仝十五年　朝鮮暴徒我公使館を襲フ
仝年　陸海軍に詔勅下
仝年　馬車鉄道起ル

子の内部の軋轢を生じ、遂に自由黨分子の總務委員は進歩黨分子の總務委員に對して解黨を迫り、其聽かれざるに及んで詐略を用ひ、自ら解黨を斷行して而かも前名を襲ぎ、自由黨分子のみを以て新に憲政黨を組織しぬ、進歩黨分子之を爭へども及はず、遂に又一黨を組織す、之を憲政本黨と稱す。此大勢により板垣は捧表辭任して自派の大臣と連袂し去るあり、此の如く閣内閣外共に嶮惡なる風雲に充ち、次いで來る中傷と離間とに堪えざるの始末にて、我輩も亦辭去せざるべからざる運命に陷り、憲政黨内閣は脆くも瓦解し了りぬ、之に代れるを第二次山縣内閣となす。

山縣は初め超然内閣を主義とし來れるも、初期議會以來孤立よく爲すなきを知り、今や政黨操縦を以て必須の議會政略と爲せるに乘じ、星亨の手腕は能く憲政黨を率ゐて山縣内閣と妥協せしむるに至りしが、山縣は彼に猟官運動を恣にせしめずして代ふるに利益問題を以てせしより、弊毒の及ぶ所殆んど全國の自治團體、府縣會、市町村會に至り、之に氣附ける山縣は流石に吃驚を禁ずる能はず。遂に憲政黨を疎外したりければ、星は怒りて漸次山縣に反抗の態度を示し、十三議會は無事に終了し、十四議會も僅に事なきを得たりと雖も、暗潮は次第に高まり、其閉會後に於て俄然現状打破を叫びて山縣と絶つに至り、走つて伊藤に投じ、伊藤を奉じて首領と爲さんと請ふ。伊藤は夙に超然内閣の爲すなきを悟りて自ら一個の模範政黨を作り、之を率ゐて政界に立たんと望みしや久しきも、直に既成政黨に投ずるを肯せざる所あり。別に自ら立憲政友會を組織したりしかば、星は其意を諒して直に憲政黨を解散し、相率ゐて政友會に投せり、國民協會は十三議會の後解黨して新に帝國黨を組織したれども黨勢甚だ振はず。政府黨としては毫も恃むの力なし。山縣は此勢を見るや直に辭去して

河野廣中氏
(第十九議會議長)

[illegible] 刺客伊庭想太郎の兇刄に斃れたりと雖も是が爲に此内閣の貴族院に同情を失ふ所少しとせず更に大藏大臣渡邊國武が他の閣員と調和し難く事端を紛糾せしむるより、伊藤は遂に總理の任に堪へずとして掛冠し去れり、其間僅に半歳餘、又以て第一次の大隈内閣と運命を同うするものと謂つべし。

此に於てか西園寺公望臨時總理大臣となり、其間に陸軍大將桂太郎命せられて、新たに少壯内閣を組織するに至りしが背後には山縣の援助ありて貴族院の調和を謀ると共に前面には伊藤ありて助力を與へ、政友會の反抗を制するあり、更に多年國民の希望せる日英同盟の成立によりて一層信望を繋ぎ、是が爲に其地盤を愈よ鞏固にし無事に十六議會を經過するを得たり、第十七議會に及び、其海軍第三期擴張の財源に充つる地租増徴繼續案を提げて起つや、桂と伊藤政友會總理との調停成らず却て伊藤、大隈の會見となりて、其率うる兩黨連合の反對軍を形成したる爲、政府は其痛撃に遇ひて議會に解散を命じたるが、總選擧の結果同じく反對黨議員の多數なるを見るや、政府は十八議會に臨みて原案を固執せず財源を他に求めて政友會に交讓し、遂に無事問題を解決し了りたりき。議會閉會の後 先帝伊藤に優詔を賜はり、樞密院議長たらん事を望み給ひしかば、已に政黨員の駕馭に倦みし折とて、伊藤は政友會總裁を樞密院議長西園寺公望に讓り、交代して自ら其後を襲げり

杉田定一氏
(第二十二・二十四議會議長)

此時に當りて日露問題の起るあり、樽俎折衝數月に亘りて決せざりしかば、民間漸く當局者の稽緩を非難するあり、開戰主義者は對露同志會を組織して强硬の持論を主張し、遂に憲政本黨と政友會と聯台し、外交問題を以て大に政府に戰はんとするの氣勢を示すに至り、第十九議

貴族院議長　德川家達公
（三十六年以後）

會の劈頭衆議院議長河野廣中は先例を顧みず奉答文に政府彈劾の文字を混じたりければ開會二日にして忽ち解散の運命を見ぬ。而かも翌三十七年二月九日を以て愈よ日露の開戰となるや、國民は擧りて政府の後援を爲さん事を期し、人心全く外戰に傾きたるを以て、總選擧も極めて平穩に結了し更に三月十八日第廿議會の開くるや行掛りの諸問題を他日の解決に委し、專ら軍國の急需に應ずるを勉めし事日清戰爭當時と全く同じかりき、第廿一議會も尚は戰時に屬する事とて上下一時の態度を守り、豫算問題に何等の論戰を見ざる事前回の如し。次に平和克復後第一回の議會、即ち第二十二議會を開けるが、桂內閣は外交の爲に痛く人心を失へるより、自ら引退するの可なるを認識し、西園寺內閣を奏請して猶は議會の開會中に去りぬ。斯くして卅九年一月西園寺內閣の設立を見るや、憲政本黨は又獨立して政府反對黨と爲るの已むべからざるに至りぬ。

廿六議會に臨める西園寺內閣は多數黨の威力を以て無事に諸議案を通過せしめ、更に此勢を以て二十三議會に臨み、積極主義と稱して厖大なる豫算案を提出し、同じく議會の協贊を得たるが、此內閣は其態度に於ても其形體に於ても、共に純然たる政黨內閣にあらず、態度に於ては徒に前內閣の遺策を踏襲し、藩閥の氣を迎ふる處多く而して其形體に於ても政友會の首領が只原、松田の二領袖を率ゐて入閣したり[illegible]

然るに[illegible]重を問はんと欲して郡制廢止案を提出したるに、衆議院を通過せしめ得たるも果然貴族院にては猛烈なる打擊に逢ひて止みぬ。憲政本黨は多年藩閥打破を其主義とし、非增稅、軍備縮少等を以て政府に反抗し來りしも此際に於て內部に多少の動搖あり、改革派なるものありて黨勢發展上從來の主張を飽く迄固執するの熱誠を缺きしより非改革派と暗鬪を生ずるに至り、我黨は深く近時の黨勢に慨する所あり遂に三十九年一月十九日を以て決然脫黨に及びぬ。

二十回議會には鐵道國有案を可決し、其他政府の諸案凡て協贊を經たるが、政友會大同倶樂部の二黨其贊成者たり、而して實業家の多數と猶興會と憲政本黨の二黨とは其反對者たりき、此年二月總選擧あり。其結果政友會稍大に憲政本黨稍小に、而して大同倶樂部は大に其數の減少を見たり。是れより憲政本黨、大同倶樂部、及び實業家と相台して一大同盟を策しつゝありしに、俄然七月三日に西園寺內閣の瓦解に逢ひ此運動は畫餅に歸しぬ。即ち後繼の桂內閣は政黨に對して一視同仁を振廻しつゝあり、此が爲に接近を豫期せし進步黨は失望し、大同倶樂部も屏息したりしなり。

二十五議會は政府黨多數にて諸案皆無事に通過せり、憲政[illegible]大する爲り、四十年[illegible]革派の領袖犬養毅を除名したるより、事端紛糾して容易に收まらず、又新會の河野、島田の諸氏更に發起人となり、自ら綱領を發表して同志の糾合を求めしも遂に成らず、三月又新會の現狀維持と決し、交涉を絕つに至りて中廢しぬ。又新會とは猶興會と政界革新會の合同したるものなり。以來暫く憲政本黨の改革、非改革派は互に正朔を爭ひたりしも、改革派は代議士瀆職問題に觸れて自派の頭數減じ、勢の日に非なるものあるより、遂に非改革派に屈服して已みぬ、代議士瀆職問題とは、廿三議會に於ける砂糖戾稅法、二十四議會に於ける砂糖官營法案提出に關する收賄罪を以て、政友會、進步黨、大同倶樂部の諸議員の捕拏せられしをいふなり。近來注目すべきは貴族院に於ける政黨にして政友會の秋元興朝は談話會を組織し、以て研究會派たる尚友會の勢力の分裂を策し七月十日の子爵補缺選擧にも大競爭を試むるあり、又研究會に屬せし伯爵議員の十數名、同會を脫して別に伯爵同志會を立つるあり、是等は皆桂黨と善からざるものにして、桂黨と目さるゝ者には研究會、茶話會、外に無所屬の議員とあり、二十六議會は又多數黨の爲に壓せられて政府の議案を無事に通過せしめぬ、此に於て

大岡育造氏
（現衆議院議長）

か四十三年二月上旬より進歩黨又新會の連合等再び講せられ交渉を開始せしも一旦不調に了り、十八日又新會に內訌を生じ、所謂十一人組なる異分子遂に脫會して別に無名會を組織しぬ。貴族院にても伯爵同志會に脫會者多く、談話會、二七會も亦然り、勢共に甚だ振はず。

其後三月に至りて大同倶樂部と戊申倶樂部の一部と合して中央倶樂部を組織し。進歩黨は又新會、及び戊申倶樂部と合して立憲國民黨を組織しぬ、是れ年來の諸黨派合同の氣運漸く熟し其目的を達するに至れるもの、而して憲政本黨內の改革、非改革派の多年の係爭が官僚黨たる大同派との合同如何に存すと思へば、斯くも二派の分存するは蓋し已むべからざるの勢なるべく、而して依然共に議會に於て少數黨たるは亦已む可らざるの運命なり。桂內閣は議會に多數の政府黨を有すと雖も南北朝問題、大逆事件等の續出するあり。人心の已に倦めるを免るべからず。政友會と情意投合を續け來りて二十七議會を無事に切拔くるや八月遂に總辭職をなし、第二次西園寺內閣之に代りぬ。此際注意すべきは、由來政權の授受は其對施政方針の異なれるものの間にのみ行はるべきに、今や然らず、政黨の首領たる西園寺が竊に政府の驕馬として內閣繼承の豫約を得たる如き、是れ徒に政權の配分を目的とするものにして憲政を賊するの甚しきものたる事是なり。二十八議會に於ける西園寺內閣の過大なる豫算案に對し、中央倶樂部と國民黨と共に天引論を以て反對し、議論に花を咲かせぬ。只それ大選擧區制を主張する選擧法改正案に於て政府は衆議院を壓服し得たるも貴族院に於て阻止せられ志を得ざりしは、多數黨の横暴を防ぐの點に於て稍人意を强うすとすべし。四十五年三月總選擧を行ひたるが、諸黨の形勢甚しき變化なく、只中央倶樂部の黨勢甚た振はざるを見るのみ。知らず今後の諸黨の消長果して如何。我輩は內閣の更迭と政黨の進止とに就いて、憲法政治の本義と其發展上心頗る平かならざるものあり。是に就いて言はんと欲する所多きも紙數の増加を恐れ、玆には多く私見を挾まず、一切事實經過の跡を敍するに止めす。若しそれ之を知らんと欲せば、本誌第壹卷第七號に於ける拙論『憲法實施以後に於ける內閣更迭史論』に見

伯爵　兒玉源太郎

明治の外交

法、文學博士
本誌編輯顧問　有賀長雄
文學士　煙山專太郎

外務省

（日清戰役前後の外相）

小村壽太郎侯（日露戰役前後の外相）

大隈重信伯（條約改正前後の外相）

明治聖代の歴史は、外交を以て其中心とす。故に新日本發展の眞相は、其對外關係に依るにあらずしては、斷じて之を解すべきに非ず。而して此偉大なる歴史の舞臺に於て、衆民を率ゐて文運啓發の大業にあたらせ玉ひたるは、云ふまでもなく、明治天皇陛下にあり。陛下御治蹟の大にして、特異なる、思ふに世界の古今東西に於て、其比を見ざる所、世或は之をウイルヘルム一世帝に比し、又或はアルフレット大王に比し奉らんとするも、此の如きは皆不倫の嫌なしとせず、止むを得ずんば、露國の彼得大帝の事業は以て明治天皇陛下の御治蹟に類するなしとせざれども、彼の彼得大帝や、よし半東洋的の露國に生れたりとするも、彼はともかくも白人の間に人となり、基督教文明の澤に浴し來りしものなり。之を我先帝が西洋人の以て異教の徒となし、異民族となし、文明の程度に於て遙に西洋のそれよりも低劣なりとせしなる東洋の小島國に君臨し其半百に滿たざる御治世の間に於て、一躍、西洋先進の列強と肩を並べ或點に於ては却て之を凌駕せんとし、東洋八億萬の黄人のために萬丈の氣焔を吐きたる、その壯絶快絶なる御事蹟に比較したらんには孰れぞ。先帝陛下の御一代を以て人類の歴史ありてより、未曾てこれあらざるの偉觀なりとする所以、決して誇言にあらざるなり。

副島種臣伯

二

明治天皇御即位の際に於ける、紛々たる過渡期に、我國內外の大問題として新天皇陛下の御[illegible]日く條約改正の問題、[illegible]日く對韓問題[illegible]發展せしやを觀察せむ。

新政府の當局者となりし公卿武士は皆幕府の外交上の主義を以て濫に外夷に屈從して神州の威嚴を冒瀆する卑怯未鍊の振舞なりと唱へ、之を以て一世の排幕的輿論を喚起せしめ、終に幕府を仆して自ら取て代りたるものなれども、こは抑々彼等一時の口實權謀に過ぎず、主戰論の到底行はるべきに非ざるは、素彼等の詳知する所なりければ、王政古に復し、大政一新するや、彼等は俄然これまでの態度を一變して外人と親和するの方針を採るに至れり。されど此の如きは時勢に暗き大多數人民の納得に難ずる所にして、此輩は事每に當局者が對外軟の政策に、彌縫を事とするに慊らず、其三千年の歴史を有する鬱結せる愛國心を披瀝して、熾に膨脹政策を論じ、對外硬論を熱唱して、曰、蝦夷地は須く速に開拓の途を開きて北方强國の窺窬を絕たざるべからず、樺太は宜く之を我手に收めざるべからず、琉球、臺灣小笠原島は斷然之をして我專屬の領土たらしめざるべからず幕府が締結したる不倫、不對等、不合理千萬の諸條約は一刻も早く之を改訂して、我當然の權利利益を回復せざるべからず。太古以來我邦と因緣最深き韓半島も亦之を、大陸强國の併呑に任せて拱手傍觀すべきにあらずと。彼等は相呼びて當局者に迫り、當局者の中亦之に同情を寄するの大日本主義者もありて、開國以來壓迫に壓迫せられたる膨脹熱は、茲に猛然として躍起し來れり。

三

邊境劃定の問題は之を北境及南境の二つに分けて觀察するを以て便利となすべし。北境劃定の問題とは、樺太千島の領域に關する日露の談判を云ふ。我北邊の蝦夷島は松前氏夙に之を領有して、其威力附近の小島にまでも及びたりしも、其經營とかく退嬰に傾きけるより北隣の露國は熾に南に來り、カムチヤツカ半島よりは千島列島を蠶食し、十八世紀の末には、蝦夷島附近

明治初年の英國公使 パークス

の二、三島を除くの外、大抵を手なづけて己のものとなせり。樺太に至りては實際之が探檢事業に先鞭をつけ、その半島にあらずして島嶼なるを發見したりしは我間宮林藏にして松前氏も、幕府も、其の南隅に人をやりて、毎年土人を懷柔することを怠らざりけるも、如何せん、幕末の我國は頗る多事にして其施設、極北の此地方までは行き屆かず、それがため安政元年露國使節ブキャーチンの來りて條約締結の談判をなせし時などにも、我は漠然樺太は北緯五十度線を以て、日露兩國の境を劃すべしと稱ふるのみにして、更に要領を得る能はず、其間に露國の東方政策はムラビヨフ將軍の總督赴任と共に、未曾有の活氣を呈し來り清國に迫りて黑龍江流域を割かしめたる彼は江の航行を保安すなる樺太島を、他に委するの考は今は毛頭もこれなく、自ら軍艦を率ゐて我品川灣に至り、江戸幕府と宗谷海峽を以て兩國の境となすの議をかけ合ふまでとなれり。これより露國の樺太南漸は日を追ふて其歩を進め彼は區々たる議論のいかんは之を措て問はず、事實上樺太をして露人の領域たらしむるに至らずんば止まじとするの氣勢なりければ、幕府も成り行きに放任する譯にも參らずして、文久二年と慶應二年との兩度とも、態々使節を彼得堡の朝廷に派遣して、彼に肉薄せしめ、何とかして島の中に線を劃してこれを境となさんと努力最勉めたれども悲むべし、最早其効なかりき。

こゝに於て明治政府に至りて早く問題に適當の解決を與ふるに非ずしては、紛紜は他日兩國の間に不測の禍患を醸生するに至るべしとの、至極道理ある考よりして、明治五年時の外交當局者は、露國に使[illegible]交はして[illegible]樺太[illegible]

[illegible]

明治五年日本最初の遣米使節の米國に於ける撮影

——右より大久保公、伊藤公、岩倉公、山口尚芳氏、木戸公——

[illegible]たる部分[illegible]すと論じ、此説亦内閣の[illegible]採用する所となりて明治八年我駐露公使と露國外相ゴルチャコフとの間に交換條約締結せられ、開國策の紛議はともかくも、こゝに一段落を告ぐるにぞ至つたる。

四

北境はかくてとも角も決定せられたれども之よりも遷延したるは南境の問題なりき。我九州と臺灣との間に迪亘する、琉球の列島は西洋諸國民の東洋地方に往來する樣になつてより、十九世紀の中葉に合衆國佛國及和蘭の三國とは獨立王國の資格を以てそれ〳〵修好條

約を締結したりしかど、實は中世以降、兩強隣する支那及日本に兩つながら屬するの姿をなし一方に於ては支那を宗主國と仰ぎ、又他の一方に於ては我薩摩の島津氏に隷屬したり。かゝれば我國は御一新に際して斷じて列島を我管下に置くの方針を定め、官吏を之に駐めしに、清國政府は抗議を提し來れり、折しも琉球の人民は臺灣に漂着して土人の鏖殺する所となれるあり我朝野には琉球人は我等の同胞なれば、之を不問におく譯には行かず、臺灣の兇蠻征せざるべからずと唱ふる者多し。されど臺灣は果して無主の國なりや。これ豫め究明せざるべからざる所なり、よりて使節を北京に派することゝなり、副島外務卿其任に當れり。大使の渡清はマリア●ルーズ號の賣奴事件に對する我當局者の措置其宜しきを得たりしより、多大の希望を以て期待せられたり。マリア●ルーズ號事件とは何ぞ。

明治五年夏南米秘魯の賣奴船マリア●ルーズ號澳門に於て支那苦力二百餘人を買求し、南米に歸航せんとする途横濱に至りしが、支那苦力窺に船主の虐待を英人に訴へ出で、其全く澳門を本部として行はるゝ苦力賣買の輪索に罹りたるものなること明なりければ我副島外務卿は之を以て國際の公法に違反するの所行なりとし、司法當局者の不干渉を唱ふるにも拘らず、進んで之に干渉して不法の船を抑へ、支那人を解放し、秘魯政府の損害の賠償を求むるも峻拒したるが、結局此の事件は露帝アレキサンドル二世の仲裁裁判を仰ぐことゝなりたるに、我は全く勝を得て大に面目を施せり。清國の朝野は又舉げて痛く我を德としぬ。

五

副島大使の渡清は清朝の歡迎する所にあり。彼は西洋列國の公使に先ちて清國皇帝に謁見し其進退の節に當れるは清國をして、益々我を重ずるに至らしめたり。彼は總理衙門に談判して、口頭にてはありけれども臺灣の東部は清國化外の地なりとの答を得たれば、歸りて之を復命し、征臺の聲之によりて、一層に高くなり政府は内治を先にして外征を從にするの政策を標榜したれども、軍人愛國者の髀肉の嘆に勝へがたきもの、征臺を迫りて聽かざりしより明治七年[illegible]

[illegible]

なる抗議を提し、兩國[illegible]

[illegible]北京に派し、正々堂々の論陣を張りて、[illegible]清國は、之に服せず、双方の主張遠くして融和すべからず見えたるより、大久保は[illegible]んとし、英國公使ウエードの仲裁によりて。辛うじて、日清の闘爭を二十年の後に遷延するを得たり、征臺の役は物質的には何等の所得とてもあらざりけるも、我武力の信頼し得べきことこの舉によりて始めて明なりければ、英佛は幾もなくして其幕府以來横濱に置ける居留民保護兵を撤退し、以て我警察力に依賴することゝなれり。

六

我征臺の役及北京談判は琉球邦屬の解決に向て一歩を進めしものたるには相違なかりしも、琉球王は依然として清國に通じけるより、政府は着々として之を我手に入るゝに從事し、明治十二年終に兵力を以て琉球藩を廢して、之を我地方制度の中に沒收し了れり。清國頗る之に平ならず、此年合衆國前大統領グラントに對して調停を乞ひ、獨逸公使グラント亦琉球を日清に於て兩分せんとするの調停を試みたりしも、成らず、歳月の勢力は全く此問題を解決し終るに至れり。

小笠原島は十六世紀の末年我小笠原某の發見する所なりしも、交通發達貿易殷盛の今日に於てこそ最重要なる位地を占めたれ、鎖國の德川時代には殆んど放棄せられしが、十九世紀の初年より西洋の航海者は漸く之に注目し一八三〇年には布哇の人初めて之に渡來して、開拓するまでとなりたるより、流石の幕府も今は棄ておかれずなり、文久元年官吏をやりて之を支配せしめたり。明治政府に至り明治九年斷然其日本所屬たるを確定しぬ。

七

以上に述べたる如き南北境劃定の難事業は　明治天皇陛下が維新の初に於て數多の臣僚の中

より殊に簡選せられたる第一流の重臣の一人大久保内務卿在世の時代に殆んど悉く解決せられ之につぎて政府は專ら其力を第二の外交問題たる條約改正談判に注ぐにぞ至れり。

我國が初めて外國と條約を結びたるは安政元年三月三日のペルリ提督との神奈川條約にありされどこは、和親を約せしものたるに過ぎず。此後安政六年六月に至りて調印せられたる日米條約こそ通商航海に關する細故をとりきめたるものにして、之につぎて蘭、露、英、佛の四國も亦同樣の條約を結びたり。これぞ治外法權を認め且我稅權に制限を加へたる所謂安政の五條約なるものにして、今日よりして之を見れば、不等極まれるものと云ふべきなれども、當時の國情よりして推して之を考ふる時は亦實に止むを得ざるものなくんばあらざりしなり、然るに此後、國内の擾亂、紛々として相繼ぎ諸藩の士、幕府の失態を尤めて其執政に妨害を加へたるより、幕府は滿足に條約の規定を實行すること能はず開くべき筈の三港だけは兎も角も約の如くに開きたれども、殘る兩都兩港は全國内に漲れる排外の運動のために、容易に開き兼ね、開市港の延期を締盟列强に求めたるに、かゝる場合に對手の弱身につけ込みて、己の利を營むに敏なる列國は得たりかしこしと、文久二年五月の倫敦覺書にて我をして輸入稅を輕減すべきを領得せしめ、續て幕府が遲遲として約を行ふこと能はざるを見るや、尚も之に迫りて慶應二年の讓步を敢てせしめたりつ列强の此弱い者いじめは、王政維新前、京都朝廷が天下疑懼の間に、幕府に代りて天下に號令するの時に至りても、更に其態を改めず、明治二年などには、英國公使パークスは、公使團體を率ゐて、新政府に强要し、最も苛烈に我稅權に制限を加へたり。此稅率[illegible]

御遭難當時の露國皇帝陛下

八

改正の考は、明治政府の初より懷ける所なりけるが、安政の五條約は明治五年を以て愈其協定の滿期に達する譯なりければ、政府は歐米先進國の視察旁改正談判をも、隨時に試みしめんとて、岩倉、木戶、大久保等の諸大政治家に外行の命を發したるが、一行の執らんと欲せし國別の談判は、甚不利益なりとの反對論多きために、交涉も終に見合せとなれり。當時外務を主宰せしは副島種臣にして、彼は寧ろ第一に法權を恢復せんと欲して、東京に在る國公使を相手に種々準備する所ありたるが、明治六年征韓論の大政變に、彼辭して野に下り之に引き續ぎて、朝廷には、西南に頻發せる諸内亂を鎭定せざるべからず、征臺の師を發せざるべからず、又征韓をも行はざるべからざる内外事の多端あり、又しばらく條約改正の事を顧るの餘暇だになかりき。

青木周藏子

薩摩の亂の平定するや、副島に次ぎて外務卿となりし寺島は愈其改正談判の緒を開けり、彼の改正案はやはり副島の方針を踏襲するものにして、副島は主として法權を恢復せんとしたりしかど、彼は稅權の方を先にせんと欲し、先づ、案を立て、國別談判の方法によりて之を合衆國に試み當時最我に好意を寄せたりし、合衆國は快然として之に應じ、改正條約は兩國の間に調印せらるゝの運びとなりしかど、我國に於て最多くの居留民を有し、又た多くの貿易額をも占めて、利害の關する所、最も大なる英國は、主として之に反對したれば、談判は其まま沙汰止みとなれり。副島の案を系統とするなる法權か、然らざれば稅權か何れか、一方だけの恢復を目的とするものは全く之を改正せざるものには優ること萬々なれども、實際に於て何れともに不都合多く到底之を成立せしむるに堪へざりき。

九

茲に於て寺島に繼ぎたる井上外務卿は、明治十六年乃至二十年の在任期間に於て方法を改めて談判を開始するもの前後三回に及びたり。彼は前敗に鑑みて稅法の二權とも、其幾分づゝを恢復するに滿足し、其代りに、內地を外人に開放するてふ大體の主義を定め、談判の方法も國別を止めて合議とし、十三年と十五年と同十九年と三度にわたりて、列國公使を集め之に交涉する所ありしに、公使の中には、日本は未だ法權を居留外人に及ぼし得るの文明程度に達せずと云ふものあり、日本の民間にも、外人判官を我法廷に採用するの一條に付て、猛烈なる反對運動起りたり。かゝれば井上が只管外人の御氣嫌を取りて我目的を貫徹せんとし之が爲めに、西洋の禮法習慣を輸入して形の上より、我國をば外人の氣に入る樣に改良せんと、骨折りたるにも拘らず、此極端なる歐化政策は今は却て國人の反動を喚起し反對は彼の同僚の間よりまでも生ずるに至りたるより彼は終に八年の永き蟠居したる其地位を一擲し去れり。

西德二郎男

井上の失敗は外國との不折合に原因せずして、却て民間の保守的趨勢の打擊によりたり、日本はいかに西洋文明の輸入に潛心すとも、我が威名を抑損し我が自尊の精神を、壓屈せしめてまでも、不對等條約の改正を急がんは、國民の敢てせざる所なり、されば井上の後を襲ひし大隈重信は、此對外硬的輿望に添ふの方針を立て、井上時代には外人と云へば用ふべきことにまでも之を優遇するの風ありしを一掃して條約の明文を勵行して聊も外人を寬處せず、彼等をして寧ろ現行條約の、不自由を嘆せしめんとし、其改正案は依然として井上案の系統を逐ふものにして、稅權の制限を多少とも弛くし、法權の一部をも回收するに止まりたれとも、井上の談判方法の適當ならざるを覺りて、再び寺島の國別談判に返り、之によりて公使團體の聯袂運動の餘地なからしめ、尙又從來外人が半開又は未開の民族國家に對する筆鋒により て、無條件にて一切の最惠國條款に均霑し來り、最多く我を苦めたりしを排して、條件付きに

[illegible]

[illegible]

く成功せんとしつゝありしも、案文はしなくも民間に漏洩し[illegible]之に反對したれば、大隈が其民間に於ける一味徒黨と共に、奮闘最勉めたれども其甲斐なく、ついで彼、兇徒の暗擊を被りて仆れ、大事止めり。

一〇

條約改正談判のこれまで幾度となく繰り返されたるにも拘らず常に失敗に歸したるは對外交涉の困難よりも、寧ろ內部の攻擊に原因したるなりき。蓋し日本國民の希望する所は一時を彌縫するの部分的改正條約にあらずして、稅法の兩權共に之を我掌裡に收むるの完全なる對等條約そのものにありたればなり、特に此希望は明治二十三年帝國議會の創開よりして、益民間に磅礴たり。對等條約同盟會なるものは、新に組織せられ、二十五年の第四議會は條約改正の上奏をなし、治外法權の撤去、稅權の恢復及沿岸貿易の禁止、此三條を以て改正條約になくてならぬ條件たりとなせり。輿望既に此の如し。苟も之を主義とするの改正案を提するものに非ざる限り、いかなる外務大臣もいかなる內閣も到底自ら支へ得べくもあらざるなり。

是に於てか、大隈に繼ぎて外相に任ぜられたる青木は井上系統の改正案を排して、新に對等の精神に依據するものを作り之を以て列國にかけ合ふものありたるが、日ならずして露國皇太子大津に傷くの變事ありて、彼は掛冠し、後任者榎本も亦概して青木案によりて談判の步を進めたれども、內閣對內政策の困難は、彼をして永く其手腕を外交上に揮はしめず、終に二十五年八月陸奧外相の新任を見るに至れり。

陸奧の改正案は只一ケ條に於て青木案を變更せしのみ、殆んど全部青木の原案によりしものにして、彼はやはり、大隈以來の談判方法を採用して國別にかけ合ひ、極めて秘密迅速に運びをつけんと努力せり、時に我國に於ては、內に政府と議會との猛烈なる衝突あり、其鬪爭は年を追ふて劇甚にして二十六年の冬より翌年春にかけては、議會は續け樣に二回ほど解散せらる

るの有様なりき、蓋し議會は常に條約改正問題を以て政府を苦めんと欲し、而して政府は之を以て現に英國と交渉中に屬するところの改正條約締結の談判を阻礙するの行爲となしたればなり。されど此爭の間に交渉は捗りて、二十七年七月、日英の改正條約が調印せらるゝに至りついで列國皆之に倣ひたれば、明治三十年末までに新條約全く大成し、日本は之によりて多少の條件はありたれども、兎も角も稅法の二權を恢復することを得たり。明治五年岩倉大使一行の改正談判を始めたるよりこゝに至る正に二十有五年其間當局者と國民とが先帝の聖旨を奉戴し之によりて、ひたすらに內的改革を行ふを怠らざりしは、これ實に國家の國際に於ける地位を高めし列國をして終に日本の眞價を認識するに至らしめたる所以のものにして、條約改正の首尾能く成功したるも、實に此進歩的氣運の賜なりと云はざるべからず。日本已に東洋黄人を以て白人西洋諸國と優に對等の地位に立ち得べきを實證す。これ有色人種に鼓吹するに自尊自信の念を以てするものなりしと云ふべし。

大島圭介男
(日清戰爭前の朝鮮公使)

二

日英改正條約の成れると時を同うして日本は對韓問題に關して清國と戈を交へたり。吾人は明治の三大外交問題の二に付て既に略述したれば、いざ筆を改めて、此對韓問題の歷史に轉ずべし。

韓國處分の問題はつまる所、島帝國たる日本が大陸に於て、新に其立脚地を得べきや否やの問題なり。島國にして、海上に其勢力を伸張せんと欲せば、唯、海軍の力に恃む[illegible]れり。[illegible]れど一國にして陸海の軍備を並べ限りなく[illegible]こと能はざるを以て、論者或は英國の大陸政策に手を焼きたる印鑑を引證し、島國の使命の寧ろ海洋上になかるべからざるを論ず。この論亦大に味ふべきものなしとせず。然れども日本の韓半島に於ける啻に地理上よりのみならず、歷史上、民族上、離るべからざる特殊の關係あり、之がために日本は斷然大陸政策を採りて二大隣邦と戰爭するに至れり。晩近に於ける日本の外交史は實に此問題を以て其大半を埋む。

李鴻章

三

抑、韓國の南部は上古に於て夙に我國の所屬たりしなるが中古、支那の勢力、四隣に振ふに及びて、我國は中古の英國と同樣、大陸に兵を構ふるの多費と煩忙とに堪へずして之を放棄し、太閤、征韓の擧すら全然失敗に歸せ終れり。されば徳川幕府は平和の變通をなすの主義を採り又、事大主義の韓國は我國及支那をば共に大國として之に敬事し來りたり。然るに大政維新し、京都朝廷が政を親らするに至りたるも、韓國は其對手が從來の幕府にあらずとの口實を以て交際を持續するを拒み、無禮の振舞ありたれば、神功皇后や太閤出征の壯擧を夢みたるの愛國者連は、熾に征韓の議を唱へ、當局者の中にも明治政府の有力者たる西郷以下、副島、板垣等の諸大臣最熱心に之に同情し、輿論は靡然として正に之に趨歸せり。こゝに於て、明治六年、夏の閣議は、西郷等の主張を容れて問罪の大使を派遣するの議を定め、聖裁を得て岩倉一行の歐米より歸着するを待て、之を發表實行することに取りきめたるが、岩倉等は、九月までに悉く歸朝し、一齊に口を揃へて、之を阻み、今の時は濫に事を外と構ふるの秋にあらず。內治整はざるの新日本をして外交の渦中に投ぜしむるは、これ之を累卵の危きに陷らしむるものなりと稱し、首相三條に迫りて前議を取り消さし

袁世凱氏

めんとしたるより、一旦は外征黨の主張を容れたりし三條も、親く歐米の文明を視察して歸り來りたる平和黨の極めて實際的なる議論を耳にするに及びては、心大に惑ふものなくんばあらず、彼は取捨に困じて終に疾をなしければ、內治主義者たる岩倉は、起て內閣の首班に列することとなり、敢然として外征黨の言論を擊排し了れり。五人の閣員こゝに於てか一時に野に下り、陸軍々人の事あれかしと覬ふ者相卒ゐて脫走して、故山に同志を集め時勢を慷慨悲憤したれば、西鄕の歸臥せる鹿兒島と板垣の出身地たる高知とは、反政府黨の兩大中心地たるの觀を呈し、天下騷然たりき。土州士官の岩倉を斬りたるも、掛冠五大臣の一人たる江藤新平の、兵を佐賀に擧げたるも、熊本に頑固なる國學者の亂を起したるも、保守的なる前參議前原の新政府の內政外交に對する一切の施設に平ならずして、暴擧したるも、西鄕が兼て其撫育せし將士の擁する所となりて九箇月にわたるの一大內亂を起すに至りたるも、將た內治主義を以て西鄕と激論したる大久保の兇手に斃れたるも、皆これ此急進的大陸進取運動の餘波に過ぎざりき。

金玉均

一三

明治六年の大政變後に於て成れる新內閣は、相變らず頑冥不靈の韓國を相手に平和中溫の手段を以て交際開始の目的を達せんものと官吏を派して交涉するもの數回に及びたるも、依然として更に要領を得ること能はず我は却て韓人の翻弄する所となるの有樣なりければ、いかなる平和主義者も今は初めて目覺めて明治八年秋軍艦を派遣して小規模の征韓を敢行することとなり。其結果として黑田井上の兩全權を遣りて翌年二月最初の日韓條約を締結せしめ、韓國の何れの他の國の屬邦にも非ざることを其中に揭示するに至りたり。韓國は此の如くにして世界に開放せられたり。されど、永く韓國を屬邦視し來れる支那は決して日本の行爲をば認めず、依然として韓國に號令せんとするの態度を採りたるより、明治十[illegible]年を以て京城に[illegible][illegible]なれ公使館は韓國に[illegible]り親日黨と親清黨とは互に韓國の政界に於て相鬩ぎたり。明治十七年清國は南方に[illegible]佛國と交戰しければ、京城の親日黨はこれ親清黨を除きて政權を自黨の一手に收攬するの、又となき好機會なれとて我公使館員と竊に相策する所あり、其結果十二月四日夜半俄にクーデターを行ひて、親清黨の主立ちたる者を殺し、親日黨のみを以て內閣を組織したるが、清國は南方に於てこそ佛艦と戰を交へつゝありたれ、韓國には其公使袁世凱に屬する二千餘の大兵ありければ、袁は之を卒ゐて王宮に迫り、衆寡敵せざる日本守備兵を追ひて悉く革命にあづかれるものを除き自ら京城の主となれり。よりて我政府は一面に於ては、井上外務卿を韓國に派し謝意を致さしめ、且我損害を賠償せしめ、又他の一面に於ては、伊藤博文を全權公使に任じて清國に派遣し、彼の全權李鴻章に京城に於ける此日清衝突の責任を問はしめ、且善後を謀らしめ、兩國共に全く半島より其兵を撤すべきを、約束するに至れり。この天津に於ける日清條約によりて日本が韓半島に於て清國と對等の地位に立つものなること確定せられぬ。されど對等はこれ條約の文言上に於て存せしのみ、十七年の思慮なき暴擧のために親日黨は全く韓國に於て勢力を失ひ清國の勢ひさながら旭の昇るが如く、其駐韓公使袁世凱は列國の公使を壓して、殆ど事實上の半島君主たるが如くに振舞ひ日本は全く其地歩を失ひ了れり。而して此間にありて竊に京城に其勢力を養ひつゝありたるは實に露國なりき。日清、日露の二大戰役は已にして、こゝに萠せり。

朴泳孝

一四

十七年の變後日本が韓國に於て爲すことなかりしは、其對韓政策の失敗せるがためにもよりたれども、亦條約改正談判や、立憲の設備や、對議會の折衝等の他になさねばならぬ用向の多

星亨暗殺

政友會內閣失敗

日英同盟

伊藤大隈會見圖

多之れありしがために職因せずんばあらざりき、時に韓廷には親清黨たる王妃閔氏の一族專ら權力を握りて、人民を虐げければ、無智懶惰の韓人間にも、政府の錯置を怨嗟するもの漸く多くなり、別して明治二十七年の春、南韓に勃興したる革命黨の一團は火の原を燎くが如きの勢にて、半島の天地に蔓延し、無力の韓廷のいかんともする能はざる所となりければ、袁世凱は日本政府の專ら對議會策に腐心して外に力を注ぐの餘力なきを見、清國政府にすゝめ韓國の急を救ふと號して兵を半島に出さしめたるを以て、日本の伊藤内閣も亦之を默視せず、直に出兵し、日清の兩軍互に半島に於て、相對陣することとなれり、鞘は已に拂ひ去られたり。騎虎の兩軍は勢ひこゝに雌雄を決せざるべからず。然るにこれまで常に内閣と折り合ひ圓滿ならざりし日本の議會は、清國當局者の意外にも、擧國一致を以て政府を後援したれば、我浪速艦長東郷大佐によりて火蓋を切られたる戰爭は、忠勇なる陸海軍の力によりて、初よりして我の勝利に歸し、我海軍は精鋭をあつめたる清國北洋水師を黄海に擊破して速に海上權を收め、陸軍も亦平壤を陷れ、北ぐるを逐ひ鴨緑江を渡りて滿洲に進出し、一方に於ては別軍を派して旅順口を陷れしめ、他の別軍をして威海衞を占領せしめ、全く遼東半島を掩有し、更に大擧して北京を突かんとしたり。是に於て清國は事の爲すべからざるを見て、其第一流の政治家たる李鴻章を全權大臣に任じて、來りて和を乞はしめ、我政府は伊藤總理、陸奥外相を全權として、之を下の關に折衝せしめたる結果、清國は悉く我要求に應じて明治二十八年四月、媾和條約に調印し、韓國の自主を認め、遼東半島、臺灣及澎湖列島を割き、償金を納れ五市を開きて和成れり

然るに兼て大平洋岸に不凍の港を慾求して止まざりし露國は、日本の此著大なる成功を羨み、殊に日本が北清の良港たる旅順大連を占取せんとするを見て、露國の海洋に至らんとするの途を杜絶せらるゝものとなし、其與國たる佛國と、領土慾の旺なる獨逸とを語らひ、日本の永久に遼東半島を占有するの東洋の平和に害ありと認むる旨を忠言し來りたれば、戰勝の日本も三大强國の干涉には之をいかんともすること能はず、終に半島を清國に還附するに至つたり。

一五

韓國の[illegible]せしむるの結果を[illegible]し、日本は一時京城[illegible]十八年[illegible]十有餘年前の轍を覆みて、又もや一擧に反對黨を剿滅せんといきまくに及びて、露國は日本反親日黨の人心を失ふの機に乘じ、國王を其公使館に迎へて、全く己が掌裡のものたらしめたり。こゝに於て日本の勢力は蕩然として京城の地を掃ひ日本は二十九年露帝戴冠式の砌に山縣有朋を露都にやり、之に付て一時日露協商の彌縫的手段を採らざるべからざるほどなりしが、露國も已にして旅順大連の租借に努力するあり。半島に於て强いて日本と爭ふの不可なるを見ければ、居ること二年にして、第二の日露協商を結びて、再び日本の韓國に於ける優越なる地位を認むるに至れり。日本は、即其小康を利して荒廢に荒廢し、失敗に失敗を重ねたる對韓經營に鋭意し、其鐵道布設權を實行して、半島に於ける地歩を固むるに汲々たりき。

一六

日清戰役によりて、清國の實力初めて天下に暴露せられたれば、是れより干涉三國を初め、各國は或は遼東半島還附事件の恩義を鼻にかけ、或は宣教師の被害を口實とし、又或は他國との勢力の均衡を口にして、清國の海岸線の租借占領に着手し、又鐵道布設權の獲得を競ひ其互に劃する所の區域を名けて己の勢力範圍なりと號したり、清國いかに老朽なりとは云へ、世界最古の文明を有したるものなり、列國の傍若無人の振舞は少からず、清民の自尊心を傷け、明治三十三年春に至り、積りに積りし彼等の不平は、終に爆發して、所在に外人排斥の運動を起し宣教師を殺し、鐵道電線を破毀し、北京の各國公使館を包圍するに至れり。是に於て我國は急遽兵を出し、各國の兵と共に酷暑の間に匪徒を驅逐し、秩序を恢復して清國を保全し、此際に於ける我將士の奮闘實に目ざましかりければ、日本の武名は益高かりき。然るに匪徒の亂に乘じて兵を滿州に入れたる露國は、兼ての宣言に違反し、啻に撤兵せざるのみか、却て永久に滿洲を占領するの風を示しければ、日本の朝野は之を監視するを怠らざりしに、三十四年春はしなくも露清の條約なるもの世に洩れて、露國の底意顯然として現れけるより、日本は極力之に

抗議し、終に露國をして、該條約を撤回するに至らしめたり。日本の獨力能く歐洲の强國に當り得べきこと、是に於てか瞭なり。されど露國は決して此の如きに絕望するものには非ざるなり、彼が東方政策は三十六年の頃よりして漸く色めきわたりて、是れまではしばらく韓半島を顧みざりし彼は、滿洲よりして、尙其手を北韓にまでも伸張し、あわよくば、半島をも掩有せんとし、撤兵の期限をば列國に公告しながら、更に之を實行せざりければ、日本は自衛上、起て其の南進を制せざるを得ざるに至り、日露戰爭これに起因したり。

一七

日本が列國と通商條約を締結せる殆んど初より、一八八〇年代に至る二十餘年の間、外交上に於て常に我を苦めたるは、我國と實際上の利害關係最も密接なる英國なりき。條約改正の談判に際しても我第一の苦手は英國なりき。英國にして承知せざらん限り、條約改正は殆んど成功の見込なかりしなり。これ我政府が其國別談判に於て常に第一に英國を射落さんと盡力したりし所以に外ならざりしなり、日清戰役に際しても英國の擧措、我國の腑に落ちざるものありけるが、下て北清事變の起るや、日英の兩國は漸く相近づき、殊に英の强敵たる露國の滿洲を窺窬するに及びて、英國は露國の旅順大連に據りたるに對して、威海衞を租借し、露國の撤兵を遊るを見ては、日本と結びて固く之に抗議し、恰も本國にては、南阿に事を構へつゝありて極東に專心すること能はざりし事情ありたるがため、日清戰役と北清の遠征とに於て、實に試せられたる日本の陸軍に依賴して、東洋に於ける己の地步を固からしむるの要を痛切に感じ、双方の利害相一致して、明治三十五年日英同盟條約こゝに成るに至れり。由來我國は異教人の半開國を以て待たれ、歐米の國際政局には殆んと發言權を有せざるものとせられたるに、今や世界最强大國の一と對等の資格に於て同盟を約するを見るに至れるは、實に第二十世紀の大事實なりと云はざるべからず。思ふに日本の文明列國の伴に伍したるは、歐洲の新教國及同教國の如くに强大國の相寄りて開きたる公會の決議を以てこれが仲間入りを許されたるに由るにあらず、將た米洲の諸國の如くに歐洲の派生國植民國[illegible]、中間[illegible]歐洲[illegible]を許されたるに因るにもあらず、全く異民族異宗教の國家[illegible]、特別の文明[illegible]に關する者として一に自家の努力發意によりて國際法上の國格を獲得し來りたる者なり。彼の日清戰役及北清遠征に於て顯揚せられたる其國力、殊に輓近宇內最大の武國と決鬪して顯したる其驚くべき腕力は、列國をして我國の位地をあからさまに認めしむるに至れる、抑々の因由たるには相違なしと雖、日本人の能力は啻に這般の破壞力に於てのみならず、建設の力に於て亦列國を後に瞠着たらしめたり、彼は獨り國內の諸法制を立するに於て、比ひ稀なる同化力を顯したるのみか國際法の範圍に於ても頻に文明列國の施設を輸入して、彼等に後れを取らざらんと努めたり。已に維新匆々明治三年の獨佛戰役には我國はすべての點に於て、間然する所なき中立宣言を發し、佛國軍艦リノアが長崎にて一獨逸船を擊たんと試みたるの時之を制抑せり。明治五年に於けるマリアルーズ號事件に對する我當局者の處置其當を得たりしは已に記せしが如し。明治十年同十一年には進で萬國郵便聯合及電信聯合に加盟したり。明治十九年には萬國赤十字條約に加はり、翌年には巴里宣言に加入したり。日清、日露の二大戰爭に際し、將た北清遠征に際して、我陸海の軍隊の採りし堂々の態度、其聊も法を侵すことなかりし武者振りは常に文明を口にする白人をして舌を卷て後世畏るべしとの嘆を發せしめたり、自信の念高くして容易に他に許さゞるの英國が其孤立の國是を排棄して、此極東の島帝國と結ぶに至れる所以のもの、日英同盟の必しも、英國を辱しむるものに非ざるを信ずるに由らずんばあらず、況や彼が日露戰役に於て之を更改して完全なる攻守同盟となすに至りしに於てをや。

近く、韓國の併合斷行せられて維新以來四十餘年の永き我が朝鮮の人心を苦悶せしめたる對韓問題は解決せられ、かくして我國は西に向ひて大陸政策に從ひながら、東及南に向ひては、海洋經營に怠ることなからんとす。是を要するに明治の外交は時に浮沈あり盛衰あれども、總じてそを觀ずる時は、著しき成功を贏ち得たるものなりと云はざるべからず。只日本が其關係的地位を進むるに急なる、外的制度文物の彬々たるに比して、果して其內的組織の調度宜しきを得たるものありや否やは、これ疑問たらずんばあらず、明治の使命は外交にありしとせば、大正の使命はそれ如何。日本の外的膨脹か、將た內的編制か、吾人は聖明なる先帝の御大喪に會し、國民たるもの眞面目に此大問題を考慮一番せざるべからざるを確信するものなり。

明治の法制

法學博士 本誌編輯顧問 冨井政章

冨井博士

明治四十五年間に於ける

先帝陛下の偉大なる御治蹟は古今東西を通じて殆んど比類を見ざる處なり。今此に法制に關する御鴻業の一斑を述べんに、陛下には曩きに海内多事の時に當り、幼冲の御身を以て萬乘の位に即かせられ、七百年間武家の手に掌握せし政治の實權を回復し給ふや、宏遠なる五箇條の御誓文あり。開國進取の國是を定め、朝野一般をして其の向ふ處を知らしめ給ふ。續いて廢藩置縣の事あり。之に依りて根底より封建制度を一掃するに至れり、是即ち維新の大改革にして、政權統一の基を確立したるものなり。

維新の大業成るや、政府は此の時より聖旨を奉じて鋭意歐米諸國の例に倣ひ、兵制、財政、教育、司法等一切の政務を改革し、積年社會組織の基礎を爲せし階級及び特權の制度は凡て其の迹を絶つに至れり。殊に明治五年に徴兵の詔を發せられ、封建の遺物たる兵農の別を廢して、全國皆兵の制を設けられたるは、軍制の最も著しき改革にして、之に依り其の統一を確實にする事を得たり。又同年に學制を發布し、彼の五箇條の御誓文に基きて、國民教育の必要を宣明せられたるは、文教振興の端を啓きたるものにして、爾後着々教育普及の設備を完成せられ、今や山間僻陬の地に至るも、殆んど不學の民を見る事なきは、著大なる進歩と言ふべく、憲法政治の發展、二大戰役の偉功等一として此の國民教育の奨勵に基因せざるはなし。先帝陛下が夙に此の根本義を明解せられて、日常大御心を文教の事に注がせ給ひたるは、實に遠大の御着眼にして、深く御遺徳を欽仰せざるを得ず。此の他明治六年に豫算を公布し、同八年に元老院及び大審院を置きて、立法司法の分界を明にし、同十一年には府縣會及び町村會を設けて、地方自治の基を定め、同十三年に會計檢査院を設置して、國家歳計の監督を確實にする等、明治の初年より十數年間に施設經營せられたる事業實に少しとせず。而して是等法制の改革は、何れも明治廿三年に於ける憲法實施の準備となれるものなり。

惟ふに明治政府の最も重要なる事業として算ふべきものは、憲法政治の創設、條約改正及び法典編纂の三とす。憲法の制定は、遠く明治元年の御誓文に根底するものにして、只其實施の時期に關し、急進漸進の兩派間に多少の議論を生じたる事あるも、先帝陛下には深く時勢を察し、民論を斟酌して豫め國會開設の時期を定め給ひ、之が爲めに、其の準備の完き事を得たるは、御用意の周到なるに感激せざるを得ず。又憲法の内容の如きも、萬世渝らざる國體の基礎を變更せずして、將來時世の進歩に應じ運用し得べき潤量のものなる事は中外一般の賞揚する所なり。此の事業に關しては、故伊藤公の獻替最も多かりし事を忘るべからず。されば此空前の大改革も何等他國の歴史に見る如き變動を生ずるなく和氣靄然たる萬歲聲裡に行はれ爾後日を追ふて健全なる發達を遂げつゝあるは全く先帝陛下の御盛徳に原由すと言ふべし。

明治廿二年憲法と共に其附屬法たる議院法、選擧法、會計法等を發布せられ、何れも翌年より施行せられたり。之と同時に行政裁判法の實施あり。又地方行政に關しては、府縣制郡制及び町村制の實施により從來の制度を改良し、自治の基礎を確立する事となれり。尚茲に記述すべき事は、憲法の發布に際して皇室典範を公布せられ、爾來之に基ける諸般の皇室令も制定せられ、今や皇室に關する制度は殆んど完備するに至れり。

明治の立法事業中に於て、最も歳月を要したるものは、法典編纂の事業なり。蓋し維新開國の世に移るや、從來各地方により異なりし慣習法を統一し、新時代に適應すべき劃一明瞭なる成文法を制定することは、内治上最も緊要なる事業なりしこと言を俟たず。之と同時に多年國威を損せし治外法權の制度を廢して、外國人に對する裁判權を回復するの必要上よりも、此の事業を忽にすることを得ざりき。此に於てか政府は明治の初年より條約改正に着手し、法典編纂の事業に[illegible]最も重きを置き、夙に其の完成を企圖せし事は著明なる事實なりとす。只此の兩事業の關係する所重大なりし爲め幾回となく蹉跌頓挫を來したる事あるも百折撓まず既定の方針を勵行し、遂に明治三十年前後に於て、其の完成を見るに至れり。

法典編纂の順序としては、政府は先づ刑法の制定に着手し明治三年新律綱領を制定し、同六年に其追加として改定律令を發布し、此に初めて歐米文明の法制を採用するに至れり。而して幕府時代より行はれし磔、焚刑、闕所其他種々の殘酷なる刑は、凡て其の迹を絶つ事となれり。此に於てか、政府は更に進んで完全なる刑法典を編纂せんと欲し、佛國法律學者ボアソナード氏をして其の草案を起さしめ、元老院の議を經て明治十三年に之を發布し、同十五年一月より實施することゝなれり。此の刑法は廿七年間圓滑に行はれ、遂に明治四十年、法律第四十五號を以て之に大改正を加ふるに至れり。是現行刑法にして、其の草案は全然邦人の手に成り、既往廿七年間に於ける時世の變遷及び内外國民の經驗等に稽へて、愼重に審議せられたるものなるを以て、歐洲の學界に於ても近時に於ける至良の刑法典として賞讃する處なり。

刑事の訴訟手續に關しては、往時殆んど其の定めなく、明治六年以後、斷獄則、司法警察規則、保釋條例等の制定あり。十二年に至り、彼の慘虐なる拷問の制を廢し、十三年には刑法と共に治罪法を發布せられ、更に廿三年に現行の刑事訴訟法を公布して爾來刑事訴訟手續の一大進歩を見るに至れり。

民法及商法の編纂は、最も困難なる事業にして、多數の年

月を要せり。蓋し我國には從來民商事に關する法規の整備せるものなく、國民相互の私法關係は、主として道義及び汗漠たる各地の慣習に支配せられたるものなり。然るに此の兩法典の編纂は維新以後に於ける庶民の生活關係を整理するに必要なるのみならず、條約改正の爲めにも、最も急務とする處なりき。故に政府は明治の初年より佛國法典の飜譯を爲さしめ、其の攻究を奬勵し、之を模範として民法を編纂せんとし明治八年に其の委員を命し、十二年には更らにボアソナード氏をして、其の草案を起さしめたり。爾後條約改正の問題に關連して、數次調査委員の組織を變更したる事あるも、其事業は中絶することなく、調査委員會に於て起草者の原案を逐條審議し、遂に廿三年四月、其の財産に關する一大部分を公布するに至れり。又同年六月には、特に邦人に於て起草せし人事に關する部分を公布し、何れも廿六年八月より、之を施行すべき事を命ぜられたり。

然るに此の民法たるや、本邦の民族慣習及び近世の立法槪念に背馳せる點少からずとの非難頻出し、遂に廿五年、帝國議會の問題となり、法律を以て其の修正を行ふ爲め四年間施行を延期する事となれり。此に於て政府は、翌年法典調査會を組織し、朝野の名士中より委員を選任し、修正案の起草及び審議を爲さしめたり。此の修正案は歐洲諸國の法典を參考したる中にも、當時最新の立法例たりし獨逸民法草案に採る所最も多く、全典を總則物權債權親族相續の五編に別てり。而して其の前三編は明治廿九年の初めに議會の協贊を經て之

憲法制定に關し伊藤公の墺國維納より岩倉公に贈りし手簡

の兩法は[illegible]公布せられ、何れも[illegible]

るゝなれり。是翌三十二年より、歐米諸國との間に締結せられたる改正條約の實施を見るべきが故にして、從來法典の編纂は、條約改正の事業と密接の關係を有し、其の完成と共に國民多年の希望たりし領事裁判制度の撤去、並びに內地開放の實を擧ぐるに至りたるものなり。

商法の編纂は民法よりも稍々後れて明治十四年に其の委員を置き、獨逸人ロヱスレル氏をして其の草案を起草せしめ、法律取調委員及び元老院の議を經て廿三年に之を公布せられたり。然るに此の法典も亦、我國の慣習に適合せざる條項多く、且つ民法と矛盾せる點少からずとの議論旺んにして、遂に民法と共に之を修正する爲め、その施行を延期するに至れり。但し會社、手形、及び破産に關する部分は實際の必要よりして、一時之を實施し、更らに法典調査會に於て商法全部の修正に從事せり。斯くて三十二年三月、改正商法の全部を發布し、同年六月より其の實施を見るに至れり。此の法典は主として獨逸商法を模範とせるも、我商慣習と共に、民法其の他の法律と符合せしむる事に付いては、最も意を用ひたるを見るなり。尙近時に至り、既往十年間の經驗に徵し、實際と調和せざる點あるより、法律取調委員會に於ては、之に一大修正を加へ、議會の協贊を經て、四十四年商法中改正法律の名を以て之を公布せられたり。然れども民法商法共に全體上より言へば、先きに法典調査會に於て審査せられたるもの

伊藤公手簡のつゞき

が、尚現行法としてその効力を有する事勿論なりとす。

民事の訴訟手續に關しても從來完備せる法規を缺きたるより、政府は明治六年に訴答文例を制定し、更らに法典を編纂する爲め、十七年に委員を設け、其の草案成るや、審議を經て明治廿三年に之を公布し、翌年一月より實施せられたり。是現行の民事訴訟法にして、其大體は獨逸法に則りたるものなり。爾來民法商法制定の結果として、多少之に修正を加ふるの必要を生じ、目下法律取調委員會に於ては、其の調査を進行せしめつゝあり。

右の外憲法附屬の一法典として廿三年に公布せられたる裁判所構成法あり。主として佛獨兩國の制度に倣ひ、裁判所を四級に分ち、上三級を合議體とし、憲法の條規に基き、司法官は凡て終身官たる事を確保す。之と相並びて辯護士法あり何れも行政官に同じく登用試驗によりて、之を任命し、司法官は更に實務試驗を受くる事を必要とす。此の他民法商法等の附屬法としては、不動產登記法、供託法、競買法、戶籍法人事訴訟手續法、非訟事件手續法等數多の法律實施せられたり。又破產法は目下尚舊商法の一部を施行すと雖、是一時の便宜處分にして、畢竟は獨逸に於ける如く、民事商事に共通なる獨立の法典を制定するの方針たり。此の方針によりて既にその法律案の調査も進行せるが故に、是亦近き將來に於て公布せらるべし。

尚此に看過すべからざる一事は　先帝陛下の御稜威によりて、近來帝國領土の著しく擴張したる事にして、今や臺灣[illegible]

伊藤公手簡つゞき

[illegible]に此等の新領地は內地と人[illegible]民が[illegible]を異にし[illegible]らずしも、本國の現行法を施行する事を得ざる事情あり、故に或は新領地の爲めに特別の法律を制定し、或は其の住民の爲めに從來の慣習法を認容する等、立法上施設する處少しとせず。殊に朝鮮に關しては、合邦以來益々その經營を完備し朝鮮民事令、朝鮮刑事令、朝鮮不動產令等數多の重要なる勅令を發布し、司法制度にも一大改良を加へられたり。此の他新領地法と內地法との關係及び新領地法相互の關係等を明定する爲め、目下委員を置きてその調査に從事せしめつゝあり若し其の結果として是等地方の人民間に發生する諸般の法律關係に適用すべき法規を一定する事を得ば、至大の便利を見るに至るべき事言を俟たざるなり。

以上略述する處を以て見るも、法制に關する　先帝陛下の御治蹟は實に顯著なるものにして、中央統一の政を布き他邦の法制を採用して、盛んに成文法を制定し、燦然たる文物制度の備はれること、宛然一千四百年前に於ける孝德天皇大化の革新に似たるものあり。若し夫れ世界萬國と交際を開き歐米諸國の法制を採酌して憲法の制定を初めとし、此の進步極りなき時世に適應すべき無數の立法施設を遂げさせられ文治の擧れる程度に至りては我等一小臣子の筆を以て、能くその詳細を敍し得べきにあらざるなり。

終りに臨み一言せざるべからざる事は、上述せる法制進步の原因にして、輓近に於ける我國法律制度の整備は主として

伊藤公手簡つゞき

學術外に法學進歩の効果に歸すべきものとす。蓋し明治の初年より政府は旺んに學政を振張する事に努め、一般教育の事業と共に、法律學の研究を奬勵し、青年の輩も亦競ふて其の研究に從事せり。即ち司法省には明法寮と稱する佛國法律學校を起し、又文部省管下の東京大學に於ては、主として英米法を教授し、更に海外留學生を派遣する等、施設殆んど至らざる處なかりき。故に維新後十數年間は、佛英米の法律學盛んに行はれ、殊に佛法は司法部内に於て最も勢力を有せり。

最初の司法大輔大木喬任伯

然るに最近凡そ廿五年來は、獨逸法學起りて益々隆盛に向ひ、學理の研究及立法事業に關しては、公法と私法に別なく、主として之を模範とするの趨勢となれり。今や東西兩京の帝國大學を首とし、早稲田大學、他の私立法律大學も甚だ多く、法學の研究は非常の速力を以て進歩するに至れり。近時にありては、最早過去に於ける如く、輕忽に或一國の法制を模寫する事なく、又外國人の手を借る事をも要せず、學理上及實際上より觀察して諸國の立法例を比較研究し、我國の實況に照して最も適當なる法制を定むる事を得るに至れり。即ち現今の立法事業は既に外國法模倣時代を脱して、自主的立法の時代に進みたるものなり。

新紀元を劃するものといふべく、而して其の端緒は、憲法實施の頃に發し、現行の民法商法等は何れも外國人の力に依らずして制定せられたるものなり。只當時にありては、改正條約實施の要件として、其の制定を急ぐ必要ありし爲め、充分の調査を遂ぐる事能はざりしも、爾後司法省内に法律取調委員會なるものを設置せられ、實際の必要に應じて現行法典に適當の改正を加ふる事となれり。新刑法及昨年公布せられたる商法中改正法律の如きは、即ち其の事業の一部にして、現今に於ては刑事訴訟法及民事訴訟法の改正に關する調査を進めつゝあり。更らに進んで破産法、競賣法其の他の法律にも及ぶ方針なりといふ。斯くして　先帝陛下の御宇に施設せられたる立法事業は永く其の根底を變せずして、英明なる今上天皇陛下の治下に於て、其の完成を告ぐる者と言ふべき也

靖國神社に納まれる　先帝陛下勅額について

額は色紙に御認めあそばされたる御製にて

> 明治七年一月二十七日　招魂社にいたりて
> 我國の爲をつくせる人々の
> 名もむさし野にとむる玉かき

靖國神社拜殿の正面に掲げらる。この額につき加茂宮司樣を正しての謹に曰はく、自分はこの社の宮司として、日夕殉國の士の魂を祭るにつけ、御額を拜見いたしますが、明治七年といへば、先帝陛下御齢二十二歳の御製御揮毫であります。而して其の御額の御立派なること、御筆蹟のうるはしといひはんよりは潤達遒勁にましますこと、通常人の二十二歳といへば、高等教育を受くるものにしても大學時代、その時代の人にして、かくまでめでたき御額、遒勁なる筆づかひの出來る學生が今日幾人ありませうか。先帝陛下の允文允武にましますことは、今更申上ぐるまでもありませんが、御二十二歳のこの御勅額を拜し奉るについても、いかに[illegible]

井上侯、松方侯、桂公及び大藏省

明治の財政

法學博士男爵
本誌編輯顧問　阪谷芳郎

一

阪谷芳郎男

先帝は實に明治の大帝なり。大帝(The Great)の稱號たる、今後の世界歷史上に、自然的に定まるべきものなり。實に大帝は我が大日本帝國を改造せられたりと言はんよりは、寧ろ新造せられたりと言ふの適當なるべし。日本が初めて世界の日本となりたるは大帝の御偉業なり。憲法、法律、軍事、教育其の他百般の文物制度の上に於て、大帝は新日本を建造せられたり。是を人口に見れば大帝御即位の當初三千萬人を算ふるに過ぎざりしものが、大帝御治世の終に於ては六千萬人を算ふるに至り、帝國の版圖は二萬三千方里より四萬三千方里となれり。即ち人口面積共にその倍數に達したるなり。かゝる大偉業を建てさせられたるは、全く御聖德の致せし所、されば大帝の崩御は、日本臣民が嘗つて蒙りたる最大の不幸なり。否實に東洋の不幸、世界の損失なり。

二

明治四十五年間に於ける我國財政の變遷を論ずるに當りて先づ一瞥し置かざる可らざるは、維新前の經濟事情なり。當時は未だ全く物品經濟の時代を脫する事能はず。租税の如きも米納の制度存し、歳出の大部分たる家祿の如きも、米を以て給與せられたり。且つ其の當時外國との交通貿易は殆んど杜絶せらるゝの狀況にあり。國内は三百餘藩に分割せられ、各藩は其の[illegible]

[illegible]るを得んや。而かもその振り出したるや、進步せる歐米の新制度を採用する以前に當りて、舊來存在し來れる諸種の財政的施設につき、是を新時代の財政に適應すべきやうに改廢し行かざる可らず、明治維新後數年間は一方開國進取の國是こそ國民の一致して遂行を見つゝありしと雖、政府財政の情況たる新舊の事情相錯雜し、未だその緒に就くを得ずして困難を極めたり。實に財政の統一は、當時政府當局の最も苦心せし處にして、先づ當局の努力を此の點に見たるは事の自然といふべし。

(原形)　(原形)

第一に政府は從來の租税に對し、其の改廢を布告する迄は舊に依つて是を徵收する旨を達示し、舊幕府並に諸藩にて施行し來れる收入制度をその儘に繼續したり。明治二年藩籍奉還せられ、四年廢藩置縣となるや、財政上の權力を漸次中央に集攬し、國有財産の管理確實となりき。次で四年、貨幣制度の改革を斷行し、貨幣條例を制定して、新貨幣を大阪造幣局にて鑄造する事となり、五年に至り、地租の改正を布告し、全國の土地を丈量して、農民に是が所有權を許すに至れり。それより全國租

田尻稻次郎子

税制度の統一を期するが爲めに、舊幕府及び諸藩々內に於て區々に施行せる租税二千餘種は、明治八年二月に至り全部是を廢止し、地租は其の制度改正の遂行と共に全國均一を計りたりき。かくの如くにして、一方には土地の整理を行ひ、租税を改廢し、貨幣制度を設け、漸次財政の安固を計りたりと雖、他方に於て歳出の量定は當路者の最も苦心せし處なりき。何となれば、明治新政府たるや、新たに世界列強の伍班に交りたるが爲め、國防を初めとして諸般の施設を全ふせざる可らず、歳出は彌が上に膨脹せんとするも、歳入の基礎未だ健全ならずして、弦處に早くも財政の困難てふ一大難關に逢着したる當路者間には、その間に非常なる意見の衝突を生じ、當時財政の要路に當りたる井上大藏大輔、澁澤大藏省三等出仕は、意見書を政府に提出してその職を辭するに至りたりき。時に明治六年なり。

三

井上澁澤兩氏の意見を異にしたるが爲その職を辭するや、代つて財政の樞軸を握るに至れるは大隈伯なりき。大隈伯が維新以來、日本の財政に關して常に焦慮指導せられしは論を待たざれども、專らその局に當られしは實に明治六年より十四年に至る九年間なるが、此の間も財政は依然として困難を極め歳入の基礎確立せざるに、歳出徒らに増加せんとするの勢ひは舊の如く、而かも此の間に佐賀の亂あり、長州の變あり、臺灣征伐、日清の葛藤、さては西南役のあるありて、財政を困難ならしむべき事件の續々として起るありき。かくて政府は遂に不換紙幣の増發を爲すに至りしが、明治十[illegible]

[illegible]途を踏みよして、日本の改革に伴ひ、[illegible]諸方に勃發するありたるが爲め、政府も、明治十年從來の地租三分を二分五厘に改め、八百萬圓の減租を斷行し、民心を慰撫するの方針に出でたりき。

而して此の九年間に於ける施設を見るに、財政史上、數十頁を費すべき項目の少からざるあり。豫算決算の制度、國庫金取扱の統一、會計檢査院の制定、地租の改正、華士族金祿公債の處分等皆此の間に成れる事業なり。他方産業上の施設としては、鐵道、電信を初め、其の他諸般の商工業、農業に關するもの盛んに行はれたり。

四

明治十四年大隈伯に代つて財政の局に當りたるは松方侯爵[illegible]

（原形）

[illegible]松方侯の在職も十數年に亘りしが、時は恰も維新以來十餘年を費したれば、歐米の制度を研究して是を我が國に適用せんとするもの漸く多きに至れり。就中現會計檢査院長田尻博士の如きは、多年米國に遊學して歸來大藏省に入り、財政の職務に從事するに至るあり。當時政府の當路者も、紙幣價格の下落に焦心し、是を處分するを以て急務中の急務なりとなすに至り、遂に是が整理に着手し、明治十九年一月に至り、兌換を布告するに至れるは明治財政史上の重大事件とすべきなり。

他の最も大切なる出來事は、實に日本銀行の設立と次で行なはれたる國立銀行制度の改正なり。日本銀行の設立は明治十五年に是を見たるが、その後に於ける我國財政及び經濟上

（原　形）

の根本問題を解決し得たるものにして、後日兩大戰役に當り、財政の困難其の他財政上の難問題が、容易に片づきたるは、全く日本銀行の運用妙を得たるものなりといふも過言にはあらず。

更らに記すべきは歳入制度即ち租税に對する制度は漸やく發達を遂げ、所得税の如き始めて施行せらるゝに至りたり。國債の整理も著しく奏功し、明治廿年頃より、從來存在せる六分利付公債は、五分利付公債に借換へられ、其の結果民間に於ては金融緩漫となり、その結果は事業勃興となり、金融の逼迫となり、是が調節策として明治廿三年には日本銀行擔保制度なる特別金融制度の創始を見るに至れるが、その他憲法實施の近接と共に、會計制度、豫算決算の制度、國庫金取扱に關する制度等に重大の改革を見るに至りたりき。

要するに此の期間は、支出に關する重大事件もなきにありざりしなれど、大體は財政整理の時代にして、寧ろ幸福なりし財政時代なりといふを得べし。

かくて遂に國會開設となりしが、國會開設の後は、從來の如く井上大隈氏等の如く、その人に依つて特殊の財政時代を現出する事なく、憲法實施の結果として財政の當路者もその人を代ふる事頻繁なりき。明治二十三年國會の開設せられしより財政は議會の監督を受くるに至り、財政史上に一新時期を劃するに至れるが議會は地租の輕減を以て最も急要の問題と認め、爾後政府と議會とは常に財政計劃に於て衝突を來し、或は解散となり、或は妥協となり、或は詔勅の喚發となりたる事もありて、歳出の節約を見たる結果は、[illegible]し八年前後[illegible]る膨脹は見出すべくもあらず、寧ろ自然の增加、健全の發達を爲しつゝありしなり。今明治十年より廿五年までの歳出入を示さんか、左の如きものあり。

（原　形）

年度	歳入	歳出
一〇	五二、三三八	四八、四二八
一一	六二、四四三	六〇、九四一
一二	六二、一五一	六〇、三一七
一三	六三、三六七	六三、一四〇
一四	七一、四八九	七一、四六〇
一五	七三、五〇八	七三、四〇八
一六	八三、一〇六	八三、一〇六
一七	七六、六六九	七六、六六三
一八	六二、一五六	六一、一一五
一九	八五、三二六	八五、二二三
二〇	八八、一六一	七九、四五三
二一	九二、九五六	八一、五〇四
二二	九六、六八七	七九、七一三
二三	一〇六、四六九	八二、一二五
二四	一〇三、二三一	八三、五五五
二五	一〇一、四六一	七六、七三四

五

是より我財政は、整理及び節約の時代を過ぎて積極的膨脹の時代に入りたり、廿七八年戰役の結果は、一方に於て巨額の軍事公債を增加し、戰後經營の爲めには又巨額の增税及び公債の募集を必要とするに至れり。日清戰役は、實に一大新經驗なりき。蓋し其の時までに起りたる最大の事件は、明治十年の西南戰爭な

りしならんも、その戰費は、僅々四千二百萬圓に過ぎずして、日清戰役に比すれば約五分の一にしか當らず。即ち此の戰役に費せし處は、實に二億圓の巨額に上り　當時の經常歲入の二倍半に當りたり。廿七年十月、臨時帝國議會の廣島に招集せらるゝや、議會は、政府が臨時軍事費豫算として一億五千萬圓を要求し、軍費支辨の爲めに一億圓公債募集の法律案を提出せるに對し、滿場一致を以て是を可決協贊したりき。次で翌年二月、第八帝國議會の開會せらるゝや、軍費支出は幾何を要するも、進んで是を協贊するの決議を爲して、政府を應援し、廿七年度豫算の如きは不成立に歸して前年度の豫算を踏襲せざる可らざりしほどに、喧嘩腰なりし政府對議會の態度も、國家非常の場合に際しては玆處に一轉し、淸國當路者をして意外の感あらしめたりき。而かも尙第八議會の將に終らんとするや、交戰久しきに亘るの用意として、更らに一億圓の軍事豫算案、及び一億圓の公債募集法律案に協贊したりき。

かくの如くにして、當時軍事費として豫算せられたるもの總計二億五千萬圓なりしが、その大部分は、實に公債募集を以て應ずるの計畫を立て、法律及勅命によりて許されたる公債募集額は二億三千萬圓に上りたりき。而かも實際募集したる額面金額が、一億千九百萬圓に止りしは、戰勝の結果軍事賠償金として淸國より二億三千萬兩、是を邦貨に換算して三億六千五百萬圓を受領し得たるが爲めに外ならざりき。即ち此の償金は廿八年乃至卅一年に於て受領したるが、[illegible]は直ちに臨時軍事費の財源に供し得たるなり。

日清戰役によりて、議會對政府の感情が一變したるは、前に述ぶる所ありしが、是まで消極的なりし議會は、爾來寧ろ積極的に傾き、歲出の增加は却つて議會に因つて促されたる事、決して妙らしからざりき。公債募集、租稅增加の如きも、多少の反對論を聞かざりしにあらねども、結局は贊成論に歸着し、所謂戰後の經營も着々としてその步を進めたり。

廿九年以後戰後の經營として起されたる事業としては、第一に陸海軍備の擴張、製鐵所の創設、鐵道の建設及改良、電信電話の擴張、敎育事業の擴張、日本勸業、農工、臺灣等特種銀行の創設、臺灣の經營等にして、何れも皆國防の充實産業の發達を目的とせざるはなかりき。而して此の間にありて最も注目すべきは、實に明治卅年に於て金貨本位制度を採用せると、明治卅二年に於て條約改正の實施を見たることと是なりき。是の二大事業は將來の日本財政及經濟の發展上、根本的に重大なる關係を有するものなり。卅年金貨本位を採用する以前に於ては、我國の經濟は未だ世界的共通の經濟範圍に入る事を得ざりき。然るに淸國より受領したる償金を以て、此の制度の實施を見るを得たるは、經濟的に日本を世界の伍班に入れたるものなり。また卅二年の條約改正の實施は其の明文に於て爾後十二年間協定稅率の存在を認めたるを以て、是を經濟上より論ずる時は、未だ全しといふ可からざれども、協定稅率以外に於ては、自由に海關稅率を定むることを[illegible]得るの便宜を開きたるもの也。

かくて、日清戰後の經營は着々として進行せしが、是が爲めに、戰爭終局後も、前後二回ほど增稅の計劃を爲し、歲出は、愈々多額に上るに至れり。今日清戰役前後の財政の膨脹を見るに、

△歲入累年比較表

年度	經常部（千円）	臨時部（千円）	合計（千円）
二六	八五、八八三	二七、八八六	一一三、七六九
二七	八九、七四八	八、四二一	九八、一七〇
二八	九五、四四四	二二、九八八	一一八、四三二
二九	一〇四、九〇四	八二、一一四	一八七、〇一九
三〇	一二一、二二二	一〇二、一六七	二二六、三九〇
三一	一三二、八六九	八七、一八四	二二〇、〇五四
三二	一七七、三二八	七六、七二五	二五四、二五四
三三	一九二、一七〇	一〇三、六八四	二九五、八五四
三四	二〇二、〇三五	七二、三二三	二七四、三五九
三五	二二一、二四〇	七六、一〇一	二九七、三四一

△歲出累年比較表

年度	經常部（千円）	臨時部（千円）	合計（千円）
二六	六四、五四五	二〇、〇三六	八四、五八一
二七	六〇、四二一	一七、七〇七	七八、一二一
二八	六七、一四八	一八、一六九	八五、三一七
二九	一〇〇、七一二	六八、一四三	一六八、八五六
三〇	一〇七、六九五	一一五、九八三	二二三、六七八
三一	一一九、〇七二	一〇〇、六八五	二一九、七五七
三二	一三七、五九〇	一一六、五七五	二五四、一六四
三三	一四九、一三四	一四三、六一五	二九二、七五〇

即ち歲入に見るに、廿六年度に於ては、經常部に於て八千[illegible]百萬圓、臨時部に於て二千七百萬圓、合計一億一千三百萬圓に過ぎざりしものが、三十年には經常部に於て一億二千四百萬圓、臨時部に於て一億二百萬圓合計二億二千六百萬圓となりたり。又是を歲出に見るに、廿六年には經常歲出六千四百萬圓、臨時歲出二千萬圓合計八千四百萬圓に過ぎざりしものが、卅年には經常歲出一億七百萬圓臨時歲出一億一千五百萬圓、合計二億二千萬圓を計上するに至りたる也。以て戰役前後の急激なる膨脹を窺ふべきなり。

六

渡邊國武子

日清戰後、朝野共に戰後の經營に熱中し來り、國民の負擔も漸く重きを加えたりしが、卅三年に至り、北淸事變の起るあり。更らに卅七八年の大戰役の勃發するあり。財政は小康を得んとして、又々困難の時代に突入したり。

日露戰役は是を日清戰爭に比すれば、宛かも日清戰役が西南戰爭に於ける如きものあり、戰線區域の廣大にして、驚くべきの軍隊を動かし、莫大の軍費を消費し了れり。即

ち戰役に要したる經費の豫算は、陸海軍にありては、明治三十六年勅令二百九十一號によりて緊急支出を爲したるもの、一億五千六百萬圓、第二十帝國議會に於て協贊せるもの三億八千萬圓、第二十一議會に於て協贊を經たるもの七億圓、第二十二議會の協贊を經しもの四億五千萬圓、三十八年十二月豫算外支出を爲せしもの六千萬圓なるが、此の外各省臨時事件費として計上せられしもの合計約二億四千萬圓あり。是を總計する時は、日露戰役に當りて支出を許可せられたる經費の豫算は、實に廿億に足らざること一千五百萬圓ばかりなりき。

曾禰荒助子

政府は、是が財源として、一般歳計剩餘金一億四千七百萬圓、特別資金繰換六千七百萬圓增税の收入約二億一千五百萬圓を以て、その一部に充てたるも、殘餘は、公債、國庫債劵、及び一時借入金を以て支辨したりき。

增税は、前後二回ほど計劃せられ、何れも議會の協贊を經たり。而れども、是れ國家非常の場合に處する非常の處置にして、國民の負擔を重からしむる甚しきものありたり。第一次の計劃は、非常特別税を設けて、租税を增徴し、新税を課し、煙草專賣を擴張して製造專賣を開始する事となれり。第二次計劃に於ては、更に特別税を增徴して、[illegible]專賣を開始する事となれり。是等の計劃は些少の點に於て政府法案の修正を見たるも、議會は大體政府の提案を容れたるなりき。

公債は戰費財源の大部分なりき。明治三十七年二月戰鬪の開始せらるゝや、同三月國庫債劵一億圓を募集せるが軍事公債の最初にして、爾後內外に於て數次公債を發行し、卅八年九月日露の平和克復したる後も尚ほ是を發行するの必要あり、即ち三十九年三月二億圓の募集を爲して、是を戰役の爲めに募集したる公債の打止めとなしたり。而して此等內國債五回、外國債四回に亙り法律又は勅令によりて起債を公許せられたる制限額は十六億八千八百萬なりしが、實際起したる國債は十四億七千三百餘萬圓、實收額は十三億五千萬圓なりき。而して茲處に特筆すべきは國民奉公の熱誠によりて、前後五回の內國債は何れも非常なる好成績を擧げ、外債又外國資本家の盡力により好結果を見るを得たる事是れなりき。

日露戰役の結果、我國は一躍して世界一等國の列位に進むを得しが、是に伴ふて政治上、軍事上、產業上の新施設起りそは延ひて財政の新要求となり、歳出は彌が上に膨脹し來れり。今その原因を數ふるに第一は軍備の擴張なり、陸軍は戰前に比し六個師團の增設となり、常備軍は實に十九師團を數ふるに至れり。而して人員は、從來平時に於て約十五萬なりしものが、約廿五萬となり、戰時[illegible]

[illegible]建設改良並に鐵道國有の實行なりき、第[illegible]は國債費の增加、第四は滿韓方面の施設なりき。其の他諸般の生産的事業費の著しき增加を見たり。

此の結果として日露戰後の財政は戰前に比し驚くべき膨脹を示したりき。即ち卅六年の歳出は經常部に於て約一億七千萬圓、臨時部に於て約八千萬圓、合計二億五千萬圓なりしものが、四十年に於ては經常部約四億圓、臨時部約二億圓合計六億圓の巨額に達したりき。然れども爾後財政緊縮の輿論に對し、歳出入は幾分か減少せられたり。

△歳入累年比較表

年度	經常部（千円）	臨時部（千円）	合計（千円）
三六	二二四、一八〇	三六、〇四〇	二六〇、二二〇
三七	二九九、一四二	二八、三二四	三二七、四六六
三八	三八八、三〇一	一三六、九五四	五三五、二五三
三九	四四四、八九八	八五、五四九	五三〇、四四七
四〇	四九二、一六三	三六四、九〇七	八五七、〇八〇
四一	五〇九、八六二	二八五、〇七四	七五四、九三七
四二	四八三、二四一	一九四、三〇四	六七七、五四五
四三	四九一、二七三	一八一、五四二	六七二、八二〇
四四	四九四、九一六	七三、九八七	五六八、九〇三
四五	五〇二、五五五	七〇、三三六	五七二、八九一

△歳出累年比較表

年度	經常部（千円）	臨時部（千円）	合計（千円）
三六	一六九、七六一	七九、八三四	二四九、五九六
三七	一二六、九六三	一五〇、〇九一	二七七、〇五五
三八	二一四、〇三六	二六四、〇五九	四七八、〇九五
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四一	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四二	三九四、一九三	一三八、七〇〇	[illegible]、八九三
四三	四一二、〇〇九	一五七、一四四	五六九、一五四
四四	四一〇、一四一	一五八、七六二	五六八、九〇三
四五	四一一、九六四	一六〇、九二六	五七二、八九一

備考、四四、四五年度は豫算にして四二四三年度は現計なり。

七

最近に於ける我財政の事情は、是を詳說するの要なかるべし、只戰後膨脹せる財政の整理に對し、及び軍備の必要なる擴張による財政の調和に對して、當局の努力と苦心とは、大

なるものあり。

日本財政の今日の大問題は、（一）十五億の軍事公債を如何にして償還すべきやにあり（二）は如何にして一億五千萬圓の増税を整理し得べきやにあり（三）は如何にして列強と對峙するに必要なる軍備殊に海軍の擴張を、此の財政困難の中に爲し得べきやにあり。右の内第一は計劃既に成り、第二はその中途にあり、第三は未だ解決を見ざるの難問題なるが、今後財政上の影響は、實に此が解釋如何にあるべしと信ず、

予は最後に、重ねて我が明治初年よりの歳出入の大體を掲げ、僅かに三千萬圓の生計を爲すに過ぎざりし我日本が、今や實に五億數千萬圓の生計を爲すに至りし發達の跡を偲び、且つ貿易の數字を通じて、我が國家の偉大なる發展を窺ひ、且つ貿易の發達を示して國力増進の一端を見んとす。

年次	歳入（千円）	歳出（千円）
一	三三,〇八九	三〇,五〇五
一〇	五二,三三八	四八,四二八
二〇	八八,一六一	七九,四五三
三〇	二二六,三九〇	二二三,六七八
四〇	八五七,〇八〇	六〇二,四〇〇
四五	五七二,八九一	五七二,八九一

△外國貿易十年比較表

	輸出（千円）	輸入（千円）	合計（千円）
一	一五,五五三	一〇,六九三	二六,二四六
一〇	二三,三四八	二七,四二〇	五〇,七六九
二〇	五二,四〇七	四四,三〇四	九六,七一一
三〇	一六三,一三五	二一九,三〇〇	三八二,四三五
四〇	四三一,四一二	四九四,四六七	九二六,八八〇
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

明治法制の建設者
江藤新平とボアソナアド及び司法省

■明治の陸軍■

陸軍參謀本部

記者一日參謀次長陸軍少將大島健一氏を訪ふて、陸軍沿革の概要を聞かん事を求む。少將曰く、陸軍發達の順序時期等を正確に御話するは容易の事にあらず、只概要を述ぶべきにつき、他は陸軍沿革史を繙きその梗概を摘述せられたしと。仍て下一篇の發達誌を作り、同少將の一閲を經て、玆に之を掲載することとせり。

(一) 陸軍の紀元前史、留學生の派遣

明治陸軍の發達は其源已に明治初年にあるも、明治五年大政官の下に陸海軍兩省を分置して徴兵令を發布し、超て六年六管鎭臺を置いたのが、明治陸軍の基礎で、二十一年には六個師團、各兵共充實し、鎭臺を師團司令部と改稱して、歩騎砲工輜重の各兵種を配屬し、獨立策戰の力を有するに至つた。之れで我が陸軍は一ト先づ其組織が出來上つた。夫れから日清戰役後償金三億六千萬圓を擧げて、悉く海陸軍の擴張を計り、陸軍は六師團を倍加して十二師團となし、次で日露戰爭中、四個師團を增設し戰後更に二個師團を增設したから現在我國は十八師團と近衛一師團、都合十九個師團を有し居る。大體はこんな者だが、之を少し委しく述ぶれば、明[illegible]五年徴兵令の發布される以前は、我が陸軍の紀元前史とも[illegible]ふべき者である。

我國が始めて洋式を採用したのは、徳川幕府の時代で幕[illegible]は文久二年、歩騎砲の三兵隊を組織し、本邦駐屯の外兵に[illegible]いて教練せしめたが此軍隊は幕府と共に崩壊して、明治政[illegible]は新たに洋式軍隊の創設を企畫せねばならなかつた。當時[illegible]夷大將軍徳川慶喜既に大政を奉還せしと雖も、諸藩主は猶[illegible]地人民を領有して、財力兵力共に未だ中央集權の實を擧げ[illegible]なかつた。明治陸軍發達の端緒とも見るべきは、明治元年[illegible]月總裁議定參與の三職を置いた時に議定に海陸軍總督を、參與に海陸軍務掛を設けて相共に軍務を司らしめた。當時[illegible]新政草創の際にて、陸海軍の官制も朝令暮改の狀態で僅々[illegible]年位の間に色々名稱を變更した。此時代の施設として注目す[illegible]べきは、兵學校の設立、諸藩徴兵細目の發布等である。學校[illegible]の如き、今日より見れば甚だ幼稚な者で、僅かに陣中要務、數學、練兵等を敎へたに止つて居る。諸藩徴兵細目により諸[illegible]藩は毎一萬石に付京畿常備兵十人、藩地豫備兵五十人、軍資[illegible]金三百兩を課せらるゝ事になり、始めて常備軍の制度が出來[illegible]た。諸藩は幕末時代より、洋式の調練を努めたが、同じく洋[illegible]式と云ひながら或藩は佛式、或藩は英式、或藩は蘭式と云ふ[illegible]有樣で各藩思ひ〱の式を採り服裝の如きも[illegible]

[illegible]

明治[illegible]を統轄する事となり、兵部卿に嘉彰親王を戴き、大輔大村益次郎之を輔佐し、兵制の改善を圖つた。此年京都に兵學寮を設立して山口岡山二藩の士を召し、舊幕時代に佛人より練兵を傳習せし者數名を聘して之を訓練させて專ら下級幹部を養成した。兵學寮は幾もなく大阪に移した。大村益次郎は長藩の士で軍制に關して種々卓識の企圖を抱いて居つたが、不幸にも京都に於て兇手に斃れた。兵部大丞山田顯義其遺圖に從つて、專ら改善の途を講じた。

三年八月先きに軍事視察の爲め歐米に派遣されたる、今の山縣元帥及び故西郷侯が歸朝してより、鋭意軍制の改善を圖つて、陸軍は佛蘭西式、海軍は英吉利式を採用するに定り、次で軍服を制定して先づ大阪の兵より始め漸次諸藩に及すことになつた。

四年薩長土三藩の兵を以て、御親兵を組織し翌年之を近衛兵と改稱された。此際軍制改革に向つて一大便宜を與へたのは、廢藩置縣で此時各藩兵を解隊し、東京、大阪、仙臺、熊本の四鎭臺を置き、各藩兵を徴集して、鎭臺兵となした。之れで兵權全く朝廷に歸したわけである。如斯にして陸軍の紀元前史は明治陸軍の紀元を形成する明治五年に近いた。

(二) 國民皆兵の制度、百姓兵士族兵に優る

[illegible]家の[illegible]陸軍二省を分置し、明治海陸軍の基礎を確立することゝなつた。當初陸軍省には未だ卿を置かれず、大輔たる山縣元帥、卿の事を採つてゐた。史家の記する處に據れば、山縣元帥の徴兵制度を建議するや、鍬や算盤しか握つた事のない、百性町人が兵隊として役立つべき筈がない。夫れは單に軍隊の武力を減損するばかりであるとて隨分反對論も多かつたそうである。山縣元帥の主張は今は銃砲の戰爭で昔時のやうに劍戟を揮つて一騎打をやるのでないから、百性町人でも結構役に立つと云ふのであつたが、結局山縣派の主張が採用さるゝ事になり、遂に徴兵令の發布を見たと云ふやうに傳へて居る。

此徴兵令に依れば常備三年、後備第一第二各二年通じて七ケ年の服役年限である。六年名古屋、廣島の二鎭臺を新設して全國を六軍管とした。即ち東京、仙臺、名古屋、大坂、廣島、熊本の六ケ所に鎭臺が出來て六師團の基を置いた譯である。隊數は歩兵十四聯隊、騎兵三大隊、砲兵十八小隊、工兵十小隊、輜重兵六小隊、海岸砲兵九隊にして、兵員平時三萬千六百八十人、戰時四萬六千三百人を備へ、此外近衛に歩兵四大隊、騎兵一大隊、砲兵一大隊を備へて居た。封建時代全國各藩士の數は約四十萬を算して居たので、此に至り、我國の陸兵は非常に其數を減じた譯であるが、當時の財政にては、

是れ以上を期待する事は到底不可能であつたらしい。
徴兵令の實施に就いて一つ困つたのは幹部の不足であつて兵學寮は短期卒業生を出し、又た舊藩士の才幹ある者を採用して以て其不足を補充したのである。事情如斯なれば、進級の如きも極めて無秩序で僅々一年にして下士より大尉に昇進する者もあり。眇たる一兵卒にして、俄然將校に拔擢さるゝ者もあつたさうである。

七年始めて歩兵聯隊に軍旗を授けられた。八年北海道に屯田兵の制を布き近縣の士族を募つて之れに充てた。

十年西南の役起るや、戰爭八ヶ月に亘り、鎭臺兵の不足を生じ、壯兵を募つて之を補ふたのである。此壯兵は、皆士族を以て組織せられたる者で、時の人は豫期して必らず鎭臺兵に比し一段の異彩を放つであらうとなしたが、實際の結果は反對で、鎭臺兵の組織的整齊なる動作に遠く及ばなかつたからして、徴兵制の有利なる事は始めて一般世人の解する處となつた。此役に官軍の使用せし大砲は、皆黄銅製の砲口より裝藥する者であつた。只だ近衛砲兵隊に七珊半の鋼鐵製クルップ十二門を有して居たさうだ。

戰後十一年十二月參謀本部を置き、國防作戰の機謀を規畫せしめた。次で十二年一月監軍部が出來て、全國鎭臺を三部に區劃して、各々之に部長を置き平時は軍令出納を司り戰時は所管鎭臺を合して一團を編制し、之れを指揮せしめた。

十五年　陛下は宇内の形勢に鑑み、陸海軍擴張を詔し備ふるの計畫が立つて、十七年より着手し、歩兵聯隊を漸次旅團に編制し、同時に各兵種を擴張し師團編成の基礎を作るに努めたが、廿一年に至り各兵種共に充實し旅團を師團に編制し、鎭臺を師團司令部と改稱し、騎砲工輜重の各兵科を各師團に配備し、獨立策戰の力を有せしむるに至つた。茲に於て我陸軍の發達は一段落を告げたのである。

(四) 兩大戰役、師團の增設

如斯して日清戰爭前、我陸軍は戰時に兵二十二萬、馬匹四萬七千頭、野戰砲二百九十門を整備し得べき狀態にあつたが實際日清戰役に參與した兵員は二十四萬餘に及んだ。

日清戰爭後、松方內閣は償金三億六千萬圓を擧げて軍備擴張に投じ、六個師團を新設して、旭川、弘前、金澤、姬路、丸龜、小倉に新師團司令部を設けた。

次で卅七八年の日露戰爭となり、戰時中、四師團を新設したが戰爭中役に立つたのは其中一個師團半である。戰後更に二個師團を增設して我國は十八個師團と近衛一師團計十九個師團を備ふるに至つた。

以上は軍備の大體を述べたのであるが、此外教育及び武器の發達に就いて一言しなければならぬ。

(五) 獨式教育の採用

明治初年、兵學寮を京都に置き、次で大阪に移して專ら下級幹部を養成した事は既に述べたが、[illegible]

居たが、[illegible]陸軍に獨逸教官を招聘せんとの議が起つたが、[illegible]で通譯をやる者もないので、此企は其儘消滅した。明治十五年十一月始めて陸軍大學が出來て、參謀本部の直轄に屬し、參謀將校を教育するや、翌十六年獨逸參謀少佐メッケルを招聘し、參謀本部顧問とし、同時に將校教育の任に當らした。それから獨逸式の陸軍教育が初つたのである。メッケルは當時獨逸有數の參謀將校で、佛國人などは獨逸が東に當つて居る處から、之を東方の戰術家と稱し、其名を喧傳して居たのである。初め我國が教官招聘を獨逸に申込むや、獨逸でも大に考へたらしい。既に佛國士官に依つて教育されつゝある處に、新に獨逸からとの注文であるから、獨逸でも大に人選をして、遂にメッケル少佐を送る事になつたのであらう。

思ふに我陸軍が初めに佛式の教育を受け、後に獨逸式教育を受けたと云ふのは大によかつた。佛蘭西では學校で高等の教育は施すが、獨逸の兵學校では少中尉に必要なる丈の教育しか施さぬ。夫れ以上は軍隊に入つて上官から習はせると云ふ方針である。即ち知つた丈けは必らず實用せねばならぬ、實用以上は必要に應じて學[illegible]

メッケル將軍と陸軍大學校

[illegible]工各科の學士は出したが、各學士が協力し[illegible]て行くには、更に實世間的の訓練を要すると同樣に佛式教育は各兵科の學士は養成したが、其學士が協同戰爭に從事するに至つては、聊か遺憾なきを得なかつた。其の協同戰爭に從事する兵術は、專ら獨逸教育に依つて修養したのである。我國陸軍の戰術の進歩は全くメッケル將軍の賜である。

(四) 兵器の獨立

次で兵器は既に幕末時代から製造に着手しては居つたが、兵器の獨立を見るに至つたのは極最近で、明治十三年村田銃の發明あり、次で有坂砲の發明等もあつたが、當時銃身の地金がどうしても日本では出來なかつた。偶々鑄造しても、銃毎に地金の硬度を異にすると云ふ有樣で、已むを得ず地金丈けは輸入する事にして居た。日清戰爭には銃砲共に無烟火藥を使用するに至らなかつた。併し歩兵二個師團丈には無煙火藥の速發銃を給したが、其師團が戰線に加はる前に休戰となつたので、臺灣討伐に之を用ゐた丈である。

岡山大演習に於ける先帝陛下の御統監（天幕の中に俯首し給へるが陛下なり）

日露戰爭は丁度金持と貧乏人との喧嘩で日本は萬事不充分であつたが、兵器などに至つては彼此の間に甚だしき相違があつた。當時露軍は既に多くの機關砲を有して我兵を苦しめたので、我軍も急に機關砲を製造し、或は購入して間に合せて機關砲隊を作つた。兩軍の武器の優劣を一目に見るには、只今旅順に當時の兩軍武器の陳列場が出來て居る。其處へ往けば露の最新式精鋭の武器の側に、日本の粗末な武器が一緒に列べてある。旅順攻撃の際は兩軍共拋彈を用ゐたが、日本には之を發する砲はなかつたので木製の桶に竹篭を箍め、花火筒然たる者を造つて、發砲したが、露軍には鐵製の完全なる砲を備へて居た。夫れが兩方共やはり陳列所に並べてある。此日露戰爭後に至つて銃砲共我國固有の新式が出來て、全軍に配備するに至り今や武器は全く獨立するに至つた。

（六）軍隊と精神教育

如斯不完全の武器を以て我よりも遙か優勢なる露軍を撃破する事の出來たのは、全く軍隊の精神に於て彼に優る所あつた爲めであらうと思はれる。明治五年徴兵令を施行するや、陛下は大元帥として親しく兩軍を統率し給ひ、軍隊は朕が軍隊なるぞとの御思召を以て將士を督勵し、また演習に御親臨せさせ給ひ、又た明治十五年海陸軍人へ勅諭を賜はり、軍人の守るべき五ヶ條を諭し給ふ等、大元帥陛下は常に大御心を軍事に注き、深く將卒を愛撫し給ひ、將卒は一意奉公を以て其志と爲し、業に勵み職を勉め、以て日清日露兩戰役に赫々たる戰捷の光榮を荷ふ事が出來たのである。此精神は實に此國體の精華より[illegible]

明治の海軍

□明治海軍の建設者
□勝安房伯
□東郷大將
□海軍省

（一）

幕末より明治十四五年に至る間は、我海軍の出生時代なりき、黑船來航して我が桃源夢裡の眠を破るや、幕府初めて海防を修む。適々和蘭王書を寄せて、海軍の創立を勸告し、軍艦一隻を獻ず。幕府之に促されて、安政二年長崎に海軍傳習所を置き蘭人を招聘し、旗本及び諸藩の子弟を遣つて學ばしむ。勝麟太郎時に卅三歲又た其中にあり。次で江戶築地に海軍教授所を置き、咸臨朝陽の二艦を和蘭より購入す。英國ヴイクトリヤ女皇も亦た軍艦蟠龍を贈る。之れ我國海軍の創めなり。幕府は又た長崎、横濱、横須賀に造船所を設け留學生を歐米に遣る。榎本釜二郎又た派遣されて和蘭に在り。製艦を監督し併せて造船航海の術を修學せり。

薩長、熊本、佐賀の諸藩も亦鋭意歐式海軍を練習す。

幕府は通商條約批准の爲め使節を米國に派せんとす。勝麟太郎等之れ日本最初の使節なれば、宜しく日本人のみによりて操縱さるゝ日本軍艦に搭乘して行くべしとなし、激論痛語、主張して止まず。併し使節は之を無謀危險となし搭乘を肯せず。依て使節は米艦に乘じ、別に軍艦奉行木村圖書頭等咸臨丸に搭乘し、勝之に艦長とし行くに決す。咸臨は二百五十噸、現今の驅逐艦にも及ばざる一小艦なりき。併も其當時我國第一の軍艦なり。之れ邦艦遠航の始めにして、日本海軍の爲め萬丈の氣焰を吐ける者と云ふべし。幕末の海軍は斯の如く發達しつゝありしが維新の變亂は一時其勢を挫折せり。

日進丸は排水千三百八十九噸オランダ、ギップス造船場の建造にかゝり、慶應三年十二月起工、明治元年十月進水したる我國初[illegible]の歐式軍艦なり

日進丸

河内艦は我吳軍港に於て建造せる二萬二千餘噸最新式の大艦なり

河内艦

（二）

先帝陛下は御即位の當初より、既に海軍の創設を宸念せさせ給ひ「海[illegible]の海軍を備へたり、我が海軍は[illegible]郎等、幕府の軍艦八隻を率ゐ、函館に據るや、明治政府は甲鐵、春日陽春、丁卯、飛龍、豐安、戊辰、晨風の八艦を派して之を討せしむ。

明治二年、軍務官を廢し、兵務省を置き、幕府の海軍教授所の後を繼で東京築地に海軍操練所を設け、三年海軍兵學寮と改稱す。現今の三菱病院の所は其跡なり。同時に海軍は專ら英國に法り、英人を聘し又留學生を英艦に托して實習せしめ、同時に留學生を各國に送る。普佛開戰するや、我國は三年七月局外中立を布告し軍艦を全國諸要港に配備す。四年我が測量艦は英艦と共に北海

函館戰爭朝陽艦擊沈の古圖

（横井時庸氏水彩畫）

明治五年山縣有朋[illegible]兵部省を廢して陸海軍二省を置き、河村純義海軍卿となる。當時陸兵は平時三萬、戰時四萬六千人とし、海軍は甲鐵艦二隻、鐵骨木皮艦一隻、之に木製の小艦合して僅かに十七隻、排水噸數一萬四千噸。同年我國總歲出五千萬圓、海軍費約二百萬圓、前年即ち明治四年の海軍費約九十萬圓に比較すれば我が政府は非常の大奮發大英斷を以て海軍擴張を計畫せし事を想見すべし。五年に至り先帝陛下は當時第一等の軍艦二百噸の龍驤に召され、伊勢神宮を拜せられ、次で九州地方を巡幸遊さる。以て我海軍航海術の進步を見る可し。實に明治五年は我が海軍の發達に一時劃を畫したる者なりき。超へて六年正月　先帝陛下は親しく海軍始め式を擧行せらる。此年海軍兵學寮は英國海軍少佐ダグラス外十數名を招聘して、敎官となし、翌年兵學寮より機關學校を分置し、八年兵學寮得業生を筑波艦に搭乘せしめ、始めて遠航實習を爲さしむ。爾來每年卒業生をして此實修を爲さしめたり。海軍大學の建設は猶明治廿一年の後に在りき。

此時代に於ける造艦事業の發達を顧るに、既に幕府は慶應二年、石川島に於て千代田形百卅八噸の軍艦を建造す。之れ我國に於て、蒸汽軍艦造築の始めなり。明治政府は、該造船所及び横須賀造船所を擴張し、明治六年御召海迅鯨千四百五十噸、及び軍艦清輝九百噸を起工す。前者は明治九年後者は

下瀬工學博士
（下瀬火藥の發明者）

同八年を以て進水したり。製艦技術は爾來長足の進歩を爲し明治九年頃は船艦の大修繕は勿論、其建造の如きも邦人のみに依りて爲し得るに至れり。十一年には此清輝艦を歐洲に航行せしめたるが、內國建造の軍艦を以て遠洋航海をなしたるは之を以て始めとす。此他砲術、水雷術の研究、火藥の製造、水路事業の着手等は實に此頃にあり。明治十五年に至りては、從來悉く外人指導の下に在りし海軍教育は殆んど邦人の手に收め、軍政の經營復た外人顧問を要せざるに至れり。

外形に於て乳兒の如き當時の海軍も、其功績に於ては記すべき者少なからず。普佛戰爭の際、可憐なる我海軍は、武裝して邊海を警備したるが、明治七年征臺の役起るや、日進、孟春、明光、三邦の四艦は、征討都督西鄉從道以下三千六百の陸兵を臺灣に護送せり。八年我が軍艦朝鮮江華島に寄泊し薪水を取るに當り、守兵は突然我に發砲せしかば、我艦怒り忽ちにして其堡砦を奪ひ、歸り是を報ず。事少なりと雖、幾[illegible]

我海軍の功績は實に大なる者ありき。當時出征せし者、東、龍驤、筑波、春日、淺間、日進、清輝、鳳翔、孟春、第二丁卯、高雄の十一艦、九州沿岸の要地は擧げて此等軍艦の扼する處となり、薩軍は全く東向の銳鋒を遮斷せられたり。且つ出沒自在なる其背面攻擊は、大に敵勢を挫き其沒落を早めたり。此に於て海軍の効力と必要とは未だ認めざる者をして認めしめ、既に認めたる者をして更に切要なるを感ぜしめたり。之等の刺激と對朝鮮問題の沸騰とは終に明治十五年の大々的擴張計畫となつて現れたり。而して我海軍史は第一期の擴張時代に入れり。

（三）

既に軍政、教育、造艦等は殆んど外人の指導を要せざるに至り、制度整ひ、施設備はり、人材亦た不足なきに至りたれば之等の人材の數に相應ずる丈けの船艦兵器は備へざる可らずとの論起り、加ふるに時局の必要に迫れるあり。十五年遂に大艦六隻、中小艦各十二隻、水雷砲艦十二隻を建造するの議となる。而して十六年より十八年に至る間に於て、大艦三隻、中艦五隻、小艦一隻、水雷艇一隻を逐次建造す。茲に於て明治五年、二百萬圓弱にして、總歲出の二十五分の一に過ぎざりし海軍費は十六年に於て三倍し、六百二十三萬圓となり、總歲出の十二分の一を占むるに至れり。

此擴張計畫と同時に、橫須賀、吳、佐世保、舞鶴[illegible]

[illegible]頭腦を刺激せり。

十八年太政官を廢し、新に內閣を置き、伊藤博文總理となり、西鄉從道海軍大臣となるや、伊藤總理は、伊太利建國の宰相カブールの顰に倣ひ、海軍の大擴張を計畫し、十九年海軍公債を起し、大小五十四隻の新造を企て、二十年三月全國に勸誘して、海防費を獻金せしむ。先帝陛下は內帑三十萬を賜ひ、其費を助け給ふ。伊藤總理大臣は更に此三月廿三日各府縣知事を鹿鳴館に會し、各地富豪の獻金を慫慂せしむ。之に於て獻金二百十四萬に及び、獻金者には位階を授けて之を表彰す。

二十五年更に造艦計畫あり、二十六年度より五ヶ年繼續事業として、戰艦二隻、其他二隻を建造するにあり。先帝陛下は二十六年十月、文武百僚に詔勅を賜ひて曰く、

朕茲に內廷の費を省き、六年の間、每歲三十萬圓宛を下附し、又文武百僚に命して、特別事情ある者の外は、同年月の間、其俸給十分の一を入れて、以て製艦費の補足に充てしむ。

と。如斯十五年より二十六年に至る間に造艦に續ぐに造艦を以てし、銳意海軍の整備に努めたるが、其努力は忽ちにして酬ひられたり。廿七年日清の國交斷絕するや、我が海軍は遂に清國の北洋艦隊を全滅せり。日東帝國を目して清國附屬の一小群島の如くに思ひ、其存在をさへ知らざりし世界億兆は初めて極東に萬世一系の天子君臨する日本帝國あるを知り、

[illegible]艦は大小[illegible]て、海軍費も千四百萬圓內外總歲出の六の一位を出しつゝありき。是れを以て明治五年の狀態に比較すれば、尙ほ幼兒の少年となれる如きものあり。

始め鷄林八道風雲益々急にして、清國が成歡及び牙山に送兵するや、我が聯合艦隊は司令長官伊東祐亨之を率ゐ、七月廿三日佐世保を發す。吉野、浪速、秋津洲、第一遊擊隊として先頭に進み、次で本隊は旗艦松島を先頭に千代田、高千穗、橋立、嚴島、之に繼ひで第二遊擊隊の葛城、天龍、高雄、大和、終に比叡の水雷艇隊を率ひて又之に繼ぎ、軍令部長樺山資紀高砂丸に乘じて最後に尾す。二十有餘艘の艨艟舳艫相啣んで佐世保港を進發し威容玄海を壓す。之を以て一擧して、黃海に北洋艦隊の戰鬪力を奪ひ、再擧して威海衛に北洋艦隊を全滅したり。

如斯にして戰爭は我國の勝利に歸し、馬關の媾和條約は訂結されたり。しかも三國干涉突如として起り、遼東半島は我が手より奪ひ去られ、茲に我國は猶勢力の足らざるを自覺したり、海軍は第二擴張の時代に入れり。さなきだに戰勝に[illegible]

海軍中將　川村純義伯
（明治海軍の建設者）

海軍中將　仁禮景範子
（明治海軍の建設者）

り、清國軍艦十七隻を收容し、軍艦一隻を購入し、加ふるに十五年及び二十五年の計畫に依り新艦續々竣工したるを以て戰前に比し、我海軍は俄然其勢力を激增せしが、而かも、猶以て世界の大勢に應ずるに足らずとなし、伊藤內閣の後を繼ぎたる松方內閣は、償金三億七千萬圓を、悉く軍備擴張に投じ、陸軍を七師團より十三師團に增加すると同時に、海軍は五萬噸より一躍二十萬噸に增加するの議案を、廿九年第九議會に提出す。議會又た其必要を認め之を可決したるを以て、海軍は二十九年度より十ケ年繼續事業として、戰艦四隻、巡洋艦大小十六隻、驅逐艦二十三隻水雷艇、六十三隻合計百六隻を建造す。更に卅六年度より十一ケ年繼續事業として、軍艦八隻を新造するの計畫を立つ。是を以て日露戰爭の初めに於て、我が海軍力を見るに、一等戰鬪艦六隻、二等戰鬪艦二隻、一等巡洋艦八隻、二等巡洋艦四隻、三等巡洋艦七隻、水雷母艇一隻、海防艦十隻、通報艦九隻、砲艦十五隻、驅逐艦十七隻、合計八十隻、二十六萬五千噸、外に水雷艇六十五隻ありき。

日露戰役に於ては、第一戰艦六隻（四隻は約一萬五千噸、二隻は約一萬三千噸）及び第一巡洋艦八隻（六隻は約九千八百噸二隻は約七千七百噸）を以て艦隊の主力を編制し、東郷平八郎を聯合司令長官として、卅七年八月黄海に露の東洋艦隊十九隻と會戰して之を擊破し、次で卅八年五月日本海に卅八隻より成るバルチック艦隊と戰つて其二十隻を擊沈し、五隻を捕獲して、日本海軍の威名を宇内に宣揚したり。之等光榮ある艦隊は平和の後、横濱沖に開催せられたる戰勝大觀艦式に參列し、堂々たる威容を示したりき。かくして明治五年衰れむべき一小海軍を擁せし帝國は此に於て世國有數の海軍國となりぬ。

戰後我海軍は戰利艦二十一集十三萬有餘噸を收め、又た一萬六千噸の戰艦香取、鹿島、一萬四千噸の筑波等竣工し、次で生駒、最上、淀、薩摩、安藝、鞍馬、伊吹、利根其他驅逐艦潜航艇十二集、逐次竣工し、猶建造中の戰艦二萬噸の者二隻驅逐艦四隻ありて、俄然勢力を增加し、現時二百有餘隻、五十萬噸を數ふるに至り、英米獨佛の次に位する大海軍國となれり。今左に明治初年よりの我海軍の發達を數字に見ん。

年次	艦數	排水噸數	馬力	軍人數
四	一七	六、〇〇六	二、三七五	一、九八〇
二〇	三二	三二、一五八	三九、九一〇	一〇、七〇六
三〇	四七	[illegible]	[illegible]	[illegible]

明治の銀行及び金融

本誌編輯顧問　男爵　澁澤榮一

先帝陛下の御仁德は、顔回のいへりし如く、仰げば愈々高く、奥深うして計る可らずと申上ぐるの外はない。政治、軍事、教育など一として行渡らせ給はざるなきが中にも、自分の如き實業界にあるものは　陛下が實業の發展に大御心を注がせ給へりしを感佩せざるを得ないのである。明治維新後も實業界は兎角他業よりは輕ぜらるるの風があつたが、先帝陛下が毎年大演習の際には必らず侍從をして其地方の產業を巡視せしめられしなど、國民をして向ふ所を知らしめ給ひたるの結果は、今や產業の旺盛前古にその比をざるに至つた。

△國立銀行創立以前の情況

維新前に於ては近世のやうなる金融機關の發達せざりし事は明かであるが、全く金融の機關のない事はなかつた、幕府及び各藩の御爲替組及び藏元、掛屋などがあり、大小の兩替商もあつた。是等は租金又は租米を預り爲替を以て官庫に納め又各藩の爲に金融を調達し、金銀銅貨を交換する等の事を爲し、銀行類似の業務を營んだ者である。然れ共幕府又は各藩の爲に官用を辨ずるを本業とし往々公金を預りて人民に貸附するに過ぎず。今日の如く天下公衆より預金を吸收して貸附割引を爲し金融の調理を計る如き事がなかつたのは言を待たざる所である。

澁澤男爵

さて維新の改革となつたが、政府は國庫の缺乏に苦しみし事甚しい。一方農工商業は未だ整然たる緒に就くを得ずに居る。此の時に當り政府は明治元年に商法司を設立し翌年之を廢して更らに通商司を建てた。蓋し此の兩司の職とする處は大同小異で一方には產業の旺盛を計ると共に、その結果とし

て歳入の増進を豫期し、以て窮乏せる財政を救はんとするの心であつたのである。而して通商司の管轄下に通商會社を設けて内外の商業を經營せしめ、爲替會社を組織して通商會社の經營の爲めに金融の援助を與へ其他一般に金融の疏通を謀らしめた。此の爲替會社は政府の慫慂により、舊府時代の御爲替組の有力者たる三井組、小野組、島田組其他が出資し三府及開港場たる東京、京都、大坂、横濱、神戸、大津、敦賀、新潟等に設立せられ、各種紙幣の發行總額は八百六十四萬餘圓に上つた。此の爲替會社こそ目的と事業の性質より見て、我國の銀行の嚆矢といつてよい。

然るに明治五年十一月に至つて、國立銀行條例制定せられ爾後此の條例に準據する外は、一切紙幣金券及び通用手形類の發行を爲す事が出來なくなつた。且つ從來官許を以て發行したる金券等は通用を止めて正金と引換ふべき旨を規定せられたので、爲替會社は國立銀行に轉ずるか、廢業するか、二者一を選ばねばならぬ岐路に立ち至つたが、宛かも當時爲替會社の多くは、一時景氣のよかりしに引換へて、事業多く失敗に歸し、その後援者たりし通商司も廢止せられたるが爲めに、却つて多額の負債に苦しんでゐた際であるから、國立銀行に轉じ得たのは横濱爲替會社のみで、是が後日第二國立銀行となりし外は漸次解散の運命に終つた但し此の解散に際しては、政府は少からぬ助力を各爲替會社に與へたのである。

是より先き、明治三年大藏少輔伊藤博文氏は建白書を政府に致した。建議の内容は、財政經濟の整理發達は國家經綸の根源であるから、是が確乎不動の制度を建つるにあらずんば經國濟民の大業を完ふすべきでないといふのであつた。そして氏自らは直ちに米國に赴き、歸來再び建議を爲したが、當時政府は紙幣の處分に苦しみし際なりし故に、廟堂を動かせしこと大なるものがあつた。建議の内容は(一)貨幣制度は金貨本位たるべきこと(二)金札引換公債證書を發行すべきこと(三)紙幣發行會社を設立すべきことの三者を含んでゐた。然れども國立銀行設立の理由としては只に不換紙幣の整理のみではなく、新に鞏固なる銀行を設立し、資金の疏通を圓滑にして、完全なる金融機關を建設せんとするのであつた。即ち是等の事情は、政府をして伊藤公の建議を容れ、着々是が制度の研究を進め、其の結果遂に國立銀行條例の制定を見るに至つたのである。

△國立銀行條例の制定

當時舊來の爲替會社は思ふやうの成績をあげず、完全なる金融機關の必要は只に廟堂の識[illegible]りしにあらず、民間にその聲高く、或は政府の公許を經ずして銀行類似の營業を爲すものさへ各地に起つた。東京には七百萬圓を資本として、紙幣發行の特權ある一大銀行を設立せんとする人もあつたが、政府は愼重の態度を以て是に臨み、公然と銀行設立の認可を與ふるは國立銀行條例發布の後にする事としてゐた。斯て該條例は五年十一月を以て發布せられたが翌年七月には既に一個の國立銀行を見た。第一銀行はそれである。

さて愈々國立銀行條例の發布せらるゝや、東京に第一國立銀行を見しについで、横濱に第二國立銀行、新潟に第四國立銀行大坂に第五國立銀行が、前後十ヶ月の間に起つた。大坂の第三國立銀行は、創立許可を得たけれども株主總會の紛擾の爲めに、遂に開業に至らずして解散したが、此等第一第二第四第五の國立銀行は言ふまでもなく、純然たる西洋式の銀行で、實に我國に於ける洋式銀行の元祖である。

是等銀行の資本額、紙幣發行許可額を見るに、東京の第一國立銀行は資本額二百五十萬圓、發行紙幣額は百五十萬圓、横濱の第二國立銀行は資本二十五萬圓、發行額十五萬圓、新潟の第四國立銀行は、資本二十萬圓、發行額十二萬圓、大阪の第五國立銀行は資本五十萬圓、發行額三十萬圓で是を[illegible]紙幣發行許可額[illegible]つた。國立銀行に就て當業者が最も顧慮せしは世人の其の紙幣に對する信用の如何にあつたれど、幸にして銀行紙幣は能く信用を博して阻碍なく流通するを得た。然れども未だ營業上の經驗に乏しく、外國貿易の權衡などに對しても何等周密なる注意を拂はず、金貨兌換の紙幣發行高を增減する事もなかつた。又一方には政府の不換紙幣行はれたる故、其の整理が功を奏するでなければ、銀行紙幣のみ金貨兌換を維持するは不可能の事である。當時正貨の流出甚しく紙幣の價格は金貨に對して低落し、銀行紙幣は頻々兌換を要求せられ、金融市場の混亂を來した。

△國立銀行制度の改正及其後の狀況

元來國立銀行の設立たる政府紙幣を整理し金融の疏通を計る目的に出でたのであるが、當時財政及外國貿易上の關係は銀行をして如上の如き困難の裡に陷らしめたるが爲め、明治八年三月四國立銀行は事情を政府に訴へ、金貨兌換の維持し難きを述べ爾後は通貨たる政府紙幣を以て銀行紙幣の兌換に充てん事を稟請した。政府は即ち銀行より其發行紙幣を納付せしめ是に對し同額の政府紙幣を貸與した、けれども是の

救濟策たるや根本的のものではない、政府の不換紙幣行はるる間は、獨り銀行紙幣のみを正貨兌換となすは行はれ得べからずである。是に於てか大藏卿は銀行條例の改正を企て九年八月是を公布するに至つた。その改正の要點は、通貨即ち政府紙幣を以て銀行紙幣の兌換に充つることとし、更らに銀行紙幣及び準備金の割合を改正し、銀行は資本金の八割に當る公債證書を政府に供託して、同額の銀行紙幣を發行して、政府紙幣と兌換し得ることとなし、尙ほ之が引換準備金は資本金の二割に當る通貨を以て之に充て、常に紙幣流通高の四分の一たらしむべしと定めたのである。

此の改正は銀行業務に至大の便利を與へた且つ政府は各府縣に內諭し、華士族祿制の爲めに發行したる金祿公債を以て、銀行を設立せん事を奬勵したる結果、既設四國立銀行の外に銀行設立を計劃するもの續出し、明治六年には二行、資本金三百萬圓なりしものが、十四五年には百四十餘行、資本金四千三四百萬圓を算するに至つた。

年次(十二月末)	行數	資本金	紙幣流通高
六	二	三,〇〇〇,〇〇〇円	八五二,五二〇円
七	三	三,四五〇,〇〇〇	八〇二,七三〇
八	四	三,四五〇,〇〇〇	二三三,八六一
九	五	二,五五〇,〇〇〇	一,六五四,九七六
一〇	二六	二二,九八六,〇〇〇	一三,〇二一,九七六
一一	九五	三三,三五一,一〇一	二四,四五五,一五九
一二	一五一	四〇,六一六,一〇〇	三三,九六五,二八二
一三	一五一	四三,〇四一,一〇〇	三四,三九八,〇七一
一四	一四八	四三,八八六,一〇〇	三四,三七五,九五〇
一五	一四三	四四,二〇六,一〇〇	三四,三八五,四二四

斯くの如くして明治九年より十五年に至る間は、國立銀行の勃興時代を形ち造つた。我國の銀行業が營業として巨額の純益を收め、民業として確固たる獨立の基礎を有するに至つたのは此の時代であつた。

而して明治六年以後十五年に至る國立銀行の預金增加を見るに左の如きものがあつた。前表と合せて我銀行業の發達を知るべし。

年次	公金預金	民間預金	合計
六	不詳	二,八七六,四三七円	二,八七六,四三七円
七	不詳	三,四九一,六三七	三,四九一,六三七
八	不詳	一,四七〇,八一二	一,四七〇,八一二
九	不詳	二,五〇二,〇九九	二,五〇[illegible]
一〇	不詳	[illegible]	[illegible]
一一	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一二	四,四[illegible]四八	[illegible]	[illegible]
一三	三,六四八,三〇六	[illegible]	[illegible]
一四	五,八七八,四二九	一三,七〇五,一一三	一九,五八三,五四二
一五	六,三〇三,八一九	一三,四一一,一二三	一九,七一四,九四二

△私立銀行設立の盛況

かくて國立銀行は事務漸く盛大に赴き、一方商業は西南事變後に於ける物價騰貴の刺激によりて活潑となり、銀行設立の機運は愈々熟して來たが此の時政府は國立銀行の設立を制限する方針を執る事になつた。すると、社會の趨勢は玆に一轉して條例によらざる純然たる私立銀行を設立せんとするもの續出して來た。是より先き大藏卿にては明治七八年頃より普通銀行條例制定の議があつたが、國立銀行制限の方針を取るに至つてより、私立銀行保護の爲めに一層是が必要を感じたれども故あつて是が發布を見ず私立銀行は殆んど何等の監督を受くる事なく設立も自由に放任せられてゐた。それ故國立銀行設立の制限方針が明治十二年の百五十三國立銀行を最後とするに至つてより、俄然として私立銀行の數を增加し、同時に又銀行類似の業務を營む會社も各地に簇生して來た。私立銀行といへば明治九年に於ける三井銀行の設立が嚆矢であつて、暫く一行のみに止つてゐたが、その後三四年にして忽ち二百箇ばかりの設立を見るに至つた次第である。

年次	私立銀行 行數	私立銀行 拂込資本	銀行類似會社 行數	銀行類似會社 拂込資本	兩者合計 行數	兩者合計 拂込資本
一三	三九	六,二八〇,〇〇〇円	一二〇	一,二一一,六一八円	一五九	七,四九一,六一八円
一四	九〇	一〇,四四七,〇〇〇	三六九	五,八九四,六七五	四五九	一六,三四一,六七五
一五	一七六	一七,一五二,〇〇〇	四三八	七,九五八,三七五	六一四	二五,一一〇,三七五
一六	二〇七	二〇,四八七,九〇〇	五七二	一二,〇七一,八三一	七七九	三二,五五九,七三一
一七	二一四	一九,四二一,六〇〇	七四二	一五,一四二,七四八	九八五	三四,五六四,三四八
一八	二一八	一八,[illegible]五八,七[illegible]〇	七四四	一五,三九七,[illegible]八二	九六二	三四,一五六,七三二
一九	二二〇	一七,九[illegible]九,〇二五	七四八	一五,三九一,三〇四	九六八	三三,三五〇,三二九
二〇	二二一	一八,八九六,〇六一	七四一	一五,一一七,六七六	九六二	三四,〇一三,七三九

安田善次郎氏と安田銀行

三井銀行

△横濱正金銀行の創立

政府は明治十二年を以て開業したる第百五十三國立銀行を最後として國立銀行不許可の方針を取るに至つたが、玆處に一つの例外がある、それは横濱正金銀行であつた。[illegible]

正金銀行に對しては啻にその設立を許可したのみならず、資本金の三分の一は政府自ら之を引受け其他種々の保護奬勵を加へ、同行は明治十三年二月を以てその業務を開くに至つた。蓋し正金銀行は國立銀行條例に準據して創立せりとはいへ、國立銀行とは大にその趣を異にせるものであつた。即ちその目的とする所は專ら外國爲替の業務に[illegible]外國貿易[illegible]

三井銀行内部

關となり、且つ政府の爲め對外財政上の用務を辨するにある。その創立の要旨は銀貨三百萬圓を資本金となし、正金取引を以て海外に對する爲替荷爲替の事務を營み、内外貿易の間に介立して金融を疏通し且つ正貨の漸次に增加するに從ひ金札引換公債證書を抵當として正貨兌換の紙幣を發行せんとするにあつた。當時經濟並に財政上の事情は實に此の特殊銀行を起すの要があつたので、政府も如上の態度に出でたのであつたが、只紙幣發

横濱正金銀行

[illegible]來つたから、金融機關も漸く全國に普及したれども、而かも[illegible]

川田小一郎
明治期の日本銀行總裁

正金銀行は斯くの如くにして多大の希望を以て生れたる處明治十五年頃から紙幣回收の結果物價の下落を來し、延ひて商況一變不振を呈し、その影響を蒙りて正金銀行も非常の困難に陷つたので、株主中には早くも鎖店說を持ち出すものもあつたが、政府は六千四百餘株を買上げて物議を鎮定した、當時正金銀行の損害を見込むべき全額は約百七萬圓の多きに上つたのである。

然るに其の後危險狀態を脫すると共に、銀紙平價となり經濟界振興の機運に遭遇し、同行の業務も盛大に赴くを得たが業務伸張するに從ひ其の特質も亦發達し、國立銀行條例を以て準據せしむるの不便を生じたる故、明治廿年特に横濱正金銀行條例を公布するに至つた。かくて最初の資本金は三百萬圓なりしが、廿年に六百萬圓、二十九年に千二百萬圓、卅二年に二千四百萬圓となり、今や一方の大銀行として、國際市場に雄飛しつゝある。

△日本銀行の創立

國立銀行條例改正以來、同條例を遵奉せる銀行の創立俄然

日本銀行

是等の銀行たるや各自分立、その間に何等の統一なく、各地に資金の盈虚を異にし、樞要の地に居つて四肢を綜理する頭腦たるべき中央銀行を缺いてゐた。經濟界斯くの如くなるに當り、明治十四年松方正義氏が大藏卿の重職に就いて、我銀行制度を改革し、一大中央銀行を興し、之に與ふるに兌換券發行の特權を以てし國立銀行は其の營業滿期までに悉く其紙幣を銷却せしめて、普通銀行となし、結局全國紙幣統一の計畫を完成して、我通貨制度を安泰ならしめん事を企圖したのであつた。

此の點に關し當時松方藏相の建白の要旨は大要左の如くであつた。

（一）全國に於ける金融の疏通を圓滑にする事　當今全國百五十有餘の國立銀行は各地に雄視して、其間聯絡融和の氣に乏し、故に中央銀行を設立して財政の樞要に當らしむると同時に、各地國立銀行を支店視してコルレスポンデンスを結ばしめんか、資金の疏通は全國に貫通するに至るべし。

（二）流通資本を増加し以て金融の調節、金利の低減を料る事　國立銀行は資本寡少にして信用薄く、少しく貸出割引の請求、預金の取付に接して忽ち資金窮乏し貸付割引を拒絶し、預金の引出取立金の支拂を拒みて信用取引を澁滯するのみならず、目前の利を見て資本を固定し、運用の自由を失ふこと稀ならず。然るに今中央銀行を設け、兌換制度を運用し專ら短期確實の手形割引を本務とし、金融調節を料る時は、多額の資金は常に流動し從つて割引歩合を低減するを得べし。

（三）國庫出納事務並に國債償還事務を[illegible]の出納國債事務を委托する時は、貨幣一度租税國債として國庫に入るも、亦割引貸附に使用せられ、民間に散布せらるゝ故に、國庫の利殖を料ると共に、金融の繁閑を調和し得べし。

（四）利子歩合を昂低し、是によりて正貨の出入を平均調和するを得べし。

此の創意を以て設立せられたるは實に日本銀行である。同行は專ら白耳義銀行の制度に則り、尚は歐洲諸國の中央銀行を參酌し、是に我國の情況をも考へて作つたもので、政府は十五年六月を以て條令を發布し、政府自ら資本金一千萬圓の半額を引受け、同年十月を以て開業の運びに至つた。而して同行の責任たるや頗る大なるものある故、政府は條例を以て其の營業の範圍を制限すると共に、總裁副總裁は政府自ら是を任命し、業務は政府の監督を受く。その眼目たりし兌換券發行の特權は、その當時の經濟事情が是を許さなかつたから、姑く他日を俟つ事としたが、兎に角日本銀行の設立は、我銀行史上の重大事件であつた。

（一萬圓の日本銀行株券）

△日本銀行兌換券の發行

さて一度日本銀行創立さるるや、從來紙幣發行の特權を有したる國立銀行の處分が急務となる。此の處分[illegible]例の改正及び銀行紙幣の銷却の方法を定めた。其方法は各國立銀行をして其現有せる紙幣引換準備金を日本銀行に供託せしめ、此外更に年々の利益金中より紙幣下附高に對し一個年百分の二半に相當する金額を日本銀行に預け入れしめ、日本銀行は此甲乙兩種の元資金を以て公債證書を買入れ之より生ずる利子を以て年々銀行紙幣を銷却し盡すにあつた。

池田謙三氏

而して一方日本銀行は開業したれども、當時財政窮乏の餘を承けて不換紙幣低落したる時であるから、其の最大特權たる兌換券を發行することが出來なかつた。是を以て松方大藏卿は百方力を盡し、明治十七年には銀貨一圓に對し紙幣一圓八錢となり、紙幣整理の事漸く其効を奏せんとするに至つたので同年五月を以て兌換券條例を公布し、銀貨を以て兌換する事を發表した。そして政府は日本銀行に命令し、先づ二百萬圓の準備銀貨に對し、兌換券五百萬圓を極度として十八年正月より兌換券を發行したのである。

△銀行二條例の公布、特種銀行設立

[illegible]は、政府に於て久しい間[illegible]制定を見なかつたが、一方私立銀行は愈々増加し來り、何れにしても國立銀行も普通銀行に變形すべき時機到來し、普通銀行條例の制定は迫つてゐる。是を以て廿三年八月、銀行條例を公布し、日本銀行、正金銀行、國立銀行等の特種銀行を除く外は、各銀行をして總て此の條例の下に立たしむる事とした。同時に政府は貯蓄銀行條例を公布し此二條例は二十六年七月から實施され多少の改正を加へて今日に至つた。

日清戰役は、既に挽回せし我經濟界の氣勢を挫折したが、幸に戰局短く、且つ平和克復と共に巨額の償金と新なる領土とを得たるが爲め、經濟上財政上に革新の動機を與へ、償金の結果は多額の正金流入し、通貨の流通高膨脹し、物價騰貴して商業上の活動を刺激し爲めに銀行業も大に發達し各地に是が設立を見るに至た。

添田壽一氏

その後廿九年國立銀行處分法を制定して、全國の國立銀行は大抵普通銀行と變じ、三十年には貨幣法を制定して、純然たる金貨本位制度を採用す

るは、經濟金融史上、又見逃すべからざる重大の事件である。既に日本銀行を起して、金融の四肢を綜理すべき頭腦となし、發券機關を統一し、國立銀行は、普通銀行に變せしめてその周圍に整列せしめ、我が銀行業も誠に整然たる形を備ふるに至つた。而かも更らに特種の專門的銀行の必要あり、政府の事業は、玆處に於て是等諸種の專門銀行を整備するのが大切となつた。先づ第一に着手せられたるは勸業銀行及び農工銀行であつた。廿九年四月を以て日本勸業銀行法及農工銀行法を公布し、前者は三十年八月を以て東京に開業し、後者は同年より三十三年までの中に、各府縣に一箇づゝ、都合四十六行の設立を見た。此の兩銀行は、專ら不動產を抵當にして、低利且つ長期なる年賦償還の貸付を爲し、以て農工業の改良發達を計るにある。臺灣銀行は三十年三月を以て其法が發布せられ、卅二年九月を以て開業を見た、目的とする處は專ら臺灣に於ける通貨を整理し、國庫金の取扱に任じ、爲替其他一般の銀行業務を行ふにありて、同島の金融並に富源開發の爲めに缺く可らざる機關となつてゐる。而して同行は紙幣發行の特權がある。北海道拓殖銀行は三十二年二月其法發布せられ、世三年四月を以て設立せられた。此の行の目的とする處は北海道拓殖の事業に資金を供給するにある。それから日本興業銀行が卅五年四月を以て開業した。是は卅三年三月公布の同行法によれるもので、專ら動產に對して金融を與ふるが故に、其の主なる營業は、國債社債及び株券を買入とする貸付を爲し、以上諸債券の應募又は引受を爲し、信託…つて設定したる財團を抵當とする貸付等を爲すを目的とする。而して是等諸種の特殊銀行は、何れも夫れ〳〵の目的に向つて便宜を與ふること大にして、爲めに我が國の銀行業は玆處に大に整頓し來つたものといふてよい。

△最近の發達

日淸戰役後に於ける我銀行業は、明治三十四年に於て多少不振の色ありし外は、先づ健全なる發達を爲し來つたのである。而して日露干戈を交へし結果は、莫大なる公債の募集あり、租稅の增徵ありしに係らず、金融は依然緩漫にして、預金貸出共に益々增加し、銀行業は殆んど戰爭の影響を感ぜざりしが如くに進步した。

今明治四十三年十二月末日現在の狀況を見るに、特種銀行五十二、普通及貯蓄銀行二千二百を有し、拂込資本金は凡を合して五億圓を算するに至つた。

種別	本店	支店及出張所	拂込資本金	積立金	貯金合計
日本銀行	一	九	三七、五〇〇	千円 三六、五六〇	千円 八、二八二、五五五
勸業銀行	一	｜	八、七四八	二、三三三	｜
興業銀行	一	｜	一六、二五〇	一六、六六九	四五、二一六
正金銀行	一	三三	二四、〇〇〇	一七、〇四六	二、八〇六、五八四
北海道拓殖銀行	一	五	三、五〇〇	六六八	五三、九八九
臺灣銀行	一	一八	六、二五〇	一、八八〇	三四三、六四六
農工銀行	四六	一	三〇、六一九	七、七六四	六〇、七五五
普通銀行	一、六〇四	一、六九七	三二九、二五八	一〇一、二八七	一四、四四五、六八八
貯蓄銀行	四一七	七八四	四七、九九五	一六、八八八	八九〇、四四一
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

明治の貿易

法學博士　堀江歸一

（一）

大行天皇御在位四十五年間我國の外國貿易は如何なる變遷の下に、其幼稚なる狀態より進んで今日の發達を遂げたるか凡そ一國貿易の消長を案じ、又將來の趨勢をトくせんとするには、貿易額の絶對數、貿易以外に於ける國際貸借の關係、輸出入貿易の內容等に就て、觀察を下さゞる可からず。而して吾人は是等三方面より觀察して、最近四十五年我國の外國貿易が發達したるに就ては、先帝御治世中に於ける各般施政の結果に基くもの、大なるの事實を認むるに躊躇せざるものなり。

明治元年我國の貿易は輸出に於て千五百五十五萬圓、輸入に於に千六十九萬三千圓、合計二千六百二十四萬六千餘圓を數ふるに過ぎざりき。然るに明治四十四年には輸出貿易は二十九倍して四億四千七百四十三萬三千餘圓に增加し、一方に輸入貿易は四十八倍して五億一千三百八十萬五千餘圓を數ふるに至れり。今、外國の事例を案ずるに、內國の經濟狀態が或る刺戟を受けて面目を一新し、經濟組織の根底に變革を來し、若しくは貴金屬の如き特殊の產物の產出せられたる場合には、其國の外國貿易は是等の餘波を蒙りて、異常の發達を爲したることなきに非ずと雖も、我國の外國貿易の如く僅々半世紀に足らざる短日月に於て、二十九倍乃至四十八倍の增加を來したるものに至ては、他に比を求むる能はざる可し。

固より四十四年間に二千六百萬圓の貿易額が一躍九億六千萬圓に達するに就ては其間に多少の曲折なきに非ず。明治初年來我國の貿易に重大なる影響を及ぼしたるものを數へんか不換紙幣の流通、銀價の下落、日清日露戰爭、日露戰爭後に於ける對外債務の加重等に指を屈せざるを得ず。明治初年より我國には既に多額の不換紙幣流通し、爾來財政の窮乏は漸々以て其增發を促すと共に、其價格を低落せしめたるが爲めに、我國は外國貨物を輸入するに容易にして、內國貨物を輸出するに困難なる地位に陷れり。明治元年より同十四年不換紙幣價格の低落最も甚だしかりし時まで、我國の貿易は元年と九年とを除き、他は常に輸入、輸出に超過し、明治三年の

入超額は千百十九萬圓、明治八年の入超額千百三十六萬圓の多きに上り、他の年次に於ける入超額亦數百萬圓に居れるが如き、要するに不換紙幣流通の餘殃と認めざる可からず。明治十九年兌換制度の復興は我國の貿易を常調に復さしめ、爾後世界に於ける金銀市價變動し、銀價は金に對して低落するや、銀貨を以て紙幣の兌換を開始し、事實上の銀貨本位制を施行したる我國は、歐米金貨國に對して內國の貨物を輸出するに容易なるの地位に立ち、時に明治二十三年內國に於て好景氣の絶頂に達して恐慌を惹起したる當時、多額の輸入超過に接したる例外を除き、他は常に輸出超過の勢を持續し、明治三十年金貨本位制施行せられて、歐米諸國と幣制の基礎を等うするや、爲替相場の變動區域を其最低限に抑制し、歐米に對する貿易關係を圓滑ならしめたり。現に明治三十年三億圓臺に居れる貿易額が三十五年には五億圓臺に、三十八年には八億圓臺に、四十三年には九億圓臺に上れるが如き、固より種々の原因を存すと雖も、金貨本位制の實施が與て大に力あるは論を俟たず。

兌換制度復興以來銀價下落に基く輸出增進と相俟つて、常に輸出超過の勢を持續したる我國の貿易は日清戰後形勢一變して、常に輸入輸出に超過し、日露戰爭後に至て、更に其甚だしきを加へ、明治二十八年より四十四年に至る十七年間に於て、輸出超過を見たるは、纔に三十九年と四十二年との兩[illegible]

[illegible]い、外國に得たる資金を以てし、輸入超過の狀態[illegible]に、在外資金を充足する能はざるに至らんか、內國の兌換制度を維持するに支障を來さゞるを得ず。兌換制度に對する悲觀說は斯の如くして貿易上の關係より生じたり。

然れども此點に於て吾人は大に考量せざる可からざるものあり。貿易上に於ては、輸入超過の形勢依然として更まる所なく、外債元利金の支拂は外債の存在する限り、其必要を訴ふるは明白の事實なりと雖も、一方に我國は貿易關係以外に於て、外國に有する債權決して尠少なりとせず。外國移住民の內地送金、外國に於ける企業の收益、海運業の收益等其重なるものにして、是等項目の金額は明治の初年十年代には絶無なりしは勿論、二十年代に於ても殆ど擧ぐるに足らず、三十年代以後に至つて、漸く生じ來り、今後當局者の施設如何に依ては、或る程度まで發達し、以て貿易上輸入超過の爲めに生ずる債務を支拂ひ、却て外國より有利なる條件に

（二）

何故に我國の貿易は輸入超過の狀態を持續し、又我國は輸入超過を常態とすることゝ爲れるか。今日歐米諸國の貿易狀態を見るに、輸出超過の地位に居るもの甚だ少なく、其多くは連年繼續して、輸入の輸出に超過するを常とす。而して此輸入超過額を決濟するに、必ずしも內國の正貨を以てせず、是等の國が外國に有する債權の收入を以てするが故に、輸入超過あるも、直に內國の正貨を輸出して、出入の均衡を支持するを要せず、對外債權の增加するに隨て、諸國の輸入超過額は益々大なるものあらんとす。

我國の外國貿易が連年輸入超過の狀態に居るは、歐米諸國と多少事情の異なるものあるも、其支配せらるゝ原則は即ち一なり。外國貿易上、輸入超過を決濟するに、內國の正貨を以てせず、外國に有する資金を以てするが故に、連年輸入の超過を來して、已まざるの點に於ては、日本も歐米諸國も異なる所あるを見ずと雖も、日本が外國に有する資金は公債の發行其他債務を負ふて得たるものなるに反し、歐米諸國は自國の資金を外國に輸出し、外國の事業に放下し、之に對する利子收益を收めて、以て輸入超過の支拂に充つ。外國に放下したる資金に對する利子、外國に經營する事業の收益は共に盡くることなしと雖も、外國に債務を起して得たる資金に至ては、債務を起す[illegible]

川島甚兵衞氏と綴[illegible]錦織物

[illegible]き如し。[illegible]、明治初年以來南北亞米利加其他各地方に出で、生業に從事する日本人の數は敢て少なからざるのみならず、其中には確乎たる事業の基礎を外國に築きたるものあり海運業に至ては日清戰後殊に異常の發達を爲し、其發達するに隨て、從來外國海運業者に運賃を支拂ひて輸送せしめたる貨物を本邦船主の手に移し、進んで日本船舶をして外國貨物の輸送に當らしめ、漸次運賃を收得し、手數料を收受するに至れり。是等貿易以外の關係に於て、我國の收得する債權額の增加したる原因は全く先帝の御治世に於て、端を發したるものとせざる可からず、日本の海外企業の發達したるは、日清日露兩戰爭の賜なり。各國に於て、日本移民排斥の聲高きに拘はらず、尚ほ移民事業の命脈を絶つに至らざるは、日本が世界一等國たる地步を占めたるが故なり。更に斯る排斥熱の昂進する間に處して、日本人が海外到る所に事業

を經營たるを得るは、日本が東洋に於て世界の強國と相伍して、譲らざる海軍力を維持し、在外邦人の身體財産に對して保護を加ふるの保證あるが爲めなり。而して是等日清日露戰爭の斷行と云ひ、海軍力の維持擴張と云ひ、我國貿易の發達に資したる大事件は先帝の御威德に依る所大なるは、内外人の認むる所なり。或は些細の事項なるが如くなれども、先帝博愛の御美德は汎く外國人に及び、多少の地位ある外國人にして我國に來遊する者が觀櫻觀菊の御宴に招待の榮に浴したるが如き、來遊外國人の數を增加するの一原因たりしこと亦辯を俟たず。

(三)

我國は前記の如く、特殊の原因に支配せられて、輸入貿易の增加甚だ急速にして、結局輸出貿易と均衡を保たず、昨今の如く連年巨額の輸入超過を現出して已まずと雖も、輸出貿易の增加額も亦決して之を輕視す可きに非ず。明治初年に於ける輸出品の種類は茶、水産物、生絲其他絹類の數種に止まれりと雖も、近年是等輸出品の金額增加したると共に、輸出品の種類漸く增加し、今日に於ては、製茶、石炭、生絲、綿織絲、銅、羽二重、綿布、燐寸等は何れも輸出年額一千萬圓以上に達し、生絲に至ては、一億圓以上に居るを常態とす。輸入貿易に於て米、豆類、砂糖の如き食料品、生綿、繰綿、羊毛、油糟、條鐵、竿鐵、板鐵の如き原料品半製品の輸入漸く增加し、一方に輸出貿易に於[illegible]す、綿メリヤス、陶磁器、絹製手巾、花莚の輸出次第に增加しつゝあるは、我國が輸出工業國たる地位に進まんとする道程に居るの證據とせざる可からず。殊に先帝の御治世に於て常に重大の問題たりし條約改正は第一次の事業として、我國の司法權に加へられたる束縛を撤去し、第二次の事業として我國の關稅權に加へられたる束縛を撤去したり。固より事の細目に就て議論せんか、現行通商條約に於て、我國の有する關稅權の實質に就ては、大に非難す可きものなきに非ずと雖も、尚ほ大體に於て、日本が稅權の運用上外國と同等の地位に立ち、或る程度まで日本獨自の意思に依て定まれる商業政策上の方針と關稅賦課の範圍、稅率の高低とを相一致せしむるを得るに至れるは、明治年間に起れる一大事件とすべく、又今後關稅權の運用に依て、貿易を發達せしむるを得る有力なる原因とするを憚らず。

日本は今後農業國たること舊の如くなる可きか、將た又商工業に立國の基礎を求む可きかは、識者の間に議論せらるゝのみならず、歷代の政府亦此點に就て確乎たる定見を藏せざるに似たれども、我國外國貿易の内容にして既に前陳の如く精製品を輸出して、一方に食料品原料品を輸入するの狀態に在る以上は、商工業立國は何等の議論を費さゞる間に事實と爲りて、現出し來れりとす可し。我國に原料品食料品を供給するは臺灣朝鮮の如き新領土滿洲の如き勢力範圍を始めとして東洋一帶の諸國にして、一方に我國が[illegible]製品を輸出する市[illegible]

の如く、日本固有の[illegible]て輸出超過の勢を持續し、精巧[illegible]歐洲諸國より輸入する爲めに生ずる對歐貿易に於ける輸入超過の勢に相匹せしむるは、我國貿易の均衡を支持し、又其發展を謀るの道たるを失はず。東洋諸國の市場に於て、日本が工藝品の販路を擴張せんとするには、歐洲諸國の競爭に當らざる可からず。歐洲諸國が工藝上精製品を製造し、日本が工藝上粗製品を製造すること從來の如くならんか、兩者の利害は甚だしく牴觸するに至らずと雖も、日本の工業次第に進歩せんか、歐洲諸國の大工業に對し、東洋に於て當面の敵と爲るは勿論なり。此際に日本が東洋の一國として東洋市場と近接する地位に居り、支那と同文の關係を持し、歐洲諸國に比較して日本國民の生計程度低き結果生産費の低廉なるを得る等種々の利益を有するや、疑を容れずと雖も、是等は必ずしも日本の工業に優秀なる生産條件を賦與するものとして、大に依賴するに足らず。此點に於て意を安んせんとするには、日本工業の組織を改めて、歐洲に行はるゝ大工業組織を採用し、職工の技術を養成し、勞働者の勞働効程を增進し、以て工業國の基礎を築かざる可からず。內國に於ける資金の供給を豐富にし、金利の低廉を期し、以て大工業の組織に便せざる可からず。更に食料品原料品自由輸入の政策を實行し、國民の生活を容易にし生活費增加の爲めに、不[illegible]

[illegible]能はずと雖も、對外の關係より云はんか、日清日露の[illegible]は最も重きを置く可きものにして、是等兩戰役に於て我國の收めたる勝利は我國をして東洋の強國たらしめ、又世界の一等國たらしめたり。然れども日本が國運を賭して、大戰爭を敢てしたる所以のもの、必ずしも一等國たる虛名を博し、強國たる空位を貪らんとするの意に出でたるに非ず。他の強國が將來日本の開拓す可き市場に權勢を張り、之に對抗し、之を獨占せんとするの勢あるを以て、日本に對する食料品原料品供給の地域たらしめんとしたるは即ち戰爭の根本的理由なりとす。然らば朝鮮と本國との關稅區域は之を撤去し、朝鮮より自由に食料品原料品を輸入すると同時に、關東州其他に産出せらるゝ同種貨物に對しても亦同一の方針を行はざる可からず。斯の如くして我國に於ける製造工業は原料品の廉價と爲ることに依り、更に一般食料品の低價に歸することに依て、漸次生産費を低減し、職工の技術を養成し、大工業國たるの地歩を確實ならしむるを得べし。

森村市左衛門氏

然るに從來政府の爲す所を見るに、如上の根本方針に牴觸するもの甚だ多く、我立國の基礎を如何なる邊に置かんとするものなるか、世人をして岐路に彷徨せしむるの感なきを得

ず。內國の農業を保護するの目的を以て、米を始め各種の原料品粗製品の輸入税を賦課するが如き、失政の最も大なるものにして、我國の如き天産物の供給豐富なるを得ざる國に於て、妄に農業保護に熱中し、輸入税に依て、原料品食料品を高價ならしめんか、是等貨物を日本に供給するの地位に在る諸國よりは輸入貿易を阻害すると同時に、更に外國に對する日本工藝品の輸出貿易を限局するに至らざるを得ず。日本の輸入貿易か近年輸出に超過するは、日本が外國に債權を有する結果なること前論の如く、輸入貿易の增進大なるに對して輸出貿易の增進之に及ばざるの事實も亦此點に關聯するものあれ共、我國が近年原料品食料品に課税する政策の如き輸出貿易の發達を阻害するに重大なる關係あるを忘る可からず。

（四）

輸出貿易を增進せしむる爲めに、政府が從來施したる政策を見るに、或は粗製濫造を愼む可しと云ひ、或は製造品の整備統一を謀る可しと云ひ、多く技術に關係する事項に止まれり。是等技術上の問題たる固より之を閑却す可からずと雖も我國の輸出品が粗製濫造に流れ、又は整備統一を缺くが如き必ずしも深く當業者自身のみを責む可きに非ず、禍根の多くは政府の政策に存するの觀なき能はず。原料品食料品に課税する爲めに、工藝品の生産費の增進する以上は、當業者が粗製濫造に依て、此種の負擔に當り、以て販路を維持するは、當業者として已むを得ざる所に處す可く、日本[illegible]

小規模に行はるゝ結果として、輸出工業の規模狹少なる場合に、輸出品の不整備不統一なるは免かれ難きの數なり。輸出[illegible]貿易の伸張を謀るには必ずしも奇策妙案あるを要せず、原料品食料品の自由輸入に依て、生産費を低廉ならしむ可きのみ[illegible]生産費低廉ならんか、當業者は其信用を傷くるの手段を取らざるも、優に海外に市場を維持し、販路を開拓するを得ると同時に、內國に於ける資金の供給豐富と爲り、工業の規模大[illegible]ならんか、一會社一商會にして、外國取引先の大なる需要に應ずるを得るが故に、製品の整備統一の如き、求めずして之を收むるを得んのみ。輸入超過に當る爲め、政府自ら外國貨物の使用を省き、更に人民に勸奬して、內國貨物を使用せしめんとする政策の如き、從來或る程度まで行はれたるが如くなれども、遂に何等の効果を見る能はず。輸入貿易の增進滔々として低止する所なきは、現下の事實之を證明して、餘りあり。輸出貿易を增進し、輸入貿易と相對せしめんとするには、更に根本に於て施設を要するもの多々あること勿論にして、吾人は我國に於て既に貿易上明に輸出工業國たらんとするの勢を示しつゝある今日、之に適應し、又之を助長するの政策を施さずして、却て之に背反し、矛盾する政策を行はんとするを見て、奇怪の感なきを得ず。開國進取は帝國の國是にして、而して此國是を實際に行ふ有力なる手段は貿易の發達を謀りて商工業立國の方針に就くの一事を除ひて他に之を求む可からず。先帝の治世に端を發し、緒に就きたる所を承けて、之を完成し、進捗するは、新時代に於ける國[illegible]

（農商務省）

明治の農業

農學博士　橫井時敬

津田仙氏

謹んで按ずるに、我國農政の伸張して農業の著しく進歩發達したるは、何時も帝室の盛なりし時代である。勿論時代によりては武門の中にも力を農政の上に用ゐたるものもないではないが、大體に於て武門の權威ありし時は、農政振はず農業の見るべからざりし時代といつてよい。德川氏二百五十年間の治平は農業進歩したれども、農民の自由は妨げられ農事上の知識とても舊來の傳習を出でず、その進歩發達を見たりといふも甚だ不充分なるものであつた。それが明治維新となり、王政復古して聖天子の治下となるや、農業は驚くべき發達を見るに至つたのである。明治の御世に於ける農政上の施設、その發展變化を詳さに述ぶるは、一朝一夕の事ではないが、今試みにその大略を下に述べて見やう。

（一）第一次干渉時代

△開墾熱の旺盛

德川氏が思ひの外速かに倒れしは、その原因種々あらんも財政上の困難はその重もなる一ツであらねばならぬ。德川氏に代つて政治の實權を握れる明治新政府も財政の困難には弱つたのである。殊に外國と交通し外國と對峙するには從來その要なかりし諸般の施設を必要とし、就中兵器軍艦を備ふる緊要が生じて來た。されば財政の困難を救ふべき方法について、當路者は最も苦心を重ねたのであるが、先づ大政官札を出して

東京農科大學（駒場農學校の後身）

一時の急を救ふたけれど、一方に於て富を増殖する根本的の道を研究するが最も大切なる事柄であつた。即ち殖産興業といふ事に凡ての頭腦は支配せられたが、その中でも第一に衆目の一致せし處は荒撫地の開墾といふ事であつた。此の開墾事業に就ては種々の事情が錯雜してゐるらしく見えた。無産の士族に職業を授くることもその大原因であつたらしい。そは兎も角、開墾が第一といふ考へは、奥羽の平野に轉戰したる西南日本の武士が、彼の廣漠たる原野を見て、その胸中に湧起したる當然の考へであつた。それゆゑ農事上の施設としては既に慶應年間に輸出を見たる蠶種に關する施設に次いでは、實に開墾所の開設であつた。その後民部省に開墾局を設けられたがそれが勸農局となり、後ちいろ／＼の變遷を見たれど、遂に今日の農商務省となつたのである。當時西洋農具を輸入した事も、駒場農學校の設立を見た事も、その動機の一つは此の開墾にあるらしく思はれる。開墾に士族により[illegible]

ものの手際と、鍬鋤を手にし來れる百姓により行はれた者の手際と同一に行かざりしは無理もない事で、前者は過半數失敗に歸して了つた。只福島安積の疏水工事に一ッの成功を止めてゐるばかりであるが、兎に角此の初期に於ける農業政策は、實に開墾であつた。

△歐米崇拜

その當時に於ては、歐米崇拜熱の旺盛なりし時代で、我短を棄て彼の長を取るといふが口ぐせのやうにいはれたが、その實我の長までも棄て彼の短をも取るまでに立ち至つた。農具なども我が使ひ慣れたるを棄てゝ特に亞米利加農具を輸入し東京にも西洋農具試驗所なるものが方々に設けられてあつた。又羊なども輸入せられ下總に牧羊場が出來る。牛馬も輸入せられて改良を企てられる。一方駒場農學校の如きも外國の教師を招聘して、外國流の農業を教へる。北海道は廣漠たる土地多きゆゑ札幌は亞米利加式の大農法を教へ、駒場は中を取つて英國式を適當とすなどといはれたものである。その外亞米利加より、棉の種を取る、チヤツより稻の種を取るなど、歐米といはず外國崇拜熱はその極に達したのであつた。

而して農業上の知識を進めるに就ては、官民最も力をつくし、勸農局に於ては明治九年十年頃、專ら外國の書籍と報告類を飜譯し、役人は是が爲めに忙殺せられ[illegible]

[illegible]て各地に農事上の知識を擴めんとし、[illegible]出張する、各地方[illegible]は是に徴つて試驗場も出來、追々農業學校も出來て來た、その外駒場などからも追々卒業生が出る。津田仙氏は『農業三事』を著してその媒助法は天覽に供せられるといふに至り、氏の指導になる學農社よりも生徒を出し、農事上の知識の擴張に勉めたのである。

△保護干渉政策の失敗

而して此の第一期の時代は、謂はゞ干渉時代ともいふべきであつた。政府も種々の事業を爲し、保護も加え干渉も試みたのであつた。其のやり口も隨分秩序正しく、比較的によく行はれた。例へば下總に牧羊場を開いて、羊を飼養する事を勸むると共に、一方には綿羊買上所を設け其と同時に千住に製絨所を設くるなど、系統的にやつてはゐたが、教師は外人で日本の事情に通せず、日本人の大半は學者にあらず、實地家にあらず、その教ふる處は往々間違つてゐた。それで官吏も學校卒業者も、農事上の知識については信用を博し得なかつた事が多い。

丁度歐米崇拜熱の盛なる時代ではあるし、農事上の新知識を得たらしく誇る學校の卒業生は、地方の試驗場に行つて何をするかといへば果樹蔬菜の栽培より外に何もしない。それは外人に教へられ外國の書を讀んだ賜として、多く果樹蔬菜の研究を爲した人が多かつたが故でもあらうが、地方の試驗場[illegible]

[illegible]は成らず、蔬菜の如きは是を作つてゐる技師さへも、[illegible]何にして食膳に上すべきかをさへ知らなかつたものが多かつたのである。されば地方の試驗場は官吏の遊び場所と一般國民が思ふに至り、その信用が皆無となつたのも無理はない。

かくして押し移つたが、此の間農政に最も努められたのは大久保内務卿であつた。明治政府當初の事柄は一に繫つて大久保卿にあつたが、この人が農政に力め、內藤新宿の試驗場に車をまぐる事一再ならず、駒場には賞典祿を二ヶ年分寄附して生徒の奬勵金に當るなど、農事に意を注いだ。

かくて明治も十二年頃まで進んだのである。

（二）放任時代

△農政の縮少、同業組合等の奬勵

然るに大久保卿兇手に斃れ是に代つたものは經濟や農業の方面に趣味を

東北農科大學（札幌農學校の後身）

靜岡の茶園

有しなかつた伊藤公であつた。伊藤公の農事に無頓着なるは、我農政の一大變動を來す動機であつたと思はれる。一方言論界に於ては福地源一郎氏を筆頭に、盛んに干涉主義の不可なるを唱道し、今日でならば放任主義その當時の任他主義ならざる可らずと切論した。丁度その時は保護干涉主義が功を奏せず、寧ろ弊害百出してゐたので、此の論は大に時機に投じ、玆處に反動時代を起したのは當然の事である。即ち農政上の大變革たる任他主義の採用が、十四年、農商務省の設立と共に行はるるに至つたのは實に不思議である。元來勸農局といふ小役所が變じて大なる省となるについては、如何しても農政の伸張といふ事を目的とせざるを得ぬ。農政の伸張あつて初めてその機關が擴張せられる理由あるのである。然るに今、農政の主義を改めて、同時に農政の縮少を計るに際して其の省を必要としたのは、何等かの理由ありしならんが、兎も角農政に就ては、農商務省建設と共に反對に縮少せられるやうな主義――放任主義に改まつたのである。干涉主義の反動たる放任主義の論據は、人民の意見を聞いて農政を敷くべし。なるべく人民自らをして、[illegible]

盡さしむべしといふのである。農商務省の政策は佛蘭西白耳義の制度に鑑みたるらしく、玆處に目立ちて見ゆるは上等會議（高等會議）の組織であつた。中央に上等會議あると同時に地方には勸業諮問會あり、品川子爵により大日本農會が起つて、支會が各縣に出來、會員には官吏も加入し、半官半私の形を持つてゐた。そして同業組合設置準則が敷かれ、それによつて地方に同業組合を獎勵し、是を農事の改良に當らしむる機關とせられた。米穀同業組合の如き、殆んど各地に起つたが、それが形を變じて今日も防長米米穀同業組合や、近江米同業組合などとして殘つてゐる。その後此の準則に基いて立てられたる同業組合も少くなかつた。かうして人民自らをして治めしむる主義は、人民の意に充たなかつた農事の試驗場の如きを倒して了つた。幸にして此の反動は激甚なりしにせよ、農學校までも倒すには至らなかつた。否倒れたものも少くなかつたが、新たに起るものも多かつたのである。

かくの如く農政の第二期を劃すべき時代は放任主義であつたが、それは時勢と全然適合したるものではなかつた。先きに保護干涉時代の弊も大きかつたに相違ないが、その弊を見て、その主義全體を非とするに至り、極端の放任主義となしたるは、干涉主義の失敗と共に又失敗であつたといはねばならぬ。何となれば、我農事上の知識は幼稚にして、多少の指導干涉を要し保護も加えなければならなかつたのは、當時の事情を知れる者の等しく認むる處であつた。[illegible]

△老農全盛、學者との對峙

此の間政治熱頗る旺んで、市町村制府郡制の發布もあり、府縣の費用縮少せらるるに至り、官民共に政治に浮され、必要なる民間の事にも手を出すの暇なきに至つた。かくて同業組合もつぶれた。勸業諮問會は開かなくなる。地方の農會は官吏減少の結果、世話するものもなくなつて、過半消滅するといふ有樣に至つた。學校を出たものも漸次その數を增加したが、それらの人が政府の屬官的技師としての信用は依然として無く、而して此の間に現はれたる一ッの現象は實に老農崇拜熱であつたのである。學校出の學者や官吏は何の役にも立たぬ、老農なるかな老農なるかな。今日も老農の文字はあり老農といはるるものなきにあらねど、其の時の老農は一種權威を有する名詞であつた。そして所謂當時天下の三老農として尊敬せられたるは、中村直三、船津傳次平、奈良專二の三人であつた。その外に小老農ともいべきもの少くはなかつた。中村の如きは天皇陛下に拜謁を給つたなどの事もあり、天下翕然として老農に歸向し、折角出來た農學者も是を用ふるに所なく、農政の不振その極に達したといふべしである。此の間常に注意せられてゐたのは蠶糸業と製茶業位のものであつた。そして政府としては、ほんとうに放任して了つたのである。

かくの如くして進む中に、多少又變動が起つて來るのは自然の勢である。農學校は漸次其の數を增加し、而して追々勢[illegible]

[illegible]といふ人が、寒水浸し、「[illegible]かこひ」の方法を發明し[illegible]て天下を風靡して、今日農界に見る燻炭肥料以上の勢力を以て、その弟子も各地方に出て、地方では遠里を乞ふて講演會を開く。それかと見れば稻作の改良について林と反對の態度をとれる船津傳次平も各地に講演して歩いて喝采を博する。學者では後に農學博士となつた澤野淳ありて是れ又各地を巡演して歩いた。此の間は即ち老農と學者との爭ひといつてよい。尤も船津氏は三老農の一人とはいへ、駒場の教師たる事もあり農商務省にあつて常に學者の味方を爲してゐた。機運がこうなると、農商務省も何かなさねば濟まぬ事にな

官有林の松

前田正名氏

る。宛かも井上侯が農商務卿となつて、農會組織に關し百方研究をこらしたが、在職短くしてそれは立ち消えとなつた。次で前田正名翁が農商務次官となるやその辣腕を振はんとして農政の振興を豫期せられたがそれも豫期に反したけれど此の間に、農政の伸張を見るべき新機運の醸成せられつゝあつたるは確かである。かくて遂に廿六年西ヶ原に國立農事試驗場の設立を見、一方駒場農學校は東京農林學校と改められその教師たりしケルネル氏は日本の農業について研究する事深く農學士連中も研究を積んで日本の農業の改良に力を盡し得る丈けの實力を養成して來た、こうなると學者と爭つてゐた老農の知識も學者連の確實なる研究に基いたる反對にその鋒先をくぢかれて、學者對老農の爭はその終局を見るに至らざるを得なかつたのである。かくて放任主義の終結は、更らに一轉機に臨んで來るのであつた。

(三) 第二次保護干渉時代

△楊子でほじくる政策

茲處に於て更らに全くの放任主義は當然その効なきものである。政府は何等かの施設をなさざる可らず。人民[illegible]

[illegible]計つてゐる。農會については前田翁の大なる努力により系統的農會が、市町村を發點として郡道府縣農會に及び、初めて是等を統轄するもの中央になかつたが最近に帝國農會が出來て、民間に存在する農會と共に農事改良に盡しつゝある。農學校は國庫及地方より補助されて、農業補習學校、甲乙兩種の農業學校、專門農林學校、農科大學となつて普通程度より高等程度まで完備するあり。

而てその政策たるや、隨分細かい處まで立ち入り或は共同苗代短冊苗代、正條植、稚蠶共同飼育など縣令等の力を以て强制的に行はれた處もある近來又米穀檢査が地方に流行的に行はれつゝある

かくの如きはほんの重もなものを掲げたに過ぎぬ。一時干渉にこりて放任主義を取り放任にこり今又遂に干渉に戻つた。昔の干渉は當局その人を得ざりしが爲めに効を奏せず、今日は人を得たる故何の妨げなしとはいふものゝ實際立憲政に怪まるるほどの干渉ではあるまいかと思はれる。

北海道廳の牧馬

りは時期尚早であるとの論が熟して來た。即ち多少の干渉や保護の必要が叫ばるゝに至つた。昔時干渉主義より極端の放任主義に走つて、遂に反動としてかの保護干渉主義に復らんとするのである。かくて第一に着手せられたる指導は何であつたかといふに、そは耕地整理の奬勵であつた。是には一時農務局長として有力なりし酒匂博士の最も力を注がれし處にして、耕地整理に關する法律も氏の手になつたのである。それから品川子爵と平田男爵の唱道になる産業組合も三十三年に法律を發布せらるゝに至り、三十年頃より各府縣立の農事試驗場も益々進歩し來りて各地方に是が設立を見ざるなきまでに至り、蠶絲業については蠶業講習所が東京京都の二ヶ所に置かれ、蠶病豫防法も出來、今日は遂に原蠶種製造、蠶種統一といふ趣味が加つて、蠶絲業法が製定せられ、原蠶種製造所も中央又は地方にも建てられつゝある。甚だしきに至つては、幼稚なる養蠶國にでも見さうなる法律――桑園增殖に關する法律の制定までも見るに至つた。茶については茶業組合を保護して外國の販路を擴むる事に力め、種馬牧場及種馬所を建てて馬匹の改良をも計つたが、馬政の事は馬政局が出來て陸軍の手に移つた。家畜に關

酒匂博士

北海道廳の牧牛

四 [illegible]

かく見來れば農政上、全體より觀察し、多くの[illegible]合は弊害のみであつたかの如く見えざるにあらず。然れども農事の發達の跡より見れば、弊害の多か[illegible]し農政の中にも、進むべき道を辿つて進み來つた[illegible]達の跡を見出すことが出來るのである。今その一二に[illegible]いて多少の觀察を下すと[illegible]米作の改良は僅か明治四[illegible]五年間に、實に夥しき[illegible]である。その當初は、土[illegible]の所有權を許され、金融[illegible]途もついたるに源を開[illegible]は居るであらうが、而[illegible]諸般の施設の結果は、[illegible]の擴張をいれて一千四[illegible]萬石の增加に過ぎぬや[illegible]あるけれども、實際は[illegible]それよりも多かるべき[illegible]存する。維新前は三石[illegible]る處は少かつた。明治[illegible]五年頃までも四石を取[illegible]

は少かつたが、今日は四石を取る處は珍らしからぬ事で、五石の聲も少くない。麥なども隨分改良せられて來た。茶は一時非常に進歩を示しその爲め生産過剩に陥つて少しく減じたれども、而かも重要物産たるを失はぬ。桑園の増殖、從つて養蠶事業は夥しく發達し、今や生産過剩に陥らんとするの觀ある。棉、藍、内地に於ける甘蔗、櫨等は多少衰退を免れぬやうであるが、その他の農産物一として進歩發達を示さざるはない。特に蔬菜類の進歩は實に驚くべく、支那種も繁殖せしめたる結果その種類は西洋にもまさる有樣である。尚果樹の生産栽培及その種の改良は此の十數年來殆んど隔世の感ありといふべく、東京に於ては十年前は果物の諸方に散見するのみであつたが、今日は至る處に美麗に飾り立てたる果實店を見出し得るのである。畜産界には鷄の増殖し、品種が改良せられつゝある。牛馬などに對する政府當局の努力は大なるものがある。

△農産十六億圓

我國毎年の生産額約廿五億圓、其の中農産物は約十五億圓を超るであらう。四十年より四十三年に至る三ヶ年間の平均につき、農商務省の調査によれば、農産額は實に十四億一千八百萬に達し、若し農商務統計に記載なき比較的瑣末なるもの及び多少の手工を加へたる農業の副産物をも計上するときは、十六億以上に上るべき見込であるといふ。最近三ヶ年平均の農産種類別生産價格を擧ぐれば左の如

穀菽類	九九三、八八六、一〇〇円
特用作物(一)	二三、五二五、一二八
特用作物(二)	三六、〇三〇、一二八
園藝作物(一)	三六、三〇六、九二五
園藝作物(二)	一〇八、四五〇、〇九五
飼料作物	二、一八六、八九〇
苗木	一、九〇一、〇八〇円
家畜	一四、七九六、四四一
家禽	三、九八九、一九八
畜産品	二一、〇九六、六五九
蠶糸類及蠶種	一六五、四五六、九〇四
合計	一、四一七、六二五、九二二

更らに其の中の米麥につき、發達の迹を數字に徴して見やうなら、

	年度	作付反別	收穫高	一反につき
米	七	—町	二五、九〇八、九一〇石	—
	一〇	二、一二八、三一一	二六、五九九、一八一	一、二六石
	四四	二、九七三、〇七三	五一、六九四、八八三	一、七三
麥	七	—	九、八五八、三三〇石	—
	一〇	一、一四七、七六九町	九、六二〇、五〇〇	〇、九九石
	四四	一、七六五、〇〇四	二一、九〇一、四六九	一、二〇

その他茶などは明治十年頃二百六十萬貫目なりしものが、四十三年には八百三千貫となり、繭の如きも同年間に、一百萬石より四百萬石近くになつてゐる。

▲肉食を召さる

邦人の肉食は慶應の初年、既に横濱に牛肉店を開業せる者ありて、其の頃より食用者弗々あり、明治に入りて東京に數箇所の開店を見たるが、先帝には同五年正月二十四日、初めて大膳職に命じ肉饌を召されたりと承る。

明治の工業

農商務省工務局長 岡實

第一章 緒言

鎖國攘夷の運動は維新の烽火と共に雲散霧消して王政復古開國進取の宏謨將に其の緒に就かんとするに際し、精神的文明に於ては彼歐米人に對し、必らずしも著しく軒輊する所あらざりし我邦人も、物質的開發の程度に於ては到底彼に比肩する能はざることを發見せり。物質的開發とは何ぞや、曰く工業の進歩是なり。工業の進歩とは原動力の利用に依る戰鬪用具、交通機關其の他衣食住の材料の製作を謂ふ。而して此等製作事業の發達が一國の獨立と須臾も離るべからざる緊接の關係あることを覺るに及んでや、我朝野を擧げて猛然として此の新方面に驀進することを努むるに至りたるは固より當に然るべき所なり。

開國以前に於ける我工業は概ね皆小規模の家内工業にして所謂「工場組織」の製作事業としては一も見るべきものなく、其の製品は相當精巧のものなきに非ずと雖も、概ね手工の作品にして一藩又は一領の小經濟區域の需要を充すに止まり、國内商品として之を見るも尚且數ふるに足るものなかりしなり。然るに今や即ち如何、職工十人以下の小工場は姑く之を措き、其の十人以上を傭使する工場と雖も其の數一萬數千に上り、職工亦七十萬を超へ十數億萬圓の工産品を製出して、内は國内の需要を滿たし、外は米清、歐洲及南洋等に輸出し世界の市場に於て先進國と輸贏を爭はんとするの盛況を呈するを見る。最近四十有餘年間我邦精神界に於ける進歩は固より小ならざるべしと雖も之を物質的變遷の程度に比するときは其の差蓋し霄壤も啻ならざるものあるべし。此の如く急速の發展を遂げたる我工業界も其の發達の經路を辿るときは一起一伏一上一下疊々たる波濤の間を行進し來りたるを見る。即ち明治初年政府に依りて、移殖せられたる工業種子は、春風一路、年を逐ふて其の萌芽を伸ぶるの機運に會せりと雖も財界の變遷、幾度か其の發育を阻碍するあり。戰役事變の數々之が發育を抑止するあり。加ふるに稅權の束縛は終始牢として拔くべからざる痼疾を爲し工業の經營を最も困難ならしめたり、我が工業は此の如き徑路に依り漸く成熟し來りたるものにして、熟々其の事跡を按ずるときは、趣味津々たるもののあるを感ぜずんばあらず。

第二章 維新以前の工業

古河市兵衛

明治の聖代に於ける工業の發展を敘するに先ち對照の爲、少しく幕政時代に於ける工業の狀況を概述すべし。德川氏の初期既に建築其他諸般の工藝を獎勵し、其の後昌平日久しく、風俗の漸次華美に趨くや染織工業の如きは一種の流風を起し、蒔繪、漆器、彫刻等の工藝品に付ても精功を極めたるものありと雖も、當時我邦は經濟上に所謂「自產自給」の狀態に在りて、工藝品の市場は殆ど國內の一局部に限られ、事業の種類も亦固有工業たる座繰生絲の織物、陶磁器、漆器、銅器、和紙等手工業の外に出ずして全く鎖國的家內工業たるに過ぎざりしなり。唯此時代に於て絕へず一種の革新的刺激を我工業上に與へたるものを泰西の新式工業の輸入とす。寬政十三年幕府は宗敎上の關係に依り、鎖港主義を執り諸外國との互商交通を嚴禁せりと雖も、僅かに支那及和蘭との交通は之を禁ぜざりしを以て、蘭人は日本と歐羅巴大陸との間に介在して一縷の連鎖と爲り、彼地の文物を齎らして本邦工業の發達を裨補せしこと尠少ならざりしなり。且幕末に際しては列藩の諸侯能く工業の保護獎勵に意を用ひ就中鹿兒島、佐賀、水戸の三藩の如きは銳意機械的工業の輸入に努めたり。即ち文久年間鹿兒島藩に於て英國より[illegible]機械を輸入して綿絲紡績所を設け、又水戶藩に於ては石川島に造船所を設けて西洋造船業を創始せるが如きは、維新以後に於ける工業扶殖の先驅たるべきものにして、工業革新の曙光既に早く認め得べきものあり。然れども玆に看過すべからざるは安政慶應の交に締結せられたる通商條約に於て我稅權に非常なる束縛を被れる一事なり。惟ふに當時の狀勢固より已むを得ざるものあるべしと雖も、從價五分の低率は永く輸入增進の原因を爲し、絕へず我工業界に累を及ぼしたるは最も痛惜すべき事跡なりとす。

足尾銅山全景

第三章　維新以後に於ける扶殖啓發時代

王政維新は啻に政治上の革新たるに止まらず、我が社會狀態にも大に變革を及ぼし、兵事其の他各般の制度の一新せらるゝと共に萬事歐羅巴風に模倣せんとする民情は生活上の必需品並に奢侈品に對する需要を著しく[illegible]

藤田傳三郎

[illegible]得ざるものあるは固よりなるを以て歐米諸國の製作品は滔々として我に輸入せられ獨立自給的なりし我經濟社會に少なからざる變態を呈するに至れり。此の激變に對應するの策としては、我邦の產業を啓發するの外なく、之れが爲明治政府は先づ歐米に於ける新式工業の扶殖を圖ると同時に、此の新事業の經理に任ずべき人を養成することを努めたり。即ち政府は吏員を歐米先進國に派して親しく其の產業制度を視察せしめ、又は留學生を送りて一般科學の硏讃を爲さしめ、又工業敎育を發達せしめんが爲に明治四五年の頃工部省內に工學寮を置き、又其の後東京帝國大學に於て工學科の敎授を開始せり。政府は更に紡績、製絲、印刷其他諸種の工場を起して、或は自ら之を經營し、或は此等の機械を民間に貸付して以て新事業の啓發誘導に努めたり。即ち第一に我固有工產品たる生絲の改良を圖り、明治五年群馬縣北甘樂郡富岡に富岡生絲所なる機械生絲の模範工場を起して製絲傳習工女を養成し、又西洋風の土木建築事業の發達するに從ひ「セメント」製造の必要を認め明治八年東京府深川區に「セメント」製造所を設けて「セメント」製造の傍ら白煉瓦の製造を爲し、明治十年には群馬縣綠

[illegible]を設け、又本邦に於ける紡績の術未だ發達せざるが爲綿布の輸入漸く多きを加へたるを以て、同十四年愛知縣額田郡及廣島縣安藝郡に綿絲紡績模範工場として愛知、廣島の兩紡績所を設立し、同十三四年の交には英國より紡績機械を購入して各地の有志者に十年賦にて拂下げ、十六年滋賀縣大津町に麻絲紡績業を起せるを以て政府は機械購入費を貸與して此の事業を助成せり、其の他印刷局に抄紙部を設け、洋紙の製造を爲して民間に於ける洋紙製造業の發達を促し、或は局紙を製造して和紙製造の改良を爲し、又工部省工作局に於ては西洋式機械の製造を爲して職工を養成し以て洋式の機械製造業の發達を圖り、其他石鹼、活字、陶磁器等の製造の爲に試驗[illegible]を設け、以て是等[illegible]

小阪銅山

業の發達を督勵せり。

政府は如上の扶殖奬勵を爲すと共に、明治五年新橋横濱間に鐵道を開通し、漸次之が延長を講じ、又既に開發の機運に向ひたる海運業に對しては、明治七年征臺役以來特に之を保護奬勵する等、交通運輸の發達を圖ると同時に、一面には國立銀行條例に依り、國立銀行を設立して從來民間に散在せる資金を收集し、其の流通を圓滑にして殖産興業に資し、同十年には初めて内國勸業博覽會を開きて國民の産業を奬勵する等專ら積極的の施設を進めたり。就中最も我工業の發展に與りて力ありたるものは各種機械的工業の模範工場を設立し以て民業の誘掖を爲したるに在り、是れ實に將來に發芽すべき工業革新の基礎を定めたるものにして、明治工業發達史上最も注意を値する事跡とす。

千住製絨所

第四章 明治十年後に於ける民業創設時代

曩に政府の奬勵に依り國の内外に於て科學の研究に從事しつゝありし者は、今や其の業を卒へて新知識を實地に應用せんとし、又機械的工業の實物指導に依り民間に於ても歐米諸國に於ける工業組織の有利なるを悟るに至り、加ふるに明治十年西南戰役の後は、内治漸く整ひ、人心亦靜穩に歸したるを以て、政府は從來經營し來れる各種模範工場の組織整頓するに從ひ、漸次之を民業に移すの時期到るを認め、明治十三年以後に於て千住製絨所を除くの外、總て之を民間に拂下げたり。是より先き民間に於ては富岡に於ける生絲の模範工場に模倣したる機

[illegible]

[illegible]

[illegible]織又は[illegible]絨所の模範工場に倣ひ、絹絲紡績所又は毛布製造所の成立せらるゝを見るに至り、其の他製麻、製紙等の各種企業は今や民業として相踵で計劃せられんとす。殊に幕末來夙に奬勵されたる造船業が初めて民間に起りたるも亦明治十六年の交に在り、政府は是等民業の發達を補助せんが爲めに、或は機械の購入費用を貸付し、或は補助金を交付し、又は熟練なる技術官を貸與する等、專ら奬勵に努めたると同時に益工業上の教育に留意したり。彼の東京高等工業學校の前身たる東京職工學校の設立せられたるも實に此の時代なりとす。此の如く諸般の誘因既に動き、我工業は薫風慈雨に逢ひたる草木の如く大飛躍を爲さずんば止まざらんとす、恰も宜し、當時幣制の整理は金融の基礎を確實ならしめて一般の市況順潮に向ひ且數年來の金利低落は企業熱の昂上を

明治十年第一回内國勸業博覽會行幸

[illegible]

[illegible]ト、其他の機械的工業相當に勃興し、明治二十年の初に至りては工場數八百八十餘（資本金千圓以上職工十人以上のもの）其の使用に係る職工は六萬三千人を數ふるに至れり。

要するに明治十年以後に於ける我工業界は民業の創設を來すと共に、茲に工業革新の端緒を開き、其後の明治二十年の交に至りては民間の事業大に起り、遂に主要工業の組織を一變せしめたるものにして、明治工業史上に一新紀元を劃せるものと謂ふべし。

第五章 日清戰爭後に於ける工業勃興時代

明治二十年以後我工業發達の趨勢は益顯著となり、各般の機械的工業は相踵て勃興せり。彼の綿絲紡績業の如きも見るべき發達を爲せるは實に二十二年以後のことに屬す。然れども盛[illegible]の循環するは經濟界の常軌にして、企

大倉喜八郞氏

業勃興の反動は二十三年の恐慌と爲り、事業界は一旦沈滯の狀況を呈し、未だ充分に其の挽回を見ざるに拘らず、二十七年朝鮮事件に關聯して清國と戰端を開くに至り、一般經濟界は玆に警戒の時代と變し、爲に新事業は勿論、既設工業の如きも亦一打撃を受くるの止むなき狀勢と爲れり。然れども皇軍の連戰連勝は首尾よく平和を克復し、巨額なる償金の收受及戰勝の聲威は大に人心を鼓舞し、加之金融機關の發達は資金供給上幾多の利便を與へたるを以て、形勢頓に一轉して企業心は蓋しく刺激せられ各種工業の大勃興を見るに至れり。此の時に當り、紡績、鐵工、機械、織物、印刷、造船等大規模なる會社組織の工業は愈其の數を増加し來り、明治二十五年の初めに於ては工業會社の拂込資本金額は四千萬圓なりしが、同三十年には一億五百萬圓の多きに達し、工場數の如きも七千二百八十七に及び、其の中動力を使用するもの二千九百餘、工場に於ける職工の如きは四十三萬人を超へたり。之を先に掲げたる明治二十年の工場及び職工數と比較すれば七倍乃至八倍の増加にして、更に之を日清戰役前二十六年の工場數二千餘に比すれば、[illegible]

若尾逸平

忽ち二倍の増加を爲せり。以て當時如何に各種工業の勃興せるかを想見するに餘りありと謂ふべし。

然るに明治三十年金本位制の採用せらるゝありて幣制の基礎は爲めに確立せりと雖も、一時對清貿易に不利を來し、同三十三年には北清事件の起るありて、大に清國輸出の減退せるものあり、就中紡績業者の如きは未曾有の困阨に陷り、資金融通の請願、合同、買收等幾多の方策を講して、漸く其の難關を經過せり。日清戰爭前後の我工業發展の狀況を通覽すれば、洵に多事多端にして、其の間一張一弛、一進一退を免れずと雖も、大體に於て機械的工業殊に會社組織に依る大工業の勃興時代と稱するを得可く、顧みれば政府が明治初年以來機械的工業の扶殖に努めたるものは玆に二十有餘年の歲月を經過して漸く其の成果を收め得たりと云ふべし。而して其の興起したる機械的工業の主なるものは器械生絲業を始めとし、綿絲紡績業、絹絲紡績業、機械織布業、造船、車輛及機械製造業等の鐵工業「セメント」硝子、煉瓦、燐寸、洋紙、印刷等の諸工業にして就中造船業の如きは、従來公私の造船所の設立ありし[illegible]

雨宮敬次郞

鐘淵紡績會社

[illegible]獎勵法の制定以來特に長足の進步を爲せり。又軍艦、銃砲其の他兵器の製造に關する鐵工業の如きも此の交より著しき發達を爲し、以て今日の如き巨艦の戰造又は精器の製作を見るに至れり。其の他製革、煙草製造、麥酒、精製糖、護謨製品「ペイント」人造肥料、電氣、金屬製煉業等、工業も漸次發達し來り、又新染料の輸入以來染織工業著しく進步し、色漆の發明以來漆器業益發達し、[illegible]現時の主要工業は此の期間に於て[illegible]進步を爲せり。

第六章　日露戰爭前後に於ける工業成熟時代

日清戰役後一旦盛況を呈したる事業界も、明治三十二年の交に至りては、再び萎靡沈滯に傾き、戰後の企業熱に驅られて勃起したる泡沫會社の如きは、彌縫其の效なくして解散するもの相亞で生じ、一般工業亦頗る不振に陷り、紡績業の如きは生產過多の爲め、最も窮況に陷りたり。然れども之が爲め基礎薄弱なる事業者は一敗地に塗れて亦立つ能はざるに至り却て工業界の空氣を廓淸すると共に久しからずして財界の漸く恢復するに從ひ一般の諸工業も漸く整理の緒に就くを得たり。

此の時代に至りては(一)工業に關する敎育は、益々進步し、各種工業學校の設立せらるゝあり。以て近世科學の攻究其步を進め(二)金融事業は愈發達して其*

信州片倉組製絲工場

三池宮の浦炭坑

*の融通力も增加し殊に明治三十年以降に於て勸業銀行及興業銀行の設立を見るに至り、工業の金融機關漸く備はり(三)交通運輸の發達亦著しきのみならず、多年の經驗に依りて工場の經理に一段の進步を致すものあるが如き此等諸種の原因は相俟て工業發達の基礎は益鞏固を致したり。

此の時に際し日露の風雲急を告げ、不幸にして遂に三十七年春、釁を開くの已むを得ざるに至り、我工業界も亦一時非常なる恐惶を來せりと雖も、當時軍用品の需要大にして戰役に伴ふ[illegible]

長崎三菱造船所

▲我全勝に歸し、未だ二年ならずして、其の終局を告げたるのみならず、戰後外債の募集及外資の輸入せらるるありて漸く資金の充實を來し、二十九年下半期以來頓に企業熱の昂騰を促し、新會社の設立並に既設會社の擴張は著しく其步を進め戰役前三十六年に於ては全國の會社拂込資本金の總額八億八千七百萬圓なりしも四十一年に至りては十二億一千五百萬圓に上れり、又工業會社の如きも三十六年に其數二千四百四十一、其拂込資本額一億七千七百萬圓なりしに四十一年に於ては會社數三千六十五(約三割の增)と爲り拂込資本金額四億四千萬圓(約二倍半)に達

八幡製鐵所

勸業銀行

[illegible]し。然れども昂上の極端に走りたる企業界は之が反動として四十一年の頃に至り、一頓挫を來し、加ふるに世界的經濟不振の餘波を蒙るありて一時少からざる累を工業界に及ぼせりと雖も、主要なる工業は日清戰爭後の覆轍に鑑み、自重の態度を採り來れるを以て、亦曩日の如き失敗を再演することなく、其後漸次健全なる發達を爲しつゝあり、殊に近時に至りては工業會社は或は增資して以て發展を講じ、又は合同して其の業務經營を爲すの結果工業の規模は著しく擴大せらるるのみならず、製麻業、麥酒製造業、紡績業、製紙業、其の他に於て「トラスト」又は「カルテル」の如き新企業組織に依るの傾向を見るに至れり。

此の如く工業會社の興起するに伴ひ各種工場の數も亦增加し、今や工場數一萬三千、職工數約七十萬を算するに至れること、左表の如し、而して動力を使用する工場は、逐

[illegible]勃興するに從ひ水力電氣又は瓦斯に依る動力の使用著しく增進せることは、我工業界の現況中顯著なる一事實なりとす*

岩崎彌之助

工場累年比較

年次	工場數 原動力ヲ用ヒル工場	工場數 原動力を用ひざる工場	工場數 計	職工數 男	職工數 女	職工數 計
四十三年	六、七二二	六、七九一	一三、五一三	二七四、五八七	四四二、五七〇	七一七、一六[illegible]
四十二年	六、七二三	八、七〇三	一五、四二六	二四〇、八六四	四五一、三五七	六九二、二二[illegible]
四十一年	五、六一七	五、七七三	一一、三九〇	二四八、七五一	四〇〇、九五五	六四九、六七[illegible]
四十年	五、〇一七	五、七三一	一〇、四三八	二五七、三五六	三八五、九二六	六四三、二六[illegible]
三十九年	四、六三六	五、七〇五	一〇、三六一	二四一、九四四	三六九、二二三	六一一、一七[illegible]
三十八年	四、三三五	五、四四一	九、七七八	二四〇、二二八	三四七、五六二	五八七、八[illegible]
三十七年	四、〇〇〇	五、二三四	九、二三四	二〇七、九五一	三一八、二六四	五二六、二三[illegible]
三十六年	三、七四七	四、五三六	八、二七四	一八三、四〇四	三〇一、四三五	四八三、八[illegible]
三十五年	二、九九一	四、八三〇	七、八二一	一八五、六二一	三一三、一六九	四九八、八[illegible]
三十四年	二、七六四	四、五八五	七、三四九	一六七、九〇四	二六五、九〇九	四三三、八[illegible]

東京瓦斯會社工場

顧て外國貿易の増進如何を見るに輸出入總額は明治十年の五千餘萬圓（内輸出二千三百萬圓）より明治三十年の三億八千二百萬圓（内輸出、一億六千三百萬圓）に及び更に最近四十▲

▲四年に至りては九億六千百萬圓（内輸出、四億四千七百萬圓）の多きに達せり。而して本邦に於ける重要工産品の産額輸出額の増減狀態及之に對する輸入工産品の趨勢を案ずるに明治二十六年には工産品の輸出額二千七百餘萬圓なりしに、同四十一年には一億六千萬圓に達し、約六倍以上に増加せるものあり之を内地産輸出總額の同期間に八千九百餘萬圓より、二億七千八百餘萬圓と爲り、四倍半の増加を爲せるものに比して、其の進歩の極めて迅速なるを知り得るのみならず輸入工産品の價額が三十六年の五千二百九十餘萬圓より、四十一年の二億一千三百萬圓に及び、約四倍の増加を致せるに比較するも、我工産品の輸出増進の程度著しきの事實を認め得べし。此等外國貿易の消長は、亦以て將來に於ける本邦工業の發達を卜するに足るものなるを以て、左に工産品及其の他の輸入統計を掲げん。

輸出品價額分類表

品目／年次	明治四十一年	同四十年	同三十九年	同二十六年	輸出總額に對する割合 四十一年	四十年	三十九年	二十六年
工産品	一六一、四〇五、〇七〇円	一八七、九九五、一〇八円	二〇三、三六一、〇四八円	二七、六八〇、五五九円	四、二七	四、三五	四、八〇	三、〇四
農産品	一三五、二四四、二六一	一四四、三三一、四三六	一三四、五三二、八〇四	四〇、四三六、八七二	三、五八	三、〇〇	三、一六	四、五四
水産品	九、七六八、一九四	一三、〇六五、四六三	一〇、五四三、三三〇	五、〇五二、九七四	〇、二六	〇、三〇	〇、二四	〇、五六
林産品	一一、〇〇六、四四五	一八、七六〇、三三三	一三、一四三、一八七	一、七五三、五八四	〇、三〇	〇、四三	〇、三一	〇、一九
鑛産品	四二、五四〇、六八四	四九、七五〇、九六九	四三、七一五、七七九	九、八四六、〇七七	一、一〇	一、一三	一、〇三	一、〇九
其他	一八、二五〇、九九九	一九、五〇九、六二五	一九、四四〇、八四四	五、二四二、八四七	〇、五〇	〇、四四	〇、四三	〇、五八
輸出額總計	三七八、二四五、六七三	四三二、四一三、八七三	四二三、七五四、八九二	八九、七一二、八六五	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇

輸入品價額分類表

品目／年次	明治四十一年	同四十年	同三十九年	同二十六年	輸入總額に對する割合 四十一年	四十年	三十九年	二十六年
工産品	二一三、二七三、九三七円	二五八、三三九、五九三円	二四六、八一四、三五七円	五二、九六八、三五七円	四、八九	五、三三	五、八九	六、〇〇
農産品	一四七、六一九、七七二	一六〇、四二七、〇三一	一〇七、三〇七、三四〇	二五、四五五、七二一	三、三八	三、三四	二、五六	二、八八
水産品	三、三七八、八二五	三、三一五、三七八	三、七六一、六〇八	三三七、一九五	〇、〇八	〇、〇七	〇、〇七	〇、四四
林産品	六、九六八、七八六	五、七九一、七四〇	三、四三〇、〇二九	一七二、三五〇	〇、一六	〇、一三	〇、〇八	〇、〇二
鑛産品	六〇、〇五六、三二一	六三、一二四、五七一	五四、九一四、二九四	八、九四五、六六〇	一、三八	一、三六	一、三[illegible]	一、〇[illegible]
其他	四、九六〇、九三三	四、四六九、〇[illegible]四	[illegible]六六六、六八[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
輸入總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]注目に値すべきは我輸出入貿易の上に於て、當初最も重要なる地位を占めたる全製品の輸入は漸く減退して、原料的物貨の輸入を増加し、反對に製品の輸出多きを致し、外國貿易の關係玆に一轉せんとするの傾向にあり。凡そ一國の工業が發達するに從ひ、其の工業輸出品は原料品より、漸次全製品に轉化すべきは當然の事理にして、晩近に至り此の趨勢の顯著なるものあるは、亦以て本邦の工業が健全なる發展を爲しつゝあるの一證左と見ることを得べきなり。今明治十年以降の輸出入貿易に於て、其の價額百萬圓以上に及べる品目に依り、粗製品、半製品及精製品の三種に大別し、之が消長の狀況を表示すれば左の如し

輸出品價額分類表

品目／年次	明治四十三年	同四十年	同三十年	同二十年	同十年	百分比 四十三年	四十年	三十年	二十年	十年
粗製品	四三、三三三、六一四円	四一、五七八、〇〇〇円	二五、四七三、一九九円	八、六五七、一九七円	五、一〇〇、三六三円	九、七	一七、三	一六、〇	一七、〇	二二、六
半製品	二四四、五一六、一七六	三九、四六七、九一三	八七、一六一、四一二	二六、八四九、三六〇	一二、一二三、四六九	五四、六	一六、四	五五、〇	五三、〇	五三、九
全製品	一五九、一五六、六〇六	一五九、〇二五、二九九	四六、四九九、七六九	一五、〇八一、八五〇	五、二八六、〇三七	三五、七	六六、三	二九、〇	三〇、〇	二三、五
計	四四七、三一六、三九六	二四〇、〇六九、三二一	一五九、一三五、三八〇	五〇、五六八、〇〇七	二二、五〇八、八六九	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇

輸入品價額分類表

品目／年次	明治四十三年	同四十年	同三十年	同二十年	同十年	百分比 四十三年	四十年	三十年	二十年	十年
粗製品	二二四、二〇三、三四六円	一九九、八七一、四一〇円	七八、六四五、一一七円	二、七八二、四一八円	九六八、一〇二円	四八、七	四〇、七	三六、一	六、五	[illegible]、三
半製品	一一六、七〇〇、八二七	一三三、四六四、一四〇	四三、三六八、四六八	一四、七九七、一四七	七、二九六、六五三	二五、三	二七、一	一九、八	三四、〇	二九、九
全製品	一一八、八八一、一二三	一五七、二三九、七六八	九六、〇〇九、七八八	二五、八六六、一〇四	一八、三五七、七八六	二六、〇	三二、二	四四、一	五九、五	六九、八
計	四五九、七九一、二六九	四九〇、〇七五、三一八	二一七、七九三、三六三	四三、四四五、六六九	二六、七一二、五三九	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇

[illegible]一は關税の改正是なり、工場法の制定は明治十五年以來の問題にして、明治三十三年に至り政府は臨時工場調査費を議會に要求し、三ケ年間に亘りて、内國工場等の實況及外國に於ける工場法の制度を調査し、明治三十五年二たび法案を公表して汎く意見を徴したりしも、日露の時局に依る經濟界の緊縮の狀況は、未だ遽かに本法の制定を可とせざるものありたるを以て、政府は暫く法案の提出

東京電燈會社發電所

を猶豫するの止むを得ざるに際會せり。日露戰爭既に終りを告げ、經濟界の平靜に復するや、三たび法案を公表して、之を第二十六議會に提出したるも、徹夜業禁止の箇條は遂に本案を撤回するの已むを得ざるに至らしめたり。翌年政府は四たび法案を公表して世論を徵し、且つ豫め生産調査會の審議に付したる後、遂に第二十七議會の協贊を得て、四十四年三月法律として公布せらるるに至れり。

稅權の束縛は既に述べたるが如く安政慶應の交に胚胎し、爾來明治政府歷代の當路者は、常に其の恢復に努めたるのみならず明治二十七年以後に於て、歐米諸國との間に通商條約の更新せられたるものありと雖も、我邦の工業は依然片務的協定稅率の下に、外國品の激甚なる競爭を受け、之が爲めに當に起るべくして起らざりし工業あり。又起りて遂に倒れたるものあり。彼の日淸戰役及日露戰役後に於ける事業の勃興も、其の終りを全ふするを得ざるものありたるは、事業計畫の基礎薄弱なるに因るものありと雖も抑又關稅の保護薄かりしに因るもの甚だ多し。又四十二三年頃の工業界には一面飽和點に達したるか如き氣象の現はるるあり。資本家も技術家も多少の惰氣に襲はれたるが如き形跡を遺せるは起すべき新事業なきの故に非ず。起して外國品との競爭に堪へざるを慮りたるに依る。惟ふに我國に於ける新條約の締結及爾後に於ける改正の歷史は幕末より明治四十五年に亘る數十年間常に國家の大問題として、單に學者政治家の頭腦を苦めたるのみならず。時に或は流血の慘を繰返すものありたるは、沓人の知る所なり。然かも我は時勢の進運と共に、歩一歩其宿望を貫徹し、先づ法權を恢復し、重ね稅權を恢復せり……

……權の恢復は實に我國「工業上の自主權」を樹立したるものにして、此の保護に依り從來何等の掩堡に據らず、時として何等の武器を手にせずして、熟練なる外敵に當り來りたる工業家は、始めて對同の武裝を具へて、彼れに對抗するを得るに至りたる者なり。

工場法の制定は職工特に婦女幼少者の不當使役を戒め、工場の危險又は不衞生なる設備を禁じ、以て我工業の基礎を根本的に培養せしめんとするものに外ならず。關稅の保護は强力熟練なる海外の工業家に對し、幼弱なる工業を掩護するに在り。一は內に在りて工業の基礎を堅實鞏固ならしめんとし一は外に對して立脚の地歩を與へんとす。乃ち一は助長の形式を採り、一は制限の形式に依ると雖も、其の歸する所は工業の健全なる發達を希圖するものに外ならざるなり。

第七章　結論

明治の初めに於ける移植培養の時代を經て、日淸日露の兩役前後に於ける大躍進と爲り、關稅の改正、工場法の制定を以て其の終を閉ぢたる明治の工業史は、其の「用意せられたる舞臺」を以て首尾克く大正の時代に引繼ぐものにして、大正の工業史は此の築き成されたる舞臺の上に我事業家が將に成すべき活躍を描き出さんとするものなり。

明治天皇陛下御治世の始めより、其の今日に至る工業の沿革を槪覽するも、工業助長に關する百般の施設一として其効果を奏せざるものなきを見ると共に、御惠澤の潤ふ所資本家は勿論、下は宇屋の中に勞働する職工に及ぶ……

明治の水產

農商務省水產局長　道家齊

（北海道の鮭漁地曳網）

一　緒論

我國の地勢は西は日本海を距て、亞細亞大陸と相對し、東は渺漠たる太平洋に抱かれたる幾多の島嶼より成立するを以て、其の海岸線の延長實に七千四百餘里に及び、四邊凡て水の周流するのみならず、寒温の二大潮流南北より來流して、よく水温の調和を保たしむる爲めか、水族の分布頗る良好にして、水產物の饒多なる、其の比を見ず、經濟上の重要なるものは約四百餘種に及び、魚族の知られしもの已に略八百餘種と稱せらる。

而も陸に蜿蜒たる河川奔流し又湖沼に乏しからず、隨て淡水產の魚族亦豐饒なるを以て古……獵漁の術必ずしも發達せず、唯住民は、多く太古より半農半漁の生活を支持し、或は出て……上に漁獵し、入つては田畝に耕耘したり、殊に明治維新前は、二千餘年の久しき間、國を鎖て他と相交らず、嘗ては大船巨舶の建造をすら嚴禁したりしを以て、遠洋冒險の事業は又……して興らず、且つ各藩割據の時代は獵區の分屬徒らに煩嚴、比隣互に境界に紛紜して一令一……に行はれず、民皆消極的平和を樂しみ、水產業の如き眞に見るに足るものなかりき。

然るに明治の聖帝一度即位せられてより、王政復古し、文物燦然として興り、諸制大に改……るに及むで、漁獵も亦舊慣を棄て、全く其の面目を一新するに至れり。

二　漁業及び養殖

已に前述の如く、漁業も舊觀を一新せりと雖も、半農半漁の我國民、殊に獵漁に從事す……のの知識の程度一般に低く、且つ斯業を講究する機關尚不完全なるが爲め、他の事業に從……

るものに比し、理想乏しく、世事に疎きを以て、世の趨勢を洞察し、之れに順應する能はず、其の進歩必ずしも捗しからず、唯此間に於て、稍見るべき進歩の跡を見るに官廳又は協會等の奬勵誘導次第に其功を奏し、交通の發達又之れを助け東西有無相通じ南北良否を換へ近海の漁業は稍々生面を展くに至る、而して漸次從來の半農半漁の制は更まり漁業を專業とするもの多く輩出し、殊に其數漸次增加して、今は已に略百萬に及び、漁船漁艇又年と共に改良增加し、漁場は其區域を沖合に擴張せられしのみならず、遠洋に出獵するもの、年と共に其多きを加ふるに至れり。

水産講習所

而して此の間にあつて、間接に發達進歩の原因を爲せる諸制諸設備に關しては、後章に讓り、直接の因を爲せるものを探究せば、漁具の改良は蓋し其の最たるものなら[illegible]則ち巻網類殊に巾着網及繰揚網の使用之れなり。巾着網は、其の範を米國に探りたるものなるが、初めは使用に慣れざりしを以て、種々の故障を生ぜしも、幾多の經驗を閲みし、各地方各〻其の長を採つて、從來の巻網の短處を補ひたり。又、從來回遊魚を捕獲するに當りては、礒付の魚類を捕ふると同じく、曳網若しくは建網を使用して、魚族が一定の魚場に回遊するを待つて初めて漁獲するを常とせるも、巻網の發達に伴れ、魚族の游泳するを追跡捕獲するに至る。單り是等二三漁具の改良のみならず、各般の改善大に面目を改め漁利を增進せしと雖も、未だ進んで養殖の事に出でず。唯自然に繁殖棲息する魚族の捕獲に努めたりしも、漸次官民の保護奬勵により、積極策を講究すべき氣運に到達し、水産業の隆生を招致するに至れり。則ち農商務省は明治十二三年頃より魚貝の養殖試驗に從事し、民間又之れに傚ふもの多かりしが、其の一二を擧ぐれば、埼玉縣白子漁場に於て米國產鱒、清國種鯽魚鰊魚及琵琶湖の鯉魚等の卵子を採集し、養殖を計ると同時に函館茂邊地川及新潟三面川に鮭の卵を採集し、之れを大分、熊本、滋賀、靜岡、山口、諸縣の各養魚場及日光中禪寺湖等に分配して、蕃養せしめ、更に神奈川縣相摸川等に放ちて蕃殖を企圖し、爾來年々採卵蕃養を怠らず又明治十七年始めて鰊魚の移殖に着手し、卵子を北海道札幌に求め、佐渡の推伯瀞に試殖したる等、擧げて數ふ可らず。然るに翌十八年二月水産局の創設せらるゝや、漁業の[illegible]

六月各府縣[illegible]出獵の同業者六十餘名を招集して、水産諮問會を開き、同業者の團結を鞏固にし諸事の改良並に漁族養殖を謀りて全國の模範たらしめ、新たに貿易品の利源開發に着手し、清國の重要輸出品たる海鼠及蟶貝の移殖に努め三重縣下に海鼠を移放し、蕃殖を計ると共に、九州有明海に蟶貝養成場を設け鋭意斯業の發達を企圖し、同十九年に至り漁業組合準則を發布して捕魚採藻の期節、漁具漁法の制限等専ら實利上の關係に於て各地に同業組合を組織せしめたり。かくて斯業は稍顯著なる發達を見るや、二十三年獨立の水産局を廢止して農務局に合併することゝなりしが、此頃より漸次漁業の發達漁民の增加に從ひ、漸く同業者間の紛擾を攪發し、殊に打せ網の使用に關し、紛議續發し、爲めに農商務省は實地に就き調査を遂げ、廿五年の一月同省訓令第三十三號を以て、水産事項の特別調査を行ひ、次て水産事業の進歩と漁政整理の參考に供したり。爾來漁業の發達に伴れ、近海に於て遂に酷漁濫獲の弊風生じ、之れが矯正策として漁業制度統一の必要を認め政府は同卅六年漁業法案の編制に從事すると同時に、他方漁民は近海をはなれ、漸く遠洋の漁業に就くもの多きを加へたり。

三 漁區の擴張

官民の一般保護奬勵に促がされて近海獵漁の發達を見たりと雖も、今や進むで遠洋に漁區を擴張せざる可らざるに至れ[illegible]して之れ等は一般魚貝の獲獵にも從事したり。[illegible]て捕鯨及び臘虎、膃肭獸獵を企圖したり。固より我國の捕鯨業は拙劣なるものにあらざりしと雖も、網獲法より進んで銃砲又は爆裂彈を使用し遂に汽船を以て海上に鯨族を驅逐するに至れり。次ぎに臘虎及び膃肭獸は我が千島列島の領海に產するに過ぎざるも其の利益の巨大なるを知れる斯業者は、非常の危險を冒して進く北方に航するより、其結果、往々國際問題をすら惹起するあるのみならず、我が領海内の濫獵を防止せざる可らざるに立至れり。曩に政府は明治十九年勅令を以て臘虎、膃肭獸獵獲及生皮輸入販賣規則なるものを發布し二十八年法律第十號を以て更に臘虎、膃肭獸獵法を制定發布し[illegible]獸の蕃殖を保護すると同時に、獵業を奬勵するの方針に出で則ち該獸を獵獲せんとする者は農商務大臣の免許を受くべく政府は此兩獸保護の爲め、禁獵區及禁獵期を定め、獵船、獵具、獵法を制限し、牝牡の年齢に依り、獵獲を禁止することを得る等の制を定めたり。次いで政府は一般遠洋漁業の奬

前水産講習所長松原新之助氏

に關し、同三十年三月法律第四十五號を以て遠洋漁業奬勵法を制定發布したるが、其内重要點左の如し。

遠洋漁業を奬勵せんが爲め、國庫の内より毎年十五萬圓以内を支出す。其のこれを受けんとするものは、帝國臣民、又は帝國臣民のみを社員若しは株主とする商事會社にして、自己の所有に專屬し、帝國船籍に登錄したる船舶を以て、勅令に於て指定する漁獵又は漁場の漁業に從事するものに限り、出願に據り與ふるものにして、其の奬勵金を受け得べき船舶は、木製と鐵製とを問はず、總噸數汽船五十噸以上、帆船三十噸以上にして農商務大臣の定むる船舶艤裝規則に合格し、其の乘組員は總員の五分の四以上帝國臣民を以て組織するものに限る。

遠洋漁業奬勵金を受けんとするものは、其の船舶に對し、豫め農商務大臣の認許を受け置くべく、農商務大臣は出願者にして、漁業の組織確實なるものには漁獵の種類又は漁獵の場所により、定率を設け、五ヶ年以内奬勵金の下附を許可することを得べし。但し汽船總噸數毎一噸に付一ヶ年金十五圓、帆船は總噸數毎一噸に付一ヶ年十圓、乘組總員に對し、毎一名には一ヶ年金十圓以内たるべき制限あり。

斯の如く奬勵の方法を設け、爾來獵業發達の實蹟に徵し、法律に改正を加ふる所あり、其間奬勵金を與へたるものに對し、遠洋漁業に關する調査を爲さしめ、又は遠洋漁業練習生を乘組ましめ、之れを講究せしめたり。爲に大に遠洋漁業は促進し、最近にありては奬勵金を要せざるの程度に達せる捕鯨業、汽船トロール漁業の如きなり。目下奬勵金を交付せる漁業船百餘隻、收獲は年約百萬圓を算するに至れり。其他奬勵金を受けざるも、同程度の設備組織を有する漁船は、鰹漁船のみにても八百餘隻の多きに達するの盛況に上れり。

外國に出漁せるは、朝鮮近海に於けるもの最も古く、明治二十二年日韓漁規則締結以來、年々多きを加へ韓國併合以來愈々其數を增し、漁船三千餘隻、漁民五千餘人に達し、漁獲高も三百萬圓に上れり。又露領に於ける本邦人の漁業も最近に發達せるに非ずと雖も、明治四十年日露漁業協約以來、益々發達し、最近本邦人の租借漁區百八十餘區、漁夫略四千人と算せられ、漁獲高百數十萬石に上る。

英領加奈陀に於ける本邦人の漁業は主として鮭漁にして其創始は明治二十一年にあり。當時スキーナ河に於て、大に利益を占めてより、渡航者漸く增加し、其後同地政廳の免許を受け、是に從事する本邦人所有船は明治四十年頃已に二百餘隻に達せり。

左に遠洋漁業最近の狀況を數字に示せば

年次	帆船 船數	帆船 人員	汽船 船數	汽船 人員	漁獲物價額（千円）
三八	三、五八二	二八、九一三	—	—	一、九三四
三九	三、三八六	二九、七五一	四	七二	三、二六二
四〇	三、八七九	三五、一五四	一八	三三四	三、六四〇
四一	三、七〇八	三六、二〇四	四三	六四六	五、二一四
四二	三、三〇四	三五、七〇三	四四	七〇四	四、五三七
四三	三、〇六一	三三、八七七	六二	一、二一九	五、〇五四

四 保護奬勵策

政府は水産の發達の爲め各方面に於て或は制限し、或は保護奬勵の策を講じ、鋭意斯業振作に努力したるが、明治初年勸業寮を置き農業山林[illegible]

[illegible]に[illegible]せられたるは、明治八年の[illegible]。其後前述の如く養殖事業及保護策に關し[illegible]規定したりしが、更に遠洋漁業の保護を規定し、現今の漁業法を制定實施し當業者くは法規を設定し、更に遠洋漁業の保護を規定し、現今の漁業法を制定實施し當業者は確實に漁業權を享有するに至れり。其の要旨に曰く、

遂に明治三十四年に至り、現今の漁業法を制定實施し當業者は確實に漁業權を享有するに至れり。其の要旨に曰く、

本法に於て漁業と稱するは、營利の目的を以て水產動植物の採捕又は養植を業とするものを言ひ、漁業者と稱するは、漁業を爲すもの、又は漁業權を享有するものを稱し、利有水面には別段の規定ある外、本法を適用せざるものにして、漁具を定置し、又は水面を區畫して漁業を爲すの權利を得んとするものは、行政官廳の許可を受くべく、又水面を專用して漁業を爲すの權利を得んとするものも、亦許可を受くべきものとす。

漁業免許の期限は、二十ヶ年以内にして、免許期間は事情により更新することを得べし。漁業權は免許を受けたる日より、一ヶ年間漁業に從事するものなき時、及引續き二ヶ年間休業したる時は、行政官廳に於て之れを取消すことを得べし。又水產動植物の蕃殖保護、其の他公益上必要ありと認むる時は漁業免許を制限し、若しくは停止し、又は取消すことを得るものとす。

漁場の區域又は方法を標示する爲め、標識を建設せんとするものは、他人の土地に立入り、又は使用することを得、尤も此場合には、行政廳の認可を要し、之れが爲め、他人に損害を與へたる時は、請求に應して補償すべし。次きに地方長官は、水產動植物の蕃殖保護、又は漁業取締の爲め　主務大臣の認可を經て、(一)水產動植物の採捕、若しくは販賣に關する制限、又は禁止(二)漁具漁船若しくは採捕の方法に關する制限又は禁止(三)漁業者の數又は其の資格の制限(四)水產動植物に有害なる物質の遺棄に關する制限又は禁止を爲すことを得べく、主務大臣は溯河魚類の通路を害するの恐ありと認むる時は、一定の區域内に於ける工作物設置の制限、又は禁止に關する命令を發することを得べく、又所有者に除害工事を命し得べし。

又同法に於て漁業組合の事を規定して曰く、

[illegible]て定むべく、北海道に於ては郡を以て漁業組合の地區と爲す。[illegible]內に於て定むべく、北海道に於ては郡を以て漁業組合の地區と爲す。漁業組合は漁業權の享有及行使に付、權利を有し、職務を負ふものなるも、自ら漁業を爲すことを得ず。但し組合に於て其の地先水面專用の認許を受けたる時は、組合規則の定むる所により、組合員をして漁業を爲さしむることを得べし。

かくて漁業者は從來の慣習に基き、其の權義を初めて確保せられたるが、更に斯業發達に關して、民間設備の二三を[illegible]發せんに、其の最も有效なりと認めらるゝは、各民間の團殊に大日本水產協會、水產博覽會並に品評會及其の講習之れなり。今序を追ひて略述せん。

大日本水產會は其初め明治十三年頃有志者相圖りて、水社なるものを東京に設けたるに基き、後進むで學理の研究驗の交換を爲し、各地方の水產會と氣脈とを通し、同十[illegible]一月本會を確立せり。當時會員二百餘名なりし。其事業[illegible]產傳習所は明治廿二年一月の創立に係り、農商務省の囑[illegible]徒をも教育せしが、後同省の繼承する處となる。而して[illegible]卒業生が、斯界に新知識を利用善導し、輿論を喚起し、[illegible]の發達に稗補したり。次きに水產博覽會は明治十六年始[illegible]東京に開催せられ三十年神戸に第二回の同會を開き、又[illegible]水產博覽會が明治十三年には伯林に開催せられ、十五年[illegible]倫敦に開かれ、三十一年には諾威國ベルケン市に萬國[illegible]覽會の開設あるや、我國は進むで出品し本邦水產界の[illegible]

海外に紹介する所あり。水産教育は前述の如く大日本水産會に於て二十一年其の傳習所を設置し、更に政府は又東京農林學校内に水産の簡易科を設け、更に政府は水産會の傳習所を繼承して、水産講習所と改稱經營したる外、各地方に講習所、試驗場等の經營起り斯業の發展に貢獻する所、著大なるに至れり。地方勸業費中水産に屬する費目は二十八年度に於て僅々三萬圓なりしに四十三年度には百八十餘萬圓に達せり。

捕鯨船

五　製造及製鹽業

漁業の發達と當業者の博覽會其他に於て識見の啓發せられたる結果、漸次水産物の製造の改良發達を促がし、機械力を以てせるもの漸く其數を增加したるが、其の最も大なるは罐詰業の發達にして、明治十年始めて長崎及北海道に於て試驗的に製造せられたるも、我國人の嗜好は交通機關未發達の結果、斯業必ずしも振はざりしが、日清日露の兩役以來長足の進歩を爲し續て全國に普及するに至れり。其の他燻製鹹魚の如きもの歐洲風の製造を試製するもの增加し、殊に鰹節の製法乾魚[illegible]の製法も、交通の發達に伴れ、自ら改良の實を見るに至る。斯の如きは單り水産食料品のみに止まらず、明治十五年魚油精製の始めて着手せられ、同十七年製品を英國に送つて販路を開かんとし、又海豚油の製造及水産肥料搾粕の如き、皆漸次改善せられ、隆盛を至せり。而して我國の水産製造物の種類は實に夥しと雖も、是を大別すれば、食用品、藥品、肥料及工業用品等にして、就中主なる食用品は乾燥、鹽乾・煮乾鹽製、罐詰及燻製の各方法によると、肝油沃度の如き藥品及び介殼鱗等の各工藝材料及糊料の如き、工業用品を供給する等、利用の方法大に發展し爲めに此等製造品の年産額は明治二十三年に於て、二千六十五萬餘圓なりしもの二十六年に二千七百餘萬圓に上り、三十九年には三千百餘萬圓、四十三年には三千八百餘萬圓に達せり。最近の統計は左の如し。

年度	産額（千円）	年度	産額（千円）
三五	二八、六五七	四〇	三九、二六七
三六	二九、五七〇	四一	三五、四九二
三七	三一、七二七	四二	三五、一三〇
三八	三五、五〇〇	四三	三八、六〇六
三九	三三、五四三		

製鹽事業は我國に於ても起源頗る遠く、二千年以前より之れありたるも、多く天日に據るものなりしが、明治十四年以來政府も其の製造改良に鋭意し、十五年四月山陽地方鹽田調査及洋式製鹽場設立試驗を行ひしも、天候の爲め失敗に了り十七年に至り其の改良上其の産地たる長、防、三備、藝、播、阿、讃、豫、十州の當業者が[illegible]

規約を確め、斯業の[illegible]計りしが、[illegible]を分立せしめ、且つ製鹽期は一ヶ年を六ヶ月間に制限し、又歐米諸國の食鹽精製法を擬し、食鹽精製の改良試驗を行はしめ、十九年更に鹽竈罷改良試驗を山口縣下、佐波濱方村に於て實施し、當業者の參考に供したる等ありて、斯業の發達も亦見るべきもの多く、今や專賣法の實施せるゝに至り、毎年の産額十億萬斤に達せり。

六　結論

前數章に於て略述せる如く我國は四周皆水なると共に、河川の魚貝も、亦必ずしも乏しからず、已に各方面の進歩發達頗る見る可きもの多く、製造物を除き、單に全國に於ける漁獲物の價格を見るに明治三十年には三千九百餘萬圓、三十三年には四千四百餘萬圓四十三年には七千八百餘萬圓に達したり。然れども此總計は頗る不完全なるものなれは、實數は一億四五千萬圓に及ぶならんと信ず。而して全國漁業者の所有若しくは使用する漁船の數は今や四十二萬四千餘隻に達したり。

年度	日本形漁船數	西洋形漁船數	漁獲高（千円）
三五	四三六、三三五	—	四五、二四二
三六	四三五、六二八	—	四二、一四六
三七	四二六、二八七	—	四三、八九三
三八	四二二、九七六	三一六	五〇、二六二
三九	四二六、四二九	五五九	五四、六七四
四〇	四三一、五七五	四四三	六二、八五七

又我國の水産物は從來內地人の消費するもの、殆と全部を占め僅かに海外に輸出するものは、明治元年に於て五十六萬餘圓に過ぎざりしも、十六年頃には九百三十六萬餘圓に達し、今は各種を通産して略千三百餘圓內外に上れり。而も其の大半は支那地方に輸出せらる。

鰤漁を以て名ある日高氏の漁業事務所

而して歐米諸國に輸出するものは魚油寒天、貝殼等の工業用品を主とし食料品に最近に於て蟹及鮭等の罐詰輸出の途開け外[illegible]の嗜好に適する[illegible]以て將來頗る有[illegible]なりと觀測され[illegible]ゝあり。

日本郵船會社と社長近藤廉平男

明治の交通

早稻田大學教授　伊藤重治郎

一、舊幕時代の交通

明治の御代は百事草創の時で、曩だに無かつた土に幹太り枝榮えたる、比々皆然りであるが、中にも運輸交通の事たる國民生活の基礎を爲すものであるから、其進歩發達の跡特に著しく、僅に半生紀間の事蹟としては只驚歎するの外は無いのである。

之を海上の交通に見るに、元來我が大和民族は海に慣れたもので、神代以來常に海上の活動を絶たなかつたが、殊に豐臣時代と徳川初期には、國力膨脹の機に際し政府の施設宜しきを得た爲め、我が商船は殆ど全亞細亞の諸海港に洽ねく、大に商權を張つたは勿論、我が政權を伸ふるにも與つて大に力あつたが、一朝幕府の鎖國政策定められ大船の建造禁せらるゝに及んで、國民の鬱勃たる氣魄は寂寞なく抑壓せられ、海外との交通は僅かに外國船の長崎に來航するに因て微かに保たるゝといふ、極めて消極的なものとなつて了つた。國内に於ける沿岸の航海にしても、何しろ船が小さいから到底沖名遠く航行するに堪へず、常に海岸近くを行く爲め、座礁、乘揚其他の事故頻出し、加ふるに船が脆弱短小であるから、旅客は陸路を利用し得らるゝ限り船を避けた、されば幕府時代の海運は專ら貨物輸送の爲めで、夫れとても船は小さく、從て不安全で速力緩く、着發の期日不定で、加ふるに運賃高かつたから、動もすれば廢れて了らんとするのを非常の努力で僅かに維持し[illegible]

[illegible]者の出入を阻む[illegible]時代であるから、[illegible]繁であつた東海道すら、酒匂、興津、安倍、大井の四川には橋も架けねば舟をも置かせず、必ず徒渉せしむる掟で、或は肩車若くは臺で擔がれて渉つたものだから、大雨の時など河止めで何日も何日も空しく客を眺めて暮さねばならなかつた。況や到る所に關所があるし、雲助、胡摩の蠅が所在に居る。追剝の出沒、旅宿の不完備等悉く行旅の客を苦しめる料ならぬは無い。貨物の運送は專ら人肩馬背に依り、何等運搬具を用ゐぬのだから、速力に於て運輸力に於て不十分だつたのは勿論だ。從て通信の方便に至ても、幕府公用のものは驛傳の法備はり、諸藩大名の信書もまた藩の飛脚之を遞送したから、其速力遲く頻繁では無かつたとしても、兎も角も其便宜はなつたが、庶民に至ては殆ど其便に與る事が出來ず、僅かに町飛脚なるものあり。江戸と大阪の間を往復したので、漸く便をこれに借りて居たが、其兩地間に要する日數は、六日限りと稱する者で實際は九日を要す、十日限と稱するもの丶如きは十七八日を費やしたそうで、其遞送料の高かつた事は六日限便ですら書狀一封に銀貳匁、特別仕立の速達便、正三日半のものなら封物百目限に對し金七匁貳分といふ高額であつたのを見ても其一班が知られる。要するに『旅は憂いもの辛いもの』で、止むを得ざるに非ずんば旅をせず、通信もよくよくで無ければ爲無かつた。否出來なかつたのである。

二、明治の御代の[illegible]

△船舶數　以上の有樣を今日に思ひ較べると、[illegible]も只ならぬ心持がする。幕府が海軍を創設して以來、外國より買入れた新船古船、及び我邦の造船所で造つたもの等總て船籍に上つた運輸船即ち商船は四十五隻で、其中維新迄の破却、除籍等を除けば殘つたのは二十隻であるらしい。外に各藩で買入れたもの丶中維新當時に殘存して居た運輸船が六十六隻で、此兩者の噸數合計は不明であるが、推算するに約壹萬五千噸を超へまい。明治三年の統計では、西洋型船舶合計壹萬八千噸計である。由此觀之明治初年に現存した西洋型船は壹萬五千噸より多かつたと思はれぬ。所が僅の四十五年にして本年六月三十日の統計にては實に百八十※

（社長中橋徳五郎氏）

（大阪商船會社）

明治三年	汽船	帆船	合計
	一五千噸	二千噸	千噸

※萬噸即ち當初の百二十倍に達した譯だ。

明治十年	四九	一三	六二
明治二十年	七二	六〇	一三三
明治三十年	四二六	二七	四五四
明治四十年	一、一一六	三六五	一、四八一
四十五年六月末	一、三九二	四二[illegible]	一、八一[illegible]

（外に石數船千八百二隻積石數六十萬貳千餘石あり）

尤も此增加は自然の發達であるよりも寧ろ戰爭の爲め急迫の要に因て增加したのが少くない。例へば明治七年佐賀の亂より征臺の役、十年西南の亂、二十七八年の役、三十三年北淸事變、最後が日露役で各兵馬及軍需品等の運送の爲めに外船を買入れたのである。殊に日淸役中には約二十萬噸、日露役には約三十五萬噸の增加を示した。昨年新關稅法の實施を見越し外國船の輸入されたもの二十萬噸を超へ、夫や是やで現在の數字に達したのである。今我邦の海運が世界に於て奈何なる地位にあるやを見るに、ロイドの一九一一—一九一二年度統計によれば左の如くである。

五十年前の橫濱

五十年後の橫濱

	汽船（總噸）	帆船（總噸）	合計
	千噸	千噸	千噸
英國	一八、六四三	七[illegible]五	一九、四二八
米國	三、九六二	一、一九五	五、一五八
獨逸	四、〇九二	三七四	四、四六六
那威	一、五三七	六一六	二、一五四
佛國	一、五四二	四三四	一、九七六
伊國	一、〇二六	二一三	一、二三四
日本	一、二〇〇	二	一、二〇三
和蘭	一、〇二九	二八	一、〇五八
露國	七二〇	一八四	八九五
墺匈國	八四四	一	八四六
以下諸國略			
全世界計	三六、[illegible]八二	四、三六五	四三、一四七

右の數字は、日本の帆船の三百噸以下のものを除いたものだから我國の位地が低くなつてゐるが實際は伊太利より上に位すべきである。殊に我が海運業の發達の駸々として目覺ましい點は各國の學者政治家の注意を惹く所で現代海事通として其道の者の異口同音に認めてゐる米國管船局長の如きも其毎年の年報に英獨及日本の海運の發達統計を[illegible]して居る、佛蘭西や[illegible]

策を紹介し論評するにも英獨に次で日本に重きを措いて居る。

▲**我船舶の活動**　實際我が海運は段々怖ろしくなりつゝある。維新當時は諸民は西洋型船舶を買入るゝ者なく、我が沿岸の運送にさへ外國船の跋扈に委せて居た位の有様で明治九年に或は英の彼阿會社、或は支那の招商局汽船が來て我が沿岸の運輸を窺はんとしたが、官民必死の努力で漸く之を擊退し、八年には上海航路を、十二年には浦鹽航路を開き、香港へも臨時航海を營み、兎に角多少共外に向ふの勢を示し來つた。かゝる間に明治十七年大阪商船會社創立せられ政府の補助を得て在來の古船を改良し、徐ろに內國に於ける航業を整理し果たが、二十四年には釜山線を開く迄になつた。超えて二十六年郵船會社は奮發して孟買航路を創始したが、此頃より我が船舶が實際海外に雄飛せんとするに至つたので、天下の輿論も亦我が船舶を以て歐米等に航路を開くの急務を論じた。郵船會社は此聲に應じ、明治二十九年日淸戰役終るや、戰時は用船の命を承けて大に利益を得た御恩返しと號し、一時に歐洲、北米、濠洲の三航路を開いた殊に臺灣新に我版圖に入り、大に我船舶の活動範圍を廣めた。此年我が造船及航海獎勵法定められ、多大の援助を船主に與ふる事となり我航業俄かに活氣を帶び覇氣滿々たる東洋汽船の如きも興り、香港桑港間に於ける米國汽船會社の協定中へ割込み、時來らば南米は勿論、歐米間の航路も開き兼ねまじき[illegible]り、一時外航諸船は休止の止む無きに至つたが、併し戰爭の結果領土も增し我が極東に於ける地步は一層鞏固となり、國威遠く海外に發揚した爲め、大に我船舶の活動を容易にし、四十二年には從來沿岸乃至近海航路のみを專らとし來つた大阪商船をして驥足を北米に伸ぶるに至らしめ、東洋汽船は曩に一たび試みたる南米航路を復活した。されば近時北米航路に於ては我が三社が十五六隻の船を走らせて居るので、其數に於ても將た質に於ても隱然同航路の盟主となり協定率を動かさんとするにも我が會社の同意無くてはまた奈何ともする能はざる狀勢となつた。昨年末郵船會社がカルカッタに航路を新設したるに對しても、英國一流の大會社たる英印汽船會社すら郵船の底力強き競爭にはほとほと手古摺つたと見え、英國議會の問題として往年英國に行はれたる沿岸貿易は自國船に限るとの外船排斥法を復活せしめ、以て郵船に當らんとの苦肉策に出でんとする迄に至らしめたと聞ては如何に我が航業が海外に手足を伸ばしつゝあるかがわかる。殊に慶すべきは此種大發展は保護會社のみに止まらで、獨立獨行の社外船中にも近來遠く歐、米、濠等に航するもの尠からず、七月末の配船表によるも十隻餘を見出す事が出來るので、漸く我が海運が萬遍な

神戶港全景

發達し來らんとする兆候である。

四十三年度の統計によれば、郵船、商船、東洋、日清の四社のみで一年間の航行度數一萬千五百回、此浬數八百二十一萬浬、搭載貨物一千八十四萬噸、乘客人員二百八十餘萬人、本邦內地及朝鮮に於ける貨客の運送は全部本邦船の船復でしたるは勿論、外國貿易も其四割五分を運び、北清諸港に於ては少からぬ部分の輸送に與り、香港、新嘉坡、孟買あたり迄我が日章旗の勢威は外國船と交つて其地步を開拓しつゝある

▲多士濟々たる船主　一面また船主の數が著しく增加した事と、世界的大汽船會社の出現は、海國として實に悅ばしい限りである。四十三年度の調によれば全國に於ける海運會社の數七十二、其所有船舶八百七十二隻六十九萬餘噸、資本金總額六千百九十餘萬圓に上る。此外個人にして船舶を所有するもの千を以て數へらるゝといふ。前記七十二會社の株主は凡そ何人であるかは之を知るの材料を有たぬけれども、郵船會社は株主四千五百人內外、商船會社は六千五百人計である所から推せば全國に船舶所有者又は株主は一萬人以上である事は疑無からふ。

一寸海運會社といへば東京、大阪、神戶等の地を聯想するのであるけれ共、地方到る處に有力な船主が有る。例へば小樽の板谷、藤山、佐賀の大川運輸、周防の逸谷、高岡の丸二直江津商船など、其他五六千噸以上の船主を擧げ來つたら數限りが無く、以て奈何に全國各地に亘り海運事業に關係する人々が比較的增加し來つた狀勢を察する事が出來る。

若し夫れ會社の巨大にして堅實なる者に至つては郵船會社が三十萬噸の船舶を擁し、二千二百萬の資本に對して二千七百有餘萬の積立を持て、每期一割の配當を繼續するあり、之に次では大阪商船が十五萬噸の船舶に、一千六百五十萬圓の資本を以て、一千餘萬圓の運賃を收め七分の配當を繼續するあり、潑溂たる元氣を以て華麗豪壯を恣にするものには東洋汽船の天洋級以下八萬噸を擁せるあり。其他屈指の船主としては辰馬汽船會社の三萬八千餘噸、三井物產、岸本兼太郎の各三萬五千噸內外なる、原田商行の二萬八千餘噸、緒明圭造の二萬五千噸、廣海仁三郎の一萬八千噸、岡崎汽船の一萬七千噸、岸本商會の一萬四千噸、田中長兵衛の一萬二千噸を初めとし、三菱、日本商船、尾城、尼崎以下、多士濟々たるの觀がある。之を以て直ちに英獨の先進國に比すべしとはいひ得ぬけれ共、既に其概形は出來たので、今一段の發達だにせば大に見るべく、待むべきものとなるは疑無い。

▲船質と船員　明治年間に於ける船質の改良はまた頗る著しいものである。幕末時代に殘存した西洋型船舶の大部分は二三百噸のもので其最大のものとても長鯨丸の九百九十六噸を破格とし次は八百噸が一隻、五百噸が一隻あつたに過ぎぬ。然るに今や一萬三千五百噸餘のもの三隻、八千五百噸型六隻、六千噸より六千五百噸のものは二十八隻、其他一千噸以上のもの丈を擧げると合計三百八十一隻、百十四萬噸で、實に汽船噸數の八割以上である。幕末船舶の三分の二以上が帆船であつたのも今日は彼此[illegible]

[illegible]鐵船が全數の四割に滿たなんだが、今や[illegible]いへば全部鋼又は鐵船といふて可い有樣で、其他二重底を有するもの、支水壁を有するものなど、總て構造上の改良が出來たから、風波に對して安全に、速力も早く、積載力大に、行旅を愉快ならしむるに至つた事は先人の夢想だも及ばぬ所だ。天洋丸の姉妹船の速力と設備を謳歌して、太平洋の女皇となすの聲は餘りに言ひなされて居る事だから、茲には之を繰返すまい。

船は立派でも之を操縦する船員が揃はねば用を爲さぬ。維新當初は日本人で西洋船舶を操縦し得る者は先づ無く、高級海員は殆ど悉く外國人で、邦人は專ら手足の勞働に服するに過ぎなかつた。然るに明治八年東京商船學校設立せられ、明治十二年には函館商船學校興り、其他三重縣鳥羽、山口縣大島、粟島、廣島、佐賀、弓削等で高等海員教育を施こし來つた結果、一千噸以上の船舶に乘組み遠洋航海に從事し得る、所謂甲種の海技免狀を有せるもの、船長、運轉士、[illegible]下級海員より[illegible]千六百十二名に上り、今や數に於ては人員過剩となつてゐる。日清役以前は邦人海員の技倆未だ認められず、邦人船長を以て遠洋航海に上らしめんとすれば保險會社が保證引受を拒んだる如き心外千萬なもので、一面船長は船客に對する交際の中心であるし、荷主に對する信用の基礎で、萬事外交官である所から、技倆の上には申分無くとも止むを得ず西洋人を使つて來たが、日清戰爭に邦人の航海技倆大に認められ、國威の發揚と相待て邦人海員續々外國人に代る事となり、今や外國人の船長たるもの郵船に十二名、東洋に四名、日清汽船に一名、合計十七名の名を見るに過ぎぬ。下級海員に至ては歐米人に比して從順、聰明、品行も良く、小廻りが利くので、外國船に乘つてゐるものも却々評判が良く、島海國民の將來を祝福するの心持がせられる。

犬吠崎燈臺

▲商港の設備と航路標識　に至ても其進步は實に偉大なものだ。神戶といひ横濱といひ、開國當時は渺たる一小漁村に過ぎなかつたものだに、今や神戶は一年の入港船舶總噸一[illegible]六百萬噸、横濱は九百萬噸弱で、之を倫敦の（一九〇八年[illegible]噸）一千八百餘萬噸、漢堡の千二百萬、安士府の千百萬、[illegible]ツテルダムの九百萬噸に對比すれば我數字が總噸數、外國が純噸數で、比較の標準を異にするにせよ、我が神戶の如きは殆ど歐洲の最大諸港と雁行する迄に至つた事を知るに[illegible]

航路標識事業とては舊幕時代は殆ど無かつた。偶在る[illegible]

る。

新橋停車場開業式先帝臨幸
（わが國最初の鐵道開通紀念。當時外人の畫きしもの）

のは石燈籠に種油や魚脂を焚くか、或は海岸の砂上に薪を積で之を燃した位の事で、到底光を遠方に達せしむる事難く、ホンの沿岸を往來する漁船の栞とした位であつたが、今や光距離二十浬以上のもの二十九、十浬以上二十浬未滿のもの七十七、十浬以下は百九の多きに上り、此外浮標、澪標の類枚擧に遑あらず、近時はまた無線電信の設備大船に行はれ遠く數千海浬の外と交信する樣になつたから、其航行の安全に資する事幾なるやを知らぬ。

三、明治半世紀間の鐵道

▲鐵道の始　明治二年廟議鐵道建設に決するや、全國の輿論囂々として之に反對し、百千の建白書の政府に呈せられた中に、鐵道敷設を可としたるものは僅かに一人で、他は皆之に反對し、甚だしきに至ては大隈伊藤二卿が外債を起して建設の資に充てんとするを以て國賊と爲すものさへあり、陸軍省の如きすら、東京横濱間の中、芝濱附近は其測量を拒み、爲めに隈伯の英斷を以て海中を埋立て〻工事を進めたといふ位に、官民の間に反對の盛であつた時代から、鐵道敷設の口約を以て地方民心を收攬し、以て黨勢擴張上第一の武器とする今日の有樣に思ひ較べると、實に感慨盡くる所を知らぬ。

我鐵道の嚆矢は明治三年四月起工された東京横濱間の十八哩で、同五年竣工し、其八月十二日を以て先帝陛下には親しく新橋横濱の二驛へ行幸せられ、內外顯官に參列の榮を賜ひ、親しく開業の式を擧げさせられた。當時　陛下が賜はつた勅語は斯業空前の好紀念なるのみならず、また以て先帝が國利民福を思はせらる〻の深かつた事を拜するにも足るものであるから、謹んでこれを掲げやう。

今般我國鐵道の首線工竣るを告ぐ朕親ら開行し其便利を欣ぶ嗚呼汝百官此盛業を百事維新の初に起し此鴻利を萬民永享の後に惠まむとす其勵精勉力實に嘉尚すべし朕我國の富盛を期し百官萬民爲めに之を祝す朕更に此業を擴張し此線をして全國に蔓布せしめむことを庶幾す

▲線路網の發達　當時の計畫では東京より京都大阪を經て神戸に至るの幹線を作るつもりで、東西略同時に工を起したのであるが、何分國費多端の際であるに國庫の收入乏しく、加ふるに技師は外國人で、[illegible]

るのだから、時間が掛るのみならず、命令に[illegible]解が出來[illegible]費を要する事も尠からず、工事は却々捗取らず、明治九年に神戸京都間が開通した計りで、西南戰爭の爲め一頓挫となつた。政府の方針は必ずしも官業主義と定つて居た譯で無く、隨分民間の資本に對して慫慂もして見たが、何分經驗の無い事とて奮つて手を出すもの無く過し來つた處、明治十四年機既に熟し、日本鐵道會社が二千萬圓の資本を以て東京青森間五百十哩を建設し營業せんとて創立された。同鐵道の一部開業した成績は案外に良好で、僅々五十餘哩の區間であつたに年一割以上の利廻りに當つて居た爲め、大に世間資本家企業家の注目を惹き、同社の株は忽ち騰貴する、山陽、九州、關西、北海道炭礦其他の會社が續々として興り、明治二十三年には政府の東海道線全通し、二十四年には日鐵の東京青森間竣工し、二十六年末には山陽鐵道亦廣島に達し、かくて本邦太平洋岸の縱斷線は略竣工した。

日清役中は諸事業一時中止の姿であつたが、戰後企業熱勃興するや、鐵道は最盛で、二十九年より三十一年に至る間は新會社の興るもの數十、新線の敷設亦長足の進歩を遂げ、遂に明治三十九年五月には官私鐵道を合せて五千哩に達したから、之を一大紀念日となし、名古屋に於て五千哩祝賀會を開いた。同年鐵道國有法發布され全國重要なる私設十七會社は政府へ買上げられ、爾來政府は買收線の修理整理に忙はしく、新線の延長は餘り捗取らなかつた。併し多年着手中であつた山陰線は本年三月を以て出雲今市迄開通したから、裏日本[illegible]八分の竣工であるし、九州は鹿兒島[illegible]あるから、本土に於ける縱の交通路は大約成れりといふも過言で無い。

我が殖民地の諸鐵道工事の進捗は案外に捗取つて居る臺灣縱斷線二百七十哩は四十一年を以て全通した。樺太横斷線五十哩は本年恰も開通した。朝鮮の釜山京城間三百哩は三十八年に開通し、京城義州間三百十八哩の狹軌鐵道は恰かも昨年を以て廣軌に改築された。されば今や釜山より京城、義州を經て滿鐵本線に移り、一路北走して長春に到り、直ちに露國西比利亞鐵道に由て歐洲に向ふ事も出來るし、滿[illegible]奉天より南して京に達し、漢口[illegible]遊ぶ事も出來る[illegible]になつたし

新橋停車場

左に明治初年以來哩數延長の有樣を見よう。

明治五年度末	一八	明治十年度末	六五哩
同　二十年度末	五九三	同　三十年度末	二九四八
同　四十年度末	五一五八	同　四十五年三月末	六二三三
		外在滿洲鐵道	七一二

但四十年以後臺灣を含み、四十五年分には朝鮮の六百四十哩を含む。尙臺灣、朝鮮、滿洲の數字は前年度の分を充てたり。

右に掲げた四十五年の數字の外、昨年制定の輕便鐵道法による輕便鐵道がある。これは其補助法が定められてより日未だ淺き爲め、工事竣成して開業せるものは僅かに三百十二哩に過ぎねど(四十四年十二月末現在)其特許濟の未成線は百餘社、千五百八十餘哩に上り、既成未成を合せて建設費八千四百萬圓に上る。甚だしき不景氣の襲來の無い限り、此三分位は今後の三四年内に開業さるゝものであらふ。

此外にまだ軌道と稱する、主として市内の交通に資するものがある。之は東京市營の六十二哩(四十四年末)を筆頭に、電車、蒸氣車、人車、馬車等を合せると開業數九十七、此哩數開業三百九十六哩、未開五百六哩、資本總額二億二千三百萬圓に上る。

以上幹線枝線、輕便鐵道、軌道鐵道を合計すれば七千六百五十三哩となり、未成線は法律で既に定まつてゐるもの約三千哩、其筋の豫想に止るもの約五千哩、此兩者の建設費見積高約八億七千萬圓計と看做されてあるらしい。

▲旅客と貨物の增加　鐵道の發達により旅行を容易にし、貨物の運輸を盛にしたるは辯を俟たぬ。維新以前一日の旅程は十里を通常として居たのであるが、今や特別急行車は新橋下關間七百哩を二十五時間で走る。幕末時代の定めによれば人夫一人の擔量十貫目、馬一駄の駕量三十貫乃至四十貫匁で、其運賃は江戸大坂間最も遲い十日限飛脚便で荷物一貫目に付銀九匁五分、之を船便に託しても一貫目に付約一匁に當つてゐる。現時の一列車を極内輪に見積り、五噸貨車二十輛としても往年の駄馬六百七十二頭分に相當する。今日大坂東京間の運賃は斤扱の高きを以てしても一貫目二錢二厘、貸切扱であれば最低一貫目一錢三厘餘に止まる。如此なるが故に國民の乘車回數は年と共に增加し、貨物託送量は殊に著しく增加しつゝある。

	明治二十三年度	明治四十三年度
全國旅客數(千人)	二二、八四〇	一六四、五三八
延人哩(千人哩)	四七〇、三〇〇	三、二三〇、一七二
賃金額(千圓)	五、一四九	四五、一〇五
人口一人當旅客(人)	〇、五	三、二
同　延人哩(人哩)	一一、六	六三、九
全國貨物發送量(千噸)	一、五六〇	二七、七九六
同上延噸哩(千噸哩)	六五、九七三	二、一五七、八一八
運賃金(千圓)	一、七七七	三五、七九六
人口一人託送量(噸)	〇、〇四	〇、五五
同　延噸哩(噸哩)	一、五三	四二、七三

右は何よりも明かに鐵道の普及と、鐵道效率の增進と、社會の進步とを證するもので、殊に貨物運輸の如き過去二十年間に八十倍の進步を示せる如きは驚くの外無い。

▲我鐵道の[illegible]

[illegible]歐米の鐵道に比し[illegible]も、其營業費の廉い點に至ては全く無比だ。例へば四十三年度の國有鐵道の總收入八千九百萬圓に對し營業費四千三百萬圓で、つまり支出は收入の四割八分にしか當らぬ。

是れ實に天下無比で、佛國の最低を以てして尙五割八分に上り、英、匈、白、米、獨、の諸國は六割四分乃至六割九分を費し、墺、露、伊、瑞西の如きは七割以上を費して居る。其利廻に至ても純收前記の我數字によれば純收入四千六百萬圓で、之を同年の鐵道資本金八億二千三百萬圓に割當てると五分五厘八毛の利廻になる。列國の鐵道中かゝる成績を示せるは米國の六分二厘と獨逸の五分三厘あるのみで、英佛各四分、他は悉く三分[illegible]厘以下である。海外諸國[illegible]一般利率の低い事と、勞[illegible]の高い事とは素より考量[illegible]ねばならぬ所であるけ

少なるを見て『おもちやの汽車』となす。併しながら、山高きが故に貴からず、樹在るを以て貴しとすで、鐵道の眞價は其大小や華美と素朴の差を以て斷ずべきものではないので其の經濟的效率によりて判すべきである。

此點から觀れば我鐵道は小なりと雖必しも多く歐米鐵道のに劣るものでは無い。一九〇五年度の統計によれば獨逸の鐵道一基米上の通過人員四十七萬人、佛蘭西は三十六萬人、墺匈國は二十九萬人であつたが、日本の同年に於ける人員は三十三萬人、一昨年あたりの數字で見ると三十八萬人で、殆ど遜色が無くなる。貨物の通過噸數に至ては獨逸露國抔の三分の一、墺匈國佛國等の約二分の一であるけれ共之は素より其國情を異にする事を思はねばならぬ。かくて我鐵道は貨物運送が少い爲め、一哩當りの總收入は

大阪の今昔

上圖は今日の天滿鐵橋にして、下圖は昔時の天滿木橋なり。

上部は明治初年の帆船と今日の天洋丸。中部は展望車と遞信省。下部の右は無線電信柱、中央上段は海運界の主動者岩崎彌太郎氏、下段は明治初年の飛脚。左上段は驛遞總監たりし前島密氏。下段は鐵道の創設者井上勝氏。

共、我が國有鐵道の大部分は大[illegible]を評價の標準として買收したものなる事と思はねばならぬ。私設鐵道の收支狀態亦同じく、支出は收入の約五割で、各社の利廻を通觀するに、上武と横濱の二分といふ例外と二社計り四分の配當を除けば、其餘の十八社は五分以上で良いのは一割に上るもあり、平均六分五厘の成績で、甚しく良しとはいひ難しとするも、補助無くして初めて、往々競爭を受くるものとしては頗る佳といはねばなるまい。

四、新時代の通信制度

▲郵便　舊幕時代には飛脚の制度のあつた事は初めに述べた通りであるが素より以て新時代の用に足るべくもあらず、そこで明治四年正月新式郵便の制を布き三府及横濱の間に信書遞傳の事務を開いたが、軈て之を四港に及ぼし、五年には殆ど之を全國に及ぼした。當時はまだ里程の遠近によりて税率を異にした爲め、遠距離通信料は隨分高く、事務取扱上にも頗る煩雜であつたから、六年には市内郵便と市外增税の制の外、國内を通じて等一税とした。是年始めて北米合衆國と郵便交換條約を締結したが、これ實に我國が直接外國郵便事務を取扱ふの初めで、十年遂に萬國聯合郵便條約に加盟し世界各國と郵便を交換する樣になつた。最近に發表された四十三年度末の統計によれば、郵便局所數七千八十六、一年間引受數書狀、葉書其他合計十五億、人口一人當り三十通。別に臺灣、樺太、朝鮮、滿洲、支那に局所を置て通信を取扱つ

▲電信事業　は明治二年以來の經營にかゝれど、[illegible]前は其事績殆ど見るに足るもの無かつたといふ。明治四年東京長崎間の電線を設くるに當り、沿道各府縣へ對し、此線は内外公私の利便を增進せんが爲めにて國防上重大の事件故、萬一此盛業を妨害し又は電線を毀損する等の所爲を爲す者あるときは國威の消長に關する事鮮からざるを以て沿道地方官は豫て其取締方に注意し、若し斯る暴擧を企る者あるときは臨機相當の防護を爲し且つ嚴重の處分を爲すべき旨を布告したるにも拘らず、電柱を毀損し、電線を障碍する等暴行者頻出した爲め、其後再三法令を發して之を戒めて居る。亦以て當時の狀勢を察するに足る。されば政府も當時の電信局設[illegible]には之を試開と稱へて居た位で、漸く明治十一年に至り、[illegible]驗も積み、制度も整ふたから玆に電信開業式を擧げ、翌十[illegible]年を以て萬國電信條約に加盟した。爾來星霜三十餘、昨四[illegible]三年度の統計によれば全國所在局所數四千二百餘、線路總[illegible]九千六百餘里、線條長四萬二千餘里、取扱通數二千九百[illegible]十萬通人口百に對し五十九通に相當し、八百九十萬圓の收[illegible]を得て之に對する二割五分の純收入を殘して居る。

こゝに落してならぬのは電報氣送管の設備と無線電信で[illegible]前者は近ごろ歐米の制に倣ひ、壓搾空氣の作用により敏活[illegible]電報を送受する設備で、東京及大坂で各取引所と中央局[illegible]連接してゐる。

▲無線電信　は海軍に於ても日露戰爭中既に之を使用して居たが遞信省に於て之を引繼ぎ、新局を設け船舶に裝置せしめて一般通信を取扱ふに至つたのは四十一年以來の事で、陸上には落石、銚子、潮岬、角島等あり四十三年末現在局所數凡て二十、取扱通數沿岸局で四千七百餘、船舶局で一萬百餘通に上つてゐる。

▲電話　は明治二十三年東京橫濱間に開始したのが始で、廿六年大坂神戶に開き、廿九年以後漸次各市に及ぼし、卅年には東京大坂間の長距離を開き、卅五年よりは京城、仁川、釜山にも之を營むに至つた。今や局所二千餘、線路二千五百餘里、線條長十二萬八千里、加入者十二萬八千人、通話度數五億五千八百萬回。本事業は有利なる遞信事業中にも特に好成績で、九百餘萬圓の收入に對し、支出僅々二百七十萬圓、それで加入申込は現に六千六百もあり、特設料を負擔する急設も每年瞬く隙に滿員となる有樣で、斯業の益隆盛に至らんとするを示して居る。こゝに又特筆大書すべきは最近に於て世界各國が多年苦辛して未だ成功する能はざりし、

▲無線電話　が終に我が日本に於て發明せられ、見事實用に供し得るに至つた事で、現に橫濱に其局を置き、小船に其機を設置すべく工事中の由で遠からぬ中に船舶に之を裝置するといふ。

先帝御在位の末年に於てかゝる世界的大發明の完成されたのはまた大御代の盛華の餘香であらふ。(八、一一)

初代五姓田芳柳翁　龍顏拜寫について

明治六年、宮內省の命により、每日同省へ出頭、天顏に咫尺して筆をとり、十數日にして下繪成りぬ。即ち、かしこきあたりの御許を蒙るや、更に筆を洗うて淨寫に從ひ、御全身の龍顏を仕上げたるなりけり。二代五姓田芳柳氏の聽書によれば、翁はこの事を以て一門の光榮とし、高弟數氏を擇び、それ〴〵その特色によりて、袞衣の色彩等をいろとらしめ、自分の光榮を、彼等に頒ちたりとぞ。(口繪參照)

□先帝御眞影餘談

先帝の御眞影は、故五姓田芳柳翁の筆で各學校に下賜せられたのが、最も畏きあたりの御前に召されたものであらうが、外にはほ二つある、その一つは明治十二年元老院の命によつて、時の三陛下(明治天皇、皇后陛下、皇太后陛下)の御肖像を、高橋由一、荒木寬畝、五姓田芳松(初代芳柳翁の實子)の三畫家が承つて拜寫する事になつたのであつた。そこで三家抽籤の結果、高橋氏は陛下、五姓田氏は皇后陛下、荒木氏は皇太后陛下といふことになつた。三家共に沐浴齋戒、苦心の結果御肖像は、それ〴〵御嘉納になり、これを貴族院へ御下賜になり、議事堂に掲げられた。ところが、議事堂炎上の折、御肖像は最も大切だといふので、ある警官がまつ先にかけつけて、サーベルを拔いて御額の紐を切り落したが、咄嗟の事とて、切ツさきが、御肖像の或部分に觸れて傷がついた。尊き御肖像の事であれば、早速御修繕申上げればならぬ、その修繕の御用が今の五姓田芳柳氏に仰せ付けられた。三枚共に御馬車に乘せて、當時本鄉の五姓田氏の宅へ運ばれた。芳柳氏は先考といひ、芳松氏といひ、御肖像に關係のあるので、謹んで受け申して、三枚共に御修繕申上げた。出來上つて、これを貴族院へ持參すると、その時の書記官長が曾根荒助氏であつて、だん〳〵話をして見ると、曾根氏は曾て留學中なる芳柳氏と佛國パリで會つて、十二年の執筆のことを聞いた事があつたさうな、さてこそ芳柳に修復の命が下つたのであつたのである。

今一つは伊太利人キヨソネ氏の筆で、これは憲法發布の時公けにせられたもの、御半身像で、本誌の卷頭に掲げたのがそれである。このキヨソネ氏は印刷局の御雇で、紙幣の彫版をやつた人である。原畫は綱筆畫で、頗る緻密に出來て居る。これも五姓田氏が如上の關係から、いろい[illegible]

明治の勞働運動

安部磯雄

△我國に於ける勞働運動の概觀

自由平等主義の發達により勞働者の權利が始めて伸張せらるゝに至るのは各國殆んど其揆を一にして居る。我國に於ても板垣退助氏の自由民權論が先驅となりて勞働運動の進歩を促したのであつた。明治三十一年頃に於ける勞働運動は頗る有望であつて、佐久間貞一氏の如き資本家も、政府の役人も勞働組合の設立に贊同を與へ、鐵工組合の如きは一時五千人以上の會員を有するに至つた。若し此順潮にして數年間繼續し居たらんには、各種の勞働組合は設立せられ、全國の勞働者は悉くこれに投じたかも知れぬ。然し歐米諸國に於けるが如く、我國の勞働運動は早くも社會主義の色彩を帶ぶることゝなつたゝめ、資本家も漸く勞働組合を敵視し、政府も百方力を盡してこれを鎭壓し、今日に於ては殆んど全く勞働組合らしきものを見ることが出來なくなつた。是れ勞働運動の爲に悲むべきことには相違なきも、亦實に已むを得ざることであつた。我資本家及び政府が一時勞働組合の設立に贊同したのは、決して勞働者の人格や權利を認めたのではなく、單に資本家と勞働者との調和を謀りて、恐るべきストライキを避けんとする姑息策に過ぎなかつたのである。これに反して社會主義は人道問題及び權利問題として勞働者の位地を增進せんことを主張したのであるから、資本家及び政府は其態度を一變することゝなつた。我勞働運動史の眞相を知らんと欲するものは、よく此點に注意すべきである。余はこれより自由民權主義、勞働問題及び社會主義の發達に就て其大略を陳べ、最後に勞働問題の將來に就き一言したいと思ふ。

△自由黨勃興時代

板垣氏を中心として起りたる自由主義の運動が我國民の心
に人權の觀念を強く印象したることは茲に多く言ふの必要は
ない。人權の觀念明になれば、自然の結果として多數人
の幸福に重きを置くことゝなるのである。自由黨の組織せ
れたるは明治十三年十月にして、其政綱中に『社會改良
てふ文字ありしを見ても、自由民權主義が終に如何なる點

歸着すべき運命を有せしかを知ることが出來る。今日板垣氏が政治圏外に在りながら、尚ほ各種の社會問題に盡しつゝあるは決して偶然のことではない。然し自由主義を最もよく勞働問題に應用したのは大井憲太郎氏である。氏が今日政界より隱遁して居るに拘はらず、依然として勞働問題のために奔走しつゝあるを見れば、自由主義と勞働問題との間に離るべからざる關係のあることを知ることが出來る。氏は明治十七八年の頃『あづま新聞』に於て盛に貧者の爲に氣焔を吐き、後『新東洋』と稱する週刊雜誌を發行して、或は貧民保護策を論じ、或はベラミーの社會主義小說ルッキング、バックヲードを譯載して、恰も社會主義者であるかの如き態度を採つた。更に明治二十五年十一月自由黨の墮落を憤慨して、東洋自由黨を組織[illegible]

内務省

するに及び、其政綱中に『財政を整理し、國家經濟の許す限度に從ひ民力の休養（殊に貧民勞働者の保護）を爲す事』の一項を加へた。殊に注意すべきは同黨の事務所内に日本勞働協會及び普通選擧期成同盟會を設けて勞働運動に着手し、亦小作條例問題の調査を始めたことである。斯くして自由主義の運動は勞働運動の先驅となつた

△勞働組合の發達

我國の勞働運動史に於て最も注意すべき人物は秀英舍主なる故佐久間貞一と片山潛二氏である。佐久間氏は資本家として勞働組合の設立に盡力したる點に於て、片山氏は明治三十年以來今日に至るまで勞働運動を自己の生命とせる點に於て、殆んど他に比すべき者がない。勞働組合の初めて組織せられたのは明治十七年であつて、其は活版工組合であつた。佐久間氏は自ら、活版事業を營めることゝて、大に贊同の意を表したれども、時機未だ至らざりしかために充分なる成功を見ることが出來なかつた。其後明治二十二年に至り小澤辨藏といへる人同志を語らい、同盟進工組てふ鐵工組合を組織したのであるが、其目的とする所は組合員の積立金を共同資本となし、以て工場を設立せんとするにあつた。是れ即ち共同生産を行はんとするもので、勞働問題の解決法としては極めて根本的であつたにも拘らず、組合員の思想と訓練尙ほ不充分なりしためか、終に解散するに[illegible]

十年の[illegible]職工義友會なるものを組織し、片山潛、高野房太郎の二氏も亦此運動に投じ、三十年七月五日神田靑年會館に於て勞働組合期成會の發會式を擧ぐることゝなつた。其結果として同年十二月一日には期成會員中の鐵工千百八十四人が鐵工組合を組織し、靑年會館に於て其發會式を擧げた。其の日の來會者中には三好退藏、志村農商務省工務局長織田農商務省文書課長の諸氏があつた。片山潛氏主宰の下に、雜誌『勞働世界』も其日を以て生れたのである。鐵工組合員は三十三年に至り五千四百餘名となつた。鐵工組合と相竝んで盛なりしは矯正會と稱する舊日本鐵道機關手及び火夫の組合である。其創立は卅一年四月五日で三十二年の初めには一千人の會員と一萬圓の積立金を有して居たのであるが、其年の暮には二萬圓の積立金となつた。後政府が社會主義に壓迫を加ふるに及び、矯正會も種々なる迫害を受け、已むなく積立金の割戻をなして、解散せざるを得ざるに至つた。矯正會の解散が果して政府の壓迫に因りしや否やは明でないけれども、其當時一部の人々に斯く信ぜられて居たのは事實である。

序に陳べて置かねばならぬことは工場法案が政府の手によりて編成せられたことである。即ち明治三十一年の夏政府は其の起草したる工場法案を農工商高等會議に附する前に、これを全國の商業會議所に送りて其の意見を問ふた。商業會[illegible]も多少の修正を加へ[illegible]これを握り潰して議會には提出しなかつたのである。

△社會主義の起源及發達

警視廳

明治十五六年の頃樽井藤吉氏は長崎に於て社會黨を起する計畫を立てた。其運動は或事情のため失敗に歸したけれども、我國に於て公然社會主義を標榜したのはこれが最初であらう。政治的運動としての社會主義は其後全く跡を絶つに至つたのであるが、明治三十一年の秋社會主義研究會の設立せらるゝに及び、茲に社會主義は世界の大問題として討究せらるゝことゝなつた。會長は村井知至氏、幹事は豐崎善之介氏であつて、會員中には高木正義、河上淸、岸本能武太、片山潛、

佐治實然、幸德傳次郎、金子喜一、安部磯雄の諸氏があつた。會の目的は全く社會主義を學理的に研究するに在つたのだから、會員は必ずしも社會主義を信ずる者のみではなかつた。社會主義の思想が漸く傳播せられ、茲に活動的態度を採るの必要を感ずるに及び、會員中熱心なる社會主義者は社會主義研究會を解散し、明治三十三年の暮新に社會主義協會を設立した。三十四年の春には前に陳べたる日本鐵道の矯正會益々發達し、若し勞働者を味方とする政黨起らんには、殆んど會員の全部これに加盟せんとの氣勢を示したるが故に、社會主義協會員片山潛、幸德傳次郎、河上清、木下尚江、西川光二郎、安部磯雄の六氏は社會民主黨創立のことを議し、五月廿日其宣言書を公にした、時の伊藤内閣は直に政黨解散の命を下し、宣言書は沒收せられ、これを掲載したる萬朝報、毎日新聞其他の二新聞は何れも發賣を禁止せられ、二十圓の罰金に處せられた。伊藤内閣倒るゝに及び、日本平民黨の名の下に再び結黨屆を出したれども、時の内務大臣は直にこれを禁止した。斯くて政治運動に失敗したる社會主義者は再び教育的傳道的の方針を採り、專ら演説及び出版により、其主義の擴張に努むることゝなつた。明治三十六年日露の國際問題漸く切迫し來るに及び、當時萬朝報に在りて社會主義的思想のために氣焔を吐きし幸德、堺の二氏及び内村鑑三氏は絕對的非戰論を唱へたるがため終に朝報社を退くことゝなつた。茲に於て幸德、堺の二氏は西川光二郎石川三四郎の二氏と協同して、週刊平民新聞を起すことゝなり、十一月十五日其第一號を發刊した。平民新聞は其名の示す如く、飽くまでも勞働者の味方として立つたのであるが、其當初より盛に非戰論を唱へ、明治卅七年一月十日旅順海戰の起りし以來、屢演説會を開き其所信を發表した。彼等が國民の輿論に反して非戰論を叫んだのは聊か奇を好むの觀があつたにせよ、彼等は戰爭が常に多數勞働者の爲に大なる不利益であることを深く信じて居たからである。政府は社會主義其ものを恐るゝよりも、寧ろ其非戰論を恐れたのであるから、果然迫害の手は平民新聞の上に加へられた。同新聞第二十號の社説『嗚呼增稅』の爲め發行人兼編輯人たる堺氏は二ケ月の輕禁錮に處せられ、巣鴨の監獄に繫がるゝことゝなつた。三十七年十一月六日發行の平民新聞に揭げられたる論文『小學教師に告ぐ』『所謂愛國者の狼狽』『戰時に於ける教育者の態度』は治安に妨害あるものと認められ、其發賣を禁止せられた。同十一月十三日の平民新聞は發刊一週年を紀念せんがためマルクス及びエンゲルスの筆になりたる『共産黨宣言』を飜譯して、これを揭載したる理由により再び發賣禁止の厄に遇ふた。政府は尚ほ此等の迫害に飽き足らず、十一月十六日終に社會主義協會をも禁止するに至つた。越へて十九日西川及び幸德の二氏は平民新聞五十二號の記事の爲に各五ケ月の輕禁錮と五十圓の罰金に處せられ、平民新聞の發行は禁止せられた。

平民新聞の後身として暫らく『直言』を發行したれども、三十八年十月平民社の解散と共に廢刊する[illegible]

[illegible]

[illegible]平民社解散以後の社會主義は今や政治的運動[illegible]のであるから、最近數年に於て殊に記すべき程の事はないが、現今の社會主義者の間に此二潮流の存在して居ることは爭ふべからざる事實である。

△我國に於ける勞働問題の將來

我政府と資本家とは極力勞働組合の設立に反對して居るけれども、これは果して何時までも繼續することが出來るであらうか。英國の如きは十八世紀の末葉まで、勞働者の團結を以て叛逆と見做し、賃銀の增加、勞働時間の減少を目的として團結したる所の勞働者を二ケ月の禁錮に處したのであるが、今や英米佛は勿論、獨逸の如き官僚政治の盛なる所に於てすら勞働者は自由に團結することが出來る。我政府は何まで此世界的大勢に抵抗することが出來るであらうか、勞者の權利を擁護し其地位を高むることは單に人道の問題のではない。我國の勞働者が奴隸の如き待遇を受けて居るは、其生産力に於て到底外國の勞働者に匹敵することは出ないのである。我勞働者の賃銀の低廉なることは我商品てよく外國品と競爭せしめ得る所以であると論ずる人あも、賃銀の低廉は生産力の弱小を意味するのであるから局國家の爲には不利益である。我國家は到底永く斯る政採るべき筈がないから、早晩勞働者の權利を認め、彼等地を向上せしむるの方針を採るに相違ない。

日本赤十字の事業

上圖は新築せられたる日本赤十字社本部(東京府下下澁谷)中央は同事業に功勞多き前社長佐野常民子、下圖右は同病院船博愛丸、左は戰地に於ける救護の模樣なり。

明治の慈惠事業

家庭學校長 留岡幸助

賤か住むうらやのさまを見てぞ思ふ　雨風あらき時はいかにと

とこしへに民安かれと祈るかな　わか世を守れ伊勢の大神

照るにつけ曇るにつけて思ふかな　わか民草のうへはいかにと

先帝陛下が即位し給ふてより本年崩御に至るまで四十有六年、則ち半世紀に近き間に於ける我文明の進歩は實に顯著なるものがあつた。殊に特筆すべきは振古未曾有の兩大戰爭ありて人心是が爲めに作興し、奉公犧牲の精神遺憾なく振起せられた。法制經濟教育各方面の施設は漸次完備せらるるに至り、明治の文華燦然として目を眩せしむるものあり。國民の努力もさる事乍ら、是れ一に明治天皇陛下の御盛德の然らしむる處である。予が茲處に叙說せんとする感化救濟事業の如きは、正に是れ先帝御盛德の發露たるもので、明治聖代號の第一項目たるべきものである。

明治四十五年の間に於て施設經營せられたる感化救濟事業を論ぜんとするには、勢ひ三大別にして、叙說せなければならぬ。第一は皇室によりて行はれたる慈惠事業、第二は行政上に現はれたる慈惠事業、第三は公私の施設によりて現はれたる慈惠事業是である。

一　皇室によりて行はせられたる慈惠事業

皇室は我等臣民の宗家にして天皇皇后兩陛下は我等赤子の父母である。されば[illegible]常にかく大御心を惱まさせ給ふたから、若し天變地妖乃至其他の事變が起つた時には、陛下は我等赤子の爲めに御心勞遊ばされて、時の宜しきに從ひ、其御措置あらせられたる所以である。

(一)慈惠資金　明治卅年一月英照皇太后陛下の崩御あらせらるるや、當時獄門にある罪囚に對して大赦減刑の御沙汰があつた。是が爲めに出獄放免となれるもの大凡一萬人に上つた。その時大赦減刑の令と共に慈惠救濟の資に充つべしとの御趣旨を以て金卅七萬九十餘圓を我皇室より府縣に下附せられたが、各府縣では是を慈惠資金の基本として府縣税又は有志の寄附金を蓄積し、今や其蓄積は貳百六十四萬圓の巨額に達してゐる。各府縣は是を以て其の所轄内に感化救濟事業を施設し又は私設の[illegible]

[illegible]

(二)御救恤金の御下賜　御救恤金の御下賜は天變地妖其の他棄て置き難き事變に對して爲されたのである。今明治二十四年五月から四十五年五月に至る御下賜金並に災害の種類は左の如くである。

災害	金額	災害	金額
暴風雨害	二一六,五〇〇圓	火災	一四四,八五〇圓
水害	一〇一,二〇〇	震災	五四,三〇〇
暴風洪水	四〇,三〇〇	凶作	二二,〇〇〇
海嘯	一七,〇〇〇	風水害	一五,〇〇〇
風害	八,四五〇	炭坑瓦斯爆發	四,六〇〇
兵燹	三,〇〇〇	旱害	二,五〇〇
噴火	一,四〇〇	砲兵工廠爆發	一,〇〇〇
暴風漁船顚覆	四,一〇〇	沈沒船	一,二五〇
漂流船	二,一〇〇	漁民被害	一,一〇〇
暴風雪漁船難破	一,〇〇〇	沈沒	七〇〇

合計六十四萬二千三百五十圓

(三)濟生會　先帝陛下に於せられては、明治四十四年二月十一日紀元節の佳辰に當り、貧窮者が醫藥救療するの設備の足らざるを憂慮し給ひて、百五十萬圓を御下賜相成り、是が資に充つべしとの勅を賜つた。時の首相桂公爵は是を基礎として恩賜財團濟生會なる者を設立し、是に加ふるに有志の義金二千有餘萬圓を醵集し、一大施藥救療機關を設くるに至つた。是れ一つは以て聖旨に奉答せん爲め、他は以て貧困にして疾病に苦しむも醫藥を得る能はざる者を救護せんが爲めである。今日まで約束せられたる金額は二千五百九十八萬圓(御下賜金を含む、大正元年八月一日調査)に達し、既に集[illegible]救療を實施せるは北海道、神奈川、德島、岩手、兵庫、山口、青森、鳥取、富山、石川、靜岡、宮崎、滋賀、秋田、茨城、福岡、鹿兒島、奈良、福井、和歌山、東京等で他の府縣も追々是が實施の運びとなるであらう。今東京市の模樣を見るに診療所は先づ細民の多き本所深川に設けられた。規則を見ると、重症患者は醫師の來診を求むることが出來る。急病者は警察又は區役所の診療劵交付を待たずして應急の手當を受ける事も出來る。患者にして入院を必要とするものは市内適當の施設に委託せらるる事になつてゐる。姙産婦は準患者として患者同樣診療の恩典をうけ得る事になつてゐる。地方各府縣の分は明らぬが、恐らく東京のそれと大した差はあるまい。細民の是が爲めに蒙る恩惠や、大なるものありといふべしである。

(四)慈善團體への御下賜金　今茲處に確實なる統計を以て先帝陛下の御仁惠を偲ぶ能はざるを遺憾とするが、慈善團體に對する御下賜金は、或はその團體の基本財産となり、或は利培增殖せられて確實なる事業資本となり、各種の慈[illegible]事業を發達助長せし事、實に大なるものである。東京市養[illegible]院、岡山孤兒院、東京出獄人保護會、福田會其他一々枚擧[illegible]遑あらず、我が家庭學校の如きも、不良少年感化の爲めに[illegible]會の爲めに盡しつゝあるを御認め下され明治三十年金壹千[illegible]の御下賜金を頂戴いたした次第である。

(五)戰時と皇室皇族の御仁惠　卅七八年戰役に於ては[illegible]

士兵卒家族救助令の發布あり、國家は從軍者の家族にして生計の困難なる者に對しては生業の資料を與へ、或は衣食料を給した。當時救助令の發布せらるゝに當りて、有栖川宮殿下を總裁に頂ける帝國軍人後援會は、下士兵卒家庭遺族の爲めに有志より資金を醵集すること百廿五萬餘圓に達した。我先帝陛下よりは當時特別の御下賜金あり。戰時中軍人を勞らせられ玉ふ事甚しく、癈兵傷病兵の後送せらるゝ者、益々多きを致すや　兩陛下並に皇太子殿下よりは各地の病院に慰問使を派遣せられ或は戰地に侍從を御差遣相成ること一再ならず、失明したるものには義眼、四肢を失ひたるものには義肢を賜はるなどそれが只に帝國軍人のみに止らで、敵國の軍人に及びし御仁惠のほどは、當時世界各國の仰いで賞讚措かざりし處である。

二　行政上に現はれたる慈惠事業

（一）穢多非人の廢止　明治四年八月廿四日『穢多非人等之稱被廢、自今身分職業共平民同樣たるべき』旨布達があつた。當時の細い統計は明らぬが、穢多非人と呼ばれしものが卅八萬餘人あつた。彼等は士農工商以外の一階級で、人間外の人間として取扱はれてゐたのであるが、所謂五ヶ條の御誓文中舊來の陋習を破るの第一着手として此の一大改革を成し遂げられたのは、實に注目すべき事柄である。彼等の後は今日も尚ほ新平民として大體に於て社會より排斥せられてゐるが、今內務省の統計によると、凡そ八十萬ばかりの人口も[illegible]なつてゐる。然れども實際はまだ〳〵多かるべく想像せらるる理由がある、恐らく百萬に近からう。彼等特種部民は犯罪數は普通人民に比して八分も九分も多く、就學割合は特別に少い。非常に不潔である。殆んど凡てがトラホームに罹つてゐる。風俗の野卑にして言語の粗暴なる素より殊更らに言ふべき事でもない。若し惡村を擧ぐればそは必らず特種部落である。又善良なる町村でも一部に惡い處があればそは特種部落あるが爲めである。思ふに彼等は今日尚ほかくの如くであるにせよ、若し穢多非人として昔時の境遇にありしならば、今日は實に由々しき社會問題を惹起したに相違ない。二三年前京都山科の村長は『特種部民』の失言を爲して彼等の手に殺された。かくの如きは諸方にてよくある事柄である。是を四十二年の昔に於て、一視同仁、等しく是れ平民たる事陛下の赤子たるに於て他と變る事なしとの大御心より、此の御英斷に出でさせ給へるは、何といつても驚くべき改革の一つである。予自身の實驗によれば、彼等は普通一般に對してこそ反抗心を持つてはゐるが、天皇陛下に對しては厚い誠を持つてゐる。日露戰役當時、江州の或部落に於て出征せんとする息子が、後に殘るべき老母の身の上を氣遣ふと、老母は曰く「私は乞食してもよいから、天子樣の御爲めに働いて來い」と。かくの如くなる所以のものは先帝陛下の御仁惠の致す處であらねばならぬ。

（二）恤救制度　此の制度は明治七年の發布にかゝる[illegible]

[illegible]るのが此の法律の精神である。年齢は十五歳未滿七十歳以上の老衰又は癈疾者は一ケ年米一石五斗、幼弱者は同七斗、疾病に罹りて勞働の出來ぬものは一日男は米三合女は二合の割合により救助される事になつてゐる。此の外棄兒にして依るべなきものに向つては、是が救護者に養育料として一ケ年米七斗づゝを給與せられる。此の制度は、慈善事業よりいふと、嚴格なる制限主義を取つてある。由來日本は善隣相扶の道に於て世界にその比を見る可らざるの美風があるから、かくの如く止むを得ぬものに限つて、是が救護の方法を規定したのである。元來慈善は善し惡しのもので、度合を過ぐれば、救助を救助とせざる惰民の數を增加するの傾向なきにあらず、孔子の所謂「惠而不費」といへるは、慈善事業者の金言とすべきものである。英國今日の惱みは貧民救助法がその一つに居る。蓋し濫給の結果である。我國は此の恤救制度の爲めに從來廿萬圓づゝを國庫の支出として來れるも、近年十二萬圓に減少したる如き、外人の是を見ば、寧ろ驚嘆する處であらう。

（三）行路病者救護制度　明治の初年には、主君を求めんとて國內を放浪してゐる所謂主取りなるものが少くなかつた。それが廢藩置縣となつてから、或は無賴の徒に入るものも多かつたので、是を救ふ目的より本所區內に授產場を設けたが失敗に歸し、次で下總小金ヶ原に開墾地を作つて彼等を其處に追ひやる工面をした。明治二年三月十日の御沙汰書に『今[illegible]へ相移し[illegible]に於て至當有之旨御沙汰候事』とある。行路病人行路死亡人の取扱制度は此の脫籍無產の徒を復籍遞送する制度を設けられた後に制定發布せられたものである。その後明治十五年に一部の改正を加へられ、外國人と雖是を取扱ふの必要上より卅三年更らに改正せられて現行法となつたのである。此の規則によれば市町村長は行路病人又は是に準ずべきものを救助し、死亡人ある時は是を處分するもので、法の主旨は行路病者が一時の困難を救濟するのにあるから、是に要したる費用は、是を受けたる者の負擔となつてゐる。然れども實際は、資力なきものであるからこそ行路病人ともなるのであるから負擔は大體市町村に歸するのはいふまでもない。

（四）罹災窮民救助制度　是は風火水震旱魃蟲害等の災厄にかゝり、或は家屋を失ひ、或は食料に缺乏したる窮迫者に對して、是を救助するの制度である。是は昔時の所謂義倉制度より發達したもので備荒儲蓄法を改正し明治十三年の發布にかゝる。救助資金は各府縣の罹災救助基金より支出せら[illegible]ゝので、今日各府縣の基金は總計四千四百六十萬圓に達して[illegible]ゐる。救助の方法は縣下の全部又は一部に於て多數人民が同[illegible]一の災害に逢つた場合に、知事は下官にその實情の調査を[illegible]じ救助の必要ありとせば、或は衣類も與へる。食ひ物も與[illegible]る。家のない者には避難所も作つてやる。醫藥も與へる。[illegible]民にして資本や器具を失ひしものには是をも與へる。此の

の精神は一時の急を救ふて自活の道をつけてやるといふに止めてある。災害若し大なれば汽車汽船の無賃、水火夫軍人の出動、材木の原價販賣などの事に至るまで是を爲すは大火、大洪水等の際に讀者の目撃する處であらう。

（十）精神病者看護法　是の法は卅三年三月九日の發布である。精神病者は外の疾患と違つて腦の疾患であつて、聾啞の如く盲目の如く一機關の不備に止らで全機關の不完全なるものである。精神病者看護の必要なる理由は二つある。一は放任して置けば亂暴を働く、二は精神病院に入るれば約四分の一の全快者を見るのであるから、出來得る丈け彼等の爲めの災害を除き、彼等を常人にしてやるのが、國家社會の爲め又人道の爲めである。今精神病患者の危害の多い事は、廾七年より卅五年まで巣鴨病院より退院したるものは三千百八十七人あつたが、その中不敬罪、殺人、放火、自殺を企てたものは一千三百九十一人の多きに達し百人中四十人を數ふるわけである。最近我國に於ける精神病者の數如何と見るに、四十三年末内務省の調査によれば、看護法によつて監置する者は五千三百三十一人、別に監置のもの六十六人、別に監置を要せざるもの二萬二千八百八十八人、以上は精神病者として公に知られたるものである。合計二萬八千二百八十五人、人口に比例すれば一萬につき一・六〇となる。而かも未だ公に知られざるもの、その中にはやがて公に知らるゝほどに重症となるものは極めて多い事と思はれる。獨逸のベルラン博士の説によれば、文明國の精神病者は人口千人につき三人を算すと、されば我國の精神病患者は十萬[illegible]られたるは無理もないかも知れぬのである。然るに我國に於ける精神病患者の爲めの慈惠的の病院は東京に巣鴨病院あり、其の他京都、大阪、千葉、愛知、福井、金澤の二府四縣に病院の一部に精神病者を收容する設備あるのみである。而かも巣鴨病院は四百人を限度とし、以下各府縣のものは凡てを合して百廾人を限度とするに過ぎぬ。

（六）感化法の制定　感化法は精神病者看護法と同年月日の發布にかゝる。いふまでもなく不良少年を感化匡正するが爲めに此の法律を設けられたので、刑事政策の一要目に屬する。不良少年の問題は近年非常に八ケ間敷い。東京ばかりにても彼等の數は三千人を數ふるならんといふ。內務省の調査によれば全國に亘りて五萬三千人を算すといふ事である。彼等は晝夜隱見出沒して或は婦女子を辱しめ、或は脅喝を爲し、刑事上の罪を犯しつゝある。誠に是れ家庭の問題であり教育の問題であり、行政の問題であり、人道の問題である。由來感化法の制定たるや犯罪人の卵を未だ孵化せざるに全滅せんとするのである。牢獄に入るゝの政策はあまり罪人改善の好結果を齎らさぬ。彼等は入獄したるが爲めに、却つて惡化して出て行くものも非常に多い。處で犯習人の卵たる不良少年時代に感化院に入るれば、西洋に於ては百中八十五人まで感化改善の効を奏した實例さへ擧つてゐる。是は勞少くして効多き所以である。

感化法の施行以後今日まで五十三の感化院を數へる事が出來た。道府縣立のもの、卅[illegible]

收容せられ居るもの凡て千[illegible]十四人、職員[illegible]百八十七人、經費廿二萬二千四百五十九圓に上る。

（七）癩豫防法の制定　明治四十年三月の發布にかゝる。元來日本ほど癩病患者の多さに少ない。日本は宛かも噴火山脈の如くに、癩患者の脈に當つてゐる。然るにも拘らず、從來癩病院とては熊本に二つ靜岡東京に各一つを數へしのみ。況んやそは外國人の設立せし處にかゝるのであつて見れば、我國民は、憐むべき同胞の爲め且つは自身の擁護の爲め是非とも數多の癩病院を要したのである。今や時勢は遂に法律となりて現はれ、その結果として全國を五區に別ち、その區内に於ける患者を收容しつゝある、是に要する費用は各區の府縣の聯合事業となつてゐる。第一區は全生病院と名け東京府下東村山村にあり、三百人を容るゝに足る。第二區は北部保養院と名け、青森市に設立せられ百人を容る。第三區は大阪府下外島にあり三百人を容れて保養院といふ。第四區は高松市の沖合大島にあり百五十人を容れ療養所といふ。第五は熊本市にあり百五十人を收容し九州療養所と名けらる。此の外前述の私立のものは目黑に慰癈園あり、靜岡縣御殿場に神山復生病院あり、熊本に待老院、回春病院あり、山梨縣身延に深敬病院がある。是等凡を合せば千二百卅人を容るゝを得んも、我國癩患者の數は約二萬三四千人を數ふるのである。癩は遺傳のみならず傳染するもので、獨逸などでは、僅か數名の癩患者ありしといふので大騷ぎをし、獨露國境のメーメルに移して、今では全滅されてゐる。

（八）傳染病患者の救護　法定の傳染病は虎列剌、赤痢、[illegible]の八種であるが、此等の[illegible]民は市町村に於て是が救療の資を負擔する事になつてゐる。

三　公私の施設による慈惠事業

內務省では公私の慈惠事業を大別して十一としてゐる。曰く、育兒及保育、養老、給療、窮民救濟、授産及職業紹介、宿舍救護、婦人救濟、軍人家族及遺家族の救護、特種教育、感化教育、其他是である。

是等各種の慈惠事業はその總數四百四十、經費百卅一萬八千六百四十四圓、此等團體の基金四百三萬九千餘圓、職員二千六百五十三、收容人員一萬四千四百卅九人に達してゐる。是等の事業は、或は一私人の經營になるあり、團體によつて經營せらるゝあり、財團若くは社團法人となれるもある。その多くは宗教的感念より出來たものであるといつてよい。其の外赤十字社や愛國婦人會などの盡した處は偉大なるものである。前者はその初め、明治十年西南戰爭の起るや佐野常民、大給恒氏等の創設にかゝる博愛社なるものが、明治十[illegible]九年我國の萬國赤十字條約に加入するに際し、政府に請願[illegible]て、社名を日本赤十字社と改めたのに初まる。日清、日露の二[illegible]大戰役に盡した効蹟はくだ〳〵しく述ぶる必要はなからう[illegible]

近時新聞雜誌の、先帝の盛德事業を稱へ奉るに政治上、[illegible]業上、教育上の發達進歩を説くものあれども、慈惠的施設ついては何等説き及して居らぬ。是れ吾人が聊か明治年間慈惠事業を調査して讀者の參考に供する所以である。

明治の教育

東北大學總長 澤柳政太郎

著大なる教育の進步

明治の聖代は日本の歷史に於いて異常の光彩を放つ時代である。更にこれを外國の歷史に比べても比類なき一大進步發達の時代であつたことはいふまでもないことである。實に明治の聖代は歷史ありて以來の最も驚くべき時代であるといつてよい。然してこの明治の聖代を飾る顯著なる事實は尠くないけれども、その中に在つても敎育の進步はその最も著しいものであると思はれる。

然し、從來敎育に關しては常に種々の非難が絕えなかつた。而してその非難は主として敎育の當局者に對する非難であつたけれど、兎に角明治時代の國民は明治の敎育に滿足を表したことはなく、常に不滿足を表して今日に至つたのである。勿論何事に就いても不滿足の觀はあつたが、敎育に對するほど非難の聲は甚だしくはなかつたと思ふ。して見れば明治の敎育はその成績に於て甚だ觀る可きものがなかつたかといふに、自分は常に信じ、且明言して憚からぬところであるが、もし後世の史家をして明治史を硏究せしめたならば、第一に賞讃の辭を放つものは敎育に對してゞなくてはならぬと思ふのである。かく一面に非常な非難があり、一面に非常な[illegible]が擧つたといふことは、甚だ矛盾したことのようであるが、事實は敎育の成績の頗る良好であつたことを證明してゐるから、苟しくも事實について考へて見たならば何人も斯く承認しなければならぬのである。なほ付け加へて言へば、敎育に對する間斷なき非難攻擊は、一大刺戟となつて敎育の進步發達を促したといふことも、認めざるを得ぬ。いかに呑氣なる當局者も四面の非難に對して惰眠を貪ることはできぬのである。要するに明治の敎育の非常に顯著なる事實であることは疑のないことである。吾々はこの四十餘年間に於ける敎育の進步發達の中に生活してその有樣を常に見聞して來たために格別にその發達に注意することなくして、今日に至つたけれども、これがわが立派な歷史であるといつてこれまで誇つて來た過去二千五百年の何れの時代について比較して見ても、素よりその比類を見出だすことはできないのである。

小學敎育の普及

明治初年より日淸戰爭ごろに至るまでに成長したものは悉く小學敎育をうけたといふことは言へぬ。日淸戰爭以後、學齡に達した日本國民にして小學敎育をうけない[illegible]

兒童の百中九十八人餘は學に就いてゐるのである。[illegible]百年の泰平の間に、文化の非常に進步した德川時代に於て、最も敎育の普及した時に、日本の國民の幾部分が文字を解したが、正確な統計はないが、素より一割にも及ばなかつたことであらうと思ふ。更に溯つて他時代に比ぶれば、いふまでもないことで、今日の小學兒童は百年前の物識のなほ及ばない幾多の知識を持つてゐる。前に述べたことに依つて明らかであるが如く、今日の女子は男子と同じく、殆んどみな小學敎育をうけたといつてもよい。女子にして多少の敎育のあるといふことは、維新前に於ては眞に千中一二を數ふるにすぎなかつた。泰西日新の學術を敎授する學校の維新以前に見ることの出來なかつたこともいふまでもない。かくの如く今日に於ては、尋常一樣として、見て少しの注意をも惹かぬことも、これを明治以前の事實に比べて見れば、一として驚くべきものならぬはないのである。明治年間の敎育がわが二千五百餘年の歷史に於いて異彩を放つてをるばかりでなく、これを泰西諸國の歷史に比べても、頗る驚くべきことを發見するのである。

まづ小學敎育の普及に就いて言へば、前述のごとく殆んど國民の全體に行亙つてゐるといつてもよい。かくのことはこれを歐米の先進國に比べても少しも劣るところはないのである。普及の點について言へは、列國中、露西亞は勿論、英吉利、伊太利のごときすら、多少我に及ばぬところがあると言つてもよいのである。而してこれら諸國に於て、義務敎育の普及に努力し來つたことは、僅かの歲月ではない。敎育に於い。[illegible]の小學敎育の基礎はすでに二百年の昔に於いて開かれてゐたと言つてもよいのである。而してその最も努力を致した時代は、今より百餘年前、ナポレオン一世に蹂躙せられた後である。彼はその國力を回復增進せしめんがために、全力を敎育の普及發達に濺いだ。而かも彼の小學敎育を以て我に比すれば、我のなほ多少彼に及ばぬところもあるが、大差なしといふ次第である。その他の諸國に於てもその小學敎育の基礎はよほど前に置かれたのである。これをわが小學敎育の維新以後、嚴密に言へば四十年前、明治五年八月を以て頒たれたる學制に基礎を置くものとは、頗る趣を異にしてゐる。即ち約言すれば、彼に在つて、百年以上若しくは二百年以上を要したる敎育上の効果を、我は明治年間、四十年の中に收め得たといつてよいのである。外國の觀察者がわが敎育の大なる進步に驚嘆するのも怪しむに足らぬ次第である。

師範敎育の發達

小學敎育に連關して密接の關係のあるのは敎師を養成する師範敎育である。この師範敎育についても四十年間の發達を以て、歐米に於ける百數十年間に考へて決して遜色はないといふてよい。思ふに英國の如き我と同樣の制度を確立するに至るにはなほ多くの年所を要するであらうと思はれる。更に獨逸に比べて見れば、多くの點に於て我の及ばぬのは明らかであるが、日本では何分にも小學兒童の激增するために、

いくら教師を作つてもなほ不足を感ずるといふ次第で、まことに特別なる事情の存するためで、據ないことである。

中學教育

中學の教育に於いては、明治十九年に至るまでは、種々試驗的の時代を經て、幾多の變遷をなしてゐる。明治五年の學制にも中學のことは規定してあるが、中學といふものの輪廓が極めて漠然としてゐたために、中學の數が一時三百に達せんとしたこともある。これが明治十二三年のことであつたと思ふ。その後中學の教則が定めらるるに從ひ、漸次その數を減じ、明治十九年中學校令制定の時代に至つては、各府縣わづかに一校を見るのみとなつたこともある。しかも一校に於ける生徒の數は決して大なる數といふことはできなかつた。かくの如くわが中學教育は、明治の初年にその端緒を開いたといふものの、十九年に至つては、變遷動搖の時期であつて、まだ十分の見込が付かなかつたといふてもよい。言ひ換へれば、中學教育は明治十九年に初めてやや確かなる基礎を得たといふべきで、それより明治の世の終まで、わづか二十五六年間にいかに目ざましき發達を遂げ得たかと考ふるときは、眞に驚くべきものである。今日は中學の數は三百餘を數ふるに至り、生徒の數は十三萬に達した。毎年の卒業生の數は一萬四五千に及んでゐる。明治二十二三年の頃には、卒業生は全國を合せてわづか三百名にも達しなかつたと記憶してゐる、中學教育をうけたものの總數が僅か三百といふのは今より二十四五年前の狀態であつて、今日は既に一萬五千に達したといふのは驚くべき事實といはねばならぬ。西洋諸國に於ては中學の沿革は、小學校よりも古いのである。故に各國に存在する中學校にして創立後二百年乃至三百年を經過してゐるものが決して少なくはないのである。

加藤弘之男
（最初の大學總理）

元來教育の歷史に於いて、第一に發達するものは大學である。而して大學が發達するためには大學に入る階梯としての中學が勢ひ並行して發達したのである。而して小學教育に至つては、國民一般に教育を施す必要を認むるに至つた時になつて初めて獎勵せられるといつてもよいのである。かやうにして西洋の教育史に於ても、小學の發達は大學よりも中學よりも後である。即ち主として十九世紀の初めから初めて小學教育の發展を見るに至つたといつてもよいのである。之れに反して中學はその以前から、大學と共に存在し、且つ獎勵せられたものである。かやうにしてわが二十四五年の中學の歷史を以て西洋の二百年以上の中學の歷史に比較するに、多少の及ばないところはあるが、對比するに足るといふことができるのである。

女子教育と實業教育

女子教育に至つては、勿論明治聖代に特殊な事實であること前にのべたとほりであつて重ねて贅說するまでもないが、殊に女學校教育は、明治五年の學制に中學教育と同じく、女子の中等教育として規定せられ、當時、歐風を模した女學校が多く出來たが、余り好成績を擧ぐるに至らず、その中例の十八九年ごろの極端な歐化主義の失敗と共に一時打擊をうけて屏息したが、日清戰爭以後、學制の基礎漸く定まりし以來急速に進步して今日にては學校數二百、卒業生數六萬に達する。

更に實業教育に就いて考ふるに、明治十年工部大學校が開かれた。明治八年には故森有禮子に依りて實業學校が創設せられ、明治十一二年の頃、今の東京工業學校の前身たる東京職工學校が開設せられた。また駒場農學校の設けられたのも、明治十年以前のことである。しかし端緒はかく早く、開かれたのであるが、實業教育の發達は徐々として振はず、明治二十七年に故井上文部大臣が實業教育獎勵のため、國庫補助法を制定するにいたるまで、甚だしく、不振の狀態に在つた。實業教育が漸く發達の途に上つたのは日清戰爭以後のことである。嚴密にいへばわが實業教育の歷史は僅に二十年にしかならぬといつてよい。しかもこの二十年間に各種類の實業教育の發展は實に目醒しきものあり、恐らくは實業教育の狀況は世界の何れの國に對しても、遜色がないといふてもよいかも知れぬ。西洋に於ける實業教育の歷史は比較的に新らしいものである。新らしいといふが、我に比すればなほ二三倍の年月を要してゐる。

大學教育

更に一言大學について言へば、前にも言ふが如く、西洋に於ては大學は最早く設置せられて、爾來進步し來つたものである。そして多くは數百年の尊ぶべき歷史を持つてゐる。わが現存の四大學の中、東京大學は德川時代の蕃書調所に端緒を發してゐるけれども、その蕃書調所より發達して來たといふことはできぬ。大學の始めは明治八九年に在るといふて差支ないと思ふ。その他の三大學に至つては、或は十數年以來治年間の終に建設せられたものであつて、殆ど沿革といふべきものを持つてをらぬ。しかし乍らその內質に於いては、の有名なる大學に比して多く遜色のないといふことを發達の年代の短かいのと比べて考へて見ると、大に滿

せねばならぬ次第である。

かくの如くわが明治年間の教育は、これを歐米の十九世紀より二十世紀に亘る教育の發達に比して、或は同等に發達し或はこれに劣るとしても大なる差ではない。

而して。我は、僅々長きも四十年、短かきは十年二十年の歷史を持つてなほ且つ彼の二百年の歷史に匹敵することができたとしたならば、まことに著しい事實と謂はねばならぬ。

實質上の進步

以上は大體、教育普及の程度を主として述べたのであるが、實質に於ても明治の教育はまた異常の發達を示してゐる。內容の改善發達といふことはこれを事實の上に擧げて示すことは極めて難かしいことであるが、極めて公平に毫末も自惚心を交へずに觀察して見れば、わが小學教育の實質は大體彼と同樣である。否、彼の最も進んだものと同等であつて、西洋に於いても獨逸を除いては、或は我に優る國はないかも知れぬ。

中等以上の教育に就いては、實質上なほ多少の遜色のあることを認めざるを得ぬ。しかし乍らこの不足の點は時間の關係より生ずるもので、即ちわが發達の年代の劣るより生ずるのであるのであるから、まことに止むを得ないことである。例へば設備の點に於いては、數十年を經過したものと、わづかに數年を經たにすぎないものとでは、強ゐて同一に完備の度を進めやうとしても素より無理なことである。また教員の如きにしても幸に小學教員だけは數ヶ年の短日月の中に相當の人物を養成することもできるが、中學以上の教育に於ては、その教員を養成するに多くの年月を要し、また多くの經驗を積むことを要するが故に、歷史の若いといふことのため、不十分を免かれぬ。若し夫れ制度そのものに就いていふ時は、明治の教育制度は世界の教育制度中、最も進步發達したものであると斷言することが出來る。いかにしてかくの如き制度ができたかといふと、即ち維新の際に於ける五ヶ條の御誓文に基いたといつてよい。即ち從來の舊慣に拘泥せず、ひろく世界に知識を求めた結果として、歐米先進國の制度にして少しでも取るべきところあれば、いさゝかも躊躇せずしてたゞちにこれを採用し、かくて、わが教育制　を大成した次第である。教育の最進步したと稱せられる獨逸に於いても從來の舊慣因習に束縛せられ、

東京高等工業學校と校長手島精一氏

直ちにこれを採用することは容易にできない。また彼に在つては容易に他の長所を採ることもない。わが明治時代の精神は、捨つべきものありとすれば、いかに年代を經た習慣でもこれを捨つるに躊躇せず、從來全くない外國の習慣といへども採るべきは採つて、かの知識を世界に求め、天地の公道に基くといふ大精神に依りて萬事をなしてゐる。即ち我は世界各國の長所を一に集めたといつてもよいのである、言ひ換へれば、日本の教育制度は道理に基づき、また、他人の經驗に依つて編成したる制度である。こゝに於て最進步し、且つ完全なる制度を造ることができたのである歐洲諸國に於てはその教育制度は、大體種々の事情よりして成長發達し來つた制度である。天地の公道に基き、ひろく他國の制度を參酌して編成した教育制度ではないのである。故に多少國情に適切といふ利益はあるが、頗る古來の習慣に束縛せられた制度たることを免かれぬ。若し西洋諸國にしてその教育制度を合理的に制定せんとしたならば、必らずわが教育制度に類似したものができるに違ひはないのである。

明治教育の効果

終りにわが明治教育の實際上になしたる効果について[illegible]て見るに、その頗る著大なるもののあつたことを認めねばならぬ。

第一には國民の精神上に及ぼした効果は偉大である。而してその一例として國家的精神の大に普及したことを擧げねばならぬ。封建時代に於いては、全國は三百有餘の諸藩に分かたれ、その國體的精神は日本を三百有餘に小分したその一小區域に限られてゐた。日本全國としての精神は在しなかつたのである。また當時の事情して存在することはできなかつたのであしかもこれら小さき區域に於ける團體的神も、主として士族の階級に限られてゐ農工商の階級に至つては何人が來つてこを治むるも、たゞ賦斂を輕くし、仁政をいてさへくれれば、それでよいのであつかくの如き思想は數百年代養成せられて、日本人固有の思想なるが如くに思てゐた、一旦維新の大變革があり、こ想を破壞するに大なる力となつたとはいへ、明治國民のに日本帝國といふ思想を建設したのは大に教育の力に歸ばならないのである。素より國家的思想の涵養に就いて國との關係の事情に助けられたには相違ないけれども、以後教育普及し、その國家的思想を國民に涵養したこ

東京高等商業學校と創立者矢野次郎翁

つては眼に視、耳に聽かずとも、何人も之を認めねばならぬ。

第二には階級的思想を打破して、四民平等の精神を養成したことである。封建時代に於いてやや獨立的の思想を有してゐたのは士族に限られてゐて、いつも農工商に屬する國民の多數はいはゞ卑屈なる從屬的精神の外無かつたといつてもよい。而してこれらの精神が單に封建制度を廢し、四民平等の制度を布いたからといつて、直ちに獨立的精神が興るといふことはできぬ。この獨立的精神は主として教育に依つて養成せられたものといはねばならぬ。

第三には秩序の精神が學校教育に依つて養はれたといふことである。若し秩序の思想がなかつた時には、封建時代より明治時代に移つた反動として、社會は非常な混雜に陷るに相違ない。しかも四民平等の明治時代に於いても、甚だしき混雜に陷らずして今日に至つたといふのは、秩序を重んずる思想が學校教育に依りて養成せられた結果と見ねばならぬ。

以上は精神界に於ける變化の大體についてのべたのであるが、更に各方面についての變化をいへば、明治の教育が國民の迷信を打破した効果は非常に大なるものである。積極的にいへば國民に理學的思想の普及したことは著しいものである勿論この點に於いて將來なほ努力すべきことは少なくはないが兎に角維新前に比べて理學的思想の普及したことは爭ふべからざることである。

世人或は道德上の觀念に於いて、明治の時代に頽廢を致したやうに考へるけれど、これは一部分の觀察であつて、全局に亘つて見る時は大に進歩した點を見出すことができる。即ち人格の尊重すべきことを認めたのは、道德上重大な進歩であつて、或はまた男女の關係に於ける觀念のごときも進歩するところがあつた。多少新思想のため動搖をうけたこともあるが、大體に觀察する時は、道德的思想に於いて良好の結果のあつたことを認めてよいと思ふ。殊に明治二十三年に教育勅語の發布せられて以來、道德上の標準一定したため、その以後養成せられた効果は今日までには大に見えぬが、今後は大に現はれてくることであらう。

明治年間に於ける幾多の新事業の何人に依つて經營せられたかを考へ、而してその專ら明治の教育に依つて養成せられた人物の力であつたことと思ふとき、明治教育の効果の今更に偉大なるに驚かねばならぬ。維新の變革は舊教育を受けた今日の謂はゆる元老元勳に依りて成されたのであるが、その變革をうけて建設的の事業に從事したものは、即ち明治の教育をうけたものであるといつてよいのである。

若し明治年間の文物制度にして觀るべきものありとしたならば、これら實際に新教育をうけた人物の力であり、明治年間に於ける物質的進歩、科學の應用が著しいといふのならばこれまた明治の教育の養成した國民に依つて經營せられたものである。即ち明治の教育は教育それ自身單に光彩を放ち、顯著なる効果を奏してゐるのみならず、明治年間の有ゆる事物に對してその進歩發達の原動力を提供し[illegible]よろしいと思ふのである。

（慶應義塾創立五十年紀念圖書館）

明治の私學教育

慶應義塾大學長 鎌田榮吉

□草創時代の慶應義塾

私立學校の中で一番古しものは云ふ迄もなく所謂慶應義塾である。これはもと安政五年に福澤先生の家塾として出來たもので芝の新錢座へ移つてから其の時の年號を取つて慶應義塾と稱し、其の規模も大きくなり、且つ規則的にもなつて來た。其の主旨は同志の人々が集つて西洋の學問を研究すると云ふのであつた。しかし學校を維持して行くには經費が必要である。そこで當時は日本古來の敎育界の習慣としては、最初入門の子弟は束修と言つて熨斗付きの封金を持つて來、それから中元と歳暮の祝儀として僅かの封金を持つて來ると云ふ風であつたのを、慶應義塾、斷然それを廢して入社の時に入社金を納めしめ、さらに又毎月の月謝を納めさせることにした。斯くして徵集した金を敎員の給料や其の他諸般の經費にあてた。之が抑も私立學校經營の根柢を定めたと云ふ可きである。爾後各私學の經營は皆此方法に依ることゝなつたのである。當時學生は百名内外で江戸廣しと雖ども斯く盛んな洋學塾は他になかつた。が、此處に慶應義塾の困難とも云ふ可きものは攘夷の國論中に圍まれて恰も四面楚歌の聲の如き有樣であつたことである。其の頃は洋學者とあれば殆んど一身の生命を安んずることが出來なかつた。即ち何時攘夷黨の刀の尖にかゝるかも知れなかつたのである。その上に慶應四年即明治元年が王政維新の亂となつた。所が塾生は大部分諸藩の士族で國事に關するものが多かつたから、次第に退塾して歸國して百名もあつた者が遂に十八名に減じた事であつた。そして都下の狀況はと云へば全く寂れて店々は皆戸を閉て恰も火が消えた樣になり物情悔々、人民はあてどもなく四方に奔走する許であつたが、[illegible]

四 岡

明治私學教育の建設者

福澤諭吉と慶應義塾
同人社長 中村正直
攻玉社長 近藤眞琴
小野梓と早稲田大學

一日も休業せず、彼の上野戰爭の當日は塾で新舶來の英書ウエランド氏經濟書の開講日で、講義中學生等は時々屋根へ上つて上野の砲煙を望んだと云ふ珍事がある。當時官私各學校は皆閉校して學問斷絶の中に慶應義塾が學問の命脈を續けたことは我々が大に紀念すべき一事であらう。昔歐洲で奈翁一世の亂に、一時和蘭國が滅亡し、本國は勿論東洋の各殖民地迄も同じ目に會つたが、只日本長崎の出島にのみ和蘭の國旗が立ち殘つたので、和蘭では大に我が日本を徳としてゐると云ふ話と同一である。

斯くして維新の騷亂中にも塾の存在を保ち來つたのであるが爾來他の私立學校の組織は皆それに依つたものだと云つても差し支へあるまい。即ち中村敬宇（正直）氏の塾、箕作秋坪氏の塾とか福地源一郎氏の塾とか關新八氏の塾とか其の他色々の人の塾も各所に出來たが、規模の大小は夫々違つて居た。

それから官立の方も明治四年頃から創立されて顯はれたものに何んなものがあつたかと云へば幕府の開成所の後身で今の帝國大學の前身たる大學南校、醫科大學の前身は大學東校と言つてゐた。其の他司法省の明法寮一名司法省出仕學校とも言ふ者があつた。虎の門には今の工科大學の前身たる工學寮があり後に中學師範學校即今の高等師範學校になり木挽町には今の高等商業學校の前身たる商法講習所があつたが、是は私立であつた。そして慶應義塾の先輩中より大學や中學師範の校長教師を勸めに來た。即小幡仁三郎、阿部泰藏、小泉信吉、永田健介、小杉恒太郎、肥田照作諸氏の大學に於ける、小幡篤次郎、高嶺秀夫、後藤牧太諸氏の高等師範に於ける孰れも校長又は教授として有力なるものであつた。

□民權論の主張と政府の壓迫

が、全體から觀察して何の學校が一番振つたかと言へば慶應義塾で、塾は其頃私學の大立物として有名なものであつた。そして明治五六年頃には已に西洋から新しい六ケしい書物が來れば、必らずそれを買つて來て讀んだものである。又外國で喧傳される名著述が出ると其れを輸入して讀破するのも亦慶應義塾であつた。斯く單に高尙な新しい書物を讀む許りでなく西洋流に物を考へる事の案外に進んで居る人もあつた。

それに福澤先生は民權論を主張されて書物や雜誌等に盛に意見を發表せられたが、塾の學生や先輩も矢張り影響を受けて、新しい外國の書物を翻譯したり、又は新しい議論を新聞や雜誌に掲載して「日本は政府萬能主義だ。同じ學問をするにしても役人になることを喜んで、民間に下つて仕事することを嫌ふ。それでは可かぬ。世の文明と云ふものは個人の經營に負ふ所が多いものだから、それが何よりも大切である。之れからの新しい學問をした人は徒らに政府の鮒馬たることに滿足せず、飽く迄も民間に止つて政府の保護を受けず、獨立して事業をしなければならぬ」と主張した。隨つて政治の方面に向つて頻りに民權の伸暢を唱へ追々國會開設問題の矢釜しい時であつたから三田演說會に[illegible]
[illegible]

其他政治上の問題を論じたりした。されば[illegible]に於ては學問するものは政治家になつて活動しやうと云ふものが大部分を占めてゐたのであるが、之と同時に商業や新聞の方面へも人材を出して新文明の輸入につとめた。

されば本來神聖なるべき教育に政府から壓迫を加へるやうになつた。で、それ迄自由であつた教育も明治十二三年頃から次第に矢釜しくなつて、新聞條令や集會條令と云ふものが出來て、新聞記事や公開演說を取り締るやうになつた。さうすれば些し大人しくなるだらうと思つたのだらうが人間は壓迫されれば、される程反撥したがるもので、其の頃益熱心に民權論を主張するものが多くなつた。で明治十四五年頃に政府は益々民間の力を壓迫するやうになつて西洋流の學問は、青年を不遜なものにするから漢學や國學を復興して精神上のことはそれで鍛練しなければならぬと云ふような愚論を唱へ出し急に青表紙を引張り出して講釋を始めると云ふような騷ぎでます／＼壓迫を加へやうとした。が、吾々は飽く迄もそれに反抗して初の主義を貫徹する事に勉めたが文部省では全國に於ける慶應出の教員を調査して勉めて之を排斥しやうとした事があつた。此處に一言しておく可き事は明治十一年頃には今の高等師範が出來て居なかつたことである。で、その頃は地方の中學師範程度の學校へは大抵慶應義塾から教員になつて往つたもので、學校長や高等の教員は多く慶應出であつた。中には地方に依つて慶應の分校として經營するものが大分あつて塾から交代で教へに從つたこともあつて、慶應義

又學校名の上に私立の[illegible]
此の頃である。今でこそ何心なく私立何々學校と書くやうになつたが、其の頃は政府で斯樣にしたのは非常な侮辱を加へたものゝやうに思つたのである。それは文部省直轄の學校のみ本當の學校で、其の他はもぐり學校だと世間一般の人に思はしめやうとしたものらしく思はれるのである。

□大隈伯野に下りて私學を興す

慶應義塾は斯く政府の壓迫に對抗して飽く迄も初めの主義を貫徹しやうとしつゝある處へ此處に大に意を強うすべきことが出來した。それは多年政府に在つた大隈伯が野へ退い
それ迄使つて居た前島密小野梓氏等と共に今の早稻田大學を建設したことで、是れは確に明治十五年だつたと思ふ。大
伯は政府に居た頃から私學を經營
材を養成するこ
必要だと考へて居たのである。

此處に於てか私學界も大なる味方を得た譯で政府の大
議のみが巾を利かしてゐた中に、福澤先生や大隈伯の如
人物が民間に居た議論を立てたと云ふことは大に喜ぶ可
とである。而して其の頃の慶應早稻田の受けた壓迫は非
ものであるが此壓迫は事實何等の効を奏しないで益々發
て遂に慶應義塾は夙に私立大學の計畫をなし明治二十三
月に大學を創設し、米國ハーバート大學より三名の主任
として法科にウイグモワ氏文科にリスカム氏理財科にド

バース氏を聘した。皆過日來朝のエリオット總長の推薦で今より二十三年前の事である。其後十一年を經て早稻田にも大學が置かれるやうになつたが慶應早稻田に相並んで私學の大立物として民間で仕事をすることゝなつた。續いて今の東京大學明治大學中央大學日本大學が出來るやうになつて形而上の事を今日大學で教育する位のことは、容易に民間でも出來るやうになつて、私學の繁盛を來たしたのである。

□私學の價値

私は自分の立ち場から政治法律經濟等無形の學問は私學でしなければならぬと確信して居る。昔から政治經濟倫理哲學と云ふ如き學問は何んにでも理屈が付くものだから、其れ等の説の統一した例がない。皆獨創的考察の下に異つた説を立て居るが、斯くして世間は進歩して行くのだから澤山の私學が出來て盛に研究したら善からうと思ふ。

敢て無形の學許りでなく醫學工學理學のやうなものでも、經費の許す限り民間に其の學校を起した方が善い。醫學にしても新説とか新治療法とかを發見するか、又は生理とか病理とかになれば甲が是としても乙が非とし、乙は是としても甲が非とする處に絶えず爭ふものだから、それが官學私學と云ふやうに學風が異つて來れば殆んど絶間なく互に競爭し又切瑳琢磨することになつて來る。それが官學許りだと一方に偏じて何時も一つ所に停滯して後には腐敗して終ふが、系統の異つた私學の人が斯界に入つて來ると競爭心が生じて空氣も一新されて來る。單にそれ許りでなく官學は其の性質上形式的に流れて内に充滿した活氣が乏しくなつて來る。今此處に藩閥政府があつて、凡べての學校を經營するとしたら其の學風は曲學阿世に傾いて進取的氣象に乏くなつてくる。それが立ち場を異にした政黨政府だと政黨に左右されて其の惡感化を受けるやうになる。是は藩閥にも政黨政府にも官學には免れない現象で外國でも重大問題として變へらるゝことである此の場合民間で私學を經營して不羈獨立の氣風を養成したら其の弊害を救ふことが出來る。私學は其の時の政治の消長に係らず、神聖にして犯すべからざる態度で進んで行くことが出來るから、其の影響から脱することが出來るのである。

□私學の擧げ得た功績

最後に私學が今日迄に擧げ得た功績を擧ぐれば、民權論を主張して國民の輿論を喚起し、國會開設に貢獻し得たことと、憲法の發達を助けたことである。是れは　先帝陛下の有りがたき御思し召しに出たものだといふことゞ論を俟たない、今日の如く發達したのは學問上憲政を擁護するものがあつたからで、それは私學であつた。官學は寧ろ私學と反對の方針を取つて野に降るを潔しとせざる傾向があつた。其の他私學に民間の實業を發達せしむるに貢獻する所が多かつた。即ち會社を立てたり、鐵道を敷いたり、船舶、保險、銀行の事業を起して、其の出來たものに對しては、それを動かして行くに必要な教育ある青年を供給した。斯くして官學出身の人が政府の世界にかくれる時に當つて、私學は廣く人材を民間に[illegible]

横濱毎日新聞

郵便報知新聞

中外新聞

日ニ新聞

京都新報

明治初年の新聞

『萬國新聞紙』『中外新聞』『日日新聞』は文久より慶應にかけて出でたる最古の新聞紙。『横濱毎日』『郵便報知』は『東京日日』と共に明治の日刊新聞の最初のもの。『江湖新聞』『假名書新聞』は假名付小新聞の最も古きもの。『京都新報』は地方新聞の嚆矢とすべし。人物は——(上段右より)日本活版の祖、本木昌造、(中段右)[illegible]、(下段)成島柳北たり。なほ明治初年の新聞紙に就ては市島春城氏の興味深き[illegible]を聞き得たれど紙數超過のため割愛せるは遺憾にたえず。

明治の理學

理學博士
本誌編輯顧問　櫻井錠二

櫻井博士

一　數物的科學進步の概觀

言ふまでもなく泰西の理學が秩序的に我邦に移植せられたのは、明治の聖代が始まつて以後のことであつて、今日まで四十有餘年の歲月を經たにすぎぬ。しかしこの短い歲月の間に成し得たる各種科學の進步發達の跡は意想外に目醒しいものであつて舊東京大學理學部の學報、理科大學紀要、農科大學學術報告等東京帝國大學の出版物をはじめとし、京都理工科大學、仙臺理科大學、札幌農科大學の學報、各專門學會の會報、震災豫防調査會出版物等の載するところの貴重なる論文は備さにこの間の進步發達の實狀を語るものである。

かくの如き近世理學が我國に於て急速に著大の進步を遂げたに就いては自からこれを促がすに有利なる事情の先在してゐたことを忘れてはならぬ。即ち德川氏の時代に[illegible]振興に勤め、教化は人の間に普ねかつた結果として、突如として近世理學の輸入せらるるに遇つても、能くこれを咀嚼消化してその上に一層精緻なる研究を進めうるだけの優秀な頭腦の修養が出來上つてゐたからである。更に封建時代の窮屈にして頑迷なる社會の中に在つて、一意專心泰西思想の開拓に努めた德川時代の蘭學者諸氏の先驅者的感化は大に後進の奮勵を促がすに與つて力があつたのである。

既に根本の素養あり、更に目前の刺戟あり、一旦開國の結果、泰西理學が我が教育制度の中に加へられ、自由討究を許さるるに至るや、一面に蘭語に比して一層近世的知識の吸收に便利なる英語の普及あり、政府の熱心なる獎勵あり、歐米諸教授の來りて盛に理學的精神の開發に努むるあり、更にまた初期の海外留學生の歐米諸大學より新知識を齎らし歸るあり、さまざまの好都合なる事情が相集つて、本邦理學の迅速にして且つ健全なる發達を促成するに至つたのである。

現今に於ては理學は東京、京都、仙臺等の諸大學に於て教授せられ研究せられつゝあるのみならず、高等學校、高等工[illegible]

插畫說明
□建物
上段―右、舊工部大學校　左、東京理科大學
下段―右、帝室博物館　左、植物門

插畫說明
□人物
故理學博士伊藤圭介翁
理學博士菊地大麓氏
理學博士山川健次郎氏

學校に於ても亦學課中主要なる一部分を占めてゐる。更に最近產業の進步發達と共に社會諸般の事に理科の知識を要すること夥だしく、私立大學の中にて理工科の開設を見る勢となつた。而してこれら諸學校にして學生の實地演習のため、相當設備せられたる物理學及び化學實驗室を有せざるはなく、又貴重なる研究の結果を世に公にし、學術の發達に貢献したるものも二三には止まらぬ。更に公立と私立とを問はず、すべての中學校に於ても理學は學課の主要な部分を占め、而も生徒として簡易なる物理及び化學の實驗をなさしむべき設備を有する中學校の數の次第に增加しつゝあるは、教育上の見地より玆に附言するの價値があるであらう。

かくの如く明治以後、我邦は一面子弟の理學教育に多望を極めつゝあると共に、他面、重要なる理學的事業には進んで他の諸邦と聯合協同して世界に於ける理學の發達に貢献せんことを勤めてゐる。卽ち常に諸種の學術的萬國會議には代表者を派遣するのみならず、萬國學士院聯合會、萬國地震學會萬國測地學會、萬國理學文書目錄委員會等に加盟してゐる。我が理學文書目錄委員會より、萬國理學文書目錄委員會の中央局に送附する所の著名スリップの數は、近來年々約一千の數に達して居る。卽ち世界の理學の進步に對して、本邦が年年約一千の論文を提供して居る譯である。以て本邦に於ける理學發達最近狀勢の一班を伺ふべきである。

二　數學

和算と通稱せられたわが邦の數學は古來より特殊の發達をとげ來つたもので、本邦理學中明治以前に見るべき發達をなした唯一の學問であるといつてもよいのであるが、維新以後泰西の新數學の勃興すると共に純理的なる近世科學の方式に壓されて次第に廢滅に歸するの止むなきに至つた。

泰西數學の初めて本邦に輸入せられたのは維新以後のことではあるが、前既に文久三年の頃、故神田孝平男が開成所でこれを教授したこともあり、歐洲の初等數學の書が柳川春三等の手に譯せられたことなどもあつて、その初步は早く世に傳へられたのである。しかし乍ら、組織的にこれを教授するに至つたのは、維新以後のことであつて、しかもなほ數年間、數學は未だ他の學科と相分かれて獨立の專門學となるに至らず、開成學校及び舊工部大學校に於ては工學中に含められ、東京大學時代に至つてもその初めは物理學及び天文學と共に教授せられたのであつた。

泰西數學の研究が獨立の面目を具ふるに至つたのは今の理學博士菊池大麓男がケムフリッヂ大學に學びて歸り、東京大學の數學教授に任命せられてからである。博士は明治十年始めて數學教授に任命せられて後、三十一年帝國大學總長に昇進するに至るまで、二十有一年の長年月間、懇篤なる教授を繼續せしのみならず、各種の方法を以て數學の研究を獎勵し斯業の進步に多大の貢献を爲した。明治十四年數學科の初めて設けらるるに至つたのも主として博士の盡力の結果[illegible]

又、[illegible]

身である現今の東京數學物理學會の創設に關しても博士は發起人の一人として大に活動せられた。博士の有名な幾何學教科書は今日なほ前年の聲價を減せず、數學學生のための指針であり、その他時々の通俗的著作及び講演は斯學の普及に多大の貢献をなした。更に博士が東京數學物理學會記事の中に舊派の本邦數學に關して發表せられた論文數篇は暗黑裡に光明を投じたものであつた。なほ理學部長及び理科大學長として或は震災豫防調査會の創立者及び會長として、或はその他各種の資格に於て、博士が他の諸學科の研究に獎勵を與へたことは少々ではないのである。

菊地博士に次いで明治の數學を代表するものは理學博士藤澤利喜太郎氏である。氏は明治二十年帝國大學の數學教授に任命せられ、同科の研究はここに一段の進步をとげた。博士は明治十五年、東京大學の初めて出だした物理學專攻三卒業生の一人であるが、專ら數學の研究に身を委ね、ストラスブルグに遊び伯林に轉じて故クロネツケル教授指導の下に斯學の研究に從事した。而して博士は獨逸數學者と同一見地に基き、殊に高等解析の重要なるをとき、一般函數論及び特別函數論の研究を開始し、又理科大學に數學研究科を設くるなど、高等數學の發達に向つて多大の貢献をなしたのみではなく、普通教育のためにも優良なる數學教科書を編成し、菊地博士の書と並んで斯學の寶典となつて居る。舊派の本邦數學に關しても博士は菊地博士と同樣、[illegible]

二博士の他、近く高木貞治、林鶴一の兩理學博士あり、一は東京、一は仙臺の理科大學に教授たる旁ら、近世數學に關する貴重なる論文を發表して、斯學の進步に貢献するところ多大である。將來これらの諸氏の力に依つて、本邦數學の光明の益明らかならんとするは悅ぶべきことである。

最後に東京數學物理學會は十七年創立以來、今日に至り、報告朗讀、及び討論のため毎月一回集會を催ほすを例としてゐる。その記事に載するところの數學物理學天文學等に關する論文は斯學の絶えざる進步を語るものである。

神田孝平男

三　天文學

往昔、德川時代八代將軍吉宗の時に設けられ[illegible]た天文臺は、その後幕府の飜譯局となり一種の[illegible]教育機關として活動した。飜譯局は更に幾多の[illegible]變遷を經て今日の帝國大學となつた。幕府の[illegible]文臺と近世理學の發達とは因緣するところが深いのである。

しかし乍ら明治維新後に於いては、編曆の事業は暫らく[illegible]島に設立せられた天文局の司理するところであつた。これ[illegible]更に內務省の管理に移り、終に再び東京帝國大學の下に歸[illegible]たのである。またこれより先き海軍省附屬の觀象臺は麻[illegible]（現東京天文臺所在地）に設けられ、又一部學生の天象[illegible]實地演習の用に供するために大學天文臺を本鄕に建設せら[illegible]

たのであつた。

現在の東京天文臺は内務省の天象部及び海軍省附屬觀象臺と大學天象臺の合併に依りて成立し、明治二十年以來大學の管理に歸したものであつて、現に理科大學星學教授理學博士寺尾壽氏はその臺長である。天象觀測、編暦及び學生の授業に從事する外、帝國内の全電信局に傳ふるため、毎正午標準時を東京郵便電信局に通報し、又、東京横濱及び神戸に於ける號砲のために電信によりて正午時を通報する。これらは天文臺の仕事である。

寺尾博士

今日、我國に標準時として採定してゐるのはグリニッチの東百三十五度の子午線であるが、これは明治二十年一月以後、菊地博士の建議に依り決定したところである。

東京天文臺はまた、天體の寫眞研究と緯度變移の觀測に從事してゐる。天體寫眞研究の結果、教授理學博士平山信氏は一新小星を發見して東京と名づけた。緯度變移の觀測は帝國測地學委員會の特設に係る水澤觀測所の主任理學博士木村榮氏主としてこれに當り、地軸變動の新方式を發見して歐米の學界を驚かした。これが功績に依り、昨年帝國學士院より、先帝陛下恩賜の賞金を授與せられたことは今なほ人耳に新たなるところである。因みに陸中水澤は地球の移動を研究せんがため、萬國測地學協會が北緯三十九度八分上に選擇したる四個の地點の一つである。

日蝕觀測に就いても時々天文學上の研究旅行が多く成功を以て行はれた。その報告は他の觀測報告と共に東京天文臺年報の中に載せられてゐる。

四　物理學の進步

本邦に於ける近世物理學の組織的研究は數學と同じく、專ら東京大學の佛蘭西部にその搖籃を發した。同部は寺尾大學天文臺長、中村氣象臺長、難波京都理工科大學長等の諸博士を出して、理學の發達普及に大に貢獻をなしたが、數年ならずして廢止せられ、同時に物理學は數學及星學と共に理學部に於て、研究さるゝことになつた。

數學に於ける菊池博士と同じく、最初の物理學教授として斯學研究の基を本邦に据えたのは理學博士山川健次郎氏であつた。氏は明治七年頃米國より歸朝して物理學の助手となり次で教授に任ぜられて以後、明治三十四年菊池博士の後を繼いで東京帝國大學總長に任ぜらるゝに至るまで、二十有五年同職に在りて大に物理學研究を奬勵し、幾多俊秀をその下に出だした。

菊池山川兩博士の熱心なる鼓舞奬勵に加へて、更に英米有數の理學者數名の聘せられて理科大學にその[illegible]する[illegible]あり、理學[illegible]

[illegible]ホル、ノットの三教授は何れも初めに於いて熱心に理學研究を鼓吹した人々であるが、殊にユーイング教授が理學部時代の初めに當り、磁氣學に關する實驗的研究を學生と共に行つたといふことは、後年物理學の諸問題の中殊に磁氣學の問題の研究が本邦に盛となつた原因であつて、正しく教授の餘澤に歸すべきものである。これに對しては教授の後をついで同じく磁氣學を專攻したノット教授の來つたことも與つて力がある。

また舊工部大學校に於ては、物理學を專門科として設けたのではない、工學專門學養成の目的を以てこれらが教授を開始したゞけであつたが、エヤトン、ペルリー、グレー三教授のごとき有數の學者をその教授中に聘用してゐたゝめに、自然、こゝにも理學勃興の機運は萌した。

更に我邦最初の物理學者として忘るべからざる二人の名前がある。その一はマンチェスターに於て故スチューアート教授の門に物理學を攻究し、頗る創造の才に富んだ故市川盛三郎氏であつて、他は即ちエヤトン教授の門下に電氣工學を專門とし物理學にも俊秀の譽の高かつた故志田林三郎博士である。兩氏の本邦物理學のために寄與した功績は著大であつたに拘はらず、業半にして天逝したのはわが物理學界の一大損失といはねばならぬ。

しかし乍ら本邦に於ける物理學最近の進步を代表するものは、現理科大學教授田中館愛橘、同長岡半太郎の兩理學博士である。田中館博士はユーイング教授の高弟であつて、又明治十九年[illegible]志し、グラスゴウに游びてトムソン教授指導の下に[illegible]奧を極めた。博士はまた地震學上にも貢獻するところあり、殊に地磁氣の實地測量に精細なる報告を公にしてゐる。

田中館博士が專ら實地應用方面より磁氣學の開拓に從事したのに對して、長岡博士は主としてその理論的研究に忙しかつた。博士が磁歪に關する新研究の報告は近世物理學界に一大[illegible]

東京天文臺

を止めたものである。尚最近に於て同博士は光の分析に基きたる原子構造論の研究に忙しく、既に幾多の重要なる論文を發表して、物理學の根本に多大の貢獻をなし、之れが爲に本年四月倫敦物理學會は同博士を其名譽會員に推選したのである。同博士を初めとし、京都の水野博士、東京の中村寺田兩博士、仙臺の本多博士等、斯學界に幾多有爲なる學者あるは吾人の意を强ふする所である。

田中館博士

最後に現行の本邦度量衡の制度は明治二十四年、菊池山川兩博士委員の中に加はりて制定したものであるが從來の「貫」及貫「尺」なる通俗單位を保存すると同時にこれと「メートル」法單位との間に簡易にして正確なる關係はこれに依つて規定せられた。即一貫は一キログラムの四分の十五に、又一尺は一メートルの三十三分の十に當るといふ定めである。この制定が一般に多大の便利を與へたることはいふまでもないことである。

五　化學

本邦に於ける泰西化學の發達は、文政十一年（一八二八年）宇田川榕庵が、ウヰリヤム●ヘンリーの化學撮要を蘭譯より重譯して『舍密開宗』と名づけて出版したのに始まり、川本幸民、桂川甫周、宇都宮三郎等の研究となり、更に開成所内に化學實驗所の設立を見るに至つた。而して慶應年間開成所に招かれて化學教授の任に當つた蘭人グラタマは直ちに實驗的に化學を教へた最初の外國人であつたのである。

明治の革新と共に開成所の化學實驗所は何の効績をも擧ぐる遑もなくして閉されたが、維新後間もなく大阪に一層完備せる化學實驗所設立せられ、グラタマ教授はまづ招聘せられ同所に就職し、次いでリッテル博士その後を襲つた。こゝでやつた重なことは定性分析の初歩及び化學工藝に關する簡單なる實習であつた。この實驗所は後東京に移され、遂に廢止せらるゝに至つた。

これより先き、開成所の再興あり、又教育新制度發布せられて泰西理學は秩序的にその學科課程中に加へられた。しかし乍ら設備の完全な實驗室の新設せられ、また教授としてアトキンソン氏の英國より招聘せらるゝことあり、化學攻究の面目の革まつたのは漸く明治七年のことであつた。アトキンソン氏はその後七年、明治十四年まで在職し、分析化學、有機化學、理論化學、工藝化學及び冶金術までも一人にて擔當し、毎週數時間の講義に加へて、實驗室の監督をも引うけ、一意熱心に學生の指導に勗めた結果、本邦に於ける泰西化學の組織的研究の基礎は全くこゝに築かれた。予は氏が最初の門弟の一人として、氏が往年の功績を追懷する每に常に[illegible]

[illegible]

アトキンソン氏と年を同うして日本に來り、一層大なる貢獻を化學に寄與した人は英國の化學者故ダイバース博士であつた。博士は初め舊工部大學校の化學教授として招聘せられ明治十九年、同校が東京大學と合併の後は、理科大學に教授として、明治七年より三十二年に亘る二十六年間、理學は理學のために研究すべきことを說いて絶えざる熱心を以て研究をつゞけた。而して博士が最も意を注いだのは從來開拓の不十分であつた無機化學の方面であつて。これに關する博士の論文の理科大學紀要に掲載せられたものだけでも五十篇に餘り。本邦の化學發達のために著大の影響を及ぼしたのである。

邦人が化學教授の嚆矢は、明治十四年アトキンソン教授の歸國の後を承けて、故農科大學長理學博士松井直吉氏（前年米國より歸朝）と、同年英國から歸つた氏とが化學の教授を分擔したのに始まる。而して明治十八年、純正化學應用化學の別設けられその後は理學部より分かれて、新設の工藝部に屬することとなるに及んで松井博士は理學部を去つたが、工藝部は後幾許もなく、更に舊工部大學校と分れて新たに工科大學を構成することゝなつた。かやうにして理科大學は純ら純正化學を研究するところとなつた。ダイバース博士、三十二年歸國の後を承けて現に教授の任に當つてゐる人は、博士の舊門弟であつて、且つ無機化學の實驗的研究者として知られた理學博士垰和爲昌氏である。氏の窒素及び硫黃の複雜なる化合物の研究に關する論文は貴重なるものである。又無機化學專門家中には、京都に[illegible]博士、仙臺に[illegible]小川博士[illegible]。小川博士は先年新元素ニポニウムを發見し、今尚熱心に之が研究に從事しつゝある。

有機化學の問題に對しても本邦には幾多の熱心なる研究者を出だして居るが、その代表者として擧ぐべき人は第一に長井長義博士である。博士は藥學專門なれども、亦同時に純正有機化學の大家であつて、エフェドリンの合成に關する同博士の研究の如きは、實に有機化學に一新光明を與へたものである。久原京都帝國大學總長も亦斯學の大家として重きをなし、又田原隈川鈴木眞島等の諸博士は應用若くは純正有機化學に幾多の貢獻をなしつゝあるのである。

更に原理化學――不適當乍ら一般に物理化學と呼ばるゝ方面の研究は、歐洲に於ても一八八七年以來、米國に[illegible]ても最近迅速なる發達を遂げたるものであるが、本邦に於ても早くその價値は認められ、一般教育制度に於いても[illegible]く他に比類なき速やかなる普及を見るに至つた。而して其の發達普及に對しては池田菊苗、大幸勇吉兩理學博士の[illegible]最も著大である

長岡博士

工業化學は本邦に於いて元來一般化學教育の中殊に須[illegible]

ものとせられて居た。而してこの部門の先輩としては東京瓦斯會社の高松豐吉氏、工業試驗所の高山甚太郎氏、京都工藝學校の中澤岩太氏、紐育在住の高峰讓吉氏、下瀬火藥の發明者故下瀬雅允氏、工科大學の河喜多能達氏等の諸工學博士は何れもアトキンソン氏若くはダイバース博士の舊門弟であつて、本邦に於ける化學工業の基礎を定めた人々である。

農藝化學に至つては駒場農學校時代より、農科大學これが發達の中心であつた而してこれが種子を蒔いたものはキンチ教授であつて、これに次いでは故ケルナ博士、及びレーブ博士等何れも幾多俊秀の農藝化學家を育成した。今日斯界に重きをなせる古在由直、鈴木梅太郎等の諸農學博士は何れも兩博士の門に遊んだ人々である。

各方面の化學者を一堂に集めて、斯學の異なれる各部門の研究を交換する代表的機關は明治十一年創立の東京化學會がある。その機關なる月刊會誌には新研究の報告と海外に於いて公にせられた論文の抄錄を收めてゐる。又、別に三十一年以來工業化學會設立せられ、同じく月刊雜誌を發行してゐる共に本邦に於ける日新化學の進步を語るものである。

松井博士

六　地震學

地震學は近世科學中本邦に於て特に發達した學科である。何となれば本邦は世界隨一の地震國であつて、從つて地震研究上最も便宜の地位を占むるのみならず、實際その理學的研究の必要を最も切實に感ずる國であるからである。それ故早く東京帝國大學には地震學に關する特別講座と、これに附屬した教室があり、又、文部大臣直轄の下には地震攻究を目的とした特別委員の設がある上に、各地方測候所には地震を記錄し、且つ觀測すべき器械の設備があつて、地震現象を組織的に研究する機關はすべて備はつてゐる。

本邦に於ける地震學が今日の進步をとげたその源を尋ねれば、今より三十二三年以前のことであつて、ミルン、グレー、ユーイングの三教授等とが專ら與つて功績がある。即ち明治十三年ミルン教授は日本地震學會を創立し、ユーイング、グレー二教授は地震の强弱を記錄し且つ測定する方法を案出改良してその理學的研究を容易にした。これより斯學に對する興味は大に鼓舞せられ、次第に組織的研究の緒に就くに至つたのである。ユーイング教授が始め案出[illegible]

長井博士

更にこれに改善を加へたグレー教授の上下地震計の發明に依つて、水平動上下動、共に正確なる觀測の記錄を作ることのできたのは忘るべからざる功績である。

ミルン、ユーイング、グレー三教授の地震學に於ける貢獻は決して上述に止まらぬ。凡べて三教授及びこの他の諸氏が當年の有益なる研究は『日本地震學會々報』（二十五年以來發行）に載せられてゐる。

本邦地震學の最初の人としてはまづ故理學博士關谷清景氏を擧げねばならぬ。博士は早くより地震學の研究に身を委ね、明治十九年東京大學に地震學講座の設けらるゝと共に、初めてこれが教授を擔任し、後又、震災豫防調查會委員として地震學發達に向つて多大の貢獻を爲した。ユーイング教授の水平地震計を變更して振子の振動時を長くし、强大なる地震の觀測に便したことや、自ら監督して地震史料の蒐集及び考察に着手し、これに依つて時間及び場所に關する地震の分布に就いて重要な論據を發見したことなぞはその數多き研究事業の中の一例である

關谷博士に次いで地震學講座を擔任した理學博士大森房吉氏は更に斯學の研究に向つて數段の進步を加へた。博士の今日迄いろ／＼の機會に發表した研究報告は實に浩瀚を極めてゐるが、外にその發明發見の著しきものを擧ぐれば、[illegible]の地震計を改善して一層緻密なる組織となし、强弱普通の地震のみならず、なほ地震に伴ひて起こり、若くは遠距離の地震に起因する微弱なる振動、又は遲々たる地動、弱き脈動その他遲々たる水面の變動等を觀測しうべき地震計を製作したこれらの微動中所謂脈動なるものは、地震に因らず常に連續して起るものであつて、この脈動の劇甚な間は地震は滅多に起らないが、これが極めて微弱になると、屢局部的震動を生ずることがあるとが觀測の結果明かになつた。これに依つて博士は約十二時間內に起るべき地震を豫知し得たことが屢あつた。

久原博士

前記諸氏の地震計の外、田中館博士の强震觀測用の直線動地震計及び上下動記錄用の螺狀發條地震計の發明も忘るべからざるものである。

この他田中館博士の地震と地磁氣の研究、木村博士の地震の緯度變移の研究、又は小藤博士の地震の地質的研究等諸學者に依つて絶えず發表せられた新研究の報告は斯學の研究に絶えず新らしき光を投げつゝあるものである。而してこれが研究の一大機關として震災豫防調查會がある。この會は明治二十四年濃尾の

高峰博士

震災の後間もなく菊池男爵に依りて貴族院に提出せられ、大多數を以て同院を通過した建議案に基き、翌年組織せられたものである。而してその目的は第一地震を豫知する方法ありや否やを研究し、第二その災禍を極小ならしめんがためにはいかなる方法を講ずべきかを推究するとにある。

七　氣象學

本邦に於いて氣象事業に關する制度の發明せられたのは比較的晩近のことであつて、明治二十七年勅令に依りて中央氣象臺は東京に置かれ數多の地方測候所は適宜の場所に設けらるるに至つた。

しかし乍ら不完全乍ら氣象測候事業の初期を探ぬれば、明治五年始めて函館に一測候所設立せられたのが最も古く、後三年にして內務省管轄の下に氣象事業は開始せられ、暴風警戒の事業は更に後るること五年にして始められた。次いで十五年天氣電報の制度設けられ、翌年六月に至りて始めて天氣圖を印刷することとなり、天氣豫報を東京市內の各巡査交番所に掲示することとなつた。而して中央氣象臺の遂に文部省管轄に移つたのは二十八年のことであつた。

水澤緯度測候所と所長木村博士

中央氣象臺はもと東京氣象臺と稱し、內務省の開始した氣象事業に伴ひ、明治八年宮城と境を接して創設せられたものであつて、その掌るところの事項は、氣象觀測の講究、之に關する出版物の刊行、天氣豫報、暴風警戒、豫測天氣及び暴風の電報通信、氣象學上の諸器械檢定、並びに氣象學、地震學磁氣學、及び電氣學上の諸現象の觀測等である。而して同臺には各種の晴雨計、寒暖計、光度計、濕量計、風力計、雨量計、日照計、地震計、電量計、磁氣計、雲の高さ及び速度を測定すべき裝置、並びに氣象上[illegible]

寫眞術傳來物語

——明治文明史の一插話——

日本寫眞術開祖　下岡蓮杖

記者曰く

翁は今年九十歲、今は日本畫を描いてゐられるが、我國寫眞術及石版術の輸入率先者たる事は隱れも無い事實で、昨年八月七日其廉に依り東京府知事から木盃一箇に賞狀を添えて下附された。今では寫眞屋も石版屋もザラに在つて、素人ですら寫眞機を喜ぶ者が澤山あるやうになつたが、私等の若い時には『寫眞』と云ふ語すら無い。私ですら初めは、『生きたる男の子』とか『生きたる女』とか云つた。近頃の事は諸君御存知だから、私が初めて寫眞を輸入した手續をお話ししやう。

蓮の花を彫つた杖を突いて和蘭迄

私は豆州下田の生れだが十三歲の時江戶へ出て畫を習つた。當時舊幕には狩野家が十八軒あつて其の中四軒丈けが特に將軍家奨の御紋を許され將軍の御前で畫を書く役をしてゐた。中にも其の四軒の中で董川法眼と云ふのは狩野家十八軒の筆頭で、私は其の弟子になつて董圃と云ふ號を貰ひ、後に董古と改められたが、或る時、今から丁度六七十年前初めて今の寫眞の原板を見て大に驚き、此んな調法な物があるのに毛筆で書いてゐた所が仕方が無い、是れは一つ何とかして此の「生きたる男の子」を書く術を學び、廣く世間にも教へ擴めたいと思つて師匠董川に向ひ「貴方が如何に狩野家の筆頭でゐらしやつても毛筆ではこんな物は書けますまい、必ず何とかして習ひ覺えて來りますから千日の間お暇を戴きたい」と云つた所が、師匠も快く承知してくれたので、一先國へ歸つて路用を整へ再び江戶へ出て師匠に暇を告げて、長崎へでも行つたなら和蘭人に就て學ぶ事も出來るだらう長崎で駄目ならば便船で和蘭迄渡つても必ず學んで來ようと決心して、長崎を指して遊歷をしながら旅に出た。蓮杖と云ふのは其の時私が蓮の花を彫附けた杖を突いてゐたので人樣が蓮枝〳〵と云つて、何時か號の樣になつて了つたので、私も自ら蓮杖と號し、今でも蓮杖董古と號してゐる。

黑船來る、浦賀へ引返す

處が段々遊歷をして、箱根から三島へ出る積りで相州津久井縣地方を遊歷してゐると、偶然學問修業の遊歷と道連れになつた、道々種々話し合つてゐる中私が「私も遊歷だが是れから長崎へ下る」と話したら「何しに長崎へゆく」と云ふから、實は是れ〳〵だと云つて詳しく一伍一什を話し處が、此の人が水戶の者で其の晩一緒に宿へ着いた時、「私は實は水戶の藩者だが殿樣[illegible]のお話では既う外國の船が直きに江戶の近海へ來る。來たら世間が騷ぐだらうから高い聲では言はれない[illegible]其の時は斯う彼樣と殿樣からお話しがあつた」と話[illegible]てくれた。此の殿樣と云ふのは多分元歷公だらうと[illegible]ふ。すると其の又後直きに私の懇意にする水戶の繪[illegible]で、橋本雅邦と一緒に私の師匠の弟の狩野勝川に習[illegible]てゐる某と云ふ者に逢つた時、是れが又私の志を聞[illegible]て「態々和蘭迄行くには及ぶまい、實は是れ〳〵で近[illegible]江戶近海へ黑船が來る。來れば日本が動くだらう、[illegible]ふ水戶の殿樣のお話だ」と話してくれたから、私は[illegible]らば和蘭へ行く事は止めにしやう、浦賀へ行つて[illegible]ませう」と云つて別れて浦賀へ行つた。

海上見張番となる

と云ふのは當時幕府では浦賀に奉行を置いて江戸海へ上り下りする船の船改めをなしてゐた、舊は下關に在つたのだが、浦賀に移して了て是れが當時日本國第一のお臺場で舊會津が持つてゐたのを將軍家が直にお取り上げになつて與力を使ひ、丁度今の稅關のやうに房州富津崎と三里の海上を通る船を悉く改める。例へば紀州灘から酒を積込んで來ると先づお臺場へ行つて此の酒の釀造人何の某何の爲めに何處へ行つて何日比に歸へるといふ書狀を差上げ一樽に就て幾何宛と云ふ稅金を納めて通り、而して書狀通りに歸りには出て行くと云ふ工合、處が幸い私の父櫻田與惣衛門が當時浦賀で六十三人の配下を使つて日本船舶の改め役をなしてゐたものだから、私は父に逢つて志を述べ、幸ひ此の父の極く昵近にしてゐる居附與力中島清三といふ人の世話で、二人扶持で抱へられて平根山の臺から遠眼鏡で海上を見張つてゐると云ふ頗る都合の可い役になつた。少し話が横道へ入るが當時浦賀には船改めの與力が十軒あつて之れを居附與力と云ひ、中島清三は其の十軒の筆頭で、畢竟私の父が懇意な處から斯う都合可く行つたが、此の中島三郎助と云ふ人は王政復古の御職を失つて幕府持の海洋海天と云ふ二艘の船を貰受けて海漕業をなしてゐる內、函館戰爭の時に出陣して函館の千代ヶ岡で親子三人討死して了つた。

世間は大騷亂、自分は大喜躍

扨此平根山の臺と云ふのは御承知でもあらうが中々見晴のよい處で、天保年間米船の來た時ですら此處から大砲を打出したら、運好く米船の舳に當つたので唯一發で米船が引返したと云ふ位近海の可く見える所だから、天氣さへ宜しければ十里位の沖合迄見渡される。で、私は毎日此の眼鏡臺の出來てゐる上に上つて腹の中では黒船一時も早く來よかしと見張つてゐたが突然或る日鶴崎から約十里の沖合に、雨傘を立てたやうな物が海上に現はれた。何であらうと眼鏡で見てゐると、横になると棒が三本立つて傘を伏せたやうに見えるが、[illegible]

明治初年の浦賀港

も段々近附くに從つて三本の柱が瞭然見えて來たから腹の中では天へも昇る程嬉しいが、口では狂のやうに飛出して奉行所へ此趣きを注進した。浦賀附近は夫れが爲めにもう大騷ぎ、傳馬が二艘水戸へ飛脚に立つ、時を移さず近國の大名房州相州御崎邊の諸大名が幕府の命を受けて固めを初めた。『具足着て亞米利加樣と密と言ひ』と云ふのは當時の落首だが、傳馬の飛脚が黒船よりも早いと思つてゐたのだから可笑しい。

軍艦の繪圖取りに化け込む

扨私は遠眼鏡を見る役丈けだから具足は着てゐないが、何とかして軍艦の傍へ行つて見たい。仕方がないから私は畫家だから軍艦の繪圖を引き度いと云つて奉行所へ願ひ出で、而して傳馬を一艘借りて大小を手挾み、紙と筆とを持つて黒船の直ぐ傍迄漕ぎ寄せたもの丶中々乘り込めさうにも無いし、乘せて吳れさうも無い。夫れも其の筈で諸大名が各自に押送船に乘り込んで、何艘となく輪形に黒船をウヨ／＼取卷いてゐる。黒船が少しでも動くと此の諸大名の船が煽を食つて一度に顚覆へりさうだ。三十匁四十匁五十匁位の鐵砲を大名が押へて百匁二百匁で擊つ了簡だ、夫れこそ暴風雨でも來たら鐵砲が擊つ方へ向かなかつたとサアマア其んなに云つた位のものである。

愈々單身黒船に乘込む

で兎角仕方が無いから私が黒船の舷側の直ぐ間近迄漕ぎ寄せて、下から尺[illegible]

と、分つたものか上つて來いと手招きするから[illegible]思つて船橋を恐々上つて行くと全く驚いて了つた、立派にも立派だが妙な風をした恐しい大きな男がウヨウヨゐる。軈て私は船將らしい人の前へ連れて行かれたが船將の傍にも兵者が三人立つてゐるので薄氣味の惡い事は一通りで無い、全然夢のやうな氣がした

飛んだ履物の誤禮儀

船將が悠然と椅子に寄り懸つて白髮の頭を散髮させてゐたから、其の間待つてゐると、軈て散髮が終つてから、私が福草履を穿いて行つたものだから、「夫を見せろ」と云ふ、手を懸けるから脫いでやると、見て、足へ持つて來て又穿めた。散髮して直ぐ後だし私は多分之れが挨拶の禮儀でゞもあるか知らと思つたから、無性に手眞似で向ふの靴を見せろと云つて、矢ツ張り靴を取つて、見て、又穿めて見た。

鐵條網の上を步けと云ふ

すると今度は折釘のやうな金で出來てゐる物を百許り振り撒いて其の上を步けと云ふ、是れは大變だ、愈々私を殺すものと見える。こんな物の上へ一步でも踏みかけても足の裏に穴が開いて了ふと恐々してゐると何でも步けと云ふ。其の內に船將が靴でザク／＼步くのを見て私は驚いて了つたが、成程靴ならば步ける筈だ、此の釘は大きな麥酒樽に入れて何杯も船中に積込んであつたが後で考へて見るに恐らく陸上へ撒く散亂鐵條網だつたらうと

牛の血と思つたのは葡萄酒

すると又今度は酒杯に眞紅な水見たいな物を入れて是れを呑めと云ふ。葡萄酒だ、處が私は牛の血か何かを呑ませるに違ひ無い、此奴を呑んぢや命が無い。毒酒か何かだ、今度こそは私を殺す了簡に相違無い。死なば死れと思つてゲツと一息に呑むと案の定體が何だ

ペルリ饗應の圖

[illegible]つた。處が其の間船將が矢ツ張其の通りの物を呑んだから、して見ると呑むべき物だと思ひ直して見ると、自分の氣分も直つて來らし誠に善い鹽梅だ。初めて毒ぢや無いと分つたが、私はもと／＼酒が嫌ひだから人一倍恐しい思ひをした。

飛んだ珊瑚の蠟細工

船將と話が段々進むと今度は赤い光つた滑々した棒を吳れる。私は此奴は珊瑚珠だ、大變な物だ、貰つては惡いと思つて散々辭退してから貰つて來たが、是れも後で封じ蠟と分つて大笑ひした。

その間葡萄酒の醉も醒めて私は繪の話をし初めたが、船の形を書いて此船の事を詳しく聞き度いと云ふと、船將が米人と支那人に吩附けて、支那人が米國人に云ふ。米人が淸人に話して、淸人が私に話すやうにして詳しく敎へてくれた。

軍艦繪圖の獻上

私は其の時尺を出して一分位の長さの線を引いて一分と書いた、二つやつて二分、三分、四分、五分、一寸と書く、一寸を二寸、三寸、十で一尺、[illegible]書いて、一尺を十で一丈、二丈、十丈と云ふ事丈け[illegible]先づ話して置いて其の場で尺を置いて斯う云ふ鹽梅[illegible]して支那人と話をして、柱の長さ何丈何尺、船の長[illegible]

何丈何尺、大砲は手眞似で幾つ、分ら無い事は皆手眞似で話し、間數は皆尺に直して話してくれた、然う云ふ風にして私は前後三日間通つて遂に船の繪を書き上げた、此の時は遂に不幸にして「生きたる男の子」を書く術も學ぶ事が出來なかつたけれども、其間には船將とも心安くなつて私の食べた事もないパンと云ふ物も呉れるし、而して其船を繪圖に引いた上宅へ歸つてから、改めて大きな紙に淸書して德川家へ出した、恐らく是れが日本で軍艦の繪圖を出した初めだらうと思ふ。

又もや希望の光

夫れから私は一先づ浦賀を去つて諸國を遍歷したが、又二三年經つてペルリがやつて來た。此の時は何も役をしてゐ無いし遠眼鏡も見てゐなかつたから大して變つた話も無いが、今の汽車と云ふ者が、初めて橫濱へ三十間計りの圓い假軌道を敷いて、米人が三人乘りの汽車を持つて來て廻して見せてゐた。

是れからペルリが橫濱は交易場に善いと云ふ事を見極めて國へ歸り、ハルリスと云ふ領事がフユースケンと云ふ蘭語の通辭（通辯の事）を連れて來て、橫濱を開港せよと云ふ談判を初めた、併し矢ッ張り私が前に米人と支那人とを經て話をしたと同樣で、幕府では態々長崎から堀龍之助を筆頭に森山多吉郞名倉常三郞等都合十人の蘭語通辭を呼び寄せ夫れに外人の一行を附けて下田へやつた、此方の談判役は井上信濃守中村出羽守[illegible]れに下田奉行だが、下田奉行は同心町へ談判所を新設し、談判の時は凡べてお人拂ひで、唯此方からは奉行目附役組頭等十人許りが出て、ハルリス、フユースケンと對座して談判した、ハルリス、フユースケンは此の間約二年間柿崎村の寺に滯留して談判毎に下田迄通つてゐたのである。

明治初年橫濱で發行せられしポンチ雜誌

命懸けの相談

處が此のフユースケンが寫眞術を知つてゐる[illegible]

ス、フユースケンの警衛役になつたが、長い間の事ではあるし、其の內フユースケンが此の術を知つてゐると云ふ事を承知したものだから、殊にフユースケンと特別懇意になつて遂に妾の世話までした。併し此の妾の話は既う雜誌や新聞に澤山出たから除く、で何とかして此の術を敎はらうとしたが、何しろ江戸から穩密と云つて今の探偵のやうに變裝をした廻し者が盛んに入込んでゐるし、日本人には未だ見た事も無い術だから切支丹だなどゝも云はれさうだし、迂濶り密談などした丈けでも命に拘はるやうな有樣だから、フユースケンも當り前の話はしてくれるが、少し變つた事になると少しも話してくれない。

竹山頂上で口傳、圖說き

併し私も命懸だから懇にフユースケンに賴むと、フユーケンの云ふのには「此處で今お前に話してはお前の爲めにもならず私の爲めにもならない。夫れならば竹山の頂上へでも行つて待つてゐろ屹度話してやる」と云つた遂に下田の町から八丁許り高い港口の山の頂上で話してくれた。素より人目を忍ぶ身だから繪圖を引くやら木の枝を取つて三本足の形を拵へて見せてくれるやら、畢竟口傳と圖面で詳しく敎へて呉れたが、尙「今此處には玉も眼鏡も藥も無いから、橫濱が[illegible]けたら屹度藥も器械も國から取寄せて[illegible]

橫濱を出て一緒に行つてゐたが、御承知の通り、フユースケンは其後妾の舊夫に蓮福寺で殺害されて了つたので、私の寫眞術の修業も此處で一つ腰を突いて了つた。

油繪八十六枚の大儲

併し私は夫れでも寫眞術修業の志願を罷め無い。夫れから橫濱で米人ショーヤといふ者の商館に雇はれたが、此のショーヤの妻が油繪を書く事を知つてゐたので、賴んで敎へて貰つた。而して其の後日本の有樣を悉く油繪にして世界へ紹介しやうと思ひ、ボイルを樽で買ひ、ペンキを何本も買つて、甥に油を石の上で擦らせて橫幅二間竪八尺の金巾を八十六枚重ねて置いて大工左官馬方、淺草觀音、富士山何でも彼でも日本の有樣を一年間懸つて書き上げて英國へやつたら、後に是れが倫敦で見世物に出て、其の口上に「是れを書いたのは蓮杖と云つて橫濱で今でも寫眞屋をしてゐる」と云つてゐたとやらで、歐洲から來る外國人が蓮杖々々と云つて尋ねてくれて、私も艦と屋根に富士山の看板を出して置いたりしたものだから、一向商法氣も無いのに據所なく大儲をした事がある。

遂に機械藥品技術皆手に入る

處が其の後此の家へ客分に來たウンシンといふ米人が寫眞の機械も持てゐるし、寫眞を撮す事も知つてゐたので、遂々私は此の人の世話で器械も初めて外國から取寄せるし、撮影す方法も覺えて了つて、初めて日本最初の寫眞店を橫濱で開業した。

併し寫眞の背景が一枚も無い[illegible]一々外國から、取寄せる譯にも行かない、そこで白金巾へバックを書いて見たが白人種の白い顔なら兎も角、日本人のやうな黃色人種の黃い顔を白い處へ寫すと餘計黑く見えるので、之も遂に今のやうな背景を工夫し初めた。

石版習得の困難

石版は天主敎に在ると云ふ事を聞いて、其の敎師に賴んで見せて貰つた。繪で光線のある者は一寸と出來難いが唯文字許りなのは木版と大した差異が無いから出來さうだ。すると其後米國のビジンと云ふ人が來て大きな引圖の石版を見せてくれた。其の方法も詳しく敎へてくれたが肝腎の機械が無い。弗百枚出せば宜しいと云ふから、ビジンに金をやつて石を二枚と機械を取寄せて貰つて、尙ビジンに方法を敎へて貰つた。夫れから家康公の半身を書いて理由を附して差出した處が、之れが橫濱で發賣許可になつて、文部省邊へも其の畫が廻つた來たものだから、文部省邊の生徒が私の處へ習ひに來た。

無代で敎へ擴めさせる

そこで私は早速一番弟子の橫山松三郎を手紙で呼寄せて十日間敎へ。松三郎に「是れから東京へ出て人に無錢敎へろ、寫眞も無錢敎へろ。金錢を取ると擴まらない。擴まりさへすれば俺の目的は達したのだからたゞ敎へろ」と云つて東京へ出し、其の後自分も東京へ出て敎へ擴めした。

松三郎は函館生れで初め私と一緒[illegible]州小杉の鈴木眞一[illegible]を附けて矢ッ張橫濱の太田町で開業させてゐた處が、此の眞が啓三郎を見込んで自分の娘のお信の婿にして眞一と改名させて自分の跡を繼がせた。之れが先般死去した九段で開業した有名な鈴木眞一である。其の後內田九一などが東京で寫眞店を始めた。江木氏でも丸木氏でも、江崎氏でも工藤氏でも有名な寫眞屋が澤山出たが、初めは全く私と松三郎とで敎へ廣めたもので、私の初めの望はこれを日本へ傳へれにそれで好いのだから、後日は寫眞をやめてしまつて再び繪筆をとるやうになつた。それで誠に失禮な話だが、往來を通つても寫眞屋の看板を見ると、自分の孫[illegible]てゐるやうな氣持がする。

明治の博物學

理學博士　石川千代松

□モールス教授と生物學

博物學といふ名は我國でも古いが、嚴密な意味で西洋近世の博物學を我國の學界に移殖せられたのは米國の生物學者モールス氏が明治十年ごろ、わが政府の招聘に應じて東京大學に生物學を講じた時に始まるのである。モールス氏は今年八十何歲の高齡であるが、依然矍鑠として現にボストンのセイラム博物館長を務めてゐる。モールス氏の來られる前にはわが大學に生物學の講座といふものはなかつた。氏が來つてまづこれを開き、間もなく故矢田部理學博士(良吉)が米國から植物學を學んで歸りここに始めて我國學界に近世生物學の研究が開始せられたわけである。

モールスといふ人は本國でも隨分有名な學者であつて、分析的な研究も相應にやつた人であるが、元來がよほど多才多能、趣味の饒かな物解かりの早い、一科の學問を細かくコツコツと調べて行くといふ學究的の肌合の人ではなくひろく、學問の趣味を、通俗的に解いて聞かせるやうなことゝ上手な、何事に對しても鋭い觀察力をもつてゐた人であつた。わが學術界の啓蒙時代に於いて、此のやうな肌合の學者を得たといふことは、一般に學問の趣味を廣めるに大なる效果のあつたことゝ思はれる。

モールス氏の來たころ、わが大學は開成學校から東京大學に變つたばかりの時代であつて、此の頃の大學に出てゐた外國人の教師といふのも大抵は宣教師の片手間仕事で、純粹の科學者といふものは嘗てなかつた。純粹の學者として東京大學に來た人ではモールス氏などは最も古い人の一人である。進化論なぞもモールス氏がはじめて我國にもつて來た。あの頃盛に公開演說などを開いて、滔々と新進化論の學說を面白く說いて聞かせたものである。私はその時分まだ豫備門にゐて直接氏の講義には出なかつたけれど、その方面は前から好きであつたから、氏の實驗室に出入していろ〳〵の話をきいた。その頃、私が豫備門で教はつてゐた宣教師でマカーチイといふ人が生理學の授業の間に、進化論のことを言ひ出して、この節はダーウヰンなどゝいふ人が出て、エボリユーションといふやうなことを頻りに說いてゐるが大變間違つた說で素より信ずべきものではないと罵つてゐたのを聞いたが、眞に進化論の何者たるかを知つたのはモールス氏が來てから知つたのであつた。私は今いふ通り、直接講堂でモールス氏の教はうけなかつたが、當時氏の學生であつた人々には松浦佐代彥(有望の聞えのあつた人だが、中途に倒れた)と、今の理學博士佐々木忠次郎氏などがあつた。

かやうなわけでモールスといふ人は學問の點では敢て深いといふこともなかつたが、極めて聰明な多趣味な人で、全體として生物學研究の趣味をひろめるに大功があつた。氏が萬事に明敏で、觀察力の優れてゐた例をいふと、始めて日本へ上陸して、そのころ僅に開けてゐた京濱鐵道に搭じて東京に入る途すがら、汽車の窓から大森の貝塚を見付け着任早々、故外山正一氏や矢田部良吉氏などに說いて、貝塚の發掘をはじめた。これよりして日本の先住民の研究となり、アイヌやコロボックルの議論のやかましくなつたのは人の知ることである。而して當時私達と同じく動物學の學生であつた坪井正五郎博士は、モールス氏の感化をうけて遂にわが國の學界に人類學の研究を闢くに至つたのである。

氏はまた學問以外、人格の上に一種言ひ難い愛嬌をもつた人でどんな大切な珍寶でも一度氏に見せて、一言お世辭でもいはれたが最期、どうしても氏に持つて行かれてしまふのであつた。氏は二度日本へ來たが、二度目はたゞ通り[illegible]たしか二度目の時であつたと覺える、或日私が氏の寓を訪ふと、ちやうどよい所へ來たといふので一所に連れられて、當時今の牛が淵の大使館の所にあつた大隈伯の邸へ通辯代りに行つたことがある。その時大隈伯は大分珍らしい佐賀燒の陶器類をいろ〳〵出して見せられたが氏の愛嬌に丸め込まれて大抵取り上げられてしまつたやうである。その後早稻田の專門學校の開校式にも氏は招かれて祝辭代りの演說などをやり、その時も私が通譯に賴まれたが、式のあとで大隈伯が盛にモールス氏の人物を稱讚せられてゐたことを記憶して居る。流石の大隈伯も氏の才には敬服してゐたのである。それから北海道を視察に行く時でも、京濱の車中で故西鄕從道侯(その頃文部卿であつた)を生捕り、黑田開拓使長官への懇篤な紹介狀を書かせ、それを持つて北海道へ押し渡り、黑田伯とも懇意になつて伯の愛馬を借りて諸方を驅け廻つたりなぞして大分得意の樣であつた。モールス氏の社交的な才に富んでゐた一例である。その頃大學總理をして居られた加藤弘之博士などもモールス氏に賴まれた事ばかりは出來る限りの事なら大抵は骨を折つてしてやらなくてはならぬ。氏は愛嬌のある調子で自分のしてもらひたいだけのことを話して、こつちがまだしつかり承知したともしないとも返事をしない中に、丁寧に御禮を言つてさつさと歸つてしまふ

飯島博士

跡で否だといふわけにもいかなくなるので閉口したといつて居られた。

モールス氏の多才多能であることは前にも述べたが、實際氏は自分の專門の學問以外、いろ〳〵の學術を涉獵してゐるのみならず、美術工藝などの方面にも相當の知識と批判力とをもつてゐた。近年ではまた星學の書を著はして大に得意の樣子である。かやうに多才多能の結果、一科の學に精透深邃な研究を傾ける餘裕のないのは殘念であるが、氏のやうな融通の利く肌合の人を得たればこそ、他の學術に比し割合に發達の遲れた生物學が他の學術同樣に進步することができたのであつて、この點から言つても明治の學術史上氏の名は永く忘るべからざるものである。

箕作博士

□フイツトマン教授

モールス氏が歸國した跡に代つて來たのは矢張米國人でフイツトマンといふ人であつた。この人は獨逸で學問をした人丈あつて、全く獨逸風の綿密な研究を得意とする學者で、モールス氏とは正反對の肌合の人であつた、さういふ人をわざと氏は擇んでよこしたものと見える。この人もやはり二年ほど在職して、上の組も下の組も一緒に同じ講義をした。而してモールス氏に依りて一通り近世生物學の知識の基礎を與へられ、私達は氏に依つて部分的の新らしい研究法を學ぶことができた。しかしがういふ純學者肌の人であつただけ、モールス氏のやうな愛嬌はなく、新らしい器械や書物の購入をいくら賴んでも思ふやうにして吳ぬといふので始終不平であつた。加藤總理などもフイツトマンは物を賴みにくるにも一々理屈詰めで、やつてくるから、成程と感心もするが、それだけの理屈に破綻を見出だす。こつちもそこへ突込んで理屈をいつてやる氣になり、いつも議論になつてしまうと言つてをられた。

かやうにフイツトマンはモールス氏と違ひ一般の氣受はあまりよくなくつて日本を去つたが、しかし眞の生物學の研究の基礎は氏に依つて始めて築かれたのである。（氏は數年前故人となつた）。その頃またこれは醫學の方の人で、純粹の生物學者ではなかつたが、ヒルゲンドルス、リユーデルラインといふ二人の獨逸人が醫科にゐた、日本の魚の研究を始め前の水產講習所長の松原新之助氏などもこの二人の通譯をしながら水產の學問を學んだのであるが此二人は後に本國に歸つても學者としての名聲高くリユー[illegible]

矢田部博士

博物館の生物學部長となり、ヒルゲンドルフは伯林の博物館長であつた。この二人は間接ではあつたが兎に角日本の水產學を開いた人である。

□箕作博士と矢田部博士

フイツトマンの歸國と入れ違ひに歸朝せられたのは、故箕作佳吉博士である。博士は初め米國で動物學を學び、次いで英國に渡つて動物學者バルフォア氏（前首相の弟）の實驗室で研究して歸つた。而してなほ植物學に於ける矢田部博士の如く、日本の動物學の基礎は氏に依つて置かれたのである。今の飯島魁博士は箕作博士と入れちがひに、日本の最初の動物學留學生として洋行を命ぜられた。箕作博士は動物學の講座を初めて大學に開いた外、三崎の臨海實驗所も博士の計畫で出來上つた。臨海實驗所は其の後改築せられたのであるが、それもやはり博士の計畫したものであつて、博士は最初の所長であつた。いろ〳〵の意味で博士は明治の動物學の恩人である。

次に明治の生物學界の[illegible]

前にいつたフイツトマンは其後本國でも有名な學者になり、二年前までこれが大學の博物學の首席教授であつたが、日本ではこの人の蛙の研究が最も有名である。しかし何といつても僅かの間にいろいろ仕事を殘したのはモールス氏であつて、西洋に倣つた專門學者の團體を作つて生物學會と名づけたのも氏の首唱に成つた。この會ははじめ動植物一所で、矢田部博士がその最初の會長であつたが、後に動物學會、植物學會各獨立するに至つた。『理科會粹』といふ學會の記錄も氏が說いて始めさせたもので、これ[illegible]が後の『紀要』になつた。それにも箕作博士が共に盡力したものである。

植物學の方ではいろいろの仕事[illegible]大抵矢田部博士に始まつてゐる。[illegible]府のお藥園を植物園にしたのも矢[illegible]部博士の時代で、博士はその最初[illegible]園長であつた。序でながら動物園[illegible]經營者は松原[illegible]明治十六年ころ農商務省の創設したもので[illegible]であつたかと思ふ。

三崎臨海實驗所

□重なる研究題目

明治年間に發表せられたる生物學上の研究の重な題目だけでも擧げることは仲々困難で、『大學紀要』に載せられただけの幾多の論文何れも一家の立派な研究の記錄であつて、その題目だけあげるのも大變である。強いて一二をあぐれば、植物學の方でいへば、最近人目を惹いた池野博士の蘇鐵の精蟲の研究などはその最も著しい例の一である。

動物學の方では魚の研究が、便宜が多いだけ最も進んでゐる。この方面の先驅者は前にものべた二人の獨逸人であるが、更に遠く溯れば例の和蘭のシイボルトなどが早くから立派な研究を發表してゐる。例の私などがやつたさんしよのうをの研究もシイボルトが早くから手をつけてゐる。ボン大學の敎授をしてゐる地理學者のラインの書いた、『日本』は、眞の價値ある日本の紹介書としては最初のものであるが、この中にも大きな日本のさんしよのうをに就いて自身の考說をのせてゐる。この外和蘭、露西亞の人で魚の研究をやつた人は少くない。大學に動物學科が出來てのちも、西洋人で日本の魚の研究に來る人は仲々多く、昨年來たジョルダン博士なども前にスタンフォード大學から二度まで日本へ來て、魚の研究をやつて行かれた。ジョルダンといふ人はやはりモールス氏と同じ肌合の、一部分の分析的研究には粗雜であるが、巧みに大體を捉へて鋭い觀察力を示す質の人であつて、博士の日本魚類の研究はわが水產學の發達に啓蒙的な功績があつた。

日本人の研究では、箕作博士のナマコの研究、飯島博士の海綿、偕老同穴の研究、五島博士のウニ其他棘皮動物の研究などであらう。概して日本は深海動物の研究に便宜な國であるから、その方面の研究が殊に發達した。しかし乍ら專門の水產學者としてはまづ岸上鎌吉博士を擧げなければならぬ。箕作博士はいろいろの仕事に手を着けられた人であるが御木本の眞珠事業なども博士が與つて大に力があつたのである。

昆蟲の方では、やはり名和靖氏の研究所などが明治聖代の一紀念物に數へらるゝものであらう。氏は明治十五年頃、大學の動物學敎室に來て、昆蟲の採集法などを學んで行つた人であるが、その後兎に角刻苦してあれだけの研究所を作り上げたのである。しかし昆蟲專門の學者といふものは今日まであまりなく、僅に札幌の松村松年博士、駒場の三宅恒方氏位を數ふるにすぎぬ。養蠶の方では第一に佐々木忠次郎博士を擧げねばならぬ。それから近くは外山龜太郎博士が蠶の變種の研究は外國でも大變評判が高い、博士はまた遺傳學の研究に新生面を開かんとしつゝある。

畜產の方の研究は從來專門の動物學者ではあまりやる人がなく、むしろ獸醫學の方面の人々の手に歸してゐて、種類の改良などといふこともあまり進步せぬ。今後の發達に俟つべきものである。

今日までのところ、明治の生物學は、大學の研究だけでは敢て外國に劣らぬだけの發達を示してゐるが、博物館と動物園の設備[illegible]

明治年間に於ける思想變遷の一斑

文學博士　三宅雄二郎

中江兆民

明治史は歐洲近世史の反覆のみ

思想界と云へば甚だ範圍が廣い。此處には國家に於ける關係を主として述べることにする。

我が國は明治四十五年の間に歐洲の近世史を短くして繰り返して居る。如何にして繰り返したかといへば、明治以前の日本が、恰も歐洲の主なる國々が近世史に入らむとする狀態に似てゐたからである。因があつて緣がなければ結果は現はれず、譬へば支那が日本に先んじて歐洲に交通して居りながら、日本のやうに影響せざりしは緣がなかつたのである。支那は元來國としては歐洲各國と違つて居る。是れを前にして羅馬、是れを後にして露西亞が幾分が似て居る位である。然るに歐洲の近世史に最も活動した國は最も日本と似てゐる

交通機關が益々進まうとする今後は別として、是れ迄の國は人口及び面積に制限がある。餘り大きくても餘り小さくても[illegible]可かぬ。日本は其の歷史中歐洲列國と違ふ所はあつても、國情を分類する場合には略ぼ同じ階段に入る可きである。

尊王攘夷

明治以後に變化す可きことは其の以前に已に素養があつたのであつて、變遷の系統は歷史に徵す可きである。而して[illegible]明治以前に最大問題となつたのは尊王攘夷であつた。既に[illegible]軍艦が到來し、引き續き各國の軍艦も到來し、新しき時代[illegible]應ずるには斯くなくてはならぬとした。是れに對し舊來の[illegible]府を維持しやうとする者は佐幕開港となつた。自ら稱へ[illegible]もあり、自ら稱へずして人から斯く呼ばれたのもある。始[illegible]佐幕は對內問題である、攘夷開港は對外問題である。[illegible]唯漠然として爭つたが後漸く具體的になり、互に豫期し[illegible]と違ふに至つた。而して是れ等の名稱は維新の變革と共[illegible]くなつたが勢は依然として存在して居る。

鹿鳴館

非征韓非民選議院派の勝利

簡單に云へば民選議院論が尊王の代りに稱へられ、征韓論が攘夷の代りに稱へられた。征韓論が始めに出で、是れが破れて民選議院論が出たのではあるが、前後あるにしても事は關聯して居る。民選議院論から民權論が出で、立憲政治の實現を見るに至つた。而して征韓論から國權論が出で、帝國主義が出で〻領土擴張の實現を見るに至つた。併し細かに見れば明治政府は始め征韓論を爭ひ非征韓論が勝つた。非征韓論者必らずしも非國權論者ではないが、非國權論者と見なして差し支へない場合が多い。非征韓派が勝を制して佐賀の亂及西南の亂に全勝を得た爲めに此の點に於て思ふ存分になり、而して民選議院設立にも反對し、又十四年大隈伯の國會開設意見にも反對し、同時に十年後に國會開設を豫約することになつた。政府に位置を占むる點に於て國權論にも勝ち民權論にも勝ち、所謂薩長藩閥の全盛を謳ふに及んだが、勢に乘じ遂に自ら行きつまつ

うになつた。

外柔內硬政府の行きつまり

征韓派を全滅し國權論を攘夷の名殘りと見なし、成る可く平穩無事に國家の體面を善くしやうと思ひ、風俗を歐米と同じくし歐米人の感情をやはらげて條約も改正しやうとした。同時に民權派に勝ち、獨逸の政治に則り政府の權力を增大しやうとし、苟も反對するものを充分に壓迫しやうと心掛けた。つまり外に對じて弱く內に對して強いと云ふ關係になつた。一方では頻りに鹿鳴館で舞踏し或は假裝舞踏を演じて時の諸大官總出になり、而して一方では保安條令を執行し政府に反對するものは東京より三里以外に放逐した。

斯く外に弱く內に強くなつたのは前よりの勢からして殆んど知らず〳〵そこに立ち至つたのである。即ち國權論に反對し民權論に反對し反對の極の奇異なる狀態になつたので、當局者も自ら後を省みて思はぬ始末になつたとしたであらうが其の當時勢にかられて何の怪む所もなく頗る得意であつたのである。

斯の如くして到底終るべきでなく明治二十一年に內閣が更迭となつた。其の後、前內閣に相當の位置を占めた伊藤・山縣、井上の三人は長州の三尊として政府に最も重きをなしたのであるが、明治二十年迄の思想は殆んど一變したと云つて善い。即ち之れ等の人々は其の後思ひ返へしたのである、[illegible]

たにしても實際の働きは、それ以下の人々がなしたのが多い。征韓論に勝ち、民選議院論に勝つた連中は明治二十年に至るべき所に至り、遂に自ら非を悟らざるを得なかつた。

明治二十年迄は官吏は歐米に旅行し或は遊學した者も隨分あつたが、規則立つた教育を受けたのは甚だ少い。所謂規則立つた教育を受け或は其の連中が政治に携はつて居る中規則立つた教育を受けたものが增して來、前には攘夷論者はそれと同樣と見なすべきものが、今の民權家となつたのであるのに、今か國權論者となり尊王者が民權家となつたのであるのに、今些しく知識に富んだものが同樣の問題を取り扱ふこととなつた。二十一年大學卒業生及札幌農學校卒業生の中國粹保存を稱へたのも其の一種である。國粹保存論は名の宜しきを得ないので、直ぐ國粹顯彰と改稱したが、保存の語は前に出來ただけ世間に行はれた、それは後の語を以て云へば稍々知識を備へただけに、日本國民として自覺することになつた一端と云ふ可きである。が、政府に於ても始め反對派を壓迫するが爲め遂に思はず知らず外に弱く內に強いやうになつたが、ある部分に於ては已に〳〵此の埒の外に出で始めた。

島尾得庵

米佛英獨の思想

外國と交通し[illegible]たものも少くない。

ある。米國の宣教師で英語の教師となつたものも少くない。ヘンリーの「自由か死か」の語は廣く行はれるやうになつた。而して明治三年佛國でナポレオン三世の帝政が消滅し共和政治となつた。共和となると共に革命當時のことが新に記憶から喚び起されて、ルソーの民約論が新に出て盛に歡迎された。米佛の此の思想が合併して自由民權論に變じた。次で英國流の政治が改進黨の理想となつた。所か佛國も容易に以前の勢が回復し得ず。而して獨逸が新勝の勢で誠に日の出の有樣である。何でも彼でも獨に則らなければならなくなつた。加ふるに政府の權力を重んずる方で、執權者に都合善く見える政治向である。伊藤公が隨行員を從へ憲法取調べの爲めに歐洲に往つたのも、主として獨逸を參考にする爲めであつて、ビスマルクが老いても猶全權を握つて居た時分である。其の時獨逸で公の爲めに斡旋したのは井田少將であるが、少將は此の卷煙草をすふのを見て「彼れはシガーの、ビスマルクである」と罵つた。確にビスマルクにかぶれたのであるが、ビスマルクの如く戰役の起るを豫期したのでない。所が十七年大山公が三浦、野津、川上、桂の諸氏を引率して歐洲に往き

川上、桂の獨逸で調査する所があり、大陸に出兵する順序をも考へた。

外山正一

外硬内柔の形跡

十五年及十七年に朝鮮の騷ぎがあり、事支那に關聯して居たので、陸海軍に於て支那に目を附けたが、始めの程は眞に戰爭にならうとは思はなかつた。しかし天津條約を結んだりする傍、早晩戰爭の避く可らざるを考ふるやうになり、其の準備の爲め川上等の與る所が尠くなかつた。之れに應じ海軍に於ても準備を怠らず、議會で製艦費を否決した宮中より毎年三十萬圓支出すると仰せ出されたのもそれである。而して遂に二十七八年役となり、次いで三十七八年役となつた。さきに征韓論に反對したものは僅か歲月を延ばした丈で理に於て全く屈服した順序になる。而して民選議院に反對したものも帝國議會の開けてより、始め超然内閣を稱へたのが、後伊藤公が大命を受けて憲政黨に明け渡し、次で自ら政黨を組織し、山縣系に於ても政黨と妥協し、或は情意投合と云ふやうなことが絶えぬ。之れも始め反對したのが歲月を延ばした丈である。今の所外に對して帝國主義、内に對して憲政主義と云ふやうな調子である。即ち幕府を覆へした所の尊王攘夷の發展である。

歐化主義と云へば征韓論及民選議院論に反對し、それに關聯なく政治を行はむとして明治二十年に至つた間に現はれてゐる。即鹿鳴館の舞踏を絶頂として居るのである。その後特別に歐化主義と認むべきものもあるが盡く國民性に同化し、又同化し得ると認められてゐる。

傍系

國家を主として考ふれば斯樣な變遷であるが、是れに關聯してさま〴〵のことがある。始め自由民權を稱へたのは時の執權者に反對したのであつて、皇室は何處迄も尊ばうとするので、民選議院設立の建白にも之れを明にして居る。專制政治は覇道であつて王道でない。幕府に對し尊王を稱へたのも將軍政治に對して王者の道の行はれんことを望んだ所がある自由民權が説かれた後に明白なる連絡はあるが、多數の中には意見を異にしたのがある。即自由民權よりは個人主義に專になつたものがある。明治十五年頃大阪の門田某が御尊影に無禮したのは共和にかぶれたのらしい。それから些しおくれて東洋社會黨の結社されたこともある。社會主義が稍々詳に論ぜられるやうになつたのは獨逸[illegible]輸入[illegible]

中島力造氏

ゐる。マルクスの著書の英譯になつたのも與つて居る。

失望

以前より待ち設けた所のもの、即尊王攘夷が幾變遷し、尊王の方面に於て立憲政治が行はれ攘夷の方面に於て二大戰役が行はれたが、何事にも「來て見れば左程でもなし富士の山」の感がある。選擧競爭がすんで議員が議場で議したとて感心したことはない。前に自由民權を稱へたのは官吏の位置を取つて變らうと云ふ私情を交へたのが尠くないが、文官登用規則が嚴重であつて官吏たるを斷念せねばならぬ。折角高等教育を受けて如何にするか。法律を修めれば文官試驗をも受けられるが、受けても採用されるのは幾何もない。聲望のあつた西鄉が征韓論を稱へても反對が多かつたやうに國權擴張を喜ばぬものも尠ない。或は二戰役の爲負擔が重くなつただけで、何の實益もないと思ふものもある。あれや是やにて國家はつまらぬ者であると思ふものもある。

個人主義

個人主義には種類が多い。各自能力を發揮し得るだけ發揮するので、國家が發展すると云ふのは個人主義であると同時に國家主義である。個人が基礎である。國家は其の基礎の上に成り立つ。國家を維持せねばならぬかどうかは疑問である。

井上哲次郎氏

先[illegible]個人の思ふ通りにしやう[illegible]は國家に多く關係のない個人主義である。而して更に國家は個人の行動を妨げるものである。國家を破壞せねば人として生存する意義を解し得られぬとするものもある。或は國家のあると否とは預り關せぬ。己の欲することのみにて生活する。世の中に善し惡しなんかない。さう云ふ者に拘泥するのは迷いであると云ふのもある。それに似たのは何處の國にもある。併し意見を發表するに論文にしたのも小說にしたのもある。世界を通じて國家的競爭は年年愈々劇烈を加へる、相ひ互に顧みて軍備を擴張する、從つて負擔が重くなる。然るに富が其の比例で增加するのが困難である。

近來歐洲に著しきことは社會黨員の增加である。英佛獨皆さうである日本に於ては政策の似たのがあつても、其の名を忌むことが甚だしい。社會黨の名に於てする結黨は絶對的に禁止する。無政府黨と同樣に取扱ふ。其當時に觀れば如何なることを[illegible]鳴館の舞踏の眞似した者は、[illegible]似るに至るか、計り知られぬことを思ふであらう。其輩は何時[illegible]も社會黨を禁じ得るとするか。縁があれば因が結果を生ず。因がなければ因が結果を生ぜぬ。世の中は廣い。さま〴〵の山がある。近い所で見れば小さい山も大きい。人々各己れの山を大きいと言つてゐる。併し富士山の上から見れば其の他に色々の山がある。全く大體を失はぬやうにするが善[illegible]

明治の宗教

文學博士 姉崎正治

緒言

何れの國、どの時代にも、新しい文明が興るか、又は文明の接觸ある場合に、人心の動搖、信仰の勃興、又は思想の混沌など、形は違つても、宗教問題が重要の位置を占めるは、歷史の明に證明する所。日本の歷史も、德川以前には、時代の變遷は多く外國文明との接觸から起り、外國文明は宗教を中心として此の國に入つて來た。明治の文明も此の數には漏れず、通商條約の締結につゞいては、宣教師が續々入り來り、鐵道や電信の話しが始まらぬ先きに、外教問題は外交當局者の煩腦を惱まし、内治の整頓にも宗教問題が離れず、戰爭の間にも戰勝の後にも、信仰の事は社會の重大事となつた。そこでその全體の形勢を見るに、明治の文明は、王政維新の宏謨に基いて國家の統一を完全にすることと、開國進取の國是を貫いて、この國を世界文明の舞臺に上ぼすことと、この二つが大原動力になつて居る、然るに、國家の統一といふことも、只法制政治の上で國内の統一を完うするだけでなく、千數百年來養ひ來つた東洋文明に、西洋文明を加へて、如何に之を國民的に統一するかといふが、その大問題である。それ故に王政復古と開國進取は、外見では二つ別の事に見えるが、その裏面は一つ事柄であつて、明治の宗教に色々の問題が生じ變化の生じたのも、實はやはり、文明全體のこの問題――東西文明を併せての國家統一――から事起つて居る。而してこの大問題の兩面――國家の團結、鞏固にするのと、十九世紀世界の文明を攝取するのと――は同一事實の表裏兩面であるから、見方に依つては、在來の日本宗教を如何に維持し又發展するかといふ方と、如何に西洋のキリスト教思想を容れるかといふ方と、何れか一方を主として見得るが、二方面は常に相離れずに、問題となり、變遷の原動力となつて居る。明治の各時期には、この兩面の何れかが主となり、

茲に幾何の時期を劃して居る。その時代を大別して見やう。

第一は、通商條約締結のつゞきとして、外國宗教がそろそろ入り始め、王政復古に伴つた宗教動搖と共に、長崎のキリシタン問題が起り、それから廢佛毀釋と外教處置とでごたごたした時代。その終りは明治六年の邪教禁制撤去にある。

島地默雷

第二は、六年以後、佛教は稍蘇生の思ひをなしたが、西洋の宗教はどし／＼入つて來る、その文物と共に西洋の教育制度や科學思想も益す勢力を占める。かくして總ての宗教、色々の思想が、後來發展して勢力を發揮すべき根を下したのは、六年から十六年に至る十年の間にあつた。此の第二期は、開放のつゞきとして後來大動搖の準備時代であつた。

第三は、前期に根を下した西洋思想が、西洋の文物と共に益す表面の大勢力になり、キリスト教は非常の順潮に處した時代である。然しその裏面には、同じく西洋から來た反宗教思想と、在來の宗教信仰と、一般の保守思想が段々にその反動の力を養ひつゝあつた。その終りは、教育に關する勅語の發布があり、憲法の實施を見た後の年、即ち廿四年頃にある。

第四は、明治廿四年、西洋思想反抗の勢力が著しく顯はれた時に始まり、つゞいて日清戰爭の間、幷にその後の國家主義の勃興となり、キリスト教は一奮闘をなし、佛教は始めの國家主義雷同から轉じて、眼を醒ました。佛教者の覺醒、キリスト教の大活動と平行して、社會の氣風には、一般に現實主義、物質主義が勢力を増し、佛教とキリスト教とは、今までの如く互に敵でなく、敵は却て他方にあることになつて來た。その中に卅七八年戰役が起つた。

第五は、戰爭中大に起つて來た國民的自覺と、戰後に起つて來た保守的反動とが一つになり、之と社會問題とが、二つ相對した勢力となり、諸の宗教は此の間に處して、疑問に彷徨するもあれば、新針路を開くもあり、その中にも、宗教の割據を許さない時勢となり、疑問の中にも希望を抱いて新方面に新光明を求むる必要は、段々増して來た。斯かる中に明治の御代は終りを告げたが、宗教的潮流は、今後進むだけ進むべき機運は熟して居る。

＊　＊　＊　＊　＊

第一期　維新開國後の動搖

（明治元年から六年まで）

慶應三年、先帝御即位の年には、總ての法親王に向つて復飾還俗の命が下つた。明治元年には、幕府の倒れると共に、王政を王朝大寶令の古に復するために、太政官に神祇局を設け、二年四月、一歩を進めて神祇官は太政官の上に位することになり、而して上局會議の開會に際し、祭政一致、

皇道復興の主旨を宣布せられ、三年正月には、大教宣布の詔が出て、惟神の道、即ち神道を國教とし、佛教も何も他の宗教は一切容れぬといふことになつた。此の趣意を實行するためには、先づ神佛混淆を禁じて、兩部神道の祭禮を破壞し、神社にある佛像佛具等を破毀して、茲に所謂る排佛毀釋の激烈な運動は始まつた。德川時代に物質上法制上色々の保護を受けて居た佛教は、財産を奪はれる、規律を躁躪せられる、殆ど公に佛教の儀式を營むことも出來ない程になつた。然しながら、千數百年の勢は一朝にして廢滅に歸し得るものでなく、且つや王政と共に直に復興の運に向つた神道は、未だ一般人民の信仰を支配するに足りない。その上に、地方には新政の意味が能く通ぜず、人心が安んじない此の際に、政治上の動搖に加へて、宗教心の動搖を惹起すのは、實に政府にとつても危險のことである、神道復興を企てた人の考は、德川時代の神道古學者の思想に從つて、王政と祭政一致とは離るべからざるものとして、七百年來の武家政治を倒すと共に、祭政一致をも大古王政の時代そのまゝにしなければならぬと考へたのであるが、此の如き極端な復古は實行出來るものでない。その上に王政維新は單に復古でなく、五條の御誓文にもある通り、天地の公道、世界の知識に基かうといふ開國の政であるから、此の進取の新時勢も亦、此の如き簡單な復古思想の實行を容れるものでない。

此に於て單純な復古の祭政一致は行きつまりとなり、佛教に對する高壓手段を寛め、神祇官の代りに、教部省と大教院を設け、政教一致の趣意を公にし、敬神愛國等、[illegible]の教則を設け、今までの神官も佛僧も、皆教導職として、この大教を教へる國家の役人であるといふことにした（五年）。大教院では此の樣に、國家規定の教のみを說き、又その儀式も全く神道風にして、坊主が鬘を着、柏手を打つて神を拜むといふ奇觀を呈したが、佛教各宗には管長といふものをおき、各寺院では佛教の儀式を許された。此の大教院も七年には廢止になつて、神佛分離の世となり、教導職といふものは、國家の役人であるが、實質に於ては、佛教各宗自治の世に傾いて來た。その茲に至つたのは、一方政府が非を悟つたにもあるが、又一方佛教者の中で早く既に二年の春に道盟會といふ團結を作り、佛教主義の運動を始め、その後六年に西洋旅行から歸つて來た島地默雷等の熱心な運動のあつた結果であつた。

ニコライ大主教

內部の動搖に加へて、外部の刺激はキリスト教の側から加はつて來た。安政五年通商條約が出來て、三つの開港場が出

來ると、その條約が實行せられる前に、二人の宣教師（米國人）は已に長崎に上陸して、翌年には彼のフルベッキ、ヘボン等の四人も來、天主教の方では文久元年に横濱に、慶應元年には長崎に教會堂を建て、ロシャの教會からは、元治元年にニコライが函館に來て居た。而して新教の洗禮を受けた最初は、元治元年にあり、續いて徳川時代の迫害にも改教せずに居た數千の天主教徒は、慶應元年長崎の浦上に現はれて來た。此の間に、幕府の政治は國内のごた〳〵に紛れて、切支丹禁制も勵行せずに居たが。明治になつて祭政一致主義からして忽に外教禁止の勵行となり、浦上と附近の天主教徒四千人を捕へて、各藩に分置することになつた。彼等は改宗の諭示にも應せず、強迫にも屈せず、官憲も持て餘す。そこで外國公使の嚴談に會ふて、政府は、漸く「切支丹邪宗門禁制」の制札を「切支丹幷に邪宗門」と書きかへたが、その迫害は之を寛めず、明治二三年頃には、宣教師に日本語を教へた廉で禁獄せられた者も少くない狀態であつた。此の迫害には佛教徒も助力をしたが、此も到底遂行出來ないことが分かり、明治六年（二月十九日）には、邪宗門禁制の制札を撤去し、天主教徒をその故郷に歸した。五年以上の迫害にも堪えた彼等はその中に二千人の死亡を見たが、殘の二千人は、故郷に歸ることを得て、四十年後の今日その村に大教堂を建てつゝある。

此の樣に六年の禁制撤去までは、全體として外教嫌忌が一國の大勢ではあつたが、西洋文明輸入と共に、キリスト教思想に接觸するの必要は益す加はり、外國語の學修には宣教師を師とせざるを得ず、之を師としてはその人格の感化を受くる人も出來（横濱では明治二年に最初）、今のフェリス女學校の前身の如きは、明治三年に出來て居る。明治五年横濱に出來た、日本人のキリスト教會（今の海岸教會）の信仰告白の如き既に意氣天を衝いたものがあり、

我等は何れの宗派にも屬せず、キリストの御名を信じ、聖書を導きとし、キリストを信ずる者は皆兄弟として、愛の團結をなす

といふ意味であつた。而して開國以來明治五年までに來朝した宣教師の數は三十一人であつたのが、明治六年一年だけで二十九人の援勢が加はつて居る。佛教徒が大教院でいじめられて居る中に、キリスト教は迫害の中に此だけの進運を示して來た。福澤、中村、西、森等の人々が此の年に建てた明六社は、勿論キリスト教のためではなかつたが、思想上の開國進取に一勢力を作つたものであつて、兎に角、明治六年は、明治思想の上に大切な時期を劃して居る。

※　※　※　※

第二期　刷新活動の準備時代

（明治六年から十六年まで）

六年は前述の如く記憶すべき年であるが、その年首の御製が道に關して居るのは、偶然ながら趣がある。

年たちていはふにいとゞ直なれと
わが世の道をおもひけるかな

かくて開けた太陽暦の新年には、信教の自由が暗默の間に認められ、佛教徒の神佛分離運動も、島地師の熱心で唱へられ、大教院も終に翌々年に廢止となつて、各宗教が自由自治を得る端は玆に開けた。

政治上の施設も段々に緒につき、四年七月には廢藩置縣と共に學制の改正、五年十二年には徵兵令の發布、六年には士族家祿の處置など、形式だけでも大抵整理を得たから、此からは一歩を進めて、物質文明ばかりでなく、思想學問をも輸入すべき時となり、英佛原書の翻譯はどしどし出來始めた。不平士族、保守頑固黨の爆發は處々に出て、終に明治十年の亂に終つた。西洋思想の輸入が、それ等の騷擾に係らず、天下の大勢潮流となつて來た。此に於てキリスト教宣教師は、今までの日蔭物たる位置から一轉して、外國語の教師、文明の指導者となり、宣教の上に大きな便益を得るに至つた。その數も六年には六十八人であつたのが十六年には百四十五人となり、傳道の組合もこの間に十八の多きを加へ、且つ熊本にはジェンスの下に出來た熊本組、北には札幌農學校のクラークを中心とし、札幌組、横濱のブラウン門下の横濱組など、皆第二期の初年に出來、後年キリスト教徒の大立物は、皆この間にその信仰の素地を作つた。此の三組の人名、小崎弘道、海老名彈正、内村鑑三、佐藤昌造、新渡戸稻造、本多庸一、植本正久、井深梶之助等の名を擧げて見ただけでも、此の三組が、如何に明治のキリスト教運動の根本主腦となつたかを語るが、此の人々は皆當時年少氣鋭、親戚郷黨の排斥や強迫にも屈せず、新日本の魂を作るは、この教にあるとの意氣込を以てキリスト教に入つたのである。

而して此等三組が、今や衝天の意氣を以てキリスト教生活を始めて居る時に際して、新島襄はその熱情と傳道資金とを齎らして、七年末に歸朝し、翌年十一月同志社を京都に建て、九年には熊本組の人々がその門に入つた。その次の年には、『日本のポーロ』澤山が歸朝して自給傳道を始める。此の如くにして、日本のキリスト教は、外國宣教師の事業のみでなく、日本人自らの精神から湧き出る事業として、始は微小ながら、その大切な中心を京都に据えた。

本多庸一

キリスト教の傳道は、その人を得ると共に、諸方面の準備事業も、着々歩を進め、聖書翻譯の議は五年に起り、新約の翻譯は六年に始まつて十三年で完成し、舊約の方は、後廿一年に完成した。讃美歌も第一集は、七年に出て居る。又學校事業では、七年に横濱の神學講義の開始、今の女子學院の開基を初として、八年には同志社の創立、神戸女學院、フェリス女學校の始め、十年には梅花女學校等、神學專門と女子教育との方面に於ける活動の開始は目ざましいものがあり、官立學校の未整頓の時に、キリスト教の傳道學校が日本の教育に致した効力は實に莫大なものであつて、十四年政府の學制發

布も、此の方面の準備を待つて始めて出來たのである。その他病院の設立と醫學教育も、宣教師の手で始まり、五年には神戸の病院、八年には東京に病院が出來、特に神戸の方は、他地方に分院を設けて盛に施療をした。それから、傳道用の小冊子は續々出る、七年にはキリスト教主義の七一雜報が始めての定期出版物として出る。十四年には六合雜誌が神學思想の有力な機關として出た。九年には日曜休日制と共に日曜學校も出來る。上野公園の屋外傳道も始る、北海道アイヌ間の傳道も始る。此の如くにして傳道の諸方面は皆この時代にその端を開き又は隨分進步して來た。又教會內部の組織では各派各々その傳道會に屬して、未だ教會といふ形をなしはしなかつたが、後來教會獨立の意氣は、此の間にも萌芽を發し、十年には長老組織の諸教會が一つになつて一致教會を作り、今日の日本基督教會の源を開いた。而して十六年、大阪に於ける宣教師大會は實にこの準備時代の完成を告げた發表であつて、新教全體の意氣込を一つにし、後年の福音同盟に前驅をなした。此時教會所の數百三十學校七十、信徒五千であつた。

此の如くにして、キリスト教の傳播は、新文明の開發と密接に關係し、新時代の教育を助けて進んで來たが、同じく西洋から來た思想の中でも、キリスト教の反對に立つたものがあり、此等は後に色々に開發するが、その基本はやはり此の時期に出來つゝあつた。即ち、明治の初年からして開化黨の間に勢力のあつたのは、フランスの自由思想と、イギリスの功利學說とであつて、モンテスキュやミル、ベンザムなどの翻譯も夙に出來た。それに加へて西洋でも、進化論は生物學の方面から社會學方面に擴がつて、此の頃にはキリスト教の傳道と鬪ひつゝある時であつたから、その學說學風も、大學を通して入つて來た。而して此等の學派は、云ふまでもなく、舊神學や坊主に反對すると共に、一般に宗教そのものに反對する氣風を養ふ基になり、此に於て西洋文明は、一方キリスト教の傳播を助けると同時に、キリスト教を破壞する勢力を輸入した。このキリスト教反對は、第二期には大して表面に現はれなかつたが、第三期以後、教育社會の科學主義、現實主義の基は此に開けて居た。

一方內國の方面では、不平士族の反動は別として、舊來の宗教や儒教を奉ずる人々の間では、キリスト教に對する態度は色々になつた。即ち儒者の中では、安井息軒の如く、宇宙論と忠孝道德の方面で堂々とキリスト教に反對した人もあつたが、儒教の倫理主義からキリスト教を信じた中村敬宇、津田眞道の如きあり、又功利主義の立場からして人格の獨立を必要とし、文明開化の必要手段としてキリスト教を鼓吹した福澤諭吉あり（後に復反對はしたが）、社會的政治的方面からして之を歡迎しやうとした板垣退助氏、幷に之の門下の土佐一派もあつた。

佛教の方では、外國文明幷に外教反對を表したのは、佐田介石の須彌山論やランプ亡國論が一時世間を騷がしたが、九年、その他には福田行誡等二三の、所謂[illegible]

みで、第三期以後の如き活動はまだ出なかつた。然し外教反對の勢力は中々に強く、地方至る處に、佛僧は一般人民を煽動して、キリスト教の運動を妨害し、警察の干渉に係らず隨分亂暴手段にも訴へた。但し此の如き表面の運動と共に、佛教者覺醒の機運は已にこの時機にも動き始め、六年に明教新誌の發刊について、佛教の雜誌も段々出始め、寺院以外に佛教の會合も出來、縮刷藏經の出版も始まり、佛教の學校も出來始め、又佛僧で外國を巡歷し又は留學する人も出來、北畠道龍はドイツから、南條文雄氏はイギリスから共に十七年歸朝した。又十一年原坦山が大學の講師となつた事も、佛教に取つては後來、文科大學から幾多の佛教青年を出す基となつた。

第三期　キリスト教の順潮とそれに對する反抗（十七年から廿四年まで）

第二期には、宗教界と共に、政治界にも新舊思想の競爭があり、民選議院の建白から、自由民權の唱道も一時非常の熱を以て進んだが、十四年の憲法制定の勅定と共に、騷擾は先づ一段落を告げ、此から以後は、如何にして、西洋的文明の基本で一國の政治や社會を導くかといふ問題になつて來た。十四年の教育制度頒布、十五年の軍人勅諭十六年の幼學綱要は何れも國家國體の基本を重んずるの主義から出て居るが、社會一般の風潮は、滔々として謂所る歐化の方に奔る樣になつて、留まる所を知らない狀態になつて來た。キリスト教はこの潮流に乘じ、追手に帆を揚げて進んだが、その表面隆盛の裏面は重大な問題を包藏して居た。

然しながら、此の間にも、キリスト教事業の堅實な方面もあつたので、同志社の基礎は固くなり、青山學院、明治學院も出來、聖書の譯は廿一年に完成し、岡山孤兒院の事業は廿年に始まつて居、而して此の孤兒院の創設者たる石井氏の如きは、實にキリスト教博愛の心を行ふた信仰と熱心の化身ともいふべき人物である。又教會組織の上にも、明治初年の公明な合同的精神は、十年以後段々に宗派的に分れて來たが、日本聖公會（十二年）、日本基督教會（十六年）、組合教會大阪大會前後、共同の精神を發揮し、（十六年）など外國傳道會の差別を打破し各々日本國內の教會として活動する樣になつた。その外、所謂リヴイヴル氣風の勃興は堅實の風とはいひ難いが信仰の熱を昂めた。

此の如くキリスト教の進運は、政府の歐化主義と共に進んだが、廿年夏條約改正の中止は此の政署の頓挫と共に排外精神の勃興を促し排外は宗教の上にも及むで廿三年には宣教師ナーヂが殺され他にも負傷者をも生ずるに至つた。勿論、極端な[illegible]化主義に對しては此の以前から已に反抗は段々增しつつあり十八年には西[illegible]樹の日本道德論が出、谷干城の退職、勝海舟の意見書となり廿一年雜誌「日本[illegible]の發刊と共に所謂る國粹保存主義は思想界の一大勢力として起いて來た。

岡山孤兒院

大和國天理教本部

又英國哲學の不可知論や生物學上の進化論に依り西洋にもキリスト教反對の勢力があることが知て來た。モールスの進化論講義を始めとして、東京大學は此方面の大勢力となり、特にその中に養はれた佛教者は、此等の學說を矛としてキリスト教を破らうとして來た。その上今まで主としてアメリカから傳つたキリスト教は、實に古風の神學、證據論を武器としたものであつて、聖書批評などの新研究とは全然風馬牛であつた。然るに、聖書批評や又一般に宗教の比較研究をも容れたドイツの神學思想は、普及福音教會のスピンネルが之を輸入し、後數年、同志社の金森通倫氏先づその動搖を受けて、プラデレー宗教哲學の一部を譯出した。そこで宣教師は之を異端とする、金森氏と疑を共にし、之に同情を表する人が出來る。以後廿二、三年に亘つて、キリスト教、特に組合教會は、前後にない振蕩を受けた。この動搖は、後には組合教會をして最も進歩的な團體とせしむる一因ではあつたが、その當時の驚愕疑迷動搖は、非常なもので、キリスト教の致命痛であるとまで思はれた。此の如き内部の動搖にすら驚愕失心せざるを得ない樣な、古風形式の思想信仰であつたから、その實行的方面の力に於ては侮し難いものがあつても、思想の方面で不可知論などに對して戰ふ力には勿論乏しかつた。

そこで佛教の方面を見るに、前期以來、學校や人物又は團體や事業の上で、段々新時代に順應する準備は整ふて來た。學校では、西本願寺の普通教校が佛教主義教育の先驅になり、淨土宗學本校や哲學館などが之に次いで勢力となり、人物では、南條、北島など當年の新人物に加へて、大學出の井上圓了氏、徳永滿之、藤井宣正など新學問を材料として、舊佛教に活を入れ始めた。その人々の思想や實際の運動には種々の方面があつた。北島道龍の佛教改革[illegible]に、多少ドイツ哲學の分子を入れたもの、南條氏のは、信仰と研究と二方面の合しないもの、徳永（後の清澤）の思想は宗教的ストア、色々であつたが、その中で最も有力であつたのはスペンサーの不可知論を根據にし、それでキリスト教を破り、而して佛教哲學の高尚な事を明かにしやうとした井上氏の佛教活論であつた。その他之等の先覺に雷同して、佛教は高尚な哲理を含むで居て、耶蘇教は單に感情の宗教でといふ抽象的の評論を出す者は多く、此思想は、井上氏の哲學館を策源地として、佛教界の青年（多くは僧侶）に非常な勇氣を與た。

廿年以後、佛教の活動は、その思想上の蘇生ともいふべきものであつたが、それには西洋哲學を後援と賴み、又外國人の聲援をも呼むで來る。フェノロサのヘーゲル哲學の義と並に佛教美術の推奬は、その最も大切なものであり、その上、佛教徒は、所謂神智協會を佛教の良友と思つてか、廿二年にはその長のオルコットと、輔佐のダンマパラ氏（後に脫會）とを呼び來り、此を以て佛教の哲理を明かにし又佛教の西洋人をも感服させた事を知らせやうとした。今日でも田舍の寺にはオルコットの寫眞を掲げてあるのを見るが、佛教者は、一時は彼を以て佛教復活の大恩人と仰いだのであつた。

救世軍最初の乘込み（前列左より二番目の青年は山室軍平氏）

國粹保存の主義は、教界にも及むで、佛教と皇室との歴史的因緣を主とし[illegible]佛教を本とする[illegible]愛國護法との密接な所以[illegible]

なるものは、大内青巒氏の尊皇奉佛大同團であつたが、又神儒佛三道と合せて此の主義を宣揚しやうとした、鳥尾得庵の大道社、又眞言律と日本國體論とを合せた釋雲照の十善會なども此の間に現はれた。

此の如くにして、西洋文明の輸入を始めにし、歐化政界を中央にした第三期は、國粹運動と佛教の蘇生とに進み、今まで明治宗教界の主動者であつたキリスト教は、防禦の地に立ち、苦戰の狀態に陷つた。然しながらこの期の佛教も亦能く自家の立場を自覺したものとは云へない。その後援とした西洋哲學が果して佛教と一致するか、又哲學の論理や思想と共に、その宗教信仰の立場はどこにあるかなどいふ問題は、未だ考慮し得ない所であつた。この期の終にあるが、教育に關する勅語の發布は、その結果は次期に現はれる。

* * * *

第四期　宗教信仰對國家主義

（廿五年から卅六年まで）

勅語それ自らの大旨、その深遠の教へが如何なる教訓を與へるかといふことは別として、その發布が人心に與へた影響は國民的自覺を促し國家的主義の勢力になつたことは明白である。憲法は信教の自由を保證しても、國家主義に背くもの國教徳教の大本たる勅語に違ふ者は、如何なる宗教も之を容れてならぬといふ意味は、多くの人、特に教育社會の定說の如くなつて來た。そこで、公に問題を提出する者も出て來た。天皇を神聖とするとキリストを崇拜すると相矛盾せざるか。天皇以外に神などいふ者を容れるは、憲法の許す所であるか。此の如き狹隘な天皇神聖の解釋は、奇態に見えるが、然し當時のキリスト教者には、キリストを信ずる以上は、他に崇拜する所があつてならぬといふ如き者を以て、それを行動言說に表はした者もあつた。此に於て、廿五年には所謂『宗教と教育との衝突』問題が起り、佛教者は非常な後援を得た如くに、之に贊成して、而かも此の問題が自家の頂上にも落ち來るべき者であることを悟らなかつた。キリスト教の中でも、讒謗を於て著者井上氏に當つたものもあるが、又大西祝の如く、問題を解釋しやうとする人もあつた。

宗教と教育との衝突といつたのは、現在キリスト教徒の態度と勅語との衝突といふべきものであつたが、兎に角、その問題の根本には、世界的宗教の理想と、日本の歴史的國民道徳との關係といふ、一層深い問題が横つて居たのである。然し當時の議論は、現前當面の問題として、熱した議論を起し、その結果としては、キリスト教徒に反省を促した事、佛教徒の奮發に氣勢を與へた事、教育社會一般の反宗教的態度を強くした事、此等を數ふべきである。此に於て問題は後に進んで、國家主義對宗教

四十四年京都に於ける淨土眞宗宗祖大遠忌

信仰といふ點に歸着するに至つた。

但し國家主義の何たるに至つては、此頃には極めて現實的な解釋が多く行はれ、三十年に起つた日本主義の如きは國家至上主義を標榜したが、それは國家が現實人生の最高組織であるといふ意味であつて、日本國家主義の內容としては、生々、現實、清淨などの主義を唱へた。此の如くにして日本主義は、神道的思想に、ドイツ流の國家主義とイギリス風の功利主義、現實主義とを合したものであつて、その武器を以て一切の宗教を排斥しやうとした。

日本主義といふは、要するに廿七八年戰役で得た國民的自覺が、一つの組織を得、之で勅語の一面の解釋を加へたものであるが、戰爭の前後に亘つて、國家主義は、善良の方面では國民の自覺となり、惡い方面では排外自尊の風をも生じ、特に軍隊や學校でキリスト教徒を嫌惡する事は甚しく、迫害は公の事實となつて來た。而して佛教者で今まで(即ち前期)には、國粹を唱へ、愛國尊王を唱へた連中は、一時衝突問題に雷同した後には、不思議にも聲を潜めて、思想界の表面に現はれない様になつて來た。此は不思議な様であるが、實は至當の事であつて、日本主義の主張やその外教育社會に勃興して來た國家主義は、終には一切の理想信仰を排斥して、現實主義の道德だけに歸着し、全然佛教と衝突すべきことは、おぼろげながら、佛教先覺者の間に意識せられ、そこで佛教中の國粹論は、左右共に難關に陷りつつあつたのである。即ち佛教國粹論者の沈默は、この彷徨停回を示したものである。

此の如くにして、思想界、宗教界の表面は、廿七八年戰役以後、益す明白に、現實的國家主義と理想本位の宗教信仰と、この二つの對立勝負の舞臺となつて來た。然るに戰役前後から卅三四年までの狀態では、國家主義の方は、又文部省の公認として、教育社會に勢力を占めて來たが、宗教の方では彷徨と躊躇あるのみで十分の應答も出來なかつた。即ち佛教の先導者は、先に誇張といふべき程に唱へた哲理が信仰に密接でないことを語つても、信仰の實質が空虛になつて居て如何ともする事が出來ない。哲學館の如きも通常の教員養成所となり、前期に出來た團體は消滅し、佛教青年會は起つたが(廿五年)、生命がない、『新佛教』の前身たる雜誌『佛教』の一派も未だ力がない。その上、各宗協會は不協同の爲に消滅する(卅年)東本願寺の改革者清澤一派は、一時にルーテルを以て目せられたが、花火の如く發して消える。キリスト教の方では、內部の調攝に忙はしい。組合教會は獨立の準備に全力を盡し新島長逝の後、同志社は內部の紛擾で衰頽を極める、卅二年には文部省の宗教排斥の訓令で大打撃を受ける。此の如くにして宗教はその上層ともいふべき思想の嚮導たるべき方面では空虛と紛々に疲れて居た。

そこで、下層社會の宗教信仰はどうかといへば、此は到底衰へないで、その需要は盛である。而かも思想あり思慮ある先導のないため、又教育社會は之を顧慮しないため、極めて幼稚だが而かも簡明、隨分迷信もあるが、而かも一般の心情に幾分の滿足を與へるべき宗教が非常の勢を以て流行し始め

た。天理教はその最であつて、その他には色々怪しげな者が各方面に流行した。此等の多くは神道と稱するが、實は民間の通俗一般の宗教といふべきもので、その中には、眞言分子のあるもあれば、又キリスト教若くは淨土門の信仰から出たらしいものもあり、特に戰役中からその後にかけ、人心動搖の氣運に乘じて勃興した。此に於て社會は、今更の様に驚いて、頻に妖教呼ばはりをしたが、それ等の聲は勿論この勢力を遏止するに足りない。宗教の先導者と教育社會とが空虛にして殘しておいた處に此等の通俗宗教が侵入流注した有様は、低氣壓の中心に突進する暴風の如き力で進んで來た。此の低氣壓は十五年後と今日にも尚は存して居るが、餘程稀薄になつて居る。然しそれが又何時如何なる變動を生じて、如何なる勢を得るか、測り難い。

要するに第四期の前期大部分は、現實的國家主義と、力の薄い宗教信仰と、優勢な通俗宗教と、此の三つの三巴の運動であつた。然し、前期にあつては、外國文明對國粹主義、佛教對キリスト教の問題であつた對立は、漸次その位置を轉じて、今云つた通り、國家主義對宗教の問題となり、佛教もキリスト教も、此の國家主義に對しては共同の防禦を施すべき機に向ひ、その上、戰後に勃興した迷信妖教、或は社會の無信狀態に對しては、共同の敵前に立つ様になつた。廿九年九月に開かれた宗教家懇談會の如きは、小規模ではあつたが、此の時勢の必要に應じた產物の一であつて、雜誌『日本宗教』は此の時勢に對する宗教家の警醒を保つ機關となり、佛教とキリスト教との相互感化は——意識的なり又は無意識的なり、若くは調和的なり又は反撥的なり——卅年代の一特色となつて來た。この期の終に信仰問題の勃興して來たのは、實にこの氣運の自然の進行である。

尚ほ此處で、佛教とキリスト教との實際運動を比較して見るに、先に述べた如く、佛教の會合が永續せず、その事業の發勢しないのは、驚く外ない。その上に佛教徒の運動には、表面の上すべりの多いにも驚く外ない。即ち監獄教誨師問題(卅一年)、公認教運動、宗教法案反對運動(卅二年、卅三年)、佛骨奉迎事件(卅三年)、東亞佛教會(卅四年)、ラマ歡迎(卅五年)など、何れも何れも信仰の實質には觸れず、只一時の騷動紛々たるに止まつた。之に反してキリスト教の方面では、青年會や救世軍の事業の進步、岡山孤兒院、原氏の免囚保護その他癩病院等の慈善事業、皆々着々步を進め、卅三年から卅四年に亘つて、各派聯合親睦會、福音同盟の基礎、大擧傳道の活動など、キリスト教徒として精神上の聯合勢力は益す增して來た。大擧傳道では八ケ月の間に、二萬の求道者と二千の受洗者とを得た。そこで廿四年以後一時の衰頽に係らず、廿八年には新教信者三八、七一〇人であつたのが、卅三年には四一、八〇八人、卅六年には五〇、七八五人に上るに至つた。(その以後十年の今日には、約二萬を增して居る。)

外部運動から轉じて、內心信仰の方を見れば卅三年以後は、佛教といはずキリスト教といはず、著しく信仰勃興の兆徵を呈して來て、次期の信仰問題の豫地を作つて居る。人生問題

信仰求道などいふ事は、殆ど一時の流行の如くに起り始め、宗派の内外を問はず、宗教的空氣は充滿して來た。先に宗教法運動で躍起の運動をした近角氏は、一時外遊の後、信仰の人として現はれ、清澤滿之はその門人の中に一種の信仰の種を殘して卅六年に逝き、高山林次郎は卅五年一年の間に日蓮信仰の大師子吼をなして、病軀の最後を信仰に捧げた。勿論此の氣運の中には氣の弱い信仰問題も混合し、少年藤村操の死が社會の大問題となつた如きは、人心の多感な傾向を示しては居るが、要するに、實利一方の社會、現實的の國家主義に滿足せず、一歩深く人心の奥に靈光を求めやうとする方の向いて來たのである。此の如くにして、國家主義對宗教の時代は、その問題の圓滿な解決を告げないまゝに、信仰欣求の氣運に轉じて、一轉の時に向ひつつあつた。

第五期　疑問と希望（卅六年から四十五年まで）

信仰問題、精神修養、此等は卅七八年戰役後、國家主義勃興の裏面に、一般世間に現はれて來た憧憬思慕の發表であるが、それと同時に、佛耶二教の接近、東西文明の接觸、將來の宗教などいふ問題乃至提説も、思想界の一勢力となり、此の一團の傾向と相對して、教育社會の現實主義と、社會問題とは益す力を得、明治の最後十年は、宗教信仰と教育社會と社會問題との三つ巴で動いて來た。

宗教の中では、今述べた、信仰問題は、個人的安心の方面、東西宗教關係の問題は、云はゞ宗教の世界的方面に關するが、卅七八年戰役の前後にかけて、此の二方面に亘つての新説新人物の出現は、殆ど一種の流行となつた。清澤門下は浩々洞が精神主義を唱へ、それに近似して一層極端な無我愛の説も出る、近角氏の求道は、安心鼓吹の一勢力となり、參禪修養も流行し、終には綱島梁川の見神となつて、センチメンタルの空氣が充滿した。それと平行して、種々の豫言者で、我れこそは世界宗教の將來を支配すると名乘り上げた人が續出し、その中には狂に類した者もあつた。但しそれ等の多くは前後四五年、門に段々消滅して、今では宮崎氏の神生教壇のみその主張を續けて居る。

宗教の個人安心と世界的意義とは、此く二方面に出たが、高山樗牛の日蓮鼓吹、その死後に益す盛になつて來た「日蓮主義」の復興は、實に此の二面を能く包容し、統一したものであつた。その運動の中心人物は、一方に田中智學氏あつて、戰役の前後から今日に至つて、益す熱烈にその主張を貫き、特に日蓮主義と日本國體との關係に力を注ぎつつある。他方に、宗派として日蓮宗も、此の氣運に乘じては來たが、思想と人物とを缺き、本多日生氏のみ顯本一派を率ひて、思想と社會とに活動しつつある　日蓮主義の國體として、各地の天晴會、諸學校の日蓮研究會など、特に第五期後半の新勢力として注意すべきものである。

卅七八年の戰役は、國民の自信力を高めたことは勿論であるが、之を廿七八年戰役に比べて、著しい差別のあるは、戰役中にも、亦戰後にも、宗教信仰の問題が著しい位置を占めた迄にある。先の戰役中には、宗教問題が殆ど影を陰して、世は戰爭一方に熱中したが、今度は信仰の問題は、戰役前からのつゞきとして、一層有力になり、戰陣に各宗の慰問師やキリスト教青年會の事業が大に勢力を有したのみならず、又戰死軍人の中に陣歿に際して著しい宗教信仰を發表した人の多いのみならず。社會一般に精神的問題は重大な位置を占めた。此は蓋しその前からのつゞきが一因ではあるが、此よりも重大な理由は、國民的自覺といふ事の中に人格の力の多く現はれたしるしであり、又その結果である。

此に於て戰後の精神界には、國民的自覺の勢力はあつたが、それは十年前の如くに、單に現實的國家主義で滿足しない樣になり、宗教の方ならは、その信仰理想の大本から湧き出る國家主義（或はその反對）を求め、教育社會にも此の如き方面の希求は增進して來た。前の戰後には、經濟上の恐慌から、迷信の勃興を來したが、今度は此の方面でも大に違つた現象を呈し、生活難その他社會上の困難は、人心に深刻の煩悶を與へ、その結果は自然主義から虛無思想に近いものをも生じ、宗教の中でも、極端な個人主義の安心は、此の方面と握手するに至つた。眞宗信者の現世無視、禪宗や明學の超絕的自然主義、キリスト教の平等[illegible]に、此の方面の[illegible]が生じた事は、最も[illegible]

此に於て此等の極端思想――お上の所謂る危險思想――に驚いた官憲方面には又極端な保守的反動を生じて、古神道そのまゝの信仰を復興し、此を以て新風潮に對しやうとする樣になり、その風潮は教育社會に及んで、形式主義の壓抑となり、極端と極端とが相反撥し相激昂する有樣となつて來た。四十年以後五年間の思想は實に此の激動渦動の往來であつた。

此の間にも、宗教内部には色々の活動もあつた。三十七年五月、戰爭の開始に續いて開かれた宗教家大會は、一時の現象ではあつたが、四十年に宗教家協和會組織の相談まで出來た。キリスト教青年會の軍隊活動、支那留學生傳道、その他鐵道や郵便方面の教育傳道、メソデスト諸派の統一組織（四十一年）、日本に於ける世界的會合の先驅をなした、キリスト教學生の萬國大會（二十二國、六百餘人の代表者が集まつた、四十年）、それに次いで開いた神道大會や佛教大會など表面に表はれた事として、先づ大事である。四十四年の京都諸本山の大遠忌、その參詣人の多かつた事、その場合に集まつた金の使用など、佛教の方面では注目すべき事件であるが、その結果は餘り生々せず、比較的に能く進行しつつあるのは西本願寺の海外布教、之に反して東本願寺は相變らず、内部の紛々を反復繼續して居る。然しながら通覽すれば、佛教諸宗派は、多くは今までよりも組織を整頓し、教學振興といふ事は、何れの派にも重大事となりつつある。その結果は尚ほ數年後に待たなければならぬ。又キリスト教の側では、日本教會の獨立組織と外國宣教師との關係について、問題は殘つて居るが、組合教會の如きは、先驅して日本教會で傳道會を組織し、外國の傳道會をして輔佐贊助の地に立たしめるまで進んで來た。

此等の事件と共に、進みつつある思想或は努力の中で、注意すべき事の一つは、キリスト信教各派の聯合といふ思想で、それは卅三年の大擧傳道並に三十九年の福音同盟協議から續いて、内外の事情は、益す諸派の精神的聯合を促して來た。勿論、その方針主義程度について種々の意見はあるが、諸派分立は外國でその時代の必要から出た者であつて、今の日本には分立を必要とする事情も理由も薄弱であるに、分立するのは無意義だといふ一事は、段々キリスト教[illegible]の情勢となつて、且つや、外國で[illegible]來たのであるから、そ る、世界的精神、宗派以外の運動は、日々に盛になつて來たので、の影響は先づ日本のキリスト教にも刺激を與へたので、此の内部の必要と相應じて、終に四十五年三月の聯合の締結になつた。勿論その聯合の程度は輕微であるが、將來の方針は茲に示された譯である。

この一二年來現はれて來た事實には、佛教とキリスト教との精神的契合如何といふ問題にある。一體、明治の宗教界で佛教の活動は、思想の方でも事業の方でも、キリスト教の影響を受けないものはない。勿論、反抗、反撥の方面もあつたが、反抗しながらも、信仰の趣や、實際の運動で、無意識的か又は意識的に、若くは欲すると欲せざるとに拘はらず、佛教の活動は、大部分キリスト教との關係から發生し活動して來て居る。

此と同時に、キリスト教も始めは佛教排斥或は輕蔑でのみ進んで來たが、最近十年來は、佛教にも善良なものがある事に、餘程眼が醒めて來た。此には、日本でキリスト教が佛教に接觸したのが直接の原因であるには違ひが、間接には世界全體にも此の氣運は發生しつつあるので、東洋思想の加味といふ事は、廿世紀キリスト教の一特色となるに違ひない。勿論現在では、西洋には尚ほ反抗の力が多いが、此の方面でも反抗しつつ感化を受けて居る。此の方の力は、組合教會、特に海老名氏門下の青年に著しく現はれ、小山氏の『久遠の基督教』の如く、或る解釋を得て居るもあり、又阿部氏の如く、疑問で居る人もあるが、兎に角、此の潮流は、キリスト教の他の方面にも進むに違ひない。筆者自らは、年來、この二教をして相互の理會を增進せしめるに力を致して居るが、その努[illegible]力は決して徒事に終らないと信ずる。而して此は獨り日本だけでの問題でなく[illegible]實に世界の問題であるから、此の將來の問題に對して日本人の力がどれだけ理[illegible]はれるか、遂に日本の宗教界が世界の舞臺に活動する一方面がある。廿世紀の[illegible]宗教問題は、世界的問題、東西兩洋の共通問題である事を忘れてはならぬ。

明治も四十五年となつて、今までに色々經過して來た宗教上の氣運は、日本[illegible]舞臺を主位として、如何に諸宗教が相關係すべきかといふ所に來た。神道は[illegible]國民古來の信仰に根を持つて居、社會組織と結び付いて離れないが、それが[illegible]

の新社會に如何に感化を及ぼし得るか。佛教は宏大な理想があり、又日本國民の歴史と密接の關係を有して居る。然しそれが、現在の複雜な社會に處して、現實の問題に如何の光明を與へ得るか。キリスト教は世界的勢力として、日本にその根を下したが、その根を下した日本の土壤にしつくり合するには、如何なる缺點があらうか。その世界的使命と抱負とを落さずに、而かも切實に日本國民の信念となり得るに、如何なる變化をすべきか。此等の問題は段々明白になつて、その根本問題としては、一體全體、宗教信念の人生に於ける位置と意味と實力とはどこにあるか、宗教信念の中心點とその感化力は如何なる者であるかといふ點にまで進んで來た。

そこで此等の問題に伴つて、一體に宗教と、社會活動の他の方面、即ち政治、教育、實業、道德、法律などと如何に相關聯すべきかといふ問題も出て來る。四十五年二月には、内務次官床次竹二郎氏は、宗教と政治と、宗教と社會一般の德風との關係について、意見を提出し、その問題解釋の一端として神、佛、耶三教者の會同を開く事を提議し、佛教徒の一部と教育者等の反對とを排して之を實行した。その結果は三教者の共同決議となつた。此の決議の實行如何は、今後の問題であるが、兎に角、此の一事は、現下の宗教問題の一要處を捉へた提議、會合であつた。此の一事については茲に評論しない。その問題に對して、筆者はその著書『宗教と教育』に於て、その解釋と評論となしておいた。

三教會同に續いて、最もその活動を現はしたのはキリスト教であつた、佛教の方では、管長の訓示と、各宗懇話會の組織があり、神道も、その後(今までか らであるが)時々會合をして居るが、その效果はまだ現はれない。今後は三教各々自由にその力と生命とを發揮すべき時である。

尚ほ一つ、純粹に宗教運動といふべき者ではないが、歸一協會の組織は、明治年間最後の一事件である。但し筆者自らはその當事者であるから、評論はしないで、此も亦時勢の必要に應じ、又將來の必要の充たすための運動である事を一言し、而してその對外意見書を抄出して、時勢の說明としておく。

『二十世紀の文明は、全世界を打つて一團となし、通商交通の上は勿論、精神上の問題に於ても、人種及び國家の差別を打破せんとする勢を示せり。特に基督教の世界的布教と、宗教、道德、文學等の比較研究と、其の他、一般に科學の進歩とは、世界の思想界に遍通する波動を及ぼし、思想感情の上に於ける關係交涉は、日々に頻繁となるに至れり。然れども、現今世界の主動者たる西洋の文明に、希臘、羅馬以來の遺傳あるが如く、東洋の思想にも、亦印度、支那、等數千年來の素習ありて、特質俄に變化し能はざるものあり。中に加ふるに、商工業の利害より生ずる國際の競爭、移住殖民より起る人種感情の紛糾等、亦其の勢を加へ、爲めに、往々にして人類平和を破り、融和を害することなきにあらず。今や世界の交通は、益々自由に、學術の研究は、愈々弘く、思想界を動かしつゝあるも、其の根柢に横はれる、信仰理想の大本に至りては、東西相互の理會に於て、尚ほ遺憾とする者少なからず。國際の利害、及び政策の上に於ける關係の調攝は、今日の急務たるに相違なきも、尚ほ其の蘊奥に入りて、信仰理想の上に於て、東西相理會し、同情と尊敬とを以て相交るの氣運を促進するは、永遠に世界人類の平和を増進する爲めに、缺くべからざる要務たらずんばあらず。

思ふに、近世の學術は、又精神的及び社會的理想に於て、人心の根底、人情の契合を明かにしたるもの、少しとせず。獨り自ら信ずること篤きが爲めに、世界の活問題に參與せずして、自ら孤立するが如きは、國民としても、宗教としても、其の發展を遂ぐる所以にあらざるべく、人類の文明は、今後或る點に於て歸一の針路を執るに至るべし。故に、諸の國民、諸の宗教は、各々其の特質を發揮し、之に依りて世界の人文を豐富にすべきは、勿論なるも、其の主張と抱負とは、皆人類理想の大合奏に對して孤立すべからざるは、明白の事なり。

且つ、世界の諸國民は、各々其の歷史と特色とを有するに拘らず、現代文明の波及と共に、何れも皆共通の問題に逢着し、同一の難關に遭遇せるを見る。近代的活動の結果として起り來れる、個人主義と國家的團結との關係如何。商工業の革命より生じ來れる、社會組織の變動、即ち諸種の經濟問題、社會政策等の問題と、從來の思想信仰との交涉如何。科學研究の爲めに起り來れる實證主義の氣風と、宗教的理想主義とは、終に相背かざるを得ざるべきか。又社會の現實に應ずべき教育と道德とは、如何にして形而上の信仰と相和し得べきか。數へ來れば、此等の問題は、實に多々にして、東西兩洋共に同一の難關に處して、未た解釋の出路を發見したりと云ひ難きもの、少からず。果して然らば、諸の國民は、各々其の特質主張に應じて、之が解釋に向て、最善の努力をなすべきと共に、又東西兩洋は、多くの點に於て、協力同心の態度を以て、此間に處するの必要、少なしとせず。蓋し世界的文[illegible]難關は、世界的の解釋を俟るにあらざれば、[illegible]

明治の文學

島村抱月

小說神髓 全

士坪内雄藏著

松月堂發兌

(上段右)坪内逍遥氏・(同左)森鷗外氏

一

過去四十五年の中眞に明治文學と名の付くものゝ存在したのは、この三十年足らずである。彼の西南戰爭で維新以來の兵亂が一段落を告げると共に、明治十年以後の日本は始めて稍々安堵した狀態に入つて此處にボツ〳〵と平和文明の準備をし始めた。結局此の頃を以て日本は兵亂期を通過し、眞の平和期に入りたるものと見て善い。而して其の明治十年から二十年に及ぶ迄の十年間の後半期即ち十五六年頃から始めて新文藝の準備時代が始つたやうである。

それ迄は要するに僅かに德川期の文學の餘脈が益々墮落して續いて居た。それが彼の外山正一、井上哲次郎等諸家の新體詩、坪内春廼屋、織田純一郎、藤田鳴鶴等諸家の飜譯などを背景として、漠然たる形で明治文學の運動が萠しかけて來た。それが始めて自覺を伴つた革新運動になつたのは即ち坪内春廼屋の『小説神髓』『書生氣質』の出た明治十八年である。蓋し此の頃迄に一部の讀書社會に何か新しい文學藝術が欲しいと云ふ茫漠たる要求は萠して居たものと察せられる。よし新しいと云ふ意味はそれ程明白でないとしても兎に角今迄閑却して居た文藝と云ふものに對する要求が世間の一部に動いて居た。其の機運が坪内氏の之れ等の作に至つて最も明白な叫び聲となつて現はれたものと見てよい。其の他之れと前後して末廣鐵腸の政治小説『雪中梅』が明治十九年に出た。又山田美妙齋の言文一致運動が其の以前からの端緒を[illegible]出現したり、又後の硯友社の萠芽となつた人々が『我樂多文庫』を編纂したりしたのは、或は前からの世間一般の文藝的機運にそゝられ、或は坪内氏の發聲に動されて同じく此の明治文學の發生期を賑はしたものである。

それが明治二十年、長谷川二葉亭が小説『浮雲』を出すに及んで、さきの坪内氏の著作と共に最も有意義、有力の基礎を据えるに至つた。坪内氏は當時最も多く英文學の感化を受けた人で其の『小説神髓』に於て寫實主義を主唱し『書生氣質』に於て之れを實例に示した。この根本的な新運動は要するに源は英吉利文學から來て居るものと見て差し支へあるまい。之れに對して。二葉亭は一面ロシア文學の影響を受け、一面に坪内氏の主張に刺激せられて現はれたものである。即ち當時の新文學の發端には英文學と露文學との後立があつたのである。此の點に於て明治文學の始めはわが特發と云ふよりも矢張歐洲文藝の刺戟に俟つ所が多かつた。而して此の明治二十年期以後の文壇の諸現象は其の時代相應の程度に於て皆それ〳〵に自覺の伴つた新文藝運動であると云つてよい。

二

明治の新文學は中心を小説及評論の交互作用に置いて觀察するのが便利である。前に述べた發端期から既に『小説神髓』の評論と『書生氣質』の小説とは互に相呼應して其の效果を現はしたものである。以後と雖ども大體の形勢は是れと相似てゐた。

今假りに明治二十年以前を明治文學の發端期と名付くれば二十年から三十年迄の十年間を大體に於て寫實期と呼び得る。發端期に於て唱へられた主張がさま〴〵の過程を經て遂に一變せんとする迄の時代である。而して此の期の始めに於て最も注目すべき事實は彼の德富蘇峰氏等の民友社の創立である。之れが一面には同氏の他の著書と相俟つて當時の青年に一種の自覺、若しくば刺戟を與へ青年の精神活動の端緒をなすと共に雜誌『國民之友』がそれ等の青年と離る可らざる一基礎に立つ所の新文學の舞臺を供給した。そして之れ等の一團の思想の傾向は要するに歐洲を主とするものであつて、單に思想のみならず文章迄も歐文直譯の脈を多分に取り入れて來た。此の民友社一派の歐洲的傾向の背後には彼の新島襄氏等の同志社及キリスト敎の影響が大なる力となつて横はつて居たことは云ふ迄もない。

德富蘇峰・同盧花氏

斯樣にして民友社の一團と云ひ坪内氏等の新文學運動と云ひ自ら根柢を歐洲の思潮に托してゐる。而已ならず當時の世間も政治上、社交上種々の方面に歐風の模倣が盛に行はれた。世人が呼んで歐化時代と言つたのは即ちそれである。所謂鹿鳴館時代、夜會時代である。而して之れ等寧ろ外形的な歐化主義は一方には又反動を呼び起して三宅雪嶺氏等の政敎社一派、其の他から國粹保存主義が唱へ出された。併し當時の國粹保存主義は直接文藝上の新運動を左右するには至らずして寧ろ政治上、社會上の問題に止つた形がある。

けれども文藝の方面に於ても必らずしも歐洲の思潮のみが永く其の源ではなく、此の頃からして元祿文學の復興と云ふことが唱へられて來た。殊に最初に其の中心となつたものは西鶴で、後には近松がこれに繼いだ。此の西鶴熱勃興に關しては淡島寒月など云ふ人が最も與つて力があつたと聞く。併しそれが新文學の源をこれに開かんとするといふ明かな自覺から來たものであつたか、否かは知らない、兎に角、西鶴を埋れた趣味の中から振り起した爲めに、明治の新文學は色どりを變へて來た。勿論其の西鶴も一面には德川末の馬琴以下の拾收す可らざる空想文學に飽きた目には自ら『小説神髓』が唱へた、寫實と云ふ精神の在る所を面白く感じたのであらう、結局は寫實の大勢に合するものとして西鶴は勢力を得[illegible]のである。

斯樣にして歐洲的傾向と西鶴趣味との結合した所へ種々[illegible]新しい作家が出た。此の中心は尾崎紅葉を主とした硯友社派である。又それと相對して幸田露伴氏も同じ徑脈を辿つ[illegible]出て來た人と見てよい。其の傍には今言つた西鶴の影響か[illegible]

放れて純粹に歐洲文藝の感化の下に立つて居た人に例へば、『初戀』を書いた矢崎嵯峨廼屋氏『歸省』を書いた宮崎湖處子氏『細君』を書いた坪內逍遙氏、『胡蝶』を書いた山田美妙齋氏、『舞姬』を書いた森鷗外氏及び同じ鷗外氏、長谷川二葉亭、森田思軒等の飜譯物等がある。之れ等は總括して歐洲文藝の脈に屬するものと見て宜い。

硯友社中心のものでは彼の月刊小說集『新著百種』が主となつて石橋思案、江見水蔭、巖谷小波、廣津柳浪、川上眉山、大橋乙羽等の諸文人が競ひ起つた。紅葉の『色懺悔』其の他の有名な作も此の中から出たし、露伴氏及び之れ等の作家と全く系統を異にして寧ろ德川期末の系脈を傳へた如き觀ある饗庭篁村氏の作も亦此の中に收められた。それと『都の花』及び『國民之友』は新文學の主な舞臺であつた。それから引き續いて森鷗外氏の『しがらみ草紙』坪內逍遙氏の『早稻田文學』等が純粹の文藝評論の雜誌として現はれた。

森田思軒

一方に於て斯くの如く種々の作が現はれ、又舞臺が廣まると共に當然其の反影と云ふ可き評壇も面目を新にし來らざるを得ない。明治文壇に於ける新批評の端緖は『小說神髓』及び今日では全く文學とは相關せざる高田早苗氏の『書生氣質評』等で、それが稍定着した文壇時事評の體をなすに至つたのは『國民の友』『しがらみ草紙』『早稻田文學』の出てから以後である。此の前後から雜誌の他『讀賣新聞』其の他の新聞紙でも亦文藝評論を出すやうになり、遂に今日の盛況を呈するに至つた。

其の初期の批評家としては石橋忍月、內田不知庵、齋藤綠雨等の人々があつたけれどもその最高頂は坪內逍遙對森鷗外の『早稻田文學』及び『しがらみ草紙』に於ける沒理想論などであつた。之れ等の諸評論は皆當時の創作と互に相呼び應へて文壇を賑はして居た。

三

今それ等寫實期に於ける文壇の大體の形勢を考へて見ると其の所謂寫實主義は兎もすれば淺薄な客觀主義、外形主義に流れて部分的な寫實はあつても全體の上に技巧派、空想派の形跡が著しく現はれ、眞の近世的現實主義の生命には遠いものであつた。云はゞ外形的寫實主義に空想主義を加へた樣なものであつた。

此處に於てか、早くもそれに對する不滿足の聲が一方に起らざるを得なかつた。即ち其の空想的なものに對しては、もつと正確な寫實が欲しいと云ふ要求が起り、其の淺薄な外形的寫實に對しては、深い、ある物が欲しいと云ふ要求になつて、譬へばもつと意義ある小說、もつと哲學的な深さのある小說と云ふ樣なものを要求し來た。[illegible]

期の文學に猶其の跟跡を殘して居た所の不眞面目な遊戲的戲作的空氣、言ひ換へれば人生と文藝との間に空虛のあることが、之れ等の不滿足の一理由となつてもつと直接に實生活を動す作品が欲しいと云ふ要求ともなつた。而してそれ等の諸要求が生み出した現象は即ち觀念小說、深刻小說、社會小說と云ふ如きものであつた。泉鏡花氏が作つた『夜行巡査』廣津柳浪氏が作つた『今戶心中』內田不知庵氏の『暮れの二十八日』等が、其の例である。之れ等は何も明治二十八九年から次ぎの三十年三十一二年に渡つた事柄であつて、其の他には樋口一葉等の感傷的作風及後藤宙外氏等の心理的作品等も皆此の意義ある、深さある作品の要求に應じて現はれたものと見て宜い。猶前期の作者としては幸田露伴氏の如きは稍々此の後期の要求に近い作風を追うて居た爲めに硯友社一派の作家よりも長い生命を持つて居るやうに見られた。其の他には早く已に當時の所謂新進作家が現はれて紅葉門下には泉鏡花の他小栗風葉、德田秋聲、押川春葉氏等の諸氏が出で、所謂早稻田派には後藤宙外氏、水谷不倒氏、伊原青々園氏、五十嵐巴子氏、金子筑水氏、綱島梁川氏、島村抱月等が出て、赤門派と呼ばれた方面には高山樗牛氏、姉崎嘲風氏、大町桂月、佐々醒雪氏、武島羽衣氏、鹽井雨江氏、土井晚翠氏、上田敏氏、笹川臨風氏、登張竹風氏、樋口龍峽氏等の人々が相次いで出で其他小杉天外氏、田村松魚氏などが出た。又赤門派の人々は特に『帝國文學』を起し、早稻田派の人々では『新著月刊』を起し、博文館で『太陽』を出したのは此の前後三四年である。而已ならず、もつと遡つては明治二十六七年頃に北村透谷氏、平田禿木氏、島崎藤村氏、馬場孤蝶氏、戶川秋骨氏等の諸人を主とした雜誌『文學界』現はれて、最も多く此の意義ある文學、深さある文學を要求する聲を專ら感傷的、哲學的方面から代表して居た。

樋口一葉

北村透谷

要するに明治三十年前後の三四年は已に次ぎの時代を呼び起す動搖の時期に入つたものと見る可きである。而して今述べた觀念小說其の他の諸現象は一括して云へば此の動搖期、過渡期を示して居るものである。猶丁度此の次に彼の日清戰爭があつたことも忘れてはならぬ。而して次ぎの明治三十年から四十年[illegible]期に入るのである。

四

此の期は大體に於て今迄言つた意義ある深さある何物を[illegible]

さまぐ\に探し求めた時代であつて、觀念小說其の他の解釋にも滿足し得ず、だん〲探り求めて遂に到達し得た最も重要な現象は二三を數へ得る。即ち小說に於て紅葉の『金色夜叉』、評論に於て高山樗牛等がニーチエから得て來た個人主義本能主義、綱島梁川等の宗教的に得た見神論、此の三つがそれである。

其の中紅葉の『金色夜叉』は紅葉自らの上に見ると彼れが前期の外形的寫實から時世の聲に呼び覺されて何物をか求めんとした最後の解決の作であつて他の作に較ぶれば意義を含ませたものである。けれども是れを廣い文藝の立ち場より見れば其の中に含ませ得た深さと云ふものは未だ淺いものであつて觀念小說の域に幾何も脫して居らぬ。而已ならず其の描寫法に於ても從來の外形的寫實主義、空想的寫實主義の混合と云ふことを多く脫し得なかつた。寧ろ其の前の大作たる『多情多恨』が單純な現實味を基礎として居るだけに其の平坦なる中に深い意義を感せしめる點に於て彼れの最傑作と認められる。けれども紅葉自らとしては『金色夜叉』に其の最後の解決を示したものと見て宜い。即ち此期で人の注目を呼んだ作品の上では、此の時代は遂に深き意義あるものに行き合はずして終つた。

高山樗牛

評論の上でも或は理想主義と云ひ、光明主義と云ひ、日本主義と云ひ、時代精神と云ひさまぐ\の解決を提出したけれども結局ニーチエ等の個人主義、本能主義と宗教家等の見神主義とが其の最上の力となつて次ぎの時代に移つた趣きがある。併し乍ら次ぎの時代即ち四十年期以後の文壇に於ても此の個人主義、本能主義、見神主義が直ちに深き意義として當時の文壇を滿足させる譯には行かなくして稍々躊躇の末、遂に彼の自然主義に往つたのである。

五

此の時代以後明治の文藝壇は殆んど面目は一新するのであるから、今此處に入るに先つて前來述べ漏した過去二十餘年の間の文壇を主なる事項を一見して置く必要がある。

第一は文章のことである。これは前にも言つた如く美妙齋、二葉亭等の言文一致と、蘇峰、鷗外、思軒等の翻譯的傾向と、逍遙、紅葉等の俗文的傾向と種々相結合して一時は雅俗折衷體と云ふ如きものが文章の中心文體になつて居たけれどもだん〲言文一致に最後の勝利を占められて、今日では日本の文體の基礎は言文一致、若しくは口語文と呼ばれるものになつたと言つて差し支へない。此言文一致の變遷は始め專ら語尾の工夫であつて美妙齋等の「です」調、二葉亭等の「だ」調、紅葉等の「である」調、今日と雖ども場合に依りて色々に用ひられ、試みられて居る。その中何れが最も文章にするに適して居るかと云ふ事は猶多くの研究を要するとである。始めの中小說のみに用ひられて居たのが過去十年來論文にも用ひられ、時に多少の反動的現象にあるに關はらず、大體の趨勢は今後幾年かの後に日本のあらゆる文章を擧げて此の檻に[illegible]

第二には[illegible]

それは思軒門下であつた村上浪六氏の『三日月』が明治二十四年頃出たと同じく、村井弦齋の『小猫』其の他も之れと前後して出た。次では黒岩淚香氏等の探偵小說、德富蘆花氏、中村春雨氏、菊地幽芳氏等を先鋒とし田口掬汀氏、草村北星氏其他諸家を數へる家庭小說、塚原澁柿園氏、渡邊霞亭氏其の他の人の歷史小說等到底明白に分類するもの出來ない幾多の作品及び作家がある。

第三には脚本、これは彼の古河默阿彌が唯一の過去から現代への橋渡しであつて、寧ろ明治以前の最後の代表者と云へば可い。それでも矢張り二十二三年前後迄中心に立つて左團次、菊五郎等の爲めに『村井長庵』以下幾多の白波物などに江戶時代の世話寫實を見せ、團十郎等の爲めには所謂活歷物を書いて一種の歷史的寫實を見せやうとした。つまり默阿彌にも時代の要求で寫實的精神は入つて居たのである。それが『吉野拾遺名歌譽』を書いた依田學海、『春日局』其他を書いた福地櫻痴等を通じて益々活歷的若くは歷史的寫實に趣いた。傍ら坪內逍遙氏の史劇『桐一葉』『牧の方』等は此等の中に一層深い精神を出さうとして現はれて出た。それに對した舊歌舞伎劇をば夢幻劇と名付けて其の荒唐を指摘した。又一方に所謂壯士劇と呼ばれたものが川上音二郎等に依つて起されて今日の所謂新派劇を成すと共に、それに應ずる脚本も現はれたけれども文藝上から見て論ずべきものを持つて居ない。只幾何かの翻譯及翻案劇と、小說の書き直しとが多少の研究的意義を有して居るのみである。尙坪內氏の舞踊劇運動も忘るべからざるものである。

落合直文

最後に詩に就いて見ると、それは外山正一等の新體詩等以後舊來の短歌にあらず、俳句にあらず、漢詩にあらざるもの、必要と云ふとが明かにされて、彼の山田美妙齋等の言文一致を應用した新體詩の試みとなり、先づ形式上に於て革新が行はれんとするに當り、一方は落合直文等の國民文學復興運動に伴ひ[illegible]井雨江氏、武島羽衣氏等の優雅な古調を主とするものが一時勢力を得、引き續いては土井晩翠氏等の漢語脈に助けを求めるとの多いものが行はれなどして、さまぐ\の變遷を經た。それと共に音律の上でも多くは七五調、五七調等の古い形が保存せられ、唯僅かに外山正一の朗讀體と稱する無韻律の破格なるもの些つと顔を出した許りで中絶して終つた。內容の上から見れば、之等は比較的古いもので概して思想感情も不充分であつた。これを一方から補ふたものは島崎藤村氏等の一派の洋詩から得た感化、引き續いては繁野天來氏等の俗謠から思い付いた詩風、それから薄田泣菫氏等の古語復活及びそれに新しい人生觀を托しやうとした詩風等があつて、上田敏、蒲原有明等の所謂象徵詩に及ぶ迄が丁度明治四十年期の前後になつて居る。其他には與謝野鐵幹氏等の詩風、岩野泡鳴氏等の韻律改造運動等も注目すべき詩壇の現象であつた。

正岡子規

短詩としては和歌に落合直文以後の新傾向を追うて遂に鐵幹氏、晶子氏等の明星派と呼ばれたものが新しい傾向の中心となつた、傍ら佐々木信綱氏等の溫和な折衷的歌詩風、御歌所一派の守舊歌風等も行はれて居るが、要するに和歌壇も眞に生命あるものは新派から發動して居る。即ち現在では晶子調以外更に新しい人の種々な調、たとへば極平板な日常語の調子に返つたり、官能派、唯美派など目し得べきものとなつたりして明星派以後の分脈を示してゐる。

俳句は彼の正岡子規が明治二十三四年に於て始めて新機運を作つて所謂日本派が天下を風靡して內藤鳴雪氏、高濱虛子氏、安東碧梧桐、氏等の人々が今日活動を續けて居る。中では虛子氏は近時小說に之き碧梧桐氏は更らに子規後の諸變化を通過した後の新しい句風を起すと稱へて居る。子規は客觀の印

と云ふことを力說したが、最近の新傾向を說く人には更らに氣分を詠むと云ふことを唱へて居る。其の他紅葉、小波氏、岡野知十氏、角田竹冷氏等の秋聲會派は日本派に對して溫和な雜興的な句風を保つて一派をなして居る。

六

明治四十年から四十五年に亘る時代は一括して自然主義期と言つて可い。詳しく云へば日露戰爭以後思想界が前に述べた如く何等かの深き意義を吾々の現實生活に密着せしめて、摑み得たい、さう云ふものを文藝の中から見出したいと云ふ要求の續きとして、本能主義に行かうか、見神主義に行かうといつた結果遂に自然主義に到達したのである。自然主義は云ふ迄もなく現實の生活を基礎として、なるたけ吾々の知識の屆く範圍で最後の眞に到達しやうとする傾向に外ならぬ。それが文藝の上に現はれては客觀的描寫とか獸性的描寫とか個人主義とか本能主義とか、印象主義とか刹那主義とか、あきらめとか絕望とか懷疑とか現實暴露とか無解決とか云ふ提唱になつたのである。『破戒』を書いた島崎藤村氏『蒲團』を書いた田山花袋氏、『運命』其の他の作を書いた國木田獨歩、又評論家としては岩野泡鳴氏、長谷川天溪氏、中澤臨川氏、島村抱月などの人々は之れを主張し說明し研究して遂に文藝思潮全面に亘つた一大運動となり、此處に始めて、三十年來の懸案であつた人生と藝術との間の空虛が取り除かれて眞に吾々の生活に密着して、即ち深い意義のある文藝に行く第一步が確められた。それと共に文壇の趨勢も一變して所謂新しい人がだんく中心に立つやうになり、顏ぶれの上から先づ面目を一新して來た。小說には夏目漱石氏正宗白鳥氏永井荷風氏其他續々として新しい人が現はれ、今は却つて此等の新しい人々が中心勢力となるに至つてゐる。評論、劇界、詩界、亦た之と同樣である。之等は現に世人の見る所であるから玆に一々其名を數へることを省く。

國木田獨歩

但し之れ等の中には初めから自然主義とは違つた方向へ趣いてゐた人もあり、また最近一二年更らに自然主義以外の、違つた方向に趣かんとする人々も含まれて居る。神秘主義、象徵主義、享樂主義等の名が漸く一般に唱へられ、又前記以外更に若い幾多の作家を出して、明治四十五年は終つたのである。

思ふに自然主義が其の描寫方法の如何に關はらず、現實の生活を基礎とする點に於ては今後永久の最有力者たるべきと共に其の人生觀に於て捉へ得て考へた點が絕望となり、あきらめとなり、刹那的生活となつた點には幾多の不滿足があつて此の人生觀たる立ち場から自然主義は變ず可き理由を有してゐる。其の捉へんとして居た人生觀上の點が果して神秘であるか、神であるか、宗敎であるか、それとももつと手近かな所にでも落ち着き得るものかは今後の問題として兎に角其の捉へ得た神秘なり神なりを如何にして現實と切り放さずに吾々に與へ得るかの點に、今後の藝術問題は懸つて居る。今日又は今日後の藝術は捉へ得た何物かを最も密接に現實に生活に附着せしめて吾々に與へる[illegible]

明治の美術

東京美術學校教授　久米桂一郎

明治の日本畫家

明治維新のはじめ、社會百般の事物變革の時に當り、國民はまた趣味生活を思ふの遑なく、日本畫の傳統的勢力一時全く地に墮ちた。この間に在つて僅かに繪畫の命脈を維いで來たものは菊池容齋に代表せられる寫生の一派と、浮世繪に出でゝ容齋を加味した月岡芳年等の明治の浮世繪の一派とであつた。容齋は寫生の技巧を以て歷史畫殊に人物畫の描寫に新意を出だした。容齋の正當な傳統は絕えたが、その手法は錦繪新聞繪等を描く浮世繪畫家に傳はり、これが今日の東京派の繪畫の源流になつた。容齋の外、當時なほ狩野派に出た河鍋曉齋、四條派の洒落を傳へて裝飾に應用した柴田是眞の如き人々もあり、各その流派を形つてゐて、その流風はやはり今日の東京派の繪畫にも存してゐるが、大に流行を作るには至らなかつた。殊に狩野派のごときは、その系脈を傳へたと稱せらるる狩野芳崖といひ、橋本雅邦といひ、本來の狩野家の畫風からは甚だしく遠ざかつたものであつた。京都派の畫家は依然として四條派、圓山派を正脈とし、清新の一體をこの中より闢かんとしてゐる。しかし乍ら要するに、東京派といひ、京都派といひ、今日では流派樣式の異同をとはず、古名畫の研究の進んだ結果、古い手法がひろく復興せられ、一方西洋畫の影響をうけて寫生の新技巧が發達した。兎に角、今日は昔時のやうに、流派の異同の甚だしくなくなつただけは明治の日本畫の進步であるに違ひない。ただこの中に在つて堅く門戶を閉し、舊態を維持することに勗めてゐるのは南畫の一派である。

少しく歷史的に觀察すれば、明治の日本畫もその折々の時勢に動かされて、さまぐの影響をうけて發達してゐる。明治の初め十五六年を、假りに第一期と名づければ、この間は、

無自覺なる洋畫模倣

の時代であつた。この頃は社會の變動のため一時固有の美術

趣味の全く廢頽したと共に、西洋の事物を無暗に崇拜した時代である。勿論誰もその美術的價値が何であるか少しも解せずして、たゞ西洋のものであり、今までの畫と變つてゐて、いかにも本物らしく描いてあるといふので西洋の油畫をしきりに珍重した。洋畫の眞趣味は一向分からぬが、時勢に動かされて、日本畫の人々も盛に洋畫を習つたのである。現に川端玉章などもワアグマンに學んだ。橋本雅邦も油畫の描寫を試みたことがある。いゝも惡いもない、たゞ人物や花鳥を寫眞のやうに奇麗に描くといふのがめづらしくつて盲目滅法に洋畫を眞似たのである。

東京美術學校の創立せられた明治二十年前後から第二期に這入る。この頃になると、西洋畫の意味もいくらか分かり、それに一方、世間ではこれまでの盲目滅法な西洋崇拜の反動で國粹保存の說をやかましく主張する人が出來て來て、また逆戻りに何事に依らず古いものゝ價値が賞揚せられる氣運が美術界にも入つて來た。美術學校の出來た當時はこの氣風が最も盛んで、古い日本畫の正格に立ち至らねばならぬといふことが手強く主張せられ、學校の制服に古風を眞似た妙な衣裳を作つたりなぞした、二十三年には宮內省に帝室技藝員が置かれ、寶物取調局といふものが設立せられて政府の手に依つて國風の美術の獎勵が行はれた。日本古美術の趣味を普及する機關として雜誌『國華』も創刊せられた。當時の美術學校長の岡倉覺三君や、帝室博物館長の九鬼隆一男、それから米國人のフェノロサなどといふ人々はこの間に在つて大に日本美術の復興に勗めた。

しかし乍ら時代の趨向は長く一所に固着することを免さず極端な歐化主義と等しく極端な國粹主義もいつまでもその勢力を維持することは出來ぬ。今日でもこの兩極端の爭ひは依然存在を續けてはゐるが、追々に緩和せられて、新舊の思想が調和せられ、自由にして複雜なる一家の新樣式の繪畫の完成せられんとする機運に向ひつゝあるのが第三期の現狀である。

畫家自身の見識を濶くしたばかりでなく、一般民衆の美術に對する鑑賞眼を開いたのは、明治以後盛に起こつた

美術展覽會

である。當時歐米に於て流行の頂點に達した萬國博覽會出品に促され內國博覽會の起つた抑の初は明治十年東京に開かれた第一回內國勸業博覽會である。草創のことで極めて雜駁不整頓を極めたものであつたが、とに角內國の工藝品を一堂に集めた最初の企で、その中特に美術部を設けて繪畫の展覽をやつた。しかしこの頃は油繪流行の最中であつたから、陳列せられたものは大抵油畫で、日本畫はあまり出なかつた、その後明治十五年に繪畫共進會が開かれ、二十年以後、龍池會から變形した日本美術協會が毎年展覽會を開き始め、盛んに古美術の研究を唱說した。しかしこの頃は美術といふ言葉を誤解して、美術品と工藝品とを一緒にし、專ら輸出向の工藝品をのみ陳列した。

明治の日本畫（一）

河野桐谷

第一期と第二期――フェノロサ氏と繪畫展覽會

明治の初年には文人畫が參へた、第一に維新前に於ける南畫が流行の餘勢を受けた事、第二には文人氣質の人が當時猶多かつた事、第三には人心の蕩揺未だ收らず精緻なる筆致の繪畫を弄ぶ餘裕なくして氣韻生動を第一義とし形似色彩を末技とする南畫が時代精神に最も適當した事等を擧げて理由とせられて居る。而して當時著名の南畫家は東都には鐵翁及清人胡公壽に學んだ安田老山あり、京都には初め福田半香に就き後清人鄭板橋に學んだ奧原晴湖女史があつた。九州には詩僧平野五岳があつた。併し此等の流行は要するに戰亂の餘波を受けた一時の現象で眞に藝術上の意義ある者でない。從つて明治廿年前後より國民の精神的自覺が萌して諸流の繪畫共進會等が起ると同時に大のつくれ洋式の奇怪な南畫、南畫本來の精神を逸して古畫の模製に過ぎぬ南畫は次第に衰亡に向つた。明治の日本畫史は茲に其最初の頁を開くのである。

扨て日本畫興隆の最初の因は却つて外國人の手から出た。是は丁度十九世紀の歐洲繪畫史が日本美術の影響に依つて其最初の幕を開くと同樣に特筆大書すべき現象である。エルネスト・フェノロサ氏は歐洲の爲めに日本美術を發見したと共に日本人の爲めにも日本美術を發見した達見者である。若し明治の日本が永遠に記憶すべき恩人を擧げれば氏の如きは先づ第一に數へらるべき一人ではないか。

フェノロサ氏の提唱言說が當時の幼稚な畫界に無形の影響を與へ其が有形に現はれたものゝ中には、十五年頃より政府を動かして繪畫展覽會を開くに至らしめた事、日本美術協會の前身たる龍池會が佐野常民、河瀨秀雄、山高信離、下條正雄、小原重威諸氏に依て開かれた事、十七年に圖畫教育の調査を政府が岡倉、小山、フェノロサ氏等に命じて從來西洋心醉の結果小學生徒に凡て鉛筆畫を課したりし文部省をして其態度を變へしむるに至つた等は何れも其重要なる結果の一である。

東京美術學校

挿畫　上段の人物は九鬼隆一男　下段は岡倉覺三氏

明治の日本畫（二）

芳崖筆『悲母觀音』

第三期——芳崖と雅邦

併し假令百のフェノロサあつても、其言説を實際製作上に表はす畫家がなければ畫界は永久に混沌だらう。狩野芳崖の天才は此時に現はれた。彼は政治上に明治の社會を征服した長州の出にも係らず藝術家として稀なる氣禀を持つて生れた。幾多の窮迫困憊と戰て其畫技を棄てずに新日本畫の樹立を一生の事業とした事蹟は彼の傳記者の齊しく嘆美する處なるのみならず、彼の製作には一種の力が有る。神來の感興が籠つて居る。嚴格に狩野の家法を傳へて、其製作の題材必らずしも廣くなかつたけれど、其畫の底には集大成の探幽などに見るべからざる生命の一角がある。同時に多少覇氣にすぎるもあるが之將た豪快の時代精神の反映と見られぬであらうか? 若し彼の匹儔を同時代の歐洲畫界に求むればヴェリコールの如きは即ち夫ではなからうか。スツルーム、ツント、ドラングの繪畫的代表者としてのヴェリコールと維新革命の繪畫的説明者としての狩野芳崖、其根柢に流るゝ狂熱的なロマンチックの氣分は即ち一である。岡倉覺三氏は明治三十年頃迄の畫を三期に分ち、初年より八九年迄を破壞的時代とし、夫より廿一年迄を保存的時代とし、廿一年以後を開發的時期と稱するが、吾人の觀察に依れば芳崖は正に此開發期の先驅を爲すもの、而て橋本雅邦は開發期を代表するもの、菱田春草横山大觀は此開發期を完成して更に一轉路を拓く者と稱したい。

橋本雅邦

橋本雅邦は初め芳崖と共に明治の日本畫の樹立に努力した一人である。而して明治の畫界は彼以前に於て、浮世繪の河鍋狂齋、大蘇芳年、南畫の瀧和亭、四條派の幸野楳嶺、柴田是眞、岸派の岸竹堂等を算し彼の同時代に山名貫義、佐竹永湖、松本楓湖、熊谷正彦、尾形月耕、川端玉章、荒木寛畝、久保田米僊等の大名を擧げ得るにも係はらず、雅邦の聲名一世を壓するものあるは、全く其時代精神を看取するに敏にして、且つ後進誘掖に務めたるに依ると云つてよい。されば彼を論ずるに其製作のみを以てして其教育事業等の全般を見ざるは正鵠でない。是れは彼を開發期の代表者とするに於て必要である。

彼に芳崖程の狂熱があり獨創があるか疑問である。彼は自然を樂む、從て風景畫家として彼は芳崖に勝るが、人物畫家としては果して如何であつたらう。彼の最も傑出したは花鳥だつた。彼は自然を靜觀した詩人であるが、彼は冷かなるナチュラリストでなかつたかも知れぬが、弱きロマンチストたる面影は之を有して居る。而して彼の靜平にして嚴格なる氣風は彼をして岡倉覺三氏と共に明治畫界の最大教育家として成功せしめた所以であらう。丁度岡倉氏の所謂開發期の終りの廿一年に日本美術院が創設されて、春草、大觀、觀山、孤月等諸俊秀が彼の許に集つて以來彼の許には他派で養成された川合玉堂、寺崎廣業等すら馳せ集り、遂に彼等美術院派の展覽會は一世の視聽を聳かす盛況を來たした。是一には岡倉氏の奇才の然らしむる所とは云へ雅邦の誘掖宜しきを得た結果と云はなければならぬ。

明治の日本畫（三）

第四期——春草と大觀

雅邦岡倉誘導の結果、第三の天才者の群が出現した。云ふ迄もなく夫は菱田春草、横山大觀の二氏である。明治の日本畫は茲に其第四の時期に入つたのである。

所謂開發期の特色は當時の文藝の精神を受けて強いロマンチックの色彩を帶び、同時に哲學的偶意的だつた。芳崖の『悲母觀音』雅邦の『臨濟一喝』大觀の『屈原』等數作を擧ぐるも、如何に彼等が題材を古代に求めて、或る理想なり哲理なりを描かんとしたかゞ解せられる。而して思想上に彼等を指導した岡倉其人の畫論は今日より見れば多少時勢遲れの觀があるけれども、當時の時代精神に適應して常に哲理的偶意的に奔つたらしい。其の餘風は今も猶日本畫界に遺殘して強いて深遠に畫題を求めんとするものすらある。

菱田春草は此ロマンチックの狂瀾中に在つてすら比較的冷靜だ。彼製作に強いて深遠崇高の畫題を求むる跡なきは、彼の畫集を繙くもの、第一に氣附く所であらう。殊に晩年五浦を去つて——五浦を去るはやがて岡倉的影響から離れるものである——代々木に住んでから彼は全く一葉一花の裡に自然の全體を見る人となつた。換言すれば彼はウオヅウオース的の自然主義詩人として萬有を靜觀したのである。彼は此點に於て雅邦の半面を近代化した觀がある。そして夫は恰も當時の文學思潮と脈絡相撲所があつた。其作が多大の歡迎を受けたのは其技巧の卓出以外に深い理由があつたのを忘れてはならぬ。「落葉」や「黑き猫」は此意味に於て當時の時代精神の或る代表作と稱し得る。

大觀筆『流燈』

春草筆『黑き猫』

横山大觀は本來最もロマンチックの氣禀に富んだ畫家である。明治卅年頃のロマンチック時代に於て彼の畫は其好個の代表者であつたかも知れぬが、併し彼の時代は今日幾分過去つたのではないか。彼は近年「流燈」に於て一種ネオロマンチックの氣分の轉化を示した。更らに本年の巽畫會に於ける「竹林七賢」には彼の前路を語るべき一種意味ある畫題と表現が撰ばれた如く吾人は感じた。意味あるものとは何ぞ? 曰はく一種の頽廢的氣分である。只彼が其傾向を明らかに吾人に語る以前に明治の年代は突如として盡きてしまつた。

斯くて彼は明治の日本畫界が後代に遺した最後の意味ある畫家となるのであらう。そして幾多の新人が彼に續いて既に業に出現して居る一事は吾人の大に意を強うする所である。

この後、年々各種の美術展覽會益々盛んに開催せられ、その度毎に追々美術作品の品位を高めて、美術品と工藝品との區別は漸く明白になつた。かくて最後に、明治四十年以來、文部省の美術展覽會の開設を見るに至り、今日未だ組織の不完全を免れぬが、兎に角美術奬勵の上に相應の功績を收めてゐる。殊に無名の作家をひろく世に紹介する機關として最も必要な設備と考へられる。

巴里遊學時代の黒田氏と久米氏
（ラファエル・コラン氏畫室に學びし折の紀念――(1)は久米氏(2)は黒田氏）

明治初年の西洋畫

西洋の油繪の描法は幕府の末、二三の人々に依つて試みられてゐたが、明治初年以後、歐米人との交通急に頻繁となるに從ひ、頓に進歩した。しかし極初めの時代には、たゞ譯もなく西洋崇拜熱に驅られ、夢中でその眞似をしただけであつた。この時代の洋畫を描いた人で一般に知られてゐるのは、高橋由一、五姓田芳柳、同芳松等の人人であつた。この中芳松は明治九年東北御巡幸の際に、車駕に隨從して途中の風物を寫生した。すべて繪畫の展覽といふことは我國では油繪がはじめであつて、明治六七年ごろ、高橋由一がその社中の作品を銀座通りに陳列したのなどがその最も古いものである。この高橋とか、五姓田とか山本芳翠とかいふやうな明治初期の油繪畫家はみなワアグマンといふ英人に就いて學んだものである。しかしこの英人は元來醫者で專門の畫家ではない、高橋、五姓田等はただこれに就いて油畫具の使ひ方や、洋畫の陰影遠近の描法位を學んだだけで、その外は依然として日本流でやつてゐた。けれども兎に角邦人が直接外國人に就いて學んだのはこれが始めであるし、五姓田芳松と山本芳翠とはその後佛國へ行つて修業をした。

この草創時代を經てやゝ正式に洋畫研究の道の備はつたのは

工部大學校の美術學校

の設けられて後である。工部大學校の建物は今なほ虎の門の一角にその跡を止めてゐるが、當時ハイカラな學校で諸事イギリス風に設備せられた。この學校の附屬として美術學校が設けられて、伊太利人フォンタネジーを教師として洋畫を學修させた。このフォンタネジーといふ人は日本へ初めて來たほんとうの畫家で、彼方でも一廉の畫家であつたと見えて本國の博物館にもその作品が藏せられてゐる。本來風景專門の畫家であつたから教授の方法は隨分能加減なものではあつたが、兎に角この以後正式の洋畫が傳習せられた。當時高橋やその他の塾でやつてゐた連中でこの學校に這入るものも仲々多く、中に淺井忠、小山正太郎、松岡壽のやうな人もゐた。松岡は其後間もなく伊太利に留學して其技を大成したのである。フォンタネジーの歸つた後には、やはり伊太利人でサンジオマンニといふ人が來た。この人は技術はフォンタネジーほど奇拔ではなかつたが、人物畫の研究にモデルを使はせたり、チョーク畫をやつたり、一層正格な洋畫の教授法を試みた。明治十四年今の帝室博物館の建物でやつた第二回の勸業博覽會に、このサンジオマンニの描いた大鳥圭介男（當時工部大學校長）の肖像と三味線を持つた女の畫が出たと記憶するが、隨分妙な畫を描く人であつた。しかし當時、この學校に學んだ學生は、各自本當の西洋人に就いて正式の洋畫を修めたものと信じて、これまで世に行はれた洋畫はすべて變則なものと考へたのである。

洋畫發達の頓挫

しかし乍ら、工部大學校の美術學校は、明治十六年限り廢せられ、一時、西洋畫の發達は阻まれたが、この學校出身の人々は追々、世間に出た。私なども初めはこの學校の出身者から繪を學んだものである。しかし大抵、その後外の方面へ轉じたり、何ぞして今日、世に知られてゐる人はやはり、前に擧げた淺井、小山、松岡等二三氏の外にはないが今の若年の洋畫家にはその系統の者が隨分ある。

丁度此工部大學校の美術學校廢校の後は、例の國粹保存の議論が盛んに起つて來て、歐化主義反動の勢は益、劇しく、當時初めて開かれた繪畫共進會には洋畫を斥けてとらず、二十一年には東京美術學校が創立せられたが、洋畫科は置かれなかつた。明治十五六年以後十年間ほどは、洋畫の最も虐待をうけた時代である。

河村清雄が伊太利から、原田直次郎が獨逸から歸つたのはこの間のことである。殊に河村は早く明治十四年に歸朝したのであるが、時勢の洋畫を去つた時であつたので大に展びるの機を失つたが、兎に角氏は繪畫を專門として歐洲に留學した最初の日本人であり、あの當時には洋畫家として氏ほどに腕の出來てゐる人はなかつたのである。原田の作にも歐遊中に描いた肖像畫などには逸品も少なくないのである。佛蘭西へもその頃初めて五姓田芳松、山本芳翠が行き、次いで松岡壽も行つた。兎に角この時代は洋畫家の逆境に沈潜した時で、二十一年淺井、小山、松岡、河村の諸氏が明治美術會を立して、毎年展覽會を開くに及びやゝ氣焔が昂つた位であ

洋畫再び興る

かくして明治二十六年に、黒田清輝氏や私などが初めて巴里から歸つて來た。而して明治二十九年に國粹保存の美術學校に洋畫科を設立する運びになつた。それから私達が佛國で學んで來た外光派の畫風と從來の明治美術會の人と主義を異にする處より白馬會を創立して別に展覽會を組織し其後明治美術會は解散し其一部の青年畫家等により太平洋畫會が設立された。明治初年から今日に至る洋畫の傳統を概說すれば先づかやうなものである。

これを要するに

洋畫の流行は勢

であつて、人爲的にこれを防ぎ止めようとしてもむだである。工部大學校の美術學校が廢止せられて、洋畫の發達は一時頓挫したが、その校の出身者は小山淺井其他の諸氏をはじめ、私塾を開いて弟子を養ひ潜に時機の再來を待つた。そして今日多くの秀才をその門から出してゐる。歐米との交通が益頻繁に且つ容易となるに從ひ、西洋の事物との接觸益劇しく、洋畫も自然復興の運に向つた、而してこの度は十分深くその眞趣味を心解するに至つた。もはや今日では洋畫の學生の餘りに多きに苦しむほどである。しかし乍ら實用の上からみれば、まだ〳〵今日の世の中には洋畫の必要は眞に起こつてゐるのではない、今日の日本人の住居には殆んど洋畫が室内裝飾として用ゐられるところがない。眞に必要を感じてゐるのは芝居の書割か、ペンキ塗の看板位のものである。必要は今日以後であらう。それに伴つて洋畫も發達するであらう。今日は世界の交通が容易になつて、世界の思潮は打てば響くほどに東西相呼應する勢であるから、繪畫に於いても西洋最近の流行は直ちに我國にも傳はる有樣であるが、徒らに新らしい流行の皮相を眞似る以上に何程のこともない。

明治の彫刻

西洋彫刻の技術の我國に入つたのはやはり工部省の美術學校に伊太利人ラグウザを聘して教授した以後のとである。藤田文藏、大熊氏廣といふやうな人々はみなその學校を出た最初の彫刻家である。また歐洲で初めて彫刻を學んで歸つた人は長沼守敬氏である。而してこれら諸氏は東京其他に建てられた記念銅像の製作を擔當して世に知られてゐる。

繪畫と同じく日本彫刻もやはり國風美術復興の聲に應じて美術學校に彫刻科が設けられ、また木彫を敎習し、木彫一時大に流行した。竹内久一高村光雲等の人々はこの機運に乘じて世に出た人々である。

しかし乍ら今日では日本彫刻と西洋彫刻とその手法を相融通して、次第に調和せんとする傾向があるが、概して言へば彫刻は繪畫などに比してまだ〳〵十年方遲れてゐる。發達は今後に屬する。

明治の建築

工學博士 伊東忠太閲
文學士 黑田朋信稿

(長野博士と工科大學)

緒言

始めも無く終りも無く唯滔々として流れて止まぬ時の上に、多種多樣なる現象の連續して起つてゆくのが人間世界の歷史であるが、其の連續した現象に於いて或る特相を認め、其の特相の連續した限りを區切つて見たのが時代である。だから稀に特相が極めて明亮に現はれた場合を除いて、時代の區分には多少の曖昧を來たすのが寧ろ普通である。殊に建築の如きは、其の大なるものは起工の後數年若しくは數十年の長き年月を經て始めて竣工するのであるから、截然たる區分をなす事は益々困難である。

又現象の種類によつて特相の現はれ方が違ふので、政治史と宗教史と文學史と建築史との時代の區分は必しも一致しない。併し何れも人間世界の現象であるから、人間の心を中心として其處に共通の點の存在する事も亦當然であつて、其の事實は本文記する所の建築界の現象を以つて他の現象と比べれば自ら明になると思ふ。

歷史上時代を區分するのは斯く困難の事であるが、明治時代と云ふ樣なものは先帝の御治世、即ち明治年間を以て區分すれば、其の區分は最も明亮であり且つ甚だ便利である。唯果して建築史上の一時代と定めて差支ない丈けの特相が、明治の建築界に現はれたか否か、これは誰しも即答し兼ねる疑問であらう。蓋し其の始めは維新の大業で、政治界は勿論社會萬般に一大變革が起つた時であるから、これを時代の區

分點とする事に誰しも異存はあるまいが、問題は終りに在る。明治は大正と變つたけれども、果して其處に時代の區分をする丈けの特相の變化があつたであらうか、この間に對する正しき答は恐らく時の經過を待たねば誰も與へる事は出來まい。併し今でも豫言的に多少の答は出來る樣である、それは兎に角、暫く明治を一時代として四十五年間の事實を回想しやう。

比較的大なる特相を以て一時代を區分する外に比較的小なる特相によつて其の一時代は更らに若干の小時期に區分せらるゝのが普通である。我が明治時代の建築史も此の意味で更らに幾つかに分ち得るが、余は假に左の四期に分つ事とした。

第一期――元年より十五六年迄、少數の江戸殘留技術家並びに外人建築家全盛の時代。
第二期――十五六年より廿七八年迄、新しく邦人建築家が生れ、西洋建築の表面を模倣せし時代。
第三期――廿七八年より卅七八年迄、邦人建築家の頭と腕と共に稍熟して確となりし時代。
第四期――卅七八年より四十五年迄、邦人建築家に自覺が生じ、材料、構造に大進歩を來し、新樣式を暗示せし時代。

玆で一寸御斷して置くのは、本稿が公共建築を主とし、住宅建築に深く觸れぬ事である。

第一期

我が國の建築は開闢以來二千餘年木造楣式を以つて一貫し來つたものである。然るに江戸時代の末に至り、開國して海外の諸國と交通するや玆に鎖國の長夢破れ、見るもの聞くもの我が眼を愕かさぬ物とてはなく、驚愕は軈て賛歎と變じ、賛歎は次で輸入、模倣の慾望と變じた。建築界に於ても固より其の通りで、一方江戸時代から殘留してゐる少數の舊式技術家は、唯見樣見眞似に日本式の頭と腕とを以つて西洋式を加味したものを建て、一方では西洋の土木技師建築技師が來朝し其の技術を敎ふると共に盛に西洋風の建築を建てた。明治建築の第一期は即ち少數の江戸殘留技術家によつて一種の折衷建築が建てられ、大部分は外國技術家によつて西洋建築の建てられた時期である。

少數の江戸殘留技術家によつて建てられたものは、明治四年竣工の横濱外國人應接所(清水喜助氏請負、後毀)明治六年竣工の第一銀行(同氏請負、後毀)神戸東税關役所(林忠恕氏設計、後毀)開成學校(後毀)、七年竣工の日本橋驛遞寮(同上)横濱郵便役所(同上)、八年竣工の元老院議事堂(同上)、電信寮(同上)飯倉德川侯爵玄關(鹿島岩藏作、現存)九年竣工の※內務省(現存)(※印を付せるは本號の他の部分にその寫眞をのせたるもの。以下同じ)大審院(後毀)。十年竣工の電信中央局(今の地質調査所、林忠恕氏設計、現存)十一年竣工の元老院(同氏設計、後毀)等である。

而して此の江戸殘留技術家が漸々消滅し、新しい日本人の建築家が未だ搖籃時代にある時、腕を振つたのが外國技術家で、其の內にも土木技師と建築家との二種があり、年代から云ふと、前者は早く明治三四年から八九年まで、後者は漸く七八年から十五六年まで活動してゐる。

土木技師によつて建てられたものは、明治二年頃龍の口に出來た小煉瓦造が一番始めで、それから四年竣工の※新橋停車場(フリンヂンス氏設計、現存、以下現存は特に記入せす)、五年竣工の英國大使館(オードルス氏設計)六年竣工の※工學寮(工部大學校博物館となり今は維新史料編纂會事務局、マクビン氏設計)七年竣工の露國大使館(スメドレー氏設計)九年竣工の銀座通新築(オードルス氏設計)十年竣工の獨逸大使館(レッカス氏設計)工部大學物理學敎室(ダイアック氏設計)十四年竣工の海軍生徒館(今の海軍大學校、同氏設計)等である。

次に外人建築家によりて建築されたるものは、七年竣工の工學寮本館(佛人ボアンビル氏設計)八年竣工の※工學寮(今の印刷局、同氏設計)十二年竣工の參謀本部(伊國人カッペルジー氏設計)※外務省(ボアンビル氏設計)開拓使物産取扱所(永代橋附近に在り、後日本銀行倶樂部、コンドル氏設計)十三年竣工の訓盲院(今京橋税務署、同氏設計)※上野博物館、同氏設計)※鹿鳴館(今華族會館、同氏設計)十四年竣工の※遊就館(カッペルジー氏設計)北白川宮邸(コンドル氏設計)十五年竣工の有栖川宮邸(今の霞ケ關離宮、同氏設計)十六年竣工の法文科大學本館(同氏設計)等である。

明治二十年代の日本橋(鐵道馬車時代)

明治四十五年の日本橋(電車時代)

扨て此の第一期に於いて江戸殘留技術家によりて建てられたものは、其の頭其の腕ともに純日本の舊式である所へ、西洋建築を少しも見ず、又固より之れを解せずして、日本式を混合したのであるから、其の出來上つたものは材料は木であるし、樣式も和洋折衷と云へば體裁はいゝが、實は鵺的のもので、建築としては未だ價値なきものである。次に外人土木技師によつて建てられたものは、材料大抵石及び煉瓦であるがもとも土木技師の事であるから樣式もはず、建築としての價値は甚だ弱なものに過ぎぬ。併し今からると幼稚ながらも古拙と云ふ樣

趣きがある事は新橋停車場其の他によりてわかる。

次に外人建築家によつて建てられたものは流石に建築家である丈けに、材料、構造、様式ともに西洋建築として相當の價値を認むる事が出來る。最初に來朝した佛國建築家ボアンビル氏の建てた工部大學本館、印刷局、外務省を魁とし、次に來朝した英國建築家コンドル氏は、一方工部大學に於いて建築學を教授すると共に他方では盛に設計を試みた。即ち京橋税務所、上野博物館、華族會館、北白川宮邸、霞ケ關離宮、法文科大學等其の主なるもので、氏は好んで英國風のゴシック式を採つたが博物館のインディヤンサラニック式を始め其の他の様式を用ひ、各種の手本を實地に示したかの觀がある。特に傑出した作もない様であるが何れも確かりした纒つたものである。

銀座通（三十年前）

而して工部大學の造家學科に於いては主としてコンドル氏が教授の任にあたり、氏は材料、構造、様式を通じて徹頭徹尾英國的であつた。當時は實に材料さへも英國のもの丶講義で日本では其の講義により直ちに應用する事の出來ぬ様な始末であつた。從つて日本建築、支那建築の如きは眼中になく、日本建築に關しては構造の講義も歴史の講義も無かつた。その下に養成されたのが辰野、片山、曾禰三博士を始めとし、渡邊、中村二博士、久留、新家氏等で、當時の學生は日本建築を認めず、唯管英國風許りが強く頭に泌みこんだのである。

之を要するに第一期に於いては、日本人としては未だ建築家現はれず、西洋人の西洋建築を建てた時期で、建てた場所が日本で内へ入る人が日本人であると云ふに過ぎなかつたので、明治の建築と言ては極めて意味の淺いものだつたのである。

第二期

斯の如く外人建築家が其の腕を振つて居る間に日本の建築家は續々養成せられ、新たに邦人建築家として生れ出でた。即ち工部大學造家學科は明治十二年十一月に至つて第一回卒業生として辰野、片山、曾禰、佐立の四氏を出し、十三年五月に藤本、渡邊の二氏、十四年に坂本、久留、小原の三氏、十五年に新家、鳥居、河合、中村の四氏を出した。而して之れ等の人々はコンドル氏教授の下に英國式を教へられたけれども、未だ西洋建築の眞味を解せず、唯師の教ふる所、書物や寫眞の示す所に從つて模倣を試むるに過ぎなかつた。[illegible]

二三の人は前後して留學の途に上り、實際に西洋建築を見、且つ學び、其の得る所を齎らして歸來腕を振つた。

今第二期に於ける邦人建築家の作を年代順に擧げると、十四年竣工の山縣邸（今農商務大臣官邸、片山博士設計）十五年竣工の十五銀行（後藤本氏設計）十六年竣工の文部省（同氏設計）十七年竣工の東京銀行集會所（辰野博士設計）華族女學校（新家氏設計、四十五年燒）十八年竣工の東京府集會所（今の東京府知事官邸、久留氏設計、理科大學本館（山口氏設計）廿年竣工の兜町澁澤邸（辰野博士設計）廿一年竣工の皇居（片山博士等設計）工科大學本館（辰野博士設計）廿三年竣工の帝國ホテル（チーゼ氏の設計の基礎施工後渡邊氏設計）上野博物館參考館（高山氏設計）帝國議事堂（吉井氏設計、後燒）廿四年竣工の農商務省（新家氏設計）帝國議事堂（吉井氏設計）廿五年竣工の鍋島侯爵邸（坂本氏設計）廿六年竣工の東京府廳（妻木博士設計）廿七年竣工の奈良博物館（片山博士設計）廿八年竣工の日本銀行本店（辰野博士設計）京都博物館（片山博士設計）京都大極殿（木子伊東両氏設計）奈良縣廳（長野氏設計）京八重洲町三菱建物（曾禰博士等設計）等が其の主なるものである。

併し外人建築家も相當に活動してゐる。其の主なるものは廿年竣工の深川岩崎邸（コンドル氏設計）廿四年竣工のニコライ會堂（露國人設計）廿七年竣工の海軍省（コンドル氏設計）司法省（獨國人設計）大審院（獨國人設計）等である。

扨て此の第二期の建築は、之れを材料、構造の方から見ると矢張石と煉瓦とで特に進歩を認むる事は出來ないが、様式の方から見ると、總べての人がコンドル氏教授の下に養成せられた丈けに英國風の着實のところがある。併し何せよ日本に始めて生れた建築家で未だ眞に歐洲の趣味を解した譯でないから、隨分彼れの悪い所を眞似たものが尠くない。東京府廳の如きは其の最も好例である、正面の塔のあたりなどは隨分醜感を起さしむるものがある。帝國ホテル、農商務省なども隨分變挺なものだ。此の三建築は其の比較的大きい點に於いても變挺な點に於いても第二期の代表的建築である。併しこの三建築を始め變挺なものの多い中で工科大學本館と日本銀行とは全く選を異にした建築で共によく歐洲建築の精神を捉へ、西洋建築家の設計と同様に立派に出來てゐる。これ設計者たる辰野博士の人格と、忠實なる勉強とによるので、辰野博士が明治の建築家として拔群の大家たる事を示したものである。日本銀行の如きは單に第二期の傑作たるのみならず、明治を通じての傑作たるを失は

銀座通（三十年後）

ぬ。しかも博士は大學卒業後直に歐米に留學し、歸朝するや工部大學に教鞭を取つて幾多の後進建築家を養成し、其の人格と學風とを以て彼等を導いたのは、辰野博士と始め幾多の邦人建築家を養成したコンドル氏と共に明治建築界の二大恩師とも二父祖とも云ふべく、今後若し我が建築界に於いて紀念すべき人を求むる場合には先づ指を二氏に屈せねばならぬ。

又第二期に於いて注意すべき現象は、從來工部大學造家學科の教課から全然閑却されてゐた日本建築に注意の向けられた事で、それは廿二三年の頃故木子清敬氏が大學に入つて日本建築構造を講義した事實でも明かであるが、廿五年の造家學科卒業生伊東忠太氏は、卒業後直ちに大學院に入つて身を日本古建築の研究に委ね、日本建築研究の端を啓き、日本建築の眞價を世に示した。而してこれは第三期に至つて愈々注意せられ研究せられてきたのである。

要之、第三期に於いては、始めて邦人建築家が生れ、其の建てたものは概して變挺な西洋建築であるが、其の例外としては明治の傑作を出した事、及び從來捨てゝ顧みられなかつた日本古建築の眞價が漸く明かとなり其の研究の端を啓いた事とは特筆せねばならぬ。

第三期

第二期の終りに於いて我が工科大學造家學科は卒業生を出す事既に四十餘名、其の古く出たものは實地に腕を磨く事十五六年、又主なる人は歐米に赴いて親しくかの建築を見、建築術を學んで來た位で、第三期に至つては歐洲の趣味もほゞ解せらるゝに至り、設計するにも危な氣か無くなり、其の建てたものもやゝ垢拔がしてゐた。

此の期に出來たものは數に於いては澤山あるが、今わかつてゐる丈けを擧げると、卅年竣工の東京株式取引所、卅二年竣工の東京商業會議所（妻木博士設計）卅四年竣工の三井銀行大阪支店、東京帝國大學衞生學教室（久留氏設計）同外科手術室、卅五年竣工の※三井銀行本店（横河氏設計）第一銀行、※東京高等工業學校（滋賀氏設計）卅六年の日本銀行大阪支店（長野氏設計）卅七年竣工の大阪圖書館、※横濱正金銀行（妻木博士設計）京都府廳、大阪銀行集會所、卅八年竣工の横濱銀行集會所、卅九年竣工の帝國圖書館の一部（久留眞水氏設計）四十年竣工の※東宮御所（片山博士設計）等である。

之れ等の建築は何れも材料、構造、様式ともに第二期より發達し、殊に材料、構造に於いて鐵材を用ひ始めたのは此の期で、工科大學に於いても卅二三年頃から横河氏の鐵骨の講義が始まり、其れが實際の大建築に應用されたのは、同氏設計で卅五年に竣工した三井銀行である。又煉瓦なども其の製法發達し、別に三井銀行の表面に用ひられた燒石なども出來た。

様式の方は第二期に深く沁み込んだ英國式、殊にコンドル風はやゝ薄らぐと共に、辰野博士の感化もあつたが概して進步した。とは云ふものゝ全く西洋模倣で、日本人としての自覺などと云ふ事はなく、如何にして西洋風をうまく現はさんかと云ふ事に腐心した樣である。其の最もいゝ例は東宮御所で、佛國ヱルサイユ宮殿の眞寫である事は誰の眼にもつく。三井銀行も此の期の代表作であるが矢張西洋摸倣の產物に外ならぬ。

翻つて工科大學を見ると、コンドル氏は既に第二期の終りに講義を止め、辰野博士主任として下に曾禰博士、渡邊博士などが居つたが、此の二氏は短日時で轉じ中村博士留學より歸朝して構造を教授し、卅年前後には塚本博士入つて建築意匠を、伊東博士は日本建築史を講じた。茲に最も注意すべきは、伊東博士が大學院在學五年間の研究の結果を提げて、始めて日本建築史を講じた事で、これと前後して塚本博士、關野博士も亦日本古建築を研究し、茲に日本建築史の基礎は出來上つたのである。我が國に西洋建築を移植し大成したコンドル、辰野兩教授と共に、日本建築史を開拓した伊東、塚本、關野三博士の名も亦明治建築史上に特記せねばならぬ。

猶一つ注意すべき現象は、伊東博士等の率先して唱道され卅年を以つて實現されたる造家學科を建築學科と改稱した事である。この改稱は決して文字の上の事だけではあらぬ、現はれたのは文字だけであるが、其の意味は建築學の本義が漸く日本人の頭にも理解されて來た事を示すのである。

東京府廳

日本建築の眞價が明かとなり、研究の進むと共に、其の新築、再建も相當に行はれた。既に第二期の終りに擧げた京都大極殿、平安神宮（木子、伊東兩氏設計）を始めとし同じく廿八年上棟式を行つた※京都東本願寺阿彌陀院堂及び祖師堂（木子棟齊、伊藤平左衞門兩氏設計）卅一年竣工の豐公廟（伊東博士設計卅四年竣工の※靖國神社拜殿（木子氏設計）川崎大師三門、築地本願寺別院、臺灣神社、越前藤島神社、京都佛光寺阿彌陀堂、卅七年竣工の名古屋覺王殿日暹寺、卅九年竣工の南禪寺本堂及び佛殿其の他札幌神社、日向宮崎宮等がある。

かく日本建築の新築、再建の外、此の期に於いては古社寺の修繕が盛に行はれた。即ち從來寶物取調掛許りで一向古社寺建築に注意を拂はなかつた內務省は、之れに代るに古社寺保存會なるものを設け、古建築の調査、並びに修繕に着手した。これ實に廿九年の頃で、明治の初年奈良附近の諸寺を破壞し、若しくは賣却せんとした謬見は全く顚覆されたのである。爾來木造建築として世界最

古の法隆寺堂塔、世界最大の東大寺大佛殿を始めとし、其の他各府縣の諸社寺は續々修繕さるゝ事となつた。

而してこれ等の修繕に於いては勿論、かの再建に際しても又新築の場合にも成るべく古式を復活採用し、外觀を害せざる材料のみ進歩したものを用ひた。これ江戸時代以前の修繕再建に於いて其の現在の樣式手續を以つてしたのと大に異る點で、即ち古建築研究の結果に外ならぬ。

又此の期に於いては社寺以外の公共建築にも日本建築の格好細部等を採るものが數多出來た、其の主なるものは奈良縣廳(長野氏設計)奈良縣物産陳列所(關野博士設計)※日本勸業銀行(武田氏設計)等である。

之を要するに第三期は、漸く建築の本義を解し、西洋建築に於いては變挺の域を脫し垢拔したものが出來、日本建築に於いては歷史の研究と共に新築と修繕と並び行はれた時期である。

第四期

木造擬洋式の一點張で千餘年を貫いてゐた所へ明治初年になつて突然西洋建築の各樣式と接觸したのだから明治の建築界が混沌の狀態を呈したのは當然の事である。少數の江戸殘留技術家は僅に西洋風の加味を試みたゞけで、外國技術家來朝の爲めに其の影を潜め、暫くは外國人の勢力が盛であつたが、其の間に我が新しき建築家はどし〳〵養成せられ、軈て外國人の勢力を奪ひ、自ら多くの建築をなした。これ即ち第二期から第三期に至る間で、其の建てたものは唯西洋人の後を追ひ、樣式の如きは全く混沌たるものであつた。第四期に至つても此の混沌の有樣は以前と同樣であるが、併し從來無中で西洋を追うてゐた建築家、及び第四期に至つて生れ出た新進建築家の中には、漸く自分達が日本の建築家である事を自覺し、明かに醒めた眼で、過去現在の西洋建築を眺める者があつた。乃ち彼等は日本建築界の混沌たる狀態を意識し、自己の進むべき道について考慮し、其處に煩悶を生じた。

此の間に出來た建築の主なるものは、四十一年竣工の南葵文庫(山口孝吉氏設計)日比谷圖書館(三橋四郎氏設計)四十二年竣工の※遞信省本館(吉井、內田兩氏設計)兩國國技館(辰野博士設計)大阪帝國劇場(辰野、片岡兩氏設計)奈良ホテル(妻木氏關與)此年頃略完成の京橋より須田町に至る市區改正に伴ふ商店の新築建築、此年四月懸賞競技審査發表の臺灣の總督府廳(乙賞長野氏設計、內賞片岡氏設計)四十三年竣工の東京理科大學地質動鑛物學教室(佐野氏設計)※丸善株式會社(佐野氏設計)京橋電話交換局(吉井、內田兩氏設計)鐵道院(上野氏設計)東北理科大學本館、帝室林野管理局、四十四年竣工の※帝國劇場(橫河氏設計)※警視廳(福岡氏設計)千葉縣廳(矢橋氏設計)大藏省專賣局(木村氏設計)福岡工科大學(矢島氏設計)吾樂殿(古宇田氏設計)白木屋吳服店(新家氏設計)※歌舞伎座、四十五年竣工の慶應義塾記念圖書館(曾禰、中條兩氏設計)萬世橋停車場(辰野、葛西兩氏設計)朝鮮銀行(同上兩氏設計)早稻田大學恩賜記念館(德大寺氏設計)東京帝國大學正門、(濱尾男立案山口氏製圖)猶竣工に近きもの工事中のものを擧ぐれば日本赤十字本社(妻木博士設計)愛國生命保險株式會社(河合氏設計)三井銀行裏貸事務所(橫河氏設計)中央停車場(辰野博士設計)等がある。此の時の外人建築家の作では聖心女學院(レッツェル、エンド、ホラ氏設計)大日本私立衞生會(同上兩氏設計)東京倶樂部(コンドル氏設計)等がある。

之れ等の建築を見るに、其の材料、構造に於いては鐵骨を使ふもの益々多く、中には鐵筋コンクリートを使用したものもある。即ち從來は煉瓦と石との積み上げた構造であつたのが、玆に鐵とコンクリートの鑄造的建築とならんとしてゐるのである。而して樣式に於いては西洋の各式は勿論、東洋の式や最近のセセッション風に至るまで千差萬別思ひ〳〵になつてはゐるもの、何れも自覺煩悶の結果、何か新意匠を出さうと苦心せざるものはない。例へば歌舞伎座、大學正門の日本風、吾樂の支那風、淺草國技館のサラセニック、可睡齋護國搭の健陀羅風等は其の著しきもので、帝國劇場、丸善株式會社の如きものにも其の樣子が見える。もはやコンドル風の如きは少しもなく、西洋直寫は勿論、其の燒直しも建築家の潔しとせざる所となつた。この實例は又四十三年七月に於いて、建築家としての首途の製作、即ち大學卒業計畫にも現はれた。如何に建築家が心から醒めかけた事がわかるであらう。

今此の經路を考へるのに、其の導火線となつたのは、實に四十一年末の建築學會に於いて講演し、四十二年一月の建築雜誌に掲載された伊東博士の「建築進化の原則より見たる我邦建築の前途」なる論說である。この論出でゝ間もなく大塚文學博士の批評となり、伊東博士之れを反駁し、次で關野博士、佐野、岡田兩學士の意見現はれ、余も亦大學在學中の身を以つて潜越ながら兩博士の所說に就いて卑見を公にし、四十三年に至つて建築學會は「我國將來の建築樣式を如何にすべきや」の大討論會を催し、宛も議院建築問題が起つたので益々建築論を旺盛ならしめたのである。

議院建築問題は、其の計畫の無期延期となると共に消滅したが、其の影響は種々の點で尠くなかつた。其の一つは建築家を自覺せしめた事である、其の二つは建築論を復興せしめ一般に建築常識・建築趣味を普及せしめた事である。其の三は懸賞競技の思想を普及し、且つ之れを實現せしめた事である。

熱心に主張した議院建築の延期には張合拔けの姿であつたが、其の後大博覽會々場配置を始め、三菱本社、大阪市廳、大阪市公會堂等の建築は、皆懸賞競技で募集された。大正第一年の建築界は先づこれらの審査發表で賑ふ事であらう。

翻つて日本建築を見るに、其の歷史の研究は益々歩武を進め、古社寺修繕も着々進行し、新築も多少ある。京都東本願寺の阿彌陀堂門、祖師堂門、勅使門、樺太神社、總持寺本堂等が主なるものだ。

第三期の終りに於いて辰野博士職を辭し、工科大學に於いては、塚本、伊東、關野三博士あり、別に佐野氏、中村博士主任の下に鐵骨構造を講じ、日本留學の後は內田氏之れを擔當

してゐる。其の外、塚本、伊東、關野三博士は支那、佛領印度支那、朝鮮等に交々出張し、其の建築を調査して歸つた。

之を要するに第四期は、我が中年及び青年建築家が、混沌たる建築界の現状を自覺し將來を考へ、自ら信ずる所によつて種々の設計を試み、終りに近づいては混沌の内にも一道の光明を認めた時である。

結論

建築史に於ける明治時代は緒言にも述べた通り其の始めは明かに時代の區分點たる事を認め得るが終りはどうも明かでない。が假りに之れを一時代とすれば、僅かに四十五年間ではあるが、千餘年を一貫した木造楣式は一朝にして影を潛め、西洋で千餘年を經過した各式を一時に輸入し、最近彼地に起つた鐵筋コンクリート構造を實現し、セセッションを採らんとする迄に進んだのであるから、建築史としては誠に目ざましい時代で、他の萬般の事業と共に恐らく世界の歷史に頻例の尠い事であらう。併し其の狀態を見れば混沌時代であり、又過渡時代であると云はねばならぬ。而して其の特相を一言で云へば西洋模倣に在る、即ち日本建築史に於ける明治時代は西洋模倣時代である。

新和風住宅建築の一例──淺野總一郎氏宅(伊東博士設計)

更らに之れを過去の日本建築史上に持ち來つて考へると、我が建築史は先づ三韓模倣の推古時代に始り、隋唐模倣の奈良時代弘仁時代となり、次いで藤原時代に至つて始めて模倣を脱して同化を現はし、次の鎌倉、室町時代は又宋元を模倣し、桃山、江戸時代に至つて再び同化し、明治となつたのであるから、推古、奈良、弘仁を第一回、鎌倉、室町を第二回模倣時代とすれば、明治は第三回模倣時代である。即ち前の二回は間接直接に支那を模倣し、第三回は支那に代るに西洋が來た譯である。而して「歷史は繰返す」と云ふ事が多少の眞理を有するとすれば、第一回模倣時代の後に第一回同化の藤原時代が來り、第二回模倣時代の後に第二回同化の桃山江戸時代が來た如く第三回模倣時代たる明治時代の後には、第三回の同化時代が來る理窟である。

現在に於いて世界は或る程度迄同じ思潮に動いてゐる。即ち西洋に起つた個人主義的思想や自由思想、世界主義的思想は、或る程度迄我が國人の心にも流れて居り、余の見る所によれば、これらの思想は既に建築界にも現はれてゐると思ふ。かの明治の第四期を見るに、建築家が各自自ら信ずる所を持つて種々變つた設計を試みたのは、即ち個人主義的思想、自由思想の發現とは見られまいか。又十餘年前維納に生れて獨逸に盛んに行はれつゝあるセセッションには、東洋の影響を認める事が出來ると共に、それが最近日本に於いて歡迎せらるゝのは、即ち世界主義的思想の發現の一端ではあるまいか。

之れ等の點から考へると明治時代は誠に西洋模倣の時代であり、混沌時代であるが、これを一つの過渡時代として、次に現れ來るのは同化と云ふよりは、寧ろ個人的自由創造の時代、又世界共通的建築の時代ではあるまいか。勿論千餘年の歷史が嚴然たる事實として背景を形つてゐる事は勿論だ。

之を要するに、日本建築史に於ける明治時代は西洋模倣時代として鮮かな起首を持つてゐるが、其の終りに至る迄混沌の狀態を持續し、終結に於いては却つて活動し、混沌を脱せんとする一道の光明を見せてゐる。即ち『建築座』の『明治の幕』は甚だ興味ある暗示を呈して閉ぢたが、恐らくそれは大詰の幕に非ずして、『大正の幕』に續く脚本であらうと思ふ。でそれにしても『大正の幕』は、果して如何なる舞臺で開くであらうか。

附言。本稿は短日時の間に草したれば事實調査の餘裕なく爲めに記すべくして逸したるものも多からん。されど中村、塚本、伊東、三博士は親しく材料を賜はり、殊に伊東博士は原稿全部を校閲されたり。記して感謝の意を表す。八月十四日記

東京日日新聞

明治初年の新聞紙──創刊第壹號の東京日日新聞

大判の日本紙一枚に木版摺後には活字で摺つた。

明治の演劇

伊原青々園

一　明治初年の劇壇

明治以前即ち徳川時代の末には政治が衰へたのと同じく文學藝術も亦衰へた。馬琴種彦春水等の、所謂第一流の作家が死んで、第二流や三流の作家が漸く其の餘流を汲むに過ぎなかつた。それと同じやうに芝居も亦振はなかつた。江戸では一代の名優とうたはれた七代目團十郎や三代目菊五郎が物故してから、市川小團次と云ふ役者が寫實風の世話物を演じて人氣を得た外に、八代目團十郎が市川と云ふ家柄で名聲を博して居たが、それ等の人々は何れも短命で、其の次ぎの時代に名優と云はれたのは、五代目坂東彦三郎に今の歌右衛門の養父たる中村芝翫で、此の二人は明治の初年を代表したる二名優である。彦三郎は天才肌で藝風も多方面と言はれたが、四十幾歳で若死し、芝翫は長命であつたが、伎倆よりも寧ろ人氣で榮えたといふ方が適當であらう。二人ともに新時代を代表する名優といふには未だしであつた。

二　團十郎と活歴物

此の二人に次いで起つたのは九代目團十郎と五代目菊五郎とである。此の二人の盛になつた時が、日本の政治文學教育の盛になつた時で其の影響が芝居に迄及んだのである。それ迄の芝居は昔の歌舞伎劇を其の儘踏襲したもので、

初代市川小團次

五代目阪東彦三郎（朝日奈藤兵衛に扮す）

劇壇も此に至つて始めて新しき文明の空氣を吹き込まれて次第に變動が起つて來るやうになつたのである。話は些し藝術の方面から遠ざかつて行くが明治になつて革新された思想界の中心は水戸派の忠君愛國の倫理思想と西洋の物質的文明の二つで、物質的文明の尊ばれた結果、理化學を應用した寫眞が喜ばれて繪畫彫刻が廢れ、世間で重んぜらるゝものは藝術よりも倫理、詩よりも歴史と云ふ風であつた。

されば劇も亦其の新しき機運を受けて是れ迄なかつた新しいものが出來るやうになつた。それが即ち九代目團十郎の藝に依りて始められた、俗に所謂活歴で、其の脚本を作つたのは河竹默阿彌と福地櫻痴居士とで、分量の上から云へば櫻痴居士の方が多かつた。そして活歴と云ふ名を附けたのは當時小説家でもあり劇評家でもあり且つ新聞記者でもあつた假名垣魯文氏で、活歴とは活きたる歴史と云ふ意味である」更に詳しく云へば書物に書いて讀まれる歴史ではなくて、見られる歴史と云ふ意味で歴史中の人物と事件とを其の儘舞臺の上に上ぼせて見せると言ふのである。猶言葉を更へると寫實的史劇と云ふことになる。即ちこれ迄の歌舞伎劇の科白廻しは七五調のリズムを踏んだもので、俗談平話とは趣きを異にして居

明治の歌舞伎の名優（左團次・半四郎・菊五郎・團十郎・高助・芝翫）

出來てそれ等の人々の知識や趣味が團十郎に影響したのである。而してそれ等の人々は當時の社會では新しい思想を有する人々であつたが功利主義の儒教が先入主となり、且つ其の時代の急激な政變の跡を受けて政治法律商工業の實務の方が忙しかつたから、それ等の實利主義の人々には藝術と云ふものを鑑賞する餘裕がなかつた。されば斯る人々の喜ぶ芝居は歷史上の事件を仕組んだもので、同じ歷史上の事實でも勤王愛國仁義忠孝等の如きものであつた。團十郎は又喜んでそれら勤王愛國の士に扮した。當時團十郎の言として傳へらるゝものゝ中に「自分は巾着切りや盜人よりも國の爲め忠義の爲めに生命を棄てる高尚なとがやつて見たい。百兩の金の爲め一日中苦勞するやうなものは演じたくない」と言つたとあるが、之れ等は皆上流社會の感化であつた。

第四は日本人の癖として雅俗を別にする傾向がある。今假りに雅俗と云ふ意味を分ければそれは空間的と時間的との二つになる。空間的に云へば貴族的なのが雅で、その反對が俗となり、時間的に云へば古い物が雅で、新しい物が俗である。それは結果古きを尊んで新しきを卑しむ東洋流の思想と專制政治の結果貴族に文明が專有された爲めである。例へば雅樂は高尚で三味線は野卑である、能は上品で芝居は下品である。和歌は上品で小説は下品であると云ふので團十郎も斯る見解から世話物を俗としたのである。

而して最後に最う一つ、當時の紳士や學者は芝居を見て心を動されるのは夢の樣に美しいものよりは現實の誠らしいとであつた。彼等は歷史に精通して居る所からして、歷史上の事實が芝居に演せられるのを見ても、人物や事件が實際の史實と違ひ、其の他白や科等も自然とかけ放れて居ると面白くないのであつた。何でも關はぬ、歷史上の事實に間違ひのないやうにせよ、言語も動作も實際らしく演れと要求するのであつた。そして團十郎の活歷物はまさしく其の要求に應じたものである。

帝國劇場

併し活歷物には善惡兩面の結果があつた。譬へは餘り歷史に拘泥した爲めに詩とならず、唯事實の排列にしか過ぎないやうな弊害を生じて來たるが如きは惡い方面を代表するものだが、是れに反して七五調のリズムを踏んだ白が俗談平話に近づいて、不自然な大袈裟な服裝も當時の自然的な服裝に變つたのなぞは、其の善い方面を代表したものである。

四　新派劇の盛衰

團十郎に次いで特筆す可きとは今の新派劇である。新派劇の起つた動機には團十郎の活歷物と同じ意味がある。即ち是れ迄の芝居は餘りに故意とらしいとが多いと云ふとと、最う一つはこれ迄の芝居は現代のとを演じないで、舞臺上に現はれて來る人物は皆裃か又は鎧を着た人々許りである、吾々は一つ現代の事件や人物を寫實的に演じて見やうと云ふのが抑も新派劇の起つた動機で、初めて旗上げをしたものは川上音二郎であつた。而して新派劇が稍々盛になつたのは日清戰爭が動機であつた。此の戰爭が起ると新舊兩派の何れを論せず、盛に芝居に仕組んで時の人氣に投じやうとしたが、元來舊派は現代の人物に扮するとは得意でない。それに引き換えて新派はもと〱夫れを目的として起つたものであるから舊派よりはずつと多くの人氣を喚起すると同時に新派の長所と云ふやうなとも、亦認めらるゝに至つた。それからと云ふものは新派劇も次第に勢力を得て新舊兩派が相對峙するやうになつた。併し新派劇が斯く喜ばれるやうになつたのは唯目新しいと云ふとと分り易いと云ふとで、藝術としての價値は左程大きいものではなかつた。それに役者等も新派劇が勢力を得るに從つて次第に油斷して向上心を減ずるやうになつて、見物も其の千篇一律なるにあきて以前の舊派劇に復つて終つた。舊派劇は陳腐な藝術であるが、藝術は藝術である。例へば美術館なぞで新作ものゝ中に善いものがなければ鑑賞家の足が自然參考品に向くと同じやうな者で、それは敢へて怪むに足らぬとである。

五　文藝協會と自由劇場の新運動

今此處で明治四十餘年間の劇壇を見ると團十郎の活歷物で從來の歌舞伎劇に新生面を開いたが、その爲め歌舞伎劇が多少破壞せられた形跡がある。又新派劇が起つて日本の演劇に他の新生面を開いたが未だ藝術として地盤が固つて居ない。そこで最う一つの更らに新しい運動が起こつた。それは文藝協會や又は自由劇場の如きもので、それ迄の脚本や俳優に慊らずして今迄の俳優以上の俳優を使つて新しい劇を創設しやうとし、又は外國物を舞臺の上に輸入して新しい試みをしやうとするのである。今假りにこれを文士派とすれば明治の劇壇は三つに分れるとになる。而して三つ共混沌たる時代で新しい劇はそれ等を足場として未來に起こるのだらうが、何れもまだ前途が遠いやうである。が、背景とか道具立とか云ふ如きものは新しい文明の爲めに長足の進步をなしたとは爭はれざる事實である。

川上音二郎

天覽「樸取組の内」（明治十七年三月芝延遼館）
三役●行司　木村庄之助
劍山　勝　水入引分　大達
大鳴門　シタデナグクジ　西の海
梅ヶ谷　ケタオレコミ預　楯山
梅ヶ谷　御好一番勝負　ミハタキコミ　二度水入引分　大達

明治の舞踊

文學博士
本誌編輯顧問　坪内雄藏

明治の事物一として革新の餘波に洗はれて面目を新たにせざるものなし。文學藝術然り。四十五年の今日に於て、現在の文藝と維新當初のとを比較すれば、實に隔世の感あり。殊に小說の如きは內容形式双つながら全く別種の物たり。藝術はさまでには變化せざれど、繪畫、彫刻、建築、音樂、演劇の或部分の如きは到底明治の初期に於ては見る能はざりしもの今は成立てり、然るに此例に全く漏れたるが如き藝術中の一は我舞踊なり。

芝延遼館に於ける天覽相撲（明治十七年三月十日）と明治年間の橫綱及び取締高砂

梅ヶ谷　高砂　小錦　大砲

明治に入りて種々の新曲の作られ、それと同時に都踊、芦邊踊の如き大規模の餘興創始せられ、舞踊もまた新時代の要求に副はんことを力めつゝあるに似たれど、其實多少新たにせられたるは其形式の末にして、其內容よりいへば退步あるも進境ある無し。

我舞踊の全盛時代は享保以後維新前なり就中文化文政より天保へかけては我所作事劇の爛熟期たり。當時の所謂芝居は半以上舞踊趣味を以て生命とせり。舞踊に長せざるものは俳優たる能はざるの概なりき。錦繪によりて現代人にさへ知られたる彼の鼻高の幸四郎、七代目團十郎、永木の三津五郎等の壯年期は即ちそれなり。殊に女形は舞踊に秀づるを例としたり。五代目半四郎の如き、瀨川菊之亟の如きは其最も善く後世にも知られたるもの。今日尚行はるゝ舞踊の多くは此二人者によりて創始せられざるまでも、彼等の所演を經て不朽の礎を築きたりといふべし。

文化文政より維新前にかけては市井の娛樂機關の主なる部分將た舞踊に外ならざりき。祝祭に於ける踊家臺、各派各流の溫習會、素人の臨時の催し、通客、遊治の主なる隱し藝など何れも舞踊を心核としたり。少くも町家の女子は舞踊の心得なきときは處女たるの嗜みを缺くが如くに思惟せられたり。所謂奧舞踊の修養の有無は侯伯家奉公の一肝要資格なりき。所謂奧殿仕へのお狂言師なるものは舞踊の女敎師たりしに外ならず。

橫綱梅ヶ谷(雷)と大關楯山(若島)の取組(當時の錦繪)

常陸山　二代梅ヶ谷　太刀山

勢ひかくの如くなりしかば江戸だけにての舞踊の流派さへ十指を屈して尙足らざる程にて、俳優の振附を兼ぬる舞踊師中に幾多の名手續ぎ出でき。其中舞踊全盛期の殿たるの名譽を博せしは五代目西川扇藏なり。要するに維新前は西川派舞踊の最盛期にして維新後は西川の衰滅して覇權の花柳、藤間に移れる時なり。而して花柳は西川の餘流、藤間は其傳統よりいへば、我江戸舞踊の太祖たれども爰に所謂舞踊全盛期に於ける勢力は遙かに西川の下にありしが如し。

所作事爛熟時代は、一方より見れば我俗曲諸派發展の絕頂たりき。古きは一中、河東、竹本、長唄、新きは常磐津、清元、新內、富本、ありとあらゆる俗曲は所作事に利用せられ纖細なる技巧のありたけを盡し、波瀾曲折の限をほしいまゝにしたり。二流三流の掛合といふことも此際最も行はれたり。舞踊の脚色も振の工夫も繁縟細緻を極めたり。今は廢れる富本は、畢竟此舞踊爛熟時代の濃厚を極めたる市井の嗜好に適應せんとして發展したるものと見るべし。而して其濃厚なる富本を利用して最も複雜なる所作事に絢爛の致を盡したるは瀨川菊之亟なり。五變化、七變化、八變化、九變化などいふ複雜なる舞踊は富本全盛時代の前後になれり。今日尚演ずる古き舞踊は多く此等變化物の斷片たり。例へば如皐作「七以呂波」の如き、治助作「名殘島臺」の如き是れなり。前者は供奴、

傾城、浦島等より成れど、今は概して供奴のみを演ず。後者は淺妻、寒念佛等より成れど、今は只淺妻のみを演ず。變化物は大抵長唄を地とす、必しも菊之亟を俟ちて始まれるにはあらず、彼れの得意の新曲は寧ろ富本に多かりしが如し。

維新に近寄りて舞踊の新曲に與つて力ありしものは作詞者としては河竹新七(後の古河默阿彌)、俳優としては市川小團治なるべし。小團治は舞踊の名手にはあらず、されど時代の要求を察して頻りに新趣向の舞踊を演せし點に特色あり。されど其功は主として作者新七の力なり。新七は所謂大切淨瑠璃を綴るに長せり。一種の滑稽舞踊劇なり。「日月星晝夜の織分」(夜這星)「神有月色世話事」(縁結び)或は「粂仙人の宙乘」「吹矢の絲筋」等何れも新七が小團治の爲に作せしもの。

井上侯邸に於ける天覽演劇(明治二十一年四月)
(團十郎、左團次、福助(歌右衛門)等の「勸進帳」)

新七の默阿彌沒して後は時代の要求に應じて自在に推移する底の作者あらず。福地櫻癡の新曲の事は尚下に言ふべし。

維新前の最も有力なる劇場顧客は江戸の市民なりしに、明治となりては地方と中央と次第に主客の位置を顚倒し來り、劇の上流に玩賞しはじめらるゝにつれて、劇其者の内容及び趣味に著しき變動を生ぜざるを得ざりき。在來江戸市民に悦ばれしものは、必然の結果として地方出の顯官、紳士、紳商等には解せられず、喜ばれず、顧みられざる運となりぬ。こゝに於て劇の如きは、急に其需要に應ずるために、先づ其主題を改め、其材料を改め、且つ其脚色をも、其扮裝をも改めんと力めたり。所謂活歷劇勤王劇等はかくの如くにして興りたり。吉原本位、かぶき本位の舞踊の如きは歌詞も脚色も無稽を極めたれど地方人の最も解し能はざる所、さりとて形式美を生命とする此種の藝術に至りては遽に革新すべき途もあらず。古河默阿彌の才を以てしても纔かに能狂言を舞踊に燒直して一時を糊塗するの他に出づる能はざりき。默阿彌に代れる福地櫻痴の新作淨瑠璃と稱するもの將た同脉、只異なる所は、ます〳〵能狂言其儘に類し、且つ舞踊の本領を離るゝことの彌々遠きことのみ。「紅葉狩」「戻橋」「土蜘」「船辨慶」「連獅子」「望月」「七騎落」「茨木」「釣狐」「攝待」「素袍落し」「二人袴」「吹取妻」「釣女」等は、或は默阿彌の、或は其門弟の、或は櫻痴の手に成れり。

我舞踊劇の本領は、半以上抒情的なる點に在りて

に、能狂言の燒直しを主とするに及びて、叙事的となり、平板淺露なる意味にての劇的となりぬ。

舞踊の内容のかくの如くなれると同時に振附の名手跡を絶ちたり。西川の家元は明治に入りて廢滅に歸し、代りて覇權を握りし二舞踊師のうち花柳壽輔は老いて逝き、藤間首都の舞踊壇を席卷し、他の流派は年々に衰へ行けり。俳優中にて舞踊の名手は團十郎、芝翫以後殆ど絶無。劇の性質の次第に著しく改まりゆくにつれて觀者も舞踊の巧拙に重きを置かず、優人もまた其修養を主要とせず。

舞踊の内容の改まりたれど、其形式は枝葉の幾分の外は舊態依然たり。指す手引く手の一擧一動に若干の象徴はあれども、元祿享保このかたの傳來のまゝの符號なれば、其大概は現代とは風する馬牛たり。加ふるに前にもいへる如く五段返し七段返しの連絡ありてこそ興あるべきものを、只一部だけ引離して演ずる習ひとなれるゆゑに單に目に見るだけのものとしても感興甚だ淺く今人は恐らく何故かゝるものが維新前にはしかく熱狂して歡迎せられしかを了解し得ざるべし。剩へ、これと同時に種々の調和せざる要素の唐突に侵入し來るありて舞踊劇は其特殊なる本領を失はんとす。「關の扉」「瀧夜叉」の如き純歌舞伎式の舞踊劇にすら、時としては甚しき活歷式の科白表はれ來る。油畫式の背景を用ひて夢幻的の内容を毀損することもあり。舞臺面の調和を閑却して扮裝科白に小修正を施すの例少からず。「市原野」の保正、「橋辨慶」の辨慶など演ずるものゝ好みにて、往々作意を沒了す。加ふるに舞踊劇の本領は、主として抒情的なる點にあり、而して其抒情的の部分は須らく手踊趣味によりて發揮すべきものならんに、維新以後の作十中七八までは此手踊趣味を閑却す。是れ殆ど西洋樂よりハーモニーの面白味を除き去るに近し。男女剛柔、扮裝を異にして、時に同じ、時に不同して踊る我手踊の或形式は目に訴ふる一種のハーモニーなればなり。

古河默阿彌

又或種の所作事の歌詞は、其本來が荒唐無稽にして、無意義を極め、恰も囈語と一般のものなれば、之を舞踊に演ずるに當りても餘りに分別臭からざるをよしとす、例へば先代芝翫の踊の如き、今の段四郎の踊の如き、頗る其趣味に適合せり。然るに九代目團十郎が其肚藝を以て名譽を一代に博し、之を所作事にも應用して特殊の味ひを發揮し來るに及び似て非なるもの往々現はる。現代の舞踊の多くは、分別臭過ぎて、妙ならず。意識有りすぎて面白からず。思ふに分別も可し、意識もとよりよし、但藝は調和を生命とす、內容の無意義に遠きものは須らく半無意識にして演ずべきなり。

名古屋に西川派あり、京都に井上流(片山派)あり、大阪に山村、梅茂登あり、量に於て、勢力範圍に於ては現代は遙に維新前を凌ぐ、たゞ其技藝の實質に關しては、古き形骸あ[illegible]て新しき生命未だあらずと評せざるべからず。

明治の音樂

東儀季治

一　宮廷の音樂

明治維新の御偉業其緒に就かせられて、間もなく宮中の雅樂を御復興になり、大政官の內に雅樂局を置かれ、歷朝奉仕の樂人をして其職に就かしめられたのは、明治三年であつたといふ。

併しながら維新以後宮中で每年行はせらるゝ御祭典、御儀式並に御宴享等に於ての奏樂制度は全然舊慣を廢せられて、音樂を中心としていへば、御恒例の御神樂は何の世でも御變更はないが、其他の典樂の方法は、すべて御革新になつたのである。元來維新以前に於ける朝典は足利時代に則つて再興されたのが多く、德川氏の始め朝典の廢缺を復し奉つたとはいへ、王政時代の御制度とは全然相異して居たといふことは勿論である。

さて明治年間に於て朝廷で行はせられた音樂の種類からいへば、單に雅樂のみではなく、二十年前後からは、西歐樂でも併せて用ゐられたのであつた。而して其等の音樂は祭祀的儀式的と宴享的とに區別される。雅樂は專ら祭祀的乃至儀式的に屬し、宴享等は近來多く西歐樂を用ゐさせられる。祭祀的音樂の中でも、最も貴重させ給ふのは御神樂である。これは每年孝明天皇御祭と紀元節、それから十二月十五日の御恒例御神樂と都合三度。賢所大前の神樂舍にて行はせられる。而して最も嚴肅の御祭典は新嘗祭の夜、神嘉殿にて　陛下御親御祭を行はせ給ふので、此時にはすべて神樂歌を奏する。それから神嘗祭の折には樂師が　伊勢大廟に參向して、矢張御神樂の式を行ふのである。それから神武天皇御祭と春秋の皇靈祭との御當日には皇靈殿の御前庭に於て東遊の歌舞を、また鎭魂祭には倭歌を奏せしめられるのである。其他の御祭典に用ゐさせらるゝ奏樂は神饌の供撤及び御扉の開閉の折に雅樂を奏するのであるが、近く御發布になつた、皇室令中の祭祀令に據ると、神饌の供饌並に御扉の開閉、奏樂は、雅樂を神樂歌に改めさせられてある、これは復古の御趣意からと拜察するのである。

儀式的音樂の方面では、紀元節の日、豐明殿下に於ての久米舞。儀式的と宴享的とを兼ねては、新年宴會の折に、正殿の御前庭にての舞樂、雨儀には雅樂管絃かあるといふ御定めである」而してこの久米舞はいふまでもなく、神武天皇御東征の時の御製で、往古は、天皇の遊讌にも用ひられた事があつたが、中世には大嘗會の外、平生の御遊、宮中の曲宴には用ひられた事は絕へてないのであつたのを　大行天皇の即位十一年に至り、猏めて紀元節に奏せしめ給ひ、以後　御恒例となつた、それは畏くも皇祖御追遠の尊き大御心である。此外御歷代の御年祭等には必ず雅樂を用ゐられることになつて、英照皇太后陛下御大葬の時にも、雅樂の遺樂を用ゐさせられたのであつた。

宴享的音樂としては、近來專ら西歐樂(おもに吹奏樂)を御用ゐになる。即ち

天長節に豐明殿の御宴に、宮中樂師の奏樂と、春の觀櫻の御宴と秋の觀菊の御宴とには、宮中樂師の外、陸、海軍々樂隊をも召され、三方にて奏樂(西歐吹奏樂)がある。

御恒例の外の御儀式としては憲法發布の時に正殿に於て、舞樂あり、又た銀婚式の御祝典の時、同じく正殿に於て舞樂あり。近くはコンノールト殿下の御饗應に舞樂を執行はせられた事があつた。が、往昔の樣に管絃御遊とか內宴とかいふ非公式の音樂は嘗て御催しにはならなかつた樣に洩れ承はるのである。

まづ大體斯樣な譯で、明治年間になつてから、雅樂と西歐樂とが正式の宮廷樂になり。雅樂は多く祭祀と儀式とに御用ゐになつて、其種類をいへば一、神樂歌。二、久米舞。三、東遊。四、倭歌。以上は吾邦上代の歌舞で。五、雅樂管絃。六、舞樂。七、奏樂(三管、三鼓を用ゐて唐樂を合奏する事)で。西歐樂は主として宴享的の音樂として用ゐさせられ。その種類は、管絃樂と吹奏樂である。

以上は宮中の中年御行事ともいふべき奏樂の御制度であるが、畏くも御一代御一度の大禮たる即位式、大嘗會、並に大饗等に關する典樂の御制度は、悉く上古の御式を則らせ給ひて御定めあり、既に皇室登極令によつて御發布相成つた次第である。誠に申すも恐懼に堪えぬ次第ではあるが、今度の御大葬の御儀式の中にての誄歌、奏樂の御式は永世の御定めとなる譯と拜察するのである。

二　西歐樂の輸入

大行天皇陛下御治世の間に於て、吾が音樂界はいかなる進步發達をなしたのであらうかといふに、いふまでもなく、西歐樂の傳來は、その最も著しい事件である。抑も西歐樂輸入の經路は二岐に分たれて居る。その最初に著明なのは陸、海軍の軍樂である。いづれも明治四年の秋の頃から軍樂隊が編成されて、海軍には英人フエントン、陸軍には佛人グクロン來朝して斯樂の正式の傳習は始まつたのであるといふ。其後獨人エッケルト來つて海軍に敎鞭をとるに及んで斯技の著しき進步を認められ、また陸軍にては佛人ルルーあつてから大に發展したのである。この兩省共に外人の敎師を廢したが、其技術少しも衰へず、海軍にて吉本光藏陸軍にて永井建子氏等指揮杖を揮つた。その西樂傳來初期に於て基督敎徒が禮拜

伊澤修二氏

のために、讃美歌を謳つたばかりではなく、ピアノやオルガンにも指をつけたのは、また沒すべからざるところ功勞であらう。これに次いで大に力あるものは音樂取調掛（東京音樂學校の前身）と雅樂家の私設した音樂協會であつた。前者はいふまでもなく内外の音樂を取調べたのではあるが、その校長たる伊澤修二氏は專ら力を教育的音樂の方面に傾け、早々傳習生を募りて、早くも洋樂の演奏と唱歌集編成とに意を注いだのであつたが一方に故神津專三郎氏あり、内外の音樂書を閲讀して樂理、樂論を攻究し秩序ある樂典、教科書を著し、斯道の發達を促したことは記憶せねばならぬ。それから他の技術の方面にあつては、芝葛鎭、山勢松韻の兩氏の如きは邦樂に關する調査員の主なる人々であつた。後者即ち音樂協會なるものは、いはゞ管絃樂の創業者である。樂員の主なる人には林廣季、多久随、上眞行、東儀彭質、奥好義、辻則承、安倍季功、山井基萬、林廣繼、東儀俊義の諸氏であつた。いふまでもなく樂器はバイオリン、ビオラ、セロ、バス、フリユト、クラリネットなど一小編成のバンドであつたが、その傳習の始めは随分困難であつたと思はれる。併し音樂の素養ある雅樂家の事であるから野蠻人の如く思惟した外人教師は、その進歩の案外早いのに一驚したといふ。而して明治十四五年の頃に、既に音樂演奏會を、淺草の本願寺に開催して、本邦音樂會の創始者を以て任じて居る如きは、雅樂家もまた其時代にはハイカラであつたといはねばならぬ。而してこの管絃樂隊は、遂に今の宮内省の樂員に編成せられたのである。

三　教育と音樂

西歐樂輸入に次いでは教育的音樂の普及である。明治の初には歐化熱旺んで、西歐の教育制度を採り唱歌を學校兒童の教科に加へる議が起つたが、さて教ゆべき唱歌がない、そこで東京女子師範學校にて『風車』『冬の閨居』などいへる新歌を作り雅樂家東儀季熙氏に作曲を委囑したるを手始めとして、こゝに端なく雅樂は兒童用の唱歌ながら新曲の製作期に入つて、始めて小學兒童にこれ等の雅樂的唱歌を授けて謳はしめた。その結果は良好なりし爲めに續々新古の歌詞に雅樂家は總掛で旋律を施した。而して其教授の任には故東儀季芳翁主として當つたのである。此時(明治十二年)に海軍省に於て國歌制定の儀が出て、故林廣守翁が『君ヶ代』の國歌を作つたのもこれが大なる動機となつた譯である。

併しながらこの雅樂的唱歌の普及は其範圍素より廣からず學習院、女子高等師範學校同附屬小學、及び幼稚園位にて、其教科に加へられた期間も久しからず、この教育法は一時の便法たるに過ぎずして、十五年になつて遂に音樂取調所に於て經營した小學唱歌が完成され、これが一般の小學用教科用となつたので、俳然として各地方に至るまで普及された譯であつた。而してこの新兒童唱歌の編成に關しては米人メーソン氏大に力を與へたのであつた。それにこの普及に就てはメーメン氏の門下生たる上眞行、奥好義、辻則義、鳥居忱などの諸氏が教授に就て大なる努力をしたのであつたが、音樂取調掛は、二十二年に至りて、東京音樂學校と改稱して、專ら音樂師と教師とを養成することゝなつて、愈々規模を擴張されたが、その後墺國人デットリッヒ氏來つて、此校の聲樂絃樂、並びにピアノ、オルガン等を教授する樣になつて、同校の成績は著しく揚つたのである。この時に同校で海外留學生を出した。其最初に選ばれたのが幸田延子女史其からその妹の安藤幸子、神戸絢子の兩嬢相ついで西歐に留學したが、この外に橘糸重、瀬母木駒子、柴田環など女流樂家がまづ成効した。男兒の側ではまづ故瀧廉太郎氏が獨國に往きつゞいて島崎赤太郎、多久寅氏等留學を命ぜられた。かくして東京音樂學校の事業は著々進歩したが、近くは邦樂調査掛などをも設け、頻りに三絃樂を攻究せしめて居る。いづれこれも何時かは成効するであらう。

四　音樂勃興の氣運

かの歐化主義旺盛の時代ともいふべき明治十五六年から、二十四五年までの間に於ける音樂は、その種類の何たるを問はず、隆然として興起した。それで雅樂保存といひ、洋樂普及といひ、俗曲改良といふ聲が種々の方面から高まつて來たのであつた。吾人はこの期間を假りに吾が音樂の勃興期と名付る。能樂が氣勢を挽回して芝山内に能樂堂が建設されたのはこの期間である。又た三曲合奏が音樂會の曲目に上つたのも、この期間である。

市中樂隊も起り音樂雜誌も刊行された。然るに日清戰役は端なく、この一時的、狂熱的な音樂勃興を一掃して仕舞つたが、軍樂と軍歌とのみは頗る旺盛であつた。そこで軍歌の作曲は樂家が軍國に盡す忠勤の一であるといふ氣勢を造り盛んに軍歌集が刊行された。それが動機となつて、最初に音樂取調掛にて編成した小學唱歌は、その曲が多くは泰西の曲であると同時に吾が兒童には六かしいといふ議論が音樂教師の間に起つて、各自自作の簡易なる唱歌を授け、文部省もこれに認定を與へた。これは最近に於ての作曲熱の導火線となつた譯である

東京音樂學校

多梅雅氏の『鐵道唱歌』が先鋒として現はれ、田村虎藏氏の『電車唱歌』次いで有名となつた。夫から日露戰役前後に至つて和洋折衷樂派とも見認むべき樂家が現はれて、頻りに自作の歌を唱ふた。最初に北村季晴氏あり。後に小松玉巖氏あり、前者は叙事唱歌と名のり、後者は樂劇といふ。北村氏は『露營の夢』を俳優市川高麗藏をして演ぜしめ。小松氏は團體を組織して『羽衣の曲』を試演したが其後閒として聲を秘めた。

五　管弦樂と歌劇

日清戰役によつて、吾が音樂界は一時頓挫はしたが、三十一年の初めに明治音樂會と稱する團體が現はれた。これは東京音樂學校出身の比留間賢八、納所辨次郎、鈴木米次郎、島崎赤太郎氏等が宮内省出身の青年雅樂家の多忠基、大村恕三郎、東儀俊龍、多忠告、同忠龍、園廣虎、同十一郎等の諸氏と相提携して組織したのであつたが、專ら管絃樂の普及を試み單に東京のみでなく、地方へも再三回出張して、管絃樂を鼓吹した。これには吾人も少なからぬ關係を持つて居る。而して其會頭には上原六四郎翁がある。而してこの會が起ると又た東京音樂學校にても新たに管絃樂の奬勵を始め、洋樂界は忽ちにして管絃樂流行時代となつた。それでその管絃樂員はすべて同じ人であつたことは不思議な現象といはねばならぬ。かくて聲樂の方面では同校生徒の間に歌劇研究會を立て、三十六年にグルック作『オルフォイス』の曲を公演した。これは邦人が外國歌劇を演じた創始として記憶すべき事である。そこでこの歌劇會は引續いてオペラの研究に從事したところが、時の文部省はこれを禁止したといふが、これも記憶すべき事である。然るに最近の現象は未だ充分な研究をも積まぬ方面から頻りに歌劇を營業的に公開しつゝあるので、自然的實用の結果は或は首をひねくつて居る間に進歩する事になるかも知れぬ。否、寧ろ、發展させたいと思ふが、どうせ實行する位ならば矢張藝術的の企畫であつてほしいといふ論者もある。兎に角明治の音樂界は未成品が多いのであるが、頓て來るべき一大發展の素地を造りつゝあつた事は疑へぬ。

六　總收

謹むで按ずるに明治の御宇の音樂は、新樂の交替期ではなくて、湊合期である。この點からいへば、恰も奈良朝と同じ氣運の樣にも思はれる。即ち隋唐樂の輸入期であると同時に、上代樂の未だ廢絶しなかつた時である。併しながら奈良朝は全然唐樂の旺盛時代で、上代樂は廢絶には至らなかつたにもせよ、殆んど音樂として獨立する程の價値のなかつたものであるから、唐樂とは同一に論ずべきものではなかつであらう。此點からいへば明治の音樂は更に一歩を進めて、西歐の音樂を輸入すると同時に、從來の邦樂をして、これに調和せしめんと試みつゝある現象は明かである。これやがて未完成品の多きを證する所以であるが、これ果して邦樂を發達せしむるに最上の良策であらうか。今日の邦樂は西歐樂に對して、よく調和せしめられるであらうか。これは一大問題である。要するに明治御宇の音樂は將來に於て大成すべき邦樂に對つて最も豐富なる材料を寄與したものといふべきである。

明治の風俗

明治の年中行事

學習院教授　鳥野幸次

□名稱を混同したる年中行事

年中行事とは昔一年中に時を定めて行はせらるゝ朝廷の行事を言つたもので、其の中に御祭典、佛事及風俗上の行事から叙位除目等今では政治に關するやうなことさへあつて範圍が非常に廣かつた。そして朝廷では非常に大切な事で公卿なぞが年中心掛けてそれが實施上に不都合のないやうに努めて居た從つてそれに關した書物も澤山出たが兎に角年中行事と云ふ名稱の下に出來たものでは『小野宮年中行事』が一番古からう夫れは小野宮右大臣實資が書いたもので、それから次第に色々の人の著述が出來た。

平安朝には清涼殿の弘廂に年中の行事を書きつけた障子を立てた。即ち其の東側のには正月から六月迄の行事が書いてあり、西側のには七月から十二月迄の行事が書いてあつた。それは仁和元年三月藤原基經が作つて獻上したのが始だと傳へられてゐるが、之れは多分そうして置いて皆が見ては注意するやうにとの主意から出たものであらう。而して若し中途で其の時の天皇が崩御になり行事の一たる國忌とか御佛事などが變るやうなことがあれば、不用になつたものを消して其の側へ新しく出來た行事をかき足して置いて、新に障子を張り替へる時全部書き替へたものである。

それが鎌倉以後武家の時代に移ると之れ迄の年中行事とは異つた種類のものが出來た。それを書いたものに年中條例記など云ふ書があるが朝廷の年中行事と對して武家のは年中定例と言ふ事を余は最も適當な稱呼と見る。

次に朝廷の年中行事及び武家定例が下々に及んで、人民がそれをするやうになつたのが民間の年中行事のもとである。勿論民間のみに發達した者もあるが、それは範圍が狹くてある一地方に限られてゐるのが多いから日本の年中行事へ入れるとは出來ない。そして民間の年中行事は朝廷や武家の年中行事に對して古くから歲事と云ふ名稱があつた。併し後には全く此の三者を混同し公武年中行事とか又は朝野年中行事とか云ふ名稱の下に朝廷武家民間のすべての年中行事を總稱するやうになつた。

□明治以後朝廷の行事は盛に民間は衰ふ

今此處で明治になつてからの年中行事を考て見ると朝廷に關しての側の御行事は、王朝時代以來のを受け繼いだものだが、民間、殊に東京の年中行事は、德川時代から受け繼いだ者が多いやうである。

朝廷の御行事を王朝時代の御行事と比較すれば多少増減のあることはいなむ可らざる事實である。即ち叙位除目は今の御行事にはない。又佛事に關した者は昔の御行事に多かつたが、明治になつてからは皆廢せられて終つた。又明治六年に新に五節句をも廢せられた。而して新に加へられた主なる者は紀●元●節●天●長●節●春●秋●二●期●の●皇●靈●祭などが主なるものである。最も天長節は全然新しい者ではなく王朝時代に己に其の痕跡があつた。而して明治以●の年中行事とを比較すれば明治以後の方は其の數に於て劣つて居るが、それを行ふ上から觀察すれば非常に盛大になつて居る。即ち明治以前に朝廷又は京都の私事のやうになつて居た行事が今日では國家的になり日本全國に及んでゐる事がそれである。

次ぎに民間の年中行事を見ると是れも亦矢張り數の上から尠くなつて居る。猶それ〻りではなく民間のは年々衰へて行く形跡があるに即ち新年の儀式を見ても地方に依ては松飾りをせぬ家もあれば又正月十五日の左義長とか或は盆踊りとか云ふやうな者は次第になくなり又八朔玄猪（十月の亥の日）なども今日ではあとかたもなくなつた。又衣更の如きも昔は公武民間共に一とかどの行事であつたが今日ではばら〳〵になつた。要するに民間の行事は德川時代の者をついだが次第に衰へて亡びて行くものと、殘つて行はれて居るものとの二つになる。そして新に加つたものは地方にいくらかあるだらうが例の日本の年中行事には入らぬ。

さて又明治以前の年中行事は定日に行ふものと吉日を卜定するものと干支によるものとの三つあつたが、明治以後皆日に直された。是れが全體を通じての相違であるが、なほ民間には稻荷の祭日たる初午の如き干支によるものがある。それから明治五年に暦が變つて居るが、是れが日取の上に影響して妙に入りくんだ結果になつて居る。九月十一日の例幣が十月十七日の神嘗祭と也十一月中卯の新嘗祭が同月で二十三日にきまり四月中酉の賀茂祭が五月十五日となつた如きはその一例であるが、之れが民間に於ては殊に妙で盆とか正月とかは舊暦と一ヶ月遲れて新暦との三つに分れて、年に三度行ふやうになつた。何れ一つに定まるに相違ないが未だそれ迄には時日があらう。

いま年中行事の主なるもの、即ち三大節及び五節句に付いて些し詳しく談すことにしやう。

□新年の儀式は明治の盛儀

三大節の始めは新年の儀式で、元日が四●方●拜●、元日及二日が年●賀●、三日が元●始●祭●、四日が政●始●め●、五日が新●年●宴●會●である。昔は四方拜は元日の寅の刻即ち今の午前四時に清涼殿の東の庭に屏風を立て廻し、御座を設けて、毎年の屬星を稱へて二拜し、次ぎに天地四方及山陵を拜せられたものである。それが明治後になつては、午前五時三十分頃神嘉殿の南の庭に屏風を立て廻はして御座を設け、陛下が出御になつて、第一に伊勢の兩大神宮天神地祇神武天皇孝明天皇の山陵、次ぎに武藏國の一の宮の氷川、次ぎは京都加茂の上下宮、男山八幡宮鹿島香取を拜せられるので、昔と違ふ所は陰陽家の説から來たものを止められたことである。昔は四方拜が濟めば朝●賀●の式を行はせられた。是れは王朝の盛時は大極殿で行はせられたが後には清涼殿の東の庭で行はせられるやうになつた。之れは一條帝の頃から略儀で公卿侍臣のみ拜賀するので頗る小規模のようであつた。而して朝賀には奏賀奏瑞等の儀があつて賀詞を奏し、又前年の地方の目出度き瑞相を奏上するのである。其の朝賀が終はれば豐樂殿へ出御になつて諸臣に酒饌を賜るのでそれを元△日△の△節△會△と云ふのである。其の節會の前に外△任△の△奏△及△諸△司△の△奏△と云ふものがあつた。外任の奏とは地方官

先帝陛下騎射御覧の圖

で在京する者の名を奏上するので、諸司の奏とは七曜の暦と氷樣（是れは前年の冬張つた氷の雛形を石か瓦で作つた者）に腹赤の魚を奉るのである。それで新年の儀が終るのだが、明治になつてから非常に大袈裟になつて王朝の盛時と雖も遠く及ばぬやうになつた。即ち元日は四方拜が濟めば陛下には御饌を召し上らせられて十時頃から皇族及諸臣以下の拜賀を受けさせられるのでそれが一日で濟まないから官職に應じて二日の日も續いて拜賀を受けさせらるるのである。而して三日に元始祭を行はせられる。それは明治三年正月三日に始めて行はせられてから今も引き續き行はせられるので、陛下が三殿即賢所皇靈殿神殿の御親祭を行はせられて皇位の元始を祝ひ申されるのである。昔はこんなことはなかつたのだが年首に報本反始の誠意を表される聖意から出たもので誠に結構な御行事である。四日の政始めには陛下は内閣へ出御になつて總理大臣以下各大臣が集つて第一は伊勢大神宮のことを申

上げ次ぎに各省の政治を申上げるのである。之れは丁度昔の奏瑞や外任奏に當り五日が新年宴會である。此の時は豐明殿で宴會を催されるので皇族各大臣各國使臣を召され　陛下から勅語が降つて、それに奉答を申上げる等の儀式があつて、やがて宴會に移られるのである。斯樣に昔一日ですました新年の儀式は明治になつてから五日に渡つてするやうになつた。

□紀元節は明治の制定

紀元節は神武天皇御即位の紀元を祝賀する日で、午前九時に　陛下は三神殿を御親祭あらせられるから皇族以下文武百官の拜賀を受けさせられ、十一時頃豐明殿で宴會を催さるゝのである。是れは明治五年十一月十五日に布告が出て、一月二十九日が御即位紀元に當るから、其の日に祭典を行ふことにされた。神武天皇の御即位は當時の暦の一月一日であるのを換算されたのである。そして明治六年三月に更に布告が出でこの日を紀元節と稱することになり、日も今の太陽暦に換算して二月十一日に用ひらるゝことになつて、引き續き今日に及んだのである。

□天長節は古式の復興

誕生日を祝ふことは何處にもあることだが我が國で至上の御誕辰を公然祝することになつたのは光仁帝の寶龜六年が始である。帝は十月十三日にお生れなので其の九月に詔して各寺の僧尼をして經を讀ませ、日本全國の殺生を禁斷せしめ内外の百官に宴を賜ひ、それを名づけて天長節と稱しやうと仰せられた。さて之れは支那の眞似をされたものらしい。支那では唐の玄宗皇帝が誕生日を千秋節と稱して祝ひ、後に天長節としたことがあるからである。それから後に天長節を祝つたことは寶龜十年十月の條にある許りで史上他に見えないから、引き續き祝つて居たか何うか判然しないが多分祝はなかつたものだらうと思はれる。それを大行天皇御即位後、明治元年八月二十六日に此の儀式を起すと云ふ御布告が出たのである。それには九月二十二日が誕生日に當るから、毎年此の日に群臣に宴を賜ひ天長節を御執行になるとあつて、其の年から行はせられたが、まだ明治初年のことで御主旨が國人一般に行き渡らなかつた。そこで明治三年九月七日に更に各府藩縣に布告を出して祝はせるやうにした。そして明治五年九月二十二日の天長節の宴會に召された諸臣に勅語を賜つたのを始めに毎年賜はる例になり、その頃から天長節の儀式も稍々整つて來た。明治五年暦が太陽暦に變つてから、それに換算して十一月三日となつたのである。そして天長節の觀兵式は明治五年したのが始まりで毎年の例となつた。それは陛下が大元帥に渡らせられる所から、武を御覽になるので、昔もそれに似通つたことがあつた。即ち五月五日の節句に騎射を御覽になつて外國から來てゐる使者にも拜觀せしめられた如きは其の一例である。

今度大行天皇が崩御遊ばされたから天長節も變るのであるが、私は明治節として永久に此の儀式を保有したいといふ説は至極賛成である。歴史上にも斯樣の例があるので大して六ケしいことはないと思ふ。即ち王朝時代に毎年年末になれば荷前の使と稱して十陵八墓、それは其の時の天皇に關係近き先帝及外戚の墓を指すのであるが、それに幣帛を奉る儀式があつて、天皇の代が變れば十陵八墓も亦變るのであつた。併し天智天皇だけは中興の聖主であるからと言つて、如何に代が變つても其の中から除かず國忌をも亦廢されなかつたのである。大行天皇は天智天皇以上の大事業をなされたのだから之を紀念する上から永久に祭ることにしたか何うかと思ふのである。

□衰へ行ける五節句

節句は佳節に當りて特別なる供御即ち膳部をするの意で、普通五節句と云つて五つある。それは王朝時代にもあつたのだが五節句の名の下に公の祝とした のは德川時代で、其の日には諸大名が登城參賀したものである。それが明治初年になつて公に祝ふを廢せられたが民間ではまだ祝つて居る。起源は何れも支那で、索強附會の説に基くのであるけれど長く傳つた風俗として興味ある上に、その日には特別の行事と時食とに忘れられぬ趣きがある。今各項を分けて簡単に説明するもにしやう。

(一)正月七日(人日)。時食には七草の菜羹がある。「荊楚歳事記」なぞ云ふ書物に此の日に草の菜羹を食へば一年中の邪氣を拂ふと書いてある。それが王朝時代になつて朝廷始め下々に迄行はれた風俗で、それが今日に至つたのである。

(二)三月三日(上巳)。支那では禊祓を行ひ曲水の宴などを催した日で、時食としては草餅を食ひ桃花酒を飮んだものである。それが日本へ傳つて古くから行はれたのだが、王朝時代のは母子草を入れて搗いた餅であつたが、後に蓬の餅に變つて今日に至つたのである。此の日の雛祭りは後土御門天皇の頃から始つたものらしい。德川時代には女の節句として祝つたもので桃花酒が白酒に變つたのである。この時代の雛祭は梛艦を始め下々に迄及んで非常に盛なもので雛に金を懸け、その種類も澤山ある。今はこれと比較にはなるまいが併し今春三越で催した雛の展覽會の樣子などを聞くに中々盛なもので、此の節句はこのさき未だ命脈があるのは勿論明治の初中年頃よりは復興の氣味であらうと思はれる。

(三)五月五日(端午)。これも日本へ傳つてから古い風俗で、この日の行事としては都鄙一般軒に菖蒲をさすのである。一體此の節句は何んにでも菖蒲を用ふるので、官人の冠、頭髮、すだれ、寢床、枕等に迄付け、酒にも菖蒲を浸して用ひた。時食としては粽を用ふるので、それが德川時代になつても變らなかつた。此の節句の起源は屈原が汨羅に投身して死んだのを祭らんとして、其の投身した日に竹の筒に米を入れて川へ流したのが始まりであるとの説がある。德川時代に粽の外に柏餅と云ふものを作つた。之れは粽の團子を柏の葉に包んだ中へ餡を入れた迄で、下々から將軍に奉るともあれば將軍から下々に下されるともあつた。それが其の儘明治に傳つたので三月三日の節句に對して男の節句と稱してゐる。此の節句に幟を立て武將を飾るとは德川時代此の方のとで其の幟には鍾馗を書いた物や武將を書いたものや其の他色々あつた者で、家々に依つて相異もあり、頗る多趣味であつたが、明治になつてから東京では鯉の吹き流し一と色となつて終た。

(四)七月七日(七夕)。七夕は牽牛織女の二星が天の川を渡つて會すると云ふ支那の古い傳説に源いたもので結句此の二星の祭りである。昔は棚織は女性の星である所から女藝の神として此の日に女藝の上達するとを祈り祭つたもので乞巧奠と稱したが、明治以後次第に衰へて來た。

(五)九月九日(重陽)。菊の節句で王朝時代には群臣に宴を賜り菊の酒を下されたもので德川時代の末迄は立派に續いた公武の行事で民間でも栗子飯をたき、此の日から綿入を着る等の風俗があつたがそれが明治になつてから行はれた痕跡はなく、全く忘れられたやうである。今後復興の望みもない、その變り朝廷では此に變るべきものを起された。それは即ち觀菊御宴で、明治二十年頃から赤坂離宮の御園に菊花を植えて十一月二十日前後に文武百官及外國の使臣を招して宴を賜はるのである。此の觀菊の宴に對して春に觀櫻會と云ふものがある。それは四月二十日前後で是れは王朝時代の花の宴を復興されたものと見て差支へなく共に春秋二季の大御行事である。

明治初年の上野競馬——先帝御臨幸

明治の上流婦人の服裝

戸川殘花

明治の始めの華族並に上流社會の婦人の服裝は、男子ほどの變化はなかつた。明治以前と同樣と言つても好い位である。殊に地方では明治十年以後も舊態を保存した姿であつた。會々東京の人が地方へ行くと驚くのは、婚禮などに男は袴に女は掛を着てゐることである。恐らく二十年頃までは此の風が續いたであらう。それが東京では上流だけ舊慣習舊風俗を破壞するようになつた。

尤も宮中では貴婦人の服裝に小袿切袴などを婦人の禮服と定められたこともあつたが、實際行はれたことは比較的少ないものであつた。今日とても觀櫻の御宴の折などには、婦人は洋服、或は前に言つた小袿の扮裝でなければならぬので、通例の高等官では實際費用の點にも差支たのである。

又費用の點に差支へない者と雖、餘り衆人の視線を惹くといふところから、一二度は着るが三度目には、恐多いことながら病氣とか事故とかを以てお斷りを申上げるものも少くはなかつたことである。(頗る不敬に當る樣な話ながら實際のことである。)處が紋付に白を襲ねた姿態は、矢張貴婦人にも適すると見えて、明治の婦人の禮服は黒で裾模樣といふところが禮裝となつた譯である。あながち黒と定めた譯ではないが、上品といふところから十人か九人までは黒を着るようになつた。それ故外國人の眼などから見ると隨分異樣に見えるので、色々な批評があるそうだ。

全體明治以前のことを考へてみると、京都の公卿社會の外では、總模樣の掛が禮服となつてゐた　まだ戸外の禮服といふものは無いと言つても好い、勿論掛を腰帶で結上げれば立派なものではあるが畢竟歩行の爲めにするまでのことであつて、日本婦人の服裝は裾も曳き、掛も曳かなければ禮服とはならぬ譯である。少しく掛の縫と裾模樣の配色などを考へたならば、ぜひ曳かねばならぬ樣に出來てゐると云ふ事がわかる。さうかと言つてスカアトのように、ぞろ〱と地上を曳く譯にもゆかぬ地合故、終に正式の婦人の禮服は廢れたと言つても好いであらう。

それ故近來は又、上流社會が下流の藝人社會などの趣味好尚を見るところから、隨分位置に不相應な姿態をする人も少くないようになつた。私の知るところでも、堂々たる數十萬石の大大名であつた華族の奥さま、寧ろ御簾中樣が、數十萬圓の建築費を使つて洋館の客室へくる時の服裝が恰も『今晩は』と言ひさうなおなりをなすつたのを見たことがある。今一例は、有樂座で或る華族樣にお目にかかつた時、その側に頗るつきの美人がゐた。私の友人が粹な男であつたから早速尋ねてみると、『君あれを知らないのか新橋の〇〇だ』と言つたので、華族樣もなか〱粹人だと思つたが、後でよく聽いてみるとその華族樣が新婚早々の、或る伯爵の令孃であつた。

此等は忌憚なく言つた批評であるが前述の通り下流社會の趣味好尚が上流に移つて行つた結果であつて、眞似も本人にはさら〱罪咎は無いのである。男子の方でも極めて高貴の方々が紋付のお羽織に仙臺平のお袴をお穿きになるといふことは、我々の年齢のものから拜見すると如何にも恐入つた譯である。さて婦人の服裝も明治を三期に分けてみると、十年前後あたりは貴族社會、或は士族社會の舊體が維持され、殊に地方に於て堅く守られてゐた。第二期はやや過渡期となつて、官吏社會などでは、隨分貴族的の服裝をした人もあつたけれど、概して昔風は廢れて行つた時で、二十年前後あたりのことであろう。

日清戰役後先帝御凱旋の錦繪

その後は殊に日露戰爭以後、婦人の服装は増々華美になり、趣味の發達と共に素人、藝者、女優の見別けがつき難くなつてしまつた。或時三越の重役が茶話に、まだご婦人でお召、おみ帶一切で三千圓かけられる人は無いと言つたが、今日ではもはや三千圓位かけるなら樂にかけられようと思ふ。大正と改元した後に若し婦人の服装を如何せんとならば、要するところ婦人に、殊に貴族社會に美的教育を鼓吹し、貴婦人の頭から一つの禮服なり、平常服なりを作り出させるより外に途はないと思ふ。女子教育問題の多い中にも、女子をして自ら服装を案出させることは必要な問題であらうと思ふ。道德的理窟を敎ふるのみが敎育では無い

明治初年の新聞紙――内外新報字類

（明治前後の新聞は六つかしい字引を付けて出した）

明治婦人の髪飾

奥村繁次郎

私は明治十三四年頃の女の髪のことはよく覺えてゐる。私の母の結ひに行つた髪結で、おろくといふ六十幾つかになる人が居た。若い時から上手であつたので非常にはやつた。内結の少ない時分であつたのに、行つて待たなければ迚も結つて貰へなかつた。

母は二十五六であつて、よく丸髷に結つてゐた。一體其の時分は銀杏返しが多くつて、掛けたものは青い南京玉に絲に通して、麻の葉、唐草などを織つたものが流行つた。何家のおかみさんも奴元結を使つて、輪の小さい銀杏返しへそれをかけてゐた。洒落者になると、丸髷の輪へ白と青とのすが絲を綯つたものをかけた。それが非常に綺麗だつた。

母は着物道樂で、よく切通しの小川屋へ行つた。どこの女も呉服屋などへ買物に行く時は頭を飾つて行つた。十七八から二十位の娘は唐人髷に結つて、簪は今いふ物摘細工のような花かんざしの房のさがつのをさしたものが多かつた。徒士町にばあさんのかんざし屋があつて、姉娘は吉原のお女郎をしてゐた。次の娘はこれも吉原で新造衆をしてゐたので、吉原の簪は皆此家へ注文して、それが一般に流行した。

仕事師のおかみさんなど、いなせ風の女は多くおばこに結つた。それへ必ず銀の細元結を二本づゝかけた。守つ娘は大抵七八歳から十歳位で、亂れ毛が小供の目へ入らないように蛇蜂蜻蛉に結つた。水茶屋の姐さんは若いのは島田、中姐さんは銀杏返し。其の頃湯島の天神に矢場があつて、そこの姐さんは皆つぶし島田に結つて、大低は島田の根へ葛引をかけた。權妻なんかは結び髪で、うしろで長く髷を出してゐた。

根津の女郎屋の盛な頃で、私は叔父につれられてよく松葉長屋へ行つた。小供心に覺えてゐるが、そこにゐるのはあばずれの年増ばかりで、多く結び髪へ淺黄色の鹿の子絞りを巻いて、それへかんざしを挿してゐた。その時分唐人髷のつけ髪がはやつた。それには必ず縮緬の緋鹿の子がついてゐた。小娘達はお煙草盆に結つた。私達は丁髷に結つて、男の子はお河童で、散髪はまだ無かつた。

藝者はつぶし島田に結ひ、春先などは新藁をかけた文金高島田は餘程好い處のお孃さんでなくては結はなかつた。ばあさんの洒落者は、鼈甲の甲裏のような小さい丸髷に結ひ、普通のばあさんはおばこに結つた。五十近くの人は丸髷へ黒繻子の布をかけた。おさんどんは大概銀杏返しであつた。東京で束髪に結ひ初めたのは十六年頃で、髪を三つに割つて編み、ぐる〳〵と巻いたきりだ。網をかけるようになつたのは二年ばかりの後だと思ふ。

夏になると、縁日で水玉のかんざしを賣つた。この頃風鈴屋が指つてくるとは違ふ、水玉といふ草、植物學でいふ大星草で、これを簪にさしたり、二つに結んで根がけにしたりした。涼しくて頭痛がしないと言ふので大分流行した。

明治初年の藝者、遊人、官吏

長谷川深造

●藝者――維新以後明治になつてからは羽織とよばれた辰巳藝者は衰微して、極めて少数になつてしまつた。同時に堀も衰微してしまつた。其の頃は柳橋が盛んであつて、新橋もやうやく絃歌の聲を高めてきた時であつた。風俗も極めて質素で、昔仲町藝者が路次へ入る時、首を曲げなくては入れぬ位、鼈甲の長い笄や蛙又の銀簪をなし、素肌に綌やすきやを着流し、素足でゐた時代の風が殘つてゐて、決して今日のような華美な風俗ではなかつた。柳橋邊の藝者の出の着物は黑縮緬の無地も同様な紋付に花色の裾まわしといふ位なもので、多くは結城か唐棧の着物、柄は萬筋又は小紋へ半襟をかけ、帶は黑の唐繻子か博多位のところであつた。

藝者の住居といふものは多くは裏長屋或は横町の粗末な家で、障子を開けるとすぐに座つてゐるといふ風で、便所も總後架といふ有様であつた。抱妓のある家などは随分奥の方に住つてゐたから、出る、歸る、またすぐに出るといふように好く貰れた。貰れない藝者は貰れつ妓が奥から出入りするのを、家の中から見てゐられた位質素な家に住つてゐたのである。

藝者は年寄でも髪を島田に結つた。其頃の遊び客は大名の留守役が無くなつた時代であるから、多く町人、官吏、有福な隱居といふ連中であつた。見番から呼びにゆくのは餘程好い方の藝者で、町藝者と言つてそこらに二三人位づゝあるのは、勿論見番などはなく、ちかに呼びに行つた。そして藝者は座數でものを食ふのを卑しいとして勤めた。中以下の連中が一寸飲んだ時に、藝者の代りに呼ばれるのが、清元や常盤津の女師匠だ。鰻屋の二階などへ呼ばれては百目蠟燭の火陰で騒いだ。師匠は髪を天神、おたらひ、わり鹿の子などに結つて、めん銘仙の着物なぞで押出した。歸りには客の食殘しを折に詰めて下げてかへつた。

其の頃有名であつた藝者は、よし町の奴、米八、柳橋のおとみ、吉原ではおしほ、おちやらなぞであつた。吉原の藝者は風が違つてゐたことは人の知るところである。

待合――今日の所謂待合は昔の船宿である。昔の待

合は今の待合とは性質の違つたもので、明治初年の待合には二種類あつた。一つは出迎の待合所で、一つは集會の席に貸すものである。出迎の待合には中橋の小川、寒菊、藏前の植木屋など、集會の待合は日本橋の龜の尾、池の尾、田口、呉服橋の柳屋などで、これ等は普通の寄合客に貸した。

かういふ家では無盡講、おさらひなども行つた。知合の人には小勢で酒も飲ましました。藝者を呼ぶこともできた。時には女の世話をしないこともないが、今日のように公然にやつたのでは決してない。料理屋はほんの食ふだけのことで大人數を入れなかつたから、集會はすべてこの待合でやつて、料理を運び込んだ。又頗やおかつぴきが小さい待合を出した。ここでは多く賭博宿をやつてゐた。

遊人。――まだ幕府時代の繩張りといふものが殘つてゐて、船宿、料理屋、待合などから金を貰つて、暗に保護してゐた。それ等は多く横町のお師匠さんの蟲だつた。

强請。――この遊人の中にも强請があつたが、遊人が悉く强請ではなかつた。挿し賣、折助などの輩が强請を家業にしてゐたのである。强請の中で多少文字の讀めるような奴が後に壯士となつた。何か事のある時は頼れて騷ぎ廻つて、平常は知合から金を貰つて居た。甚しいのになるとその下つぱがある。即ち立ん坊などを雇つて、下帶をはづして上へ纏め、壯士風に作つてこれを伴れて强請に行つた。

壯士は新聞紙を十六むさしに折つて煙草入にし、觀世捻を羽織の紐にしてゐた。何とか言ふと我輩は決死隊の者であるが、新聞或は雜誌を出すのだから保護してくれなぞと言つて强請つて歩く。或は種々なことを聞込んでは、金になりさうなところを强請つて歩いた。往來でお前の家の小僧が犬を嗾しかけて喰つついたとか、往來で恥を掻せたとか言つて多くは商人へ强請に行つた。

こんなのもある。屋敷で葬式の時、お六尺といふ輿舁に紋付の法被を着せるので、急拵へにして商人から納めた。折助達は急染といふことを承知してゐて、袖をもぎつて紋があべこべになるやうに縫つける。これを持つて商人の店へ押かけ、こんなものを着て恥をかいたから、皆の前へ詫びに出ろと言ふ。そこで二朱も貰ふと平身低頭してかへつた。かういふ奴が廢されたので皆壯士になつてしまつた。

明治初年の馬場先門

官吏。――明治になりたての官吏は實に滑稽なものだつた。坊主、醫者、儒者、百姓、町人、舊藩の人、かういふ雜多な人々が、任命の試驗なぞはないから、各々手蔓を求めて官吏になつた。その風采が實に面白い。坊主はようよう頭の毛が生へた位、髭のあるもの、髭のないもの、襠高袴、義經袴、だん袋に草履ばき、上へ打裂羽織を着たもの、ごめん下駄といふぼつくりのような下駄を穿いたもの、或は靴、或は朴齒、それで官吏は誰も彼も刀をさす、百鬼夜行も徒ならぬ有樣であつた。

明治元年には裃を着たものもあつた。三年頃までは烏帽子、直垂の人もあつた。暑い時は觀世捻でこしらへた韮山笠、又は陣笠を冠つた。雨天の時はこの風體で雨傘や蝙蝠傘を差して歩いた。猿廻しの木戸番や、破戸漢までが役人になつた。月給は安いので十圓に半扶持位貰つた。役人は無暗に威張つて亂暴をしたので、却つて徳川時代よりも納め難い位であつた。更に面白いのは官員録には總て姓と朝臣と急拵への名乘りとがついた。藤原朝臣何某、源朝臣何某と記した。そこで姓の不明なのは悉く藤原にして了つた

（長谷川深造氏「實見畫錄」）

明治初年の東京（墨堤と兩國）

淡島寒月

明治になつてから色々な變遷があつた中に、墨堤なぞも以前とは大分變つた。まづ牛の御前と三圍稲荷の前後には水戸樣の屋敷の外家は一軒もない。茶屋も堤の上に一軒、堤を下りて中に一軒あつたきりだ。『田を見めぐりの神ならば――』といふ歌のやり周圍は見渡す限り田圃で、茶屋ではうで玉子とか慈姑を刺いて串にさして、梔で色をつけたもの、肴は燒き鯣位しかなかつた。さういふ處で團子の立喰や慈姑の横かぢりをやつたのだから少しもをかしくはない。そして一方に隅田川の流を見てこよない樂しみとした。その位以前の向島は淋しかつた。

明治十一年頃に流燈をやつたことがある。芭蕉堂の庵主の宗知、中村國香といふ人が工風をして先代の言問の主人にやらせたので、都鳥の形の燈籠を作つて、これに火を灯して銘々施餓鬼に隅田川へ流した。其の頃成島柳北が言問の碑を書いたりして『言問』の名が人に知られるようになつた。

料理屋を除いては長命寺の櫻餅が一番名高かつた。又櫻の花漬も賣つてゐた。昔は櫻味噌といふものを賣つてゐたが、多分向島から賣出したものではなかろうかと思ふ。天保頃の書物にこの櫻味噌のことが記してあるが、今は賣る家もなくなつてしまつた。

花見時になつても今日のように人は出なかつたが、色々な趣向を凝らして花見に出かけた。目鬘が非常に流行した。其頃上野では鳴物を禁じられてゐたから、向島へ來て三味線を彈いて騒いだ。それで堤上で遊ぶよりは秋葉神社の境内で遊ぶ人の方が多い位だつた。秋葉神社には櫻はなかつたが、秋葉の紅葉といふのが名があつた。通人達は櫻を見るよりも紅葉とか萩とかを見た。櫻ならば朝櫻、夕櫻を見るだけで餘り櫻を風流がらない。一瓢を携へてくる人は却つて枯野を見るのを通とした。櫻には女、子供、若い者が趣向をこらしてきた。花時になれば色々なものが出たが、休茶屋も今ほどは出ず、平生は實に淋しいところだつた。花を見る人は木母寺、梅若邊まで行つたが、綾瀬の方まで ゆく人はなかつた。

明治初年

淺草の橋

明治七八年頃までは渡船を呼んだものだ。向ふへ渡らうとする者は待つてゐて堤の上から大聲で『竹屋』『竹屋』と對岸の渡し守をよぶ、すると船の中へ蓙、蒲團、茶、煙草盆などを入れて竹屋から漕いできた。さういつた昔の風が十年前後までは殘つてゐたが、上野の第一博覧會以後餘程進歩して風俗も變つてきた。言問の邊なぞも波打際に蘆が生へてゐて、水の中に杭が打つてあつたが、此頃は石垣にしてしまつたので雑風景になつた。それから水の鹽梅で豆腐がうまくできるところから、向島の田樂は名高いものであつた。三月には梅若で田樂の振舞をしたことなぞもあつた。

兩國橋も今は昔と橋の位置が變つた。元の橋はも少し下手に、回向院から眞直のところに架つてゐた。夕涼みの頃になると今の川升のある邊からまなべ河岸へかけて、水の上へはり出した並び茶屋がずつと出た。上を葭簀で圍つて、絹行燈をかけ聯ね、その下へ竈を据へて釜をかけた。船は柳橋の水茶屋から出した。川の方からも漕出してきたが陸の涼み客の方が多かつた。

上り場といふ河岸から、髪結床が三十軒ばかり並んでゐた。橋の通りを廣小路と言つて、そこには香具師が見世物を出してゐた。其先へ行くと青物市場が出た。まなべ河岸の長左衛門といふ色物の寄席に圓朝が赤い繻絆を着て出てゐた。近所には例の四つ目屋がある。淺草橋には淺草見付があつた。その邊へは池鯉鮒明神の蛇のお札、講釋師、太平記讀みなどが出張つた。初音の馬場といふ紺屋の張場へは、夜になると本所の方から夜鷹が黒い着物を着てぞろぞろ押出した。お弔事の時には町を金棒を曳いて歩く、その音が似てゐるので『鈴蟲』と稱へた。私の住つてゐた家の隣に松本樓といふ水茶屋があつて、そこへ陸奥宗光や是眞や大纒長吉などが來て藝者を上げて騒いだこともある。

宿屋といふものは馬喰町より外になかつたので、田舎から江戸見物に來た者は大概馬喰町に宿つた。それでこの附近は非常に賑かな場所だつた。從つて掏兒が多い、うつかりしてゐると穿いてゐる下駄までも掏りかへられてしまふ。此等は明治の始め頃のことで、其の時分は着物の柄は荒く、好い物を着たが色の派手なものは少かつた。

向ふ兩國は回向院へかけて、見世物などは一層盛んだ。『やれつけ、それつけ』の向ふ側に一文屋といふ江戸の泥人形を賣る店があつて、小さい豆粒ほどの一文人形や又三尺位の泥人形を澤山店先へ並べてゐた。例のももんぢやがあつた。橋の側へ豚を持つて行つて、水へ漬けて殺すこともあつた。武士はももんぢやの前を通ると汚れると言つて袖で顔を掩つた。ももんぢを食ふものは外道のやうに言はれた、それでも便所の前などで蓆で圍をして、其の中で食ふものさへあつた。かういふ有様であつた維新後の日本が、纔か四十年の間にまるで昔の面影も殘さずに變つてしまつた。

江戸と東京の變り目

饗庭篁村

僕を江戸子と思はれて江戸と東京の祭禮の變遷を話せと云はれるのは喜ばしい様ですが實は怪しい江戸子で下谷の片隅で寧ろ竹の塚を兄アの方に近いくらゐの所に生れたので江戸前の祭禮、即ち天下祭と云れる神田と山王の眞個の祭禮は見ませんよ。最も僕が物心の付く頃は世の中が騷々しくて本祭禮に限らず何處の祭りも華々しいのは無かつた様です。無かつたどころか慶應二三年の頃には祭禮の山車屋臺を賣拂つて祭禮道具置場所を火の用心所にしたのを氣の利た所置だと褒めた位でした。上野戰爭後は尚更のこと江戸市中一體に火の消えた様な沈み方ですから祭禮の提灯も出はしませんでしたが明治初年の冬でしたか明治二年の春でしたか「御酒下され」といふ江戸市民に取て大いに有難い恩典が有ました。此時は山王と神田の氏子ばかりでは無い。八百八町殘らず山車屋臺を曳出して頂戴に出て江戸一般の祭禮、イヤ江戸の埃を拂ひ捨て東京を新しく迎へるといふ意味のお祭りでも有ました。是は餘事に渉つて付祭の形ですが其頃の江戸市民の氣持といふものは上野の戰爭も濟み、禁裡樣も此方へお遷りになつてから是で世の中、泰平と心から安心したものは先少なく、譜代大名の擧動、奥羽諸藩の意向まで八萬騎とかぞへられた旗元の本心、是からまだどんな騷動が起るやら、兵火の巷とまた變る事もやと片時も安い心はなく、諸商人休業同樣（官軍を相手に盛んに商業を營み取引をする者を奸賊呼はりをさへした者が有たくらゐで、先見の明ありて大義名分に明かな者でない限りの一般町人はたゞ薩長とばかり云て嚴しい中でも落首や擬へ繪其他の物でアテ付たのがまだ悦ばれて居るくらゐでした）江戸と共に自分等も滅亡ほどに悲觀して居た向が多かつたと思ひました。ソレが此「御酒下され」で沈んだ景氣が俄に引立ち、恐れながら天子樣の御威德に始めて浴し雲霧を披いて日の光を拜んだ樣に思ひて勇み立ち三日續きの大祝ひ（或は四日續き五日續きに）これが江戸にも東京にも跨つて祭禮の極點でありましたらう、其の祭禮の御利益は素晴しいもので沈欝した人氣を引立て江戸市民から苦もなく東京市民に脫化つて所謂萬民堵に安んずる事になりました。恰かも沈滯の疾ある者が一顆の靈藥を嚥下すと忽ち腹中雷鳴して頓に快復する如くまた機關的に矢が中つて轟然として鬼が佛に變る如くに景氣付きました。僕は其の時十四か十五、東京中を驅廻つて果から果まで見て遊びましたが、或夜今云へば十一時過、淺草の友達の所へ泊らうと横山町邊に掛りますと家々もまだ盛んに祝宴中で、或家で大神樂の連中が「勸進帳」の茶番をして居るのを好だものですから面白いと立どまつて見て居ると、此方にお入なさいと聲を掛けて吳れるので、イエ通りがゝりの者です御免なさいと立去らうとすると四十ばかりの人がわざ〳〵立て來て呼止めて此の目出たさに知るも知らないのもあるものかと手を取て座敷へ引上げ、是は私の息子でございます、と戲れて酒を強ひ下物をすゝめる。十二時過まで馳走になりましたが、今こんなお話しをすると僕が意地穢で御馳走酒に感謝する樣ですが、大きに否らず、それ丈でも此「御酒下され」で人々打解け、兵亂の恐れも忘れて恐怖の地から安樂希望の界へ出た事が分かるのです。慶應末の打毀しから世間の物騷はいふばかりなく、重な町家町内一致の非常用心火の番のみならず、戸締りは二重三重、人間の住む家ではなくつて虎を入れる檻ほどの嚴重さ。今思へば可笑しいほどに用心して宵から人を咎めれば多くは親類でも開けぬくらゐ。僕の家も白晝大砲組と號して二十餘人の押込に逢ひ有金勿論金目の物は根こそげ掠奪された上、其後の怖さ恐しさ、出入の者が詰切りで番をしてまだ其用心を廢めない程の時ですもの、夜更けに子供ばなれのしたばかりの者といへ、知らぬ者を引入れて目出たさを分けるなどゝは意外の事です。イヤ其の「御酒下され」即ち江戸東京つなぎの祭禮の利益は夫ばかりで有ません。いつ兵亂やらとの用心から市民は金を身に付けて放しません。抵當は有ても貸借は止まり、質屋は出質だけで入質を斷り、二分金を肌着へクケ込むやら、一分銀を胴卷へ入れて重いに肌を放さず、裏長屋に居る者でも草鞋に梅干一分が一兩でも握つたら命の綱と貯へて摑んだら出す者なく金融必迫眼の色まで變へて居たのだ此の「御酒下され」で安堵して握つた手を開いたのですから金融の道も開け、人々の信用も恢復して立派な東京市民になつたのです。それも是も先帝の御威德、有難い事でございましたよ、無暗に饒舌て若し不敬の事でもあつてはなりません。それは貴方が御注意下さい。折角お開の問題には適ひますまいが、今思ひ付ただけでございます。

―十月號豫告―

御大葬紀念畫誌

記事・精確・繪畫・豐富

卷頭社說　大隈伯爵

今帝御聖德紀事

ブース大將と救世軍

(故物せる現代宗教界最大偉人が生涯の事業を說いて興味津々)

其の他の材料例にまして一層の豐富を極む

新日本定價　毎月一回一日發行

冊數	前金	郵稅	計
三冊(三ヶ月)	七拾六錢五厘	七錢五厘	八拾四錢
六冊(半ヶ年)	壹圓五拾錢	十五錢	壹圓六拾五錢
十二冊(一ヶ年)	貳圓八拾八錢	參拾錢	參圓拾八錢

●一冊(紙數口繪共壹百八十四頁)　正價金貳拾六錢郵稅二錢五厘　海外郵稅一冊十四錢

本號に限り定價五十二錢。郵稅四錢五厘。

△廣告料は御照會次第詳細に御報知可申候
△廣告〆切は前月の十五日限の事

稟告

●弊社の圖書雜誌の御注文は總て前金の事●御注文の書名編數冊數御住所氏名は楷書にて明瞭に御認を乞ふ●振替貯金にて御送金は口座受入手數料金壹錢を御同送の事●郵券代用は必ず一割增の事●雜誌代前金相切れ候節は最終の雜誌帶封に「前金切」の印を捺して次の領收まで發送停止●前金は本誌到着を以て領收の事と御承知の事●御注文書狀宛名は「富山房小賣係」の事●郵便物未納不足稅は請取不申候

不許複製

大正元年年八月三十一日印刷納本　第貳卷第九號

編輯兼發行人　楠山正雄
印刷人　渡邊八太郎
印刷所　東京市牛込區榎町七番地　日清印刷株式會社
發行所　東京市神田區表神保町　合資會社冨山房

電話本局　一四〇二・一三四〇・一五〇一番
振替貯金口座東京　三六〇番

東京高等師範學校教授兒島獻吉郎先生著

最新刊

支那文學史綱

菊判全一冊
三百九十頁
定價壹圓卅錢
送料十二錢

著者は支那文學の研究を以て畢生の事業と爲せる人也。曩に支那大文學史を著はして古代文學の精華を評隲し、今又本書を大成して歴代詩人の心匠を發揮し四千餘年文苑の光景を描寫し、傍ら古今政治の盛衰と歴代思想の變遷とを叙述せり。其文章の壯麗にして雄健なるは著者獨特の妙技にして、評論の精確なると大文學史以上に在るは本社の最も光榮として博く江湖に誇示する所以也。市村文學博士の序文に本書を評して、佛國人テーン氏の大英文學史に庶幾しといへるも蓋し正鵠を得たるものならむ。而して本書は高等師範學校に開催の中等教員講習會の教科書に採用せられたり。斯て一般漢文研究者は勿論中等教員高等の學生及び文部省檢定受驗者必備必讀の良典なりとす。

發兌元　東京神田　冨山房　振替五〇一一番

最新刊の二名著

文學博士　坪井九馬三先生著

（菊判美本全一冊四百六十八頁挿圖四十七、地圖十八葉　定價金貳圓　送料十二錢）

西洋史要

最輕便にして堅實なる記事のアップツーデートなるは本書也

本書は博士が普通學科として西洋史を講義せらるゝ時備忘の主旨にて携帯せらるゝ博士撰述の西洋史要略也其記事は上古に起り一昨年に至る迄、上下五十年に亙れる史實を僅に數百頁中に藏めたるものにて其文章は簡にして要を摘み、史實に充ちて些の冗事無し。文意の及び難き所は挿圖地圖原語索引を添へて參考に備へたり。本書の原本は博士の常に携帯せらるゝ手千本にして補正の朱書書入の挿紙錯綜し容易に讀み難きものたり。本書を携帯するの讀者は常に博士に親炙するの感あらむ。今や西洋史の好參考書を望むの時、特に博士に請ふて本書を公刊する所以也。

▲發兌元　東京神田　合資會社冨山房　賣捌所　全國各書林

文學博士　原　勝郎先生著

（菊判全一册定價七拾五錢郵税八錢）

昨年の歐米　一九二一年

歐米の昨年を知て世界の現當未來を察知せよ

既往を知悉するは現當未來を推知するの道也。進んで底止せざる世界現下の大勢乃至其開展を察知せんと欲せば、先づ昨年に於ける事歴を明にせざるべからず、本書は昨年に於ける歐米各國に起りたる事件を網羅し、特に重要なる事件には、著者獨得の識見を以て縱横詳細に論評して痛切を極む。苟も世界の日本國民として眼を宇內大勢の推移に着くるの士は決して、逸すべからざる快著なり。

元紀新一に書辭獨和は本書を劃せるものなり！

第四高等學校教授文學士 小田切良太郎先生
第四高等學校教師 ウォールフート先生
共編

最新式！最優等 註解和獨辭典

最新刊

六版發行

洋裝頗美本全一冊 紙數千七百餘頁
定價金貳圓
送料内地八錢臺、樺、鮮、満、十四錢海外三十八錢

我邦ニ於ケル獨逸語ノ普及發展今ヤ昔日ノ比ニ非ラズ、和獨辭書ノ進歩獨リ之ニ伴ハズ、會話作文ノ有力ナル指導者タルニ足ルベキ和獨辭書ノ絶無ナルハ、豈獨逸語界ニ於ケル一大缺陷ニアラズヤ。編者兩先生深ク之ヲ遺憾トシ同心協力以テ本書ノ編纂ニ從事セラレ、苦心經營數年ニシテ遂ニ本書ヲ大成セラル。兩先生多年高等學校ニ教鞭ヲ執ラレ、教授上ニ豐富ナル經驗ヲ有セラレ、加フルニ獻身的勵精ノ餘ニ成レルモノ。其價値ノ博大豐富ナルハ論ヲ俟タズ、之ヲ在來ノ和獨辭書ニ比スルニ全編悉ク特色ト云フモ過言ニアラズ、今試ニ本書ノ重ナル特色ヲ擧ゲン

(一)本書ニ於テハ一ノ邦語ガ數義ヲ有スル場合又ハ一ノ邦語ニ數多ノ獨逸語ノ該當スル場合ニハ一々明確ナル註解ヲ附シ初學者ト雖モ容易ニ求ムル對譯語ヲ見出スヲ得シム。就中對譯語相互ノ異同ヲ辨別スルコト困難ナルガ如キ場合ニハ註解殊ニ深切丁寧ヲ極メタレバ以テ獨逸類語辭書ニ代用スルヲ得ベシ、故ニ本書ハ和文ヲ獨譯スル際ニ必要ナルノミナラズ、譯讀ニ際シテモ亦極メテ有益ナル參考書也。

(二)本書ニ於テハ、動詞、前置詞等其用法ノ困難ナルモノハ特ニ其支配格ヲ示セルノ外多クノ精錬セル文例ヲ擧ゲ、且ツ日常慣用ノ熟語ヲ網羅シ以テ作文會話ニ於ケル完全最良ノ指導ヲ爲スベシ。

(三)本書ハ語詞ノ蒐集ニ於テモ極メテ周到ナル注意ヲ拂ヒ現代語ヲ網羅シテ殆ド遺漏ナキヲ期ス。

(四)以上ノ外、卷末ニハ附錄トシテ獨逸語形變化一覽、東亞地名、日獨度量衡對照表ヲ掲ゲタレバ是亦使用者ニ多大ノ便利ヲ與フルモノト謂フベシ。

要スルニ本書ハ獨逸語ノ會話作文譯讀ノ進歩ニ於テ其裨益ヲ與フルコト、蓋甚大ナルモノアルベシ。敢テ大方獨逸語學修者ノ座右ニ薦ム

發兌 東京神田 合資會社 冨山房 振替口座東京一〇五 電話本局千卌六

最新式測量書の完成

陸地測量部 長陸軍少將大久保德明閣下校閲 修技所教官野坂喜代松先生新著

普通測地學

下卷新刊
◀上卷再版▶

圖解 上卷共二百冊 定價壹圓五十錢 郵税十二錢臺樺鮮支各十六錢宛 (上卷同上)

本書は陸地測量部式の特長を遺憾なく發揮せるものなり。曩に上卷を公にするや、好評籍甚忽ち再版を發行するに至れり、特に本卷には水準測量の終に最新なる寫眞測量法を詳説せるが如きは、本書を以て嚆矢となす。行文平易にして例證圖解極めて多ければ初學者及び獨習者の最良師なるは勿論苟も測量に從事するの士は必ず一本を座右に備へて絶大の利澤に浴したまふべきなり。

發行所 東京神田 冨山房 振替五〇一 電本四一三〇、一〇三六

讀め熱烈痛哭の文

學生 九月號

主筆 大町桂月

九月一日發行

定價金拾六錢 郵税一錢五厘

三冊前金郵税共五十一錢 六冊同九十九錢 十二冊壹圓九十三錢

發兌元 東京神田 冨山房 振替貯金五〇一一番

賣捌 全國書林

聖德餘聞

增補再版

本書は大行天皇の御偉業今上陛下皇太后陛下皇后陛下の御高德につき畏こきあたりの御事に通ぜる人々にたゞして記錄し奉りたるもの也出所皆正確にして寸毫も苟もせず眞に萬民の寶典也、弊堂は此際特に實費を以て之を江湖に頒たんとす、苟も忠誠無比の國民は本書一卷を備ふるを以て無上の美事とせざる可らず

菊判 三百餘頁

定價金貳圓

特價金壹圓 送料十二錢

東京神田 振替一五九七 三省堂書店發行